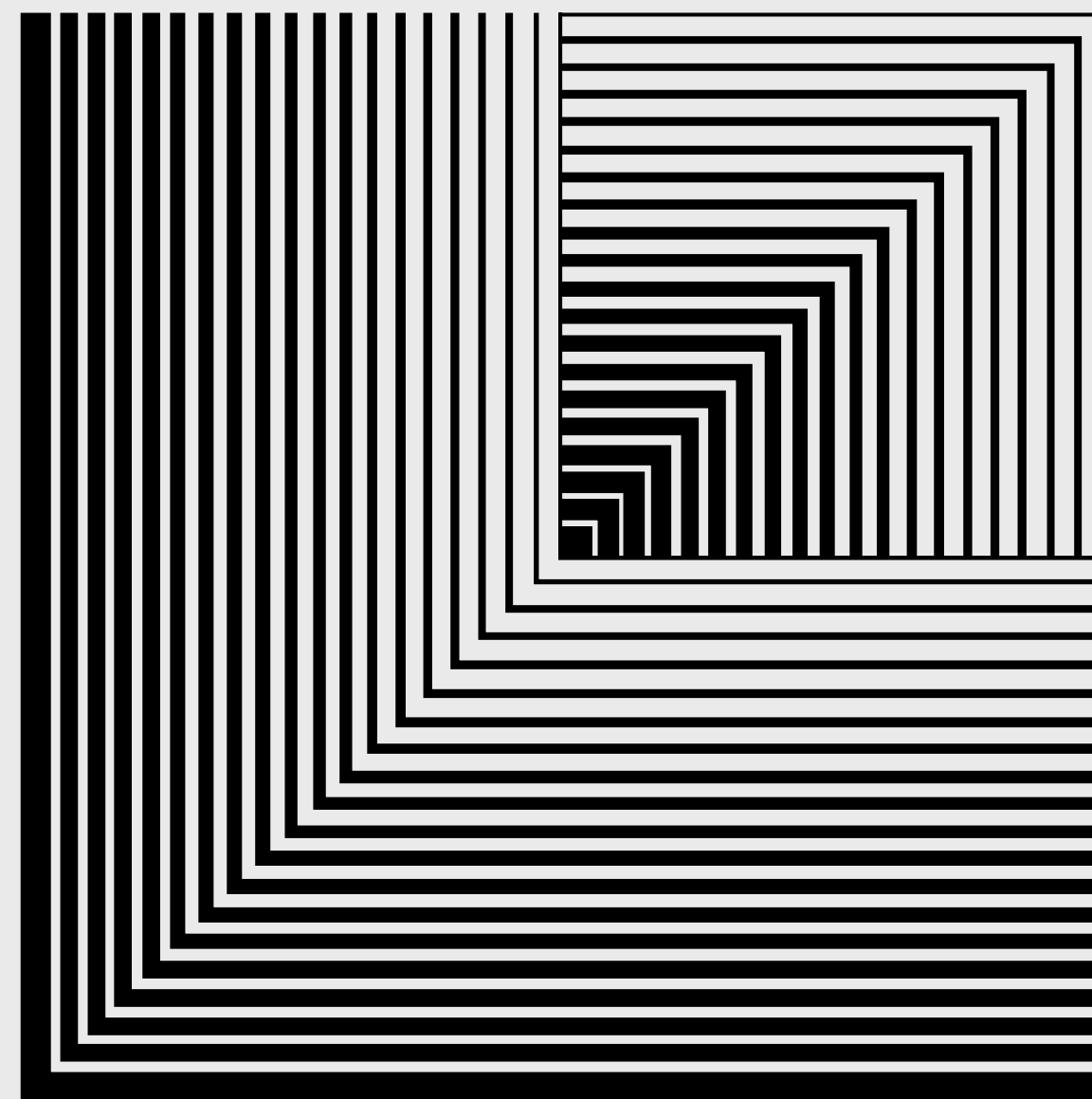


平成16年度

農林水産省年報



農林水産省編集

農林水産省年報

平成十六年度

農林水産省編集

平成 16 年 度

農林水産省年報

農林水産省編集

この年報を利用される方に

1 期 間

本書は、基本的に平成16年（2004年）4月1日から平成17年（2005年）3月31日までの農林水産行政の各分野において講じた施策等について記したものである。

2 構 成

本書は、第1編「総論」と第2編「各論」から構成されている。

- (1) 第1編は、農林水産行政全般を概観したもので、農業、林業、水産業に分けてその動向と背景、講じた施策及び行政機構と予算措置について総括的に解説している。
- (2) 第2編は、局庁ごと（第12章まで）に分けてその所管する分野について、各分野の動向と講じた施策等を詳細に解説している。
- (3) 巻末に付録として農政日誌を収録し、年度間の動きを時系列で把握し得るよう編集している。

なお、幹部職員名簿及び農林水産省組織図は同じく巻末に掲げたとおりである。

平成16年度 農林水産省年報 目 次

第1編 総 論

第1章 平成16年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施 策 の 背 景	3
2 講じた施策の重点	3
3 財 政 措 置	5
4 税制上の措置	5
5 農 業 金 融	6
6 立 法 措 置	6

第2節 林 業

1 施 策 の 背 景	6
2 講じた施策の重点	6
3 財 政 措 置	7
4 立 法 措 置	8
5 税制上及び金融措置	8

第3節 水 産 業

1 施 策 の 背 景	8
2 講じた施策の重点	9
3 財 政 措 置	10

第2章 行 政 機 構

1 総 論	11
2 機 構 等	11
3 定 員	13

第3章 農林水産関係予算

第1節 農林水産予算の大要

1 総 額	14
2 編 成 方 針	15

第2節 農林水産予算総括表

1 一般会計予算の主要経費別分類表	17
2 一般会計予算所管別総括表	19
3 特別会計歳入歳出予算予定額表	20
4 財政投融资資金計画表	21

第2編 各 論

第1章 大 臣 官 房

第1節 国 会 関 係

- 1 平成16年中の国会状況 25
- 2 第159回通常国会 25
- 3 第160回通常国会 27
- 4 第161回国会（臨時会）の総括 27

第2節 新 聞 発 表 等

- 1 新聞発表等 30
- 2 農林水産省後援名義等使用承認 30

第3節 農 林 水 産 祭

- 1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（農産等6部門） 30
- 2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（むらづくり部門） 30
- 3 農林水産祭中央行事 30

第4節 栄 典 関 係

- 1 春秋叙勲 33
- 2 春秋褒章 33

第5節 協 同 組 合 検 査

- 1 協同組合検査の趣旨 33
- 2 平成16年度の検査方針 33
- 3 検査体制の強化等 34
- 4 検査の実績等 34

第6節 情 報 の 受 発 信

- 1 ホームページ、メールマガジン 34
- 2 定期刊行物等 34
- 3 テレビ、ラジオ等 35
- 4 対面での取組 36
- 5 内閣府政府広報との連携 36

第7節 行政情報化の推進

- 1 電子政府の構築 37
- 2 行政事務のペーパーレス化 37
- 3 セキュリティ対策 38

第8節 年 次 報 告 等

- 1 食料・農業・農村の動向に関する年次報告 38
- 2 農業・食料関連産業の経済計算 44
- 3 産業連関表 44

第9節 農林水産省図書館

第10節 環 境 保 全 対 策

- 1 概 説 45
- 2 農林水産業に係る環境対策の推進 45

第2章 国 際 部

第1節	農林水産物の輸出入	
1	農林水産物等の輸出促進対策	55
2	関税（平成17年度当省関係品目の改正概要）	55
第2節	対 外 経 済 関 係	
1	WTO（世界貿易機関）	60
2	OECD（経済協力開発機構）	62
3	シーアイランドサミット	62
4	UNCTAD（国連貿易開発会議）	63
5	国際商品協定	63
6	EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）	63
7	APEC（アジア・太平洋経済協力）	65
8	ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）	65
9	成長のための日米経済パートナーシップ	65
10	その他の二国間会議	66
第3節	国 際 協 力	
1	国際協力に関する企画調査等	66
2	技 術 協 力	66
3	資 金 協 力（政府ベースの資金協力）	72
4	多 国 間 協 力	74
第4節	情 報 の 受 発 信	
1	海外農業情報	76
2	農林水産物貿易統計	76
3	海 外 広 報	76

第3章 統 計 部

第1節	統計の企画調整	
1	統 計 企 画	79
2	統 計 調 整	79
3	食料・農業・農村政策審議会統計部会	79
4	広 報 関 係	79
5	統 計 編 さ ん	79
6	農林水産業生産指数	80
第2節	情報システムの管理・運営	
1	共同利用電子計算機	80
2	農林水産統計情報処理システム	80
3	農林水産統計情報総合データベース	80
第3節	経 営 統 計 調 査	
1	農業経営統計調査	80
2	農業経営の動向に関する定点分析調査	82
3	林業経営統計調査	82

4	林業組織経営体経営調査	82
5	漁業経営調査	82
6	農業物価統計調査	83
7	農林漁業生産所得	83
第4節	構造統計調査	
1	農林業センサス	84
2	漁業センサス	84
3	農道・林道整備状況調査	84
4	漁業就業動向調査	84
第5節	生産統計調査	
1	作物統計調査	85
2	特定作物統計調査	86
3	繭生産統計調査	86
4	農作物調査試験	86
5	木材統計調査	86
6	畜産統計調査	87
7	漁業・養殖業生産統計調査	87
第6節	流通消費統計調査	
1	食品流通構造調査	88
2	生鮮食料品価格・販売動向調査	88
3	加工食品生産統計調査	88
4	農産物地産地消等実態調査	89
5	食品産業動向調査	89
6	流通機構統計調査	89
7	食品流通段階別価格形成調査	90
8	食品ロス統計調査	91
9	生鮮食料品流通情報調査	91

第4章 総合食料局

第1節	食料の安定供給の確保	
1	総 説	93
2	食料政策の総合的企画	93
3	食料自給率等の動向	94
4	不測時の食料安全保障	96
5	食料需給等の動向	96
第2節	食品流通対策	
1	概 要	96
2	中央卸売市場	96
3	地方卸売市場	97
4	食品流通の構造改善対策	97
5	商業の近代化	97
6	食品流通の効率化	98

7	商 品 取 引	98
第3節	食品産業等農林関係企業対策	
1	中小企業行政	99
2	一般企業行政	99
3	食品産業行政	102
第4節	食品・外食産業行政	
1	加 工 食 品	103
2	油 脂	106
3	新 食 品	107
4	外 食 産 業	107
第5節	米政策の改革	
1	「米づくりの本来あるべき姿」を目指して	108
2	米政策改革大綱	108
3	食糧法改正	110
第6節	食糧に関する政策	
1	平成16／17年の需給状況	111
2	平成16年度の需給調整	111
第7節	米穀の需給及び価格の安定に関するための措置	
1	需 給	112
2	米の流通制度	112
3	加 工 用 米	113
4	米穀の出荷又は販売の事業の届出	115
5	米の消費拡大	115
6	学 校 給 食	115
7	米備蓄の運営	116
第8節	麦類の需給及び価格の安定を図るための措置	
1	新たな麦政策	116
2	麦類の需給	117
3	麦の流通	118
4	販 売	124
5	麦 価	124
第9節	倉庫の概況と保管運送	
1	政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の概況	128
2	保管料支払実績	128
3	運 送	129
第10節	食糧の輸入及び国際関係	
1	概 況	129
2	米穀の輸入状況と海外の動向	129
3	麦類の輸入状況と海外の動向	129
4	政府米を利用した食糧援助	130
第11節	食糧管理特別会計	
1	食糧管理特別会計の概要	131

2	16年度予算の概要	131
3	16年度決算の概要	132
第12節	農産物検査制度	
1	概 況	133
2	国内産農産物の検査	133
3	外国産農産物の検査	137
4	成 分 検 査	138
第13節	米麦加工食品	
1	米加工食品	138
2	麦加工食品	138

第5章 消費・安全局

第1節	食の安全の確保	
1	関係行政機関との密接な連携による食品安全行政の一体的な推進	141
2	産地におけるリスク管理の推進	141
3	生産資材の適切な管理・使用の推進	141
4	食品の安全を確保するための調査・監視の強化	145
5	家畜防疫体制の強化等家畜衛生対策	145
6	水産防疫対策	152
7	植物防疫対策	152
8	リスクコミュニケーションの推進	155
9	危機管理体制の整備	156
第2節	消費者の信頼の確保	
1	食品等の表示・規格	156
2	トレーサビリティ・システムの導入・普及	157
第3節	食育の推進	
第4節	生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制	

第6章 生産局

第1節	生産振興総合対策事業	
1	事業の趣旨	161
2	事業の目標	161
3	事業の概要	161
第2節	水田農業構造改革対策	
1	水田農業構造改革対策	163
第3節	農産物の生産対策等	
1	種子対策	165
2	米生産対策	165
3	麦生産対策	165
4	大豆生産対策等	166
5	野菜対策	166
6	果樹農業振興対策	171

7	花きの生産普及対策	172
8	甘味資源作物の生産対策	173
9	特産農産物の生産振興対策	173
10	蚕糸業振興対策	174
11	砂糖類対策	176
12	鳥獣による農作物被害対策	178
第4節	農業生産資材対策	
1	農業生産資材費低減対策	178
2	農業機械化対策	178
3	種苗対策	179
第5節	持続性の高い農業生産の推進	
1	持続性の高い農業生産の推進	181
2	環境負荷低減に資する技術開発・普及	181
3	地力増進対策	181
第6節	畜産物の価格関連対策	
1	食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産物価格等部会	182
2	農畜産業振興機構の業務の運営状況	185
第7節	酪農対策	
1	牛乳乳製品の需給	186
2	牛乳乳製品の流通調査	186
3	生乳取引・流通改善対策	187
4	乳業及び流通の合理化対策の概要	187
5	乳製品に係る関税相当量の削減等	187
第8節	食肉鶏卵対策	
1	食肉等の需給及び価格の推移	187
2	食肉等の流通対策	189
3	食肉、鶏卵等の価格安定対策	189
第9節	畜産経営対策	
1	畜産振興対策事業	190
2	バイオマス利活用フロンティア整備事業	191
3	畜産経営関係主要資金の融通	191
第10節	畜産技術対策	
1	家畜改良増殖対策事業	192
2	畜産新技術実用化対策事業	193
3	中央畜産技術研修	193
第11節	飼料対策	
1	自給飼料対策	194
2	飼料作物生産振興対策	197
3	耕畜連携による飼料作物生産振興対策	197
4	流通飼料対策	198
第12節	中央競馬及び地方競馬	
1	競馬法の一部改正	199

2	中 央 競 馬	200
3	地 方 競 馬	200

第7章 経 営 局

第1節	農林漁業関係の税制	
1	国税に関する改正	201
2	地方税に関する改正	203
3	第159回国会において成立した法律に基づく改正条項	205
4	そ の 他	206
第2節	農業経営基盤の強化	
1	農業経営基盤強化促進法	208
2	農業経営総合対策	208
第3節	農業者年金制度の推進	
1	新制度の概要	211
2	被保険者等の状況（16年度末）	211
3	独立行政法人化	211
第4節	災 害 対 策	
1	地震による災害	212
2	台風等豪雨災害	212
3	農林水産業防災対策関係予算	217
第5節	規模拡大・農地流動化対策	
1	農地流動化の状況	218
2	農地流動化対策	218
3	耕作目的の農地移動等の状況	220
第6節	農 業 委 員 会 等	
	農業委員会等に対する国庫補助	221
第7節	農 業 経 営 対 策	
	経営構造対策	221
第8節	協同農業普及事業	
1	協同農業普及事業交付金	224
2	協同農業普及事業の効率的・効果的な推進	226
第9節	農業改良資金制度	
第10節	新規就農者・青年農業者の育成確保対策	
1	新規就農者に対する資金面での支援	228
2	全国及び地域段階における就農支援体制の整備	228
第11節	女性・高齢者対策	
1	農山漁村男女共同参画の推進	229
2	農山漁村高齢者対策	229
第12節	農 業 協 同 組 合 等	
1	農業協同組合及び同連合会	230
2	農業協同組合中央会	231
3	農 事 組 合 法 人	231

4	農林漁業団体職員共済組合	231
5	農協に関する統計調査	231
第13節	農 林 漁 業 金 融	
1	組合金融の動き	232
2	農林漁業金融公庫	234
3	農業近代化資金	235
4	農業経営改善促進資金	236
5	農業信用保証保険	237
第14節	農業災害補償制度	
1	概 要	237
2	制 度 の 運 営	238
3	農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等	238
4	事業の実績（任意共済事業を除く）	239

第8章 農 村 振 興 局

第1節	農山漁村及び中山間地域対策等の振興	
1	農山漁村の振興	241
2	中山間地域等の振興	241
3	特定地域の振興	243
4	都市と農村の交流等の促進	244
5	農村における就業・所得機会の創出等	245
第2節	農用地の確保と計画的な土地利用の推進	
1	農業振興地域の整備	246
2	集落地域整備法	247
3	農地転用の状況	247
第3節	農業農村整備事業等の推進	
1	概 説	247
2	農業生産基盤整備事業	248
3	農 村 整 備 事 業	255
4	農地等保全管理事業	259
5	海 岸 事 業	261
6	災 害 復 旧 事 業	261
7	そ の 他 の 事 業	262
第4節	土地改良制度等	
1	土地改良制度	263
2	農業水利関係	266

第9章 農林水産技術会議

第1節	農林水産研究開発の推進状況	
1	農林水産技術会議の運営	267
2	農林水産研究開発の戦略的推進	268
3	研究開発体制の整備	269

4	研究開発の評価	270
5	先端技術の安全性確保のための取組	272
6	研究開発基盤の整備	272
7	研究交流の推進・研究開発成果の広報等	273
第2節	農林水産研究開発の実施	
1	プロジェクト研究の推進	275
2	地域研究の推進	280
3	民間研究の推進	281
4	科学技術振興調整費等による研究の推進	282
第3節	国際研究交流の推進	
1	二 国 間 交 流	283
2	多国間交流（CGIAR）	284
3	（独）国際協力機構（JICA）を通じた技術協力	284

第10章 地 方 農 政 局

第1節	地方農政局の強化	
1	機構及び定員	285
2	委 譲 補 助 金	285
第2節	地 方 農 政 局	
1	東 北 農 政 局	286
2	関 東 農 政 局	291
3	北 陸 農 政 局	293
4	東 海 農 政 局	297
5	近 畿 農 政 局	300
6	中国四国農政局	303
7	九 州 農 政 局	306

第11章 林 野 庁

第1節	林業生産基盤の整備	
1	森 林 整 備 事 業	315
2	林道施設災害復旧事業	316
3	森林災害復旧事業	317
4	間 伐 対 策	317
5	森林整備の促進	317
6	緑資源機構事業	317
第2節	森林資源の充実と森林保全	
1	森 林 計 画	318
2	森林整備地域活動支援交付金制度	321
3	民有林治山事業の推進及び保安林制度	321
4	種 苗 生 産 事 業	324
5	緑化推進対策事業の展開	325
6	森 林 保 全	327

7	林業・山村の活性化	329
第3節	林業・木材産業構造改革事業	
1	事業の趣旨	331
2	事業の内容	331
第4節	森林組合	
1	森林組合等の活動状況	331
2	森林組合等の育成強化	332
第5節	林業労働力対策	
1	林業就業者の現状	332
2	緑の雇用担い手育成対策事業	332
3	森林・林業雇用総合対策	332
4	事業体育成情報ネットワーク事業	333
5	林業就業促進資金	333
第6節	林産物の需給及び加工流通対策	
1	木材需給・木材工業等の動向	333
2	林産物の供給及び利用の確保	335
3	木材の需給安定	337
4	特用林産物の生産振興	337
第7節	林業関係金融	
1	木材産業等高度化推進資金	338
2	農林漁業信用基金（林業信用保証制度）	338
3	農林漁業金融公庫資金	339
4	林業・木材産業改善資金	340
第8節	林業技術対策	
1	試験研究の充実	340
2	技術開発の推進	340
3	林木育種事業	341
4	林業普及指導事業	341
第9節	国有林野事業	
1	国有林野事業の現状と今後の展開方向	342
2	国有林野事業の主要事業	343
3	国有林野の財務状況	343
4	国有林野の活用等	344
5	国有林野事業の労働情勢	345
第10節	森林国営保険	
1	事業計画	346
2	事業の実施計画	347
3	森林保険特別会計の収支状況	347
第12章	水産庁	
第1節	資源管理の推進	
1	我が国周辺漁業資源調査等	349

2	我が国周辺水域の水産資源の管理	349
3	持続的養殖生産の推進	349
4	溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業	350
5	内水面漁業振興対策事業	350
6	水産資源保護対策事業	351
7	漁場環境及び生態系の保全	351
第2節	つくり育てる漁業の推進	
1	栽培漁業振興対策	352
2	海面養殖業の振興対策	352
第3節	漁業の担い手確保・育成対策	
1	漁業労働力の確保等	353
2	水産業改良普及事業	353
3	独立行政法人水産大学校	353
第4節	水産制度金融	
1	概 況	353
2	系 統 金 融	353
3	一 般 金 融 機 関	354
4	農林漁業金融公庫資金	354
5	漁業近代化資金等の制度資金	354
6	沿岸漁業改善資金	355
7	中小漁業融資保証保険制度	355
第5節	水産業協同組合	
1	概 要	355
2	漁業協同組合等特別対策事業	355
3	地域漁業再生のための担い手定着促進事業	355
4	漁協等経営基盤強化対策事業	356
第6節	水産物の流通加工・需給・消費対策	
1	水産物の需給・価格動向	356
2	水産物の流通対策	356
3	水産加工業対策	357
4	水産物の需給安定対策	358
5	水産物の輸出入	359
第7節	漁船損害等補償制度	
1	概 況	360
2	漁船保険等事業	360
3	財 政 措 置	361
第8節	漁業災害補償制度	
1	概 況	361
2	漁業共済事業	362
3	財 政 措 置	362
第9節	沿岸・沖合漁業	
1	沖合底びき網漁業	362

2	小型底びき網漁業	362
3	まき網漁業	363
4	ずわいがに漁業	363
5	さんま漁業	363
6	いかつり漁業	363
7	かじき等流し網漁業	363
8	遊魚・海面利用	364
9	我が国200海里内における漁業取締り	364
第10節	遠洋・北洋漁業	
1	さけ・ます漁業	364
2	捕鯨業	365
3	かつお・まぐろ漁業	365
4	遠洋底びき網漁業	366
5	海外いかつり漁業	366
6	国際漁業再編対策事業	367
第11節	国際漁業交渉	
1	海洋法に関する国際連合条約の動向	367
2	二 国 間 交 渉	367
3	多 国 間 交 渉	371
第12節	漁 船 対 策	
1	漁船の勢力と建造状況	375
2	漁船の依頼検査と性能改善	375
3	漁 船 の 輸 出	375
4	漁船安全等技術開発事業	375
第13節	漁港・漁場・農村の整備及び維持管理	
1	漁 港 の 指 定	376
2	漁 港 の 管 理	376
3	漁港・漁場・漁村の整備	376
第14節	水産経営構造改善事業	
1	漁業経営構造改善事業	378
2	沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業	379
3	高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業	379
第15節	水産関係試験研究	
1	水産業新技術開発事業	379
2	水産業振興事業調査	381
3	国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究	381
4	魚海況予報事業	381
5	独立行政法人水産総合研究センター	382
第16節	水産業改良普及対策	
	担い手確保・育成漁船建造等推進事業	382
第17節	船 舶	
1	水産庁の船舶	382

2 業 務	382

付 録

農政日誌（平成16年 4 月 1 日～平成17年 3 月31日）	387
農林水産省幹部職員名簿	477
農林水産省組織図	484

第1編 総論

第 1 章 平成16年度農林水産行政の概観

第 1 節 農 業

1 施 策 の 背 景

農業・農村は、人間の生命の維持に欠くことできない食料の安定供給のほか、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的な機能を有している。また、農業・農村は、林業や水産業、山村や漁村とともに一体性を有する生命産業の基盤として、社会共通資本である地域資源を次世代へ継承する重要な役割を担っている。

こうした農業・農村の役割を維持・発展させるため、政府は平成11年に食料・農業・農村基本法を策定し、4つの基本理念（食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興）を掲げるとともに、平成12年には同理念を具体化した農政の指針である「食料・農業・農村基本計画」を策定し、この基本計画に沿った施策を展開してきた。

しかし、基本計画策定後も、①食の安全や健全な食生活に対する関心の高まり（BSE や不正表示事件の発生）、②多様化・高度化する消費者・実需者ニーズ（食品産業の輸入農産物依存の高まり）、③農業の構造改革の立ち遅れ（農業者の減少・高齢化、規模拡大の遅れ）、④多面的機能や農村に対する期待（持続可能な社会の実現への要請）、⑤グローバル化の進展（WTO/EPA 交渉、アジア諸国の経済発展）といった食料・農業・農村をめぐる大きな情勢の変化が見られる。

こうした変化等を踏まえ、今後10年程度を見通した農政全般にわたる改革を推進するため、政府は、平成17年3月に、新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定した。

この基本計画においては、①新たな食料自給率目標の設定、②担い手の経営全体に着目した品目横断的政策の導入、③環境・資源を重視した施策の導入、④食の安全と消費者の信頼の確保のための施策の充実、⑤高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開などの方向付けを行った。

また、基本計画の策定と同時に、施策の推進に関す

る手順、実施の時期と手法、達成目標等を示した工程評を公表しており、これに沿って施策の具体化を着実に推進していく必要がある。

2 講じた施策の重点

基本法及び基本計画の課題等の実現に向けて、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策、国際交渉への取組を総合的に展開した。

(1) 食料の安定供給の確保

ア 食の安全と安心の確保

(ア) 消費者等とのリスクコミュニケーション

食品の安全性の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、農薬の適正使用や BSE 対策等個別の施策ごとにリスクコミュニケーションを開催するなど関係者と意見交換を行い、施策への意見の反映を行った。

(イ) リスク管理対策

産地段階から消費段階にわたるリスク管理の的確な実施を図るため、農畜水産物・食品の安全性確保の強化や家畜防疫体制の強化を推進するとともに、食品安全委員会、厚生労働省等関係行政機関との連携のもと、緊急事態への対処や発生の防止に関する体制を整備した。

(ウ) 食品表示の信頼の回復

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において表示基準をわかりやすく見直すとともに、表示基準に従った適正な表示がなされるよう強力に監視指導を行うこと等により、消費者が安心して食品を選択できる環境の整備に努めた。

また、定期的に既存の JAS 規格を見直すとともに、生産情報公表の JAS 規格や有機畜産物の JAS 規格等新しいニーズに対応した JAS 規格の制定を推進した。

(エ) トレーサビリティ・システムの確立

生産者、流通業者の自主的な導入・取組を基本

としつつ、生産・加工・流通等の各段階で食品とその情報が追跡できるトレーサビリティ・システムの導入を図った。

(オ) 「食育」の推進

これまで取り組んできた「食生活指針」を中心とした食生活改善に関する普及・啓発に加え、心身の健全な発達や健康の保持増進及び望ましい食習慣の実現を図り、食の安全について自ら考えることを促進した。また、食品の安全、食品の選び方や組合せ方等を教え、国民一人一人が「食」について自ら考え、判断する能力を養成するため、「食育」を推進する国民的な運動を展開した。

(カ) 産地と消費者の信頼を深めるための取組の促進

消費者ニーズに対応した農産物の供給を促進するとともに、消費者の農業や食に対する理解を深め、食の安全・安心の確保や元気な産地づくりにつながる、生産者と消費者の「互いに顔の見える関係づくり」を進めるため、直売所を利用した新鮮な地域産物の販売、伝統的な食材を利用した郷土料理の体験活動等により地産地消等を推進した。

イ 食品産業の健全な発展

食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、食品産業の事業基盤の強化を図りつつ、特に食品製造業と農業の連携を推進したほか、環境への負荷の低減及び資源の有効利用のための環境対策を総合的に推進した。また、卸売市場の機能・連携強化を図るとともに、食品小売業の活性化等を進め、食品流通の効率化を推進した。

(2) 農業の持続的な発展

ア 認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保

望ましい農業構造の実現を図るため、認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保を推進するとともに、農業経営の法人化を推進した。

また、農林漁業内外から多様な人材を確保するため、関係機関と連携のもと、新規就農者の習熟度合いに応じたきめ細かい就農支援施策を講じた。

イ 農地の確保及び有効利用

農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適切な運用を通じ、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図った。

また、農地を効率的に利用していくため、農地保有合理化事業等を活用し効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消を目指した施策を実施した。

ウ 農業生産の基盤の整備

農業生産の基盤の整備について、「土地改良長期計画」に示された成果の実現に向け、「いのち」、「循環」、「共生」の視点に立って、農業の生産性を向上させるため、自然と共生する環境創造型事業への転換や関連施策との連携を進めつつ、農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備等を実施した。

エ 農業経営安定対策の着実な実施

平成16年産から、需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、生産者の稲作所得の基盤を確保するための対策（稲作所得基盤確保対策）を生産調整対策として講じた。

また、米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乘せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じた。

オ バイオマス利活用の推進

バイオマスをエネルギーや製品として総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現するため、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、バイオマス利活用推進に向けた取組を戦略的に推進した。

(3) 農 村 の 振 興

ア 農村の総合的な振興

多くの人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、都市住民の気持ちと行動を農山漁村に向かわせることへの支援、都市と農山漁村の橋渡し及び受皿としての農山漁村の魅力の向上のための対策を「都市と農山漁村の共生・対流の推進」として政策群の一つに位置付ける等、関係府省が連携しつつ総合的に推進した。

イ 農業生産の基盤の整備と生活環境の整備

地域住民をはじめとする多様な主体の参加のもと、農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備を行った。

ウ 中山間地域等の振興

農業の生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払い制度を実施するとともに、都道府県が策定する「地域別振興アクションプラン」等に則し、地域の基幹産業である農業及び関連産業の振興、他産業の振興等による多様な所得機会の確保、生活環境の整備等の施策について、総合的・計画的に推進した。

エ 都市の農山漁村の交流の促進

都市部のニーズに応じた農村情報の受発信機能の充実、農村におけるグリーン・ツーリズムビジネスの企業家等の支援・育成、地域ぐるみで行う受入態勢や交流空間の整備等について、関係府省と連携しつつ、総合的に推進した。

(4) 国際交渉への取組

ア WTO 農業交渉における取組

12年から開始された WTO 農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障等の非貿易的関心事項に十分配慮しつつ、「品目ごとの柔軟性」、「改革の継続性」、「輸出入国間のバランス」が確保されるよう主張してきた。

16年1月、米国が WTO 全加盟国に対して交渉促進を呼びかけ、2月に選任された新議長のもと、農業委員会特別会合が3月から再開された。6月には、我が国は、スイス等の食料輸入国で構成される G10 と共同提案をし、非貿易的関心事項に適切に配慮するためには、柔軟性の確保が不可欠であること、特に上限関税の設定及び関税割当の一律拡大義務付けは柔軟性に欠けるため反対であること等を主張した。

7月には、WTO 一般理事会議長から枠組み合意の1次案、2次案が提出され、7月末にはこの2次案を修正した案で農業分野が実質合意に達した後、他分野の交渉が加速化し、枠組み合意が成立した。

この枠組み合意では、市場アクセス分野では、関税削減方式として、関税率の水準に応じて関税削減を行う「階層方式」が採用された。その一方、重要品目は別の扱いとし、その数は今後の交渉事項とされた。また、上限関税の設定は、まず、その役割を評価したうえで、その是非を検討していくこととなった。

国内支持については、「黄」の政策、「青」の政策及びデミニミスに該当する補助金当の総額が多い国ほど大幅に削減することが合意された。

輸出競争については、すべての形態の輸出補助金を期日を設けて撤廃することとされた。

イ FTA を含む経済連携への取組

FTA（自由貿易協定）等の経済連携については、地理的に密接な関係にある勧告、アセアン諸国や14年11月から交渉を行っているメキシコとの協議に取り組んだ。その際には、相手国によってそれぞれ異なる、我が国農林水産業との関連度合いや貿易事情等の諸事情についてできる限りの情報収集や分析を行うとともに、農林水産省に設置された「FTA 本部」を中心に、対応方針を検討した。

(5) その他重点施策

ア 米政策改革大綱の具体化

4月1日に生産調整の見直し、計画流通制度の廃止等を内容とする改正食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の一部改正法）を施行するとともに、円滑な需給調整、消費者対策の拡充等を図った。

イ 災害対策

16年度は台風が史上最多の10個上陸したほか、新潟中越地震など相次ぐ地震発生により、農産物、農林水産業関係施設に大きな被害が発生した。

これらの災害に対応して、「農林水産省災害対策本部」、「農林水産省新潟県中越地震災害対策本部」を設置し、被害状況の早期把握に努めるとともに、災害復旧事業の早期実施、激甚災害指定等の措置を講じた。

(6) 食料、農業及び農村施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

重点施策をはじめとする食料・農業・農村施策を実施するに当たっては、効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく実績評価、事業評価等の政策評価を積極的に推進することにより、食料・農業・農村基本法及び同基本計画に即した施策の効果の評価を行い、その結果を踏まえて施策内容等の見直しを行った。

3 財 政 措 置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成16年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆4,267億円となった。

また、平成16年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は2,315億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で1,850億円となっている。

4 税 制 上 の 措 置

(1) 国 税

食糧法の一部を改正する法律（平成15年法律第103号）に基づく米穀安定供給確保支援機構が同改正法に基づき行う事業を収益事業から除外する措置が創設された。

(ア) 集荷円滑化対策業務に係る米穀の販売業（法令第5条）

(イ) 集荷円滑化対策業務に係る金銭貸付業（法令第

5条)

(ウ) 債務保証業務（法規則第8条の2の2）

(2) 地 方 税

中核的地方卸売市場に係る課税標準の軽減措置（5年間2分の1）について、市場の合併に関連する場合の要件を緩和したうえ、その適用期限が2年延長された。

5 農 業 金 融

制度金融については、農林漁業金融公庫融資制度について、農業負債整理関係資金の経営改善計画の策定期限の延長、特定農産加工資金の貸付期限の延長等の改正を行った。また、農業近代化資金制度について、都道府県が行う利子補給等の措置に対して、引き続き助成措置等を講じてその円滑な運営を図った。

一方、組合金融については、金融システムの安定に向けた取り組みの最終段階として、「金融機能強化特別措置法」が手当てされた。また、最近の社会経済情勢の変化への対応等という観点から、法務省において会社に係る各種の制度の在り方等について抜本的な見直しが行われ、新たな「会社法」が創設された。この会社法の施行に伴い、農業協同組合法を含む関係法律に所用の整備を加えるための法律案が第162回国会に提出された。また、平成17年4月のペイオフの本格実施を控え、農協系統においても、経営上問題のある組合の早急かつ確実な解消及び組合の早期経営指導等に取り組んだ。

6 立 法 措 置

第159回国会（通常国会）において、

- ・「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「農業改良助長法の一部を改正する法律」
- ・「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律」
- ・「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」
- ・「競馬法の一部を改正する法律」
- ・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」
- ・「卸売市場法の一部を改正する法律」
- ・「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」

等が成立した。

また、第162回国会（通常国会）において、

- ・「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律」

等が成立した。

第2節 林 業

1 施 策 の 背 景

森林に対する国民の要請は、自然の循環を尊重し、環境に負荷をかけない社会、すなわち、資源を有効活用し、豊かな環境の恵みを享受できる循環型社会への関心の高まりを背景として、多様化、高度化している。

従前からの林産物の供給をはじめ、山地災害の防止、水源かん養、自然環境や生活環境の保全、保健文化的利用の場の提供といった機能から、近年は二酸化炭素の吸収、貯蔵機能や生物多様性の保全機能まで、森林のもつ多面的機能の発揮が一層期待されるようになっている。

一方、木材を生産、供給することを通じて森林の整備を担ってきた林業は、採算性の悪化により、生産活動が停滞している。この結果、間伐、保育等の森林を健全に維持するための施業や伐採後の植林が行われな森林が見られるなど、このままでは二酸化炭素の吸収機能をはじめ森林のもつ多面的機能の持続的な発揮を確保することが困難になるおそれがある。

特に、京都議定書で我が国が約束した温室効果ガス排出量の削減目標6%の達成に向け、森林による二酸化炭素の吸収量3.9%を確保することが重要な課題となっている。

平成16年度においては、森林・林業基本計画に沿って、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」（農林水産省）をはじめとする森林・林業施策を、関連する施策と連携を図りつつ、国民が快適で安心できる暮らしや豊かさを享受できるよう総合的に展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、適切な森林の整備・保全を進め、併せて森林施業を効率的に行う上で不可欠な林内路網の整備を環境保全への配慮と工事コストの削減を図りつつ、計画的に推進した。

特に、管理不十分な森林の整備や、複層林化、針広混交林化等を推進し、森林整備の多様化に対応した担い手の育成に積極的に取り組んだ。

また、森林の荒廃を防止するための治山施設の効率的かつ効果的な整備や保安林制度の適切な運用等により保安林等の適切な管理・保全等に取り組んだ。

さらに、地球温暖化防止に向けた森林整備に対する

国民からの支援意識の醸成が図られるよう、森林ボランティアと他分野のNPO等が一体となった緑化活動や青少年等による作業体験等を積極的に推進した。

なお、二酸化炭素吸収量の報告・検証体制を強化するため、森林資源情報の収集システムの整備を推進した。

このほか、所要の災害対策を講じた。

(2) 都市と山村の共生・対流の推進等による山村の振興

林業就業者等の定住促進のための受入体制の整備や地域の森林資源等を活かした新たな産業の育成等により、魅力ある山村づくりを支援した。

また、森林環境教育や森林を活用した健康づくり等の森林の多様な利用を推進した。

(3) 林業の持続的かつ健全な発展の確保

効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立に向けて、意欲ある林家等の林業経営体や森林組合、素材生産業者等の林業事業体を育成するとともに、「緑の雇用担い手育成対策事業」等により、森林整備に必要な専門的技術・技能等を習得させる研修等を行いつつ、林業就業者を確保・育成した。

また、農山村地域の貴重な収入源であり、地域の活性化に重要な役割を果たしている特用林産の振興を図った。

(4) 林産物の供給及び利用の確保

構造改革を通じた木材産業の事業基盤の強化、木材産業と林業との連携の推進、流通及び加工の合理化を図った。

また、林産物の利用の意義に関する国民への普及と情報の提供、未利用資源を含む林産物の新規需要の開拓、住宅や公共部門等への木材利用の拡大を促進した。

(5) 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

林政の展開方向に即して、中期的な期間を見通して策定した研究・技術開発戦略及び林木育種戦略に基づき、研究・技術開発及び林木育種を効率的かつ効果的に推進した。

また、研究・技術開発の実施に当たっては、都道府県の試験研究機関、大学、民間等との連携を図った。

(6) 国有林野事業改革の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、事業運営の効率化を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けて取り組んだ。

(7) 森林・林業分野における国際的取組の推進

世界における持続可能な森林経営の推進のための国際協力、地球温暖化問題への対応や適切な木材貿易の

推進について取り組んだ。

3 財政措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の一般会計予算(表1)、国有林野事業特別会計予算(表2)及び森林保険特別会計予算(表3)の確保に努めた。

表1 林業関係の一般会計予算額

(単位：百万円)

区 分	16 年 度
治山事業の推進	145,895
森林整備事業の推進	187,469
災害復旧等	83,576
保安林等整備管理	949
森林計画	2,070
林業生産流通総合対策	20,940
林業試験研究及び林業普及指導	14,485
森林病虫害等防除	2,378
林業金融	1,286
国際林業協力	403
森林整備地域活動支援対策	7,295
その他	62,199
合 計	528,945

注：1) 予算額は補正後のものである。

2) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

表2 国有林野事業特別会計予算額

(単位：百万円)

区 分	16 年 度
国有林野事業勘定	376,999
治山勘定	192,147

注：1) 予算額は補正後のものである。

2) 治山勘定には負担金を含む。

表3 森林保険特別会計予算額

(単位：百万円)

区 分	16 年 度
森林国営保険事業・歳出	5,857

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

森林・山村に係る地方財政措置については、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組みを促進した。

森林・山村対策の具体的な措置としては、①公的管理が必要な民有林の整備に要する経費、②地方公共団体が単独事業として実施する緑の雇用担い手育成対策に要する経費、③森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を確保するための経費、④地域材

利用のための普及啓発、生産流通対策等を推進するための木質バイオマスエネルギー利用施設、木材の加工流通施設、木材乾燥施設の整備促進等に要する経費に対して交付税措置を講じるとともに、⑤ふるさと林道緊急整備事業に要する経費に対して起債措置及び交付税措置を講じた。

また、新たに、⑥森林法改正に関連して、要間伐森林及び要整備森林の施業、施業実施協定の締結、森林ボランティア活動に対する情報提供等森林の整備・保全を促進するための経費に対して普通交付税措置を講じるとともに、⑦公的管理が必要な民有林の整備に対する特別交付税措置について森林整備法人を実施主体に追加した。

国土保全対策の具体的な措置としては、①ソフト事業として、U・Iターン受入れ対策、森林管理対策、後継者対策等国土保全に資する施策を推進するための事業に必要な経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を負担した場合の特別交付税措置、③新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備、第3セクターの設立のための出資等に要する経費の起債措置を実施した。

さらに、農林水産省所管の国庫補助事業と地方単独事業との連携により、農山漁村地域の総合的振興を図る農山漁村地域資源活用促進事業を推進した。

4 立法措置

制定した法律は次のとおりである。

第159回国会（通常）

「森林法の一部を改正する法律」

5 税制上及び金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制及び金融措置を講じた。

所得税について、住宅ローン減税を平成16年居住分について平成15年分と同じ制度とし、平成17年分から平成20年分については、減税措置を重点化しながら延長する措置を講じた。

相続税について、幼齢立木の評価について1年目の標準価格を見直し、それを基に評価を行う期間を市場価値が生ずる林齢まで延長するなどの措置を講じた。また、林地の評価について、標準値の再選定などの措置を講じた。

さらに、狩猟者登録税及び入猟税を統合し新たに狩猟税を創設した。

林業経営育成資金（森林取得）については、林齢制限の見直しと貸付対象者の重点化を図り、林業経営安定資金（林業経営維持－施業転換）については、貸付対象となる森林施業計画認定時の林齢の見直し等を行った。

第3節 水産業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の漁業生産量は、遠洋漁場での国際規制の強まりやマイワシ資源の急速な減少により、昭和59年をピークとして大幅な減少を示した以降も、我が国周辺水域の水産資源が低位水準になっていることもあり、なお減少傾向にある。また、漁業就業者の高齢化が全体として進行しているほか、昨今の貿易自由化の流れの活発化により、我が国水産業をめぐる情勢は、厳しさを増している。

こうした状況に適切に対応し、国民のニーズと社会情勢に即しつつ、水産業・漁村を将来にわたって持続的に発展させていくことは重要な課題である。

我が国には、先人たちの長年の努力により、水産に関する多くの技術や知見が蓄積されている。また、我が国周辺水域は、世界の主要漁場の一つと言われる豊かな漁場である。これらの長年の蓄積と漁場の能力を最大限に活用し、水産資源の適切な保存管理と持続的な利用の体制を構築することができれば、我が国水産業には大きな発展の可能性がある。

政府は、この可能性の扉を大きく開くとともに、次の世代に引き継ぐことにより、将来にわたって、「水産基本法」（平成13年法律第89号）の基本理念である「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を確かなものとしなければならない。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進して参る所存である。

2 講じた施策の重点

平成16年度においては、「水産基本法」及び「水産基本計画」に基づき、平成24年を目標年とする水産物の自給率目標の達成に向け、「水産資源の持続的利用の確保」を基本とした「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」という基本理念のもと、各般の水産施策を積極的に推進した。

(1) 水産物の安定供給の確保に関する施策

第1は、食料である水産物の安定供給の確保である。国民に対し将来にわたって、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、HACCP（危害分析重要管理点）やトレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）の導入等を推進し、水産物の生産から流通・消費に至る一貫した衛生管理の高度化を図った。また、消費者の合理的な選択に資するため、水産物の表示・規格対策の充実を図った。さらに、消費者に対し、水産物の栄養特性等を周知するなど水産物消費の改善を図るための普及・啓発、「食育」の推進等の施策を推進した。

第2は、排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理である。最大持続生産量を実現できる水準に水産資源を維持又は回復させることを目的として、資源水準に見合った漁獲を実現するための漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度の適切な運用を図るとともに、外国漁船等に対する指導・取締等に重点を置いて漁獲量及び漁獲努力量の管理を行った。また、「資源回復計画」（緊急に資源の回復が必要な魚種について、減船・休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、種苗放流、漁場環境の保全等を総合的に実施することで、資源回復を図るための計画）の作成を積極的に推進するとともに、その円滑な実施を図るため、減船、休漁等を行う漁業者を対象に経営支援策等を合わせて実施した。

第3は、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理である。我が国が国際漁場における漁業生産において重要な地位を占めていること等にかんがみ、責任ある漁業国として、違法・無報告・無規制（IUU）まぐろ漁船の廃絶等に向けた取組等に重点を置いて、地域漁業管理機関による資源管理に協力するとともに、漁業取締船の派遣等により我が国漁船による国際規制の順守を確保した。

第4は、水産資源に関する調査及び研究である。我が国周辺水域の水産資源について、TAC・TAE制度の適切な運用、「資源回復計画」の推進等を図る観点から、科学的基礎を提供するための調査・研究の充実を図っ

た。また、国際漁業管理機関等と協力して、マグロ類、鯨類等の国際漁業資源の調査・研究を推進し、得られた成果や情報について、漁業者、国際漁業管理機関等に対し適切な提供を行った。

第5は、水産動植物の増殖及び養殖の推進である。資源評価が行われた魚種・系群のうち半数近くの資源水準が低位にある中、水産資源の積極的増大を図るため、種苗の生産技術の開発、種苗放流の推進、養殖漁場の改善計画の普及や魚病・魚類防疫対策の実施など、水産資源の増養殖の推進を図った。また、内水面においては、生物生息環境の保全や積極的な資源の増大を図ることにより、豊かな自然環境の創出と地域の活性化を推進した。

第6は、水産動植物の育成環境の保全及び改善である。水産資源の保護及び水産物の安全性の確保に資するため、水産動植物の生育環境である海洋、河川等において、水質保全対策を実施するとともに、有明海等における赤潮対策、藻場・干潟の保全・創造、漁業者が中心となった森づくりの推進、外来種対策等の施策を総合的に推進した。

第7は、排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発である。漁業に関する二国間・多国間の協議、海外漁業協力等を通じて、我が国への漁獲割当等の確保に努めた。

第8は、水産業の輸出入に関する措置である。水産資源の適切な保存及び管理、我が国水産業の健全な発展を図る観点から、水産物の輸入割当制度等、輸入に関する措置の適切な運用を図った。また、水産物の円滑な輸出の促進を図り、水産物需給の安定と地域の振興に資する観点から、輸出に関する施策を適切に講じた。

第9は、国際協力の推進である。開発途上地域における水産業の振興、国際的な資源の管理と持続的利用の推進等に資するため、開発途上地域への資金協力・技術協力、国際機関へのトラストファンドの拠出等を行った。

(2) 水産業の健全な発展に関する施策

第1は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成である。意欲を持って経営改善に取り組む漁業者の経営基盤を強化するため、経営資金等の融通円滑化策等を講じるとともに、漁船のリース事業を推進した。また、中核的漁業者協体による経営改善への取組や共同利用施設の整備を推進した。

第2に、漁場の利用の合理化の促進である。「漁業法」に基づく、漁業許可制度、漁業権制度等の適切な運用を図るとともに、漁業生産構造の再編整備を推進するため、漁業者の自主的な減船に対し支援した。また、

海面利用における漁業と海洋性レクリエーションの調和の確保を図った。

第3は、人材の育成及び確保である。多様な就業ルートを通じ、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を幅広く確保するとともに、漁業者の技術及び経営管理能力の向上を推進した。また、漁業者による救命胴衣の着用の促進、海難防止・救助体制の整備等による漁ろの安全確保、労働環境の改善等を推進した。さらに、水産に関する教育・研究の一層の推進、漁業体験学習の機会の充実を図った。

第4は漁業災害による損失の補てん等である。漁業共済制度、漁船保険制度等について、漁業者のニーズに対応するための見直しを行いつつ、適切な運用を図った。また、水産物調整保管事業等により水産物の需給・価格安定対策を推進した。

第5は水産加工業及び水産流通業の健全な発展である。水産加工・流通業が、漁業と相互に連携しつつ、国民の需要に即した水産物を供給するため、HACCP手法の導入等による衛生・品質管理体制の強化、地域水産加工品のブランド化を図るとともに、産地市場の再編整備、水産物のサプライチェーンマネジメントの改革等を推進した。このほか、水産加工残さ等のリサイクルを促進し、環境負荷への低減を図った。

第6は水産業の基盤の整備である。水産物の生産から加工流通まで一貫した水産物供給システムを構築する観点から、漁港と漁場の一体的・総合的な整備計画制度の下、漁港の整備、藻場・干潟の造成、沿岸漁場の保全等の水産業の基盤整備を推進した。また、基盤整備の推進に当たっては、関連事業の連携や工事コストの縮減、事業評価の充実を図った。

第7は技術の開発及び普及である。国、独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等の関係機関相互間の連携を強化し、「水産研究・技術開発戦略」（平成12年6月策定）の下、資源管理の推進、漁場環境の保全、漁船漁業の構造改革等、水産業の健全な発展に資する技術の開発と実用化に向けた実証試験を効率的かつ効果的に推進した。また、地域の特性や漁業者や現場のニーズに応じた普及事業を推進した。

第8は女性の参画の推進である。農山漁村における男女共同参画社会の形成を推進するとともに、女性の漁家経営における経済的地位の向上や役割の明確化を推進した。また、女性の多様な能力の向上を図るための研修や活動等を支援し、女性が水産業等に関連する活動に参画するための環境整備を推進した。

第9は、高齢者の活動の推進である。高齢者の技術と能力を活かした水産関係活動の促進や高齢者が生き

がいをもってそれらの活動を行える環境整備を推進するとともに、高齢者の福祉の向上を図った。

第10は、漁村の総合的な振興である。地域の特性に応じた水産業の展開、地域資源の活用等を通じて、漁村の経済的基盤の強化を図るとともに、集落排水施設等の生活環境の整備を水産業の基盤整備と一体的に推進した。特に、地域住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進するほか、海岸保全等の防災対策により災害時要援護者等の防護に努めた。また、漁港や漁場に放置された座礁船の撤去について、地方公共団体と協力し対策を推進した。

第11は、都市と漁村の交流等である。都市と漁村の共生・対流を推進するため、漁村における都市住民の受入体制の整備や交流活動の促進・定着等を図った。特に漁村での子どもたちの体験活動を促進し、水産業及び漁村に対する理解を深める機会の充実を図った。また、都市にはない豊かな自然やゆとり、潤いなど都市住民にとっての魅力を高めた地域づくりを進め、交流の推進に努めた。そのほか、遊漁船等海洋性レクリエーションの安全性の確保と適正な漁場利用の啓発や漁船、プレジャーボート、遊漁船の秩序ある漁港利用を図った。

第12は多面的機能に関する施策の充実である。水産業・漁村の有する多面的機能について、定量的な評価を踏まえ、支援方策の検討と国民によるコンセンサスの形成を図るとともに、多面的機能の適切かつ十分な発揮に向けた施策を推進した。

3 財 政 措 置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

水産関係予算

(単位：百万円)

項 目	平成16年度
(一般会計)	
1 「海の恵み」の持続的な利用	
(1) 科学的知見に基づく資源管理の徹底	25,414
(2) 沿岸域における豊かな環境の創造	26,893
(3) つくり育てる漁業の推進	2,402
2 収益性の高い魅力ある漁業の確立	
(1) 漁船入手や資金調達の円滑化等	1,269
(2) 水産技術の革新	970
3 消費者の求める水産物の生産・供給	51,865
4 豊かで活力ある「浜」づくり	176,287の内数
水産関係一般会計予算総額	317,873
(特別会計)	
漁船再保険及び漁業共済保険	18,738

注：1) 一般会計予算には、内閣府、国土交通省、財務省計上の水産関係予算を含む。

2) 計数は、項目に対応する主な事業を積み上げており、また、重複するものがある。

3) なお、予算額は補正後予算額である。

第2章 行政機構

1 総 論

平成16年度の機構及び定員については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)、「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)等を踏まえ、政府全体として、効率的な定員配置と定員の縮減をはじめ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、その要求は従来にも増して厳選したものとする事とされた。

なお、独立行政法人及び特殊法人等の新設・改廃に係る要求については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に係る措置を確実に要求に反映させること等とされた。

2 機 構 等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 半島振興法の一部を改正する法律(平成17年法律第7号)附則第4条による改正(平成17年3月30日施行)

農林水産省の所掌事務における「半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」の期限が、平成17年3月31日から平成27年3月31日に延長された。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 農林水産省組織令の一部を改正する政令(平成16年政令第130号)による改正(平成16年4月1日施行)

(ア) 大臣官房に政策評価審議官が新設され、参事官が1名廃止された。

(イ) 東海農政局に次長が1名設置された。

イ 農林水産省組織令の一部を改正する政令(平成17年政令第78号)による改正(平成17年3月30日施行)

農村振興局の所掌事務の特例における「半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進

に関すること。」の期限が、平成17年3月31日から平成27年3月31日に延長された。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(平成16年農林水産省令第28号)による改正(平成16年4月1日施行)

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

貿易関税課に輸出促進室が新設された。

(b) 総合食料局

計画課に需給調整対策室が新設され、同課の生産調整推進室が廃止された。

(c) 経営局

構造改善課に経営構造対策室が新設され、同課の経営構造対策総合調整官が廃止された。

b 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
農村振興局	地域資源	土地改良事業のうち農業集落排水施設の整備を行う事業及び農山漁村の総合的な振興計画(中山間地域等の総合的な振興計画を除く。)に従って行われる事業の実施に係る資源の有効な利用の確保に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務
	循環専門官	

(イ) 地方支分部局関係

a 九州農政局整備部に次長が1人設置され、北陸農政局及び東海農政局生産経営流通部次長がそれぞれ1人廃止された。

b 西蒲原農業水利事務所、四国東部農地防災事務所那賀川農地防災事業建設所、山陽東部土地

改良建設事務所、同事務所岡山南部農業水利事業建設所が廃止される等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定の整備が行われた。

(㉞) 林野庁関係

a 組織の改正等

計画課に施工企画調整室が新設され、同課の施工企画調整官が廃止された。

b 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
森林整備部	保安林調整官	保安林に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務
森林ボランティア企画官	国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う森林の整備及び保全に関する活動の促進についての企画及び連絡調整に関する事務	

(㉟) 水産庁関係

a 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
資源管理部	国際専門官	国際課の所掌事務に関し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成16年農林水産省令第36号）による改正（平成16年4月1日施行）

国有林野事業の集中改革期間の終了に伴い、林野庁国有林野部業務課の訟務官が廃止される等、国有林野事業に係る内部組織等について所要の規定の整備が行われた。

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成16年農林水産省令第73号）による改正（平成16年10月1日施行）

(㊲) 本省内部部局関係

a 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
総合食料局	市場経営指導官	中央卸売市場において卸売の業務を行う者及び仲卸しの業

務を行う者の経営に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務

生産局	企画官	農産振興課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち生産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務
経営局	組合金融指導官	農林中央金庫の業務及び組合の信用事業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務

(イ) 施設等機関関係

動物検疫所に感染症対策専門官が新設された。

(ウ) 地方支分部局関係

西奥羽土地改良調査管理事務所に保全対策課が新設された。

(㉟) 水産庁関係

a 組織の改正等

境港漁業調整事務所に漁業監督課が新設された。

b 専門官の新設等

部局名	名 称	所掌事務
資源管理部	釣り専門官	釣りその他の方法により遊漁をする者に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務

エ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第6号）による改正（平成17年2月17日施行）

中部国際空港の開港に伴い、名古屋植物防疫所中部空港支所が新設される等、所要の規定の整備が行われた。

オ 市町の廃置分合関係

市町の廃置分合に伴い、統計・情報センター及び森林管理署等の名称、位置及び管轄区域について所要の改正が行われた。（平成16年農林水産省令第36号・第43号・第63号・第73号・第83号・第88号・第

105号、平成17年農林水産省令第6号・第14号)

3 定 員

(1) 定員の増員状況

新たな定員削減計画の第4次分が実施された。一方、定員増については、総定員増加の抑制という厳しい状況の下であるが、農林水産省において69人の新規増が認められたほか、内部振替による増減が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	24,352人	23,898人	△ 454人
林 野 庁	539人	532人	△ 7人
水 産 庁	947人	953人	6人
計	25,838人	25,383人	△ 455人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	5,438人	5,330人	△ 108人
計	5,438人	5,330人	△ 108人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成16年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成16年政令第125号）

イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成16年農林水産省令第35号）

第 3 章 農林水産関係予算

第 1 節 農林水産予算の大要

1 総 額

(単位：億円)

	17年度 (A)	16 年 度		比較増△減		A／B％
		当 初 (B)	補正後 (C)	対当初	対補正後	
農 林 水 産 予 算 の 総 額	29,672	30,522	32,722	△850	△3,050	97.2
1 公 共 事 業 費	13,124	13,712	15,987	△588	△2,863	95.7
一 般 公 共 事 業 費	12,932	13,520	13,774	△588	△842	95.6
災 害 復 旧 等 事 業 費	192	192	2,214	0	△2,021	100.0
2 一 般 事 業 費	9,793	9,984	9,911	△191	△118	98.1
3 食 料 安 定 供 給 関 係 費	6,755	6,825	6,824	△71	△69	99.0

(注) 上記のほか、

(1) NTT (A タイプ) 分として、16年度14億円がある。

(2) 改革推進公共投資事業償還時補助等分として、16年度546億円、17年度458億円がある。

※ 農林水産関係一般会計予算の総額は、内閣府、外務省、厚生労働省等の他省所管の農林水産関係予算を含めて上記のとおりである。

2 編 成 方 針

(1) 予算編成の基本方針

ア 平成17年度予算案は、これまでの「改革断行予算」という基本路線を継続し、「改革なくして成長なし」「官から民へ」「国から地方へ」との方針に沿って、歳出改革を一層推進することとされ、具体的には、一般会計歳出及び一般歳出について、実質的に前年度の水準以下に抑制する一方、予算内容について、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を目指して、活力ある社会・経済の実現に向けた分野（「1 人間力の向上・発揮－教育・文化、科学技術、IT」、「2 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」、「3 公平で安心な高齢化社会・少子化対策」、「4 循環型社会の構築・地球環境問題への対応」）に重点的かつ効率的に配分するなど大胆なメリハリをつけるという基本方針の下、編成がなされた。

イ こうした状況の下、平成17年度農林水産予算についても、「消費者重視の食料供給・消費システムの確立」、「農業構造改革の加速化と農業環境・資源の保全の両立」、「未来志向の取組に対する積極的な支援」を図るとともに、森林吸収源10ヶ年対策第2ステップの推進等の「森林・林業政策の展開」や、元気が出る水産業の確立等の「水産政策の展開」を図るための予算として編成した。

また、予算の効率化を図る観点から、新たな食料・農業・農村基本計画に向けた中間論点整理の予算への反映、補助金改革への取組、政策評価の反映、「モデル事業」への取組、「政策群」への取組・府省間の連携強化、「担い手」への施策の重点化、公共事業から非公共事業への政策手段の転換（シフト）、公共事業の効率的実施に向けた取組等を行った。

(2) 主な重点事項

ア 消費者重視の食料供給・消費システムの確立

- (ア) 家畜の伝染性疾病の発生防止の徹底や発生時のまん延防止対策の充実等による産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施を図る。
- (イ) 最先端の情報処理技術（ユビキタスコンピューティング技術）を活用した、食の安全・安心システムの開発・導入を推進する。
- (ウ) 関係府省と連携し、「食育」を更に力強い国民的な運動となるよう展開する。
- (エ) 担い手等生産者と食品産業の連携強化による、安全・安心な国産農産物の利用拡大のための支援を実施する。

イ 農業構造改革の加速化と農業環境・資源の保全の

両立

- (ア) 担い手への施策の集中化・重点化を一層推進するとともに、農地の利用集積の加速化と総合的な遊休農地解消対策を推進する。
- (イ) 担い手を対象とした品目横断的な経営安定対策の導入に向け、新制度導入のシミュレーション、交付システムの設計を実施する。
- (ウ) 環境や農地・農業用水を適切に保全する政策体系を構築するため、どのような手法が効率的・効果的か、調査を実施する。
- (エ) 既存ストックの有効活用を図る観点から、基幹水利施設等の管理体制の整備、施設の長寿命化のための機能診断、予防保全対策等を実施する。
- (オ) 中山間地域等において農業生産活動等が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援として、中山間地域等直接支払制度を引き続き実施する。
- (カ) 需要に応じた売れる米づくり、農業者等による自主的な需給調整を進め、担い手の育成・確保を図りながら、地域の特色ある水田農業の展開を推進する。

ウ 未来志向の取組に対する積極的な支援の実施

- (ア) 農林水産物・食品の輸出促進に向けて、海外における通年型販売拠点の設置等による販路創出・拡大や産地づくり、輸出検疫条件の整備等を総合的に実施する。
- (イ) 国内外における新品種の権利侵害への対応や、産学官一体となった商品の開発促進を通じ産地ブランドを確立する。
- (ウ) 産地における競争力強化に向けた「攻め」の取組を支援し、国内農畜産物の力強い生産供給体制を確立する。
- (エ) 食料産業の国際競争力の強化、今後の発展基盤の強化等に研究を重点化するとともに、現場に密着した試験研究を一層推進するための競争的研究資金を拡充する。
- (オ) 「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、地域全体でのバイオマスの総合的な利活用に関する取組や資源循環型コミュニティづくりを推進する。
- (カ) 農山漁村地域の再生に向け、地域の個性や創造力を活かした取組に対し、地域の裁量性・自主性が発揮されるような形での支援を推進する。

エ 森林・林業政策の展開

～森林吸収源10ヶ年対策第2ステップの推進～

- (ア) 団地化による効率的な間伐を一層推進する新たな

な間伐対策による、多様で健全な森林の整備・保全を重点的に進める。

- (イ) 間伐材を中心とする地域材の利用拡大に向けたキャンペーンやセミナーの開催、木質ペレットの規格化等による木材・木質バイオマス利用を推進する。
- (ウ) 緑の雇用の着実な実施と山村の地域資源を活用した起業の支援による担い手の定着促進と山村再生を推進する。
- (エ) 山地災害の発生の危険性の高い地域における治山施設と森林の整備を一体的・重点的に進める。

オ 水産政策の展開

～元気が出る水産業の確立～

- (ア) 経営の改善を図る漁業者等への支援、魚価の安定と漁協等の販売力・体質の強化、内水面漁業振興の支援を通じた元気が出る水産業の確立を図る。
- (イ) 我が国周辺水域における水産資源管理の強化や、つくり育てる漁業の推進等による「海の恵み」の持続的な利用を推進する。
- (ウ) 漁港における衛生管理機能の充実等による安全で安心な水産物の生産・供給体制の強化を図る。
- (エ) 離島漁業の再生を図る取組に対する支援や、都市と漁村の共生・対流等により、多面的機能を発揮する水産業・漁村への支援を推進する。

第2節 農林水産予算総括表

1 一般会計予算の主要経費別分類表

事 項		17年度予算額	16年度予算額		(単位：千円) 比較増△減額	
			(A)	当 初 (B)	補正後 (C)	(A－B)
(公 共 事 業 関 係 費)						
治 山 治 水 対 策 事 業 費		147,513,000	156,833,000	168,333,737	△9,320,000	△20,820,737
治 山 事 業		126,776,000	134,725,000	145,895,157	△7,949,000	△19,119,157
海 岸 事 業		20,737,000	22,108,000	22,438,580	△1,371,000	△1,701,580
農 業 農 村 整 備 事 業 費		795,591,000	834,542,000	841,454,034	△38,951,000	△45,863,034
農 地 関 係		777,073,000	815,117,000	822,029,034	△38,044,000	△44,956,034
畜 産 関 係		18,518,000	19,425,000	19,425,000	△907,000	△907,000
森 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費		350,076,000	360,617,000	367,601,230	△10,541,000	△17,525,230
森 林 整 備 事 業		181,192,000	182,469,000	187,469,000	△1,277,000	△6,277,000
水 産 基 盤 整 備 事 業		168,884,000	178,148,000	180,132,230	△9,264,000	△11,248,230
小 計		1,293,180,000	1,351,992,000	1,377,389,001	△58,812,000	△84,209,001
N T T (A タイプ) 分		0	1,369,000	1,369,000	△1,369,000	△1,369,000
一 般 公 共 事 業 費 計		1,293,180,000	1,353,361,000	1,378,758,001	△60,181,000	△85,578,001
災 害 復 旧 等 事 業 費		19,225,000	19,225,000	221,354,000	0	△202,129,000
農 地 関 係		9,821,000	10,301,000	112,517,000	△480,000	△102,696,000
林 野 関 係		8,208,000	8,092,000	83,576,000	116,000	△75,368,000
漁 港 関 係		1,196,000	832,000	25,261,000	364,000	△24,065,000
公 共 事 業 関 係 費 計		1,312,405,000	1,372,586,000	1,600,112,001	△60,181,000	△287,707,001
通 常 分		1,312,405,000	1,371,217,000	1,598,743,001	△58,812,000	△286,338,001
N T T 分 (A タイプ) 分		0	1,369,000	1,369,000	△1,369,000	△1,369,000
(非 公 共 事 業 関 係 費)						
社 会 保 障 関 係 費						
農 林 水 産 関 係 社 会 保 険 費		154,306,152	155,464,250	155,447,807	△1,158,098	△1,141,655
文 教 及 び 科 学 振 興 費						
農 林 水 産 関 係 科 学 技 術 振 興 費		114,561,521	113,621,620	112,662,530	939,901	1,898,991
経 済 協 力 費						
農 林 水 産 関 係 経 済 協 力 費		6,983,979	7,464,528	7,299,132	△480,549	△315,153
食 料 安 定 供 給 関 係 費		675,458,915	682,524,181	682,372,984	△7,065,266	△6,914,069
そ の 他 の 事 項 経 費		703,478,852	721,880,290	715,687,311	△18,401,438	△12,208,459
非 公 共 事 業 関 係 費 計		1,654,789,419	1,680,954,869	1,673,469,764	△26,165,450	△18,680,345
(改 革 推 進 公 共 投 資 等)		45,849,535	54,612,320	163,826,457	△8,762,785	△117,976,922
農 林 水 産 予 算 合 計		3,013,043,954	3,108,153,189	3,437,408,222	△95,109,235	△424,364,268
通 常 分		2,967,194,419	3,052,171,869	3,272,212,765	△84,977,450	△305,018,346
公 共 分		1,312,405,000	1,371,217,000	1,598,743,001	△58,812,000	△286,338,001
非 公 共 分		1,654,789,419	1,680,954,869	1,673,469,764	△26,165,450	△18,680,345
N T T (A タイプ) 分		0	1,369,000	1,369,000	△1,369,000	△1,369,000
改革推進公共投資事業償還時補助等分		45,849,535	54,612,320	163,826,457	△8,762,785	△117,976,922

参 考

平成17年度公共事業関係費事業別内訳

(単位：千円)

事 項	通 常 分	N T T (Aタイプ)分	計
治 山 治 水 対 策 事 業 費	147,513,000	—	147,513,000
治 山 事 業	126,776,000	—	126,776,000
海 岸 事 業	20,737,000	—	20,737,000
農 業 農 村 整 備 事 業 費	795,591,000	—	795,591,000
農 地 関 係	777,073,000	—	777,073,000
畜 産 関 係	18,518,000	—	18,518,000
森 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	350,076,000	—	350,076,000
森 林 整 備 事 業	181,192,000	—	181,192,000
水 産 基 盤 整 備 事 業	168,884,000	—	168,884,000
一 般 公 共 事 業 費 計	1,293,180,000	—	1,293,180,000
災 害 復 旧 等 事 業 費	19,225,000	—	19,225,000
農 地 関 係	9,821,000	—	9,821,000
林 野 関 係	8,208,000	—	8,208,000
漁 港 関 係	1,196,000	—	1,196,000
公 共 事 業 関 係 費 計	1,312,405,000	—	1,312,405,000

「注1」 通常分：一般歳出に係る分

「注2」 NTT 分：「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく事業のうちいわゆる収益回収型事業であり、産業投資特別会計社会資本整備勘定で経理される分

2 一般会計予算所管別総括表

区 分		(単位：千円)				
		17年度予算額	16年度予算額		比較増△減額	
			当 初 (B)	補正後 (C)	(A－B)	(A－C)
A	農 林 水 産 省 所 管	2,660,365,331	2,769,117,152	3,075,151,392	△108,751,821	△414,786,061
1	経 常 部 門 (経)	1,509,199,899	1,541,938,957	1,533,308,814	△32,739,058	△24,108,915
	(1) 非 公 共 事 業 費	1,508,779,899	1,541,401,957	1,532,771,814	△32,622,058	△23,991,915
	人 件 費	179,044,156	183,775,569	177,533,125	△4,731,413	1,511,031
	事 務 事 業 費	46,021,690	45,397,578	43,086,160	624,112	2,935,530
	委 託 費	32,040,119	32,816,688	31,063,201	△776,569	976,918
	補 助 金 等	900,665,958	906,683,506	909,403,975	△6,017,548	△8,738,017
	特 別 会 計 繰 入	348,069,472	369,742,503	368,699,770	△21,673,031	△20,630,298
	そ の 他	2,938,504	2,986,113	2,985,583	△47,609	△47,079
	(2) 公 共 事 業 費					
	一 般 公 共 事 業 費	420,000	537,000	537,000	△117,000	△117,000
2	投 資 部 門 (投)	1,151,165,432	1,227,178,195	1,541,842,578	△76,012,763	△390,677,146
	(1) 公 共 事 業 費	976,232,489	1,050,831,611	1,272,127,021	△74,599,122	△295,894,532
	一 般 公 共 事 業 費	957,031,000	1,031,626,000	1,050,832,682	△74,595,000	△93,801,682
	災 害 復 旧 等 事 業 費	19,201,489	19,205,611	221,294,339	△4,122	△202,092,850
	(2) 非 公 共 事 業 費	137,182,401	130,240,298	131,407,135	6,942,103	5,775,266
	施 設 費	3,526,824	5,119,625	5,085,554	△1,592,801	△1,558,730
	補 助 金、出 資 金	133,655,577	125,120,673	126,321,581	8,534,904	7,333,996
	(3) 改革推進公共投資事業償還 時補助等	37,750,542	46,106,286	138,308,422	△8,355,744	△100,557,880
B	内 閣 府 所 管 (沖 縄)	69,860,164	41,348,710	42,801,504	28,511,454	27,058,660
	一 般 公 共 事 業 費	66,724,000	37,594,000	37,601,041	29,130,000	29,122,959
	沖 縄 農 業 振 興 費 (経)	2,997,501	3,027,701	3,019,449	△30,200	△21,948
	改革推進公共投資事業償還時補助等	138,663	727,009	2,181,014	△588,346	△2,042,351
C	外 務 省 所 管					
	水産関係経済協力費 (経)	5,600,000	6,000,000	6,000,000	△400,000	△400,000
D	文 部 科 学 省 所 管					
	原子力開発経費 (経)	133,315	185,631	172,084	△52,316	△38,769
E	国 土 交 通 省 所 管	277,085,144	290,132,696	311,914,242	△13,047,552	△34,829,098
	一 般 公 共 事 業 費	269,005,000	282,235,000	288,418,278	△13,230,000	△19,413,278
	災 害 復 旧 等 事 業 費	23,511	19,389	59,661	4,122	△36,150
	奄美群島園芸振興費 (経)	96,303	99,282	99,282	△2,979	△2,979
	改革推進公共投資事業償還時補助等	7,960,330	7,779,025	23,337,021	181,305	△15,376,691
F	財 務 省 所 管					
	N T T (A タイプ) 分	0	1,369,000	1,369,000	△1,369,000	△1,369,000
農 林 水 産 予 算 合 計		3,013,043,954	3,108,153,189	3,437,408,222	△95,109,235	△424,364,268
通 常 分		2,967,194,419	3,052,171,869	3,272,212,765	△84,977,450	△305,018,346
	(経 常 部 門)	1,518,027,018	1,551,251,571	1,542,599,629	△33,224,553	△24,572,611
	(投 資 部 門)	1,449,167,401	1,500,920,298	1,729,613,136	△51,752,897	△280,445,735
N T T (A タイプ) 分		0	1,369,000	1,369,000	△1,369,000	△1,369,000
改革推進公共投資事業償還時補助等分		45,849,535	54,612,320	163,826,457	△8,762,785	△117,976,922

3 特別会計歳入歳出予算予定額表

(単位：千円)

会 計 名	17 年 度		16 年 度	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
1 食 糧 管 理	3,323,336,438	3,323,336,438	(3,164,448,345)	(3,164,448,345)
国内米管理勘定	697,475,580	697,475,580	3,639,241,561	3,639,241,561
国内麦管理勘定	110,899,395	110,899,395	768,922,240	768,922,240
輸入食糧管理勘定	563,126,975	563,126,975	(107,032,595)	(107,032,595)
農産物等安定勘定	466,565	466,565	103,178,931	103,178,931
輸入飼料勘定	58,607,180	58,607,180	553,535,389	553,535,389
業務勘定	115,729,182	115,729,182	468,744	468,744
調整勘定	1,777,031,561	1,777,031,561	53,041,490	53,041,490
			153,205,319	153,205,319
			(1,528,242,568)	(1,528,242,568)
			2,006,889,448	2,006,889,448
2 農 業 共 済 再 保 險	105,236,097	94,690,859	(123,341,491)	(108,703,826)
再保険金支払基金勘定	6,356,579	6,356,579	104,859,362	94,906,722
農業勘定	33,565,621	33,551,006	(19,832,340)	(15,147,315)
家畜勘定	45,325,157	37,671,717	8,226,653	8,226,653
果樹勘定	12,881,789	10,018,121	(39,777,064)	(39,652,312)
園芸施設勘定	5,851,549	5,838,034	32,862,991	32,738,239
業務勘定	1,255,402	1,255,402	44,818,947	37,932,417
			12,976,579	10,105,340
			4,710,848	4,640,729
			(1,225,713)	(1,225,713)
			1,263,344	1,263,344
3 森 林 保 險	15,131,642	5,684,600	16,600,423	5,857,140
4 漁船再保険及漁業共済保険	26,485,985	17,803,017	(26,535,525)	(18,737,734)
漁船普通保険勘定	8,902,333	8,747,833	26,562,506	18,764,715
漁船特殊保険勘定	248,301	179,223	9,681,989	9,674,045
漁船乗組員給与保険勘定	41,696	29,520	262,199	181,035
漁業共済保険勘定	16,200,211	7,752,997	47,280	29,520
業務勘定	1,093,444	1,093,444	15,408,087	7,717,164
			(1,135,970)	(1,135,970)
			1,162,951	1,162,951
5 農業経営基盤強化措置	50,556,221	50,556,221	80,845,748	80,845,748
6 国 有 林 野 事 業	516,355,588	516,355,588	(557,828,951)	(557,828,951)
国有林野事業勘定	376,999,486	376,999,486	514,078,912	514,078,912
治 山 勘 定	139,356,102	139,356,102	(365,681,957)	(365,681,957)
			361,750,052	361,750,052
			(192,146,994)	(192,146,994)
			152,328,860	152,328,860
7 国 営 土 地 改 良 事 業	540,074,278	540,074,278	(513,422,409)	(513,422,409)
			508,751,439	508,751,439

4 財政投融资資金計画表

区 分	17年度計画			16年度計画		
	一 会	般 計	財 政 融 資 金 等	一 会	般 計	財 政 融 資 金 等
農 林 漁 業 金 融 公 庫		53,816	180,000		55,041	185,000
独 立 行 政 法 人 緑 資 源 機 構		56,692	8,200		(60,099)	(8,200)
緑 資 源 幹 線 林 道		12,109	1,100		58,599	8,100
水 源 林 造 成		29,464	5,300		(13,161)	(600)
農 用 地 等 整 備		15,119	1,800		12,661	500
国 営 土 地 改 良 事 業 特 別 会 計		286,996	35,500		(30,321)	
独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構		—	1,300		29,321	5,400
					16,617	2,200
					(254,566)	(36,800)
					258,680	36,300
計		397,504	225,000		(369,706)	(231,500)
					372,320	230,900

「注1」一般会計の欄は、補助金、補給金、一般会計からの繰入れ又は出資を示す。

「注2」農林漁業金融公庫は、上記のほか財投機関債の発行による資金調達（230億円）を見込んでいる。

「注3」独立行政法人緑資源機構は、上記のほか財投機関債の発行による資金調達（65億円）を見込んでいる。

第 2 編 各 論

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

1 平成16年中の国会状況

平成16年において、次の3国会が開催された。

表1

国会回次	招集日	開会日	会期
第159回通常国会	16. 1.19	16. 6.16	150日間
第160回通常国会	16. 7.30	16. 8. 6	8日間
第161回通常国会	16.10.12	16.12. 3	53日間

2 第159回通常国会

(1) 国会審議の概要

ア 第159回国会は、夏に参議院選挙を控える中で、平成16年1月19日に召集され、6月16日までの150日間の会期で行われた。

閣法は新たに127件提出され、うち成立は120本で成立率94.5%であった。

予算は平成15年度補正予算の3件、平成16年度総予算の3件が提出され成立した。また、条約は21件提出され全て承認された。

衆議院議員提出法案は新たに59件提出され、うち成立は14件、継続は19件となった。また、参議院議員提出法案は新たに24件提出され、うち成立は1件、撤回は1件となった。

イ 平成15年度補正予算案及び平成16年度総予算案は召集日の1月19日に国会提出され、開会式に引き続き、衆参両院本会議において小泉内閣総理大臣の施政方針演説を始めとする政府四演説が行われ、1月21日～23日に代表質問が行われた後、1月23日に（衆）（参）の予算委員会で両案の提案理由説明を聴取し、（衆）予算委員会で1月26日・27日に質疑が行われ、1月30日に（野）欠席のまま可決され、同日の（衆）本会議で可決された。参議院では、（与）が1月30日に（衆）で自衛隊イラク派遣承認案を単独採決したことに（野）が反発したため、2月2日の（参）予算委員会が流れ、2月3日・4日・5日に質疑が行われ、9日に可決され、同日の（参）本

議で可決・成立となった。

ウ 平成16年度総予算案については、（衆）予算委員会で2月10日から質疑が始まり、3月6日に可決され、同日の（衆）本会議で可決された。

参議院では、3月9日から質疑が始まり、3月26日に可決され、同日の（参）本会議で可決・成立となった。

エ 今国会最大の焦点となった年金改革関連法案は、4月1日に（衆）本会議で趣説質疑が行われた。（与）は4月2日、野党3党が欠席のまま（衆）厚労委の開会に踏み切り、年金改革関連法案の提説を行ったが、反発した民主、社民両党は、審議を拒否するなど、年金改革関連法案の審議入り早々から対決することとなった。自民、民主、公明3党は4月7日、国会対策委員長会談を行い、今後の国会審議について、①4月9日の（衆）本会議で民主が提出する年金改革法案の趣旨説明と質疑を行う、②小泉総理が4月9日の（衆）厚労委に出席し、「年金の一元化」発言などについて質疑を行う、③4月14日に党首討論を行うなどで合意し、4月8日から国会は正常化することになった。

オ （与）（野）は4月15日、日本歯科医師連盟の不正経理に絡む贈収賄事件を受け、（衆）厚労委で事件に関する集中審議を行うことで合意したが、日程が折り合わなかったため、（与）が年金法案審議の優先を主張し、衛藤晟一委員長が職権で法案審議を決定した。加えて、汚職事件をめぐる4月20日の集中審議と、年金改革関連法案に関する4月22日の参考人質疑の日程を委員長の職権で決めたため、民主は、4月16日以降の衆院審議の全面拒否を決め、社民党も同調することになった。

この打開策のため、自民、民主両国対委員長は、4月19日午後、電話会談し、4月20日から国会を正常化させることで合意した。

カ 小泉内閣の全閣僚が、4月23日、国民年金の加入実績と保険料の支払い状況について明らかにし、その結果、中川昭一経済産業大臣、麻生太郎総務大臣及び石破茂防衛庁長官が保険料を一時支払っていないことが分かった。民主は3閣僚の（衆）厚労委へ

の出席を求め、同（委）は昼前から空転した。（与）は「未払い問題は年金改革関連法案の審議と関係ない」と突っぱねたが、結局譲歩し、19：00から厚労委を再開して3閣僚が陳謝した。

キ 年金改革関連法案は、4月28日、（衆）厚労委で締め括り質疑として総理出席の質疑を行ったが、（野）3党が、（与）（野）で合意した閣僚の年金加入記録の開示が先だと抗議して退席する中、（与）が質疑打ち切りの緊急動議を提出し、（与）の賛成多数で可決された（共産は出席。）。

ク 国会の正常化に向け、自民、公明両党は5月6日、民主と断続的に幹事長・国対委員長会談を行い、年金制度改革関連法案の取り扱いを協議した。その結果、（衆）（参）両院の厚労委に「小委員会」を設置し、（民）が求めている公的年金一元化を含む社会保障制度全般の見直しに関し、2007年3月をめどに結論を得るなど8項目を内容とする「3党合意」が成立した。これを受けて国会は正常化し、同法案は5月11日の（衆）本会議において、付則で「一元化の展望」をうたう修正案を可決、続いて修正部分を除く政府案を可決し、（参）に送付された。自民、公明は政府案、修正案ともに賛成。民主は政府案に反対、修正案に賛成。共産、社民は、いずれも反対した。

ケ この間、国民年金の未納・未加入問題で、4閣僚が新たに未納問題の記者会見を行うなど、閣内に波及する中、福田康夫官房長官は「国民の信頼を失った」として官房長官を辞任し、細田副長官が後任の官房長官に就任した。

このような中で、民主の菅代表は、5月10日、自身の国民年金保険料の未納問題に絡み、代表を辞任する考えを表明した。菅代表の後任については、小沢代表代行が代表選へ立候補したものの、代表選を前に国民年金未加入期間が判明して辞退したことから、岡田克也幹事長が選出された。

コ 年金改革関連法案は、5月12日、（参）本会議で趣説質疑を行い、13日（参）厚労委で提説を行った。同法案の審議は、5月31日に地方公聴会（横浜市）を開催した後、6月3日、小泉総理出席の下での締め括り質疑の途中で、（与）が質疑打ち切動議を提出して採決を強行、自民、公明の賛成多数で可決した。

（野）は、共産、社民の総理への質問を封じて強行採決したことに激しく反発。（参）議運委（理）では、

（与）（野）対立が続いたため、倉田議長が同日深夜、職権により法案採決のための6月4日の（参）本会議日程を決めた。

サ （衆）は、厚労委員長の解任決議案が提出され、

本会議で厚労委員長の解任決議案の処理に入り、（野）は牛歩戦術で抵抗したが、採決は15：40過ぎに否決した。

（参）でも、厚労委員長の問責決議案が提出され、（野）の問責決議案の趣旨説明が長時間に及ぶなどした結果、採決は深夜となり、（与）の反対多数で否決した。

年金改革関連法は徹夜の（与）（野）攻防の末、早朝に開会した（参）本会議で、自民、公明の賛成多数で可決成立した。

シ 今国会では、年金改革関連法案以外にも、道路公団民営化4法案、三位一体改革関連法案、裁判員法等の司法制度改革関連法案、有事関連7法案・3条約、地方銀行や信用金庫など地域金融機関を主な対象として、経営基盤の強化のために公的資金を投入できる金融関連2法案といった重要法案が数多く提出され、全ての法案が成立した。

ス 議員立法では、北朝鮮の核問題をめぐる6ヶ国協議や5月22日の日朝首脳会談が行われる中で、対北朝鮮経済制裁を目的とした改正外国為替法や特定船舶入港禁止特別措置法などが成立した。食育基本法案は、3月15日に（参）へ提出され、（与）（野）合意による内閣委員長提案での成立を目指していたが、（民）との協議が難航したため、6月3日提出を撤回し、6月11日に（衆）へ提出し、継続扱いとなった。

セ また、平成14年度決算は、参議院が5月31日の決算委員会と6月2日の本会議で、衆議院が6月2日の決算行政監視委員会と、6月3日の本会議で、それぞれ可決・成立し、昨年に引き続き、（衆）（参）両院で通常国会の会期内に決算審査を終えた。

(2) 農林水産省関係法案審議の概要

当省関係としては、提出法案10件すべてが成立した。このうち、国内で79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザについて、1月に山口県、2月に大分県で発生し、（衆）予算委でも取り上げられるなど大きく社会問題化した。このため、政府として適切な対応が求められたことから、家畜伝染病予防法案が、当初提出予定法案として登録していなかったものの、（衆）（参）両院の議員運営委（理）で追加登録して、4月6日に国会に提出され、5月26日に（参）本会議で可決・成立した。

また、農林水産関係の議員立法として4件提出されたが、このうち、米の臨特法案が成立し、1件否決、2件継続となった。

(3) 会期末の状況

民主、共産、社民3党は、6月15日午後、(1)総理が国会、国民に説明がないまま、イラク主権移譲後に編成される多国籍軍に自衛隊を派遣する方針を表明したこと、(2)国民の反対を押し切って年金制度改革関連法を成立させたことを理由に、内閣不信任決議案を衆院に共同提出した。同日夕の(衆)本会議で直ちに採決され、与党の反対多数で否決された。また、6月16日に(衆)(参)両院本会議で一連の会期末処理が行われ、第159回国会は終了した。

3 第160回通常国会

ア 第20回参議院議員選挙は、6月24日(木)公示、7月11日(日)投票となった。選挙は小泉政権に対する批判票を(民)が吸収する形となり、自民はこれまで強みを発揮していた一人区で敗れるケースが相次ぎ、改選議席の50を割る49にとどまった。公明は堅調で、(与)は合わせて60議席となり、非改選と合わせて「絶対安定多数」を維持した。民主は都市部を中心に順調に得票を重ね、改選議席数38を大きく超えて、自民を上回る50議席を獲得した。平成15年の衆議院選挙に続いて(参)でも自民、民主両党による二大政党化が進んだ。

共産は改選議席の15から大きく議席を減らし、4議席を得るにとどまった。社民は改選の2議席を維持した。

イ 第160回国会は、7月30日(金)に召集され、8月6日(金)までの8日間の会期で行われ、閣法、条約、予算の提出は無かった。新たに前国会で成立した年金改革関連法の廃案法案4件が(衆)議員提出法案及び(参)議員提出法案として提出されたが、衆法の4件は否決され、参法4件は審議未了のまま廃案となった。継続となっていた閣法7件、衆法21件は全て引き続き継続審査となった。

ウ 召集日の7月30日、(衆)本会議において、議席の指定、会期の議決、特別委員会の設置を行った。また、同日(参)本会議において、正副議長選挙を行い、議長には扇千景君が、副議長には民主党の角田義一君が選出された。引き続き、議席の指定、常任委員の選任及び常任委員長選挙、特別委員会の設置、憲法調査会委員の選任、政治倫理審査会委員の選任、会期の件を行った。

エ 8月2日(月)に(衆)本会議が、8月3日(火)に(参)本会議が開催され、6月の主要国首脳会議(シーアイランド・サミット)に関する小泉総理の報告と、各党による質疑を行った。年金問題、イラクへの自衛隊派遣問題、(参)選挙結果を中心に(参)

選挙後初の(与)(野)論戦が繰り上げられた。

オ (衆) 災対特委は7月29日(木)、(参) 災対特委は8月6日(金)、福島・新潟・福井3県の梅雨前線集中豪雨被害について質疑を行った。

カ 民主、共生、社民の野党3党は、年金制度改革関連法の成立に加え、(1)参院選結果を踏まえ年金改革法の修正に取り組むべきなのに、その姿勢がかけらもない、(2)社会保険庁、厚労省の不祥事や「データ後出し」問題に安易に対処した、(3)日歯連疑惑の解明に積極的でないとして、坂口力厚労大臣に対する不信任決議案を(衆)に共同提出したが、与党の反対多数で否決された。

キ 民主は臨時国会の会期が、要求した1ヶ月をはるかに下回る8日間にとどまったため、質問主意書を大量に提出することで対抗措置をとる構えをみせた。これに対し、(与)が(民)の動きに歯止めをかける方向に傾き、(衆)議運委は8月6日(金)午後の(理)で、政府・(与)が民主に提出の抑制を求めている質問主意書の取り扱いについて協議し、「議会制度の本質を十分踏まえたうえで適切に行う」との方針を確認、提出期限を「会期終了日の前日まで」として一日繰り上げることで合意した。

ク 8月6日(金)に(衆)(参)本会議で一連の会期末処理を行い、第160回国会は終了した。なお、第160回国会では小泉内閣総理大臣の所信表明は行われなかった。

ケ 当省関係では、提出法案がなく法案審査は行われなかったが、7月27日～31日にスイスジュネーブで行われたWTO一般理事会においてWTOの枠組み合意が出来たことや、米産牛肉の輸入再開問題等について、(野)から一般質疑の要求を受けて、(衆)農水委が8月4日(水)に、(参)農水委が8月5日に開催された。(委)冒頭に亀井農水大臣からWTO及び梅雨前線集中豪雨災害被害状況を報告を行った後、WTO及びBSE問題中心の一般質疑を行った。

4 第161回国会(臨時会)の総括

ア 召集前の9月27日に第二次小泉内閣の改造が行われ、島村宜伸農林水産大臣、岩永峯一農林水産副大臣、常田享詳農林水産副大臣、大口善徳農林水産大臣政務官、加治屋農林水産大臣政務官がそれぞれ就任した。

イ 第161回国会は、10月12日に召集され、12月3日までの53日間の会期で行われた。

閣法は新たに20件提出され、うち成立は19件で成立率95%であった。予算の提出は無かった。条約は、

経済連携強化日・墨協定の 1 件が提出され、承認された。

(衆) 議員提出法案は新たに 19 件提出され、うち成立は 7 件、継続は 6 件、撤回は 1 件となった。(参) 議員提出法案は新たに 2 件提出されたが、審議未了のまま廃案となった。継続となっていた閣法 7 件は、成立が 5 件、継続が 1 件となった。継続となっていた衆法 21 件は、1 件が成立、16 件が継続、3 件が撤回となった。

ウ 召集日の 10 月 12 日、開会式に引き続き (衆) (参) 本会議において小泉内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する代表質問が 10 月 13 日～15 日に行われた。(衆) (参) とともに予算委は 2 日間行われた。

エ 9 月 17 日にメキシコで両国首脳が経済連携強化日・墨協定に署名したのを受けて、同協定、関連法案の関税暫定措置法案及び日墨原産地証明法案が 10 月 12 日 (火) に提出され、同協定は 11 月 10 日に成立し、関連 2 法案は 11 月 16 日に成立した。

オ 議員立法では、犯罪被害者基本法や「オレオレ詐欺」対策の改正金融機関本人確認法などが成立した。食育基本法案は 11 月 26 日、(民) (共) が (衆) 本会議における趣旨説明要求を取り下げ、12 月 1 日に (衆) 内閣委で (自) 小坂憲次君が提案理由説明を行い、継続審議となった。

カ 政府は 11 月 19 日、15 年度決算を (衆) (参) 両院に提出した。「決算審査の充実」を改革の目玉として掲げる (参) 側の求めに応じたもので、11 月 26 日の (参) 本会議に小泉総理と全閣僚が出席して 15 年度決算の概要報告と質疑、12 月 2 日の決算委員会で総理と全閣僚が質疑を行った。前年度決算の審査が、年度末を迎えた年のうちに始まるのは戦後初めてで、戦後最速の決算審査となった。

キ 民主、共産、社民の野党 3 党は 12 月 1 日、臨時国会の会期を 12 月 14 日まで 11 日間延長するよう (衆) 議長に申し入れた。しかし、その後の (衆) 議院運営委で (与) の反対多数で否決された。イラク復興特別措置法に基づく自衛隊派遣が 14 日に期限切れを迎えるため、(野) は徹底審議のために同日までの延長を求めている。(野) が議長に会期延長を要求するのは、1976 年 10 月に共産がロッキード事件などの真相解明を理由に求めて以来 28 年ぶりとなった。

ク 12 月 3 日の (衆) (参) 本会議で、今年が日米和親条約調印 (1854 年) から丸 150 年に当たるため、日米の友好関係をさらに深めることを目指す決議を与党などの賛成多数で採択した。共産党などの 17 議員は

反対した。また、同日一連の会期末処理が行われ、第 161 国会は終了した。

ケ 当省関係では、提出法案がなく法案審査は行われなかった。(衆) (参) 農水委で大臣、副大臣、大臣政務官の就任挨拶を行うとともに、大臣の所信的挨拶及び質疑を行った。度重なる台風や新潟県中越地震による農林水産業の被害対策等について、(野) から一般質疑の要求を受けて、(衆) 農水委が 11 月 10 日、30 日に、(参) 農水委が 11 月 18 日に開催された。(衆) 農水委では 11 月 30 日午前に食料・農業・農村基本計画の見直し (中間論点整理) に関する参考人質疑を行った。BSE 対策特措法案及び輸入牛肉情報管理伝達特措法案は、11 月 4 日に自民、公明が (衆) 本会議における趣旨説明要求を取り下げたことから、11 月 30 日午後に (民) 鹿野道彦君が提案理由説明を行い、2 法案の提出者等に対する質疑を行った。同 2 法案は継続審議となった。

表2 第159回国会（通常国会）における農林水産省提出法律案等の審議経過

件名	提出年月日	(衆)本会議	(参)本会議	公布年月日
◎植物防疫法の一部を改正する法律案	16. 2. 6	16. 3. 18	16. 3. 31	16. 3. 31 法律第25号
◎森林法の一部を改正する法律案	16. 2. 10	16. 3. 23	16. 3. 31	16. 3. 31 法律第36号
◎農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案	16. 2. 20	16. 4. 22	16. 5. 19	16. 5. 26 法律第52号
◎農業改良助長法の一部を改正する法律案	16. 2. 20	16. 4. 22	16. 5. 19	16. 5. 26 法律第53号
◎青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	16. 2. 20	16. 4. 22	16. 5. 19	16. 5. 26 法律第54号
◎卸売市場法の一部を改正する法律案	16. 2. 24	16. 6. 3	16. 4. 9	16. 6. 9 法律第96号
◎特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案	16. 2. 24	16. 6. 3	16. 4. 9	16. 6. 9 法律第93号
◎農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案	16. 3. 5	16. 5. 21	16. 6. 11	16. 6. 18 法律第107号
◎競馬法の一部を改正する法律案	16. 3. 5	16. 6. 3	16. 4. 21	16. 6. 9 法律第86号
◎家畜伝染病予防法案の一部を改正する法律案	16. 4. 6	16. 5. 7	16. 5. 26	16. 6. 2 法律第68号
<議員立法>				
◎平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	16. 1. 28	16. 1. 29	16. 2. 9	16. 2. 26 法律第2号
◎牛海綿状脳症対策特別措置法案の一部を改正する法律案	16. 4. 2			継続審議
◎輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案	16. 4. 2			継続審議
◎高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案	16. 4. 5	否決 (16. 5. 7)		

第2節 新聞発表等

1 新聞発表等

農林水産行政施策等について、前年度同様農政クラブ及び農林記者会に対して記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農業観測、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (2) 各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議の概要
- (3) 水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配付
- (4) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、副大臣・大臣政務官会議後の副大臣会見、事務次官等会議後の事務次官会見等

2 農林水産省後援名義等使用承認

農林水産省後援名義等の使用承認は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県及び各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等501件の名義使用承認を行った。

第3節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（農産等6部門）

(1) 農林水産大臣賞の交付

第43回農林水産祭参加表彰行事（平成15年8月1日から平成16年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は327行事であり、交付した農林水産大臣賞は537点であった。

(2) 天皇杯等の授与

農林水産大臣賞受賞の553点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：八木宏典氏）において行われた。

2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（むらづくり部門）

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された16事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会から天皇杯等三賞の推薦のあった農林水産大臣賞7点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

3 農林水産祭中央行事

(1) 農林水産祭式典等

「農林水産祭式典」は、勤労感謝の日の11月23日（火）11時45分から12時30分まで、明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者及び中央・地方農林水産関係者など約800人が出席して開催され、まず、島村宜伸農林水産大臣が挨拶され、次に農林水産祭中央審査委員会会長八木宏典氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後島村農林水産大臣から天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

(2) 天皇杯受賞者の天皇皇后両陛下拝謁等及び皇居特別参観

平成17年1月20日（木）14時から天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

その後、宮内庁担当官の案内により、宮殿、中庭、賢所、御所、西枯橋等を特別参観した。

(3) 実りのフェスティバル等

第43回実りのフェスティバルは、11月19日（金）から20日（土）の2日間、10時～17時まで、江東区有明の東京国際展示場（東京ビッグサイト）西4ホールにおいて開催された。

初日には、秋篠宮同妃両殿下がご来場になり、天皇杯コーナー等をご視察された。

農林水産業啓発展では、天皇杯受賞者の業績を紹介する天皇杯コーナーのほか、「私たちの食を考えよう」をテーマに政府特別展示コーナーを設け、パネル等により、「トレーサビリティ」、「米の品種判別キット」、「食育」などについて紹介し、また、「移動消費者の部屋」を設置し、消費者からの相談などに応じた。都

道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、全国各地域で実用化されている特産物の技術を紹介し、消費者の方々の農林水産業への理解を深めた。

また、各都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び30を超える農林水産関係団体による農林水産業・食料等についての啓発展示等が行われた。

更に、「親子日曜大工教室」、「ポニー馬車の乗車体験」

等の家族ぐるみで楽しめる多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、11月20日(土)17道県・6団体から提供された農林水産物を、(財)東京善意銀行を通じて、都内多数の福祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約40,000人であった。

表3 平成16年度(第43回)農林水産祭天皇帝等三賞受賞者)

I 天皇杯等受賞者

1 天皇杯受賞者

部 門	出品財	住 所	氏名等(年齢)	表 彰 行 事
農 産	経 営 (水 稲)	石川県珠洲市若山町	有限会社すえひろ (代表 末政 博司)	第53回全国農業コンクール
園 芸	経 営 (ぶどう、りんご他)	広島県三次市	有限会社平田観光農園 (代表 平田 克明)	第33回日本農業賞
畜 産	技 術 ・ ほ 場 (飼 料 ほ)	熊本県球磨郡錦町	清水 英夫 (57才)	全国草地畜産コンクール
蚕糸・ 地域特産	技 術 ・ ほ 場 (こ ん に や く)	群馬県富岡市	佐藤 裕志 (60才)	第30回群馬県こんにゃく立毛共進会
林 産	産 物 (木 材)	三重県松阪市	株式会社西村木材店 (代表 西村 誓夫)	第31回 JAS 製材品普及推進展示会
水 産	技 術 ・ ほ 場 (漁 業 技 術)	青森県下北郡川内町	川内町漁業協同組合 青年部 (代表 今 進)	第9回全国青年・女性漁業者交流大会
むら づくり	む ら づ く り 活 動	大分県宇佐郡安心院町	松本集落 (代表 松井 義彦)	

2 内閣総理大臣賞受賞者

部 門	出品財	住 所	氏名等(年齢)	表 彰 行 事
農 産	経 営 (そ ば)	北海道雨竜郡幌加内町	きたそらち農業協同組合 幌加内支所そば部会 (代表 村上 康幸)	第33回日本農業賞
園 芸	経 営 (施 設 園 芸)	福岡県嘉穂郡嘉穂町	有限会社末継花園 (代表 末継 聡)	第30回全国施設園芸共進会
畜 産	経 営 (酪 農)	北海道網走郡津別町	大矢根 督 (31才)	平成15年度全国優良畜産経営管理技術発表会
蚕糸・ 地域特産	産 物 (茶)	愛知県豊田市	山内 祥正 (36才)	第57回全国茶品評会
林 産	経 営 (林 業 経 営)	福岡県北九州市	合馬たけのこ振興会 (代表 三村 訓章)	全国林業経営推奨行事
水 産	生 活 (地 域 活 動)	兵庫県神戸市	神戸市漁業協同組合 女性部 (代表 井上二三枝)	第9回全国青年・女性漁業者交流大会
むら づくり	む ら づ く り 活 動	静岡県島田市	農事組合法人いくみ (代表 清水 貢)	

3 日本農林漁業振興会会長賞受賞者

部 門	出品財	住 所	氏名等(年齢)	表 彰 行 事
農 産	経 営 (水稲、麦、大豆)	栃木県佐野市	* 篠原 幸夫 (45才) * 篠原美佐子 (45才)	平成15年度(第26回)栃木県首都圏農業経営コンクール大会
園 芸	経 営 (ね ぎ)	栃木県黒磯市	那須野農業協同組合ねぎ部会 (代表 村上 千秋)	第33回日本農業賞

畜産 (肉用牛)	経営 宮崎県宮崎市	* 長友 明 (44才) * 長友眞理子 (40才)	平成15年度全国優良畜産経営 管理技術発表会
蚕糸・ 地域特産	産物 (葉たばこ)	* 岩下 強 (52才) * 岩下多美子 (52才)	熊本県葉たばこ共進会
林産 (苗木)	技術・ほ場 岐阜県加茂郡富加町	佐藤 正明 (63才)	平成15年度全国山林苗木品評 会
水産 (水産加工品)	産物 茨城県鹿島郡波崎町	株式会社津久勝 (代表 津久浦裕之)	茨城県水産製品品評会
むら づくり	むらづくり 活動 岩手県盛岡市	上鹿妻第一地区協同組合 (代表 村上 恭美)	

(注) 氏名等欄に*印を付したものは、夫婦連名の表彰を示す。

II むらづくり部門 農林水産大臣賞受賞団体

平成16年度農林水産祭むらづくり部門 農林水産大臣賞決定等事例一覧

(東北ブロック)		
○岩手	盛岡市上鹿妻第一地区	上鹿妻第一地区協同組合
秋田	八森町本館地区	八森町本館自治会
福島	三島町	有限会社みしま農産
(関東ブロック)		
山梨	早川町	早川町役場
長野	飯田市柿野沢区	南アルプス山ぶどう生産組合
○静岡	島田市伊久美地区	柿野沢区 農事組合法人いくみ
(北陸ブロック)		
○石川	内浦町	木部地域づくり連絡協議会
(東海ブロック)		
○三重	松阪市柚原町	うきさとむら運営協議会
(近畿ブロック)		
京都	織部市	和木町農林業振興組合
○奈良	明日香村	明日香村稲渕棚田ルネッサンス実行委員会
(中国・四国ブロック)		
鳥取	三朝町今泉地区	泉の里とんがり倶楽部
岡山	加茂川町上田西地区	上田西百姓王国
○広島	世羅町	世羅高原6次産業ネットワーク
(九州ブロック)		
熊本	熊本市西里地区	西里とれたて市会
○大分	安心院町松本地区	松本集落
鹿児島	川辺町高田地区	高田むらづくり委員会

○印は各ブロックの最優良事例である。

第4節 栄典関係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

1 春秋叙勲

ア 平成16年4月29日（129名）

旭日中綬章（2名）
旭日小綬章（11名）
旭日双光章（52名）
旭日单光章（27名）
瑞宝中綬章（8名）
瑞宝小綬章（9名）
瑞宝双光章（2名）
瑞宝单光章（18名）

イ 平成16年11月3日（106名）

旭日重光章（1名）
旭日中綬章（2名）
旭日小綬章（6名）
旭日双光章（26名）
旭日单光章（36名）
瑞宝重光章（1名）
瑞宝中綬章（6名）
瑞宝小綬章（13名）
瑞宝双光章（1名）
瑞宝单光章（14名）

2 春秋褒章

ア 平成16年4月29日（46名）

緑綬褒章（1名）
黄綬褒章（37名）
藍綬褒章（8名）

イ 平成16年11月3日（43名）

黄綬褒章（38名）
藍綬褒章（5名）

第5節 協同組合検査

1 協同組合検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の協同組合系統組織については、他業態との競争の激化、金融自由化の進展等、厳しい経営環境に置かれる中、組合員の負託に応え、将来にわたって、農林水産物の生

産・流通や農山漁村の活性化といった役割を適切に果たしていくためには、その自助努力と相まって、行政庁検査の的確な実施を通じて経営の健全性を確保することが必要である。

2 平成16年度の検査方針

農林水産省においては、平成16年度に、次のような方針により公正かつ効率的な検査を実施した。

ア 検査周期

信用事業又は共済事業を行う協同組合系統組織については年1回の実施。また、それ以外の系統組織等については、原則として2～5年に1回の検査周期を確保しつつ検査実施率の向上を図る。

イ 検査実施に当たっての留意事項

- (ア) 都道府県知事から要請があった場合の要請・連携検査の最大限の受け入れ
- (イ) 中央会等が実施する監査士監査結果の活用と当該監査の実施時期に対する配慮
- (ウ) 公認会計士等専門家の導入と金融庁との連携強化

ウ 検査重点項目

- (ア) 信用事業
 - a 法令等遵守態勢及び信用リスク等管理態勢の適切性
 - b 子会社等との連結状況の適切性
 - c ペイオフに備えた体制整備の状況の適切性
 - d 疑わしい取引の届出及び顧客等の本人確認等への対応の適切性
- (イ) 共済事業
 - a 法令等遵守態勢、共済推進管理態勢及び共済引受リスク等管理態勢の適切性
 - b 疑わしい取引の届出及び顧客等の本人確認等への対応の適切性
- (ウ) 各事業共通
 - a 法令等遵守態勢の整備・強化
 - b 組織統合、事業譲渡等に対する取組
 - c リスク管理の状況
 - d 業務執行体制の整備、内部けん制機能の強化
 - e 監事監査・内部監査の状況
 - f 部門別・事業別損益の確立
 - g ディスクローチャーの推進
 - h 毒物・劇物等保管・管理の徹底
 - i 子会社の業務内容等経営の適切性
 - j 不祥事件等の発生防止、発生後の対応及び再発防止対策の徹底等

3 検査体制の強化等

検査方針に則して的確な検査を実施するため、検査体制を強化するとともに、検査官、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより検査技術等の向上を図った。

ア 検査官の人員（16年度末）

本省 69人（15年度末68人）

地方農政局 57人（15年度末57人）

（沖縄総合事務局2名を含む。）

イ 研修実績

協同組合検査職員基礎研修

共通コース	5日間	151名
簿記・会計コース	5日間	136名
資産査定コース	5日間	148名
金融・証券・会計応用コース	5日間	99名

表4 協同組合検査実績

	対象機関数	検査実施組合数	実施率	延日数	延人数
農業協同組合連合会等	200	78	39.0	942	5,464
森林組合連合会	47	17	36.2	146	454
水産業協同組合連合会等	100	52	52.0	490	1,719
農業信用基金協会	47	21	44.7	148	444
漁業信用基金協会	44	20	45.5	120	309
合 計	438	188	42.9	1,846	8,390

協同組合検査職員高等研修

責任者養成コース 5日間 49名

協同組合検査職員中堅研修

フォローアップ中堅コース 5日間 77名

4 検査の実績等

16年度の農林水産省の検査における指摘事項としては例えば次のようなものがあり、また検査実績は表4のとおりである。

ア 内部けん制体制の強化

イ 適切な自己査定の実施、貸出審査業務・有価証券運用の適正化、債権の保全・管理・回収

ウ 合併等組織整備への対応強化

エ 財務基盤の強化、部門別収支の改善

オ ディスクロージャーの推進

カ 毒物・劇物等の保管・管理の徹底

第6節 情報の受発信

1 ホームページ、メールマガジン

ホームページ、メールマガジンについては、インターネットの普及に伴い、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、新たな食料・農業・農村基本計画など国民の関心が高い事項については、専用コーナーを設け、国民に対して正確かつ迅速な情報を提供した。

また、昨年度開始した大臣等の記者会見の模様に加え、テレビ番組「おしえてアグリ」等の内容について動画による配信を開始する等、掲載内容の充実を図った。

これらの結果、本年度のホームページアクセス件数は32万件増加し、434万件となった。

メールマガジンでは、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、毎週金曜日に発行するとともに、新たに食料需給情報等施策ごとの専門メールマガジンの発行を開始した。

2 定期刊行物等

(1) 農林水産省広報誌「AFF」

農林水産省広報誌「AFF」は、農林水産省の総合広報誌として毎月発行し、一般国民を対象に、内外の農林水産業、農山漁村、食、食品産業・食品流通業の情報や、諸施策の紹介等農林水産行政に関する情報を幅広く的確にとりあげ、都道府県、国・公立図書館、国民生活センター・消費生活センター、農林漁業団体等に配布した。

(2) 農林水産省年報

前年度に引き続き15年4月1日から16年3月31日までの農林水産省施策をとりまとめ、農林水産省年報15年度版として農林水産省ホームページで公表した。

(3) 農政の扉

農林漁業関係者に対し、農林水産施策の普及浸透を図るため、「農政の扉」として、次のテーマについて全国農業新聞に掲載した。

16年11月 地球にやさしい農業で消費者の信頼を

12月 立ち上がる農山漁村

17年1月 地産地消で互いに顔の見える関係づくり

を

2月 農協や漁協等の貯金は貯金保険制度で守られます

3月 担い手の育成・確保に向けた取組の推進について

(4) ケンタとチビタの農林水産レポート

子供達に食の大切さや農林水産業の役割等の正しい知識を付与するため、「ケンタとチビタの農林水産レポート」として、次のテーマについて朝日小学生新聞に掲載した。

16年10月 世界と日本の食べもの事情

11月 「環境にやさしい農業」って何だろう？

12月 森林をつくって、地球温暖化を防ごう

17年1月 体験しよう！「共生・対流」

2月 水産業と漁業のいろいろな役割

2月 ごはん中心の食事で、いつでも元気！

(5) 人と農のいい関係 おしえてゼミナール

消費者に対する啓発事業として、食生活に最も身近な立場にある女性を中心に食や農林水産業に関する情報を提供するため、「人と農のいい関係 おしえてゼミナール」として、次のテーマについて女性生活雑誌「サンキュ！」に掲載した。

16年12月 地産地消

17年1月 水土里の路

2月 食品表示

(6) 農林水産省のしおり

一般国民及び外国人を対象に、農林水産行政及び農林水産省の業務の概略を紹介し農林水産施策についての理解を深めてもらうため、「M.A.F.F.(食料の安定供給と美しい国づくりに向けて)」と題し、日本語版と英語版のパンフレットを作成し、来庁者へ配布した。

(7) 農林水産省子供向けパンフレット

次代を担う小中学生を対象に、農林水産業及び農林水産行政への理解を深めてもらうため「農林水産省ガイドBOOK 21世紀のくらしを考えていますか」と題し、イラストと写真を中心にQ&A方式で、農業、米、畜産業、林業、水産業についてわかりやすく解説したパンフレットを作成し、来庁者へ配布した。

3 テレビ、ラジオ等

(1) テレ ビ

ア 「早見優のアグリ・ジャパン」

農林漁業者等をはじめとする一般国民へ食、環境、農林水産業などに関する情報を提供し、農林水産施策への理解と協力を得るため、早見優をキャスターとした番組を、全国ローカル局16局において、毎週

1回15分間、平成17年1月～3月まで12回放送した。テーマは次のとおり。

1. トレーサビリティシステムの導入に向け
2. 安全・安心は農場から
3. 安全な牛肉を届けるために
4. 僕らが作るお弁当
5. 美しい農村を守るために
6. ブランド・ニッポンって何？
7. 地域のブランド米づくり
8. バイオマスの秘密を探る
9. 目指せ！循環型社会
10. 人と地球にやさしい農業を
11. 新しい資源「バイオマス」
12. 日本の梨が海外進出

イ 「おしえて！アグリ」

国民一般を対象に日本の食料・農林水産業の現状や農林水産施策についての認識や基礎知識の定着を図るため、島崎俊郎をリポーターとした番組を、テレビ東京ほか全国2局において、毎週1回15分間、平成16年10月～12月まで12回放送した。

また、ダイジェスト版に再編集したものを農林水産省ホームページに動画で掲載した。

テーマは次のとおり。

1. バイオマスで目指す循環型社会
2. お役に立ちます食品表示
3. 食育で元気な家族
4. みんなで取り組む棚田の復活
5. ふれあいいっぱい！農村体験
6. 森林で働こう
7. おまかせ下さい 農作業
8. 豊かな海を育てる
9. 農業をやりたい
10. 安全安心・タマゴが食卓に届くまで
11. 食と農を考えよう
12. みんなの地球をいつまでも

ウ 農政情報カフェ「美味しいズム」

競馬・農林水産情報衛星通信ネットワーク(グリーンチャンネル)を利用し、主婦層をターゲットに、「食の安全・安心」をテーマとした、わかりやすく、ためになる番組を12本制作し、再放送を含め年間を通じて放送した。放送は毎週月曜日30分間。

また、グリーンチャンネルアグリネット(農林水産情報)のホームページに動画を掲載した。

テーマは次のとおり

1. スローフード入門
2. 知って得する食品表示

3. 野菜5皿で健康に！
4. わかって安心！食の履歴
5. 好き嫌いってなくせるの？
～楽しい食育のススメ～
6. 環境に優しい農業ってなに？
7. おいしいごはん健康づくり！
8. スローフードで産地は変わる！
9. 小学校の食育ってなあに？
10. 大人のための食育
11. 国産麦を知ってますか？
12. 朝食のススメ

(2) ラジオ

「農林水産ダイヤル」

農林漁業者等を対象に農林漁業に関する諸施策、農林漁業の動向及び統計結果等を提供するために、ラジオ NIKKEI において毎週火曜日の10分間、平成16年4月～平成17年3月まで52回放送した。

(3) ビデオ

ア 「もっと知りたい元気のもと
～食育と食生活指針～」

次代を担う子どもたちを対象に、心も体も元気で健康な生活を送るために大切なバランスの良い食生活について考えてもらうため、「食生活指針」や「食育」の取組を紹介した10分のビデオテープを制作し、全国の視聴覚ライブラリー等150ヵ所へ配布し、その利用を依頼した。

イ 「早見優のアグリ・ジャパン前編、後編」

農林水産施策への理解と協力を得るために、食、環境、農林水産業などに関する情報を紹介した90分ビデオテープ2本セットを制作し、各都道府県・農業者大学校等150ヵ所へ配布し、その利用を依頼した。

ウ 「アグリワールドへようこそ！

私たちの食について考える

農業・農村の役割って知ってますか？」

食の安全・安心、農林水産業の現状や農業・農村の役割などについて理解してもらうため、石野真子を進行役に、農林水産施策や取組などを紹介した15分ビデオテープ2本セットを制作し、農村型CATV局、図書館等469ヵ所へ配布し、その利用を依頼した。

また、農林水産省ホームページに動画を掲載した。

4 対面での取組

全国各地の統計・情報センターにおいて、地域のイベント・会議への参加、出前講座の実施、個別訪問等により、直接、消費者、生産者、オピニオンリーダー、

市町村、農協等に対し、農林水産業・農林水産政策に関する情報を分かりやすく説明し、これに対する意見、要望や現地情報を収集する取組を強化した。

5 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室においては、政府の施策等について国民の理解と協力を得ることを目的として、出版物、放送その他各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

本年度、内閣府政府広報室を通じて実施した当省関係の主なものは次のとおりである。

(1) テレビ

ア 「新ニッポン探検隊！」(日本テレビ他30局、15分番組。身近でホットな情報、知って良かったと思える情報について、VTR 取材又は有識者等が出演し、国民各階層向けに分かりやすく解説。)

○ 立ち上がる農山漁村他4件

イ 「ご存じですか」—生活ミニ情報—(日本テレビ他30局、5分番組。政府施策のうち、国民生活に密着したテーマに関する情報及び告知的なものについて、有識者又は各府省の担当者等が出演し、主婦層を主な対象として分かりやすく解説。)

○ 都市と農村の共生・対流他4件

ウ 「キク！みる！」(フジテレビ他1局、8分番組。暮らしに関係の深いタイムリーな話題について、VTR 取材により、国民各層向けに分かりやすく伝達。)

○ 地球温暖化防止他4件

エ 「政策対談明日への架け橋」(CS 朝日ニュースター、30分番組。政府が現在取り組んでいる政策について、その政策責任者と学者又はジャーナリスト等が深く掘り下げて議論を展開し、管理者層向けに分かりやすく伝達。)

○ 米政策の改革他1件

オ 政府特別番組：「ふるさとの元気の素 郷土料理と出会う旅」(テレビ東京、55分番組。国民各層に広く知っていただきたい重要施策について、適宜放映する特別番組。)

○ 食育

(2) ラジオ・有線放送

ア 「グッドモーニングジャパン」(TBS ラジオ他8局、30分番組。政府施策について、インタビュー、録音構成等により国民各層を対象に分かりやすく解説。)

○ 食の安全・安心他8件

イ 「中山秀征の愛して JAPAN！」(FM 東京他37局、25分番組。若い世代に関心のあるテーマを取り上げ、トークと CM を通じ施策の基本を解説。)

○ ペイオフ解禁（金融庁と連携して実施）

(3) 出版 物

ア 「時の動き」(A 4 版、月 1 回発行。政府の重要施策への取り組みやその意義・骨格などを関連資料とともにコンパクトにまとめ正確な情報として提供。)

○ 新たな食料・農業・農村基本計画に向けた中間論点整理他 2 件

イ 「Cabi ネット」(A 4 変形版、月 2 回発行。総理・閣僚の動きを中心に、内閣の重要施策の意義、必要性等を、写真、イラスト、図表などを用いつつ伝達。)

○ 農政改革について他11件

ウ 「にっぽん NOW」(タブロイド版、月 2 回発行。主に都市地域の主婦層を対象に、政府の主要な広報テーマと暮らしに役立つ行政情報を新聞折込方式等で提供。)

○ 有機 JAS マークについて他 4 件

エ 「Asia Pacific Perspectives JAPAN+」(A 4 変形版、月 1 回発行。我が国の実情や政府施策を広く世界に紹介し、諸外国の我が国に対する正しい理解と協力を求めるため、政府施策をビジュアルを駆使して分かりやすく解説する海外広報誌。)

○ グローバル化時代の日本農業

オ 「官報資料版」(A 4 版、週 1 回発行。地方自治体、有識者等に対して、各府省の白書、統計調査結果等について、内容を簡潔かつ分かりやすく紹介。)

○ 食料・農業・農村白書のあらまし他 2 件

(4) 新 聞

「鳥インフルエンザ」や「暮らしの構造改革(バイオマス)」等を全国紙等に掲載した。

(5) その他の広報活動

「緑の募金へお願い」等を実施した。

(6) 広 聴 活 動

・国政モニター随時報告

随時報告のうち、回答を要するもの 3 件に回答を行い、その他の報告を各部局庁に参考配布した。

位の行政サービスの提供として、多様な手段により必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてインターネット上の一つの窓口で(ワンストップ)行政サービスを行えるようにするとともに、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システム一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等の業務・システムの最適化を行うこと等により、電子政府の構築に取り組んでいるところである。

平成16年度においては、電子政府の構築を確実に推進することにより利用者本位の行政サービスの提供、予算効率の高い簡素な政府の実現を目指し以下のとおり実施した。

(1) 業務・システムの最適化

ア 「人事・給与等業務・システム最適化計画」(平成16年2月27日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、「人事・給与関係業務情報システム」を円滑に導入するため、人事・給与関係業務情報システム導入計画を策定した。

イ 旧式(レガシー)システムに該当する総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム及び国有林野事業関係業務の業務・システムについて見直し方針を策定した。

(2) オンライン化の推進

ア 農林水産省電子申請システムによる申請・届出等手続について、24時間365日受付を開始した。

あわせて、農林水産省電子申請システムと連携する個別業務・システムのうち、品種登録出願等電子化システムについて24時間365日受付を開始した。

イ 「手続の簡素化・合理化計画」に基づき申請・届出等の頻度軽減1手続、添付書類の廃止 9 手続について、簡素化・合理化を行った。

(3) 利用者の視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

ア 「行政ポータルサイトの整備方針」(平成16年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、ホームページにおける迅速な情報の掲載及び提供情報の充実を図るとともに高齢者・障害者にも利用しやすいようホームページの改善を実施した。

イ 農林水産省ホームページにおいて告知・通知の情報提供を開始した。

第7節 行政情報化の推進

1 電子政府の構築

農林水産省においては、電子政府構築計画(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定)に基づき、利用者本

2 行政事務のペーパーレス化

農林水産省においては、「農林水産省行政事務ペーパーレス化(電子化)実施計画」(平成12年4月18日行政情報化推進委員会決定。14年5月30日改定。)に基づき

行政事務のペーパーレス化（電子化。以下同じ。）を推進しており、平成15年度の実施状況を取りまとめた。

また、この結果を踏まえ、平成16年度における促進方策を定め、重点的にペーパーレス化を推進する事務を定めるなど電子掲示板や電子メールの活用により、ペーパーレス化の取組を一層強化し、行政事務の効率化、簡素化及び情報の共有化を図った。

3 セキュリティ対策

(1) 農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則等の策定

農林水産省における情報セキュリティ対策をより強化するため、「農林水産省情報セキュリティポリシー」（平成12年12月27日行政情報化推進委員会決定）を廃止し、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成12年7月18日策定、平成14年11月28日一部改定、情報セキュリティ対策推進会議決定）に基づき、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成15年6月26日付け農林水産省訓令第11号）等を策定した。

(2) 第三者機関による情報セキュリティ監査の実施

「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」等の遵守状況及び情報セキュリティの確保が効果的に実施されることを確認するため、農林水産省行政情報システムの管理・運用状況等について、第三者機関による情報セキュリティ監査を実施し、その結果を踏まえて対策を講じた。

第8節 年次報告等

1 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成17年度食料・農業・農村施策」及び「平成16年度食料・農業・農村の動向」を平成17年5月17日に閣議決定し、同日付けで第162回国会に提出した。

後者については、食料・農業・農村基本法の理念を踏まえ、食料、農業及び農村の動向と直面する課題について広く国民的な理解を深めることをねらいとして以下のように編成した。

まず、1年間の特徴的な出来事を簡潔に紹介する「トピックス」を冒頭に設け、

- ① 頻発する気象災害と新潟県中越地震
- ② 戦略的な農産物輸出の促進
- ③ 地域ブランドの確立への動き
- ④ 本格化する農産物貿易交渉（WTO、EPA/

FTA）への取組

の4項目について記述している。

(1) 食の安全・安心と安定供給システムの確立

ア 食の安全・安心をめぐる動向と課題

(ア) 食の安全・安心をめぐる情勢の変化

輸入農産物の基準値を超えた農薬の残留、食品の偽装表示、国内や米国でのBSEの発生、国内外での高病原性鳥インフルエンザの発生等の問題により、消費者の購買行動は食の安全・安心を重視したものへと大きく変化した。

(イ) 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組と課題

食品等の安全性の確保、家畜防疫体制の強化、食品表示の適正化、トレーサビリティ・システムの確立等、生産段階から流通段階にわたる食品の安全性確保や消費者の信頼確保に関する総合的な取組を推進した。また、施策の策定に際してはリスクコミュニケーションを実施した。

食の安全及び消費者の信頼の確保のためには、生産者・事業者の社会的な責任の自覚と実践が不可欠であり、また、今後、消費者と生産者・事業者の信頼関係の構築を基本とした互いに顔の見える関係づくりが重要である。

(ウ) BSE、高病原性鳥インフルエンザ問題への対応

我が国最初のBSEの発生により、と畜場におけるBSE検査及び特定危険部位の除去を実施した。

平成16年10月、農林水産省と厚生労働省は、食品安全委員会のBSE対策の科学的な検証結果を踏まえ国内のBSE対策の見直しを諮問した。今後の対策の見直しについては、科学的な観点から、国民とのリスクコミュニケーションに取り組みながら進めていくことが必要である。

米国でBSE感染牛が確認され、我が国は米国からの牛肉等の輸入を直ちに停止した。その後、日米局長級会合で科学的知見に基づき、両国が双方向の貿易を再開するとの認識を共有し、現在、消費者等の食の安全・安心を大前提として、日米間で協議を継続している。

79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザについては、感染した家きんの埋却処分等の適切な防疫措置を実施した。今後は、国内での発生防止やモニタリング等の徹底と国際連携の取組が重要である。

イ 食料消費と食料自給率の動向

(ア) 食料消費の動向

60歳以上の層で消費行動の強まりがみられ、また、年齢の高まりに伴い、健康・安全性や国産志向が強まっている。

食の変化を促す要因としては、年齢による所得や志向の違いのほか、ライフスタイルや就業形態の変化、単身世帯の増加等が影響しており、各世代を通じた食の簡便化が進むなかで調理食品等が増加し、これに伴い輸入製品や輸入原材料が増加している。

(イ) 食料産業の動向

国内総生産の1割を占める食料産業は、重要な地位を占めている。

食品産業では、競争の激化や国内農業生産の対応不足等を背景に、原材料調達の海外依存や最終製品の輸入増加が進行した。また、海外に進出した食品企業の現地法人が、現地や第三国から調達した原材料をもとに製造・加工を行い、我が国に製品を輸出する動きも顕在化した。

その一方で、食品産業のなかには、消費者の鮮度志向、健康・安全志向にこたえるため、国内産地と結び付きを強める動きがみられ、食品産業と国内農業の連携強化に向け、食品産業の有するノウハウの活用、加工・業務用需要に対応する国内生産体制の整備が重要となっている。

(ウ) 農産物輸入の動向

我が国は世界最大の農産物純輸入国であり、近年は、輸入品の加工の高度化や輸入ロットの小口化が進行し、米国、中国、オーストラリア等の特定国からの輸入に依存する傾向にある。このため、これら輸入先国の作付けや作柄の変動、BSE等家畜疾病の発生等は、我が国の食料需給に大きく影響を与える。

食の安全を脅かす事件が相次ぐなか、多くの消費者が輸入食品に不安を持っており、特定国に多くを依存する輸入構造は、食の安全及び消費者の信頼や食料の安定供給の確保の観点からぜい弱性が内在している。

(エ) 食料自給率の動向

供給熱量ベースの自給率の低下は、長期的にみると、米の消費が減少し、畜産物や油脂類が増加するなどの食生活の変化が大きく影響している。

また、昭和40～平成15年度において国産の総供給熱量は26%減少しており、農業生産面の変化も自給率の低下に影響を与えている。

前「食料・農業・農村基本計画」策定以降の食料自給率は、食料消費面では、脂質の摂取過多等

の栄養バランスの崩れが改善されておらず、前基本計画で掲げた「望ましい食料消費の姿」の実現には至っていない。農業生産面では、小麦、大豆の生産量は増加しているものの、米、野菜、果実等多くの品目で減少しており、「生産努力目標」の実現には至っていない状況にある。

これら食料消費、農業生産面の課題解決に至っていない要因としては、食生活指針に基づく食生活の見直し、農産物の品質向上や加工・業務用需要への対応、農地の効率的な利用等の取組が不十分であることが影響している。

新基本計画では、食料・農業・農村基本法における食料の安定供給の確保の主旨等を踏まえ、自給率目標を設定のうえ、重点的に取り組むべき事項を明確化し、関係者の具体的行動を喚起している。食料自給率向上に向け、政府や地方公共団体、農業者や農業関係団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体など、食にかかわるすべての人たちが適切な役割分担のもと、主体的に取り組むことが不可欠である。

今後、国民一人ひとりが身近な課題として取り組めるよう、地域の自給率目標や地産地消の取組目標を設定し、実践的な食育や需要に応じた生産拡大等を推進するとともに、政府、農業団体、消費者団体、食品産業事業者等による協議会を設立し、毎年度行動計画を策定するなど、適切な工程管理が必要である。

(オ) 食生活の現状と地産地消及び食育の推進

多くの国民が飽食ともいえるべき食生活を享受しているが、脂質過多等の栄養バランスの崩れ、欠食の広がり、大量の食品ロス等の問題が発生している。また、子どもの食生活も、生活環境の変化等が進むなかで、栄養に関する基礎的な知識や食事の作法等の面で問題が発生している。

今後は、地産地消の実践的な計画の策定とその計画に基づく自主的取組の促進、適正な食事の摂取量を示したフードガイド（仮称）の策定と活用、国民的運動としての食育の一層の推進が重要である。

ウ 世界の農産物需給と農産物貿易交渉の動向

(ア) 穀物等の国際需給

2004年度の穀物等の国際需給は、主要国の生育が良好であったが、期末在庫率は、5年前の30.4%から19.4%へと減少した。

世界の穀物生産は、需要増大が見込まれるなかで、水資源の枯渇、異常気象の発生等、中長期的

にみて多くの不安定要因が存在している。

(イ) 東アジアの農産物貿易の動向

成長が著しい東アジアでは、一人当たり耕地面積の減少、付加価値の高い農産物の生産増大と穀物生産の減少に加えて、食料消費の増大・多様化が進行している。

東アジアでは、既に中国が農産物純輸入国に移行していることに加え、輸入及び輸出の増加と域内依存度の上昇、輸入品目の多様化、特定品目の輸出等の特徴がある。一方、我が国の域内外の輸入、輸出に占める割合は低下している。

今後、人口増大、食料消費の増加・多様化に伴い、世界の農産物貿易における東アジアの影響力が強まる可能性がある。

(ロ) WTO 農業交渉の動向

WTO 農業交渉は2004年3月に再開され、同年7月にドーハ・ラウンドの枠組み合意が成立した。

今後とも「多様な農業の共存」を基本理念とする我が国の主張が反映されるよう交渉に臨むとともに、構造改革を通じた国内農業の競争力の強化と国境措置に過度に依存しない政策体系の構築が重要である。

(ハ) 経済連携協定交渉の動向

世界各地でEPA/FTAが急増するなか、我が国は、メキシコとの協定が発効、フィリピンとの交渉は大筋で合意した。現在、マレーシア、タイ、韓国、ASEAN全体との間で交渉中である。

EPA/FTA交渉に当たっては、「守るべきものを守り、譲れるものは譲る」との考え方で対応するとともに、「みどりのアジアEPA推進戦略」に沿って、戦略的かつ前向きに対応することが重要である。

(2) 農業構造改革の加速化と国産の強みを活かした国内農業生産の展開

ア 農業経済の動向

(ア) 農業生産の動向

平成16年は、観測史上最多の台風の上陸、新潟県中越地震等の自然災害が多発し、農林水産関係で1兆円（うち農業関係5千億円）の被害となった。

平成15年の農業総産出額（概算）は、冷夏等に伴う米の不作等により、農業生産が減少（数量ベース前年比4.9%減）した一方、農産物価格が上昇（前年比7.4%増）し、ほぼ前年並みの8兆9千億円（前年比0.3%減）となった。

(イ) 農業労働力

平成16年の総農家戸数は293万戸、うち主業農家は43万戸とともに減少傾向にある。基幹的農業従事者は220万人（平成16年）で、12年から8.5%減少しており、昭和一けた世代のリタイアの加速化等によりぜい弱化の懸念がある。

新規就農者数は8万人（平成15年）、うち新規就農青年（新規学卒者と39歳以下の離職就農者の合計）は、1.2万人となっている。一方、就農経路が多様化するなかで、農業法人等に雇われて農業に従事する者が増加している。

女性農業者は基幹的農業従事者の46%（平成16年）を占めており、我が国農業の重要な役割を担っている。最近では、認定農業者の増加や加工販売事業の起業など活躍の場を広げ、地域活性化を図るうえでも欠かせない存在となっている。

イ 農業の構造改革の加速化

(ア) 担い手の育成・確保

認定農業者は19万人（平成16年8月）で、平成12年3月から29%増加している。今後、認定農業者制度についての地域ごとの取組の差の改善、認定後のフォローアップの充実等の取組の強化が課題である。

農業生産法人は7千経営体で、有限会社が8割を占めており、食品・飲料メーカーや建設業者等が出資する株式会社形態を含め、増加傾向にある。

集落営農組織は、約1万組織（平成12年）あり、地域農業の維持に効果を発揮しているが、その6割で後継者が不在である。今後、地域の合意を図り、集落を基礎とした営農組織の育成・法人化の推進が課題である。

農業サービス事業体は、約2万組織（平成12年）あり、水稻の育苗や防除、乾燥・調製の作業受託割合が高いなど、地域農業生産において様々な機能を発揮している。

(イ) 農地等の確保と有効利用

耕地面積は471万ha（平成16年）で、ピーク時の昭和36年から2割減少している。耕地利用率は94%（平成15年）で、同様に約40ポイント低下している。

担い手への利用集積は鈍化傾向にあり、今後、地域の合意形成等を通じた農地の受け手と出し手の調整や耕地利用率の向上、良好な農地・農業用水の確保、多様な農地利用ニーズへの対応等が必要である。

(ロ) 農業構造の動向

平成7～15年の間に、多くの経営部門で、「65歳

未滿の農業専従者がいる主業農家」が占める戸数割合や経営耕地面積の占有率が低下している。

大規模経営や販売金額が大きい経営は、生産性の高い経営、環境保全を重視した生産、経営の多角化、農作業受託組織への参加、地域農業の維持への寄与等の特徴が見られる。しかし、最近は、農業所得の減少等の厳しい経営環境にある。

(エ) 担い手政策の改革

望ましい農業構造を確立するためには、地域における担い手を明確化し、これらの者に農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施することが重要である。

担い手の育成・確保に当たっては、認定農業者の認定の加速化、小規模農家や兼業農家を含む集落を基礎とした営農組織の育成・法人化等の推進が必要であり、今後、担い手育成総合支援協議会の設置等により、担い手育成・確保に向けた全国的な運動の展開が必要である。

(オ) 経営安定対策の新たな展開

現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営の安定を図る対策に転換することが重要である。特に、水田作及び畑作については、品目別ではなく担い手の経営全体に着目した品目横断的政策を講じることが必要である。

(カ) 農地制度の改革

農地の効率的な利用と構造改革の加速化を促進するため、担い手への農地利用集積の促進、耕作放棄地の発生防止・解消、意欲ある者の新規参入の促進、優良農地の確保等についての農地制度の改革が必要である。

(キ) 地域における農業の再編・活性化

地域には農業にかかわる多様な主体が存在しており、各地で多様な担い手による地域農業の再編に向けた取組が展開されている。今後は、兼業農家、高齢農家等を含む地域の関係者の合意形成を図りながら、地域農業の再編・活性化に取り組むことが重要である。

ウ 国産の強みを活かした農業生産の展開

(ア) 国内農業生産をめぐる情勢の変化

消費者や実需者は、国産農産物について、安全性、品質、おいしさの面で、輸入品と比べて高く評価しており、消費者の8割は、割高でも国産品を購入する意向がある。しかし、国産品の小売価格は、輸入品に比べ割高となり、輸入品との競争とともに、構造改革の遅れ、農業総産出額の減少

など、国内農業生産をめぐる情勢は厳しい状況にある。今後、国内農業の競争力の強化等を図るためには、消費者や実需者のニーズに応え得る農産物を納得できる価格で提供できるよう、国産農産物の強みや特長を最大限に活かした生産体制へ転換することが必要である。

(イ) 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組

食品の安全性に対する消費者の関心が高まるなか、各産地では、農産物の安全性の確保のため、残留農薬検査やトレーサビリティ・システムの構築に取り組む動きが進んでいる。今後、これらの取組とともに、生産段階での危害対策や栽培工程における生産資材等の使用・管理事項を定める取組（適正農業規範）の推進が重要である。

(ウ) 国産の強みを活かした地域ブランド化の取組

国産農産物が輸入品や国内の他産地の競合品と差別化し、消費者に購入されるためには、ブランドとしての価値を有することが重要である。各産地では、地域固有の資源から生産される商品を独自の制度により認証し、厳密な管理を行うことにより、消費者の認知度や信頼性を高める地域ブランドの確立に向けた動きがある。

今後、地域ブランドの確立に当たっては、認証制度や品質管理制度の確立、購買対象層の明確化、地域のイメージづくり等の販売戦略の構築、新品種や商標等の知的財産の保護制度の活用についての地域の取組を支援することが必要である。

(エ) 食品産業の需要にこたえる取組

消費者の国産志向の高まりにこたえて、国産農産物の調達を増やす食品産業の動きがあり、生産者や産地のなかには、食品産業向けの食材の安定供給、加工食品の高品質化等に取り組む動きがある。今後、農業と食品産業との連携に向けた生産者等の主体的な取組に加え、流通コストの削減、鮮度の向上、食の安全の確保等の観点から、食品流通業との連携の強化も重要である。

(オ) 技術の革新・開発を核とした取組

消費者の健康・安全志向の高まりや農業と食品産業の連携の動きに対応するためには、公的研究機関や民間企業が、役割分担を図りながら、産学官の連携等の取組を推進することが重要である。

農業生産の現場では、厳しい経営環境のもと、高度な農業技術の導入を契機とした経営革新の重要性が高まっている。生産者のなかには、創意工夫による品種改良、栽培加工技術の開発・導入に取り組む動きがあり、今後、生産現場のニーズに

直結した新技術の開発と生産現場への導入・普及の迅速化が必要である。

(カ) 農産物輸出の取組の推進

我が国の農産物輸出額は約1,700億円（平成16年）にとどまっているが、最近では、りんご、長いも、みそ等が着実に増加しており、日本の食文化への関心の高まりやアジア諸国の経済発展に伴う購買力の向上等を背景に、我が国農産物に対するニーズが高まっている。

これを受け、生産者団体や関係機関が連携して輸出に積極的に取り組んでおり、各産地では、高額所得者層や贈答用の需要を狙った高級品や、輸出相手先国のニーズに着目した販路開拓等様々な取組を展開している。

農産物輸出は、我が国の攻めの農政の柱の一つとして大きな意義があり、今後、民と官が一体となって、事前の市場調査、現地の販売・流通体制の整備や日本の食文化と関連付けたブランドイメージの確立、国内の産地づくり、加工食品の開発等が重要である。

エ 環境保全を重視した農業生産の推進

地球規模での環境問題が顕在化するなかで、我が国の農業は、効率性を追求した農業生産の展開や農薬等の不適切な利用等により環境への負荷の増大の懸念が高まっている。今後、農業のもつ自然循環機能の維持・増進、環境保全を重視した農業への転換が必要である。

環境保全を重視した農業は、慣行農法に比べ、施肥・たい肥づくり、除草等に伴い労力が増大するとともに、農薬、化学肥料の代替資材の使用等に伴い経営費が増大する。このため、規模の大きな経営や労働力を確保している経営を中心に、消費者への直接販売、契約生産等独自の販路の開拓に積極的に取り組む動きが見られる。

我が国の農業生産全体を環境保全を重視したものに転換するためには、環境との調和のための基本的な取組が着実に実践されていくことが重要である。このため、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を策定し、農業者への助成措置に当たり一定の環境要件の達成を義務付けるクロス・コンプライアンスの考えに基づき、各種支援策と関連付けや、地域の農業関係者が意識を高め、地域の環境保全を目指した取組を広げていくことが重要である。

オ 需要に即した生産の促進

(ア) 米の需給動向等

米政策改革は、地域水田農業ビジョンの策定、

改正食糧法の施行等により本格化した。産地では、輸出促進、ブランド米等の特色ある米づくり、米粉パンの開発等に取り組んでおり、今後、産地自らの主体的判断と創意工夫により、ニーズに的確に対応することが重要である。

平成16年産水稻の作況指数は、台風等の影響で98となったが、生産量は冷害年の前年に比べ12%増の872万トンとなった。入札価格は、平年作であった平成14年を若干下回る水準で推移した。

米の1人当たりの消費量はピーク時（昭和37年度）の118kgから62kg（平成15年度）へ半減となり、消費者は、銘柄志向から、低価格、簡便化、安全等の志向へシフトしている。健全な食生活の確保と食料自給率向上の観点から、米の消費拡大、米飯給食の一層の普及、消費の多様化への対応が必要である。

(イ) その他の品目の需給動向等

麦の生産量は、近年、大幅に増加しており、特に小麦は平成14年産において既に22年度（前基本計画）の生産努力目標数量を超過した。一方、品質・生産性の向上の遅れや新品種への転換の遅れ等の問題があり、今後、需要に応じた良質麦の生産の推進等の観点から、麦政策全体の再構築が必要である。

大豆の生産量は、増加基調であったが、平成15、16年産は天候不順等により減産となった。最近、契約栽培や取引ロットの大型化、農産加工グループの地産地消の取組等の動きが見られるが、単収の向上・安定化、品質向上やコスト削減等が依然として課題となっている。また、最近の国内の不作や輸入大豆価格の上昇等に伴い、国産大豆の生産者・実需者間の安定的な取引関係の構築が重要である。

野菜、果実の生産量は、担い手の減少や高齢化等により減少傾向で推移している。一方、野菜の輸入量は、冷凍技術の発達や国内産地の加工・業務用需要への対応の遅れを背景に増加傾向にある。今後、野菜、果実とも担い手を中心とした競争力の高い産地の育成、加工・業務用需要などへの対応とともに、若年層を中心とする野菜、果実離れに対応し、消費拡大を図るために、適切な情報提供、機能性等の栄養成分の表示、消費形態の変化に対応した販売戦略の構築が重要である。

畜産は、BSEや高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴い、家庭における牛肉、豚肉、鶏肉の購入割合が変動するなど、我が国の食肉の需給構造

は大きく変化した。酪農、肉用牛経営の規模拡大は進展しているが、生産費や労働時間はわずかな低減となっており、今後、耕作放棄地の活用、コントラクターの活用、省力化技術の導入等が重要である。

自給飼料生産の推進は、自給率向上等の観点から重要であり、また、たい肥の広域流通等による家畜排せつ物の適正管理と利用促進も必要である。

(3) 農村地域の再生と美しく活力ある農村の創造

ア 農村の現状

(ア) 人口及び経済の動向

都道府県の人口は、5年前に比べて29道県で減少し、東京圏への人口の流入超過は継続している。このため、地方圏では、今後、人口規模が小さく、高齢者の割合が高い市町村が大幅に増加するなど、地域社会の活力やコミュニティ機能の低下等が懸念される。

最近の我が国の経済は回復傾向にあるが、公的需要への依存度と中小企業等の割合の高い地方圏は依然厳しい状況にある。地方圏の第一次産業・第二次産業の生産額は10年間で14%減少する一方で、第三次産業は13%増加し、産業構造のサービス化が進行している。

(イ) 農村社会の現状

農業集落は、都市化や挙家離農等により5千集落が減少（平成2～12年）するとともに、農家率も急激に低下し、混住化が進行した。また、農業集落の耕地の減少の主因（平成2～12年）は、中山間農業地域では耕作放棄や山林への転換の割合が高い状況にある。

農業集落の生活利便性は全体としては向上しているが、中山間農業地域を中心に地域格差が存在する。また、道路、污水处理施設、情報通信基盤などの社会基盤整備も、依然、地域格差が存在している。社会基盤の整備は、農村の定住化の促進や農村の活性化、都市と農村の交流を図るために、早急に推進することが重要である。

イ 農村の有する資源の現状

(ア) 農業の有する多面的機能

農業は、食料の供給や、その生産活動を通じた国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的な機能を保有している。

農業の有する多面的機能の役割に関しては国民の理解に差があることから、今後、子どもの農業

体験など地域での具体的な取組を通じて、多面的機能の役割やその重要性について国民に理解を求めることが重要である。

(イ) 農村の地域資源の保全管理の動向

農村には、農地・農業用水、多様な動植物、農村景観、伝統文化等多様な地域資源が存在しており、特に、農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本である。

農地・農業用水等の保全管理については、農家戸数の減少や混住化、高齢化等に伴い、農家主体の保全管理の困難性が増大しており、今後、資源の保全管理を適切に行っていくためには、地域の立地特性や創意工夫を活かし、地域の農業者に加えて、地域住民や都市住民を含めた多様な主体の参画を得た地域共同の効果の高い取組の促進が重要である。

中山間地域等直接支払制度の実施は、農業生産活動の継続、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持増進等に効果を発揮しており、今後、生産性の向上、担い手の育成等を含めた農業生産活動が継続できる体制の整備や集落間の連携強化の促進等が重要である。

(ウ) バイオマスの利活用の動向

再生可能な生物由来の有機性資源であるバイオマスの利活用は、地球温暖化防止と循環型社会の実現に役立つものと期待されている。しかし、消費者や農業者の理解は十分ではなく、食品廃棄物の再生利用率も16%にとどまっている。

現在、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月）に基づき、バイオマスタウン構想やバイオマスプラスチック、バイオディーゼル等の開発・実証等様々な取組が実施されているが、バイオマスの利活用には、初期投資、運営コスト、労力、技術等の課題があり、今後、バイオマスの利活用の高度化、収集・輸送コスト等の削減、地域特性に応じたシステム構築等の推進が必要である。

ウ 活力ある農村の創造

(ア) 農村地域再生の必要性

農村コミュニティや農業生産活動の衰退等により、農村資源の保全管理や次世代への継承に多くの困難が生じている。農村地域再生の重要性を認識し、具体的に行動することが必要である。

(イ) 地域資源の積極的な活用による都市と農村の共生・対流の促進

都市と農村の間で「人・もの・情報」が双方向で絶えず循環する社会の実現を目指す共生・対流の取組は、地域活性化を図るうえで大きな意義を有しており、今後、積極的な推進が重要である。

都市農業は、新鮮な農産物の供給、災害時のオープンスペースの提供、身近な農業体験の場の提供等多様な役割を発揮することから、今後は、住民参加の都市農業ビジョンづくり、農産物の直接販売、農業体験活動等の推進が必要である。

- (ウ) 農村経済の活性化と農業と他産業の連携の推進
 厳しい地方経済のもと、農業と観光業、商工業等の地域他産業が連携し、地域固有の資源を活用して、地域の活性化を図る動きや地域に密着した食品産業の振興を図る食料産業クラスター形成の動きが各地に出現している。しかし、異業種交流グループへの農林水産業の参加率は他産業に比べて低く、小規模市町村ほど地場産業振興の連携・協力が難しい状況にある。今後は、地域内の異業種連携による経済活性化を図るために、地域の多様な主体の連携、人材の育成、市町村や県域を越えた交流等の推進が重要である。

- (エ) 地域活性化を支える人材・組織の育成と連携
 地域活性化の取組には、地域の内外からの人材の積極的な発掘・受入れ、リーダーの育成、研修等の人材育成の取組が重要であることから、地域の関係者が一体となった人材の育成や組織づくりを促進するとともに、農村現場での活動内容に応じた、農業関係機関の役割分担の明確化と連携した取組の強化が必要である。

農村の振興にかかわる分野横断的な取組を推進するため、市町村段階の組織の主体性や自主性が発揮できるよう、関係府省による連携、事業の弾力的・効率的な運営が重要である。

2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠した手法により、食料供給に関係する各種産業の経済活動と国民経済とのかかわりを、数量的に把握しているものであり、この経済計算は①農・漁業及び食料関連産業の生産活動の結果を国民経済計算の概念で把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の生産と投資を捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成14年度結果の主な内容は次のとおりである。農業・食料関連産業の国内総生産は51兆666億円で、前年度に比べ1.1%減少した。これを産業別にみると、商業、

林業が増加したものの、飲食店、関連投資、食品工業等が減少した。

なお、農業・食料関連産業の国内総生産は、全産業の国内総生産（GDP）の10.3%を占めている。

3 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業により、5年ごとに作成している。

平成16年度においては、「平成12年産業連関表」の基本方針に従い、平成2-7-12年接続産業連関表の作成作業を行い、平成17年3月に公表した。

第9節 農林水産省図書館

(1) 収 書

平成16年度における図書の受入れ（図書館の蔵書として登録したものは、2,335冊（国内図書1,948冊、外国図書387冊）で、この結果、今年度末における蔵書数は、290,873冊（国内246,651冊、外国44,222冊）となった。新聞・雑誌等の受入れは1,096種（国内993種、外国103種）であった。また、ビデオテープ（DVDを含む）・CD-ROM等の電子・映像情報資料の受入れは、ビデオテープ104タイトル、CD-ROM77タイトルで、今年度末における所蔵数はビデオテープ2,174タイトル、CD-ROM576タイトルとなった。

(2) 納本及び配布

農林水産省及び農林水産関係の独立行政法人の刊行物の国立国会図書館への納本は、3,396冊であった。

また、他府省、国内関係機関及び海外関係機関への配布を行っている。

(3) 利 用

平成16年度の利用者数（閲覧及び貸出）は28,748人、利用冊数は71,078冊であった。国立国会図書館並びに各府省図書館との相互貸借は132冊（貸出93冊、借受39冊）であった。また、職員への業務支援として閉館時の貸出を行う等、サービス拡大を行った。

(4) 図書館システム

図書資料に関する閲覧及び情報提供等の利用者サービスを迅速かつ的確に行うため、「図書資料管理・提供システム」により、図書資料等の貸出・返却手続及び目録検索等を行っている。

「農林水産省図書館情報公開システム」により、平成13年4月から蔵書等の目録情報及び農林水産省が編

集・発行した行政図書の内容を電子化し、インターネットで公開・提供している。平成16年度は、行政図書を118冊追加し、今年度末における提供数は、1,829冊となった。

さらに、平成17年3月から、農林水産省に所属する4図書館（農林水産省図書館、林野庁図書館、農林水産政策研究所分館、農林水産技術会議事務局筑波事務所分館）の蔵書目録が一元的に検索できる「農林水産省図書館同時検索システム」の運用を開始した。

(5) 電子・映像情報室

ビデオテープを中心とする電子・映像情報資料については、電子・映像情報室においてパソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー及びモニター等の機器を設置し、一般利用者等にも広く視聴の場を提供している。

第10節 環境保全対策

1 概 説

今や環境問題は、地球温暖化や廃棄物問題、さらには生物多様性の危機にみられるように、通常の事業活動や国民の日常生活に起因し、密接な関わりを持つものへと変化している。しかしながら、農林水産業は、工業等の他産業とは異なり、本来、自然と対立した形ではなく順応する形で自然に働きかけ、それを上手に利用し、健全な循環を促進することによって、その恵みを楽しむ生産活動である。

農林水産省においては、これまでも環境保全を意識した施策を展開してきたが、平成15年7月に環境政策の企画立案を一元的に担当する組織として、大臣官房環境政策課を設置した。また、平成15年12月には農林水産業が自然環境や物質循環とのかかわりが深い産業であるという認識のもと、今後の農林水産環境政策の展開に当たっての基本的な考え方を示すものとして「農林水産環境政策の基本方針」を取りまとめた。本基本方針では、環境保全を重視する農林水産業への移行を目指し、4つの環境分野（健全な水循環、健全な大気循環、健全な物質循環、健全な農山漁村環境の保全）ごとの施策を推進することとしている。特に、地球温暖化対策については、適切な森林整備の推進、農林水産分野の温室効果ガスの発生抑制対策等に取り組んでいるところである。

また、バイオマス・ニッポン総合戦略の見直しを進めながら、地域全体でのバイオマスの総合的な利活用等に関し、総合的かつ計画的な取組を今後強化していく必要がある。

2 農林水産業に係る環境対策の推進

平成16年度における環境保全対策のうち主なものは、以下のとおりである。

(1) 地球環境の保全

ア 熱帯林をはじめとする森林保全対策

ITTO（国際熱帯木材機関）を通じ、違法伐採問題克服のための総合情報システムの開発、森林認証の推進と持続可能な熱帯林経営への取組の支援を行った。また、世界銀行を通じ、途上国における持続可能な森林経営のための国家戦略（「国家森林政策」）の策定を支援した。さらに、FAOを通じ、不適切な伐採活動を改善し、環境に配慮した持続可能な伐採活動を定着させるため、東南アジア地域の各国の状況に応じた国別伐採規範策定及びその実施のための技術支援を行った。さらに、開発途上国等において森林の管理・経営に係る技術開発、地球温暖化防止の取組に対する支援等の協力を行った。

イ 砂漠化防止・農地保全対策

持続可能な農業農村開発における砂漠化防止対策の技術開発のため、砂漠化の要因分析や実証調査を行い、各種技術マニュアルの作成等を行った。また、砂漠化防止に資するための農民用技術マニュアルなどの開発を行うとともに、民間セクターを利用した砂漠化防止の推進体制について調査を実施した。

ウ 地球温暖化対策

(ア) 長期育成循環施策の推進

抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施行の積極的な推進により、複層林への誘導・造成を促進した。

(イ) 特定保安林整備総合対策

間伐等が不十分で機能が低下した保安林を特定保安林に指定するための調査を行うとともに、新たに特定保安林を対象として治山施設の整備と本数調整伐を一体的に行うほか、要整備森林における間伐の推進を図るなど、重点的な森林の整備・保全の促進を行った。

(ウ) 木材・木質バイオマス利用の推進

大手住宅メーカー等のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システムの構築や、木質バイオマス利活用施設の整備、合板や新たな木質資材への地域材利用を促進するための技術開発等を実施した。

(エ) NPO等の多様な主体の参加による森林の整備の推進

森林整備事業の事業主体として新たな協定制度

の認定を受けた者（NPO等）を追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林などの整備を促進した。

(オ) 国民参加の森林づくり活動の推進

幅広い国民の参加による森林ボランティア活動の定着を図るため、森林ボランティア活動情報の発信、NPOによる活動の定着を図るため、森林ボランティア活動情報の発信、NPOによる活動の支援、活動フィールドの拡大等を推進した。

(カ) 森林の吸収量の報告・検証体制の整備

森林のCO₂吸収量報告に不可欠な森林資源データの精度の検証・向上、保安林の森林経営に関する管理情報の整備及びデータの効率的な収集手法の開発を実施するとともに、国レベルでデータを一元化するためのシステム開発等を実施した。

エ 技術開発

低電力、高効率の青色発光ダイオードをイカ釣り漁業の集魚灯として用い、最も効率的な搭載方法や操作方法、操業形態等について実証化実験を行い、漁獲効率や燃料消費等のランニングコスト、初期設備投資等の提言効果を明らかにし、イカ釣り漁業の大幅なコスト削減を実現する技術開発を行った。また、従来、防除等に用いられてきた臭化メチルが、オゾン層保護の観点から全廃となったことに対応するため、引き続き代替技術の確立、代替薬剤の開発及び普及を推進した。

オ バイオマス・ニッポン総合戦略の強力な推進

バイオマス利活用のための施設整備

バイオマスの利活用の全国取組モデルとなる事例を構築し、その普及を図るため、新技術等を活用した利活用施設整備を実施した。また、食品廃棄物、家畜排せつ物、木質系廃材・未利用材などの各バイオマスの特性に応じた利活用材等の利活用施設の整備を実施した。

(2) 水及び土壌・地盤環境の保全

ア 水環境の保全

(ア) 水環境保全対策

農業用排水の水質等の水環境について、水質汚濁原因・負荷機構の解明および浄化技術の確立等を行った。また、農地からの負荷軽減対策の検証とその軽減対策に効果的な土地改良施設の整備・管理手法の確立及び農地系の面減負荷対策指針の作成を行った。

さらに、農業用排水の水質汚濁に起因する障害の除去及び公共用水域に排水される水質を浄化

するための事業を実施及び助成した。

(イ) 農業集落排水事業

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善等を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設の整備に要する経費につき市町村、都道府県等に対し、助成した。

(ウ) 漁場環境保全対策

海洋環境等への負荷を低減させるため、水産物の流通加工過程における水産加工残滓等の有効利用及び適正処理を図る再資源化施設、窒素・リン等を除去するための高度な排水処理機能を有する排水処理施設の整備等を実施した。

このほか原因者不明の漁場油濁により被害漁業者が油の防除等に要した費用の支弁及び油汚染防除に必要な基本的知識・対応策について、漁業者等を対象とした現場における実技指導を含めた講習会の実施等、油汚染防除に関する知識の啓蒙普及に要する経費につき助成した。

さらに、漁場油濁被害の拡大を防止することを目的として、漁場油濁事故発生の初期における的確な対応を確保するため、油防除作業の専門家を現場に派遣する事業についても助成を行った。

イ 土壌・地盤環境の保全

(ア) 地盤沈下対策事業

地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を回復するため、または水源を転換するために行う農業用排水施設の改修等に要する経費につき都道府県に対して助成した。

(イ) 公害防除特別土地改良事業

事業者の事業活動によって生ずるカドミウム等による農用地の土壌等の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されること等を防止することにより、人の健康の保護等を行う客土等の実施に要する経費につき都道府県に対し助成した。

(3) 廃棄物・リサイクル対策

ア 廃棄物・リサイクル対策

(ア) バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づきバイオマスの総合的な利活用を推進するため、バイオマス関連情報を効果的に提供するためのシステムの構築及びバイオマスの利活用に対する理解を助成するための普及啓発を実施した。

(イ) バイオマス利活用フロンティア推進事業

地域におけるバイオマス利活用に関する計画策定、実用化に関する調査・実証、システム構築等をバイオマスの種類に応じて総合的に実施し、バイオマスの有効利用を促進し、もって環境と調和の取れた循環型社会の構築を図った。

(ロ) 農業環境保全対策事業費

施肥に由来する地下水汚濁や温室効果ガスの発生、輪作体系等の乱れ等の課題に対応し、環境と調和した農業生産方式を構築するため、環境保全対策に先導的に取組む地区の創出や体系化された環境保全技術の確立、環境と調和した持続的な農業生産を維持・推進させるために必要な共同利用機械・施設等の整備に必要な経費を要求した。

(エ) 家畜排せつ物処理のための施設の整備等

平成16年10月末を期限とする家畜排せつ物法に基づく管理基準の猶予期限内に、家畜排せつ物法の管理の適正化が図られるよう、家畜排せつ物法施設の整備を推進した。

(オ) 地域環境保全型農業推進総合整備事業

土づくりや減農薬・減化学肥料の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向けて、必要な基盤整備や土づくり施設整備を総合的に実施した。

(4) 化学物質対策

ア ダイオキシン類等有害物質対策

(ア) 有害物質リスク管理等委託事業

ダイオキシン類の農畜産物への含有実態を全国的に調査するとともに、この調査結果について消費者、生産者等に対して分かりやすい形で情報提供を行った。

イ 農薬対策

(ア) 埋設農薬最終処理事業費

埋設した農薬を掘り起こし、科学的に安全な方法により最終的な無害化処理を行った。

(イ) 農薬安全使用等総合推進事業

農薬の使用状況などの調査、河川等環境への流出状況や農作物への残留状況を調査し、これらの結果を基に地域の実情に即したきめ細かな農薬使用の指導を実施した。

(5) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

ア 国土空間の自然的社会的特性に応じた自然と人間との共生

(ア) グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業費

共生・対流に向けた国民運動の一環として、都市住民の潜在的需要を踏まえたグリーン・ツーリ

ズムの新たなスタイルを提案・普及した。

(イ) 森林環境教育の条件整備促進対策事業

森林環境教育を推進するため、文部科学省と連携して指導者の募集・登録、森の子くらぶ活動の受け入れ体制の整備、学校林の整備活用等に加え、新たに NPO 等の企画力や教育手法を活用した山村滞在型の森林・林業体験交流活動等を行うモデル事業を実施した。

(ロ) 共生林の多様な利用活動推進事業

森林と人との共生林の整備に向けた計画策定や市民参加に関する協力締結等の条件整備を行うとともに、里山林などを活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」づくりを推進した。

(エ) 田園自然環境保全・再生支援事業

健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向けて、地域住民や NPO 等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設等の整備を実施した。

(オ) 里地棚田保全整備事業

二次的自然の卓越した中山間地域の里地や棚田等において、多様な地域条件に即した生産基盤整備や、土地改良施設等の維持管理活動を組織ぐるみで実施していくために必要な施設整備を行い、土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や自然環境の保全・再生を支援した。

(カ) 漁港漁村活性化支援事業

都市と漁村の共生・対流を推進するため、都市と漁村の交流活動（漁業体験、自然体験活動等）、学校関係者等と連携した体験活動、受入体制の整備等を支援するとともに、美しい漁村づくりに資する地域住民等の参加した景観作りへの取組、地域資源の掘り起こし等を支援した。

イ 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

(ア) 特定希少植物保存推進事業

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき繁殖証明及び特定国内希少種野生植物種の譲渡等の届出、立入検査等に関する業務及びその推進のために必要な実態調査ならびに諸規制の啓蒙普及指導の推進を行った。

ウ グラウンドワーク推進支援事業

地域住民、地方公共団体及び民間企業のパートナーシップにより身近な地域の環境改善等を行うグラウンドワークの普及・推進を図るため、(財)グラウンドワーク協会の行う調査研究活動等を支援した。

エ 社会資本整備

(ア) 海岸環境整備事業

海岸の環境整備を図り、その利用増進に資するための護岸、離岸堤及び突堤の新設並びに養浜等の工事に要する経費について地方公共団体に対して補助を行った。

(イ) 治山事業費

森林の維持造成を通じ、森林の有する山地災害防止、水源かん養等の公益的機能を高度に発揮させるとともに、環境財としての森林を保全するため、荒廃地、荒廃危険地、荒廃森林等の整備を実施した。

(ロ) 漁港環境整備事業

一般外来者の利用にも配慮した規模の植栽、休憩所、運動施設等の整備に要する経費につき都道府県、市町村に対して助成した。

オ 生物多様性の保全

(ア) 生態系保全対策

農村地域における生態系の保全に配慮した整備を進めるため、「生物の生息・生育環境の向上、移動障害の解消」（ネットワーク化）を図るための技術を検討した

(6) 環境政策の基盤となる施策等

ア むらづくり維新森林・山村都市共生事業

山村の有する森林や自然環境を活かした交流基盤の整備、都市住民を林業技術者として育成し山村に受け入れるための研修施設の整備、資源循環型社会の創出に向けた自然エネルギー活用施設の整備等を地域のニーズに応じて総合的に推進し、都市との共生を図りながら森林の適正な管理、山村の活性化に資する。

表5 農林水産業に係る環境保全経費、地球環境保全対策関係予算

	(単位：千円)
A11地球環境の保全	131,821,559
* 地球環境対策基本方針策定事業	5,165
* 地球環境民間活動推進事業	2,903
* アジア地域農林水産関連地球サミット対応支援事業	14,651
* 農業環境指標開発特別事業 (OECD 拠出金)	18,758
* 農業の多面的機能維持強化事業 (OECD 拠出金)	20,632
* 環境委化学品プロジェクト事業 (OECD 分担金)	13,620
* 国際熱帯木材機関 (ITTO) 拠出金 (国際熱帯木材機関本部事務局設置経費)	21,118

* 国際熱帯木材機関 (ITTO) 拠出金 (違法伐採木材の制御システムの実証事業)	109,851
* アジアモンスーン地域水田かんがい評価調査 (FAO 拠出金)	27,049
* 東南アジア伐採実施規範推進事業 (FAO 拠出金)	29,703
* 国家森林政策強化事業 (世界銀行拠出金)	33,000
* 途上国農業の多面的機能の現実政策への応用 (FAO 拠出金)	124,042
* 持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業 (FAO 拠出金)	55,030
* 水産養殖ガイドライン策定事業 (FAO 拠出金)	27,459
* 効率的水利用施策強化調査	9,016
* 東南アジア地域持続的回遊性魚種対象漁業推進事業	64,758
* 節水条件化における水稻栽培技術の開発 (IRRI 拠出金)	37,281
* 東南アジア地域環境調和型地域開発支援事業 (SEAFDEC 拠出金)	89,744
* 大西洋沿岸途上国マグロ漁業統計整備支援事業	33,919
* 環境負荷低減農業技術確立実証事業 「水と食と農」戦略推進事業	59,440
* 砂漠化防止等環境保全対策調査費	8,011
* 地球環境保全対策推進費	289,660
* 海外農業農村開発技術センター等事業のうち海外技術情報提供費	7,190
* 農地・土壌侵食防止対策調査費	45,756
* 水資源開発戦略構築調査委託費	50,000
* 砂漠化防止対策推進体制検討調査委託費	63,544
* 農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発	161,967
* ○農林水産試験研究の助成に必要な経費 農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業の女性に要する経費 環境にやさしい木材保存処理技術の開発	408,966
* ○農林水産試験研究の助成に必要な経費 農林水産業・食品産業等先端技術開発事業の助成に要する経費 環境保全型水産技術の開発	21,477
* 農林水産技術研究の強化に必要な経費 地球規模水循環変動が食糧生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定	39,253
* 森林計画に必要な経費のうち森林資源モニタリング	101,878

調査	233,125	* ○森林環境保全整備事業(国有林)(※1) 48,197,034
* 森林計画に必要な経費のうち森林吸収源データ緊急整備事業	559,509	* 水産業振興型技術開発事業費のうち先端技術を活用した有明ノリ養殖業強化対策研究費 43,762
* ○森林環境保全整備事業	41,539,000	* 水産業振興型技術開発事業費のうち環境保全型漁場造成技術の開発 144,140
* 森林居住環境整備事業	31,212,000	* 水産業振興型技術開発事業費のうち青色発光ダイオード集魚灯によるイカ釣り漁業革命事業費 45,000
* 森林計画に必要な経費		* 機能性肥料高度活用推進事業 4,135
森林資源調査データ解析事業	216,511	* 臭化メチル代替技術開発費 40,500
* 民間植林協力推進支援事業	83,610	* 水産業振興型技術開発事業費のうち漁船漁業地球温暖化対策導入事業費 26,125
* 政府間林業協力推進調査事業	14,693	
* アジア東部地域森林動態把握システム整備事業	133,849	
* 地域住民森林管理実証調査事業	34,173	A12大気環境の保全 122,430
* IPF/IFF 行動提案推進アジア地域国際森林専門家会合開催	18,226	* 一般公用車における低公害車導入経費 99,330
* 永久凍土地帯温暖化防止森林基礎調査事業	11,654	* 一般公用車における低公害車導入経費(※1) 23,100
* 途上地域混牧林経営推進確立調査事業	26,518	
* CDM 植林ベースライン調査事業	43,852	A13水及び土壌・地盤環境の保全 80,983,260
* CDM 植林人材育成事業	24,105	水道水源等水質保全対策推進事業 1,608
* CDM 植林技術指針調査事業	29,244	広域農業基盤整備管理調査費のうち信濃川水系開発調査の地盤沈下分 20,000
* 黄砂対策植生回復実証調査事業	15,486	地下水調査費のうち保全調査 81,100
* 森林吸収源としての保安林管理情報緊急整備事業	71,894	農業農村整備推進環境保全技術調査費のうち水環境保全対策 130,340
* ○木造公共施設整備事業	846,619	農業用水資源環境基礎調査 66,500
* ○木質バイオマスエネルギー利用促進事業	1,059,000	○農業集落排水事業 60,706,625
* ○地域材利用体制整備事業のうち地域木材産業体制整備事業	87,095	水質保全対策事業(一般型) 1,663,084
木材の新しい流通・加工システム推進事業	32,776	地盤沈下対策事業 3,246,000
木材産業の構造改革を推進する事業のうち構造改革再編整備事業、構造改革促進調査等事業	52,844	公害防除特別土地改良事業 820,000
木材総合情報整備促進事業	201,081	環境負荷物質の動態解明 68,421
* ○木の文化創造普及啓発強化事業	55,963	「水と森林パートナーシップ」形成推進事業費12,861
* ○「顔の見える木材での家づくり」推進事業	70,943	○環境対策等高度化施設整備事業費 739,486
* ○木材産業技術開発促進事業	67,451	漁場環境・水産資源持続型技術開発事業費のうち浅海・内湾環境創造総合技術開発事業費 16,596
* ○木材利用革新的技術開発促進事業	31,956	漁場環境・水産資源持続型技術開発事業費のうち閉鎖性汽水域における底質・水質改善技術の開発費 49,644
○地域材利用促進のための新たな技術開発事業	45,491	漁場環境・水産資源持続型技術開発事業費のうち太陽エネルギーを活用した漁場環境改善システム開発費 15,000
* アジア森林パートナーシップ推進支援事業	9,983	漁場油濁被害対策費 110,555
輸入木材の輸入先国における森林現況把握事業	6,583	漁業公害対策指導費(事務費) 3,717
木材産業構造改革事業	1,854,405	漁業環境影響調査費(事務費) 1,119
木材の新しい流通・加工システムモデル整備事業	1,400,000	海浜生物生息環境調査費(事務費) 1,010
* 国民参加の緑づくり活動推進事業	368,672	我が国周辺水域資源調査等推進対策費 2,000,441
* 青年森林協力隊活動推進事業	16,646	油防除・回収資機材整備費(事務費) 8,958
* 森林吸収源計測・活用体制整備強化事業	502,936	* ○川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり
* 森林居住環境整備事業(国有林)(※1)	190,039	

事業費(委託費)	280,106
*○川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり	
事業費(補助金)	426,023
*○川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり	
調査費(事務費)	23,309
水産資源情報サービス事業費	28,000
養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖資機材評価事業費	18,406
養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖漁場環境保全推進事業費	77,869
漁場環境保全創造事業	2838,000
漁港水域環境保全対策事業	295,000
生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業費	90,000
○漁業集落排水施設整備事業	6,576,000
緊急磯焼け対策モデル事業費(委託費)	20,000
緊急磯焼け対策モデル事業費(補助金)	130,000
土壌有害物質リスク管理対策推進事業費	100,000
土壌有害物質リスク管理対策推進事業費	
総合食料対策地方公共団体事業推進費補助金	126,770
貝毒安全対策事業費(委託費)	6,213
漁場環境保全対策費(事務費)	100
養殖衛生対策センター事業	96,419
衛生管理体制事業	69,980
魚類防疫技術対策事業	36,000
A14廃棄物・リサイクル対策	19,180,345
*○バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業	113,516
○農林漁業資源(バイオマス)及び環境に関する総合分析調査費	
農業農村地域資源・環境総合調査費	25,946
○食品ロス統計調査費	31,474
○食品循環資源の再生利用等実態調査費	13,274
○総合食料対策事業指導事務等に必要経費	10,952
○総合食料対策事業指導事務等に必要経費	13,291
○総合食料対策事業指導事務等に必要経費	6,750
○食料流通対策に必要な経費	14,496
○バイオマス生活創造構想事業に必要な経費	24,000
○農村振興対策に必要な経費	1,100,000
○バイオマス生活創造構想整備事業	800,000
○家庭用廃食用油効率的リサイクルシステム等構築事業	10,478
○外食産業店舗残渣高度利用推進事業	8,886
○資源循環型農業総合支援事業費	1,004,952
○農業生産総合対策新技術実用化等促進事業費	3,000

○資源循環型農業総合支援事業	27,559
○耕畜連携・資源循環総合対策事業推進費	35,000
○牛肉等関税財源生産振興総合対策費補助金、農村振興対策経費	4,678,678
○耕種作物活用型飼料増産対策事務費	205,838
○自給飼料増産総合対策事業	1,161,596
○資源リサイクル畜産環境整備事業	5,243,000
○有機性資源飼料化施設整備事業	54,310
○経営構造対策事業	450,000
○資源循環型地域農業への転換支援	281,587
○バイオマス利活用フロンティア推進事業	1,389,000
○農村資源リサイクル環境整備検討調査	72,900
○農地還元資源利活用事業	81,600
○バイオマス利活用高度化実証事業	100,000
○農林水産バイオリサイクル研究	1,259,743
○有機肥料等の低コスト生産基盤技術の開発	10,475
○環境低付加型新機能性木質系材料などの開発	12,312
○先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発	17,878
○木材産業の構造改革を推進する事業	133,857
○木質資源循環利用技術開発事業	127,786
○水産業振興型技術開発事業費のうち廃FRP漁船高度利用技術開発事業費	50,561
○水産業振興型技術開発事業費のうち水産バイオマスの資源化技術開発事業費	31,836
○漁船リサイクル等開発促進事業費	6,814
○水産系副産物活用推進モデル事業	300,000
○循環型漁業集落環境整備事業	192,000
○増養殖機能等実施調査事業費のうち貝殻を活用した増養殖場造成実証調査	75,000
○流通飼料対策事業	251,103

A15化学物質対策	1,574,384
農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発	449,602
*漁場環境の化学物質リスク対策推進事業費(事業費)	257,579
*漁場環境の化学物質リスク対策推進費(事務費)	38,805
木材製品化学物質放射性能調査事業	24,865
埋設農薬最終処理事業費	400,000
有害物質リスク管理等委託事業(農産物生産段階)	130,000
農薬安全使用等総合推進事業	99,074
農薬的資材リスク情報収集事業	158,000
魚貝類の規制有害物質対策事業(事業費)	4,965

漁場環境保全対策費(事務費)	220	海岸環境整備事業	331,000
養魚用飼料の安全性向上対策事業	19,400	* 遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究	365,796
動物用医薬品など安全性評価基準開発費	21,061	「みんなで考えるバイオテック」推進事業	85,326
検疫病害虫侵入リスク管理対策事業費	149,482	生物多様性影響評価推進経費	15,084
精密航空防除散布システム開発等推進費	17,034	* 野生鳥獣による農林業被害軽減のための農林生態系管理技術の開発	99,856
農薬飛散影響防止対策事業費	33,000	* 流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発	219,946
安心志向型防除指針普及推進事業費	11,666	* ○水と緑のやすらぎ生活空間創造技術の開発	21,363
植物検疫重要病害虫侵入・再発防止対策事業費	23,749	地域基幹農業技術体系化促進研究費(環境保全型農業)	12,376
植物防疫所の施設整備に必要な経費(高精度検定温室等整備工事)	185,484	森林整備地域活動支援交付金	7,294,871
A16 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	166,332,561	林業生産流通総合対策に必要な経費のうち流域森林・林業活性化促進対策事業	71,910
* 地球関係対応農業指針策定事業	838	森林計画に必要な経費	
* 生物資源保護・利用推進対策事業	3,810	森林 GIS 等整備推進	500,015
* 農山漁村地域環境保全対策事業	7,393	森林計画に必要な経費	
環境保全型有機質資源施用基準設定事務費	2,208	森林計画策定等事業のうち森林計画調査及び計画策定事業	94,433
農産物等総合調査委託費	2,000	* 林業生産流通総合対策に必要な経費	
有機栽培等ブランド化推進事業	41,890	共生林の多様な利用活動推進事業	5,558
* 特定希少植物保存推進事業	3,977	* 水源林造成事業	29,321,000
草地畜産活性化環境整備事業	159,000	* 特定中山間保全整備事業	140,000
グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業	39,984	森林整備促進事業分収林整備高度化事業費	20,234
グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業	92,125	森林整備促進事業花粉症特別対策事業費	73,696
農村振興対策地方公共団体事業推進補助金		* 保安林整備管理事業	829,998
グリーン・ツーリズムビジネス育成事業	26,595	* 治山事業費 保安林整備(※1)	10,691,000
農村振興対策民間団体事業推進補助金		* 治山事業費 水源地域整備(※1)	14,610,000
グリーン・ツーリズムビジネス育成事業	80,000	* 治山事業費 直轄治山事業(※1)	6,536,108
モデル地域整備事業費のうち地域連携システム整備事業	79,494	* 治山事業費 山地治山(※1)	47,642,495
モデル地域整備事業費のうちやすらぎ空間整備事業	615,459	* 治山事業費 防災林造成(※1)	1,872,500
多面的機能維持増進調査費	120,000	* 治山事業費 国有林野内補助治山(※1)	47,600
農業農村整備推進環境保全技術調査費のうち生態系保全対策	48,600	* 治山事業費 水土保全治山(※1)	12,224,000
生きもの環境水路評価事業	6,840	* 治山事業費 共生保安林整備(※1)	7,376,000
環境に配慮する技術・工法確立のための実証調査	61,000	森林保全管理推進対策事業	36,161
環境調査手法検討調査	30,000	森林病虫害等防除事業	2,508,371
自然共生・環境創造支援調査	30,000	(森林病虫害等防除に必要な経費)	
農村環境計画策定費補助	221,819	モデル森林における持続可能な森林経営の確立(※1)	3,520
グラウンドワーク推進支援事業	39,000	森林保全管理事業(国有林)(※1)	628,814
中山間地域総合整備事業のうち生態系保全施設整備事業	649,500	国有林森林計画(※1)	3,279
田園自然環境保全・再生支援事業	100,305	国有林野における森林環境保全利用対策のうち森林環境保全経費	1,393,567
里地棚田保全整備事業	1,795,263	* 地球環境保全森林管理強化対策	4,268,796
		分収育林事業(※1)	337,413

森林空間総合利用の推進(※1)	170,957	食品流通等対策に必要な経費	9,527
* 遠洋海域生物資源調査費(事務費)	3,015	畜産環境対策事務費	4,549
海産哺乳類混獲等管理促進事業費	22,881	計画技術指針作成調査費のうち環境影響評価指針調査	18,012
遠洋漁業管理調査費	258,000	* 森林・林業基本対策推進事業	21,032
* 責任あるまぐろ漁業実践推進事業費	33,948	林業生産流通総合対策に必要な経費	
鯨資源調査対策推進費	83,991	森林環境教育活動の条件整備促進事業	22,138
二枚貝類資源回復推進費(事務費)	4,428	* 林業生産流通総合対策に必要な経費	
サメ・海鳥の保全管理プログラム作成調査費(事務費)	608	教育のもり整備事業	237,600
国際資源調査等推進対策費(委託費)	1,269,266	林業生産流通総合対策に必要な経費	
国際資源調査等推進対策費(事務費)	875,062	森の体験交流活動推進事業	8,104
海洋生物混獲防止対策調査費(事務費)	559	* 緑資源幹線林道事業のうち環境影響評価	49,054
野生水産生物多様性保全対策費(事務費)	297	○間伐等森林整備促進対策事業費	1,025,162
内水面域振興活動推進費	2,490	○むらづくり維新森林・山村・都市共生事業	754,200
健全な内水面生態系復元等推進事業費(委託費)		○間伐総合対策推進事業費	
	161,901	木の香る環境整備促進事業	46,418
健全な内水面生態系復元等推進事業費(補助金)		学校林整備・活用推進事業	57,156
	171,000	○森林環境保全先端技術導入機械開発事業	83,118
水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業費		花粉抑制メカニズム解析調査事業	39,624
	72,322	* ○多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業	
自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業			41,500
	3,810,000	我が国200海里内の指導監督及び取締費	8,613,806
漁港利用調整事業	491,000	(取締関係費)	
緑地・広場施設整備	518,000	資源管理体制・機能強化総合対策事業(補助金)	
漁港環境整備事業	1,573,000		651,000
海岸環境整備事業	1,882,000	資源管理体制・機能強化総合対策費(事務費)	16,423
都市漁村交流促進事業費	69,331	資源管理体制・機能強化総合対策費(委託費)	
漁港漁村活性化支援事業費	99,542		326,000
増養殖機能等実証調査事業費のうち資源回復に適した水域環境調査	31,440	有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業費	48,437
特殊肥料表示問題検討会事務費	3,190	* 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業費のうち遺伝子組換え魚介類評価技術開発事業費	48,816
遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策事務費		衛星画像解析による藻場等の分布把握のための技術開発調査事業費	166,847
	4,997	有機食品認定・普及促進事業	14,100
遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策費	33,926	特別栽培農産物新表示ガイドライン消費者普及事業	
病虫害管理体制整備事業費	134,071		3,745
病虫害防除農業環境リスク低減技術確立事業費			
	102,228		
農林水産航空技術安全・効率化対策推進事業費			
	21,185		
遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策事業費			
	488,740		
A17環境政策の基盤となる施策等	12,321,154		
環境保全対策連絡調整費	2,458		
環境影響評価連絡調整推進費	2,138		
農林水産本省一般行政に必要な経費	10,190		

注1) A11～A17の各区分は以下のとおりである。

A11 地球環境の保全等

A12 大気環境の保全

A13 水及び土壌・地盤環境の保全

A14 廃棄物・リサイクル対策

A15 化学物質対策

A16 自然環境の保全と自然とのふれあいの促進

A17 環境施策の基盤となる施策等

注2) *は、地球環境保全関係予算である。

注3) ○は、循環型関係予算である。

注4) ※1は、国有林野事業特別会計である。

注5) ※2は、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
である。

注6) 予算額は、当初予算額である。

第2章 国際部

第1節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物等の輸出促進対策

(1) 事業の趣旨

世界的な日本食ブームや近年のアジア諸国の経済発展に伴う所得向上等により、我が国の高品質な国産農林水産物・食品の輸出拡大の可能性が増大している。

しかし、農林水産物等の輸出に当たっては、各国消費者の嗜好の把握、有効な販売手法の確立、輸出国の検疫条件や食品表示規則等への適合など多くの課題が山積している。

このため、農林水産省においては、農業者・農業団体や食品産業による取組を促進するための支援策を積極的に展開していくとともに、これを通じて農山漁村や食品産業の活性化を図ることとしている。

(2) 事業内容

平成16年度において、各局庁で具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 農林水産物貿易円滑化推進事業（国際部）

海外の貿易情報を収集するとともに、我が国生産者等の輸出志向を醸成するためのセミナーを開催し、収集した情報の提供等を行った。さらに、有識者による、日本の農林水産物・食品の多様な輸出事例の調査・分析・検討を行った。

イ 国産農林水産物海外普及事業（国際部）

輸出志向のある生産者等が着実に輸出への取組を現実化できるよう、海外市場開拓ミッションの派遣、目標となる市場における製品の普及状況に合わせた日本の農林水産物・食品の輸出促進に資するPR活動等を行った。さらに、海外への販売について豊富なノウハウを有している輸出国と有望な生産者等がプロジェクトを形成し、製品毎の新規輸出開拓事例を構築した。

ウ 日本産ブランド輸出促進事業（国際部）

アジア諸国を中心に、日本産ブランド（日本産の高品質な製品）の生産者団体等が行う輸出促進活動（展示・商談会、テスト輸出、メニュー提案等、海

外バイヤーの日本招へい、商品開発等）の活動の支援を行った。

エ 輸出促進型米消費拡大事業（総合食料局）

売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する、日本米の輸出可能性の調査、輸出国での日本型食生活の良さとからめた日本米の紹介等の販売促進活動の支援を行った。

オ ブランド・ニッポン農産物販路拡大支援事業（生産局）

海外を含む販売先の情報を踏まえ、消費者サイドの様々なニーズに的確に対応する生産体制の構築に向けた、高品質化、高付加価値化及び低コスト化のための集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の導入を支援した。

（金額等については、表1参照）

2 関税（平成17年度当省関係品目の改正概要）

(1) 平成17年度の関税改正の経緯

平成17年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、平成15年5月13日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問され、これを受けて、平成16年9月21日、10月29日及び11月26日の関税分科会での審議を経た後、12月15日の関税分科会で答申された。なお、この間、関税分科会企画部会の下にワーキンググループを設置して、知的財産権侵害物品の水際取締りに関する専門的事項について、平成16年9月21日、10月27日、11月8日及び11月29日の計4回の検討を経た後、12月15日の企画部会で座長取りまとめが出され、この内容が同日の関税分科会に企画部会長報告として提出されて審議を経た後、平成17年度の関税改正として前述の答申に盛り込まれた。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成17年4月1日から施行された。

(2) 農林水産省関係品目の関税改正等の概要

ア 暫定税率、農産品に係る特別緊急関税制度等の適用期限の延長

表 1 輸出促進予算の推移

事業名	予算額（単位：千円）		事業の概要
	15年度	16年度	
1. 農林水産物貿易円滑化推進事業費	47,017	41,375	海外の貿易情報収集及びセミナーの開催、さらに、有識者による輸出事例の調査・分析を行い円滑な輸出を実現するための効果的な方策を検討
2. 国産農林水産物海外普及事業費	0	208,187	海外市場開拓ミッションの派遣、輸出促進に資する PR 活動、製品ごとの新規輸出開拓事例の構築を通じ輸出機会を拡大
3. 日本産ブランド輸出促進事業費	0	100,438	アジア諸国を中心に日本産ブランド（国産の高品質な産品）の生産者団体等が行う輸出促進活動を支援
4. 売れる米づくり等推進米消費拡大事業のうち輸出促進型米消費拡大事業	0	103,779	売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本米の紹介等の販売促進活動を支援
5. ブランド・ニッポン農産物販路拡大支援事業費	0	350,000	海外を含む販売先の情報を踏まえ、高品質化・高付加価値化・低コスト化のための集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の導入を支援

(ア) 平成17年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率（平成16年度末で暫定措置が終了することとなっていた精製塩の暫定税率を除く。）について、その適用期限を平成18年3月31日まで延長することとした。

(イ) 平成17年3月31日に適用期限の到来するウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成18年3月31日まで延長することとした。

イ 国別・品目別特惠適用除外措置の適用

特定の品目でそれぞれ特定の国を原産地とするものについて、国別・品目別特惠適用除外措置（関税暫定措置法第8条の2第2項）を適用することとした。

これは、平成15年度改正において、開発途上国、特に後発開発途上国（LDC）に対する一層の支援を図る観点から、農水産品を中心とした特惠対象品目の拡大等（LDC 産品に対する無税無枠措置の拡大）

と併せて、特惠関税制度の趣旨に照らし、我が国マーケットにおいて高い国際競争力を有する特惠受益国（地域を含む。以下同じ。）の産品について、より競争力の低い特惠受益国への特惠メリットの拡充を図ると同時に、我が国の国内産業への影響にも配慮する観点から、国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準が関税・外国為替等審議会答申で示された（特惠関税とは、開発途上国を支援する観点から、開発途上国の産品に対して一般より低い特惠税率を適用する制度であるが、特惠対象品目であっても、産品の国際競争力や国内産業への影響を勘案して、国・品目を指定して、特惠適用除外を行うことが可能となっている。）が、平成17年度改正では、当該適用基準を踏まえ、水産品にあつてはタイ産まぐろ缶詰等のまぐろ・かつお調製品、インドネシア産のしらす干し等のかたくちいわし調製品並びに中国産の白身魚フライ等のたら等の魚調製品及び冷凍のシーフードミックス等のあさり等の軟体動物調製品に特惠適用除外措置を講ずることとした。

ウ 知的財産権侵害物品の水際取締りの強化

育成者権の効力が加工品にまで拡大することが検討されていることも踏まえつつ、侵害の該否に関し、

税関が必要に応じて種苗法の所管省に意見照会できる制度を導入することとした。

エ 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結に対応した関税率等の改正

上記ア～ウの平成17年度改正の他、平成17年4月1日から改正施行された事項として、日メキシコ経済連携協定（略称）の締結（平成14年10月の日メキシコ両国首脳会談で協定交渉開始が合意され、同年11月の第一回交渉から平成16年3月の大筋合意を経て、同年9月17日に日本・メキシコ両国首脳がメキシコシティーにおいて協定署名）に伴って関税関係法令の整備が必要となった事項がある。この関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、平成15年5月13日、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきか」について関税・外国為替等審議会に諮問され、これを受けて、平成16年8月4日の関税分科会での審議を経た後、9月21日の関税分科会で答申された。その後、この答申に基づき、「関税暫定措置法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、協定発効日である平成17年4月1日から施行された。（表2参照）

（3）関税割当制度に関する政令の改正

ウルグアイ・ラウンド合意において、国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保が基本的に関税割当制度により行われることとなったことなどから、本制度の対象品目は、平成7年度改正において全

体で21品目（うち農産品は18品目）に拡大され、その後、平成15年度改正において酒類用原料アルコール製造用アルコールについて本制度の適用対象外とされ、この結果、全体で20品目（うち農産品は18品目）となった。平成17年度改正においても、農林水産省所管の対象品目に変更はなく（注2）、各品目の関税割当数量が定められた。（表3参照）

（注1）関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（1次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分については、高税率（2次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る制度で、この1次税率の適用を受ける数量（関税割当数量）は、原則として、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定めることとされている。

（注2）なお、アルコール製造用糖みつについては、平成16年度より、毎年4月と10月に関税割当数量（半年枠）を定める方式から毎年4月に関税割当数量（年間枠）を定める方式（関税割当数量の年度一本化）に移行することとした（その背景等については、平成15年度版「農林水産省年報」の62頁をご参照下さい。）。

表2 日メキシコ経済連携協定（EPA）に基づく関税割当制度対象品目の割当方法等

（単位：トン）

【輸入国管理方式：事前割当方式】							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
1	トマトピューレー及びトマトペースト (トマトケチャップ・ソース製造用)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	特定用途軽減税率の対象
	1次(枠内)税率	無税					
	2次(枠外)税率	16%					

（単位：トン）

【輸出国管理方式：先着順割当方式】						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
牛肉及び牛肉調製品	—	—	3,000	4,000	6,000	再協議は18年度中
1次（枠内）税率	—	—	再協議	再協議	再協議	
2次（枠外）税率	10%, 12.8%, 21.3%, 38.5%, 50%					
2 豚肉及び豚肉調製品	38,000	53,000	65,000	74,000	80,000	
1次（枠内）税率	2.2%, 4.3%					
2次（枠外）税率	4.3%, 8.5%					

	鶏肉及び鶏肉調製品	—	2,500	4,000	6,000	8,500	再協議は17年 度中
	1次（枠内）税率	—	再協議	再協議	再協議	再協議	
	2次（枠外）税率	6%, 8.5%, 11.9%, 21.3%					
3	天然はちみつ	600	700	800	900	1,000	
	1次（枠内）税率	無税					
	2次（枠外）税率	25.5%					
4	生鮮バナナ	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	11年目に関税 割当を廃止 （枠外税率を 撤廃）
	1次（枠内）税率	無税					
	2次（枠外）税率	9%, 18.1%	8.1%, 16.3%	7.2%, 14.5%	6.3%, 12.7%	5.4%, 10.9%	
	生鮮オレンジ	—	—	2,000	3,000	4,000	再協議は18年 度中
	1次（枠内）税率	—	—	再協議	再協議	再協議	
	2次（枠外）税率	16%, 32%					
5	オレンジジュース						
	濃縮	3,850	4,062.5	4,875	5,687.5	6,200	
	1次（枠内）税率	10.6%, 12.7%, 14.9%又は11.50円/kgのうちいずれか高い税率					
	2次（枠外）税率	21.3%, 25.5%, 29.8%又は23円/kgのうちいずれか高い税率					
	非濃縮	750	937.5	1,125	1,312.5	1,500	
	1次（枠内）税率	10.6%, 12.7%, 14.9%又は11.50円/kgのうちいずれか高い税率					
	2次（枠外）税率	21.3%, 25.5%, 29.8%又は23円/kgのうちいずれか高い税率					
6	無糖トマトジュース	140	140	140	140	140	
	1次（枠内）税率	無税					
	2次（枠外）税率	21.3%					
7	トマトケチャップ	800	800	800	800	800	
	1次（枠内）税率	無税					
	2次（枠外）税率	21.3%					
8	その他のトマトソース	60	60	60	60	60	
	1次（枠内）税率	無税					
	2次（枠外）税率	17%					
9	ソルビトール	600	600	600	600	600	
	1次（枠内）税率	無税					
	2次（枠外）税率	17%					
10	デキストリン	70	70	70	70	70	
	1次（枠内）税率	無税					
	2次（枠外）税率	21.3%又は25.50円/kgのうちいずれか高い税率					

(単位：トン)

【市場の開拓及び販売の促進を目的とした輸出国管理方式：市場開拓方式】						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
11 牛肉及び牛肉調製品	10	10	—	—	—	
1次（枠内）税率	無税		—	—	—	
2次（枠外）税率	10%, 12.8%, 21.3%, 38.5%, 50%					

12	鶏肉及び鶏肉調製品	10	—	—	—	—
	1次（枠内）税率	無税	—	—	—	—
	2次（枠外）税率	6%, 8.5%, 11.9%, 21.3%				
13	生鮮オレンジ	10	10	—	—	—
	1次（枠内）税率	無税		—	—	—
	2次（枠外）税率	16%, 32%				

表3 平成17年度 関税割当制度対象品目一覧

1. UR 合意以前から関税割当制度の対象となっている品目（従来品目）

(単位：トン)

品 名		関税割当数量		平成17年度の関税率	
		16年度	17年度	1次税率	2次税率
1	ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)	54,200	61,100	無税	29.8%
2	とうもろこし コーンスターチ用	4,259,700 (2,241,100)	4,259,800 (2,241,100)	無税	50%又は12円/kgのうち いずれか高い税率
	単体飼料用（丸粒）	293,500 (143,800)	291,500 (145,800)		
	特定物品製造用 (コーンフレーク、エチルアルコール 又は蒸留酒用)	50,500 (21,900)	53,100 (24,600)		
	その他用	191,300 (96,600)	190,800 (97,700)	3%	
3	麦芽	582,400 (324,100)	558,100 (310,300)	無税	21.30円/kg
4	糖みつ(アルコール製造用)	13,000	12,000	無税	15.30円/kg
5	無糖ココア調製品（チョコレート製造用）	19,000	18,700	無税	21.3%
6	トマトピューレー・ペースト（トマトケチャップ等 製造用）	36,500	38,700	無税	16%
7	パイナップル缶詰	50,700	50,900	無税	33円/kg

2. UR 合意により関税割当制度の対象となった品目（関税化品目）

(単位：トン)

品 名		関税割当数量		平成17年度の関税率	
		16年度	17年度	1次税率	2次税率
8	その他の乳製品	133,940	133,940	12%、12.5%、 21%、25%、 35%	21.3%+54円/kg、21.3%+ 114円/kg、21.3%+635円/kg、 21.3%+1,199円/kg、23.8%+ 679円/kg、23.8%+1,159円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 400円/kg、29.8%+582円/kg、 29.8%+679円/kg、29.8%+ 915円/kg、29.8%+1,023円/kg、 29.8%+1,155円/kg、29.8%+ 1,155円/kg、29.8%+1,159円/kg
9	脱脂粉乳 学校等給食用以外	74,973	74,973	無税、25%、 35%	396円/kg、425円/kg、21.3%+ 396円/kg、21.3%+425円/kg、 29.8%+396円/kg、29.8%+ 425円/kg
	学校等給食用	7,264	7,264	無税	396円/kg、 425円/kg
10	無糖れん乳	1,500	1,500	25%、30%	21.3%+254円/kg、 25.5%+509円/kg
11	ホエイ等 無機質を濃縮したホエイ	14,000	14,000	25%、35%	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg
	ホエイ及び調製ホエイ (配合飼料用)	45,000	45,000	無税	29.8%+425円/kg、 29.8%+687円/kg

	ホエイ及び調製ホエイ等 (乳幼児用調製粉乳製造用)	25,000	25,000	10%	29.8%+400円/kg、29.8%+ 425円/kg、29.8%+679円/kg、 29.8%+687円/kg、29.8%+ 1,023円/kg
12	バター及びバターオイル	581	581	35%	29.8%+985円/kg、 29.8%+1,159円/kg
13	雑豆 (小豆、えんどう、そら豆、いんげん豆等)	120,000 (51,800)	120,000 (28,100)	10%	354円/kg
14	でん粉、イヌリン及びでん粉調製品	168,400 (89,200)	168,400 (84,200)	無税、16%、 25%	119円/kg
15	落花生	75,000	75,000	10%617円/kg	
16	こんにゃく芋	267	267	40%	2,796円/kg
17	調製食用脂	ニュージーランド原産	11,550	25%	29.8%+1,159円/kg
		その他	7,427		
18	繭	1,995	1,995	無税	2,523円/kg

(注) 1. 「関税割当数量」欄の(括弧)内の数字は、当該年度上期(4～9月)の数量(確定値)である。
2. 「関税割当数量」欄の17年度の斜体数字は、当該年度(4～3月)の見込み数量(計画値)である。
3. 脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「2次税率」には、農畜産業振興機構(ALIC)が徴収するマークアップが含まれる。

第 2 節 対外経済関係

1 WTO (世界貿易機関)

(1) WTO 協定の概要

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉(ラウンド)が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンド(UR)が開始され、1993年12月に実質合意された。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関(WTO)が設立された。

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(本体)と附属書1～4からなり、農林水産関係では、附属書1に農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定などが含まれる。

(2) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

ア 農業委員会

農業委員会は、農業協定第18条に基づき、加盟各国のUR約束の実施の進捗状況等について検討することとなっており、2004年は4回開催された。この検討は、各国からの実施状況の通報及び事務局が作成する実施に関する各種資料に基づいて行われ

る。なお、2000年から開始されている農業交渉は、農業委員会特別会合において行われており、上記の活動については、農業委員会通常会合において行われている。

イ SPS 委員会

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、協定の実施の協議のために開催されることになっており、2004年は3月、6月、10月に開催された。本委員会においては、ア、各国から行われた通報のレビュー、イ、貿易上の関心事項についての質疑応答、ウ、特別かつ異なる待遇(S&D)の実施、エ、地域主義(協定第6条)に関する議論等が行われた。

ウ 「貿易と環境」委員会 (CTE)

CTE委員会は、2004年は4月、6月、10月の計3回開催された。通常会合においては、環境措置が市場アクセスに与える影響等についての議論が行われており、各国が環境政策の決定過程における具体的な取組等について、情報を共有化する作業が続いている。一方、特別会合では、WTOルールと既存の「多国間環境協定(MEA)」が規定する特定の貿易義務(STO)との関係、環境物品等について交渉が行なわれている。特に、我が国をはじめとする数カ国が提出した環境物品リストに関する議論が活発化し、環境物品に関するワークショップが10月に開催された。

(3) WTO 閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、原則として2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間

貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

WTOが発足して以来4回目の閣僚会議が、2001年11月にカタル国ドーハにおいて開催され、我が国からは平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣、植竹外務副大臣ほかが出席した。

会議では幅広くバランスのとれた項目を対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、農業交渉は新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置づけられることとなった。

なお、閣僚宣言のうち、農業関係については、ケアンズ諸国の主張である農工一体論といった交渉を予断する内容は盛り込まれず、非貿易的関心事項に配慮するべきこと等、我が国の主張が受け入れられた。

5回目の閣僚会議は、2003年9月にメキシコ・カンクンにおいて開催され、我が国からは亀井農林水産大臣、平沼経済産業大臣、川口外務大臣ほかが出席した。会議では、各交渉分野にわたり、閣僚会議文書案が提示されたが、先進国、途上国観の立場の違いが埋まらず、シンガポール・イシューを契機に合意が得られないまま終了した。6回目の閣僚会議は、2005年12月に香港で開催される予定である。

(4) W T O 交 渉

ア 農業交渉

農業交渉はWTO農業委員会特別会合で行われており、2000年3月の第1回会合以降多くの交渉提案が提出された。我が国も、「多様な農業の共存」を基本理念とする「WTO農業交渉日本提案」を取りまとめ、2000年12月にWTO事務局へ提出し、2001年2月の特別会合で説明を行った。また、2002年11月の農業委員会特別会合において、ウルグアイ・ラウンド方式による柔軟性のある関税削減方式やミニマム・アクセスにかかる規律の不備の是正等を具体的内容とするモダリティ提案を提出した。

各国の交渉提案や議論を受けて、モダリティの確立に向けた交渉が行われたが、主に輸出国と輸入国との間の溝が埋まらず、ドーハ閣僚宣言で示された2003年3月末の期限までにモダリティを確立することはできず、また、2003年9月にメキシコ・カンクンで行われた閣僚会議でも合意には至らなかった。

その後、2004年7月末までの枠組み合意の成立を目指して会合が重ねられ、7月末の一般理事会で枠組み合意が成立した。

この枠組み合意において、市場アクセス分野については、関税削減方式として階層方式が採用された。

その一方で、各国が抱える重要品目については、①一般品目と別の扱いとすること、②その数は今後の交渉事項とすること、③その実質的なアクセス改善は関税削減と関税割当約束の組合せによって行うこと、④最終的な交渉のバランスは重要品目への配慮があつて初めて達成されることなどが合意された。また、我が国が反対していた上限関税の設定については、その役割を評価した上で、是非を検討していくこととなった。

国内支持分野については、①「黄」の政策、「青」の政策、デミニミスに該当する補助金等の総額が多い国ほど大幅に削減すること、②「黄」の政策に該当する補助金等は、品目ごとの上限を今後合意される方法に従って設定することなどが合意された。また、「青」の政策の基準は、追加された要件とともに今後の交渉に委ねられることとなり、「緑」の政策の基準は再検討・明確化されることとなった。

輸出競争分野については、全ての形態の輸出補助金を、期日を設けて撤廃することとされた。

枠組み合意後は、2005年12月の香港閣僚会議でのモダリティの確立に向けて、10月以降ほぼ月一回のペースで事務レベル会合が行われ、2005年1月にはスイス・ダボスで、3月にはケニア・モンバサで非公式閣僚会議が開催され、2006年中の交渉の終結を目指し、7月までにモダリティたたき台を作成することが確認された。

イ 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、2001年11月ドーハ閣僚宣言パラ16に基づき鉱工業品・林水産物の関税及び非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が開始され、2002年7月には2003年5月末をモダリティ合意期限とする作業計画について合意された。

2003年9月のカンクン閣僚会議では、関税撤廃分野を明示していない「閣僚会議文書案（デルベス・テキスト）」の附属書Bが提示されたが、閣僚会議自体は、シンガポールイシュー（投資、競争、政府調達び透明性及び貿易円滑化の4つの議題）を中心に先進国と途上国間の立場の違いが埋まらず、非農産品市場アクセス交渉も含む全体として合意が得られないまま、会議は終了した。

その後、2004年7月末の枠組み合意を目指して議論が重ねられ、7月末の一般理事会で枠組み合意が成立した。この枠組み合意では、関税削減方式については、個別品目ごとに適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続すること、分野別関税撤廃・調和については、途上国の輸出関心品目を考

慮し、全ての加盟国が参加することが重要であるという認識とともに、製品の範囲、参加及び途上国についての柔軟性を定義することを視野に入れて議論を継続する必要性が示された。また、非関税障壁に関しては、交渉方法として、分野別方式、分野横断的方式及びブリクレスト・オファー方式を併記し、各国が関心のある非関税障壁を通報することとした。

枠組み合意後は、2005年12月の香港閣僚会議でのモダリティの確立に向け、交渉が重ねられている。2005年3月にケニア・モンバサで行われた非公式閣僚会議では、各国が従来の立場を繰り返すにとどまり、方向性を示すに至らなかったが、キトウイ貿易産業大臣の議長サマリーにおいて、関税削減方式についての提案を早急に提出し、6月までに関税削減方式に合意することを目指すべきとされた。

ウ ルール交渉

ルール交渉においては、アンチダンピング協定、補助金協定、及び地域貿易協定に関する規律の明確化・改善を行うこととなっているが、その中で漁業補助金についても検討することとされている。

漁業補助金については、2004年4月から2005年2月まで、計7回の会合が開催されており、この中で、漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められた限られた数の補助金のみを許容する規律の方式をとるべきとするニュージーランド、米国、豪州、チリ、ペルー等の主張と、漁業補助金の原則禁止ではなく、種類ごとに補助金の善し悪しを検討して、悪いものは禁止し、良いものは許容すべきとする我が国、韓国、台湾、ECの主張とが対立している。

2 OECD（経済協力開発機構）

OECDは、マーシャルプランの受入体制として1948年発足したOECD（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がりが緊密化する中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。2005年3月現在30ヶ国が加盟している。

(1) 閣僚理事会

例年4－6月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）は、引き続いて開催されるサミットを方向付ける重要な国際会議として位置付けられている。閣僚理事会では、OECDの主要活動が報告され、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性がコミュニケとしてまとめられている。

第42回閣僚理事会は、2004年5月13－14日にパリのOECD本部で開催された。我が国からは中川経済産業大臣、伊藤内閣府副大臣、荒井外務大臣政務官が出席

するとともに、当省からは木下農林水産審議官が出席し、①OECD活動報告（OECD改革、持続的開発等）、②経済見通し、③人口構造変化の時代における成長強化、④貿易等について討議が行われた。

貿易セッションにおいては、多角的貿易体制の重要性が強調されるとともに、2004年7月までにドーハ開発宣言の鍵となる分野に関する基本的な枠組み合意を形成する決意が確認された。これらの分野として、多くの参加国が農業、非農産品市場アクセス、シンガポールイシュー及び開発を指摘した。また、農業改革が進捗のための鍵であり、農業における動きは、非農産品の市場アクセス、サービス、ルール、開発問題といった他の中核的分野における進捗をもたらすことが指摘された。

(2) 農業委員会

1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農政改革の進展状況を分析した2004年版「OECD加盟国の農業政策」が作成されるとともに、将来の世界の農産物需給見通しを分析した2004年版「OECD農業アウトルック」が作成された。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業活動が環境に与える負の効果と正の効果の両面が議論されてきた。

「農業と貿易」については、農業委員会と貿易委員会との合同作業部会において、農業貿易に関する様々な側面からの分析及び農産物貿易に関する議論が行われた。

3 シーアイランドサミット

主要先進国（日、米、露、仏、独、伊、加、英、EU）の首脳が政治、経済の諸問題につき討議する第30回サミットが、6月8日から10日まで米国ジョージア州シーアイランドで開催され、我が国からは小泉総理大臣が出席した。

貿易問題については、7月までにWTO交渉を再び軌道に乗せるための枠組みを作り、ドーハ開発アジェンダを迅速に完結できるよう、閣僚に対して指示し、全てのWTO加盟国に対して要請することで意見の一致が見られた。

アフリカ問題については、アフリカの角地域における飢餓循環打破、農業生産性向上、食料状況不安定国における農村開発促進に関する新たなイニシアティブが発出された。

また、持続可能な開発のための科学技術について、エビアンサミットで策定された行動計画のフォローア

ップとして、アジア森林パートナーシップ、コンゴ・ベイスン森林パートナーシップ等を通じた持続可能な森林経営、違法伐採対策の促進等が報告された。

4 UNCTAD (国連貿易開発会議)

UNCTAD (本部：ジュネーブ) は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。加盟国は192カ国 (2004年2月現在) である。

(1) 総会

ほぼ4年に1回開催され、最近のものとしては、第11回総会が2004年6月13～18日、サンパウロで開催された。総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な会合であり、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国 (LDC) 問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

これらの決議をもとに、特惠関税制度の導入、国連LDC会議の開催、一次産品総合計画 (IPC) の採択とそれに基づく一次産品共通基金 (CFC) 協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討等が行われた。

(2) 貿易開発理事会 (TDB)

UNCTADの常設機関であるTDBは、毎年1回、通常理事会を開催し、南北問題の討議と同時に、UNCTADによる諸勧告の実施状況の検討および各種委員会の報告書の採択などを行っている。

第51回TDB会合 (2004年10月) においては、「南南協力」、「アフリカの債務救済」、「LDCの開発戦略」などについて議論が行われた。

5 国際商品協定

(1) 国際穀物協定

「1995年国際穀物協定」は、1986年国際小麦協定の後を受けて、1995年7月1日に暫定発効したものであり、「1995年穀物貿易規約」と「1995年食糧援助規約」から成っていた。1995年穀物貿易規約は2003年6月30日まで有効期間を延長したが、1995年食糧援助規約については、1999年7月に「1999年食糧援助規約」を発効し、2回の延長を経てその有効期間を2005年6月30日までとした。

なお、穀物貿易規約は、国際穀物理事会 (旧国際小麦理事会) を通じた情報交換・統計整備を中心とした

ものとなっている。1999年の食糧援助規約については、世界の食料安全保障に貢献すること及び開発途上国の食糧上のニーズに対応するための国際社会の能力を改善することを目的とし、加盟国は開発途上国に対して、本規約で定める最小拠出量を満たす穀物又はそれに代わる現金により、毎年食料援助を行うことが義務付けられており、我が国の年間最小拠出量は30万 (小麦換算) トンとなっている。

(2) 国際コーヒー協定

「1983年国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日に経済条項を停止した。また、1983年協定は4度の延長を経て、1994年10月に1994年協定を発効した。

その後、新たな協定の策定が決定され、2000年9月には2001年協定が合意された。この新しい協定は引き続き経済条項が明記されておらず、情報交換を中心とした協定となっている (有効期間は2007年9月30日まで)。

(3) 国際熱帯木材協定

「1983年の国際熱帯木材協定」は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の主要な輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目的達成に貢献できるとの考えから、ITTO (International Tropical Timber Organization) 本部を横浜市に誘致した。

「1983年の国際熱帯木材協定」は、発効以降2度の延長後、1993年4月から新協定交渉が開始され、1994年1月に新たな「1994年の国際熱帯木材協定」が合意され、1997年1月に発効した。この協定には、熱帯林の持続的経営の達成のための「2000年目標」や「バリ・パートナーシップ資金」等が明記された。その後、「1994年の国際熱帯木材協定」は2度延長され、現在に至っている (有効期限は2006年12月まで)。

6 EPA (経済連携協定) / FTA (自由貿易協定)

経済連携協定 (EPA) や自由貿易協定 (FTA) の交渉に当たっては、2004年6月に策定した「経済連携 (EPA) ・自由貿易協定 (FTA) 交渉における農林水産物の取扱いについての基本的方針」に沿って、交渉

相手国側の関心にできる限りの対応を行いつつ、関税撤廃が困難なものについて例外品目及び経過期間を設定するという形で、品目別の柔軟性の確保を図った。

また2004年11月には、アジア各国との EPA 交渉に積極的に取り組む観点から、「農林水産分野におけるアジア諸国との EPA 推進について（みどりのアジア EPA 推進戦略）」を策定し、食料輸入の安定化・多元化や安心・安全な食料の輸入の確保、国産農産物の輸出拡大を図るなど、戦略的かつ前向きに対応した。

(1) メ キ シ コ

2002年11月に開始された政府間交渉は、1年程度を目標にできる限り早期に終了すると両国首脳間での合意を踏まえ、2003年10月までに10回開催された。同年10月、閣僚級の折衝を実施したが、妥結には至らなかった。その後、3回の次官級協議等の事務レベル会合を開催し、2004年3月の関係閣僚会談で全体として大筋合意に至った。

事務レベルによる条文の確定作業等を経て、2004年9月、小泉総理とフォックス・メキシコ大統領との首脳会談で、協定の署名が行われた。

(2) 韓 国

2003年12月から開始された政府間交渉は、2005年内に実質的に交渉を終えることを目標にすると両国首脳間での合意を踏まえ、2004年11月までに6回開催された。しかし、その後、韓国側は、物品の関税交渉に入ることに慎重な姿勢をとるようになり、同年12月に行われた日韓首脳会談において、小泉総理から交渉を再開するよう御発言を頂くとともに、以後日本側から韓国側にオファー交換を働きかけた。

(3) タ イ

2004年2月から開始された政府間交渉は、2005年2月までに6回交渉が開催された。農林水産分野の交渉については、2004年10月の日・タイ首脳会談においてコメを交渉から除外し、その他の品目・分野について一括して交渉を行うことで合意した。その後も、市場アクセスと農業協力を二本柱として積極的に取り組んだ結果、2005年3月末の第7回交渉（次官級協議）で、農林水産分野について、タイ側の関心に最大限応えたことで大きな評価を得て、大筋合意に達した。

(4) フィリピン

2004年2月から開始された政府間交渉は、11月末までに首席代表レベルの交渉を5回、実務者レベルの交渉を5回実施した。農林水産分野の交渉については、フィリピンにおける農林漁業者の生活向上にも配慮して積極的に取り組み、11月の次官級折衝により、鉱工業品に先駆けて大筋合意に達した。

同年11月に開催された日・ASEAN 首脳会議の際、両国の首脳会談において、鉱工業品、サービス、投資を含む全ての交渉分野について大筋合意に達していることが確認された。

(5) マレーシア

2004年1月から開始された政府間交渉は、11月までに6回開催された。農林水産分野の交渉については、我が国のセンシティブ品目について関税撤廃の例外品目として扱うことを求める一方、マレーシアの農林漁業者の生活向上にも配慮して積極的に取り組んだ。同年12月に行われた中間会合で農林水産分野について論点整理を行った。

(6) ASEAN 全体

2003年10月、インドネシアで開催された日・ASEAN 首脳会議において、「日・ASEAN 包括的経済連携の枠組み」が署名され、「日・ASEAN 包括的経済連携協定の交渉を2005年初めから開始するために最大限努力すること」、「自由貿易地域（FTA）の要素を含み得る経済連携の実現に向けた措置の実施を、各国の経済レベルやセンシティブな分野を考慮に入れつつ2012年までの出来るだけ早期に完了すること」等が決定された。

これを受けて、2004年11月のラオスでの日・ASEAN 首脳会議において、2005年4月からの日・ASEAN 包括的経済連携（CEP）交渉の開始に合意した。

(7) インドネシア

2004年12月及び2005年1月の日・インドネシア閣僚会談において、EPA 交渉の是非等について検討するための共同検討グループを立上げ、4月までに結論を出すことで合意した。これを受けて、第1回会合が1月末及び第2回会合が3月にそれぞれ開催され、経済効果の分析及び相互理解を深めるための双方の関心事項について意見交換等が行われた。

(8) チ リ

2004年11月に行われた首脳会談において、EPA/FTA の締結の可能性について検討するため、両国の産学官からなる共同研究会の立ち上げに合意した。第1回研究会が2005年1月に開催され、共同研究会の検討範囲、今後の日程、両国の経済状況と日・チリ二国間経済関係、農林水産業を取り巻く状況等について意見交換が行われた。

(9) イ ン ド

2004年8月、日・インド外相会談において共同研究会の設置に向けて準備を開始することで合意した。これを受けて、同年11月の首脳会談において、EPA の可能性も含め、両国間の経済関係強化のあり方について包括的に協議するための産学官共同研究会の設置に合

意した。

7 APEC (アジア・太平洋経済協力)

APEC (アジア・太平洋経済協力) は、域内の持続可能な発展を目的とし、「貿易・投資の自由化」、「貿易・投資の円滑化」、「経済・技術協力」を3つの柱として活動が行われている。

2004年の APEC では、WTO への支援策、FTA、その他の経済・貿易問題等について議論され、APEC メンバーが FTA 交渉を行うに際しての参考となる「FTA ベストプラクティス」が策定された。

APEC の農業分野での技術協力・交流が、農業技術協力作業部会 (ATCWG) で行われており、我が国は優先7分野のうち「持続可能な農業及び環境関連事項」を中心に活動し、2005年1月には、アジア諸国の行政関係者、研究者等を招聘し、バイオマスの利活用に関するワークショップを開催した。

8 ASEAN (東南アジア諸国連合)+3 (日中韓)

ASEAN に日本、中国、韓国の3ヶ国を加えた東アジア地域の枠組みについては、1997年の ASEAN 創設30周年を記念してマレーシアで ASEAN+3 首脳会議が初めて開催され、アジア経済危機への対応から通貨問題を中心とする地域の課題等について議論された。その後、より広範な協力について議論が行われてきており、2004年11月、ラオスで開催された第8回会議において、2005年にマレーシアで東アジアサミットを開催することなどに合意した。

ASEAN+3 の枠組みでは首脳会談の他、外務大臣、経済大臣、財務大臣等の会合に加えて農林大臣会合が開催されている。2004年10月には第4回農林大臣会合がミャンマーで開催され、この地域の農業に関する認識を共有するとともに各種協力活動について協議した。

9 成長のための日米経済パートナーシップ

(1) 枠組み合意までの経緯

1993年に開始された日米包括経済協議に代わる新たな日米両国間の経済関係の枠組みとして、2001年3月の日米首脳会談における共同声明において、「日米間の対話を強化するために新たな方策を探索すべく協力すること」が同意された。これを受けて同年6月の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」(以下「パートナーシップ」という。)の立ち上げが合意された。

(2) 枠組み合意の概要

「パートナーシップ」は健全なマクロ経済政策、構造改革及び規制改革、金融機関及び企業の改革、外国直接投資、開かれた市場等の問題を取り上げ、二国間の、地域的な及びグローバルな経済・貿易問題に関する協力と取り決めのための仕組みを提供することにより、日米両国のみならず世界の持続的な成長を促進することを目的とするものであり、次の6つの枠組みが設けられた。

ア 「次官級経済対話」は、パートナーシップの方向性を定め、非公式かつ柔軟な形式をとりつつ、二国間、地域及び多国間の問題全般を扱う。

イ 「官民会議」は、両国政府による経済問題への取組みに、両国の民間部門からの参加により、議題に関する専門知識、所見及び提言を含むインプットを行うことを目的としている。

ウ 「規制改革及び競争政策イニシアティブ」は、規制改革及び競争政策に関する問題を扱うもので、従来の「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」に代わるものである。電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品の4つの分野別作業部会及び分野横断的な問題に関する作業部会並びに作業部会における作業をレビューし前進させる上級会合から構成される。

エ 「財務金融対話」は、双方にとって重要なマクロ、金融セクターなどの主要事項について、情報交換や意見交換を行うためのフォーラムで、両国の経済状況のレビューを行う。

オ 「投資イニシアティブ」は、両国における外国直接投資のための環境改善に関する法令、政策及び他の措置を扱う。

カ 「貿易フォーラム」は、いずれかの政府により提起される貿易及び貿易関連の問題を扱うとともに、生起する問題への迅速な対応を促すための「早期警戒」メカニズムとしての役割を果たす。農業に関する貿易問題についてもこの枠組みの中で議論される。

(3) 当省関係会合の開催状況

ア 2004年7月、第4回次官級経済対話(ワシントンDC)が開催され、日米経済関係(日米両国のマクロ経済状況、BSE 他)、国際経済関係(WTO ドーハ・ラウンド、アジア経済)、イラク問題等について意見交換が行われた。

イ 2004年10月、日米規制改革及び競争政策イニシアティブの枠組みの下で4年目の対話に向けた要望書の交換が行われ、当省関連では、日本側から植物特許、米側から植物検疫、共済等について問題が提起

された。これを受け、2004年12月に第1回作業部会（東京）、2005年3月に第2回作業部会及び上級会合（ワシントン DC）が開催され、双方の要望について議論された。

10 その他の二国間会議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に務めた。（表4）

表4 二国間会談

国・地域名	会 談 名	期 間	場 所
中 国	日中経済パートナーシップ協議 フォローアップ会合	04. 6. 28	東 京
	日中経済パートナーシップ協議	04. 12. 20-21	北 京
台 湾	日台貿易経済会議フォローアップ 会合	04. 6. 30	東 京
	日台貿易経済会議	04. 11. 18-19	台 北
E U	日EU規制改革対話	04. 11. 11	東 京
ニュージーランド	日ニュージーランド高級事務レ ベル経済協議	04. 12. 16	東 京
豪 州	日豪合同協議委員会	05. 1. 12	東 京
フィンランド	日フィンランド貿易経済協議	05. 2. 22	東 京

及び技術改善支援事業	6,973
持続的農業技術協力効率化事業	10,744
農業機械利用体系確立技術協力促進事業	9,184
海外農林業開発協力問題調査等委託費	89,331
国際漁業振興協力事業委託費	44,382

表6 農林水産協力関係補助金

事 項 名	予算額(千円)
海外農協間協力等推進費	50,317
FAO 等協力事業費	11,966
海外食糧農業情報整備等推進費	104,899
海外農林業開発協力促進事業費	34,998
ASEAN 諸国等農林水産物の市場多様化のための キャパシティー・ビルディング支援事業	20,565
アジア農業青年人材育成事業	65,478
砂漠化防止対策推進体制検討調査費	161,967
海外農業開発調査費	434,156
海外農業開発事業事前調査	110,894
バイオテクノロジーに関する途上国研究者の 能力構築	9,002
国際林業協力推進事業費	450,530
国際漁業振興協力事業費	1,420,146

2 技 術 協 力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に独立行政法人国際協力機構を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与の中から最適な組み合わせにより実施する技術協力プロジェクト並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国、アセアン諸国とそれぞれ交流を行った。

(1) 海外研修員の受入れ

16年度の農林水産関係を含む全分野の海外研修員の受入れ実績は20,089名で、昭和29年から16年度までの累計は295,542名にのぼっている。

このうち農林水産関係の16年度受入れ実績は2,592名であり、地域別、分野別受入れ実績は表7のとおりである。

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を28コース、現地国内研修を14コースを実施した。

16年度に実施した農林水産関係の集団研修のうち、農林水産省が関連したものは23コース、212名、独立行政法人国際協力機構等が開設したものは38コース、315名であり、総数は527名になる。

第3節 国 際 協 力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力に当たっては、開発途上国の食料安全保障の確保、地球環境問題への対応、WTO 農業交渉等における我が国主張への理解・支援の促進及び復興支援への対応を基本として実施している。

このような農林水産業協力の効果的、効率的な実施に資するため、基礎的調査や技術指針の策定等を民間団体に委託して実施した（表5）。

また、開発途上国の現状に即した農林水産業協力の一層の促進を図るため、民間の行う基礎的調査や協力専門家の養成・確保等への助成を実施した（表6）。

表5 農林水産業協力関係委託費

事 項 名	予算額(千円)
アジア地域農林水産関連地球サミット	
対応支援事業費	14,651
開発途上国農業統計調査手法改善事業	7,525
アジア農業生産性向上事業協力	40,193
農林水産業国別協力方針策定のための 基礎調査事業	70,795
農林水産業個別協力戦略推進事業	44,649
アフリカ地域における食糧の持続的生産 技術普及支援調査	20,000
アジア地域ポストアーベストロス共同調査	

表7 16年度地域別、分野別受入人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
アジア	761	102	341	125	1,329
中近東	82	4	4	39	129
アフリカ	236	26	42	152	456
中南米	190	69	21	258	538
太平洋・欧州・その他	45	3	6	86	140
計	1,314	204	414	660	2,592

(2) 専門家等の海外派遣

16年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて947名であった。その地域別・分野別内訳は表8のとおりである。

また、開発調査、技術協力プロジェクト等各種協力事業の調査団へ1,050名が派遣された。

表8 16年度地域別、分野別派遣人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
アジア	263	73	165	35	536
中近東	58	1	6	24	89
アフリカ	81	4	24	23	132
中南米	83	28	12	34	157
太平洋	16	0	0	10	26
欧州	6	0	0	0	6
国際機関・その他	0	0	0	1	1
計	507	106	207	127	947

(3) 技術協力プロジェクト

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを単独又は複数組み合わせで実施する技術協力プロジェクトは16年度において表9のとおり99件であった。

以上のほか、16年度において技術協力プロジェクトのための事前評価調査を行ったものとしては、

カンボジア	森林分野能力向上計画（フェーズII）
ラオス	養殖改善・普及計画（フェーズII）
ラオス	稲種子増殖普及システム改善計画
ベトナム	農業生産性向上のための参加型水管理推進計画
ミャンマー	コーカン特別区麻薬対策・貧困削減
バングラデシュ	参加型農村開発（フェーズII）
東ティモール	マナツト県灌漑稲作
スリランカ	トリンコマリー県住民参加型農業農村振興開発計画
キューバ	森林の持続的管理計画
ニカラグア	中小規模畜産農家牧畜生産性向上計画
ニカラグア	住民による森林管理支援
アルゼンチン	南米地域における家畜疾病防除計画
ボリビア	国立家畜改良センター普及強化計画

ボリビア	持続的農村開発のための実践的研修計画
ブラジル	アマパ州の氾濫原における森林資源の持続的利用計画
グアテマラ	中部高原地域貧困先住民農家生活改善計画
トルコ	東部黒海（DOKAP）地域農業開発
オマーン	マングローブ環境情報センター開発
アフガニスタン	中央農業試験場再建計画
モロッコ	水産物技術開発センター計画
チュニジア	沿岸水産資源管理計画
ザンビア	畜産衛生向上計画

の22件がある。

表9 16年度技術協力プロジェクト案件
プロジェクト名

実施期間

国 名		
<新規案件>		
(農業分野)		
インドネシア	水利組合強化計画	2004.4.1～2007.3.31
インドネシア	食料安全保障政策立案・実施支援	2005.3.1～2008.2.29
フィリピン	高生産性稲作技術の地域展開計画	2004.11.15～2009.11.14
ラオス	農業統計能力開発強化	2005.2.13～2005.5.20
ベトナム	ミバエ類殺虫技術向上	2004.11.1～2007.10.30
エチオピア	農民支援体制強化計画	2004.7.16～2009.7.15
ガーナ	農民参加型灌漑管理計画	2004.10.1～2006.9.30
(畜産分野)		
インドネシア	地域資源利用型畜産適正技術普及	2004.7.1～2007.6.30
ボリビア	小規模畜産農家のための技術普及改善計画	2004.12.6～2008.12.5
(林業分野)		
フィリピン	地域住民による森林管理プログラム(CBFMP)強化	2004.6.15～2009.6.14
ベトナム	中部高原地域森林管理計画	2004.12.1～2007.11.30
中華人民共和国	日中林業生態研修センター計画	2004.10.18～2009.10.17
(水産分野)		
カンボジア	淡水養殖改善・普及計画	2005.3.1～2008.3.31
トルコ	黒海カレイ持続的種苗生産技術開発	2004.11.22～2007.1.31
エルサルバドル	貝類増養殖開発計画	2005.1.11～2008.1.10
<継続案件>		
(農業分野)		
インド	養蚕技術普及強化計画	2002.8.11～2007.8.10
インドネシア	農業経営改善のための農業普及員訓練計画	2004.1.5～2007.1.4
カンボジア	灌漑技術センター計画	2001.1.10～2006.1.9
カンボジア	バットンバン農業生産性強化計画	2003.4.1～2006.3.31
タイ	水管理システム近代化計画	1999.4.1～2005.9.30
タイ	農業統計及び経済分析開発	2003.7.16～2008.7.15
フィリピン	農民参加によるマージナルランドの環境及び生産管理計画	2000.2.1～2005.1.31
フィリピン	農協強化を通じた農民所得向上計画	2000.7.1～2005.6.30
フィリピン	水利組合育成強化	2003.5.26～2005.5.25
ベトナム	食品工業研究所強化計画	2002.9.6～2007.9.5
ミャンマー	シードバンク計画 F / U	2002.6.1～2005.3.31
ミャンマー	灌漑技術センター計画 (フェーズII) F / U	2004.4.1～2005.1.31
中華人民共和国	湖北省菜種生産技術開発現地実証調査	2000.7.1～2005.6.30
中華人民共和国	大型灌漑区節水かんがいモデル計画	2001.6.1～2006.5.31
中華人民共和国	持続的農業技術研究開発計画	2002.2.6～2007.2.5
バングラデシュ	住民参加型農村開発行政支援	2000.4.23～2004.4.22
バングラデシュ	農村開発技術センター機能強化計画	2003.1.10～2006.1.9
ネパール	農業研修普及改善計画	2004.1.9～2009.1.8
パプアニューギニア	小規模稲作振興	2003.12.1～2008.11.30
ドミニカ共和国	灌漑農業技術改善計画	2001.3.1～2006.2.28
エルサルバドル	農業技術開発普及強化計画 F / U	2004.2.1～2005.1.31
アルゼンチン	園芸総合試験場	1977.4.1～2004.12.6
アルゼンチン	園芸開発計画	1999.5.1～2004.4.30
アルゼンチン	研究協力 土壌伝染性病害の生物的防除	2001.6.1～2004.5.31
ボリビア	農業総合試験場	1957.9.1～2010.3.31

ボ	リ	ビ	ア	小規模農家向け優良稲種子普及計画	2000.8.1~2005.7.31
ブ	ラ	ジ	ル	トカンチンス州小規模農家農業技術普及システム強化計画	2003.4.1~2006.3.31
チ			リ	住民参加型農村環境保全計画	2000.3.1~2005.2.28
パ	ラ	グ	ア	農業総合試験場	1957.9.1~2010.3.31
イ		ラ	ン	ハラース農業技術者養成センター計画	1999.7.1~2004.6.30
エ	ジ	プ	ト	ナイルデルタ水管理改善計画	2000.3.1~2005.2.28
モ	ロ	ッ	コ	農業機械化研修センター計画	2000.9.1~2005.8.31
ガ	ー		ナ	灌漑小規模農業振興計画 F / U	2002.8.1~2004.7.31
象	牙	海	岸	灌漑稲作営農改善計画 (フェーズII)	2002.11.1~2007.10.31
タ	ン	ザ	ニ	キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画(フェーズII)	2001.10.1~2006.9.30
ザ	ン	ビ	ア	孤立地域参加型村落開発計画	2002.6.1~2007.5.31
ブ	ル	ガ	リ	醃酵乳製品開発計画 F / U	2002.12.8~2004.12.7
(畜産分野)					
タ			イ	東北タイ牧草種子生産開発計画	1999.8.14~2004.8.13
タ			イ	タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画	2001.12.25~2006.12.24
フ	ィ	リ	ピ	水牛及び肉用牛改良計画	2000.10.2~2005.10.1
ベ	ト	ナ	ム	国立獣医学研究所強化計画	2000.3.1~2005.2.28
ベ	ト	ナ	ム	牛人工授精技術向上計画	2000.10.2~2005.10.1
マ	レ	ー	シ	研究協力 ニバ・ウィルス	2001.10.1~2004.9.30
中	華	人	民	黒竜江省酪農乳業発展計画	2001.7.1~2006.6.30
モ	ン	ゴ	ル	家畜感染症診断技術改善計画 F / U	2003.7.18~2005.7.17
バ	ン	グ	ラ	家禽管理技術改良計画 F / U	2003.6.19~2005.6.18
チ			リ	小規模酪農生産性改善計画	1999.10.15~2004.10.14
パ	ラ	グ	ア	酪農を通じた中小規模農家経営改善計画	2002.11.11~2004.11.10
メ	キ	シ	コ	ハリスコ州家畜衛生診断技術向上計画	2001.12.10~2006.12.9
パ		ナ	マ	牛生産性向上計画 F / U	2003.11.24~2005.11.23
(林業分野)					
イ	ン	ド	ネ	炭素固定森林経営現地実証調査	2001.1.17~2006.1.16
イ	ン	ド	ネ	森林火災予防計画 (フェーズII)	2001.4.15~2006.4.14
イ	ン	ド	ネ	林木育種計画 (フェーズII) F / U	2002.12.17~2004.12.13
イ	ン	ド	ネ	マングローブ情報センター計画 F / U	2004.5.15~2006.5.14
マ	レ	ー	シ	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム	2002.2.1~2007.1.31
カ	ン	ボ	ジ	森林分野人材育成計画	2001.12.16~2004.12.15
タ			イ	東北タイ造林普及計画 (フェーズII)	1999.12.13~2004.12.12
ベ	ト	ナ	ム	北部荒廃流域天然林回復計画	2003.10.1~2008.9.30
ベ	ト	ナ	ム	森林火災跡地復旧計画	2004.2.16~2007.2.15
ラ		オ	ス	森林管理・住民支援	2004.2.10~2009.2.9
ミ	ャ	ン	マ	乾燥地共有林研修・普及計画	2001.12.15~2006.12.14
中	華	人	民	人工林木材研究計画	2000.3.31~2005.3.30
中	華	人	民	四川省森林造成モデル計画	2000.7.1~2005.6.30
中	華	人	民	日中協力林木育種科学技術センター計画	2001.10.18~2006.10.17
ネ	パ	ー	ル	村落振興・森林保全計画 (フェーズII)	1999.7.16~2004.7.15
パ		ナ	マ	パナマ運河流域保全計画	2000.10.1~2005.9.30
ブ	ラ	ジ	ル	セラード生態コリドー保全計画	2003.2.1~2006.1.31
ブ	ラ	ジ	ル	東部アマゾン森林保全・環境教育	2004.1.15~2007.1.14
セ	ネ	ガ	ル	総合村落林業開発計画	2000.1.15~2005.1.14
ガ		ー	ナ	移行帯地域参加型森林資源管理計画	2004.3.30~2009.3.29
ケ		ニ	ア	半乾燥地農地林活動強化計画	2004.3.29~2007.3.28
エ	チ	オ	ピ	ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画	2003.10.1~2006.9.30
(水産分野)					

インドネシア	淡水養殖振興計画	2000.8.28～2005.8.27
ミクロネシア	漁業訓練計画	2000.8.1～2006.2.1
トルコ	黒海水域増養殖開発計画 F / U	2002.4.16～2004.10.15
モロッコ	零細漁業改良普及システム整備計画	2001.6.1～2006.5.31
マラウイ	在来種増養殖技術開発計画	1999.4.1～2006.5.31
マダガスカル	北西部養殖振興計画	2003.12.1～2006.5.31
アルゼンチン	ペヘレイ増養殖研究開発計画	2002.9.10～2005.9.9
チリ	貝類増養殖開発計画 F / U	2002.8.3～2004.8.2
メキシコ	ユカタン半島沿岸湿地保全計画	2003.3.1～2008.2.29
エクアドル	ガラパゴス諸島海洋環境保全計画	2004.1.20～2009.1.19
コスタリカ	ニコヤ湾持続的漁業管理計画	2002.10.1～2007.9.30
トリニダード・トバゴ	持続的海洋水産資源利用促進計画	2001.9.25～2006.9.24

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表10のとおり55件実施した。

表10 平成16年度開発調査事業案件

番号	国名	案件名
〔アジア地域〕		
1	インドネシア	農水産業セクタープログラム開発計画調査
2	インドネシア	農家所得の向上調査：農産加工及び農村金融
3	カンボジア	公開穀市場整備計画調査
4	カンボジア	プレクトノット川流域農業総合開発計画調査
5	キルギス	営農改善及び農畜産物加工業振興計画調査
6	スリランカ	灌漑分野に係る総合的管理能力向上計画調査
7	スリランカ	津波被災地域コミュニティ復興支援調査
8	スリランカ	南部津波被災沿岸地域経済基盤復旧・復興支援調査
9	タイ	ランパチ河流域農村農業開発における参加型計画適用調査
10	タイ	北タイにおける自然資源の保全管理と持続可能な農業農村開発のための計画策定調査
11	パキスタン	バロチスタン州水利用効率向上調査
12	バングラデシュ	大マイメンシン圏小規模水資源開発計画調査
13	フィリピン	国営灌漑システム維持管理・改善計画策定手法調査
14	ベトナム	造林計画策定能力開発
15	ベトナム	北部山岳地域農業農村インフラ・生活環境改善マスタープラン策定
16	ベトナム	ター・チャック貯水池建設計画
17	ミャンマー	エーヤーワディ・デルタ住民参加型マングローブ総合管理計画調査
18	ミャンマー	中央乾燥地における貧困削減のための地域開発計画調査
19	モルディブ	地方島津波災害緊急復旧・復興支援調査
20	モンゴル	ゾド対策に向けた地方牧畜業体制改善支援調査
21	中国	水利権制度整備調査
22	東ティモール	ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画
〔アフリカ地域〕		
23	ウガンダ	東部ウガンダ持続型灌漑開発計画
24	ウガンダ	収穫後処理及び流通市場開発計画
25	エチオピア	オロミア州地域灌漑開発人材育成計画
26	ガーナ	コメ総合生産・販売調査
27	ガンビア	ガンビア川上流地域農村開発調査
28	ギニア	ソンフォニア低地における灌漑農業機械化及び水管理計画調査
29	ケニア	ニヤンド及びホマベイ県における地方開発プログラム調査
30	ジンバブエ	既存ダムの水利用による小規模農民のための農業開発計画調査
31	セネガル	ブティト・コート及びサルーム・デルタにおけるマングローブの持続的管理に係る調査
32	セネガル	漁業資源評価・管理計画調査
33	セネガル	稲作再編計画調査
34	タンザニア	地方開発セクタープログラム策定支援調査フェーズ2
35	タンザニア	全国灌漑マスタープラン
36	ニジェール	サヘルオアシス開発計画調査
37	ブルキナファソ	コモエ県森林管理計画調査
38	ブルキナファソ	砂漠化防止対策推進体制検討調査
39	マダガスカル	アロチャ湖南西部地域流域管理及び農村開発計画調査
40	マラウイ	養殖開発計画調査
41	マラウイ	小規模灌漑開発技術力向上計画
42	マラウイ	シレ川中流域における森林復旧・村落振興モデル実証調査
43	マリ	セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査
44	モーリタニア	オアシス地域開発計画調査
45	モーリタニア	オアシス地域の女性支援のための開発計画調査
46	ルワンダ	東部ブゲサラ郡持続的農業農村開発調

	査
47 南アフリカ共和国	リンポボ州スクネ郡スクノード地域農村総合開発計画調査
〔中南米地域〕	
48 エクアドル	シエラ南部地域生産活性化・貧困削減計画開発調査
49 キューバ	中央地域における持続的稲作技術開発計画
50 キューバ	持続的森林管理計画調査
51 ニカラグア	北部太平洋岸地域防災森林管理計画調査
52 ベリーズ	カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン
〔中近東地域〕	
53 アフガニスタン	カンダハール近郊農業緊急復旧支援調査
54 オマーン	マングローブ林再生・保全・管理計画調査
55 モロッコ	東部アトラス地域伝統灌漑施設（ハッターラ）改修・農村開発計画調査

(5) 養成確保事業

我が国の農林水産業協力を効率的に実施するためには、協力に関する幅広い知識を備え、かつ十分な語学力を有する農業技術者を組織的・計画的に養成することが必要である。このため、当省は中・長期的観点から専門家を養成する研修を前年度に引き続き実施した。また、国際協力機構も独自に同様の専門家の養成研修事業を前年度に引き続き実施した。

ア 中期研修

農林水産業開発協力プロジェクトの指導者となるべき専門技術者及び各専門分野の技術指導にあたる者の養成のため、国内及び海外の2コースに分けて、開発途上国・地域等における熱帯及び乾燥地農林業技術、社会経済事情に関する知識及び語学等について研修を行った。

また、国際協力機構では、農村開発、森林環境及び農村基盤整備等の各コースがあり、当省の推薦により当省職員6名、当省所管独立行政法人、県、民間等から6名が研修を受けた。

イ 長期研修

我が国では技術の蓄積が乏しく習得が困難な農林水産業技術分野（途上国の農業・農村開発等）を対象に、16年度においては、国際協力機構を通じて先進地（英国）に研修員1名を2年間派遣した。

なお、14年度及び15年度に派遣し、引き続き16年度においても研修を行った者は計5名で、研修地はアメリカ、オランダ、英国である。

(6) 海外技術交流事業

ア 日ロ農業技術交流

昭和37年度以降、政府の農業技術者等を相互に派

遣し、技術情報の収集・交換を行ってきている。

16年度には、日本側から「バイオテクノロジーを活用した食品加工技術の高度化」のテーマで派遣、ロシア側から「畑作物の育種改良及び食品加工流通技術の調査」のテーマで受入れを行った。16年度までに52チームを派遣し、54チームを受け入れた。

イ 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年1回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。17年7月には第24回会議が開催され、農林水産分野の研究・技術普及の方向等についての討議を行った。

16年度には日本側から「中国の植物新品種保護制度及び運用状況調査」、「農畜産廃棄物処理の実態調査及びエネルギー交換等の農畜産物廃棄物の有効利用に関する調査」、「林木の遺伝子組換えに関する調査研究」及び「中国沿岸における大型のクラゲ類の生態、発生状況、来遊予測に関する研究協力」の考察団を派遣し、中国側から「植物新品種保護に関する調査」、「土壌肥料技術に関する調査」及び「農業分野の国際協力動向に関する調査」の考察団を受け入れた。16年度までに90チームを派遣し、98チームを受け入れた。

ウ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、研究協力、技術者の交流、技術情報の交換等について検討することを目的に、実務者により構成される「日韓農林水産技術協力委員会」を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

16年度には東京において第37回委員会が開催され、「農林水産技術に係る政策課題と両国間の協力」、「持続的農業及び農業の持つ多面的機能についての研究動向」等について討議した。

エ 日アセアン農業技術交流

水田農業を基本とした小規模経営農業生産が主体となっているアセアン諸国との共通点の多い我が国との間で農業技術の交流を通じ、持続的農業生産や農業の有する多面的機能について共通認識を醸成す

るために、10年に日・アセアン農業技術交流グループ会議が設置された。

16年度に開催された第8回会議では、持続可能な農業発展のためのシンポジウムを開催した。同シンポジウムでは、日本からの基調講演に続き韓国、インドネシア及びマレーシアにおける持続的農業の研究状況について発表、質疑が行われた。

3 資金協力（政府ベースの資金協力）

（1）一般無償資金協力

我が国は、開発途上国に返済義務を課さないで、援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか、当該国との友好に役立っている。

無償資金協力の予算額は、厳しい財政状況を反映し、平成12年度2,079億円、平成13年度2,054億円、平成14年度2,086億円とほぼ横ばいで推移してきたが、平成15年度予算では1,736億円に削減された。これは債務救済無償（平成14年度345億円）を廃止し、JBICへの交付金に振替（平成15年度300億円）を行ったことが大きな要因である。平成16年度予算は引き続き厳しい財政状況の中、1,667億円と削減傾向に一定の歯止めがなかった。

このうち、農林関係では平成16年度において9件計54億円、水産関係では9件計57億円、農林水産関係合計18件計111億円が供与され（閣議決定ベース）、その供与実績は表11のとおりである。

以上のほか、16年度において無償資金協力の実施のために表12の基本設計調査を行った。

表11 16年度農林水産関係一般無償資金協力実績（閣議決定ベース）

国 名	案 件 名	金額(億円)	区分
ベ ト ナ ム	ゲアン省ナムダン県農村生活環境改善計画(1/2期、国債)	7.55	アジア / 農
エ ジ プ ト	バハルヨセフ灌漑水路サコーラ堰改修計画(1/3期、国債)	20.01	中近東 / 農
ブルキナ・ファソ	国立森林種子センター・地方森林種子局支援計画(1/2期、国債)	3.21	アフリカ / 林
中 国	第二次黄河中流域保全林造成計画(3/5期)	4.27	アジア / 林
ミ ャ ン マ ー	中央乾燥地植林計画(2/5期)	3.44	アジア / 林
ニ カ ラ グ ア	農道建設機材整備計画	8.12	中南米 / 農
カ ン ボ ジ ア	カンダラスタン灌漑施設改修計画(詳細設計)	0.44	アジア / 農
パ キ ス タ ン	タウンサ堰水門改修計画(詳細設計)	1.29	アジア / 農
ブ ー タ ン	農村道路建設機材整備計画	5.21	アジア / 農
(農林関係案件計)	9 件	53.54	
アンティグア・バーブーダ	水産開発センター建設計画(2/2期)	7.53	中南米 / 水
ガ ボ ン	ランパレネ零細漁民センター整備計画(2/2期)	3.15	アフリカ / 水
モ ー リ タ ニ ア	ヌアクショット水産物衛生管理施設整備計画	10.18	アフリカ / 水
セ ネ ガ ル	ロンブル水産センター建設計画	6.52	アフリカ / 水
ベ ナ ン	コトヌ零細漁港開発計画(2/2期)	2.87	アフリカ / 水
キ リ バ ス	クリスマス島沿岸漁業振興計画	7.39	大洋州 / 水
フ ィ ジ ー	ラミ漁港再開発計画	5.77	大洋州 / 水
カ メ ル ー ン	零細漁業センター整備計画	4.00	アフリカ / 水
ソ ロ モ ン	国内かつお・まぐろ漁業基盤整備計画	9.73	大洋州 / 水
(水産関係案件計)	9 件	57.14	
(16年度合計)	18件	110.68	

表12 16年度無償資金協力基本設計調査

国 名	案 件 名
パキスタン	タウンサ堰水門改修計画
キリバス	クリスマス島沿岸漁業振興計画
セントクリストファー・ネイビス	零細漁業振興計画
ニカラグア	サンファンデルスル漁業施設整備計画
ソロモン	国内かつお・まぐろ漁業基盤整備計画
カメルーン	零細漁業センター整備計画
サモア	アピア漁港改善計画
フィジー	ラミ漁港再開発計画
ボリビア	ラパス県村落開発機材整備計画
東ティモール	マリアナ I 灌漑施設改修計画
ブータン	道路建設機材整備計画
モロッコ	海洋漁業研究所中央水産研究所建設計画

(2) K R 食糧援助

本援助は昭和43年度から実施された無償による食糧援助である。GATT のケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として昭和42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR 食糧援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年、平成11年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1999（平成11）年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、16年度の我が国の供与実績は、表13のとおり、18か国及び25難民/被災民に対し、総額101.44億円を供与した。

このうちアフリカ等の15か国、8 難民/被災民向け（約60億円）について、政府米を利用した援助を行うこととして閣議決定を行った。

表13 16年度 KR 食糧援助実績（閣議了解ベース）

国 名	交換公文 締結年月日（億円）	供与総額	供与使用穀物
（アフリカ地域）			
マダガスカル	16. 9.14	2.00	政府米
モーリタニア	17. 1. 2	3.00	政府米
エチオピア	17. 1.24	2.00	政府米
ニジェール	17. 2.25	3.50	政府米
エリトリア	17. 3. 7	1.00	政府米
マリ	17. 3.18	3.00	政府米
セネガル	17. 3.18	2.50	政府米
カーボヴェルデ	17. 4.13	1.50	政府米
ベナン	17. 4.14	2.00	政府米
アンゴラ	17. 4.15	2.50	政府米
タンザニア	17. 4.20	3.00	政府米
ガンビア	17. 4.25	1.80	政府米
ギニア	17. 4.25	3.50	政府米
ジブチ	17. 5. 8	1.50	政府米
（アジア地域）			
モルディブ	17. 4. 7	2.00	小麦粉
ラオス	17. 4.20	3.00	小麦粉
モンゴル	17. 4.22	2.00	小麦
ネパール	17. 5.10	3.50	政府米

（UNRWA 経由）

パレスチナ難民	17. 3.18	5.00	小麦粉・豆
（WFP 経由）			
スーダン紛争被災民	16. 7.30	3.30	ソルガム
バングラデシュ被災民	16. 9.14	5.50	政府米
ケニア被災民	16. 9.14	2.00	政府米
ウガンダ被災民	16. 9.14	2.00	政府米
ハイチ被災民	16. 9.14	3.00	政府米
スーダン紛争被災民	16.11.12	3.30	ソルガム
コンゴ(民)被災民	16.12.17	3.00	政府米
リベリア被災民	16.12.17	2.00	小麦
レソト被災民	16.12.17	1.00	メイズミール
マラウィ被災民	16.12.17	1.00	豆類
スワジランド被災民	16.12.17	1.00	メイズミール
ザンビア被災民	16.12.17	1.00	メイズ、CSB
インドネシア国内被災民	17. 2.25	1.50	栄養麺、 ビスケット
スリランカ紛争被災民	17. 2.25	2.00	政府米
コートジボワール被災民	17. 2.25	2.00	政府米
パレスチナ被災民	17. 3.18	1.50	小麦粉
コンゴ(共)被災民	17. 3.18	2.00	政府米
モザンビーク被災民	17. 3.18	3.00	政府米、 ツナ缶
コートジボワール周辺国難民	17. 3.18	2.24	CSB、 ソルガム、 ミレット
西アフリカ地域難民	17. 3.18	3.10	麦
大湖地方難民等	17. 3.18	3.20	政府米、 ツナ缶
中央アメリカ地域被災民	17. 3.18	2.50	メイズ、 豆類
グルジア被災民	17. 3.18	1.00	小麦粉
タジキスタン被災民	17. 3.18	1.00	小麦粉

(3) 食糧増産援助

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、昭和52年度から我が国が独自に行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。（14年12月、外務省改革に関する「変える会」での議論を受け、適正使用及び環境配慮の観点から、農薬については原則として供与しないこととなった。）

なお、本援助は KR 食糧援助と対比して「第2 KR 援助」とも呼ばれることがある。

16年度の供与実績は表14のとおり、計20件、総額50.04億円である。

表14 16年度食糧増産援助実績（閣議了解ベース）

国 名	交換公文 締結年月日（百万円）	供与総額 援助物資
（アジア）		
スリランカ	17. 3. 4	330 肥料、農業機械
ネパール	17. 3. 7	301 肥料
ブータン	17. 3. 9	300 農業機械
（中近東・北アフリカ）		
イエメン	17. 3. 8	300 農業機械
エジプト	17. 3.30	400 農業機械
（アフリカ）		
アンゴラ	17. 3. 2	200 肥料
エチオピア	17. 3. 4	400 肥料
エリトリア	17. 3. 7	300 肥料、農業機械
ギニア	17. 3. 8	200 肥料、農業機械
ニジェール	17. 2.26	300 肥料、農業機械
ブルキナファソ	17. 3. 5	280 肥料
マダガスカル	17. 3. 8	300 肥料
（東欧等諸国及びその他諸国）		
キルギス	17. 2.28	200 農業機械
アゼルバイジャン	17. 3. 9	200 農業機械
グルジア	17. 3.11	200 肥料、農業機械
（FAO 経由）		
フィリピン	17. 3.18	200 生産資機材（種子・農具等）
チャド・マリ・モリタニア	16. 9.14	330 バック駆除対策資機材
スーダン	16.11.12	55 穀類種子、農機具
モザンビーク	16.12.22	160 オブソリート農業処理
ハイチ	16.12.22	48 穀物種子・農機具

(4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で交換公文を締結し、これに基づいて我が国の実施機関である国際協力銀行と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

16年度に実施された円借款政府調査団のうち、インドに参加し、農林水産関連案件への助言を行った。

16年度の農林水産関連案件は表15のとおり計6件、359億円である。

表15 16年度農林水産関連円借款実績

国 名	案 件 名	（交換公文ベース）	
		交換公文	供与限度額 （百万円）
スリランカ	小規模インフラ整備計画（第二期）	16.11.30	17,776
バングラデシュ	東部バングラデシュ農村インフラ整備計画	17. 3.16	11,345
中国	四川省生態環境整備計画	17. 3.29	6,503
	新疆ウイグル自治区伊寧市環境整備計画	17. 3.29	6,462
インド	ラジャスタン州小規模灌漑改善計画	17. 3.29	11,555

タミールナド州植林計画（第二期）	17. 3.29	9,818
カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全計画	17. 3.29	15,209
インドネシア ソロ川下流域河川改修計画（第二期）	17. 3.29	9,345
コメリン灌漑計画（第二期第二段階）	17. 3.29	13,790
計	9 件	101,803

(5) 国際協力事業団開発協力事業（投融資）

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業（試験的事業）、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備（関連施設整備事業）について、国は国際協力事業団（現国際協力機構）を通じて資金援助等を行ってきた。

農林業分野の16年度の融資実績は2件4,200万円であった。

なお、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、投融資事業が廃止されたことから、平成15年度以降、現在の国際協力機構においては既に承諾済みの案件に限り融資、技術面の支援を行っている。

4 多 国 間 協 力

(1) 国連食糧農業機関（FAO）

ア 概要

国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、ローマに本部を置き約3,700名（2003年現在）以上の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、187か国及び欧州共同体である。

FAOは、各国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

(ア) 開発援助

広範囲にわたる技術援助プロジェクトを通じた支援

(イ) 情報活動

食料、農業、林業、水産業及び栄養に関する情報の収集、分析、公表

(ウ) 政府への助言

農業政策・計画の立案・策定に必要な行政・立法組織に関する加盟国政府への助言

(エ) 中立的な討議の場

すべての国が主要な食料・農業問題に関して討議し、政策を策定するための中立的な討議の場の提供

イ 第32回 FAO 総会

第32回 FAO 総会は2003年11月 FAO 本部（ローマ）で開催され、世界の食料情勢について各国の代表演説が行われた他、2004－5 年 FAO 事業・予算計画、2004年国際コメ年についての議論がなされた。また、「WTO 農業交渉と食料安全保障への影響」等に関する円卓会議が開催された。

ウ 世界食料サミット 5 年後会合

1996年の世界食料サミットで「ローマ宣言」及び「行動計画」が採択され、2015年までに世界の栄養不足人口を半減させるとの目標が掲げられた。しかし、その進捗状況が思わしくない中、FAO 事務局長の提案により、2002年 6 月 FAO 本部にて世界食料サミット：5 年後会合が開催され、「世界の食料安全保障の確立に向けた各国の取組強化を求める」宣言が採択された。

エ その他

FAO に専門家として12名、準専門家として3名の職員を派遣中（平成17年 3 月現在）である。また、FAO のプロジェクトの「アジア地域 SPFS 支援事業」（248万 5 千ドル）、「漁獲能力の適正管理促進事業」（27万 4 千ドル）、「アジア食料安全保障情報化推進事業」（60万 6 千ドル）、「東南アジア伐採実施規範推進事業」（27万ドル）、「海産哺乳動物と漁業との相互作用の調査及び啓発推進事業」（24万 3 千ドル）、「海亀保存管理に関する国際行動計画策定促進事業」（21万ドル）、「アジアモンスーン地域水田かんがい評価事業」（24万 6 千ドル）、「市民社会参加型農村開発支援事業」（27万ドル）、「途上国農業の多面的機能の現実政策への応用事業」（112万 8 千ドル）、「持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業」（50万ドル）、「水産養殖ガイドライン策定事業」（25万ドル）、「国際食品規格策定・整備事業」（18万 9 千ドル）及び「漁業対象種の CITES 附属書掲載評価検討事業」（57万 5 千ドル）に対して拠出を行った。

(2) 世界食糧計画（WFP）

世界食糧計画(WFP)は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及び FAO の共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出により開発途

上国に穀物、乳製品、植物油等を援助している。

我が国は平成16年度において、WFP に対して通常拠出763.5万ドル（現金356.3万ドル、現物分（米及び水産罐詰）407.2万ドル）、国際緊急食糧リザーブ170万ドルのほか車輛、貯蔵施設等非食料品目援助40万ドルの拠出を行った。また、WFP の二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFP を通じた KR 食糧援助（53.14億円）を行った。

(3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)

国連アジア・太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行う機関である。

我が国は、従来より ESCAP のほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力（2004年度31万ドル）及び技術協力を実施している。

当省としては、ESCAP の特別地域機関である副産物開発による貧困削減アジア太平洋研究センター（CAPSA Center）「多様な農業の共存のための社会経済的側面に関する調査研究事業」に対して拠出（2004年度19万 7 千ドル）を行った。

(4) 国際農業開発基金（IFAD）

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した（加盟国164）。

所得が低く、かつ食糧が不足している地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農村開発プロジェクトに必要な資金を融資することで食糧の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。

IFAD 創立時の当初拠出及びその後行われた6回の増資における累計拠出で、日本は、総額約2.8億ドルを拠出、拠出シェアでは6%となり、米、サウジアラビアに次ぐ第3位の拠出国として貢献している。

(5) 国際農業研究協議グループ（CGIAR）

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画（UNDP）が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国（機関）のグループで、事務局を世銀内に置いている。2005年 8 月現在、メンバーは47か国、13地域・国際機関、4財団である。さらに世銀、IFAD、FAO、UNDP が共同出資者である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際

稲研究所 (IRRI、フィリピン)、国際半乾燥熱帯作物研究所 (ICRISAT、インド)、国際とうもろこし・小麦改良センター (CIMMYT、メキシコ) 等の15の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。2004年度は CGIAR 事務局及び本グループ傘下の15研究所等に対し13億9千万円（外務省計上）の拠出を行ったほか、農林水産省からは IRRI、CIMMYT に特別拠出を行った。

(6) アジア生産性機構 (APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局本部を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている（加盟国20か国）。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力（平成16年度予算4,019万3千円）を行っている。

(7) 世界銀行

世界銀行とは、有利子の融資を行う国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development : IBRD) と無利子の融資を行う国際開発協会 (International Development Association : IDA) の2つの機関の総称である。

IBRD 及び IDA は、開発途上国における貧困緩和に向けた努力を支援することを目的として、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトや構造調整プログラムの実施に対して、主に長期の貸し付け・融資により支援を行っている。

IBRD は1946年に設立（加盟国184）、IDA は1960年に設立（加盟国165）された。我が国は米国に次いで第2の出資比率を有しており、また、最大の協調融資相手国である。農林水産省は世銀が行う途上国の政策支援に関し、2004年度、「国家森林政策強化事業」のため拠出を行った。

(8) 国際協同組合同盟 (ICA)

国際協同組合同盟 (ICA) は、全世界において自立した協同組合の発展と強化を進めることを目的に、1895年にロンドンに設立された協同組合の国際機関である（現在の本部：ジュネーブ）。ICA にはあらゆる種類の協同組合の参加が可能とされ、現在、100ヵ国約230

団体、傘下の組合員は世界全体で7億6千万人を超えている。

我が国は、開発途上国の農林水産業の開発を推進するため、ICA の行うアジア諸国の農協指導者の育成強化、世界の漁協指導者の育成強化及び農協女性指導者の育成のための研修事業に対し拠出を行った（2004年度7,411万円）。

(9) そ の 他

以上のほか、我が国は、植物新品種保護国際同盟 (UPOV)、東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)、全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)、メコン河委員会 (MRC)、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 等に対して資金拠出等の協力を行っている。

第4節 情報の受発信

1 海外農業情報

輸出国の食料政策、輸入農産物の生産状況、貿易の動向、食品の安全性、食品産業の動向等の情報を収集・分析し、これら最新の情報をインターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、適時適確に国民に情報提供を行っている。

2 農林水産物貿易統計

財務省が公表している「貿易統計」をもとに、我が国における農林水産物の輸出入の状況をとりまとめ、インターネット上の農林水産省のホームページに掲載するなど、国民に情報提供を行っている。

3 海外広報

我が国の農林水産施策及び農林水産業の実態を正しく理解してもらうため、16年度に行った海外広報活動の主な内容は次のとおりである。

ア 毎週金曜日、在日海外特派員及び在日各国大使館向けに農林水産省の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」をメールで配布した。

また、インターネット上の農林水産省のホームページにも掲載した。

イ 農林水産省紹介用パンフレット「A GUIDE TO MAFF」を、在日大使館及び在外日本大使館等に配布した。

また、インターネット上の農林水産省のホームページにも引き続き掲載した。

ウ 農林水産省が製作した海外向けビデオについて、

DVDに複写し整理を行うとともに、引き続きインターネット上の農林水産省のホームページに掲載した。

また、要望があれば貸出等を行った。

エ 各国及び在日各国大使館等からの我が国の農林水産施策及び農林水産業等に関する説明要請等への対応を行った。

第3章 統計部

第1節 統計の企画調整

1 統計企画

農林水産統計については、農林水産施策全般の改革に即し、農林水産業・食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的、重点的に実施し、その結果の迅速かつ利用しやすい形での提供を行った。

具体的には、①多様な食料消費を把握するため、「地産地消」等の取組状況の実態を調査するとともに、家庭における食品使用及び食品の食べ残し・廃棄の調査を実施、②バイオマス・ニッポン総合戦略や資源循環型農業の的確な推進に資するため、特殊肥料の生産方法、生産量等を把握、③農業構造改革に向け、地域・営農類型ごとの農業経営の実態等を把握、④2005年農林業センサスにおいて、事業体調査は経営という視点で一元的に把握、地域調査は農林業・農山村の有する多面的機能等を一体的に把握、⑤農林水産統計情報総合データベースを充実し、インターネットによる提供を促進した。

一方、農政改革の推進等に対応するため、現行の農林水産統計調査の実施に係るすべてのことごとについてゼロベースで見直し検討を行い、9月に「農政改革の推進に対応した農林水産統計の見直しについて」を省内合意し、調査の廃止を含む調査体系の大幅な整理・統合、調査内容の抜本的な見直しを平成17年度から順次実施することとした。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請の手続きを行った。

3 食料・農業・農村政策審議会統計部会

平成17年3月に「第5回食料・農業・農村政策審議会統計部会」を開催し、「平成17年産水稻10a当たり平

年収量」についての諮問を行い、当部会に先立ち開催された「農作物平年収量小委員会」の報告と審議及び答申を行うとともに、「農林水産統計見直しの方向」について報告を行った。

統計部会の構成及び審議する事項は以下のとおり。

食料・農業・農村政策審議会	
統計部会	
体系整備小委員会	農林水産省の所掌事務に係る統計その他の情報の体系整備に関する事項を調査審議すること。
農作物平年収量小委員会	水稻の10a当たり平年収量及びこれに関する事項について調査審議すること。

4 広報関係

統計調査結果の迅速な提供と多種・多様なニーズへの対応のため、①調査結果の概要を農林水産統計（第1報）として、公表日に農林水産省ホームページへ掲載、②このうち指定統計は、統計調査名称、刊行物の名称及び発行年月日を官報に掲載、③調査結果の詳細を調査ごとの報告書や総合統計書、ポケット統計書などとして刊行した。

また、利用者の利便を図るために「農林水産統計公表資料目録」、「農林水産統計公表予定」及び翌週の「週間公表予定表」を作成し、農林水産省ホームページ上で提供した。

5 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

本統計表（第79次）は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計部の調査結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、都道府県別並びに英文併記により編集したものである。第79次は新たに索引を掲載し

た。

(2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計（平成16年版）は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を中心に、主要な関連統計を幅広く収録し、手軽な大きさのB 6 判で編集したものである。平成16年版は、農林水産業の担い手、食料消費関係等のデータの充実を図るとともに、新たに索引を掲載した。

また、統計部では、他に各部門ごとの「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」を編集している。

(3) 農林水産統計月報

本月報（通巻613号－624号）は、農林水産業の月別動向を把握することを目的として、農業経営、農林水産物の生産・流通・消費・価格、農業生産資材の生産・価格及び農林水産物の輸出入に関する統計等を収録し、英文併記により編集したものである。

6 農林水産業生産指数

農林水産業生産指数は、基準時（平成12年）を100とする生産水準を表す数量指数として、農林水産業における生産量の動向をマクロ的、長期的に把握する指数として毎年作成し、その概算及び確定を公表する。

第 2 節 情報システムの管理・運営

1 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省内の各局（庁）における行政事務の効率化を目指し、昭和46年度に稼働を開始した。この間、情報処理、通信技術の進展と利用形態の多様化・高度化に対応するため、統計（個票）データの保護等のより一層のセキュリティ対策を図りつつ、機器の更新や各種処理依頼の電子化を行うなど、利便性の向上を図ってきた。また、共同利用電子計算機の管理運営は、統計部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

なお、平成16年度においても講習会等を実施し、情報処理に携わる職員の養成を行った。

2 農林水産統計情報処理システム

農林水産統計情報処理システムは、情報通信技術を有効に活用し、統計情報の作成から提供に至る工程のシステム化による業務の効率化・迅速化を図るととも

に、統計情報ニーズの多様化に応え、加工分析等情報利用の高度化に資することを目的として、昭和62年度に運用を開始した。

平成16年度は、統計調査の見直しへの対応等を図るため、12本のプログラムについてプログラムの再開発またはメンテナンスを行った。

3 農林水産統計情報総合データベース

「農林水産統計情報総合データベース」は、農林水産行政の企画・立案・推進に資するとともに、国民への行政サービスの向上を図るため、農林水産省ホームページから容易にアクセスすることができるデータベースシステムとして平成15年 4 月から運用を開始した。

平成16年度は、引き続き最新データの蓄積を行った。

第 3 節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 農業経営統計調査の体系整備

農業経営統計調査については、個別経営と組織経営を一体的な姿として農業経営の実態を的確に把握する観点に立って、組織経営を調査対象に加えるとともに組織経営の調査内容の充実を行いつつ、従来の農業経営部門別統計及び農業経営動向統計を食料・農業・農村基本計画に示された「農業経営の展望」の営農類型に基づき営農類型別経営統計に再編する等の見直しを行い、総務省統計審議会への諮問、答申を受け、16年 1 月から新たな調査体系で実施した。

(2) 営農類型別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農家（個別経営）及び農家以外の農業事業体（組織経営）を対象に、経営形態別、営農類型別に、農業事業全体と部門別の収支・所得等を把握することにより農業経営の実態を明らかにし、農政推進の資料とする。

なお、農家における、麦類・工芸農作物・野菜・果樹・花き部門については、品目により経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得等を把握する品目別統計も併せて作成した。

イ 調査対象

農家（経営耕地面積30 a 以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）及び農家以外の農業事業体を調査対象とした。

品目別統計は、当該品目を10 a 以上（施設野菜及

び施設花き品目については300㎡以上)作付けし販売する農家等を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査客体に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、労働時間等について記帳を依頼、又は調査客体が作成した決算資料等を閲覧し、その内容を調査票に転記して行う調査並びに世帯員数、調査客体の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が調査台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「営農類型別経営統計」及び「品目別経営統計」として刊行する。

(3) 経営形態別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農家（個別経営）及び農家以外の農業事業体（組織経営）の再生産過程を把握することによって国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農業経営の動向を明らかにし、農政推進の資料とともに、国民経済計算における農業部門の推計の資料とする。

イ 調査対象

営農類型別経営統計の調査対象（農家及び農家以外の農業事業体）及び農家にあつては当該営農類型に分類されないその他経営農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査客体に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の現金収支、労働時間等について記帳を依頼、又は調査客体が作成した決算資料等を閲覧し、その内容を調査票に転記して行う調査並びに世帯員数、調査客体の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

農家における四半期ごとの収支については、各四半期の翌々月に公表した。農家及び農家以外の農業事業体における1年間の調査結果は、概要を公表するとともに、詳細を「経営形態別経営統計」として刊行する。

(4) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦）の生産に係るコストを把握し、麦類の政府買入価格の算定、麦作経営安定資金の算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

(ウ) いも・豆類、工芸農作物生産費統計

この統計は、いも類、豆類及び工芸農作物の生産に係るコストを把握し、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆の行政価格算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に現金出納帳及び作業日誌を配付し、日々の農業現金収支、当該作目の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

(5) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、酪農経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、交雑種肥育牛、乳用おす育成牛、交雑種育成牛）生産及び子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に現金出納帳及び作業日誌を配付し、

日々の農業現金収支、当該畜種の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が経営台帳を用い面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2 農業経営の動向に関する定点分析調査

(1) 調査の目的

本調査は、地域営農類型ごとに意欲を持って経営改善に取り組んでいる事業体について、個々の農業経営の実態を把握するとともに、個別の経営事例ごとに定点観測の手法を用いて経営の長期的な発展過程を経年的に明らかにし、農業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象農家

全国の事業体のうち、営農類型ごとに定めた規定を満たす事業体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体が保有している青色申告用の財務諸表等の会計資料等の閲覧、整理帳及び固定資産整理帳を用い、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行い、また、労働時間の把握が困難な場合は、調査客体に作業日誌を配付して記帳を依頼した。

(4) 調査結果の公表

当該年の経営について、その秘密に属する事項の保護に配慮しつつ、経営概況、経営収支、投下労働時間等の概要及び過年次結果と合わせた年次別の経営収支、労働時間等の概要を公表する。

3 林業経営統計調査

(1) 調査の目的

ア 林業経営統計

この統計は、林家の林業経営収支等を把握することにより林業経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

イ 栽培きのご経営統計

この統計は、栽培きのご経営体の経営収支等を把握することにより栽培きのご経営の実態を明らかにし、林業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

ア 林業経営統計

保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業を行っている林家及び保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働

日数が30日以上である林家を調査対象とした。

イ 栽培きのご経営統計

生しいたけ（原木）、生しいたけ（菌床）、乾燥しいたけ（原木）、えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ及びなめこのいずれかを生産し、当該栽培きのこの過去1年間の販売額が50万円以上である栽培きのご経営体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査（協力の得られる調査客体については郵送による）、農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業経営統計調査報告」として刊行する。

4 林業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

林業事業体の経営実態を把握し、林業事業体の育成、林業労働者の就業改善等の林業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

全国の林業事業体（会社組織）を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業組織経営体経営調査報告」として刊行する。

5 漁業経営調査

(1) 調査の目的

漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進の資料とする。

(2) 調査の種類

調査は、海面漁業経営調査（家族型経営調査、雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）及び内水面養殖業経営調査に区分される。

(3) 調査対象

ア 海面漁業経営調査

(ア) 家族型経営調査

家族労働を主とする個人経営体のうち、動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、小型定置網漁業を営むもの及び対象とする水産物の海面養殖業を

営むものを調査対象とした。

(イ) 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査

雇用労働を主とする個人経営体、会社経営体及び共同経営体のうち、使用動力漁船の合計トン数が10t以上のもの、大型定置網漁業を営むもの及び対象とする水産物の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

イ 内水面養殖業経営調査

うなぎ養殖業の収獲量が多い上位6県（静岡、愛知、徳島、高知、宮崎及び鹿児島）において、うなぎ養殖業を営む経営体を調査対象とした。

(4) 調査の方法

ア 海面漁業経営調査

(ア) 家族型経営調査

調査客体に日記帳を配付し、日々の現金収支、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行った。

(イ) 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査

調査客体による自計申告の方法と調査客体が保有する青色申告資料、決算書等の経営帳簿を基に農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

イ 内水面養殖業経営調査

調査客体が保有する青色申告資料、決算書等の経営帳簿を基に農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(5) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

6 農業物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農業物価指数等を作成するほか、農業パリティ指数作成のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査の3種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分される。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等を調査対象とした。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計組織の職員の面接又は電話による聞き取りにより行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農業物価指数は、毎調査月の翌月に公表している。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農業物価統計」として刊行する。

7 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林水産業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の資料とする。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、農家庭先価格を乗じた額を合計して求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ 農業産出額及び生産農業所得（市町村別推計値）

農業産出額は、市町村を推計単位として、市町村別の品目別生産量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業構造改革交付金等を加算して生産農業所得を推計した。

ウ 林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めたものである。これに、林業経営統計調査その他の統計を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

エ 漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得

漁業生産額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めたものである。

海面漁業・養殖業生産所得は、海面漁業・養殖業

生産額に漁業経営調査結果から求めた所得率を乗じて推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」及び「生産林業所得統計報告書」として刊行し、漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得については「漁業・養殖業生産統計年報」に収録・刊行する

第 4 節 構造統計調査

1 農林業センサス

平成17年2月1日（沖縄県は平成16年12月1日）現在で「2005年農林業センサス」を実施した。

本調査は、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的に、昭和25年に始まり、昭和27年の「経済統計に関する国際条約（昭和27年、条約第19号）」に基づき、10年毎に世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年に我が国独自の農林業センサスを実施しており、今回は農業で12回目、林業で6回目となる。

調査は、農林業経営体調査及び農山村地域調査に区分される。

なお、調査結果は17年度に公表することとしている。

(1) 農林業経営体調査

調査の対象と調査の方法

調査の対象は、①農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、②生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者とする農林業経営体とした。

調査の機構は、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員で実施した。

調査の期日及び方法は、平成17年2月1日現在で調査客体の自計申告の方法により実施した。

主な調査項目は、経営形態、世帯員状態、耕地面積、農業機械、農業労働力、農産物の生産・販売、農作業の受委託、山林面積、林業労働力、素材生産・販売、林業作業の受委託等である。

(2) 農山村地域調査

調査の対象と調査の方法

調査の対象は、すべての市町村（東京都特別区の23区を含む。）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落とした。

調査の機構は、すべての農山村地域を対象とし、農林水産省－地方農政局－同取りまとめ統計・情報センター－同統計・情報センターで実施した。

調査の期日及び方法は、平成17年2月1日現在で国の機関、市区町村、独立行政法人等、森林組合及び地域の実情に精通する者に対する統計・情報センターの職員による面接聞き取りの方法により実施した。

主な調査項目は、市区町村及び農業集落における立地条件、耕地・林野面積、地域資源の保全・活用状況等である。

2 漁業センサス

16年度は、平成15年度に実施した調査結果の集計を行い、平成16年8月30日に「2003年（第11次）漁業センサス結果概要」を公表した。

また、以下の報告書（第1巻～第4巻、7巻）を刊行した。

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第7巻 内水面漁業に関する統計

3 農道・林道整備状況調査

ア 調査の目的

農山村地域の農業及び林業の生産性向上や農林産物の輸送利便性に大きく寄与する農道及び林道の整備状況を把握し、土地改良事業、民有林林道事業等の推進に資するものである。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全市町村（東京都特別区の23区を含む。）を対象に、郵送調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表する。

4 漁業就業動向調査

ア 調査の目的

水産基本法（平成13年法律第89号）に基づき、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図ることとしており、それに必要な各種施策の推進に資するものである。

世帯員の漁業就業状況等の漁業の就業構造及びその動向について漁業センサスの中間年に毎年実施する。

イ 調査対象と調査方法

2003年漁業センサスで設置された調査区を抽出単

位とする標本調査により行うこととし、平成16年11月1日現在において、抽出した調査区内に存在するすべての個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を対象とした。

調査は、過去1年間の世帯員の就業状況について、調査員が調査票を配布・回収し、調査客体の自計申告の方法により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業就業動向調査報告書」として刊行する。

第5節 生産統計調査

1 作物統計調査

(1) 面積調査

ア 耕地面積調査

(ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を調査し、土地資源の有効利用など諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

耕地面積調査は、耕地を約2ha（北海道は約10ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、7月15日現在で対地標本実測調査の方法により調査した。また、巡回・見積り、行政機関等からの情報収集及び空中写真の利用等により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

イ 作付面積調査

(ア) 調査の目的

農作物の作付（栽培）面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作付面積調査は、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、関係団体を対象とした面接調査により行い、巡回・見積り及び行政機関からの情報収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は5月以降数回にわたりその概要を公表し、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」

に掲載した。

ウ 作付予定面積調査

(ア) 調査の目的

野菜の作付予定面積を調査し、野菜の生産・出荷計画策定、価格安定、流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

集出荷団体等に対する面接調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

(2) 作況調査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的

水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆調査、作況基準筆調査及び被害調査筆調査の結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、行政価格の算定、農作物価格の安定等の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻は、作況標本筆調査、作況基準筆調査及び被害調査筆調査の結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

かんしょ及び甘味資源作物（てんさい、さとうきび）は面接調査、作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

果樹及び野菜については集出荷団体等に対する面接調査、作況基準筆調査結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻は、作況標本筆及び作況基準筆の刈取り調査、被害調査筆の実測調査、その結果に基づく巡

回・見積りにより調査を行った。

陸稲、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹及び野菜については面接調査及び作況基準筆調査結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

花きについては集出荷団体等に対する往復郵送調査又は面接調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を水稻、陸稲、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として刊行した。

(3) 被害調査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

共済減収調査は、農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10a当たり収量、共済基準減収量及び共済基準減収量に関わる作付面積を調査する。

(イ) 調査方法及び調査結果の利活用

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

イ 被害応急調査

(ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の作付面積及び被害量について被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための資料とする。

(イ) 調査方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回調査からの情報収集の方法並びに、「被害減収推定尺度」を適用して調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、四半期ごとに被害見込金額が10億円以上の農作物被害の概要を公表するとともに、1年間の農作物被害の詳細を「農作物災害種類別

被害統計」として刊行した。

2 特定作物統計調査

(1) 調査の目的

豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)、そば、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収穫量の算定、生産振興対策の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

(2) 調査の方法

関係団体に対する面接調査及び基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、「作物統計」として刊行した。

3 繭生産統計調査

(1) 調査の目的

養蚕に関する畑作物共済の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の方法

関係団体において繭の生産に最も精通した者に対して、調査票の内容に沿って必要事項を聞き取った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

4 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要基礎資料とした。

(2) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の現地試験等を行い、被害調査の資料となる「被害減収推定尺度」の作成に資する基礎資料とした。

(3) 結果の利用

これらの試験結果は、収穫量調査、被害調査等において利用している。

5 木材統計調査

(1) 製材統計調査

ア 調査の目的

製材についての実態を把握して、各種事業計画の策定や中期的及び長期的な林業施策推進に必要な資料を作成する。

イ 調査対象と調査方法

製材統計調査は基礎調査（年次調査）と標本工場調査（毎月調査）に分かれ、基礎調査は全国の該当工場を対象に、平成16年12月31日現在における素材の入荷量、消費量、製材品の仕向状況、従業者数等の状況を調査員による面接・聞き取りの方法で、標本工場調査は標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量、消費量及び在荷量、製材品の生産量、出荷量及び在荷量等について郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材チップ統計調査

ア 調査の目的

木材の需給動向、木材関連産業の実態を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材チップ統計調査は全国の該当工場を対象に、平成16年12月31日現在における素材の入荷量、木材チップの生産量及び出荷量、従業者数等の状況を調査員による面接・聞き取りの方法又は、協力の得られる客体については調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(3) 合単板統計調査

ア 調査の目的

木材の需給動向、木材関連産業の実態を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

合単板統計調査は合単板統計調査（年次調査）と合単板月別調査（毎月調査）に分かれ、合単板統計調査は全国の該当工場を対象に、平成16年12月31日現在における素材の入荷量、普通合板及び特殊合板の製造量、従業者数等の状況を調査員による面接・聞き取りの方法又は、協力の得られる客体については、調査票を配布して行う自計申告調査の方法で、合単板月別調査は標本工場を対象に、毎月の単板用素材の入荷量、仕向量及び在荷量、普通合板及び特殊合板の製造量、出荷量及び在荷量等について郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(4) 木材価格統計調査

ア 調査の目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材価格統計調査は、素材・チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等について郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

6 畜産統計調査

(1) 調査の目的

畜産統計調査は、主要家畜の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握するとともに、飼養動向を予測するための事項を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

ア 乳用牛、肉用牛調査

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出して、調査員による面接調査（一部郵送調査）の方法により行った。

なお、平成16年2月調査より、牛個体識別システム（注：牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム）のデータを活用した調査体系に移行した。

イ 鶏ひなふ化羽数調査

鶏ひなふ化羽数調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に郵送調査又は職員による面接調査の方法により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細については「畜産統計」として刊行した。

7 漁業・養殖業生産統計調査

(1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び 3 湖沼漁業生産統計調査に区分される。

(3) 調査対象と調査方法

ア 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体を対象として、調査員による面接聞取りにより調査を行った。

イ 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告若しくは職員による面接聞取りによる調査又は漁獲成績等報告書を利用した取りまとめを行った。

ウ 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は職員による面接聞取りにより調査を行った。

エ 内水面漁業漁獲統計調査

漁業権等が設定された年間漁獲量 100 t 以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）、並びに年間漁獲量が 100 t 未満であって、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを対象として、対象を管轄する内水面漁業協同組合及び対象で内水面漁業を営む漁業経営体からの申告、郵送、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

オ 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、郵送、調査員又は職員による面接聞取り等により調査を行った。

カ 3 湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞取り等により調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

第 6 節 流通消費統計調査

1 食品流通構造調査

(1) 調査の目的

食品産業における食品（青果物、水産物及び畜産物）の主要品目別の仕入先別仕入量等を把握することにより、食品産業の各部門・業種（業態）間における食品流通の量的なフロー（流通経路・規模）を明らかにし、食品流通構造改善等の施策の推進の資料とする。

平成 16 年度は水産物の品目別の流通構造を把握する調査を行った。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の商品製造業を営む事業所のうち、水産物を原材料とする製造品を出荷している事業所、食品卸売業を営む事業所のうち、水産物を販売している事業所、食品小売業を営む事業所のうち、水産物を販売している事業所及び外食産業（喫茶店を除く一般飲食店）を営む事業所を対象に、職員が調査票を配布し郵送回収による自計申告調査又は往復郵送（郵送により調査票を送付・回収）による自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通構造調査（水産物調査）報告」として刊行する。

2 生鮮食料品価格・販売動向調査

(1) 調査の目的

生鮮野菜の小売段階における輸入品、国産品（標準品及び高付加価値品（有機栽培品、特別栽培品））別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、国内農業を振興するための各種施策の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国 7 都市（札幌市、仙台市、東京都特別区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市）において、生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業を営む事業所のうち、輸入品、国産高付加価値品等を取り扱っており、POS システムを導入している従業者 10 人以上のセルフサービス店を対象に、調査票を配付し、四半期ごとに郵送回収による自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、月別の結果概要を公表するとともに、詳細を「生鮮食料品価格・販売動向調査報告」として刊行した。

3 加工食品生産統計調査

(1) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかに

し、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、統計調査員又は職員による面接調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万ℓに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、統計調査員による面接調査により行った。

ウ 調査結果の公表

基礎調査の調査結果の概要及び月別調査の調査結果の概要を公表するとともに、両調査の詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

(2) 水産加工統計調査

ア 調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量等を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の水産加工品を生産する全ての陸上加工経営体（加工場又は施設を持たない漁家等は除く。）を対象に、加工種類別品目別生産量、陸上加工経営体数について、陸上加工経営体又は関係団体の代表者の自計申告、面接、資料閲覧、郵送により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

4 農産物地産地消等実態調査

(1) 調査の目的

食の安全を求める消費者と生産者等との間の顔の見える関係の構築に向けて、身近なところで生産者自らが、安全な農産物を責任と自信を持って消費者に提供し、消費者も身近に生産の過程などを知ることができる「地産地消」の取組実態等を明らかにし、地産地消を推進するための施策の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、「地産地消」の取組のなかでも代表的な取組となっている、市区町村（第3セクターを含む。）又は農協（総合農協、専門農協及び経済連を含む。）が設置主体となっており、有人で常設店舗形態の施設を保有

し、年間又は季節的に営業している産地直売所、農家（法人）、農家以外の農業事業体及び農協が設置主体で、農畜産物を原料として食品加工品を製造・販売（卸を含む。）する農産加工場並びに完全給食を行っている公立（国立を含む。）の小・中学校のうち単独調理方式の学校及び公立の共同調理場を対象に、調査票を郵送で配布・回収する自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農産物地産地消等実態調査報告」として刊行する。

5 食品産業動向調査

(1) 調査の目的

食品産業の置かれている状況と直面する課題への対応状況の実態等を把握し、食品産業施策の推進に必要な資料とする。

平成16年度は、消費者の安心・信頼の確保を展開するための施策として、トレーサビリティシステムの導入促進を図ることとされていることから、トレーサビリティシステムの導入・実施の状況等の実態について調査を行った。

(2) 調査対象と調査方法

全国的食品製造業、食品卸売業及び食品小売業を営む企業及び総合農協を対象に、調査票を郵送で配布・回収する自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成16年度食品産業動向調査報告」として刊行する。

6 流通機構統計調査

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地府県別の卸売数量及び価額について、協力者が作成したフレキシブルディスクの収集、職員による聞き取り、関係資料の閲覧及びオンラインにより行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「青果物卸売市場調査報告」として刊行した。また、産地府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

(2) 畜産物流通統計調査

ア 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数、枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額、価格等を職員による聞き取り及び協力者が作成したフレキシブルディスクの収集等により行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した客体を対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を職員による聞き取り及び郵送調査等により行った。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、職員による聞き取り又は調査票を配布して行う自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細は「畜産物流通統計」として刊行した。

(3) 水産物流通調査

ア 産地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要産地における水揚量、価額及び出荷量を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査（年間調査、月別調査）及び水産物流通形態別調査に区分される。

水揚量・価格調査（年間調査、月別調査）は、全国の主要な産地の卸売業者等を対象に、品目別の水揚量及び価額について、調査客体の申告又は調査員が調査客体の資料を利用することにより調査した。ただし、月別調査において、(社)漁業情報サービスセンターの水産物流通情報調査が実施されていた市場については、同調査のデータを利用した。

水産物流通形態別調査は、産地仲卸業者、産地卸売業者及び漁業協同組合等を対象に用途別出荷量、仕向先別出荷量について、職員による面接聞

き取り等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

イ 消費地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者を対象に、生鮮品、冷凍品、水産加工品等の品目別卸売数量及び価額について、調査客体の自計申告又は調査協力者が作成したフレキシブルディスクを利用する方法により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

ウ 冷蔵水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における入出庫量、在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な産地及び消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に、品目別の月間入（出）庫量、月末在庫量について、調査客体の申告又は郵送調査等により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

(4) 花き卸売市場調査

ア 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び価額を職員による面接聞き取り、関係諸帳簿の閲覧及び協力者が作成した内容を収録したフレキシブルディスクの収集により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。

7 食品流通段階別価格形成調査

(1) 調査の目的

生鮮食料品（青果物及び水産物）の流通の各段階における価格形成と経費の実態を明らかにし、生産から小売に至る流通の各段階を通じたコストの低減、効率化を進める等の食品流通構造改善施策等推進の資料とする。

(2) 調査対象と調査手法

ア 青果物経費調査は、①東京都内及び大阪府内に所在し、消費地卸売市場から青果物を仕入れている小売業者、②消費地卸売市場において青果物を取り扱う仲卸業者、③各調査品目毎に東京又は大阪の消費地卸売市場への出荷実績が多い上位都道府県の集出荷団体、から有意に選定した調査客体に対し、職員が調査票の配付・回収を行い、調査客体が決算帳簿等の資料に基づく記帳により調査票を作成（自計申告）する方法により行った。

イ 水産物経費調査は、①東京都内及び大阪府内に所在し、消費地卸売市場から水産物を仕入れている小売業者、②消費地卸売市場において水産物を取り扱う仲卸業者、③全国の産地卸売市場のうち、各調査品目毎に水産物の水揚げ量の多い10産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者、④③において選定された産地卸売業者から主に水産物を買受けて消費地卸売市場へ出荷する産地出荷業者（各品目毎に産地卸売市場の所在地域から1業者）、から有意に選定した調査客体に対し、職員が調査票の配付・回収を行い、調査客体が決算帳簿等の資料に基づく記帳により調査票を作成（自計申告）する方法により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告」として刊行する。

8 食品ロス統計調査

(1) 食品ロス統計調査

ア 調査の目的

世帯及び外食における食品の使用状況や可食食料の廃棄の実態等を把握し、食品の食べ残し・廃棄の抑制や「食生活の見直しに向けた運動の展開」等に基づく施策の推進等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の世帯及び11都市の外食産業事業所を対象とし、世帯については調査客体の実測・記帳の方法により、外食については職員の実測・記帳の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細

を「食品ロス統計調査報告」として刊行した。

(2) 食品循環資源の再生利用等実態調査

ア 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の取組状況等を把握し、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法) に関する施策を推進する上での資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業を対象とし、調査票を職員が配付し、郵送回収による自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」として刊行した。

9 生鮮食料品流通情報調査

(1) 目的

生鮮食料品流通情報調査は、卸売市場の市況及び入荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、政策担当部局をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施した。

(2) 情報の種類と概要

ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場、畜産物卸売市場等における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提供した。

イ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における卸売結果を日別、旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結果を月別に卸売数量、卸売価額等を提供した。

ウ 流通消費情報

青果物卸売市場における市場取引概況情報、輸入青果物取引情報等の情報をマーケット・レポートとして日々提供することや小売業における生鮮食料品の売れ筋情報等を提供した。

第4章 総合食料局

第1節 食料の安定供給の確保

1 総 説

総合食料局は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）において新たな基本理念の一つとして位置付けられ、また、農林水産省の第一の任務である「食料の安定供給の確保」を図るため、主要食糧等を含めた食料政策の総合的な企画・立案、食品産業の健全な発展を図る施策等を通じて、食料政策の総合的な推進を担う部局である。

2 食料政策の総合的企画

(1) 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会

ア 総合食料分科会

総合食料分科会の所掌事務は、①新基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の安定供給の確保に関する施策に係るものの調査審議、②卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）及び食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理となっている。

(開催状況)

平成16年9月16日 卸売市場整備基本方針（案）及び食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の変更（案）について

平成17年3月17日 中央卸売市場整備計画の策定（案）及び中央卸売市場開設区域の変更（案）について

(所属委員等)

(委員)

◎上原 征彦 明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科教授

大木 美智子
しょうげんじ しんいち
生源寺 眞一

はせがわ ともし
長谷川 朝恵
やぎ ひろのり
八木 宏典

(臨時委員)
あきたに じょうけい
秋 谷 淨 恵

あべ しゅうじ
安 部 修 仁

いけだ しょうこ
池 田 章 子

おおさわ しんいち
大 澤 信 一

かくらい ひろし
加倉井 弘
しながわ ひさし
品 川 尚 志

すずき しんたろう
鈴 木 新太郎

はたえ けいこ
畑 江 敬 子

ひぐち としお
樋 口 紀 夫
ひだ えりこ
飛 田 恵 理 子

みやした ひろし
宮 下 弘

むらかみ のりゆき
村 上 教 行

消費科学連合会会長

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

主婦、消費生活アドバイザー

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

日清オイリオグループ(株)取締役社長

(株)吉野家ディー・アンド・シー代表取締役社長

ブルドックソース(株)代表取締役社長

(株)日本総合研究所研究事業本部スマートライフクラスタークラスター長

経済評論家

日本生活協同組合連合会専務理事

(株)全国中央市場水産卸協会副会長

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授

全国青果物商業組合連合会理事
東京都地域婦人団体連盟専門委員

全国農業協同組合連合会常務理事

イオン(株)常務執行役（営業企画担当）

◎総合食料分科会会長

（平成17年3月31日現在）

イ 食料需給予測部会

食料の安定供給の確保に関する施策としての食料需給見通しに関するものの調査審議を行うため、総合食料分科会の下に食料需給予測部会が設置されている。

(開催状況)

平成16年 7 月22日	海外食料需給レポート2004(案) ー引き締まり傾向にある世界の 穀物等需給の動向ーについて	10月19日	最近の麦の需給状況について 17年産米の生産目標数量の設定 の考え方について
11月 5 日	世界の穀物等の需給動向 (案) について	11月22日	米穀の需給及び価格の安定に関 する基本指針の改定について
(所属委員等) (委員) ◎上原 征彦 長谷川 朝恵 (臨時委員) 浅野 九郎治 安藤 敏夫 石川 郁子 市之宮 和彦 岩崎 正典 小栗 克之 茅野 甚治郎 服部 信司 藤 島 廣二 三浦 洋子 三沢 ひろこ 森元 光保 吉田 俊幸	明治大学大学院グローバルビジ ネス科教授 主婦、消費生活アドバイザー (社)日本草地区産種子協会会長 千葉大学園芸学部教授 食生活ジャーナリスト (社)大日本農会副会長兼常務 伊藤忠商事(株)食料カンパニー食 糧部門市場調査室主席アナリス ト 岐阜大学地域科学部教授 宇都宮大学農学部教授 東洋大学経済学部学長 東京農業大学国際食料情報学部 教授 千葉経済大学経済学部助教授 マーケットアナリスト (財)日本穀物検定協会理事長 高崎経済大学大学院地域政策研 究科長	12月13日 平成17年 3 月22日	麦の標準売渡価格について 米穀の需給及び価格の安定に関 する基本指針の改定について
		(所属委員等) (委員) ◎八木 宏典 大木 美智子 生源寺 眞一 (臨時委員) 今井 延子 岩田 三代 大泉 一貫 奥村 一則 小 熊 竹彦 加倉井 弘 こもだ たかこ 竹内 克伸 立花 宏 中村 隆司 藤 尾 益也 峰島 歌子 山田 俊男 横川 競 吉水 由美子	東京大学大学院農学生命科学研 究科教授 消費科学連合会会長 東京大学大学院農学生命科学研 究科教授 全国女性農業経営者会議会長 日本経済新聞社生活情報部編集 委員 宮城大学大学院事業構想学研究 科教授 (社)日本農業法人協会監事 日本生活協同組合連合会中四国 地連事務局長 経済評論家 (株)エス・エス・ジー代表取締役 社長 (株)証券保管振替機構代表取締役 社長 (社)日本経済団体連合会常務理事 製粉協会常任理事 全国米穀販売事業協同組合副理 事長 JA 全国女性組織協議会会長 全国農業協同組合中央会専務理 事 (社)日本フードサービス協会会長 伊藤忠ファッションシステム(株) マーケティングディレクター
	◎食料需給予測部会長 (平成17年 3 月31日現在)		◎部会長 (平成17年 3 月31日現在)
ウ 食糧部会			
総合食料分科会の所掌事務のうち、①主要食糧の 需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とす る飲食料品の安定供給の確保に関する施策に係るも のを調査審議すること、②主要食糧の需給及び価格 の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の規定 により、審議会の権限に属させられた事項を処理す ることを目的とする食糧部会が、総合食料分科会の 下に設置されている。			
第4章 総合食料局(開催状況)			
平成16年 7 月21日	米穀の需給及び価格の安定に関 する基本指針について 麦政策検討小委員会における検 討状況について		
10月 5 日	麦の政府買入価格について		

3 食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、

昭和40年度の73%から長期的には低下傾向で推移し、平成10年度には40%となった。その後40%で横ばいに推移しており、平成16年度においても7年連続で40%となった。

一方、生産額ベースにおいても長期的には低下傾向であり、昭和40年度の86%から平成8年度は71%へと低下している。その後は70%前後で推移しており、平成16年度は前年度に引き続き70%となった。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、3年後に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年では減少傾向にある。このような中、平成16年度は、2,562kcal（対前年度1.0%減）となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合（PFC供給熱量比率）は、昭和35年度にはP：12.2%、F：11.4%、C：76.4%であったが、その後、急速に脂質の割合が増加し、近年においてもその傾向は継続している。このような中、平成16年度は、P：13.1%（対前年度増減なし）、F：28.7%（同0.4ポイント減）、C：58.2（同0.4ポイント増）となった。

なお、平成16年度の品目別の消費量（国民1人・1年当たり供給純食料）についてみると、前年度と比べ、豚肉、果実等が増加し、牛肉、魚介類等が減少した。

(3) 食料自給率目標の設定について

新基本法に基づき、おおむね5年ごとに定める「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）において、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、食料自給率の目標を定めることとされている。このことを踏まえ、平成17年3月に閣議決定された新たな基本計画では、平成27年度の食料自給率の目標が示された。カロリーベースの目標として45%が示され、また、比較的低カロリーであるものの、健康の維持増進の上で重要な役割を果たす野菜や果実等の生産活動をより的確に反映させるため、新たに生産額ベースの目標が設定され、平成27年度に76%を目指すこととされた。

表1 新たな基本計画で示された食料自給率目標
（単位：%）

	平成15年度	平成27年度
供給熱量ベースの総合食料自給率	40	45
生産額ベースの総合食料自給率	70	76

（単位：%）

	平成15年度	平成27年度
米	95	96
うち主食用	100	100
麦類（計）	12	14
小麦	14	14
大麦・はだか麦	9	15
甘しょ	94	97
馬鈴しょ	80	84
大豆	4	6
うち食用	22	24
野菜	82	88
果実	44	46
牛乳・乳製品	69	75
肉類（計）	54	62
牛肉	39	39
豚肉	53	73
鶏肉	67	75
鶏卵	96	99
砂糖	35	34
茶	91	96

（参考）

魚介類	50	69
うち食用	57	69
海藻類	62	73
きのこ類	77	82

(4) 食料自給率向上協議会の設置について

新たな基本計画では、自給率向上に向け、政府だけでなく、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業（製造業、輸入業を含む流通業、外食産業）の事業者、消費者・消費者団体が、適切な役割分担の下、主体的な取組を行うこととされ、その際、関係者が一体となって自給率向上のための工程管理を適切に実施するため、政府やこれら関係者からなる協議会を設立し、計画的な取組を推進することとされた。

4 不測時の食料安全保障

平成14年3月に策定した「不測時の食料安全保障マニュアル」に基づき、不測時の食料確保対策が円滑に図られるよう、対策の詳細な実施手順等について検討を進めた。

5 食料需給等の動向

「海外食料需給レポート」は、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、従来の「食料需給見通し」のうち、海外農産物の需給動向分析の部分について拡充・強化等を図り、作成・公表を行った。

平成16年度の「海外食料需給レポート2004」は、平成16年7月21日に開催された第9回食料需給予測部会での審議を経て公表した。

なお、穀物等需給の短期見通しである同レポートの第1章「世界の穀物等の需給動向」については、その後の収穫・作付状況の進展等を踏まえて更新し、11月5日に開催された第10回食料需給予測部会での審議を経て公表した。

第2節 食品流通対策

1 概要

平成16年6月に、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずることを目的とする改正卸売市場法（平成16年法律第96号）が成立した。本法に基づき、16年度を初年度とし22年度を目標年度とする第8次卸売市場整備基本方針（平成16年10月）及び17年度から22年度を期間とする第8次中央卸売市場整備計画（平成17年3月）が策定・公表された。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、平成14年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（第3次）に即して、各種の構造改善対策を行った。

また、立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を支援する「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案」を第162回国会に提出した。

2 中央卸売市場

(1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：13～22年度、第8次：16（方針）・17（計画）～22年度）に基づいて整備統合が進められており、16年度末には56都市86市場（青果・水産市場32市場、青果・水産・花き市場16市場、青果・花き市場9市場、青果市場14市場、水産市場5市場、食肉市場10市場）となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、17年3月末で青果部98、水産物部92、食肉部10、花き部31、その他10で計239（兼業を含む。）である。

また、卸売業者の15年度の取扱金額は青果2兆1,662億円（前年比96%）、水産物2兆3,477億円（同93%）、食肉2,243億円（同104%）、花き1,581億円（同102%）、その他312億円（同96%）となっている。

(2) 第8次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

ア 第8次卸売市場整備基本方針

卸売市場については、卸売市場における品質管理の高度化等の機能強化、既設の中核的な中央卸売市場の再整備、地方の卸売市場における集荷力の強化を図るための市場相互の連携した集荷販売活動の促進、卸売市場の取引における情報技術の活用を促進を基本とし、整備及びその運営を行うものとする。

イ 第8次中央卸売市場整備計画

中央卸売市場については、卸売市場整備基本方針に即し、PFI事業の活用、厳正な評価と透明性の確保、管理業務の民間委託等による再編・合理化を図るとともに、物品鮮度の保持、物流コスト等の削減の効果の発現が見込まれる「安全・安心」で「効率的」な流通システムの確立に資する施設整備を行う。

また、再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場10市場及び自主的に再編措置に取り組む中央卸売市場については、運営の広域化、地方卸売市場への転換等具体的な再編措置及び

実施時期を明確にし、計画的に再編に取り組む。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備は、物価対策のみならず、広く都市政策の観点からも強く要請されている。

このため、国は、中央卸売市場整備計画に即して行われる中央卸売市場の施設整備に対し助成を行った。

ア 補助率

新 設（大規模増改築含む）	4/10	1/3
既設市場	1/3	1/4

イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設

16年度における補助対象市場は、11都市15市場であり、補助金額39億4千万円である。

3 地方卸売市場

(1) 概 況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330㎡、水産市場200㎡（産地市場は330㎡）、食肉市場150㎡、花き市場200㎡）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、15年4月1日現在で、総合市場167、青果市場492、水産市場508（うち産地市場337）、食肉市場23、花き市場135の計1,325市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設（第3セクターを含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の補助体系により間接補助事業を行っている。

ア 補助率

公設統合型市場	1/3	1/5
その他市場	1/5	

イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品セ

ンター機能付加施設、附帯施設

16年度における補助対象市場は4市場であり、補助金額は1億円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。16年度には13億円が貸し付けられた。

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

16年度における構造改善計画の認定（変更認定除く）は、食品生産製造提携事業6件、食品生産販売提携事業47件、卸売市場機能高度化事業1件、食品販売業近代化事業5件であった。

(2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業等を実施する者に対して、農林漁業金融公庫等からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

16年度において講じた融資等の支援措置は、農林漁業金融公庫から食品生産製造提携事業11億3千万円、食品生産販売提携事業152億9千万円、卸売市場機能高度化事業1億7千万円の融資を行うとともに、食品流通構造改善促進機構から1億5千万円の債務保証、1億2千万円の機器等の導入資金助成の支援を行った。

5 商業の近代化

(1) 食品小売業経営活性化ビジネスモデル支援事業費

食品小売業は、近年の厳しい経営環境や、担い手の高齢化、後継者の確保難等により店舗数が減少する中で、消費者の安定的な食生活や地域振興に支障が生じている。

このため、食品小売業及びその団体等が、革新的なシステムや民間の豊かな発想・能力を活用した新たな食品小売サービス・ビジネスモデルの開発を行う場合の調査研究・実証に対して支援を行った。

（予算額 7,000万円）

(2) 食品専門小売等構造改善推進事業費

食品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応していくために、食品販売業者等に対する必要な知識・技術等の教育・普及等を実施するとともに、食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業を推進した。

（予算額 7,959万円）

(3) 食料品小売業モニター店調査事業

生鮮食料品等の末端流通の現状を迅速に把握し、所要の対応を的確に行うため、50年度から全国において食料品小売店に対し、食料品の小売動向の報告を求めてきており、16年度においても引き続き実施した。

(4) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設等の整備に対し、農林漁業金融公庫等による長期低利の融資を行った。

(5) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

43年度から国民金融公庫に生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金に低利融資を行ってきており、16年度においても前年度に引き続き低利融資を行った。

6 食品流通の効率化

生鮮食品物流効率化確立事業

生鮮食品流通の効率化を推進するため、以下の取組を行った。

① 物流管理効率化新技術確立事業

検品、分荷等の物流業務において、電子タグを活用した新しい効率的物流管理手法を確立するためのシステム開発及び実証事業

② 通い容器規格標準化推進事業

通い容器の汎用性向上のため、その標準的な規格の標準化を推進するとともに、効率的な管理回収システムの開発等

③ 取引 EDI システム普及定着推進事業

これからの取引、物流効率化の基盤となる取引 EDI の普及定着を図るため、研修等を実施し人材育成等

④ 地方卸売市場連携物流最適化推進事業

地方の卸売市場の集荷力向上、出荷者の出荷コストの軽減等を図るため、複数市場の連携による取引システムの開発とこれに基づく最適な物流システム確立のための事業

(予算額 1 億2,400万円)

7 商品取引

(1) 商品取引所の概況

平成16年度における商品取引所の先物取引の出来高につ

いてみると、農林水産省所管物資(農産物、畜産物、砂糖、繭糸、水産物及び農産物・飼料指数)の出来高は表2のとおり3,075万枚で、前年度に比べ14.1%の減少。品目別ではとうもろこし14.8%減、Non-GMO 大豆9.9%減、IOM 一般大豆18.8%減、プロイラー14.2%減、農産物・飼料指数47.3%減、冷凍えび37.4%増となった。また、売買約定金額は前年度に比べて0.9%増加し約32兆4,698億円となった。この結果、経済産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は13.7%となった。

(2) 商品取引所法の一部改正

商品取引所法の一部を改正し、委託者資産の保全制度の拡充、商品取引員に対する規制の見直し、市場の信頼性・利便性の向上を図った。

(3) 商品取引所定款等の変更認可

平成16年度においては、延べて定款10取引所、業務規程14取引所及び受託契約準則9取引所の変更認可が行われた。

変更の主な内容は、以下のとおりである。

ア 定款の変更…鶏卵本上場(4.28中部)、野菜試験上場(12.17横浜)、農産物上場廃止(1.18中部)、冷凍えび本上場(3.9関西)等

イ 業務規程、受託契約準則の変更…大豆受渡供用品追加(9.9東穀)、委託手数料自由化(11.22東穀、横浜、中部、関西、福岡)、年末営業日延長(1.7中部、1.26東穀、横浜、関西、福岡)等

(4) 商品取引員

平成17年3月末日現在の商品取引員は96社であり、このうち、農林水産省所管商品取引員は91社となっている。

商品取引所法の規定に基づき商品取引員の新規参入、新規許可を16年度は1社1市場につき行った。

(5) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)に基づき許可を受けた商品投資販売業者は平成17年3月現在で63社、商品投資顧問業者は8社となっている。17年3月末の商品ファンドの運用残高は449億円となっている。

表2 16年度出来高及び約定金額

取 引 所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	24,267	266,649
中部商品取引所	513	22,561
関西商品取引所	2,565	13,883
福岡商品取引所	2,347	18,518
横浜商品取引所	1,059	3,087
農林水産省所管	30,750	324,698
取 引 所 合 計	134,679	2,365,289

注1：中部商品取引所は農林水産省所管物資の数値である。

第3節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業行政

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、17年3月末現在で総数1,015組合（うち連合会は69）となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、17年3月末現在で45組合（うち全国を区域とする商工組合は9組合、連合会は11組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは2組合となっている。

(2) 中小企業の経営革新の支援

中小企業経営革新支援助法（平成11年3月31日法律第18号）に基づき、中小企業が創意工夫を活かした新商品・新サービスの開発や新たな生産方式の導入などの新たな事業活動を通じ経営の相当程度の向上を図る等の経営革新を行おうとする個別の中小企業、異業種グループ等への支援を行うため、金融、税制等の特例措置を講じた。

(3) 中小企業金融制度

ア 中小企業金融3機関による融資

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫の16年度融資における貸付計画額はそれぞれ1兆8,300億円、3兆5,184億円、1兆8,000億円（制度枠）であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表3のとおりである。

表3 16年度末中小3機関の農林水産関係業種貸付残高
金額（億円）

業 種	中小公庫	国民公庫	商工中金
食料品製造業	4,491	1,167	3,559
木材、木製品製造業	854	420	1,877
計	5,345	1,587	5,436

注1：食料品製造業には飲料、たばこ、飼料製造業を含む。

注2：他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

注3：中小公庫は業務統計年報（平成16年度版）より。国民公庫、商工中金は聞き取り。

イ 不況対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項によるセーフティネット保証制度の取引先企業のリストラ等の事業活動の制限（第2号）並びに業況の悪化している業種（第5号）の指定を受けた。

(4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づく特定農産加工業として、平成元年度及び平成7年度に、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業、乳製品製造業の12業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画等を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を前年度に引き続いて実施した。

(5) 事業再構築の円滑化

産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

(6) 新事業の創造促進

新事業創出促進法（平成10年法律第152号）に基づき、新商品の生産、新役務の提供等新たな事業の創出を行うベンチャー企業等が、大臣の認定を受けた場合の資金調達支援措置を引き続き実施した。

また、同法に基づく中小企業技術革新制度において、中小企業の新たな事業活動につながる新技術に関する研究開発のための補助金等（特定補助金等）を指定することにより、中小企業の技術開発から事業化を支援する措置を講じた。

2 一般企業行政

(1) 金融制度

日本政策投資銀行の16年度における資金運用は、「日本政策投資銀行中期政策方針」に基づき行われ、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するための政策

融資が行われた。出融資の規模は1兆1,780億円であり、そのうち当省関係として食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給を目的とした生活関連物資安定供給対策等資金、地域における産業の振興、開発促進を目的とした地域産業立地促進資金、環境負荷の発生抑制、再資源化等を目的とした循環型社会形成推進資金等が整備されている。

なお、融資状況は表4のとおりとなっている。

表4 16年度日本政策投資銀行当省関係融資状況
(平成16年4月～17年3月)

対 象 事 業	金 額 (百万円)
地域産業振興・雇用開発	9,500
農村地域工業等導入促進	2,370
飼料供給体制合理化事業	190
産業活力再生支援	6,400
そ の 他	210
合 計	18,670

注：日本政策投資銀行調べ。

(2) 税 制

16年度の税制改正は、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第14号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第17号)が3月31日に公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日から施行された。

農林水産関連企業等に関係する16年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注) 「措」租税特別措置法、「地」地方税法、「地附」地方税法附則

ア 拡充された措置

(国税関係)

卸売市場法に基づく卸売業の合併等に係る登記の軽減措置(0.7%→0.35%等)の適用対象に仲卸業を追加し、適用対象者を同法の一部改正案に規程する一定規模以上の合併等として適用期限を延長。(措80、81・4項)

(地方税関係)

中核的地方卸売市場に係る課税標準の軽減措置(5年間軽減率1/2)について、卸売市場機能高度化事業を行った後、合併して一定規模以上となった地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋等を対象に追加して適用期限を延長。(地附15・33項)

イ 延長された措置

(国税関係)

(ア) 海外において木材の造林・伐採等を行う法人の株式等を取得した場合の海外投資等損失準備金(取得価額の30%等を5年間積立、木材に係る育

苗等の事業及び資料用穀物を除外)(措55、68の43)

(イ) 中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の適用を受ける事業者に対する欠損金の繰戻しによる還付の不適用の適用除外措置(措68の14、68の98)

(ウ) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく特別償却(8%等、中心市街地食品流通円滑化事業を実施する法人が商業施設等を取得した場合を除外)(措11の7、44の7、68の24)

(エ) 事業協同組合等の留保所得の特別控除(対象法人から出資総額1億円超の法人を除外)(措61)

(オ) 地熱、木くず等の資源を活用したエネルギー供給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(中小企業用設備(断熱強化型自動木材乾燥装置)を除外)(措10の2、42の5、68の10)

(カ) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(器具・備品の取得価額要件100万円以上を120万円以上等に引上)(措10の3、42の6)

(キ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(措10の4、42の7)

(ク) 食品企業等が脱特定物質(フロン等)対応型設備を取得した場合の特別償却(16%)(措11、43、68の16)

(ケ) 温室等で使用された廃プラスチックの再生処理装置を取得した場合の特別償却(14%)(措11の9、44の9、68の25)

(コ) 廃木材破碎・再生処理装置を取得した場合の特別償却(14%)(措11の9、44の9、68の25)

(サ) 食品循環資源再生利用(食品リサイクル)設備を取得した場合の特別償却(23%、基準取得価額(75%)の措置)(措11の9、44の9、68の25)

(シ) 飼料等の貯蔵倉庫等を取得した場合の割増償却(5年間12%の償却率を10%に引下げ、輸入対応型物流施設の機能要件を見直し)(措15、48、68の36)

(地方税関係)

(ア) 流通機能の高度化に寄与する倉庫等に対する固定資産税の課税標準の軽減措置(5年間軽減率1/2等、輸入拡大対応物流施設を流通効率化に資するものに限定、保税蔵置場等については軽減率を1/4から1/6に引下げ)(地附15・3項)

- (イ) 食品企業等が公害防止用設備を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置（軽減率1/6等、窒素酸化物燃焼改善設備を軽減率2/3から1/2、湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る污水处理施設を軽減率2/3から1/3等引下げ）（地附15・5項、6項、8項、9項）
- (ロ) 温室等で使用された廃プラスチックの再生処理装置を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置（3年間軽減率1/4）（地附15・21項）
- (ハ) 廃木材破碎・再生処理装置等を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置（3年間軽減率1/3から1/4に引下げ）（地附15・21項）
- (ニ) 洗びん、検びん、洗函装置を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置（3年間軽減率1/4）（地附15・21項）
- (ホ) 食品循環資源再生処理（食品リサイクル）設備を取得した場合の固定資産税の課税標準の軽減措置（3年間軽減率1/4）（地附15・21項）
- (ヘ) バイオテクノロジー研究開発用資産に対する固定資産税の課税標準の軽減措置（3年間軽減率1/4、密閉型バイオリクター試験装置を除外）（地附15・22項）
- (コ) 民活法に基づく特定施設を取得した場合の事業所税の課税標準の軽減措置（資産割の軽減措置を1/3から1/4に引下げ）（地附32の7・11項）
- (ク) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者の事業用施設に係る事業所税の課税標準の軽減措置（資産割・従業者割の軽減措置を1/2から1/3に引下げ）（地附32の8・2項）
- (ケ) 食品循環資源再生処理（食品リサイクル）の用に供する施設に対する事業所税の課税標準の軽減措置（食品循環資源肥料化施設を除外）（地701の41・1項4号、5号）
- ウ 廃止された措置（地方税関係）
- (ア) 食品流通構造改善促進法に基づき事業協同組合等が機械等を取得した場合の固定資産税に係る課税標準の軽減措置（3年間軽減率1/3）を廃止（旧地附15・32項）
- (イ) 商品取引所がその本来の事業の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置を廃止（旧地701の34・3項2号）

(3) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施しているところであり、現在、OECD 資本移動自

由化規約において自由化を留保している業種等（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。）を除き原則自由化されている。

農林水産省所管企業への対内直接投資は、本年度、387件（農林水産省受理ベース）行われた。

表5 業種別対内直接投資報告・届出実績
（農林水産省受理ベース）

業 種	2004年度
1. 製造業	218
(1) 食料品	104
(2) 農薬・動物医薬品	30
(3) 肥料・飼料	37
(4) その他	47
2. 輸出入・販売業	519
(1) 食料品	298
(2) その他	221
3. 飲食業	181
4. 農林水産業	31
5. その他	13

注1：農林水産省が受理した報告・届出のうち、定款上の事業目的の中に農林水産関連業種を掲げている企業数をすべて計上（延数）している。

注2：食料品には、飲料及び食用油脂も含む。
（出所）農林水産省受理実績による。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、平成16年度58件、1,236億円の投資が行われたため、平成元年度から16年度までの累計投資実績は、1,889件、3兆3,997億円となっている。

(4) 企業公害防止策

ア 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

イ 公害防止管理者等資格認定講習会等の実施

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場は、公害防止管理者等の設置が義務づけられている。この公害防止管理者等の資格は経済産業大臣及び環境大臣が行う国家試験の合格者又は主務大臣が行う資格認定講習の課程を修了した者でなければならないこととされている。農林水産省においては平成16年度において資格認定講習8回を地方農政局で実施し、全体で394人が資格認定講習を修了した。

また、既に公害防止管理者となっている者を対象

として、その資質の向上を図るための研修会を開催した。

ウ 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局内の「公害情報銀行」により、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

(5) 農林水産関連企業環境対策

京都議定書で定められた温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、食品産業における環境自主行動計画未策定団体を対象に、効率的で実効ある環境自主行動計画の策定のためのマニュアルを作成・配布するとともに、ISO14001等の環境マネジメントに関するセミナーを開催した。さらに、食品産業の環境経営意識の向上を促すため、食品産業をめぐる環境問題の現状及び課題についてのセミナーを開催した。

3 食品産業行政

(1) 食品産業技術対策

ア ライフサイエンスを活用した健康志向食品評価・製造技術の開発

独立行政法人の試験研究機関の技術要素を応用しバイオマーカーや遺伝子情報等を活用した効率的な健康志向食品の評価・製造技術の開発を推進するため、ニューフード・クリエーション技術研究組合が行う「ライフサイエンスを活用した健康志向食品評価・製造技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

イ 食の安全・安心確保技術の開発

高度化、個性化する消費者ニーズや食中毒、異物混入等の食品事故の頻発を背景とした安全性への関心の高まりに対応し、産学官の連携の下に、原料調達、加工、販売に至る食品の流通工程における総合的な安全・安心確保技術の開発を推進するため、フード・セーフティ・イノベーション技術研究組合が行う「食の安全・安心確保技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ウ 食品産業における新規分離抽出技術の開発

試験・研究に関する業務を行う独立行政法人の研究成果を活かして、汎用的かつ効率的に食品成分を分離抽出・濃縮するための超臨界流体抽出技術及び膜利用技術等の開発を推進するため、ニューフード・クリエーション技術研究組合が行う「食品産業における新規分離抽出技術の開発」に対し、前年度

に引き続き助成を行った。

エ 食品産業における次世代型発酵技術の開発

我が国が技術的優位性を有する発酵分野の更なる技術革新を図り、国際競争力を強化するとともに、新たな産業化を推進するため、ニューフード・クリエーション技術研究組合が行う「食品産業における次世代型発酵技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

オ 「ブランド・ニッポン」加工食品供給促進等技術開発事業

消費者ニーズを踏まえた「ブランド・ニッポン」加工食品を創出し、食料自給率の向上を図るため、加工適性の向上などの共通基盤技術、地域農産物を活用した高品質な食品の製造技術、国産農産物の一層の利用促進に資する機能性の解明技術等の開発に対し、民間企業等への助成を行った。

(2) 食品産業機能高度化推進事業

個性と工夫に満ちた地域食品産業の形成や「ブランド・ニッポン」食品の供給体制の確立を推進するため、食品産業自らの発意と創意工夫に基づく、消費者ニーズを起点にした高付加価値食品等の開発、食品産業と「ブランド・ニッポン」農産物の生産に取組む地域農業との連携、技術力を支える人材育成、食品の製造・販売・消費・原料生産等の食情報に関するネットワークの構築及び地域食品のブランド化への取組等を推進した。

(予算額 3億2,131万5千円)

(3) 立地対策

食品工業を取り巻く情勢は、急速に進む国際化・情報化の流れの中、高度化する消費者ニーズへの対応、廃棄物の減量化等環境問題への対応等厳しさを増してきている。このため、原料輸入、基幹食料生産、加工食品の生産、製品流通の各基地を一体化した食品工業団地の形成を推進し、食品の効率的生産体制の整備、流通機能の結合・共同化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、食品の安定的かつ効率的な供給に努めることとしている。

食品工業団地については、「食品工業団地形成促進要綱」(45農経C第2903号農林事務次官依命通知)に基づき、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したもの及びこれに準ずるものとして総合食料局長が認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、農林漁業金融公庫等による融資の斡旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5ヶ

所である。

(4) 食品産業における環境対策の総合的推進

食品に係る資源の有効な利用の確保、食品に係る廃棄物の発生の抑制を図ること等を目的とした「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)に基づく、食品関連事業者等の取組を促進するため、全国各地において約30回の説明会の開催、政府広報を活用した普及啓発の活動を実施するとともに、法第10条に基づく登録再生利用事業者として、19事業者を登録した。

さらに、食品リサイクルの円滑な推進を図る観点から、関係者が連携した効果的なリサイクル計画の策定に係る経費、先進的・モデル的なリサイクル施設の設置についての補助を実施した。この他、食品リサイクル施設の設置に係る融資制度、税制の特例措置を設けている。

また、容器包装リサイクル法の適切かつ円滑な施行を図るための調査、法律の内容の普及・啓発及び再商品化(リサイクル)義務のある特定事業者に対する点検指導を実施した。

(5) 食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)を平成15年7月に法改正し、所要の見直しを行うとともに、適用期限を5年間延長した。この法律に基づき、HACCP手法を導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融・税制上の特例措置を講じた。平成10年度から平成16年度までの間に、高度化計画を認定する機関として(㊦)日本食肉加工協会(食肉製品)、(㊦)日本缶詰協会(容器包装詰常温流通食品)、(㊦)日本炊飯協会(炊飯製品)、(㊦)大日本水産会(水産加工品)、(㊦)日本乳業技術協会(乳及び乳製品)、全国味噌工業協同組合連合会(味噌)、全国醤油工業協同組合連合会(醤油製品)、(㊦)日本冷凍食品協会(冷凍食品)、(㊦)日本給食サービス協会(集団給食用食品)、(㊦)日本惣菜協会(惣菜)、(㊦)日本弁当サービス協会(弁当)、(㊦)日本食品油脂検査協会(食用加工油脂)、(㊦)日本食品分析センター(ドレッシング類)、(㊦)全国清涼飲料工業会(清涼飲料水)、(㊦)全国調味料・野菜飲料検査協会(食酢製品)、(㊦)日本ソース工業会(ウスターソース類)、全国菓子工業組合連合会(菓子製品)、全国乾麺協同組合連合会(乾めん類)、(㊦)日本パン工業会(パン)、全日本漬物協同組合連合会(農産物漬物)の20機関を指定認定機関に指定するとともに高度化基準を認定した。平成16年度においては、28事業者がこれら指定認定機関から高度化計画の認定を受け、HACCP手法を導入した施設整備に取り組んだ。

さらに、平成15年度から新たに中小の食品製造業者による HACCP 手法の更なる導入推進に向けて、必要となる専門性を有する人材の育成及び技術情報に係るデータベースの構築により、HACCP 手法を導入しやすい環境整備を促進する食品製造工程管理高度化促進事業を実施した。

第4節 食品・外食産業行政

1 加工食品

(1) 調味料(みそ、しょうゆを除く)

ア 食酢

平成16年度の食酢類の生産量は43万1,900^{キログラム}であり、前年と比較して1.2%増加した。このうち醸造酢は42万9,700^{キログラム}で全体の99.5%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、16年は3.26^{キログラム}と前年に比べ0.3%増加した。

イ ソース類(たれ類含む。)

16年度のソース類の生産実績は、45万8千^{キログラム}で、前年度に比べ3.0%減少している。種類別にはウスターソース3万2千^{キログラム}(前年比2.6%増)、中濃ソース2万7千^{キログラム}(前年比1.3%減)、濃厚ソース3万8千^{キログラム}(同10.2%減)となっているほか、パスタソース等の専用ソースが増加している。また、たれ類は18.4%減であった。

なお、総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、16年は1.61^{キログラム}と前年に比べ2.4%減少した。

ウ ドレッシング類(ドレッシング、マヨネーズ)

16年のドレッシング類の生産量は、39万9千^{キログラム}で前年に比べ1.8%増加した。このうちマヨネーズは22万6千^{キログラム}(前年比2.1%減)となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、16年には4.75kg(前年比0.2%減)となっている。

エ カレー及びからし粉

16年度のカレー生産量は、22万5千^{キログラム}で前年と比べ0.2%の増加となった。このうちカレー粉は約9千^{キログラム}、カレールーは約9万8千^{キログラム}、調理済みカレーは約11万9千^{キログラム}であった。

なお、総務省家計調査によると、カレールーの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、16年は1.94kgと前年に比べ1.2%増加した。

16年度のからし粉の生産量は、13,323^{キログラム}で前年度

に比べ2.0%増加した。

オ グルタミン酸ソーダ

16年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比1.8%減の約6万tであった。国内販売量は、約7万9千tで前年比0.4%の増加であり、輸出量は269tと53.9%の減少となっている。

輸入量は、国内生産から海外生産などヘシフトしていることもあり、ベトナム等での生産量が増加しているのを受け、年々増加傾向となっており、16年は前年比1.1%増の約7万tとなっている。

表6 調味料の生産量の推移

種類		14年度	15年度	16年度		
				生産量	前年比(%)	企業数(社)
食酢	千kl	424.5	426.6	431.9	101.2	約255
ソース	〃	477.1	472.2	458.1	97.0	約170
*ドレッシング類	千t	391.3	392.1	399.2	101.8	11
カレー粉	〃	4.6	7.0	8.5	121.0	57
カレー カレールウ		102.0	100.0	97.9	97.7	
調理済みカレー		107.0	117.5	118.8	101.1	
*グルタミン酸ソーダ	〃	62.1	61.0	60.2	98.7	7
からし粉	〃	11.8	13.1	13.3	102.0	17

*暦年

(2) 清 涼 飲 料

ア 企業概況

清涼飲料製造業の大部分は、中小飲料メーカーであるが(総企業数約800社のうち中小企業は約8割を占めている。)、これらは外資系及び国内大手飲料メーカーのマスセールの攻勢に圧倒され、年々その市場占有率の縮小を余儀なくされている。このため、大手メーカーと競合する製品を避け、ラムネ及び一部のサイダー、果実水等の生産を行っているが、経営の悪化等により企業は減少している。

イ 需要動向

清涼飲料の需要は、近年、消費者の嗜好の変化等を背景に、ミネラルウォーター、緑茶飲料等を中心に進展したこと、ペットボトル製品の出回りから、順調に生産を伸ばしてきている。

平成16年については、記録的猛暑により市場伸長し、生産量は1,720万9千^{キロリットル}と前年を6.5%上回った。

ウ 中小企業

清涼飲料業界の構造は、寡占化が進み、コーラ飲料等生産量の多い商品群については、大企業による独占的状态が定着している。

一方、中小企業は自社オリジナルブランドの製造・販売、大手企業の受託生産、組合統一商標製品の製造、業務用等特定市場への注力等により生き残

りを図ってきたが、こうした策が奏功している例は少なく、その経営基盤は脆弱化している。

エ 環境問題への対応

3年4月26日に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

また、7年に制定され、9年4月に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき、ガラス瓶、ペットボトルについて再商品化が義務付けられているが、この法律の附則で施行後10年目に見直しを行うこととしているため、見直し作業を進めている。

オ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表7 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

		(単位：千 ^{キロリットル})			
		14年	15年	16年	16/15
緑茶飲料		1,568	1,783	2,365	132.6%
炭酸飲料		2,608	2,581	2,754	106.7%
果実飲料等		2,090	1,562	1,765	113.0%
ミネラルウォーター		1,076	1,133	1,296	114.4%

(3) コ ー ヒ ー

ア 企業概況

レギュラーコーヒー製造業は、明治初期から発展してきた産業であるが、比較的小資本による経営が可能なことから、そのほとんどは中小零細企業で占められ、現在約400企業が操業している。

この業界は、昭和43年に中小企業近代化促進法による業種指定を受け49年まで設備の近代化、合理化を行い6工場で共同焙煎工場の設立をみるなど相應の効果を挙げたが、未だその経営基盤は弱い。

一方インスタントコーヒー製造業は、35年から生産が開始された比較的新しい業種であり、現在3企業が操業している。しかし、その生産量のほとんどは外資系2社に集中している。

イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は40ヵ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシア等である。なお、平成16年の輸入量は、対前年比6.2%増の40万977tと過去最高水準となった。

インスタントコーヒーの16年の輸入は、約20ヵ国から対前年比15.7%減の7,633tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、ドイツ等である。

また、コーヒーエキスの輸入は、主な用途であるコーヒー飲料の原料としての需要が減ったことから過去のピーク時よりも大幅に減少している。

コーヒーの国際相場は、1989年国際コーヒー協定の経済条項が停止して以来、市場に加盟輸出国の在庫が流出したため、1ポンド当たり0.50ドル台という低水準で推移していたが、94年には世界最大の生産国であるブラジルにおける霜害に伴い価格は急騰し、1ポンド当たり2ドル以上の高値を記録。その後生産量は回復し、1ポンド当たり1ドル前後の水準で推移。97年にはブラジルにおける霜害を予想した投機の動きなどから再び価格は急騰し1ポンド当たり1.8ドルを記録。その後はブラジルをはじめとする各生産国が高い生産水準を保っていることから、価格は1ポンド当たり1ドル以下の低水準で推移してきた。最近では、03/04年度のブラジルの減産を受け、05年に入り、1ポンド当たり1.2ドルと急高騰したが、その後、1ポンド当たり1ドル前後の水準で推移している。

表8 コーヒー供給量（輸入量）の推移

	14年	15年	16年	16/15
生豆	400,771	377,647	400,977	106.2%
いったんコーヒー	4,070	4,292	4,150	96.7%
インスタントコーヒー	8,465	9,057	7,633	84.3%
エクスエッセンス	14,379	11,566	12,137	104.9%

ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、主として喫茶店、ホテル、レストラン等業務用であったが、年々家庭用（約6割）、特に軟包材を使ったバックコーヒー、いわゆる袋詰めコーヒーが伸びている。

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用（9割強）である。

全体の需要傾向としては、飲用する場所、商品の多様化の進展及び高級化、簡便性志向に応えた商品開発に支えられ増加傾向にある。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は40万1千t（16年）であり、その内訳はインスタントコーヒー用9万3千t、レギュラーコーヒーその他用30万8千tと推計される。

エ 国際コーヒー協定

国際コーヒー協定の詳細については、第2章第2節第5項第2号の国際コーヒー協定を参照。

オ 表示に関する公正競争規約

「不当景品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付けで告示され、5年5月28日から施行されている。

これは、コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する消費者の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶にあってはスチール缶である旨の識別表示の導入を5年5月28日以降自主的に表示することとしている。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源化、再利用等についても検討することとしている。

(4) 菓 子 類

ア 需給動向

平成16年における菓子類の国内生産量は、夏の猛暑による消費の不振等により、米菓（前年比2.2%減）、和菓子（同1.2%減）などが減少したものの、スナック菓子（前年比2.1%増）、せんべい（小麦粉使用）（同1.8%増）、チューインガム（同0.7%増）など一部の品目が増加したことから、192万4,800tと、15年に比べ0.5%の減少となり、ほぼ横ばいとなった。また、生産額は2兆3,281億円と前年比0.5%の減少となった。

一方、16年における菓子類の輸入量は、13万3,029t（前年比10.1%増）となり、輸入額は約585億円（同7.3%増）となった。品目別では、チョコレート菓子、キャンデー類、ビスケット類の3品目で菓子類の輸入量の約4割強を占めている。

また、16年における菓子類の輸出量は、2万2,870t（前年比6.4%増）となり、輸出額は約181億円（同7.2%増）となった。菓子類の輸出量は、国内生産量の1.2%とわずかなものである。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（43年度以降）されている。

(5) あ ん 類

平成16年度におけるあん類の生産品は、原料として

使用した豆類で9万2,457tと前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん5万5,833t（前年比3%減）、ねりあん20万402t（同1.0%増）、乾燥あん1,261t（同3%減）、合計では25万7,496tで前年を下回った。

(6) 豆類加工品

ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、平成2年以降、気候要因等による変動はあるもののほぼ横ばい傾向で推移しており、16年は原料大豆処理量に換算して49万6千t（他に脱脂大豆利用1万t）と、前年と同水準の実績となった。

なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、16年度末現在では13,452業者で前年より564業者の減少となっている。

イ 納豆

納豆の推定生産量は、7年以降増加傾向にあるが、16年は原料大豆処理量に換算して13万9千tと、前年比1.5%の増加となった。

なお、製造業者数は16年度末現在で677業者となっている。

ウ 凍豆腐

16年の凍豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万3千tとなっており、主な製造業者数は16年末現在で6業者となっている。

エ 植物性たん白

16年における生産量は乾燥品換算で5万3千tと、前年並みであった。

原料別の生産比率は大豆系79%、小麦系21%で、形態別では粉末状58%、繊維状・粒状・ペースト状の合計42%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先は全て食品加工業者である。

オ 豆乳

16年の豆乳の生産量は19万7千t、出荷量は19万6千t、大豆使用量は2万8千tとなっており、近年大幅に需要が増加している。

カ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどを輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況にある。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、(社)大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっている。備蓄量は、平成7年9月末まで8万t（食品用大豆需要量の約1ヵ月分）としていたが、最近は食品用大豆の利用業界でも数週間分の

在庫を常時保有している状況から、7年10月より5万t（食品用大豆需要量の約20日分）に削減した。

15年度以降については、5万tを基本としつつも、一定の幅で弾力的な運用を行うこととし、16年度は4万7千tの備蓄を実施し、これに対して国は備蓄の実施に必要な経費（金利、保管料等）として、7億6,007万円を同協会等に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金 7億6,007万円）

2 油 脂

(1) 世界の油脂事情

2004/2005年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、最大の生産国である米国では大幅に増加するほか、ブラジルではわずかに増加し、アルゼンチンでは大幅に増加するとみられることから、全体で前年よりかなり増加するとみられる。

一方、ナタネの生産量は、主要生産国のうち豪州はやや減少するものの、中国、カナダ、インドで増産となることから、全体で前年より大幅な増加となる見込み。

我が国で生産される主要な油脂は大豆油とナタネ油であるが、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

(2) 国内の油脂事情

ア 全体需給動向

食料需給表（平成16年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2,562.1Kcalで、そのうち油脂類は362.9Kcal（14.2%）を占めている。

油脂の総需要は微増傾向となっている。

なお、16年の油脂生産のうち動植物油脂の生産比率は16%対84%となっている。

イ 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は252万6千tで前年を1.7%上回っている。

この食用のうち、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、家庭用、業務用、加工用の全ての用途で需要が増加したことから、対前年比で微増となった。

非食用（工業用等）は、50万tと前年を1.6%上回った。

輸出については、3万7千tと前年を下回った。これらのことから、油脂の総需要は306万3千tと対前年増となった。

また、食用加工油脂の生産量は、13年以降70万tを下回っていたが、16年は70万tを超える生産量となった。

表9 食用加工油脂の生産（平成16年）

	生産量	(単位：千t) 対前年比（％）
マ ー ガ リ ン	170	95.6
ファットスプレット	79	112.2
ショ ー ト ニ ン グ	209	103.5
精 製 ラ ー ド	60	100.6
食用精製加工油脂	50	102.1
そ の 他 加 工 油 脂	143	107.0
計	709	102.7

ウ 油脂の供給動向

一方、油脂の供給は306万9千tと前年を上回った。国産原料から生産される主要油脂は、牛脂、豚脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の74.6%を占めており、ナタネ油の生産量は95万t、大豆油は64万tとなっている。

表10 油脂の供給

	(原油ベース・単位：千t)		
項 目	14年	15年	16年
植 物 油	2,559	2,582	2,622
動 物 油	451	443	448
計	3,009	3,025	3,069
前 年 比（％）	99.9	100.5	101.5
う ち 輸 入	2,627	2,640	2,680
（うち輸入油脂）	(819)	(856)	(944)
うち国産原料	382	385	389

3 新 食 品

近年、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等の食品新素材や新技術を活用した新しい食品（いわゆる機能性食品）が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として順調に拡大してきている。

これら新食品・食品新素材の原料・素材の安定的確保や食品新素材等の機能・安全性に関する情報の食品メーカーへの的確な伝達及び消費者への正しい理解を促進するために、平成16年度は以下の事業を行った。

(1) 食品産業原料安定確保対策調査事業

ア 地域の中小食品企業にとっては、農林水産業等との連携を深め、特産物など地元の資源を活用した特色のある新食品・食品新素材を製造・販売していくことが重要となっている。これら新食品・食品新素材の生産・流通・消費動向、国産農水産物の生産・利用等に関する情報、販路の新規開拓などの課題に的確に対応するため、地域食品企業の現状と今後の課題について調査を行った。

イ 地域の中小食品企業に対して国内農水産物の利用増進の観点から食品新素材導入時のリスクを軽減するため、国内農水産物利用食品新素材利用マニュアル（原料素材の特性、利用方法、利用製品の品質・性状・貯蔵試験結果等を内容としたもの）として「米糖酸性水溶性エキスマ」を作成し、利用技術の啓発普及を図った。

ウ 国産農水産物を利用した新食品・食品新素材に関して消費者に正しい理解を促進するため、「よくわかる多価不飽和脂肪酸」を作成・配布し、消費者への情報提供に努めた。

(2) 「消費者の部屋」の開催

「消費者の部屋」の開催により、新食品・食品新素材に関し消費者への情報提供を行ったほか、「食品新素材研究会」の開催による地方食品企業等との情報交流、情報提供等を行った。

4 外 食 産 業

(1) 外食産業に関する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等への確かな情報及び調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

(2) 国産食材の利用推進

外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、外食店における消費者への食材の情報（栽培方法、産地等）の提供とともに、外食事業者が求める国産食材について、一次加工等を効率的かつ効果的に産地で行うことを支援し、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進した。

(3) リサイクルの推進

外食産業における食品循環資源のリサイクル等を推進するため、店舗等の小規模施設における一次処理機器（炭化機器等）の効果的、経済的な利用方策の検討、一次処理物の利用範囲の拡大等を検討するとともに、外食事業者と一次処理物回収業者、燃料業者等関連事業者等と情報交換を行うための体制整備を支援した。

(4) 地域食材の活用促進

各県・地域の気候、風土、伝統に根ざした固有の食文化である多くの郷土料理の中から、次代に継承すべき伝統料理を選定するとともに、これら伝統料理を提供している外食店を紹介し、外食店を拠点とした情報発信を行うことにより、地域食材の活用促進を支援した。

第5節 米政策の改革

1 「米づくりの本来あるべき姿」を目指して

米をめぐる情勢は、

- ① 1人当たりの年間消費量が昭和37年度に118.3kgだったものが平成14年度に62.7kgとなり、需要が大きく減少している
- ② 国が配分する生産調整を30年以上やってきて生産調整は106万haと過去最高となり、生産調整の限界感や負担感が高まっている
- ③ 担い手の世代交代が進まず、新しい担い手育成の面で立ち遅れている

など、まさに閉塞状況に立ち至ったことにかんがみ、農林水産省では、生産調整の今後のあり方等について幅広く検討するため、学識経験者、生産者団体、地方公共団体等から構成される「生産調整に関する研究会」を平成14年1月に設置した。研究会では、議論の内容は全て公開するなど透明性の確保に配慮しつつ、現地検討会を含め計46回の議論が行われ、同年11月29日に、「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」が取りまとめられた。農林水産省はこの報告を踏まえ、水田農業を取り巻く閉塞状況を打開し、水田農業の未来を切り拓くため、これまでの米政策を抜本的に見直し、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」を実現するために平成14年12月に「米政策改革大綱」を審議決定し、消費者重視・市場重視の視点に立って、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって行うこととした。

今回の米政策改革がこれまでの米政策と大きく異なるのは、分かりやすさ・効率性・透明性を確保することであり、今までの米政策・水田農業政策の問題点を踏まえ、「メッセージが明瞭で分かりやすい政策」、「効率的で無駄のない政策」、そして「決定と運用の全てのプロセスについて透明性が確保された政策」を目指すことを基本理念としている。

具体的な政策としては16年度から、以下の措置を講じている。

- ア まず、政策手段と目標を明確化し、分かりやすくする観点に立って、
- (ア) 地域自らの発想・戦略と地域の合意に基づく取組を支援する「産地づくり対策」
 - (イ) 生産調整のメリット対策として米価下落の影響を緩和する「稲作所得基盤確保対策」
 - (ウ) 担い手の稲作収入の安定を図る「担い手経営安

定対策」

イ 次に、効率的で無駄のない政策として

(ア) 豊作による過剰米が発生した場合に、適切に区分出荷・保管することにより、主食用等の価格の低下による農業経営への影響を回避する「集荷円滑化対策」

(イ) 生産調整面積を達成しても、残る水田で増産され、生産調整の効果が減殺されるということをなくすため、生産数量を調整する方式への転換を講ずることとしている。

ウ さらに、透明性が確保された政策として、

(ア) 生産調整の配分に当たって、各都道府県産米の需要実績を基礎にした客観的需要予測に基づき生産目標数量を策定するとともに、その際、公正・中立な食料・農業・農村政策審議会の助言を得て決定する

(イ) 米政策の改革の目標を明確化するとともに、毎年の改革の実行過程をチェックすることとしている。

また、改革の内容については次の4つの特徴を有している。まず、1点目は改革の道筋を明らかにするとともに、準備期間の設定や実行過程の検証を毎年度行うなど、「米づくりの本来あるべき姿」への円滑な移行（ソフトランディング）を図ること。2点目は、生産構造、需給調整や流通制度などの課題ごとに改革すべき内容とその目標年次を明確化していること。3点目は、改革の実行に当たって、農業者・農業者団体、流通業者の主体的判断に基づく創意工夫が活かされるような条件整備を図ること。そして4点目は、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策における改革のどれか一つが欠けても十分なものとはならないことから、これらの政策全体をパッケージとして実施すること。

しかし、当然、これらの改革の効果は一朝一夕に現れるものではない。「米づくりのあるべき姿」の実現のためには、農業者・農業者団体はもちろん、行政関係者、流通業者、消費者等の関係者が、この米政策改革大綱の趣旨を踏まえ、一丸となって取り組んでいくことが極めて重要である。

2 米政策改革大綱

米の過剰基調が継続し、これが在庫の増嵩、米価の低下を引き起こし、その結果、担い手を中心として水田農業経営が困難な状況に立ち至っている。他方、消費者ニーズが多様化し、これにきめ細やかに対応した

安定的供給の必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関連する政策経費の思い切った縮減が可能となるような政策を行うべく、国民的な観点に立って、次のとおり、水田農業政策・米政策の大転換を図る。

第1 目的

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。

このため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行する。

第2 米づくりの本来あるべき姿と実現の道すじ

- 1 できるだけ早期に望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業のビジョンの策定とそれに基づく多様な取組を行い、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す。
- 2 需給調整システムについて、平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。
- 3 農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付ける。
- 4 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

第3 平成16年度からの当面の需給調整のあり方

- 1 国は、公正・中立な第三者機動的な組織の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。
- 2 生産量を調整する方式へ転換する。生産量の目標は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、5の過剰米短期融資制度による過剰処理分を補正する。生産量の目標は、行政及び農業者団体の両ルート

で配分する。

- 3 農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態に合わせて設定する。
- 4 助成措置については、地域の多様な取組に認められる新たな発想の下に、全国一律の方式から転換し、対策期間中安定した一定の交付額により水田農業の産地づくりを進める対策と米価下落対策を柔軟に実施する「産地づくり推進交付金」を創設する。
- 5 豊作による過剰米については、「過剰米短期融資制度」を創設し、短期融資の仕組みを活用して、区分出荷を促し、主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その需要開拓に結びつける。

第4 流通制度改革

- 1 創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進の観点に立って、流通制度を改革し、安定供給のための自主的な取組を支援する。
- 2 実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。
- 3 消費者の信頼性の回復の観点に立って、適正表示の確保措置、トレーサビリティシステムの導入等を実施する。
- 4 消費者の安全性に関する関心に適切に応えていくため、安全性確認体制の確立を図る。このため、農業者団体等が行う全国的規模での効率的検査体制の整備を推進するとともに安全性確保策の強化について引き続き検討する。
- 5 米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動を展開する。
- 6 安定供給を図るための危機管理体制を体系的に整備することとし、この前提として、流通業者について、届出制の導入等により平常時から幅広く把握できる体制を構築する。
- 7 政府備蓄について、百万トンを超えて適正備蓄水準として、入札による買入れ・売渡しを実施する。

第5 経営政策・構造政策の構築

- 1 集落段階での話し合いを通じ、地域ごとに担い手を明確化する。このため、認定農業者制度

の見直し・改善を行う。また、認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体(仮称)」を担い手として位置付ける。

- 2 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乘せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。
- 3 担い手のニーズを踏まえた農地の利用集積促進が可能となるような制度面の措置を強化する。また、水田整備の事業体系を利用集積経営体の育成等成果重視の整備へと転換するなど、農地利用集積の確実な進展を図る。

第6 水田利用のあり方・農業生産対策の展開

- 1 水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。これに際し、多収性品種や新形質米の開発普及、低コスト化農法の定着、耕畜連携のための条件整備、輸送の効率化等の体制整備を図りつつ、飼料用稲や加工用米の定着・拡大に向けた取組を推進する。
- 2 生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産に取り組む生産者に対する支援策及び耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物生産に取り組む生産者に対する支援策を実施する。

第7 その他

関連施策（産地づくり推進交付金、過剰米短期融資制度及び担い手経営安定対策）の具体的内容については、平成16年度予算の概算要求の決定時までに、各関連施策間の総合性・整合性をとりながら、農林水産予算全体の適切かつ効果的な編成の観点に立って決定する。

安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずるため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が改正され、平成16年4月1日に施行された。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（概要）について

I 趣旨

平成14年12月にとりまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要な各種の措置を講ずる。

II 概要

(1) 基本指針の策定

- ① 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、現在の基本計画に代えて、需給の見通し、備蓄運営の方針、輸入方針等を内容とする基本指針を定めるものとする（第4条第1項、第2項関係）。
- ② 基本指針の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととともに、需給見通しの策定に関し都道府県知事の協力を求めることができることとする（第4条第3項関係）。

(2) 生産調整の円滑な推進

- ① 政府の生産調整施策の基本的な方針として、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて行うよう努めることを規定（第2条第2項関係）。
- ② 生産出荷団体等が主体的に生産調整を推進するための手法として、生産出荷団体等が、生産数量の目標の設定方針等を内容とする米穀の生産調整に関する方針を定め、これを国が認定する制度を設ける（第5条第1項関係）。

国及び地方公共団体は生産調整方針の作成及びその適切な運用のために、必要な助言・指導を行うよう努めるとともに、当該生産調整に参加する生産者が過剰米処理に係る無利子資金の貸付けを受けられることとする（第6条、第7条、第9条第1号関係）。

3 食糧法改正

平成14年12月に取りまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ

(3) 適正かつ円滑な流通の確保

- ① 現在の計画流通制度及びその関連制度（自主流通法人の指定、業者登録制、農産物検査の受検義務等）を廃止し、以下のとおり新たな安定供給体制を整備する。
- ② 適正かつ円滑な米流通を支援するため、(2)の②に規定する過剰米処理に係る無利子資金の貸付け、安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証等の業務を行う指定法人制度を設ける（第8条から第17条まで関係）。
- ③ 現在の自主流通米価格形成センターを米穀価格形成センターに改称し、取引方法の拡充、売買資格者の規定の整備等を行う（第18条から第28条まで関係）。
- ④ 米穀の出荷又は販売の事業を行う者について、氏名・住所・主たる事務所の所在地等の届出と帳簿の備付けを義務付ける（第47条、第48条関係）。
- ⑤ 緊急時における政府の対応を再編し、米全体を対象として必要な規制を行うことができることとする（第37条から第40条まで関係）。

(4) その他

- ① この法律は、平成16年4月1日から施行するものとする。ただし、生産調整の実施に関連する基本指針等は、施行日前に策定すること等ができるものとする（附則第1条から第3条まで関係）。
- ② (ア)18年産又は19年産までの米穀に係る基本指針については、その内容として(1)の①に掲げる事項のほか地域別の米穀の生産の目標数量を定めること、(イ)既存の登録業者は届出をしたものとみなすこと、等所要の経過措置に関する規定を設ける（附則第4条から第13条まで関係）。

第6節 食糧に関する政策

1 平成16/17年(16年7月から17年6月までの1年間)の需給状況

平成15年産米については、低温・日照不足の影響等から全国的に作柄が悪化し、作況指数は全国平均で90となり、水稻収穫量は778万tとなった。

このような作柄状況の中、15年産米の収穫の遅れや生産量の減少を懸念した卸売業者等の自主流通米や政府米に対する購入意欲が高まり、これに対する政府備蓄米の機動的な販売や14年産自主流通米の調整保管の取り崩し等の措置により、年間需要量に対する供給が行われ、16年6月末現在の在庫は267万tとなった。

一方、16年産米については、北海道、東北及び北陸の日本海側、中国、四国及び九州の地域における台風や長雨等の影響により作況98と平常ベースを下回ったものの、収穫量は872万tとなり、一部、在庫の取り崩しが行われることにより需要に見合った供給が図られることとなった。

2 平成16年度の需給調整

(1) 概要

米の需給調整については、米政策改革の下、平成19年度以降農業者・農業者団体が主役となる新たなシステムに移行することを目指している。平成16年度から当面の需給調整について、生産数量を調整する方式に転換したところであり、平成16年産米の全国生産目標数量を857万tと設定した。

また、平成17年産米の全国生産目標数量については、15/16年の需要実績、16/17、17/18年の需要見通し及び16年産米の作柄の状況等を勘案し851万tと設定した。

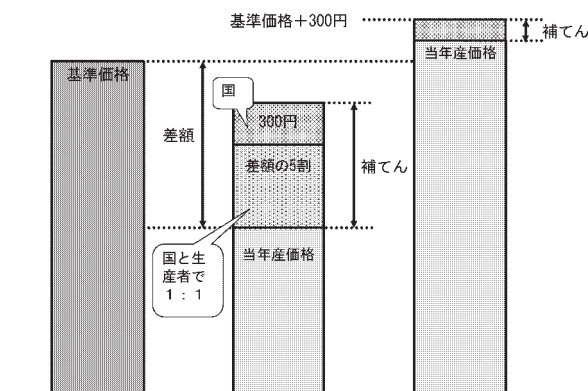
(2) 主な助成措置

ア 稲作所得基盤確保対策

平成16年産米から、需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、生産者の稲作所得の基盤を確保するための対策（稲作所得基盤確保対策）を生産調整の優遇措置として実施している。

16年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約者数が約100万人、加入数量では約407万tとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて本対策が発動された。

○ 稲作所得基盤確保対策の仕組み



イ 集荷円滑化対策

集荷円滑化対策は、豊作により発生した過剰米を

区分出荷し、主食用等以外に適切に処理することにより、主食用米等の価格の低下による農業経営への影響を回避するものである。

16年度の本対策の加入状況については、加入生産者数が約144万人、加入生産者の生産目標数量が約582万ト、主食用等水稻作付面積が約107万haとなり、生産者の拠出金約161億円が、対策のための基金として造成されたところである。

なお、16年産米は過剰米が生じなかったため、本対策は実施されなかった。

第7節 米穀の需給及び価格の安定に関するための措置

1 需 給

(1) 国内需給

平成16/17年の需給見通しは、17年3月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）において次のとおり策定された。

○平成16/17年の主食用等の需給見通し

(単位：万トン)

	全体需給	うち政府米
平成16年6月末在庫量 A	267	60
平成15年産米政府買入(追加分) B		1
平成16年産米生産量 C	858	40
供給量 計 D = A + B + C	1,125	101
需要量 E	859	10
平成17年6月末在庫量 F = D - E	266	91

ア 16年6月末在庫量 267万ト

生産・出荷・販売段階及び政府が保有する在庫量である。

イ 16年産米生産量 858万ト

水稻収穫量872万トから加工用生産見込量14万トを差し引いた数量である。

ウ 需要量 859万ト

8年以降の全国の需要実績を用いて、トレンド(回帰式)により算出。

エ 16年産政府買入数量 40万ト

16年産米の作柄状況や政府及び民間在庫量等を踏まえ、備蓄の適切な運営を図る観点から40万トと設定。

オ 政府米需要量 10万ト

16年産米の作柄状況や最近の政府備蓄米の販売状

況等を踏まえて10万トと設定。

カ 17年6月末在庫量 266万ト

17年6月末の在庫量は、16年6月末在庫量、生産量及び需要量を基に算出した見通しであり、今後の販売状況等によって変動する可能性がある。

(2) 外国産米

平成7年4月から17年3月末までのミニマム・アクセス米の輸入量は640万トとなった。

ミニマム・アクセス米の輸入数量の推移

(単位：万トン)

年度	平成7年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
輸入数量	43	51	60	68	72	77	77	77	76	77 (39)	678 (640)

注：16年度の輸入数量（39万トン）は、平成17年3月末日時点での政府買入実績数量である。

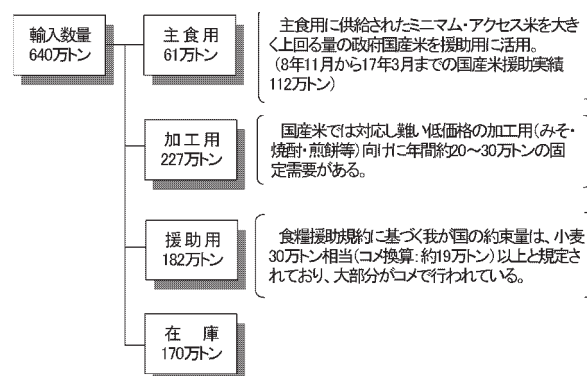
なお、ミニマム・アクセス数量77万トンは、既に契約済みであり、残数量（38万トン）も17年4月以降に順次輸入されている。

また、ミニマム・アクセス米については、国産米では対応し難い加工用需要を中心として販売するとともに、販売残となったものについては、援助用、飼料用等として備蓄し、海外からの援助要請等に対応している。

しかしながら、ミニマム・アクセス米の在庫は増高し、17年3月末現在の持越在庫は170万トとなった。

ミニマム・アクセス米の販売状況

(平成7年4月～17年3月末)



2 米の流通制度

(1) 概要

従来の米流通については、規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者ニーズに応えられないという問題が生じていたことから、平成15年7月に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)が改正され、翌16年4月に施行された。

改正食糧法に基づく新たな米流通制度においては、これまでの計画流通制度を廃止し、規制を必要最小限にすることにより、創意工夫ある米流通を実現することとされた。これにより、従来の「計画流通米（政府米・自主流通米）」と「計画外流通米」という制度上の区別がなくなり、制度上は、政府により備蓄米として売買される「政府米」とその他の「民間流通米」の区分のみとなった。

また、流通ルートについては、これまでの自主流通米は販売先が特定されていたが、こうした流通ルートに関する制約がなくなるため、米の流通において多様な結び付きが展開され、より消費者のニーズに応じた米が、安定的に供給されることが期待される。

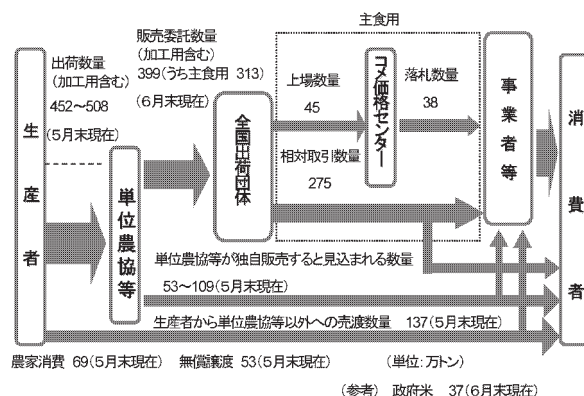
新たな流通制度においては、従来の計画流通制度を廃止し、流通規制を大幅に緩和する一方、民間事業者による安定供給に資する自主的な取組に対して債務保証等の支援を行うことにより、消費者ニーズに応じた米が安定的に供給される体制を構築することとされた。

このため、このような支援を行う組織として「米穀安定供給確保支援機構」が新たに食糧法上位置付けられ、同法に基づき平成16年4月に指定された。米穀機構は、将来にわたって米産業の発展と安定供給の確保が図られるよう、食糧法に規定された債務保証及び集荷円滑化に係る業務のみならず、より幅広く米の安定供給に関する業務を行うこととされている。

さらに、新たに構築される安定供給体制の下では、様々な需要に即した多様な取引の実態を反映した価格が形成され、その価格が他の取引の目安ともなるような公正・中立な取引の場を育成・拡充することとされた。平成16年3月までは、旧食糧法に基づき、(財)自主流通米価格形成センターで行われる入札取引によって、自主流通米の指標価格の形成を行ってきたが、計画流通制度の廃止に伴い、同センターは、(財)全国米穀取引・価格形成センターに改称するとともに、中核的な取引の場として、単なる価格形成の場から多様な取引を行う場として整備され、16年4月に食糧法に基づき「米穀価格形成センター」として指定されている。

(2) 米流通の現状（うるち米）

○ 平成16年産米の流通状況は下図のとおりである。



資料：全国出荷団体調べ、

農林水産省「米麦の出荷又は販売の事業を行う者等の流通状況調査」「生産者の米穀等現在高調査」等を基に作成

注：1）17年5月末現在の値である。販売委託数量（加工用含む）の399は3月末現在の値である。

2）出荷数量は「米麦の出荷又は販売の事業を行う者等の流通状況調査」「生産者の米穀等現在高調査」を基に推計した値である。

3）全国出荷団体に販売委託された値である。なお、うち主食用には政府売渡分（予定）を含まない。

4）相対取引数量は全国出荷団体への販売委託数量（うち主食用）から落札数量又は上場予定数量を差し引いた値である。

5）単位農協等が独自販売したと見込まれる数量は「生産者の米穀等現在高調査」による生産者が単位農協等に旧計画外流通米として出荷した数量を基に推計。

6）単位農協等が独自販売すると見込まれる数量は「生産者の米穀等現在高調査」による生産者から単位農協等に出荷されたもののうち、全国出荷団体に販売委託されていない数量を推計した値である。

7）生産者の直接販売数量は「生産者の米穀等現在高調査」による生産者が単位農協等以外に売り渡した数量を基に推計した値である。

8）農家消費、無償譲渡数量は「生産者の米穀等現在高調査」を基に推計した値である。

(3) 米の流通助成措置

○ 米流通システム改革促進対策費補助金

産地出荷団体の拠出と政府の情勢により造成した資金を用い、自主流通米等に係る計画的かつ安定的販売を促進する取組みに対し、補てん金を交付することとした（16年度予算額（15年産米対策）51億3千万円）。

3 加工用米

(1) 制度の導入

加工用米制度は、それまでの他用途利用米制度の価格、流通のあり方について、

ア 生産者サイドにおいては、その価格水準が低いこ

とに不満があるとともに特にミニマム・アクセス受け入れに伴いその忌避感が強くなっていること
 イ 需要者サイドにおいても他用途利用米の安定的供給が確保されないという不満があること
 等の種々の批判があったことから、8年産米以降についてはこれを廃止し、生産者団体が関係需要者団体と協議の上、国内産としての需要が見込まれ、かつ一定水準の販売価格が期待できる酒造用、加工米飯用等について、契約栽培的な手法により生産・供給する加工用米制度が発足した。

(2) 制度の位置づけ

ア 8・9年産米については、他用途利用米のように転作カウントとせず、加工用米の生産予定数量に相当する面積をあらかじめ生産調整対象水田面積から

控除し、その流通については、自主流通米の一部として供給することとなった。

イ 10・11年産米については「緊急生産調整推進対策」において、加工用米の生産を生産調整の実績参入の対象とすることとなった。

ウ 12・13・14・15年産米についても「水田農業経営確立対策」において、引き続き生産調整の実績算入の対象とすることとなった。

エ 16年産米からは、米政策改革の下、生産目標数量の外数扱いで供給することとなった。

(3) 生産予定数量

17年産については、生産者と生産者団体等との加工用米出荷契約において128千ト（うち123千ト、もち5千ト）が締結され、生産者団体等と需要者団体等と

表13 米穀の出荷又は販売の事業の届出者数

都道府県	届出事業者数	開始届出事業者数	都道府県	届出事業者数	開始届出事業者数
北海道	5,306	181	滋 賀	1,095	83
青 森	912	87	京 都	2,635	46
岩 手	1,630	73	大 阪	6,468	194
宮 城	1,739	93	兵 庫	4,154	240
秋 田	1,065	150	奈 良	1,225	33
山 形	1,079	102	和歌山	948	15
福 島	2,244	179	鳥 取	320	28
茨 城	1,848	124	島 根	578	55
栃 木	1,255	92	岡 山	1,119	104
群 馬	1,307	44	広 島	2,375	167
埼 玉	3,247	109	山 口	1,326	56
千 葉	3,584	98	徳 島	814	49
東 京	7,586	267	香 川	1,101	20
神奈川	4,249	88	愛 媛	1,306	29
新 潟	2,368	187	高 知	786	29
富 山	564	75	福 岡	4,035	221
石 川	948	48	佐 賀	993	61
福 井	710	35	長 崎	1,754	95
山 梨	1,072	17	熊 本	1,825	95
長 野	1,876	109	大 分	1,009	62
岐 阜	1,112	110	宮 崎	1,012	56
静 岡	2,101	69	鹿児島	2,704	115
愛 知	3,326	135	沖 縄	850	23
三 重	1,097	81	計	92,657	4,429

- 注) 1 届出事業者数とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定に基づき出荷又は販売の事業の届出を行っている者である。
 2 開始届出事業者数とは、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に事業の開始を届け出た者である。

の加工用米流通契約において117千㌧(うち113千㌧、もち4千㌧)が締結された。

4 米穀の出荷又は販売の事業の届出

平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、従来の計画流通制度(米穀の出荷取扱業及び販売業の登録制度等)が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制は行わないこととされた。

他方、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者(事業規模が20精米㌧以上の者)に対し、農林水産大臣への届出を義務付けたところである。

5 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

平成16年度における米の消費拡大については、食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や「食生活指針」に即した健全な食生活の実現を図る上で極めて重要であることから、ごはん食を中心とした日本型食生活の普及等について、医療等関係機関等と連携を図りながら、広報媒体の有効な活用等により、国民運動的な展開を図ることとし次の取組を中心に事業を実施した。

ア 医師等専門家と連携した「ごはん食の健康面における有効性」の裏付けとなる研究と「お米・健康サミット」等を通じた研究成果の普及

イ 専門家の裏付けを得た「ごはん食の健康面における有効性」等について、テレビ番組等により消費者に対して情報発信

ウ ごはん食に関する各界の団体等と連携した普及啓発活動

(2) 米の消費拡大のための施策

ア 中央における米穀消費拡大宣伝事業の実施

中央においては、医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康面における有効性等の普及啓発活動及びテレビの積極的な活用等による国民運動的な普及啓発を実施することとし、財団法人米穀安定供給確保支援機構等と共同して、次の事業を実施した。

(ア) 医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康面における有効性をテーマとしたお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動

(イ) ごはん食を題材にしたテレビ番組「小倉智昭・柴田理恵のいまだき！ごはん」の放送を通じた普及啓発

(ウ) ごはん食関連食材の団体及び消費者団体等と連携したごはん食の啓発活動

(エ) ポスター等によるPR及び各種資材の作成、提供
イ 地域における米消費拡大事業の実施

生産者団体が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業(各種媒体やお米ギャラリーを活用した情報提供事業、稲作体験学習やごはん料理教室・セミナー等の体験事業)を実施した。

また、NPO等の創意工夫を活かしたごはん食推進の取組提案を公募し、その活動への支援を実施した。

6 学校給食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

16年5月現在における学校給食の実施状況は表14のとおりである。

表14 学校給食実施状況

区 分	学校数 校	児童・生徒数 千人
完全給食	31,902	9,806
補食給食	410	56
ミルク給食	1,488	470
計	33,800	10,332
未実施	2,470	731
総 計	36,270	11,063

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、食習慣や人格形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしている。

16年度においては、学校給食用パン製造業者が行う炊飯設備等整備の経費の一部補助、備蓄制度の理解促進のため学校給食用備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進している。

この結果、米飯学校給食の実施状況は、16年5月現在では、

ア 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の99.4%(51年5月36.2%)

イ 対象児童・生徒数の比率は、99.6%(51年5月30.3%)

ウ 週平均実施回数2.9回(51年5月0.6回)

エ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の87.7%（51年5月7.0%）となり、着実に普及している。

7 米備蓄の運営

(1) 備蓄運営の基本方針

平成16年産米の政府買入れについては、数回に分けて入札を実施することとし、40万トンの買入計画のうち、17年3月までに25万トンを提示し、ほぼ全量の買入れを実施した。残りの15万トンについても17年4月以降入札を実施し、6月までに40万トンの買入れに努める（実績37万トン）ことにより、適正な備蓄運営を図ることとした。

また、販売については、年産構成の適正の観点から、原則として年産の古いものから販売していくこととした。

なお、円滑な回転備蓄による運営を図るため、基本指針に定めた供給計画に基づき主食用への販売を行うとともに、保管期間が長期化している米穀のうち、品質劣化等により主食用として販売することが適当でないものについては、主食用以外の用途（飼料用等）への供給を行うこととした。

(2) 政府米の販売

政府米の主食用への販売については、備蓄運営研究会報告の指摘を踏まえ、16年4月以降、一般競争契約（入札）による販売を基本とした方式に変更し、落札残があった場合等には随意契約による販売を行うこととした。

このことにより、市場実態を踏まえた売渡予定価格を定めるとともに、計画流通制度の廃止に伴い、政府米の買受資格者について、それまで登録卸売業者を対象にしていたところを、買受資格者の拡大を図るため資格要件を大幅に緩和し、販売環境の改善を行った。

販売数量については、5月から7月までは低価格の9年産を中心として、毎月2万トン前後販売された。しかしながら、8月以降は、16年産の作柄が順調に進んだ影響等を受け、月の販売数量は1万トン以下となったところである。

この結果、16会計年度は8万9千トンの販売実績となった。

(3) 政府買入れ

① 15年産米の政府買入れ

平成15年産米の政府買入数量については、買入期限を16年3月末から10月末まで延長したものの3月末以降6千トンにとどまっていたが、10月になって13千トンの売渡申込みがあり、最終的な買入数量は計画

の10万トンに対し19千トンとなった。

なお、この政府買入れは、16年4月に施行された改正食糧法附則第5条の規定に基づき、従前のとおり生産調整実施者から委託を受けた旧登録出荷取扱業者からの売渡申込みに応じて行ったものである。

② 16年産米の政府買入れ

16年産米の政府買入数量については、16年11月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、16年産米の作柄状況や政府及び民間在庫量等を踏まえ、備蓄の適切な運営を図る観点から40万トンと設定され、このうち25万トンは16年度中に、残りの15万トンは17年度に買い入れることとなった。

ア 第1回政府買入れ

入札方式による第1回の政府買入れは、全国米穀取引・価格形成センターの基本取引に16年産米が上場された61銘柄を対象とした買入れと銘柄を指定しないで28産地を対象とした買入れについて、16年12月10日に一般競争入札、12月16日に再度入札、12月20日から27日まで随意契約による見積合わせを実施したところ、提示数量250千トンに対し185千トンの申込みがあり、180千トンが落札された。

イ 第2回政府買入れ

第2回の政府買入れは、第1回の政府買入れで落札されなかった銘柄・産地の数量を落札された銘柄・産地に振替えを行った上で、全国米穀取引・価格形成センターの上場銘柄を対象とした買入れについては37銘柄を、銘柄を指定しない買入れについては5産地を対象にして、17年2月8日に一般競争入札、2月15日に再度入札、2月17日から23日まで随意契約による見積合わせを実施したところ、提示数量70千トンに対し73千トンの申込みがあり、69千トンが落札された。

この結果、第1回の政府買入れと合わせた落札数量の合計は予定した250千トンに対し249千トンとなり、引渡期限の17年3月末までに政府買入れを行った。

第8節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 新たな麦政策

(1) 基本的考え方

ア 麦は、米に次ぐ主要食糧であり、水田作地帯における転作作物、北海道の大規模畑作経営における輪作作物として我が国の土地利用型農業の重要な作物

として位置付けられている。

イ しかしながら、生産・流通・加工の各面で多くの問題が生じていたことから、平成10年5月29日に「新たな麦政策大綱」を策定し、これに基づき、民間流通の仕組みの構築、麦作経営安定資金の創設、研究開発・生産対策の充実・強化、輸入コストの削減、麦加工産業の合理化及び近代化の促進など、各種施策を実施してきた。

ウ こうした大綱に基づく取組は、国内産麦の全量が17年産において民間流通に移行し、生産量も増加するなど、一定の成果を上げたところであるが、大綱の策定から7年が経過した現在においては、国内産麦の品質・生産性の向上の遅れ、安価な小麦粉調製品等の輸入増、麦会計の大幅な赤字、といった課題が顕在化してきている。

エ このため、16年3月23日に開催された食糧部会において、大綱における施策の評価と検証を行った上で、今後専門的な見地に立った検討を進めるため、食糧部会の下に小委員会を設置することが決定され、5月26日に麦政策検討小委員会が立ち上げられた。

(2) 麦政策検討小委員会における議論

麦政策検討小委員会は12月までに10回にわたり開催され、以下の議論が積み重ねられてきた。

ア 国内産麦関連

- (ア) 経営安定対策（品目横断的政策）が導入された場合の既存施策（麦作経営安定資金、政府無制限買入れ等）の整理
- (イ) 民間流通制度の見直し
- (ロ) 農産物検査規格の見直し
- (ハ) 新品種開発・生産対策の推進

イ 外国産麦関連

- (ア) 国家貿易の維持
- (イ) 備蓄制度の見直し
- (ロ) 売渡方式の見直し
- (ハ) 管理コストの削減

12月6日の第10回小委員会において、品目横断の経営安定対策の具体的な姿が決まっていないため、座長判断により、委員会としての取りまとめは行わず、経営安定対策（品目横断的政策）について具体的な姿が示された段階で、最終的な取りまとめを行うこととされた。

なお、現段階で委員の意見が概ね一致していると考えられる民間流通制度、農産物検査規格、備蓄制度、管理コストの見直し等については食糧法の改正を必要とするものではないため、早急に着手することとされた。

2 麦類の需給

(1) 麦類需給計画

17年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、1千tと見込み、大・はだか麦については大麦1千t、はだか麦1千t計3千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について行うという基本的な考え方のもとに524万tを見込んだ。

外国産大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により26万1千tを見込んだ。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して512万7千t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して11万4千t、合計524万1千tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して23万2千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して3万1千t、合計26万3千tを計上した。

ウ 期末持越

国内産麦については、17年度の供給見込量から当年度の売却見込量を差し引き小麦は0千t、大・はだか麦は0千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は129万7千t、大・はだか麦は4万8千tを見込んだ。

(2) 麦類需給実績

16年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦0千t、大・はだか麦0千t(大麦0千t、はだか麦0千t)となり、当初計画に比べ、小麦は2千tの減少、大麦は2千t減少、はだか麦は1千t減少、大・はだか麦計では5千t減少となった。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦497万9千t、大・はだか麦31万tとなり、当初計画に比べ、小麦は15万2千t減少し、大・はだか麦は6万8千t増加した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は484万7千t、固有用途用は11万1千t

となり、当初計画に比べ、主食用は2万4千t増加し、固有用途用は5千t減少し、合計で495万8千tとなった。この他に不適品が3千tあった。

(イ) 大・はだか麦

主食用25万t、固有用途用(麦茶用等)5万7千tとなり、当初計画に比べ、主食用は4万t増加、固有用途用は2万2千t増加となり、合計で30万7千tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦0千t、大・はだか麦0千tとなり、当初計画と同数となった。

外国産麦については、小麦は97万8千t、大・はだか麦5万4千tとなり、当初計画に比べ小麦は67万2千t減少、大・はだか麦は2千tの減少となった。

3 麦 の 流 通

(1) 16 年 産 麦

16年産麦については、15年5月8日に開催された「第12回民間流通連絡協議会」(生産者団体及び実需者代表等で構成)において、民間流通の仕組みが決定された。

ア 民間流通麦

(ア) 小麦

a 民間流通については、播種前に締結する通常契約(入札・相対契約(作柄変動が大きい作物特性にかんがみ契約数量に「一定の幅」設定。))を基本とし、豊作等により必要が生じた場合には出来秋に追加契約を締結するものとしている。

16年産麦の播種前契約(通常契約)の基準となる販売予定数量76万2千t(民間流通麦76万2千t、政府麦14t)、購入希望数量73万3千t及び民間取引に必要な情報の交換等については、15年7月24日に開催された「第13回民間流通連絡協議会」において協議、決定された。

この販売予定数量の約3割について、15年8月5日(第1回)と8月21日(第2回)に(財)全国米麦改良協会を実施主体として、16年産民間流通麦の入札が実施された。その後、残りの約7割について、相対提示が行われ、販売予定数量のほぼ全量について播種前契約が締結された。

b 16年産小麦の民間流通麦の出荷数量は80万7千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る35千tについては追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。(表15-1)

(イ) 大・はだか麦

a 16年産大・はだか麦の販売予定数量12万2千t(民間流通麦12万2千t、政府麦131t)、購入希望数量11万8千tについては、小麦と同じく、15年7月24日に開催された「第13回民間流通連絡協議会」において協議、決定され、小麦同様入札、相対提示が行われ、販売予定数量のほぼ全量について播種前契約が締結された。

b 16年産大・はだか麦の民間流通麦の出荷数量は11万tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る1万4千tについては追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。(表15-1)

イ 政府麦

(ア) 民間流通へ移行されなかった地域の16年産麦については、引き続き政府買入れを行うとされており、15年7月24日開催された「第13回民間流通連絡協議会」での政府麦の販売予定数量を基に、16年3月30日に開催した「政府麦に関する検討会」(生産者団体及び実需者代表等で構成)において民間流通への移行促進及び政府麦の結付き等について協議され、小麦9t、大粒大麦52t、はだか麦3tの合計64tが政府麦契約に係る契約数量として産地別銘柄別に当初契約が締結された。

(イ) 16年産の政府麦契約に係る政府買入数量は、小麦13t、大粒大麦72t、はだか麦1tの合計86tであり、麦種ごとに当初契約を加算、圧縮及び実需者団体間で調整を行い全量が締結された。(表15-2)

表15-1 16年産小麦及び大・はだか麦(民間流通麦)の契約締結状況

(単位：千t)

麦 種	販売予定数量	出荷数量	通常契約	追加契約
小 麦	762	807	771	35
小 粒 大 麦	51	37	35	1
大 粒 大 麦	54	59	47	12
は だ か 麦	17	14	14	0
4 麦 計 基	885	916	867	49

表15-2 16年産小麦及び大・はだか麦(政府麦)の契約締結状況

(単位：t)

麦 種	当初契約	出来秋調整	締結数量
小 麦	9	4	13
大 粒 大 麦	52	20	72
は だ か 麦	3	▲2	1
4 麦 計	64		86

(ウ) 16年産麦の政府買入れについては、10月29日に買入条件を設定した。

(エ) 平成16年産麦の政府買入価格は、次のとおり決

定され、平成15年10月17日、農林水産省告示第1696号をもって告示された。

小 麦	(銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき)	8,306円
大 麦	(銘柄Ⅱ・1等正味50kgにつき)	5,961円
はだか麦	(銘柄Ⅲ・1等正味60kgにつき)	8,290円

(オ) 16年産の政府買入数量は次のとおりである。

	15年産	16年産	前年比
小 麦	348t	13t	0.0%
大 麦	876t	72t	0.1%
はだか麦	122t	1t	0.0%
合 計	1,346t	86t	0.1%

(2) 17年産麦契約の基本事項

17年産麦については、16年4月26日に開催された「第14回民間流通連絡協議会」において、民間流通の仕組みが生産者、実需者の間で合意が図られ、決定された。

また、17年産麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量（民間流通麦、政府麦）、購入希望数量及び民間取引に必要な情報の交換等については、16

年7月22日に開催された「第15回民間流通連絡協議会」において次のとおり協議、決定された。

ア 販売予定数量等		(単位：千t)	
		販売予定数量	購入希望数量
		民間流通麦	政府麦
		計	計
小 麦	786	0	786
小粒大麦	49	0	49
大粒大麦	50	0	50
はだか麦	17	0	17
計	902	0	902

イ 情報交換の内容

- ・銘柄に対する評価
- ・良品質麦の生産計画書
- ・主要産地別銘柄に対する評価
- ・麦の需給状況及び国内産麦の品質状況
- ・17年産民間流通麦の入札の仕組み
- ・17年産民間流通麦の義務上場・希望上場銘柄の数量及び基準価格
- ・条件付き契約麦の対象と生産者負担金の基準額（表16）など

表16 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

I 平成17年産小麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等は次のとおりとする。

1 民間流通麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)県間流通麦	・ 県間流通する麦	・ 北海道産 2,433円／t ・ 都府県産 消費地までの経費実費 相当額の一部を負担することとし、県別負担額等については別に定めるところによる。	・ 実需者の引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2)未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・ 1,600円／t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

〈参考〉 民間流通麦における包装代の取扱いについて

荷姿（包装形態）は、契約の基本事項として織り込まれることとなるため、契約条件に基づく包装形態の麦については、一定の包装代を実需者が負担することとし、契約条件に反する包装形態の麦については、実需者は包装代を負担しないこととする。

なお、契約条件に基づく包装形態の麦に係る実需者の負担額は次のとおりとする。

紙 袋（第一種紙袋）	566.7円／トン
麻 袋（第一種A麻袋）	1,083.3円／トン
樹脂袋（第一種樹脂袋）	500.0円／トン
樹脂袋（第二種樹脂袋）	533.3円／トン
樹脂袋（第三種樹脂袋）	533.3円／トン

2 政府麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)県間流通麦	・ 県間流通する麦 但し、(4)の超過麦は除く	・ 北海道産 2,433円／t ・ 都府県産 消費地までの経費実費 相当額の一部を負担する こととし、県別負担額等 については別に定めると ころによる。	・ 実需者の引取経費の一部を生 産者が負担することにより、当 該麦の流通円滑化を図る。
(2)好まれない 荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバ ラ物の引取を希望する実需者に 対して、袋物を引き渡した場合 の当該袋物の麦	・ 500円／t	・ 実需者が袋物を引取る場合、 バラ物に比較して引取経費が割 増しとなるばかりでなく、解袋 作業、空袋の処分等が必要とな ること等を考慮して、生産者が 一定の負担を行うことにより、 当該麦の流通円滑化を図る。
(3)未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉 庫当たりの規模が30t未満とな っている麦 但し、県内実需者等で小口引 取が常態化している等のため、 特にそのような取扱いを実需者 が希望しない場合を除く	・ 1,600円／t	・ 未集約のものについての掛り 増し経費増高分の一部を生産者 が負担することにより、当該麦 の流通円滑化を図る。

(4)超過麦	・当初契約数量の102.5%を越える数量の麦	・消費地までの経費実費相当額とし、負担額等については、別に定めるところによる。 但し、北海道産については消費地までの経費実費相当額として、8,200円／tを負担する。	・契約数量を上回る麦の流通円滑化を図る。

「注」(1)の県間流通麦の但し書き及び(4)の超過麦の規程については適用しない。

II 平成17年産の大・はだか麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等は次のとおりとする。

1 民間流通麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)遠隔産地麦	・北海道産の麦 ・関東産の麦で域外（九州、四国）の実需者が引き取る麦 ・東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・北海道産 1,180円／t ・関東産 940円／t ・東北・北陸産 640円／t	・遠隔産地麦については実需者の引取経費が割高となっている実態にかんがみこの引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2)未集約麦	・実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・1,600円／t	・未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

〈参考〉 民間流通麦における包装代の取扱いについて

荷姿（包装形態）は、契約の基本事項として織り込まれることとなるため、契約条件に基づく包装形態の麦については、一定の包装代を実需者が負担することとし、契約条件に反する包装形態の麦については、実需者は包装代を負担しないこととする。

なお、契約条件に基づく包装形態の麦に係る実需者の負担額は次のとおりとする。

紙 袋（第一種紙袋）	680.0円／トン
麻 袋（第一種A麻袋）	1,300.0円／トン
樹脂袋（第一種樹脂袋）	600.0円／トン
樹脂袋（第二種樹脂袋）	640.0円／トン
樹脂袋（第三種樹脂袋）	640.0円／トン

2 政府麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)遠隔産地麦	・ 北海道産の麦 ・ 関東産の麦で域外（九州、四国）の実需者が引き取る麦 ・ 東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・ 北海道産 1,180円／t ・ 関東産 940円／t ・ 東北・北陸産 640円／t	・ 遠隔産地麦については実需者の引取経費が割高となっている実態にかんがみこの引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2)好まれない荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバラ物の引取を希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	・ 500円／t	・ 実需者が袋物を引取る場合、バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(3)未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・ 1,600円／t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

ウ なお、契約生産奨励金については、16年11月29日に開催された「契約生産奨励金基準額決定委員会」

において、17年産麦に係る契約生産奨励金の交付要件及び基準額の見直し等が決定された。（表17）

表17 17年産麦契約生産奨励金基準額の交付要件及び基準額

1 品質改善奨励額

(1) 交付要件

品位ランクごとの銘柄であって農産物検査の結果1等となった民間流通麦に交付するものとする。

ただし、タクネコムギ（北海道）、ハルユタカ（北海道）、春よ恋（北海道）の民間流通麦については、2等麦を含む。

(2) 基準額

品位ランク	小 麦 (60kg)	大 麦 (50kg)	はだか麦 (60kg)
A	600円	500円	600円
B	450円	370円	450円
C	150円	120円	150円
D	0円	0円	0円

2 生産・流通改善奨励額

- (1) 交付要件
民間流通麦に対して交付する。
- (2) 基準額
300円／t

3 流通合理化奨励額

- (1) 交付要件
民間流通麦のうち、バラ流通（純バラ・フレコン（ハードコンテナ含む）等）する麦
- (2) 基準額
民間流通麦として流通する数量に100円／60kgを乗じた額から、生産・流通改善奨励額の交付額を除いた財源を上限として、純バラとフレコンの取扱数量に基づき交付する。

- (3) 民間流通に係る入札結果
ア 17年産の民間流通麦の入札は、(社)全国米麦改良協会を実施主体として、16年8月4日に第1回、8月19日に第2回が実施された。
イ 入札結果は、各銘柄ごとの評価や需給事情等を反映して、前回価格を上回るものと下回るものに分かれる状況となってきた。 (表18)

表18 平成17年産の民間流通麦に係る入札結果の概要
・ 上場銘柄数・数量

	小 麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上 場 銘 柄 数	32(4)	12(0)	8(1)	5 (1)
上場数量(トン)	215,020	13,550	8,070	3,850
落札数量(トン)	205,130	12,930	7,100	3,820
落 札 率(%)	95.4	95.4	88.0	99.2

「注」() 書きは希望上場銘柄で内数である。

・ 指標価格の動向

麦 種	基 準 価 格 対 比			計
	上回った銘柄数	同価格銘柄数	下回った銘柄数	
小 麦	17	0	15	32
小粒大麦	4	4	4	12
大粒大麦	4	0	4	8
はだか麦	3	0	2	5

- (4) 民間流通麦の相対取引の実施
ア 17年産の民間流通麦の入札結果を踏まえ、価格については、入札の指標価格を基本とし、数量は17年産の販売予定数量から入札における落札数量を差し引いた数量を相対数量として16年10月始めに売り手から買い手に提示された。
イ 相対数量の提示を受け、売り手、買い手で協議が進められ、販売予定数量のほぼ全量について播種前契約が締結された。

4 販 売

(1) 政府所有玄麦（製粉用小麦）の販売実績

16年度における製粉用玄麦の販売実績は、内麦0千t（0.0%）、ソフト系外麦147万6千t（30.5%）、セミハード系外麦86万3千t（17.8%）、ハード系外麦250万8千t（51.7%）で、対前年比4万9千t（1%）の減少となった。

また、販売数量のうち外麦の産地国別の割合は、アメリカ産266万8千t（WW60万9千t、SH86万3千t、DNS101万9千t）で55%、カナダ産106万9千t（CW86万6千t、DRM20万2千t）で22%、オーストラリア産111万1千t（ASW86万7千t、PH24万4千t）で23%となっている。

(2) 政府所有玄麦（固有用途用小麦）の販売実績

固有用途用については、しょうゆ用等として11万1千t（内麦13t、外麦11万1千t）で、対前年比3千t（2.8%）の減少となった。

(3) 政府所有玄麦（大・はだか麦）の販売実績

精麦用としては、25万t（内麦51t、外麦25万t）で、対前年比4万1千t（19.5%）の増加となった。

固有用途用については、麦茶、ビール用等として5万7千t（内麦473t、外麦5万6千t）で、対前年比1万8千t（46.1%）の増加となった。

5 麦 価

(1) 麦の政府買入価格

平成17年産麦の政府買入価格については、国内産麦のほぼ100%を占める民間流通麦が、17年産以降、銘柄区分を廃止し、収穫後の品質評価に基づく助成体系に変更することから、その仕組みとの整合性を図るため、16年10月5日に開催された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会への諮問とその答申を受け、麦作経営安定資金同様、銘柄区分の廃止を決定した。

また、その単価については、主産地方式（北海道（畑）、群馬、埼玉、栃木、福岡、熊本、佐賀（以上田）の平均作付規模以上層農家の3年平均の生産費等を算定要素とする）に基づき、基準額（従来の銘柄区分Ⅱの水準、対前年▲2.52%）を算出し、16年産麦の政府買入価格における銘柄間格差、等級間格差を勘案の上、従来の銘柄区分Ⅳ水準（7,197円/60kg、小麦1等）をもって、17年産麦政府買入価格として決定した。（10月26日農林水産省告示第1934号）

ア 食料・農業・農村政策審議会への諮問

諮 問

平成17年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、生産地の生産費を基礎として決定することにつき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成16年10月5日

農林水産大臣島村宜伸

諮問の説明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第41条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格については、昭和63年の米価審議会答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎として決定してきております。

麦政策については、平成10年に策定した「新たな麦政策大綱」に即し、各般の施策を総合的に推進しているところであります。

また、昨年来の答申において、農政をとりまく新たな環境を踏まえて、麦政策の基本的なあり方について早急に検討するようご指摘を頂いており、現在、麦政策検討小委員会において御議論いただいております。その一環として民間流通麦に係る麦作経営安定資金について、平成17年産麦から従来の銘柄区分を廃止し、品質区分に応じた助成措置とすることとしております。

このような中、政府買入価格については、以上のような麦政策の展開方向に即したものとする必要がありますが、今回の麦作経営安定資金の見直しに伴い、政府買入価格についても、「新たな麦政策大綱」が目標とした民間流通化との整合性を確保する必要があります。このため、政府買入価格について銘柄区分を廃止することとしてはどうかということでもあります。

また、その算定については麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上及び品質の改善に資するとの観点に立つ現行の算定方式は、新たな麦政策の狙いと合致しており、平成17年産の政府買入価格については、引き続き現行の算

定方式に基づき、適正に決定することが必要であります。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の階層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということであります。

以上のような考え方によった場合の平成17年産麦の政府買入価格については、後ほど資料により御説明申し上げます。

イ 平成17年産麦の政府買入価格の算定

(ア) 小麦の政府買入価格

a 主産地方式による価格の算定

$$P = \frac{\frac{\sum \bar{C}}{N}}{\frac{\sum \bar{H}}{N}} \times 60$$

P：求める価格

$\bar{C}$ ：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10 $\bar{a}$ 当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

$\bar{H}$ ：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10 $\bar{a}$ 当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

b 価格の算定

58,164円／431kg×60kg＝8,097円／60kg

（基準額、裸価格）

(イ) 大麦及びはだか麦の政府買入価格（基準額）

大麦及びはだか麦の政府買入価格の基準となる価格水準は、アの小麦の政府買入価格の算定結果に準拠して算出する。

a 大麦

5,810円/50kg （基準額 50kg、裸価格）

b はだか麦

8,373円/60kg （基準額 60kg、裸価格）

(ウ) 種類別の政府買入価格

17年産麦の政府買入価格については、銘柄区分を廃止し、小麦、大麦、はだか麦のそれぞれの価

格算定の基準額から、16年産の政府買入価格における銘柄間格差（60kg当たり900円（大麦の場合は50kgに換算して750円））を勘案し、従来の銘柄区分IVの水準を算出して得た額とする。

(エ) 等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60kg当たり1,600円（大麦の場合は50kgに換算して1,333円）を控除して得た額とする。

(オ) 政府買入価格は、ア、イ、ウ及びエにより次のとおりとする。

種類 \ 等級	1 等	2 等
小 麦 (60kg当たり)	7,197円	5,597円
大 麦 (50kg当たり)	5,060円	3,727円
はだか麦 (60kg当たり)	7,473円	5,873円

なお、包装込みの麦の価格は、包装の区分に従い、この価格に別に定める包装代を加えて得た額とする。

ウ 食料・農業・農村政策審議会答申

答 申

平成17年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

平成17年産麦の政府買入価格については、諮問案どおり決定されたい。

なお、品質ならびに生産性の向上等、麦改革の一層の前進に努力されたい。

平成16年10月5日

農林水産大臣島村宜伸殿

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会長 八木宏典

(2) 麦の政府売渡価格

麦の標準売渡価格については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

麦の標準売渡価格は、平成16年12月13日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会において、現行価格に比べ外国産小麦は全銘柄平均で据え置き、外国産大麦及びはだか麦は13.9%の引き上げとする政

府案が諮問され、同日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会から答申が行われた。この答申を受け、麦の標準売渡価格は政府案どおり決定され、12月21日付け農林水産省告示第2192号をもって告示された。

ア 食料・農業・農村政策審議会への諮問

諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦政策の運営の状況、外国産麦の国際価格、為替相場の動向、家計の動向等の経済事情にかんがみ、これを据え置く又は改定することにつき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第43条第4項の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成16年12月13日

農林水産大臣島村宜伸

諮問の説明

麦の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第43条第3項の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

麦を巡る経済事情をみると、国内産麦については、平成17年産の麦作経営安定資金について、良品質麦の生産への誘導を図る観点から、従来の銘柄区分を廃止し品質区分に応じた支払いへ変更する中で単価の引下げを行ったものの、生産数量については増加しております。この結果、小麦については既に平成22年度の基本計画の目標を超過したものの、品質・生産性の向上が遅れている状況にあります。

また、外国産麦については、国際価格及び海上運賃が上昇傾向で推移する一方で、為替相場は円高基調で推移しております。

他方、家計費については、景気が回復基調にあり、可処分所得は増加している等の状況にあります。

なお、外国産大麦については、従来、小麦の標準売渡価格の改定率を準用して標準売渡価格を決定してきたことから、売渡価格は買入価格に管理経費を加えて得た価格を下回っている状況にあり、早急に是正する必要があります。

今回の麦の標準売渡価格については、以上のような事情を総合的に考慮して決定してはどうかということであります。

イ 標準売渡価格の算定の説明

a 算定の基本的考え方

小麦の標準売渡価格は、家計費に基づき算出される価格（家計麦価）の範囲内において、輸入麦コスト、政府買入に係る国内産麦コスト及び民間流通に係る国内産麦の生産の安定に係るコストを総合的に勘案して算定（コストプール方式）することとする。

b コストプール方式による算定

aの基本的考え方に基づき、標準売渡価格の改定率を以下により算定することとする。

- ・ 輸入に係る麦の政府の買入の価格（以下「輸入麦買入価格」という。）にその買入、保管及び売渡しに要する費用（以下「政府管理経費」という。）を加えて得た価格に輸入麦の政府買入数量を乗じて得た額を輸入麦及び国内産麦のそれぞれの政府買入数量（以下「政府麦買入数量」という。）で除したものを「輸入麦コスト」とし、
- ・ 国内で生産される麦の政府の買入の価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得た価格に国内産麦の政府買入数量を乗じて得た額を政府麦買入数量で除したものを「政府買入に係る国内産麦コスト」とし、
- ・ これらのコストを加えたものを「政府麦に係るコスト」とした上で、
- ・ 国内で生産され、民間流通する麦の生産の安定に係る費用に民間流通に係る国内産麦の数量を乗じて得た額を政府買入数量で除したものを「民間流通に係る国内産麦コスト」とするとともに、
- ・ これらを加えたコストを、今回決める輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格（以下「小麦のコスト価格」という。）とする。
- ・ 以上により算出される小麦のコスト価格と現行の輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格（以下「平均標準売渡価格」という。）との関係は、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト

① FOB 価格	ト/当たり	182 ^{ドル}
② 為替レート	ドル/当たり	107円
③ 輸入麦買入価格	ト/当たり	29,661円
④ 政府管理経費	ト/当たり	4,139円
⑤ 輸入麦コスト	ト/当たり	33,800円

注：FOB 価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近 6 ヶ月間の平均価格である。

- (b) 政府買入に係る国内産麦コスト
トシ当たり 0 円
- (c) 政府麦に係るコスト ((a)と(b)を加えたもの)
トシ当たり 33,800円
- (d) 民間流通に係る国内産麦コスト
- ① 麦作経営安定資金
トシ当たり 16,638円
- ② 流通コスト等
トシ当たり 1,266円
- ③ 民間流通に係る国内産麦コスト
トシ当たり 17,904円
- (e) 小麦のコスト価格 ((c)と(d)を加えたもの) と平均標準売渡価格との関係
- ① 小麦のコスト価格
トシ当たり 51,704円
- ② 平均標準売渡価格
トシ当たり 48,014円
- ③ ①－②
トシ当たり 3,690円
- ④ 改定率 (③/②) 7.7%

c 家計麦価による算定
家計費に基づく標準売渡価格の上限は、次のとおりである。

$$Pe = Pw \cdot \frac{I1}{I0} - C$$

Pe：家計費に基づき算出される三麦別の価格
Pw：基準期間における全国的小麦粉又は精麦の消費者価格の平均値
I1：比較期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値
I0：基準期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値
C：麦の流通、加工等の費用

- (a) 小麦粉又は精麦の価格
Pw：平成11年10月から平成16年9月までに
ける全国的小麦粉又は精麦の消費者価格
の平均値
小麦粉 1 kg 当たり 187.23円
精麦 1 kg 当たり 329.30円
- (b) 可処分所得
I1：平成15年10月から平成16年9月における
全国の勤労者世帯1世帯当たりの可処分
所得の平均値 (4人世帯換算)

464,925円
I0：平成11年10月から平成16年9月までの期
間における全国の勤労者世帯1世帯当た
りの可処分所得の平均値 (4人世帯換算)
477,104円

- (c) 加工流通経費
C：麦の流通、加工等の費用
小 麦 (製品トシ当たり) 126,888円
大 麦 (製品トシ当たり) 257,075円
はだか麦 (製品トシ当たり) 253,375円
- (d) 標準売渡価格の許容し得る上限
小 麦
アメリカ産ウェスタン・ホワイト
(No.2 正味100kg 当たり)
4,576円 (0.44%)
大 麦
(銘柄区分Ⅱ・1等正味100kg 当たり)
3,839円 (14.60%)
はだか麦
(銘柄区分Ⅱ・1等正味100kg 当たり)
4,197円 (14.42%)

(注) カッコ書きは、現行標準売渡価格に対す
る許容し得る上限率

(e) 小麦粉の対米価比の推移

年次	米の 消費者価格 (A) (円/kg)	小麦粉 消費者価格 (B) (円/kg)	(B)/(A) (%)
昭和50年	276	129	46.7
55	398	176	44.2
60	477	211	44.2
平成5年	537	204	38.0
10	439	200	45.6
11	428	194	45.3
12	407	190	46.7
13	395	189	47.8
14	391	187	47.8
15	398	185	46.5
16年1～9	451	183	40.6

- ウ 改定率の考え方
- a 外国産小麦の標準売渡価格については、上記イ
のbのコストプール方式によると所要の引上げ
となるものの、家計費の影響や経済状況を踏まえ、
全銘柄平均で据え置きとする。
- しかしながら、銘柄別に、売渡価格と買付価格
に格差があることを踏まえ、製品輸入の状況や各
銘柄の輸入機会の公平化等の観点から、この差を
調整する。

- b また、外国産大麦及びはだか麦の標準売渡価格については、高く買って安く売っているという逆ざやを解消するため、コスト価格まで13.9%の引き上げとする。

標準売渡価格

国内産小麦	現行対比
(1等正味60kg当たり)	2,401円 (0円)
輸入小麦(アメリカ産ウェスタン・ホワイト・ホィート正味100kg当たり)	4,535円 (▲21円)
輸入小麦(カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング No.1(たん白含有率13.5%)正味100kg当たり)	5,158円 (10円)
国内産大麦(1等正味50kg当たり)	1,759円 (0円)
輸入大麦(オーストラリア産ツーロウ正味100kg当たり)	3,646円 (445円)
国内産はだか麦(1等正味60kg当たり)	2,295円 (0円)

- (注) 1 価格は、消費税額分を含む
2 各銘柄毎の価格は、品質格差、国際相場における評価等を考慮して決定。

エ 食料・農業・農村政策審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

なお、現在行われている麦政策の見直しについてさらに検討を進められたい。

平成16年12月13日

農林水産大臣 島村宜伸殿

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会長 八木宏典

定倉庫の標準収容力(臨時指定倉庫を含む)は、政府倉庫(政府サイロを含む)17万1千t、農業倉庫(カントリーエレベーターを含む)564万2千t、集荷商人倉庫26万t、営業倉庫434万5千t、民間サイロ383万5千t、合計1,425万3千tとなり、前年同期に比べて69万1千tの減少となっている。

また、経営主体数は農業倉庫755、集荷商人倉庫454、営業倉庫(民間サイロを含む)665、合計1,874であり、前年同期に比べて168減少している。

このうち、カントリーエレベーターの収容力は、16年4月1日現在で4,738本のサイロビンが指定されており、その収容力は116万8千tとなっている。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、16年11月末現在で320万5千t(うち、国内米67万1千t)であり、前年同期に比べ44万t減少(うち、国内米57万3千tの減少)となっている。

最近3ヵ年の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表19のとおりである。

(注) ラウンドの関係上、内訳と合計が一致しない場合がある。

表19 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の収容力及び在庫数量

年 度	標準収容力	(単位:千t) 在庫数量
14	17,436	4,053
15	14,944	3,645
16	14,253	3,205

注: 標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

16年4月1日現在における農林水産省指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は713万1千tであり、6万8千t増加している。

最近3ヵ年の低温・準低温倉庫の標準収容力は表20のとおりである。

表20 低温・準低温倉庫の標準収容力

年 度	低 温	(単位:千t) 準低温
14	6,624	729
15	6,531	532
16	6,644	487

注: 標準収容力は各年度4月1日現在である。

第9節 倉庫の概況と保管運送

1 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成16年4月1日現在の政府倉庫及び農林水産省指

2 保管料支払実績

16年度政府所有食糧等の保管料支払額は300億円であり、前年度に比べ47億円の減となっている。

表21 16会計年度保管料支払額

		(単位：百万円)			
種 類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減	
国内米	5,773	1,357	7,130	△5,717	
国内麦	0	1	1	△3	
外米	13,586	89	13,675	1,651	
外麦	8,033	—	8,033	△117	
輸入飼料	1,170	—	1,170	△493	
計	28,562	1,447	30,009	△4,679	
対前年増減	△1,625	△3,055	△4,679		

3 運 送

運 送 概 況

ア 運送数量

平成16年度における政府米の運送数量については国内産米、外国産米合わせて65万6千tとなり、前年度(120万t)に比べ54万4千tの減少となっている。

表22 16会計年度政府米運送実績

		(単位：千t)		
種 類	県間運送	県内運送	計	
国内産米	250	141	391	
外国産米	157	107	264	
合 計	407	248	656	
(前年度)	(893)	(307)	(1,200)	
対前年増	△486	△59	△544	

注：ラウンドの関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 運送対策

政府米の販売促進を図るため、平成16年度についても次の運送対策を講じた。

- (ア) 卸売業者等からのニーズを踏まえて、運送指令(指示)を随時発出。
- (イ) 卸売業者等が希望する販売日に米穀が到着できる運送方法の選択及びコスト削減の有効な手段となる車側渡売却の活用。
- (ウ) 運送中の品質保持に十分留意した夏場運送の実施。

第10節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間(昭和61年～63年)の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っており、平成11年4月に輸入数量制限措置から関税措置へ切替えた。

なお、輸入数量は、12年度以降、77万玄米tとなっている。

(2) 麦 類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度(IQ)から、平成7年に関税措置へ切替えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は12年度以降、574万tとなっている。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

平成16年における米穀の輸入数量(通関統計ベース)は66万2千tで、国別内訳は、アメリカ31万8千t、タイ13万8千t、中国9万2千t、オーストラリア7万3千t、その他4万1千tとなっている。(単位はすべて実t)

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際需給

(米国農務省(USDA) 2005年9月公表)

2004/05年度の世界の米生産量(精米ベース)は、タイやインド等で減産したものの、中国、アメリカで増産となったことから、前年度を2.6%上回る4億110万tと見込まれている。

2004/05年度の世界の米の貿易量(精米ベース)は、世界的な米需給のタイト化を反映して、前年度より2.7%減少し、2,640万tとなる見込みである。

同年度期末の世界の米の期末在庫量(精米ベース)は、生産量が消費量を上回っていることから、前年度より14.2%減少し、7,480万tと見込まれる。

イ 価格動向

米の国際取引指標となるタイ国貿易取引委員会(BOT)公表のうち精米長粒種100% BのFOB価格の動向をみると、2001年8月には170^円/t台まで下落したものの、その後回復し、2002年及び2003年は概ね200^円/t台で推移した。

2004年に入ると、中国の輸出制限措置等の影響により上昇基調で推移した。その後、7月以降は240^円/t前後の価格で横ばいで推移したものの、10月以降、タイ、インド等の輸出量の減少懸念により再び上昇し、2005年3月時点で290^円/t後半の価格となっている。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

平成16年における小麦の輸入量(通関統計ベース)は、549万tで、このうち食糧用の輸入量は539万8千t、飼料用は9万3千tであった。

国別で見ると、アメリカ306万9千t、オーストラリア121万7千t、カナダ116万2千t、その他4万2千tとなっている。

イ 大麦

平成16年における大麦の輸入量(通関統計ベース)は、143万9千tで、このうち食糧用は30万7千t、飼料用は113万2千tであった。

国別で見ると、オーストラリア104万4千t、カナダ23万3千t、アメリカ16万1千t、その他1千tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給

(IGC(国際穀物理事会) 2005年9月公表)

2004/2005年度の世界の小麦生産量は、アメリカ、オーストラリア等で減少したものの、欧州全域で天候に恵まれ単収が向上したため、EU、ロシア、ウクライナ等で生産量が増加し、世界全体では前年度を12.4%上回る過去最高の6億2,320万t(前年度5億5,450万t、以下の()も同様)と見込まれる。

2004/2005年度の世界の小麦消費量は、飼料用需要の増加等により、前年度を3.4%上回る6億1,300万t(5億9,280万t)と見込まれる。

同年度期末の小麦在庫量は、5年ぶりに生産量が消費量を上回ることから、期末在庫量は増加し、8.0%増加の1億3,710万t(1億2,690万t)、期末在庫率は22.4%と見込まれる

(イ) 価格動向

小麦の国際価格を、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW、No.2期近物^{ドル}/ブッシェル)で見ると、2003年は、2月にアメリカ主産地における天候改善等から軟調に推移したが、5月に冬小麦産地で乾燥天候が硬質赤色小麦に被害を及ぼすとの懸念からやや堅調に推移したものの、収穫期における良好な天候を受け、8月中旬以降はやや軟調に推移。10月中旬以降は、アメリカ等の生産等の減少懸念及び中国の買付再開等から上昇し、11月には前年度のピーク時の水準の4^{ドル}台まで上昇するなど、相場は堅調に推移した。

2004年4月以降は、米国の好天候による順調な生育を背景に、世界的に生産量及び期末在庫が増加したため下落基調で推移したが、9月以降、ア

メリカ及びカナダの春小麦地域での生育期の低温気候及び収穫期の降雨、降霜の影響を受けて相場はやや堅調に推移した。しかし、今年の世界の小麦生産量が過去最高水準であること、とうもろこしの相場が低落傾向とあること等を受け、12月には2^{ドル}台後半をつけるなど相場は軟調に推移した。

イ 大麦

(ア) 国際需給

(米国農務省(USDA) 2005年9月公表)

2004/2005年度の世界の大麦生産量は、オーストラリア、ロシア等で生産量が減少するものの、EU、ウクライナ等で生産量が増加するため、前年度を7.3%上回る1億5,298万t(1億4,251万t)と見込まれている。

2004/2005年度の世界の大麦消費量は、世界全体では前年度を2.4%下回る1億4,363万t(1億4,709万t)と見込まれる。

同年度期末の大麦在庫量は、生産量が消費量を上回ることから、前年度を42.5%上回り、3,136万t(2,201万t)、期末在庫率21.8%と見込まれている。

(イ) 価格動向

大麦の国際価格については、国際指標となる価格は存在しないが、主要輸出国であるアメリカの日本向けFOB価格(米国の飼料用大麦)で見ると、とうもろこしの相場に影響される形で推移しており、2003年は、他の飼料穀物と同様、在庫量が大幅に減少したため上昇し、12月には142^{ドル}/トンとなるなど相場は堅調に推移した。

2004年に入っても、とうもろこし相場の上昇を受けて高水準で推移していたが、新穀の収穫終了後は、とうもろこし等の飼料穀物全体の豊作見通しを受けて次第に軟調に推移し、10月には102^{ドル}/トンとなるなど相場は軟調に推移した。

4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成16年度においては、アフリカ、アジアを中心とし、KR食糧援助として、18ヵ国等に対し約18万t、WFP通常拠出分として0.9万tの食糧援助を行った。

また、平成16年12月26日に発生したインドネシア・スマトラ島沖大規模地震の被災国への支援として、イ

インドネシアに1.25万tの緊急食糧援助を行った。

第11節 食糧管理特別会計

1 食糧管理特別会計の概要

食糧管理特別会計は、米穀のほか麦類、輸入飼料及び農産物等の需給及び価格の安定等のために、それら物資の買入から売却に至るまでの一切の事業にかかる経理を取り扱っており、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定（以上3勘定を食糧管理勘定という。）、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定の各事業勘定と事務人件費等を管理する業務勘定及び会計全体の資金操作と損益整理の機能を有する調整勘定の7勘定が設けられている。

調整勘定は、資金操作と損益整理の機能を果たすため、一般会計からの受入金等を原資とする調整資金と食糧証券の発行等により調達した資金を保有し、各事業が必要とする資金の手当てを行うとともに、食糧管理勘定の損益を移し受けてその整理を行っている。

2 16年度予算の概要

(1) 国内米管理勘定

国内米については政府買入数量を27万t、売渡数量は50万tと見込み、政府買入価格及び売渡価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格により、売買に係る予定額を計上している。

この他、各種助成等事業、米取扱手数料や保管料等の経費所要額を計上し、国内米の管理を行うこととしており、16年度の各種助成等事業については以下のとおりである。

ア 生産調整推進対策

全国各地の生産者の公平な抛出と政府の助成により造成した資金を用い、地域における生産調整の取組の実態に応じて補償金を交付する等の施策を通じて全国的に生産調整の円滑かつ着実な実施を図ることとしている。

イ 稲作経営安定対策

生産者と政府により造成した資金を用いて、米価が補てん基準価格を下回った場合に、その一定割合を補てんすることにより、米価の下落による稲作経営への影響を緩和することとしている。

ウ 地域水田農業再編緊急対策（日本型 CTE）

水田農業を営む複数の者が、共同して集落程度の広がりを持った地域で水田農業の構造改革に関する計画を作成し、担い手への生産の集約、有機農業の

導入等の構造改革に資する取組を行う場合に、その取組に応じて助成する施策を通じて構造改革を加速し、水田農業の安定・発展、自給率の向上、農村社会の活性化等を図ることとしている。

エ 米流通システム改革促進対策

産地出荷団体の抛出と国の助成により造成した資金を用い、15年産の自主流通米等に係る計画的かつ安定的販売を促進することとしている。

オ 米飯学校給食の推進措置

米飯学校給食は、食習慣や人格形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしているところであり、その一層の普及を図るため、炊飯施設設備等の設置経費等に対する支援などの推進措置を講じることとしている。

カ 米の需要拡大対策

食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や「食生活指針」に即した健全な食生活の実現を図る上で極めて重要であることから、ごはん食を中心とした日本型食生活の普及等について、医療機関等関係機関と連携を図りながら、広報媒体（テレビ等）の有効な活用等により国民運動的な取組を展開することとしている。

キ 米穀販売業者関連対策

食糧法の下での流通規制緩和、昨今の景気低迷に伴い、厳しい経営環境に置かれる米穀販売業者の経営基盤の強化・販売の活性化を積極的に推進することとしている。

また、消費者の食品の安全性及び品質に対する関心の高まりに対応し、必要な条件整備を図ることとしている。

ク 安全性確保対策等

食品衛生法に基づく残留農業基準の追加に対応しつつ、国が供給する国内産米について残留農業分析による安全性確保対策の充実強化等を図ることとしている。（国内産麦、外国産米麦についても同様の対策を講じている。）

(2) 国内麦管理勘定

国内麦については、民間流通の促進、麦政策の見直しを適正に予算に反映するための検討を引き続き進めることとし、政府の売買数量については、過去の実績を踏まえた最低限の数量による売買に係る予定額を計上している。この他、麦作経営安定資金等助成金を中心とした経費所要額を計上している。

(3) 輸入食糧管理勘定

輸入食糧については、政府買入数量を米穀と麦類合

わせ614万t、売却数量を米穀と麦類合わせ576万tと予定し、米麦の政府買入価格は最近の輸入価格動向等を勘案して算定した価格、政府売渡価格は、米については最近の価格動向等を勘案して算定した価格、麦については平成16年2月1日以降に適用される価格により売買に係る予定額を計上している。

また、保管料等輸入食糧の管理に要する経費については麦政策の見直しを反映し、必要な経費所要額を計上している。

(4) 農産物等安定勘定

農産物等については、でん粉買入2千tに係る所要額、保管料等の管理に要する経費所要額を計上している。

(5) 輸入飼料勘定

輸入飼料については、小麦11万t、大麦140万tの売却及びこれに必要な買入に係る予定額、これらに係る保管料等輸入飼料の管理に要する経費所要額を計上している。

(6) 損益及び一般会計からの繰入れ

ア 食糧管理勘定の損益

平成16年度の食糧管理勘定の損益は、これまでの管理経費等の節減により、前年度補正後予算比 △1,315億円の2,289億円の損失が見込まれている。(勘定別の内訳は国内米管理勘定△1,728億円、国内麦管理勘定△1,008億円、輸入食糧管理勘定447億円)

この損失については、一般会計からの調整資金繰入れ2,289億円を充てることにより、単年度損失は発生しない予定としている。また、前年度からの繰越損失739億円は、そのまま翌年度に繰り越すこととしている。

イ 農産物等安定勘定の損益

農産物等安定勘定においては、でん粉の買入、管理に伴う損失1,100万円を予定しており、この損失は前年度からの繰越積立金17億円を取り崩して整理することとしている。

ウ 輸入飼料勘定の損益

輸入飼料勘定の損益は、飼料用輸入麦の売買、管理に伴う損失9億円を予定しており、一般会計から同勘定への繰入れ9億円を充てることとしている。

3 16年度決算の概要

(1) 国内米の管理

国内米管理勘定においては、国内米を26玄米万t買入れ及び38玄米万t売却に伴う損失から、管理に要する所要額を指し引いたところ、952億円の損失となった。

(2) 国内麦の管理

国内麦管理勘定においては、国内麦の0.01万t(大麦0.01万t)買入0.1万t(大麦0.04万t)売却に伴う損失から、管理に要する所要額を差し引いたところ、1,055億円の損失となった。

(3) 輸入食糧の管理

輸入食糧管理勘定においては、MA米を54実(61玄米)万t買入れ、46実(51玄米)万t売却、外麦528万t(大麦31万t、小麦497万t)の買入れ、526万t(大麦30万t、小麦496万t)売却に伴い発生した利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、369億円の利益(外米損失・384億円、外麦利益・753億円)となった。

(4) 農産物等の価格安定

農産物等の売買は、買入、売却とも実績はなかったことから、損失及び利益の実績はなかった。

(5) 輸入飼料の需給・価格の安定

輸入飼料勘定においては、輸入飼料の120万t(大麦112万t、小麦8万t)買入れ、125万t(大麦118万t、小麦7万t)売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、3億円の利益となった。

(6) 決算損益の整理

ア 調整資金

16年度における食糧管理勘定の損失額は、1,638億円(国内米損失952億円、国内麦損失1,055億円、輸入食糧利益369億円)となったことから、これを調整勘定に移し、前年度からの繰越損失額739億円と当年度の一般会計からの受入額2,289億円からなる調整資金(計1,550億円)を取り崩し整理した。

この結果、16年度末の調整資金は無くなり、残高88億円の繰越損失が生じた。

調整資金 (単位：億円)

前年度	本年度	本年度	残高
繰越損失	受入	損失	
△739	2,289	△1,638	△88

イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算利益3億円は、積立金とし、前年からの前受金1億円及び、一般会計からの受入額3億円は、本年度前受金として整理することとした。

表23 16年度食糧管理特別会計歳入歳出総括表

歳入		(単位：億円)
項目	決算額	
食糧売払代	3,184	
国内米	268	
国内麦	0	
輸入食糧	2,916	
輸入麦等納付金収入	5	
農産物等売払代	—	
輸入飼料売払代	298	
一般会計より受入	2,292	
調整資金	2,289	
輸入飼料損失補てん	3	
検査印紙収入	0	
雑収入	75	
食糧証券及借入金収入	5,250	
前年度剰余金受入	553	
純計額	11,657	
他勘定より受入	13,247	
(歳入総計)	24,904	
歳出		
項目	決算額	
食糧買入費	2,427	
国内米	536	
国内麦	0	
輸入食糧	1,891	
農産物等買入費	—	
輸入飼料買入費	257	
管理費	1,554	
国内米	252	
国内麦	1,054	
輸入食糧	236	
農産物等	—	
輸入飼料	12	
過剰米短期融資金貸付金	75	
事務費	456	
サイロ及倉庫運営費	5	
国債整理基金特別会計へ繰入	6,751	
予備費	—	
純計額	11,525	
他勘定へ繰入	13,247	
(歳出総計)	24,772	

第12節 農産物検査制度

1 概 況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われている。

従来（平成12年度まで）の農産物検査の実施に当たっては、米麦、豆類、雑穀等20品目を対象に、国が定

める全国統一的な検査規格に基づき、食糧事務所（農産物検査官）が一元的に行っていた（いわゆる国営検査）が、平成11年4月27日に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」を受け農産物検査の実施主体を、国から農林水産大臣の登録を受けた民間の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）に変更することを主な内容として、平成12年の通常国会において同法を改正したところである。

この改正により、平成13年4月から5年間で農産物検査の実施主体を民営化することとなり、国は、検査規格、検査方法の設定等の基本ルールの策定や登録検査機関の指導・監督等の役割を果たすこととなった。また、制度見直しの議論を踏まえ、農産物検査の対象品目を20品目から10品目に縮小し、平成7年度から導入された米麦の成分検査は、品位等検査の受検の有無に関わらず単独で受検できる等、制度が変更された。

なお、同法の附則第3条により経過措置として、移行期間中の平成18年3月31日までは国も登録検査機関とみなして農産物検査を行うことができることとされている。

平成13年度からの農産物検査民営化に向け、平成12年度から各食糧事務所において、農産物検査員を育成するための研修を実施しているところである。

登録検査機関の登録状況は、平成16年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で968機関、外国産農産物で5機関、成分検査で13機関が登録され、国内産農産物で約9,600人の農産物検査員が登録されているところである。

平成16年度末における登録検査機関による検査実績は、国内産農産物の（米、麦、大豆）5,850千tの約97％に当たる5,674千t、外国産農産物（米、麦）の全量に当たる7,049千tであった。

2 国内産農産物の検査

(1) 米 の 検 査

ア 登録検査機関による検査

16年産米の検査については、玄米の検査数量4,631千tのうち約96％に当たる4,459千tが登録検査機関により実施され、移行プログラムに則して円滑に民間への移行が進んでいる。

このような状況の下、国は、受検者の検査に対する需要及び登録検査機関の登録状況を勘案し、登録検査機関が参入しない地域において検査を実施した。

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の

実施及び適切な検査証明が強く求められていることから、登録検査機関においては、登録検査機関としての検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が強く求められている。

しかしながら、16年産の検査においては、産地品種銘柄に設定されていない品種について銘柄証明を行ったもの、年産証明できない受検品の年産証明を行ったもの、年産の誤記入等の不適正な検査証明事案があった。

このため、国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の向上等を図る観点から、以下のとおり各地方農政局・地方農政事務所において、登録検査機関に対する指導・監督を実施した。

(ア) 適正な業務運営の確保

登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の全ての登録検査機関の品位等検査を行う検査場所ごとに巡回点検を実施した。

また、登録検査機関の主たる事務所及び従たる事務所に対する監査を実施した。

(イ) 検査技術向上のための現地指導

登録検査機関の農産物検査員の検査技術の向上、鑑定精度の程度統一を図るため、巡回指導を実施し、所要の助言、指導を行った。

(ロ) 鑑定精度の程度統一

登録検査機関の農産物検査員の鑑定精度を統一するため、研修会・鑑定会を実施するとともに、検査の開始時期に品質程度統一会を開催し、当年産米の品質状況を勘案した試料により、程度統一（目合わせ）を行った。

(ハ) 農産物検査員の技能確認

登録検査機関の農産物検査員の技能を定期的に確認するため、技能確認会を実施し、試料の鑑定を行い、技能確認を行うとともに、技能向上のための指導を行った。

(ニ) DNA分析による品種判別調査

農産物検査の銘柄（品種）鑑定については、農産物検査員が玄米を目視することにより実施しているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集のために、16年産米について、DNA分析による品種判別調査を実施した。

この調査は、登録検査機関が16年産米の産地品種銘柄（作付面積（15年産）上位20品種）の銘柄証明を行った受検品のうち、16,989点の産地品種

銘柄の証明について、DNA分析による品種判別を行った。

この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明とDNA分析が完全に一致したものは、16,660点（98.1%）であったが、329点（1.9%）については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

DNA分析により異品種の混入等が認められたものの混入等の状況は、329点中、異品種混入12%以下（25粒中3粒以下）が174点（52.9%）、異品種混入24%以下（25粒中6粒以下）が54点（16.4%）、異品種混入36%以下（25粒中9粒以下）が28点（8.5%）、異品種混入48%以下（25粒中12粒以下）が10点（3.0%）、異品種混入60%以下（25粒中15粒以下）が8点（2.4%）、異品種混入72%以下（25粒中18粒以下）が9点（2.7%）、異品種混入84%以下（25粒中21粒以下）が6点（1.8%）、異品種混入84%を超えるものが13点（4.0%）、品種名誤記入又は品種の取違いによるものが27点（8.2%）であった。

イ 検査の実績

16年産米の平成17年3月末日現在の種類別検査実績は、表24のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表25のとおりである。

水稻うるち玄米の検査数量は439万9千tで、15年産に比べて77万5千t（15年産同期362万4千t）増加した。

ウ 品質概況

16年産水稻うるち玄米の1等比率は70.9%（15年産同期73.4%。以下同じ。）となった。2等以下の主な格付け理由は心白・腹白と整粒不足によるものである。15年産同期より1等比率が低いのは、高温障害や台風の影響のため、心白・腹白粒、被害粒、未熟粒等の混入が多かったことが要因と考えられる。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道の1等比率は85.1%（63.7%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、整粒不足及び充実度不足によるものである。

(イ) 東北の1等比率は82.8%（79.4%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、充実度不足及び心白・腹白によるものである。

(ロ) 関東の1等比率は88.3%（90.6%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、心白・腹白及び着色粒の混入過多によるものである。

(ハ) 北陸の1等比率は59.0%（77.1%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、整粒不足及び心

表24 平成16年産米種類別検査実績（平成17年3月末日現在）

種 類		検査数量 (t)	等級比率 (%)					
			特上	特等	1 等 (合格)	2 等	3 等	規格外
玄 米	合 計	4,631,057	0.0	0.2	70.1	22.8	4.2	2.8
	水稻うるち	4,398,735	—	—	70.9	22.4	4.0	2.7
	水稻もち	160,580	—	—	48.3	37.7	9.2	4.8
	醸造用	71,058	0.3	14.1	65.9	14.2	4.2	1.4
	陸稲うるち	—	—	—	—	—	—	—
	陸稲もち	684	—	—	6.2	60.2	30.4	3.2
も み	合 計	51,137	—	—	98.4	—	—	1.6
	普通	9,601	—	—	91.7	—	—	8.3
	種子	41,535	—	—	100.0	—	—	—
精 米 合 計		3.2	—	—	50.5	49.5	—	—

（注）1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表25 平成16年産水稻うるち玄米地域別検査実績（平成17年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	3等	規格外
北海道	476,525	85.1	3.2	0.8	10.9
東北	1,528,763	82.8	13.7	2.3	1.1
関東	750,102	88.3	10.7	0.8	0.3
北陸	686,006	59.0	34.0	5.3	1.6
東海	146,407	45.4	51.6	2.6	0.4
近畿	189,841	64.5	31.7	3.0	0.8
中国四国	315,681	36.6	50.6	8.5	4.2
九州	302,845	25.1	49.2	18.5	7.2
沖縄	2,567	—	52.4	36.2	11.4
合 計	4,398,735	70.9	22.4	4.0	2.7

（注）ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

白・腹白によるものである。

(オ) 東海の1等比率は45.4%（59.4%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、心白・腹白及び充実度不足によるものである。

(カ) 近畿の1等比率は64.5%（71.6%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、心白・腹白及び整粒不足によるものである。

(キ) 中国四国の1等比率は36.6%（53.3%）となった。2等以下の主な格付け理由は、整粒不足及び心白・腹白によるものである。

(ク) 九州の1等比率は25.1%（50.2%）となった。

2等以下の主な格付け理由は、心白・腹白及び充実度不足によるものである。

(ケ) 沖縄の1等比率は0.0%（18.7%）となった。2等以下の主な格付け理由は、充実度不足及び着色粒の混入過多によるものである。

エ 産地品種銘柄の概況

16年産水稻うるち玄米の品種別検査実績は、表26のとおりである。

水稻うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、512

表26 平成16年産水稻うるち玄米品種別検査数量（平成17年3月末日現在）

順位	品 種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,594,447	36.2
2	ひとめぼれ	555,924	12.6
3	あきたこまち	485,792	11.0
4	きらら397	217,090	4.9
5	ヒノヒカリ	199,677	4.5
6	はえぬき	191,188	4.3
7	ほしのゆめ	150,203	3.4
8	つがるロマン	102,918	2.3
9	キヌヒカリ	81,298	1.8
10	ななつぼし	70,627	1.6
上位10品種の合計		3,649,167	83.0
水稻うるち玄米総合計		4,398,735	

（注）ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

産地品種（15年産、510産地品種）である。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、159万4千t（15年産同期130万4千t）で36%を占めており、2位はひとめぼれ、3位はあきたこまちとなった。

以下、きらら397、ヒノヒカリ、はえぬき、ほしのゆめの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の83%（15年産同期81%）となった。

（2）麦 の 検 査

ア 登録検査機関による検査

16年産麦の検査については、麦の検査数量1,111千tのうち99.7%に当たる1,108千tが登録検査機関により実施された。

国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の向上等を図る観点から、米と同様に各地方農政局・地方農政事務所において、登録検査機関に対する指導・監督を実施した。

イ 検査規格の見直し

麦の農産物検査規格については、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会麦政策小委員会の取りまとめ（案）（平成16年12月6日）において、「良品質麦の生産をより一層振興する観点から、品位等検査の見直しや成分検査項目の拡充など農産物検査規格の見直しに早急に着手すべきである。また、春まき小麦については、早急に春まき小麦独自の規格を設定することが必要である。」とされたことから、麦の農産物検査規格の見直しを進めることとし、春まき小麦については、品種固有の特徴（角張った粒形や飴色がかった色彩）があることを踏まえ、春まき小麦の特徴に即した検査が適正に実施されるよう、秋まき小麦とは別に春まき小麦独自の標準品を作製することとした。

ウ 検査実績

16年産麦の検査実績は、表27のとおりである。

表27 平成16年産麦類検査成績（最終）

種 類	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)			
		1 等	2 等	等 外 上	規 格 外
普通小麦	904,281	70.0	19.8	—	10.1
普通小粒大麦	49,228	38.5	37.7	—	23.9
普通大粒大麦	80,807	62.5	12.0	—	25.5
普通はだか麦	15,136	50.0	41.6	—	8.4
ビール大麦	50,003	0.0	77.3	22.7	—
種子用麦	11,394	100.0	（合格）	—	—
合 計	1,110,848				

（注）ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

検査数量の合計は、111万1千tで、15年産と同程度（15年産は111万1千t）となった。

エ 品質概況

(ア) 普通小麦

1等比率は70.0%（15年産59.6%。以下同じ）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(イ) 普通小粒大麦

1等比率は38.5%（55.5%）となった。2等以下の主な格付け理由は、整粒不足と形質によるものである。

(ウ) 普通大粒大麦

1等比率は62.5%（60.4%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(エ) 普通はだか麦

1等比率は50.0%（33.5%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(オ) ビール大麦

上位等級比率（1等＋2等）は77.3%（86.5%）となった。等外上の主な格付け理由は、形質と裂・剥皮粒によるものである。

(3) その他の農産物の検査

ア 検査実績

農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）に定められた米麦以外の農産物の16年産検査結果は次のとおりである。

〔品 目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量t〕
大豆	（北海道ほか2府40県）	105,566
一般小豆	（北海道、岩手、京都）	39,426
普通いんげん	（北海道）	3,219
普通そば	（北海道ほか13県）	1,853
かんしょでん粉	（茨城、千葉、鹿児島）	50,366

イ 品質概況

(ア) 普通大豆の1等比率は14.2%となった。

(イ) 一般小豆の1等比率は0.3%となった。

(ウ) 普通いんげんの1等比率は0.4%となった。

(エ) 普通そばの1等比率は0.1%となった。

(オ) かんしょでん粉は全て1等であった。

3 外国産農産物の検査

16年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量		(単位：t、%)			
産 地	玄米	精米	砕精米	計	国別比率
アメリカ	6,578	238,874	38,828	284,281	(51.7)
タイ	—	75,192	60,812	136,004	(24.7)
中国	1,829	57,415	3,894	63,138	(11.5)
オーストラリア	—	33,593	5,493	39,086	(7.1)
ベトナム	—	26,449	—	26,449	(4.8)
パキスタン	—	240	—	240	(0.0)
インド	—	200	—	200	(0.0)
台湾	—	126	—	126	(0.0)
イタリア	—	102	—	102	(0.0)
計	8,407	432,190	109,028	549,625	(100.0)
形態別比率	(1.5)	(78.6)	(19.8)	(100.0)	

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ・中国・タイ	水分	23	24	3,565
タイ	砕粒	1	1	402
アメリカ	他銘柄粒	1	1	1

(2) 小 麦

ア 検査数量		(単位：千 t、%)		
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
ア メ リ カ	2,758	—	2,758	(54.4)
オーストラリア	1,138	25	1,163	(23.0)
カ ナ ダ	1,092	16	1,108	(21.9)
そ の 他	—	35	35	(0.7)
計	4,987	77	5,064	(100.0)
用途別比率	(98.5)	(1.5)	(100.0)	

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ	たんぱく質	10	15	69,730
アメリカ	きょう雑物	7	10	50,953
アメリカ	発芽粒	4	4	29,383
S B S	異物	1	2	1,340

(3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量		(単位：千 t、%)		
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	286	710	995	(69.3)
カナダ	20	218	239	(16.7)

ア メ リ カ	3	198	201	(14.0)
計	309	1,126	1,435	(100.0)
用途別比率	(21.5)	(78.5)	(100.0)	

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
カナダ	被害粒	1	1	12,336
アメリカ・ オーストラリア	きょう雑物	2	2	8,407
S B S	きょう雑物	1	1	1,449

4 成 分 検 査

成分検査(任意検査)は、理化学分析により米の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

なお、国は、民営化移行期間中において民間検査機関が参入していない地域で補完的に検査を実施している。

平成16年度の成分検査の実施件数は、米については3件、小麦については2,470件となった。

第13節 米麦加工食品

1 米 加 工 食 品

(1) 米菓(あられ・せんべい)

ア 企業構造

平成15年12月末日現在における企業数は、653企業(663工場)であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社(12工場)が占めている生産シェアは51%(15年)となっている。

イ 生産状況

16年の米菓の生産数量は21万tで前年同である。

ウ 輸出入

16年の米菓輸出数量は、3.3千tで前年比10.3%減、金額では、23億円で前年比5.5%減となっており、主要輸出先はアメリカ、オランダ、台湾等である。

一方、輸入数量は9.0千tで前年比20.7%増、金額では、31億円で前年比10.8%増となっており、主要

輸入先はタイ、中国、台湾等である。

(2) 加 工 米 飯

ア 企業構造

平成16年12月末日現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で127企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

イ 生産状況

16年における加工米飯の生産量は26万5千tで、前年比6.3%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯1万8千t(前年比5.3%減)、無菌包装米飯8万8千t(同11.2%増)、冷凍米飯14万4千t(同6.5%増)、チルド米飯7千t(同5.8%減)、缶詰米飯2千t(同2.2%減)、乾燥米飯6千t(同5.7%減)となっている。

2 麦 加 工 食 品

(1) みそ・しょうゆ

ア 企業構造

みそ製造業の企業数(平成15年12月現在)は、1,179企業(1,182工場)であり、そのほとんどが中小企業である。

しょうゆ製造業の企業数(平成15年12月現在)は、1,501企業(1,509工場)である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社(7工場)にすぎないが、生産シェアで約50%(16年)を占めている。

イ 生産状況

みその平成16年生産量は、51万tで前年より2千tの減(前年比0.4%減)であった。

しょうゆの平成16年生産量は、95万4千klで前年より2万7千klの減(同2.8%減)であった。

ウ 輸出状況

みその平成16年輸出量は7千t(前年比13.3%増)、金額は15億円(同12.2%増)となっており、主要輸出先はアメリカ、韓国、カナダ等であった。

しょうゆの平成16年輸出量は1万4千kl(前年比7.2%増)、金額は29億円(同7.8%増)となっており、主要輸出先は中国、アメリカ、香港であった。

(2) 小 麦 粉

ア 企業構造

平成16年3月末日現在における小麦粉製造業の企業数は113企業(136工場)であり、これらを合計した日産設備能力は、2万9千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、中小企業のうち35%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業(4社)が70.2%を占めている。

イ 生産状況

15年度における小麦粉の生産量は499万tで、前年比1.6%増となっている。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の40.3%、めん用粉の33.0%、菓子用粉の12.2%となっており、この3用途で生産量全体の85.5%を占めている。

ウ 輸出入

16年の小麦粉輸出量は304千t（前年比4.5%減）、金額は83億円（同10.1%減）となっており、主要輸出先は香港、ベトナム、シンガポール等であった。

一方、小麦粉調製品の輸入量は136千t（前年比2.7%増）、金額は140億円（同4.7%増）となっており、主要輸入先は韓国、オーストラリア、中国等であった。

(3) 精 麦

ア 企業構造

平成16年3月末現在における精麦業の企業数は、63企業（63工場）で、すべて中小企業である。

イ 生産状況

15年度における精麦の生産量は19万3千tで、前年比10.3%増となっている。種類別生産比率は、普通精麦97.5%（押麦8.2%、切断圧べん1.3%、切断無圧べん2.2%、精白麦84.8%、その他1.0%）、ビタミン強化精麦2.5%となっている。

(4) 麦 茶

ア 企業構造

16年3月現在における麦茶製造業の企業数は、77企業（78工場）であり、すべて中小企業である。

イ 生産状況

15年度における麦茶の生産量は3万9千tで、前年比23.5%減となっている。

ウ 輸入状況

16年の麦茶輸入量は6千t（前年比86.2%増）、金額は8億円（同56.3%増）となっており、主要輸入先は中国、オーストラリア等であった。

(5) め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

ア 企業構造

平成15年4月現在におけるめん類製造業の工場数は生めん類3,289、乾めん類1,681、即席めん類111、マカロニ・スパゲッティ類11で兼業を差し引いて合計4,477工場となっている。めん類製造業は、即席めん類以外は大企業の数極めて少なく、おおむね中小企業である。

イ 生産状況

16年におけるめん類の生産量は、141万4千t（小麦粉換算）で前年より約1万1千t減（前年比0.8%減）となっている。

種類別にみると、生めん類66万1千t（前年比2.2%減）、乾めん類22万8千t（同0.8%減）、即席めん類36万8千t（同0.9%増）、マカロニ・スパゲッティ類15万7千t（同1.4%増）である。

ウ 輸出入

16年のめん類輸出量は1万6千t（前年比3.8%増）、金額は49億円（同2.5%増）となっている。これを種類別にみると、乾めん類7.7千t（同20億円）、即席めん類8.3千t（同28億円）、マカロニ・スパゲッティ類0.3千t（同0.5億円）である。

一方、輸入量は11.8万t（前年比3.7%増）、金額は148億円（同5.4%増）となっている。これを種類別にみると、乾めん類1.5千t（前年比31.5%減）、即席めん類5.8千t（同26.5%増）、マカロニ・スパゲッティ類111.5千t（同3.5%増）である。

(6) パ ン 類

ア 企業構造

平成15年4月末現在におけるパン製造業の工場数は4,222工場となっている。

イ 生産状況

16年におけるパン類の生産量は124万3千t（小麦粉換算）で前年比0.3%減となっている。

これを種類別にみると、食パン61万2千t（前年比2.1%減）、菓子パン37万5千t（同2.5%減）、その他パン22万1千t（同0.9%増）、学給パン3万6千t（同4.5%減）である。

ウ 輸入状況

16年のパン類輸入量は9千t（前年比13.9%増）、金額は24億円（同10.2%増）となっており、主要輸入先はアメリカ、デンマーク、韓国等であった。

(7) ビ ス ケ ッ ト 類

ア 企業構造

平成15年4月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の工場数は109工場となっている。

イ 生産状況

16年におけるビスケット類の生産量は21万4千製品tで前年比2.0%減となっている。

ウ 輸出入

16年のビスケット（スイート）類の輸出量は0.8千t（前年比26.9%減）、金額は7億2千万円（同17.0%減）となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、台湾等であった。

一方、輸入量は2万5千t（前年比21.9%増）、金額は81億3千万円（同13.3%増）となっており、主要輸入先は中国、マレーシア、アメリカ、デンマーク、フィリピン等であった。

第5章 消費・安全局

第1節 食の安全の確保

1 関係行政機関との密接な連携による食品安全行政の一体的な推進

平成15年5月に、リスク分析の考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が制定された。また、同年7月に、既存の行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正なリスク評価を専門に行う組織として食品安全委員会が設置されたほか、農林水産省においても、リスク管理部門の産業振興部門からの分離・独立がなされ、食の安全確保に向けた施策を展開する体制を整備した。

このリスク分析に基づいた食品の安全確保は、リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、リスク評価（食品中に含まれる危害要因を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価）、リスク管理（すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行う）、及びリスクコミュニケーション（リスク分析の全過程において、関係者の間で、情報及び意見を相互に交換）からなる。

リスク管理に関する行政機関については、食品安全基本法に基づき閣議決定した「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」において、相互の密接な連携のために必要な措置等について規定している。また、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省及び環境省との間で、リスク評価を行う際の連携、リスク管理措置を講ずる際の連携、食品の安全の確保に関する情報の共有等、連携及び政策調整の具体的な手法について取決めを締結し、公表している。

2 産地におけるリスク管理の推進

(1) 農産物の安全確保

農産物の生産段階においては、病原微生物やかび毒、重金属汚染、残留農薬、異物混入等の複数のハザードに対する総合的な安全確保の手法である食品安全GAP（適正農業規範）の確立・普及を推進し、安全な農産物の供給の確保を図った。

ア 生鮮農産物安全性確保対策事業（民間団体）

我が国の生産実態、気象条件等に対応した実効性のある食品安全GAPを構築するための調査・検討を行うとともに、「『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル（初版）」の作成や食品安全GAP全国研修会の開催等に補助を行った。

全国研修会を1日の日程で2回開催し、延べ200名が受講した。（予算額 830万円）

イ 生鮮農産物安全性確保対策事業（地方公共団体等）

都道府県等における食品安全GAPの普及の推進体制等を整備しつつ、産地等における自主的な取組を促進するため、推進協議会の設置や研修会の開催、産地実証などについて支援した。

（予算額 3,066万円）

3 生産資材の適切な管理・使用の推進

(1) 肥料

ア 普通肥料の公定規格等の改正等

平成16年度において、普通肥料の公定規格を1種類新規設定し、1種類一部改正を行った。

イ 肥料の登録

平成16年における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,673件、有効期間更新数は3,325件、平成16年末の有効登録数は18,785件であった。

ウ 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成16年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は3,471件、平成16年末の有効届出数は5万2,925件であった。

エ 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成16年度における国

の立入検査成績は、分析検査標品1,122点中、正常でないものは51点であった。この他、重金属に汚染された肥料による被害の蔓延を防止するため、緊急の立入検査（分析検査標品31点）を実施した。

オ 調査試験等

独立行政法人肥飼料検査所において、公定規格の設定等に関する調査、重金属の迅速分析法の検討等を行った。

カ BSE の発生に伴う措置

平成13年9月、我が国において初めて牛海綿状脳症（BSE）が発生したことに伴い、牛への誤用・流用を防止し、BSEの発生の防止に万全を期す観点から、平成13年10月以降、肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料について、輸入、製造及び工場からの出荷の一時停止を要請した。

その後、科学的な見地から安全性が確認されたものについては、順次、その製造・出荷が解除され、現在、豚、鶏等のみに由来する肉骨粉等、及び蒸製骨粉、蒸製蹄角粉、蒸製皮革粉等が肥料原料として利用されている。また、牛のせき柱について、特定危険部位に相当する対応を講じることが適当であるとする食品健康影響評価の結果が食品安全委員会から示されたことを受けて、肥料については、せき柱を含む肥料が生産されることのないよう、平成16年5月1日、肥料取締法に基づく公定規格等の変更を行った。

キ 肥料の需給・価格等

(ア) 化学肥料の需給概要

15肥料年度（平成15年7月～16年6月）の内需は、窒素、りん酸、加里の3成分合計で132万tとなり、前年度を3%上回った。

表1 化学肥料の需給量（15肥料年度）

	窒素肥料	りん酸肥料	加里肥料	三成分合計
生産	432(442)	360(364)	0(0)	792(806)
輸入	238(216)	103(122)	369(326)	710(664)
内需	482(463)	473(482)	369(340)	1,324(1,284)
輸出	199(201)	2(2)	2(2)	203(205)

（単位：成分千t、（ ）内は14肥料年度の数字）

(イ) 16肥料年度価格

16肥料年度の元売り段階の価格は、国内での価格形成に大きな影響を持つ輸入原料や原料輸送コストが大幅に値上がりしたことにより、全品目で値上がりとなった。

表2 主要肥料の供給価格変動率の推移
（全農供給価格：高度化成肥料（15-15-15）対前年増減率）

13肥料年度	14肥料年度	15肥料年度	16肥料年度
1.63	▲0.38	▲1.53	3.49

（単位：％）

ク 肥料対策関連事業

機能性肥料高度活用推進事業

施肥による環境負荷等の軽減を図るため、肥効調節型肥料等の機能性肥料と効率的施肥技術を効果的に組合わせた肥料利用効率の大幅な向上が可能な化学肥料施用技術の確立・普及を促進することとし、都道府県段階における機能性肥料高度活用推進計画の策定、モデル実証等を推進した。

（予算額 414万円）

(2) 農 薬

ア 農薬の登録状況

16農薬年度において新たに登録された農薬は256件で、9月末における有効登録件数は4,781件となり、前年同期に比較して141件の減少となった。

16農薬年度に登録された新規化合物は9種類であった。

イ 農薬取締り状況

16年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し80件の立入検査等を行い、無登録農薬の販売や使用を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、23件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

ウ 農薬の安全対策

農薬の安全性を確保するため、農薬の登録にあたり、環境省、厚生労働省と連携を図りながら独立行政法人農薬検査所において農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

なお、提出を求める試験成績の内容、作成指針等については、登録農薬の少ないマイナー作物への登録を進めるための対応として、平成16年11月にはグループ登録制度の導入や必要となる試験成績の見直しを行った他、平成17年3月には、環境省が定める登録保留基準の変更に伴う水産動物への影響試験の追加等更なる充実を図った。

農産物の安全性の確保や生活環境の保全のため、農産物及び土壌における農薬残留の実態調査を実施するとともに、これを踏まえた農薬の安全使用を推進した。

また、農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県が共催により農薬危害

防止運動を全国的に展開し、①農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動、②農薬事故に対する適切な処置体制を確保するための医療機関との連携強化及び事故の発生状況の把握等を実施した。

エ 農薬の使用基準の明確化

平成15年の農薬取締法の一部改正に伴い、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年度農林水産省・環境省令第5号)が制定された。同省令では、食用及び飼料の用に供される農作物等に農薬を使用するときに、その規定する使用基準を遵守しなければならないこと等が規定されている。

さらに、同省令及び「農薬取締法施行規則」(昭和26年農林省令第21号)を平成16年6月21日に改正することにより、①農薬を使用することができる総回数の積算期間の明確化、②農薬の有効成分に着目した総使用回数の表示の明確化を図った。

また、種苗を譲り受けて農産物の生産を行う者にあつては、種苗生産段階での農薬使用回数が明確でなく、同省令の総使用回数の遵守が困難となることが想定されたことから、17年5月に同省令及び「種苗法施行規則」を改正し、指定種苗の販売に際しての農薬の使用回数の表示の義務化等を図ることとした。

オ 農薬の生産出荷

16農薬年度(平成15年10月～平成16年9月)の農薬の生産額は、3,778億円(前年比4.1%増)出荷額は3,603億円(同1.3%増)となっており、生産額及び出荷額ともに増加した。

カ 農薬の輸出入

16農薬年度の農薬の輸出額は前年比2.0%増の913億円であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が16.9%を占めて最も多く、次いでブラジル12.8%、フランス10.7%となった。

一方、輸入額は前年比18%の637億円となった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、ドイツが27.2%を占めて最も多く、次いでシンガポール26.8%、フランス7.9%となった。

(3) 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物(以下「飼料等」という。)については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。))に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点か

ら飼料の公定規格の設定等を行っている。

16年度は近年の養殖技術の向上、国際的な種苗供給体制の確立等により、養殖水産動物の種類が著しく多様化しており、規制対象外の養殖水産動物の生産量が増加してきていることから、平成16年10月27日付けで「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令」の一部が改正され(17年2月1日施行)、食用に供する目的で相当量養殖されている16魚種が追加された(なお、政令で定めるいわな属は、3魚種を告示により指定)。

ア 飼料等の安全性の確保

飼料安全法に基づき、農林水産大臣は有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(昭和51年農林省令第35号)(以下「成分規格等省令」という。)により設定している。

16年度は、①これまで指定されていたキタサマイシン等4種類の抗菌性飼料添加物について、わが国において現在使用されておらず、今後の使用も見込まれないことから、平成16年10月12日付けで指定の取消、②動物性油脂が牛のせき柱及びと畜検査を受けていない牛由来の原料が混入しない工程で製造されたことに係る農林水産大臣による確認制度の導入(平成16年5月1日施行)が行われたほか、③豚肉骨粉等が牛が混入しない工程で製造されたことに係る農林水産大臣による確認制度の導入(平成17年4月1日施行)、④配合飼料製造工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離の実施(平成17年4月1日完全施行)が行われることとされている。また、同法に基づき特定飼料等(抗生物質)の検定を肥飼料検査所で行った(16年度検定628件合格)。

イ 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができるとされている。

公定規格の検定機関については、16年度は1法人が新たに登録され、計7法人(13施設)となった。

また、飼料の公定規格による16年度の検定は2県及び2登録検定機関において、配合飼料11銘柄、フィッシュソリュブル吸着飼料2銘柄(うち1銘柄不合格)及び魚粉7銘柄に関して実施された。

ウ 飼料等の立入検査

飼料安全法に基づき、安全性の確保及び品質の改

善を図る見地から、独立行政法人肥飼料検査所及び都道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。

16年度における立入検査の状況は、表3のとおりである。

表3 16年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	665	1,066	1,731
収去件数	1,274	1,410	2,684
飼料	1,228	1,410	2,638
飼料添加物	46	0	46
収去品の試験結果			
正常件数	1,258	1,394	2,652
飼料	1,212	1,394	2,606
飼料添加物	46	0	46
違反件数	16	16	32
飼料	16	16	32
飼料添加物	0	0	0

(4) 動物薬事

ア 動物用医薬品等製造（輸入販売）業許可及び承認状況（平成16年1月1日から12月31日）

(ア) 薬事法（昭和35年法律第145号）第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は、医薬品13件、医薬部外品0件及び医療用具15件であり、また、同法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は、医薬品7件、医薬部外品0件及び医療用具25件であった。

(イ) 同法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品53品目、医薬部外品24品目及び医療用具16品目であり、また、輸入については医薬品40品目、医薬部外品0品目及び医療用具15品目であった。

イ 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の5（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全品目について、通常5年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成16年度に見直しの対象となる9成分について、平成16年11月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

ウ 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬

品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の4第1項に基づき、使用規制の対象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行うとともに、食品衛生法に基づく動物医薬品等の残留基準の設定に対応した使用基準の改正を行ってきている。

エ 国家検定等の検査

・国家検定

薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成16年度の国家検定状況

生物学的製剤（受付件数809件）

合格 806件

不合格 2件

中止件数 1件

・収去検査

薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成16年度の製造業者等への立入検査による収去品の検査

収去件数 不合格件数 改善指導件数

一般薬 76件 1件 13件

抗生物質製剤 26件 0件 7件

生物学的製剤 4件 0件 0件

（体外診断薬）

・依頼検査

動物医薬品検査所依頼試験検査規定に基づき平成16年度に動物医薬品検査所が実施した検査

動物用抗生物質製剤検査命令実施要領に基づく依頼検査

受付件数 300件

不合格件数 0件

動物用血液型判定用抗体検査命令実施要領に基づく依頼検査

受付件数 14件

不合格件数 0件

中止件数 0件

オ 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成16年度は平成16年11月8日及び9日の両日に開催し、薬事法の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

4 食品の安全を確保するための調査・監視の強化

汚染物質対策について

カドミウム、ダイオキシン類のような汚染物質は、生産者が意図しないにもかかわらず多種類の食品に混入し、それら食品を通じて、一定量以上を長期間摂取し続けると人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある危害要因である。したがって、これらの危害要因について、各種の農畜水産物・食品中の含有量の実態調査を行い、その結果に基づいてリスク管理を実施していくことが不可欠である。

このため、平成15年9月、カドミウム、水銀、ダイオキシン、かび毒、アクリルアミドについてそれぞれ「有害汚染物質の対策検討チーム」を設置し、農林水産省内の横断的な対策を検討するための体制を強化した。さらに、平成16年5月、有害汚染物質ごとの対策検討チームにおいて、16年度に行うリスク管理の取組について行動計画を作成・公表した。

ア カドミウム

平成16年度における食品のカドミウム対策行動計画に基づき、コーデックス食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)における国際的な基準値検討への対応を行ったほか、国内においては、産地段階の米のモニタリング調査のほか、カドミウムを0.4ppm以上1.0ppm未満含有する米の流通防止、農用地土壌汚染対策、カドミウム吸収抑制技術等の確立・普及といったリスク管理措置を実施するとともに新たな吸収抑制技術等の開発を行った。

イ 水銀

平成16年度における食品の水銀対策行動計画に基づき、水銀の暫定的規制値の適用除外となっているマグロ類等を対象に水銀濃度についての調査を実施し、マグロ類を対象とした平成14～16年度の調査結果を公表したほか、CCFACにおける魚類中のメチル水銀のリスク管理措置に係る検討へ参画し、また、厚生労働省等と連携して魚食に関する意見交換会を開催するなどリスクコミュニケーションを推進した。

ウ ダイオキシン類

平成16年度における食品のダイオキシン類対策行動計画に基づき、CCFACにおける国際的なリスク管理検討への対応を行ったほか、国内においては、平成15年度農畜水産物に係るダイオキシン類の実態調査の結果を公表するとともに、魚介類については、「魚介類のダイオキシン類の解説(第3版)」を公表

した。また、厚生労働省等と連携して魚食に関する意見交換会を開催するなどリスクコミュニケーションを推進した。

エ かび毒

省内関係部局が連携を図り、かび毒全般にわたる総合的なリスク管理を効率的に実施するため、麦類のかび毒対策検討チームを改組して、かび毒対策検討チームを設置し、平成16年度におけるかび毒対策行動計画に基づき、リスク管理が必要なかび毒の優先度別のリストの作成、国内産農産物のかび毒汚染実態調査を行うとともに、輸入農産物のかび毒検査の実施及び汚染農産物の輸入防止、かび毒のリスク低減技術の開発と普及等のリスク管理措置を実施した。なお、基準値検討に資するためコーデックス委員会にデータを提供した。

オ アクリルアミド

平成16年度における食品のアクリルアミド対策行動計画に基づき、加工食品中に含まれるアクリルアミドの含有実態調査を行い、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)におけるアクリルアミドの国際的なリスク評価に日本の実態を反映させるために調査結果を提出した。また、CCFACにおける国際的なリスク管理に関する検討案の作成に際し、調査結果とコメントを提出するなど積極的に対応するとともに、アクリルアミドの生成に関する基礎的研究の推進、消費者、食品業者及び行政による意見交換会を実施した。

5 家畜防疫体制の強化等家畜衛生対策

(1) BSE 対策の推進

ア 我が国における BSE の発生への対応

平成13年9月に我が国で初めて BSE 感染牛が確認されて以降、16年度末までに16例の BSE の発生が報告された。BSE 対策として、と畜場での BSE 全頭検査及び特定部位(SRM)の除去に加え、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉に係る飼料規制のほか、「牛の個体識別のための管理のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく牛トレーサビリティ制度等各般の対策が実施されている。

(ア) 16年度は、と畜検査において9月13日(12例目)、9月23日(13例目)及び3月27日(16例目)、農場サーベイランスにおいて10月14日(14例目)及び2月26日(15例目)、計5頭の BSE 感染牛が確認された。

(イ) BSE 対策特別措置法(平成14年法律第70号)に

基づき、15年4月1日より、24か月齢以上の死亡牛を対象に農場サーベイランスを開始した。16年度は98,650頭（一部24か月齢未満の牛も含む。）であり、うち2頭が陽性（14及び15例目）であった。また、生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や死亡牛の輸送及び処理費用を助成し、サーベイランスの適正を評価するとともに適正な死亡牛の処理を推進した。

(㉞) BSEが発生時の対応を迅速かつ適切に実施するため、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会プリオン病小委員会において、現行の「BSE検査対応マニュアル（平成13年10月18日付け農林水産省生産局畜産部長通知）」を踏まえた調査審議を行い、16年11月29日付けで「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」を農林水産大臣名で公表した。

(㉟) 7例目までの感染源及び感染経路については、15年9月、専門家からなるBSE疫学検討チームにより、疫学的分析結果報告が取りまとめられた。この報告書において、1980年代に英国から輸入された牛のと畜後の残さを原料とした肉骨粉及び1990年以前に輸入されたイタリア産肉骨粉が飼料原料としてリサイクルされて感染源となった可能性、これらの感染源の感染経路として製造・配送段階において牛用配合飼料に交差汚染した可能性が考察された。

8例目以降の感染源及び感染経路に関しては、順次給与飼料等の調査を進めており、17年度から実施される「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」のリスク管理型研究において疫学的分析を行う。

イ 米国におけるBSEの発生への対応

(㉠) 5月から7月までの間に3回のWGが開催され、日米両国におけるBSE措置に関する説明及びこれら措置に関する技術的・専門的事項に関する意見交換を行った。

(㉡) 9月21日、日米首脳会談において「できるだけ早期に日米で牛肉貿易を再開することの重要性について」意見が一致した。

(㉢) 10月21日～23日の日米局長級会合において、今後両国の専門家及び実務者が貿易再開に必要な条件と枠組みの詳細を決定し、両国において必要な国内手続を完了した段階で、牛肉貿易を再開するとの認識を共有した。

(㉣) 12月から平成17年2月までの間に3回の「牛の月齢判別に関する検討会」を開催。その後も日米

間の実務担当者で情報交換を継続している。

(2) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

16年1月、我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生し、同年3月までに合計5件の発生（うち1件は食鳥処理場での発生）が確認され、合計約27万5千羽が死亡又は殺処分された。

ア 家畜伝染病予防法の一部改正について

我が国で発生した高病原性鳥インフルエンザに関し、農家からの発生の届出がなされず、生きた鶏の出荷先での感染が拡大するといった事例が生じ、また、本病発生時には、移動制限の対象となった農家の経営に大きな影響が生じた。さらに、畜産の大規模化等に伴い、都道府県が行う防疫事務の円滑な実施に当たっては、防護服等の衛生資材が必要となり、また、家畜防疫員自ら患畜等の死体や汚染物品の焼却・埋却を行う場合に多額の費用を要することとなった。

こうした状況を踏まえ、①届出義務違反に対するペナルティを強化するとともに、②移動制限を受けた農家に対する助成措置の制度化、③防疫事務の費用に対する国の負担の拡充など、よりの確にまん延防止が図られるようにするため、16年6月、家畜伝染病予防法の一部を改正した。

イ 高病原性鳥インフルエンザの感染経路について

我が国で発生した高病原性鳥インフルエンザの感染経路の究明のため、専門家からなる「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会」を設置し、16年6月に報告書が取りまとめられ、感染源及び感染経路として、

① 国内で分離されたウイルスは、朝鮮半島等からカモ類等の渡り鳥によって持ち込まれた可能性がある

② 1例目から3例目までの発生農場に侵入した経路については、本病に感染した渡り鳥の糞等に接触したネズミ、野鳥等の野生動物や汚染された水あるいは人等により鶏舎に持ち込まれた可能性が考えられるとされた。

ウ 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針について

15年9月に高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルを作成し、発生の予防及びまん延防止に努めていたところであるが、よりの確な防疫対応が図られるよう、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会の調査審議を経て、16年11月18日付けで、「高病原性鳥インフルエ

ンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」を農林水産大臣名で公表した。発生が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、本指針に沿って、①発生農場における飼養鶏の殺処分及び汚染物品の焼却又は埋却、②発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等を実施することとしている。

エ 鳥インフルエンザワクチンについて

本病の防疫については、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、早期発見と迅速な殺処分による防疫を行うこととしており、ワクチンの使用は、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が続発し、迅速なうたが困難となる、又は困難になると判断される場合にのみ検討することとしている。

鳥インフルエンザワクチンについては、16年12月13日に3種類の動物用生物学的製剤に対して輸入承認が行われ、緊急接種用のワクチンとして、720万ドーズを備蓄している。

オ 家畜防疫互助基金

口蹄疫、豚コレラ等に加え、高病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合の畜産経営への影響を緩和するため、16年12月、本病を家畜防疫互助事業の対象疾病に追加した。平成16年3月現在の加入状況は、全国羽数ベースで85.3%となっている。

(3) 家畜防疫

ア 飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の策定

(ア) 飼養衛生管理基準

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会衛生管理小委員会の調査審議を経て、家畜の所有者が遵守すべき基準として、飼養衛生管理基準を定め、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付けた（16年9月公布、12月施行）。

(イ) 特定家畜伝染病防疫指針

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会及び牛豚等疾病小委員会の調査審議を経て、それぞれ、高病原性鳥インフルエンザ（16年11月18日）、BSE（16年11月29日）及び口蹄疫（16年12月1日）について、特定家畜伝染病防疫指針を策定し、農林水産大臣名で公表した。

イ 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、家畜の伝染性疾病的発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

(ア) 牛関係監視伝染病

BSEについては、13年9月に我が国初のBSEが確認されて以来、16年度末までに合計16頭の発生があり、うち3頭は農場サーベイランスによる摘発であった。16年度は熊本県（16年9月）、奈良県（16年9月）及び北海道（16年10月、17年2月及び3月）で計5頭の発生があり、疑似患者の特定等の防疫措置がとられた。

ヨーネ病については、10年度以降、法に基づく定期検査を実施し、16年は検査頭数の増加もあり、39都道府県597戸1,118頭の発生があった。ここ数年、北海道では発生農場の同居牛検査及びハイリスク牛の自主とうたを進めてきた結果、12年以降減少傾向にあり、一方、都府県では検査の強化により増加傾向にあったが、16年には北海道及び都府県いずれにおいても増加に転じた。

ブルセラ病及び結核病については、両疾病とも、ここ数年散発的な発生となっており、16年はブルセラ病の発生はなく、結核病は16年2月に展示用（動物園）の水牛において1戸1頭の発生があった。

(イ) 豚関係監視伝染病

16年3月から9月にかけて、鹿児島県において5件の豚コレラウイルス分離事例が確認された。防疫対応として、発生農場における飼養豚の殺処分、畜舎の消毒、周辺農場の清浄性確認検査等を行った。

当該事例については、16年11月、鹿児島県において事例検証チームが立ち上げられ、①各事例で分離されたウイルスはすべて同一であったこと、②第1事例の調査結果から、当該農場で使用された内容不明の薬品に原因となる豚コレラウイルスが混入していた可能性が高く、さらに、これが国内承認ワクチンでない可能性が考えられたこと等が17年3月の報告書で取りまとめられた。

その他の豚の疾病として、オーエスキー病が、16年は4県で5戸13頭の発生があった。オーエスキー病の発生戸数及び頭数はワクチンの利用もあり昭和63年をピーク（59戸9,491頭）に、大きく減少したものの、発生県に大きな変化はなく、一部では常在化の傾向にある。

(ウ) 鶏関係監視伝染病

鶏の疾病では、16年1月～3月に、高病原性鳥インフルエンザの79年ぶりの発生が5件（うち1件は食鳥処理場での発生）あった。いずれの発生の際にも、発生農場の飼養鶏の全羽殺処分、移動制限区域の設定等のまん延防止措置を講じた。

ニューカッスル病については、2年ぶりに肉用鶏で1件の発生があった。

(エ) 馬関係監視伝染病

馬バラチフスは、10年から11年に重種馬での集団発生があり、その後発生は認められていなかったが、16年は2戸9頭の重種馬による発生があった。

その他、馬伝染性貧血は、5年に農用馬2頭が抗体陽性で摘発されて以降発生はなく、馬伝染性子宮炎は1戸1頭の発生があった。

(オ) めん山羊監視伝染病

スクレイピーは、15年9月に、約2年ぶりに発生があったが、16年は発生していない。昭和59年に輸入めん羊由来群で発生が確認されて以降、32戸62頭の散発的な発生となっている。

ウ 国内防疫関連事業の実施

畜産農家による家畜疾病の発生予防等を効果的に推進することを目的に全国家畜畜産物衛生指導協会等を中心として、自衛防疫強化等に関する事業を行った。

(ア) 家畜生産農場清浄化支援対策事業

BSE対策として、農場段階における飼養歴との関連を調査する必要があると認められた牛について検査等を実施した。

ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化対策として、検査等の支援を行った。

また、疾病の発生と流行を防ぐため、牛流行熱、豚伝染性下痢、ニューカッスル病等に対する組織的なワクチン接種を推進した。

(イ) 馬自衛防疫体制確立推進事業及び生産育成地馬防疫事業

馬自衛防疫体制確立推進事業では、馬の衛生水準の向上を推進するため、抗体検査、防疫技術講習会等を実施した。また、生産育成地馬防疫事業では、馬の生産育成地において、破傷風、日本脳炎等のワクチン接種を実施した。

(4) 保 健 衛 生

16年度末における家畜保健衛生所数は全国178か所で、職員数は獣医師職員2,183名、事務系・その他職員314名となっている。

ア 家畜保健衛生所の施設整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から疾病の監視体制を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっており、このために迅速かつ的確な検査・診断体制の整備が重要となっている。このため家畜検査の

迅速化、高度な疫学診断等に対応するための施設機器を地域の家畜衛生事情に即して家畜保健衛生所に整備し、地域の家畜防疫体制、監視体制の強化を図った。

(ア) 迅速診断対応機器

検査用の材料を迅速かつ多量に処理することを可能とし、検査の効率化、検査時間の短縮等を図るため、酵素抗体測定装置、豚コレラ迅速診断機器等の設置を行った。平成16年度は、34県において酵素抗体測定装置、微量成分分析機器等が設置された。

(イ) 高度診断対応機器

多様化、高度化する検査・診断を迅速かつ的確に行うとともに、疫学的な診断を可能とする遺伝子情報解析診断機器、病理診断画像処理機器等の設置を行った。平成16年度は、11県において遺伝子抽出装置、PCR検査機器等が設置された。

(ウ) バイオセキュリティ関連機器

病原体の野外への汚染防止を図るため、安全キャビネット・滅菌機器の整備を行った。平成16年度は、20県において安全キャビネット、高圧蒸気滅菌器、家畜焼却施設等が設置された。

(エ) 緊急病性鑑定対応機器

万が一、海外悪性伝染病が日本で発生した場合において、初動防疫を迅速かつ的確に行い、病原体の拡散を最小限に抑止するための機器の整備を行った。平成16年度は、2県において、画像通信機器等が整備された。

イ 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策の実施に資するため、次の家畜衛生対策事業を家畜保健衛生所が中心となって行ってきた。

(ア) 「BSE検査・清浄化推進」

BSEの浸潤状況をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛BSE検査について、会議等を開催しBSE検査の普及・定着を図るとともに、リーフレットの配布等により正しい情報の提供を実施した。

(イ) 「監視・危機管理体制整備対策」

家畜衛生関連情報整備対策で家畜衛生に係る情報の収集及び提供を効率的、円滑に推進するため

の体制を整備するため、①地域、ブロック及び全国におけるシステム普及検討会の開催、②病性鑑定成績・巡回指導等による家畜衛生情報の収集・分析等、③都道府県における防疫マップの整備を実施した。診断予防技術向上対策で伝染性疾患の新たな診断方法、予防技術の確立のための調査・検討を行った。また、この他まん延防止円滑化対策として調整会議の開催及びブロック防疫演習の開催を実施し、地域の実情に応じた防疫体制の確立を図るとともに、生産者が最低限遵守すべき基準である飼養衛生管理基準の普及・定着の促進や特定家畜伝染病防疫指針に基づく家畜伝染病の発生予防及び防疫対策を構築するための会議を開催した。動物用医薬品危機管理対策として医薬品の品質確保、薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報を収集することにより、医薬品の使用に起因する危害発生を防止するとともに、医薬品の有効性、安全性に反映させるために医薬品の検査、使用実態調査を実施した。

自衛防疫・自主管理強化対策として①ワクチンを用いない防疫対応へ移行するための豚コレラ撲滅対策、②沖縄県におけるオウシマダニの侵入防止のために監視体制の強化を図る沖縄牧野ダニ侵入防止対策、③家畜衛生推進協議会の開催や印刷物等による各種家畜衛生情報の広報による自衛防疫の推進を実施した。

(ウ) 「慢性疾患等低減対策」

畜産経営における生産性の向上のため慢性疾患及び牛のは育期における慢性疾患等を予防するための生産ガイドライン（疾病防除マニュアル等）作成のための調査及び検査を行った。

(エ) 「畜産物安全性確保対策」

生産現場における畜産物の安全性確保のため①地域一体となった HACCP 方式に基づく畜産物の生産衛生管理体制の構築を図るための生産衛生管理体制整備、②衛生的な鶏卵の生産体制を推進するためのサルモネラ総合対策指針の策定及びサルモネラの清浄化に向けた農場の調査・検査を行う鶏卵衛生管理体制整備、③生産現場及び教育現場において動物由来の感染症について定期的なモニタリング調査を行い発生状況等を検討する動物由来感染症監視体制整備をそれぞれ行った。

ウ 調査研究

(ア) 「慢性疾患等低減対策」

(イ)日本獣医学会が実施する遺伝病や感染症等に関する調査・原因究明等の推進した。

(イ) 「趾蹄管理啓発推進対策事業」

(ロ)日本装蹄師会が実施する趾皮膚炎の感染機序の調査、削蹄器材の消毒器の開発等を推進するとともに趾蹄管理技術の検討会を実施した。

エ 第45回全国家畜保健衛生業績発表会

第45回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月22日、23日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、生産局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

(5) 技 術 普 及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会及び研修会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の向上を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。16年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本・支所・七戸研究施設、千葉県農業共済連で計11回開催され、延べ277名が受講した。また、家畜衛生研修会については、病性鑑定研修会を各専門分野別に実施した。各講習会及び研修会の種類、回数及び受講人数は表4のとおりである。

表4 16年度家畜衛生講習会及び研修会

種 類	回 数	受 講 人 員		計
		県職員	その他	
家畜衛生講習会	11	260	17	277
基本講習会	1	44	2	46
総合講習会	1	50	1	51
特殊講習会	9	166	14	180
鶏疾病	1	32	2	34
豚疾病	1	33	4	37
牛疾病	1	34	6	40
繁殖障害	1	9	0	9
病性鑑定	4	34	0	34
獣医疫学	1	24	2	26
家畜衛生研修会	4	175	5	180
病性鑑定	4	175	5	180
計	15	435	22	457

(6) 獣 医 事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療需要の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一

体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

イ 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修に努めることとされている。

ウ 第56回獣医師国家試験

第56回獣医師国家試験は、平成17年3月2日及び3日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,223名中1,008名（82.4%）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置された獣医事審議会について、獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第56回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第8条第2項第3号に該当する獣医師の処分、③獣医師法第16条の2の規定に基づく診療施設の指定等について審議が行われた。

オ 小動物獣医療

(ア) 小動物獣医療に関する検討会の開催

近年の小動物獣医療の高度化、多様化に鑑み、小動物獣医療に関する専門家による「小動物獣医療に関する検討会」を開催し、①小動物診療獣医師の卒後臨床研修、②獣医核医学、③獣医療における専門医、④獣医療における広告規制等について、今後の対応策について議論している。

(イ) 小動物保健衛生情報作成委託事業

モニター獣医師の協力のもとに調査された小動物疾病発生状況について、平成10年から14年度の5年間の調査結果がとりまとめられた。

(7) 国際関係

ア 国際会議

第72回国際獣疫事務局（OIE）総会が、平成16年5月にパリの本部で開催され、衛生管理課国際衛生対策室長、独立行政法人農業技術研究機構動物衛生研究所研究員が出席した。

7月にスイスで開催された生物兵器禁止条約（BWC）専門家会合、10月に台湾で開催された第3回東アジア口蹄疫会議、11月にタイで開催されたWHO鳥インフルエンザに関する厚生大臣及び実務担当者会合、平成17年2月にニュージーランドで開催されたコーデックス食肉衛生部会、ベトナムで開催された第2回鳥インフルエンザに関するFAO/OIE地域会合、フィリピンで開催されたOIE主催第11回

南東アジア口蹄疫防疫キャンペーン（SEAFMD）に関する小委員会にそれぞれ出席した。

イ 国際事務

各国の家畜衛生状況等をOIE速報及び月報、各国からの報告書により把握し、家畜衛生週報に適宜掲載するとともに、我が国の家畜伝染病発生月報を各国に送付した。また、動・畜産物の輸出入に当たり、各国と家畜衛生条件を取り決めた。

ウ 輸出入検疫

主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな、以下同じ）の輸入検疫状況については、初生ひなを除いて、牛の輸入頭数が最も多く21,059頭（対前年比91%、以下（ ）内は対前年比）であった。その内訳は、肥育用素牛20,008頭（91%）、乳用繁殖用1,027頭（86%）、その他20頭（前年実績なし）と前年に比較してかなり減少した。豚は、繁殖用のみであったが、180頭（114%）でかなり増加した。

馬は、牛に次いで輸入頭数が多く5,478頭（130%）であった。その内訳は、繁殖用134頭（99%）、乗用172頭（133%）、競走用302頭（112%）、肥育用4,846頭（133%）、その他20頭（250%）と乗用及び肥育用は大幅な増加となった。めん羊、山羊については前年めん羊が2頭輸入されたが、それぞれ35頭、6頭と、大幅に増加した。その他の偶蹄類では、動物園用動物としてカワイノシシが2頭輸入された。初生ひなは、119万3,387羽（117%）と平成14年の輸入羽数程度に回復した。

犬は、1万4,376頭（85%）とかなり減少し、猫は2,611頭（106%）とかなり増加した。

その他の動物において大幅に増加したのは、兎2万9,901頭（280%）、みつばち1万5,424群（189%）、きつね46頭（128%）及びスカンク16頭（前年実績なし）であった。

主要動物において輸出実績があったのは、馬136頭（83%）のみで、その内訳は繁殖用53頭（55%）、乗用10頭（550%）、競走用73頭（114%）となり、繁殖用が大幅に減少し、乗用及び競走用は大幅に増加した。犬、猫については、それぞれ4,415頭（91%）、1,548頭（100%）が輸出された。

畜産物のうち、肉類の輸入については、牛肉、豚肉、家きん肉が大半を占めており、豚肉が92万6,904㌔（対前年比114%、以下（ ）内は対前年比）とかなり大きく増加したものの、牛肉が45万6,304㌔（68%）、家きん肉が58万2,417㌔（96%）と特に牛肉が大幅に減少したことから、肉類全体では216万8,861㌔（92%）とかなりの程度減少した。骨類の輸入に

については、動物性加工たん白の輸入一時停止措置により、骨粉の輸入はなく、蹄角粉の輸入が839㌧(52%)と減少し、全体で5万2,999㌧(88%)とかなり大きく減少した。ミール類の輸入については、肉骨粉及び羽毛粉は実績がなく、血粉は211㌧(114%)とかなり大きく増加し、ミール類全体では221㌧(100%)となった。穀物のわら、飼料用の乾草の輸入については、19万1,196㌧(123%)と大幅に増加した。動物性加工たん白については81万1,213㌧(90%)とかなり減少した。こうしたことから、畜産物の輸入検疫数量全体ではやや減少した。

畜産物の輸出数量については、大半を占める皮類が7万3,030㌧(105%)とやや増加し、骨類については436㌧(204%)と2倍強に増加したものの、卵類は179㌧(9%)、肉類については1,723㌧(26%)、臓器類については504㌧(79%)、ミール類については1㌧(11%)といずれも大幅に減少した。こうしたことから、畜産物輸出検疫数量全体では、11万3,682㌧(96%)とやや減少した。

表5 平成16年の輸出入検疫数量

	(単位＝動物：頭羽、畜産物：t)	
	輸 出	輸 入
牛	—	21,059
豚	—	180
その他偶蹄類	—	43
馬	136	5,478
兎	225	29,901
鶏	—	0
初生ひな	—	1,193,387
犬	4,415	14,376
猫	1,548	2,611
あらいぐま		
きつね		46
スカンク	1	16
サル	—	6,590
指定外動物	176,028	102,150
骨類	436	52,999
肉類	1,723	2,168,861
臓器類	504	53,097
卵類	179	12,289
皮類	73,030	68,528
毛類	427	6,714
ミール類	1	221
動物性加工たん白	—	811,213
わら等	—	191,196

エ その他

平成16年4月、ブラジルにおける日本向け食肉等の加熱処理施設の調査のためブラジルへ、メキシコにおける家畜衛生事情調査のためメキシコへ、ベトナム及びインドネシアにおける霊長類の輸出検査施

設の調査のためベトナム及びインドネシアへ専門家を派遣した。

平成16年5月、韓国家畜衛生当局との協議のため韓国へ、中国産穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理施設等の確認検査のため中国へ、カナダにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に係る現地調査のためカナダへ専門家を派遣した。

平成16年6月、中国家畜衛生当局との意見交換のため中国へ、講師として韓国で開催されたシンポジウムへ、BSEに関する第2回日米ワーキンググループ会合への出席のため米国へ専門家を派遣した。

平成16年7月、オランダにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に係る現地調査のためオランダへ、台湾における鳥インフルエンザに関する家畜衛生事情調査のため台湾へ専門家を派遣した。

平成16年8月から、中国産穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理施設等の確認検査のため中国へ、平成16年9月、口蹄疫予防液の製造・検定の立会調査のためドイツへ、日台鳥インフルエンザセミナーのため台湾へ、米国産牛肉の輸入再開に係る米政府との協議のため米国へ、中国家畜衛生当局との意見交換のため中国へ専門家を派遣した。

平成16年10月、BSEに係る日米専門家会合のため米国へ、中国産穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理施設等の確認検査のため中国へ専門家を派遣した。

平成16年11月、米国における試験研究用の犬及び猫の生産施設の調査のため米国へ、タイにおける食肉等の指定加熱処理施設の調査のためタイへ、口蹄疫予防液の製造・検定の立会調査のためドイツへ、中国家畜衛生当局との意見交換のため中国へ、OIE及びOIEリファレンスラボとの意見交換のためフランスへ、BSEに係る米国及びカナダ現地実態調査のため米国及びカナダへ専門家を派遣した。

平成16年12月、EUにおけるBSEサーベイランスに係るワークショップへの参加のためベルギー及びフランスへ専門家を派遣した。

平成17年1月、BSEに関するOIEコードについての我が国提案に係るニュージーランドBSE専門家等との意見交換のためニュージーランドへ、BSE及び鳥インフルエンザに係る中国現地実態調査、中国における穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理等の確認検査、中国における霊長類の出国検疫施設及び実験動物の生産施設の調査のため中国へ専門家を派遣した。

平成17年2月、フィリピンにおける霊長類の出国

検疫施設の調査のためフィリピンへ、メキシコにおける BSE 事情調査のためメキシコへ専門家を派遣した。

平成17年3月、中国における食肉等の指定加熱処理施設の調査（1回目、2回目）のため中国へ、EU 代表部 BSE 担当官及びデンマーク獣医官との OIE コード改正に関する意見交換のためデンマークへ、韓国における動物検疫犬の導入実態調査のため韓国へ、インドネシアにおける霊長類の出国検疫施設の調査のためインドネシアへ、口蹄疫不活化濃縮抗原の製造・検定の立会調査のため英国へ、ポーランド及びスイス（含むリヒテンシュタイン）における口蹄疫等に係る現地調査のためポーランド及びスイスへ、中国における穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理等の確認検査のため中国へ、タイにおける食肉等の指定加熱処理施設の調査のためタイへ、米国における加熱液卵製品及び加熱家きん肉等の加熱処理施設に関する事前調査のため米国へ専門家を派遣した。

6 水産防疫対策

ア 15年10月に、我が国で初めて持続的養殖生産確保法に定める特定疾病であるコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認され、16年度末現在で全国の1・2級河川水系の約2.6%と、養殖場の約6.4%で発生が確認された。

イ 今後の KHV 病まん延防止措置等について検討するため、専門家によるコイヘルペスウイルス病に関する技術検討会を、16年度は第5回から第8回まで開催した。各都道府県においては、検討会の助言を踏まえ、可能な限り綿密な監視を行い、感染コイの早期発見とまん延防止措置の確実な実施に努めるとともに、KHV 病に関するリーフレットの作成・配布を通じて、消費者・生産者等へ本病の正しい情報の提供に努めた。

ウ さらに、KHV 病の発生を受けて、水産防疫制度の再検討を行うため、16年1月に総務課内水産防疫体制検討室を設置し、輸入防疫を所掌する水産資源保護法（昭和26年法律第313号）及び国内防疫を所掌する持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）改正の検討を行った結果を踏まえ、輸入防疫に関し、輸入の許可を要する水産動物の拡充及び輸入後の一定期間の管理等の措置を講じ、国内防疫に関し、養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延の防止のため、疾病発生時の届出及び疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物の移動制限等の措置を講じ、水産防疫

の強化を図ることを目的とした「水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案」を第162回国会へ提出した。

エ また、(独)水産総合研究センターを中心として、産・学・官の協力を図りつつ、ワクチン開発を含め、同病の診断、防疫技術等の研究・開発を推進した。

オ アユ冷水病に関する対策協議会を開催するとともに、都道府県の養殖業者への衛生対策指導等の支援や、社団法人日本水産資源保護協会への委託による養殖衛生対策センター事業の運営等により、関係者への普及・啓発、技術者の育成等を行った。

7 植物防疫対策

(1) 病虫害防除

ア 発生予察事業

稲、麦、いも類、果樹、茶、野菜等の病虫害を対象として全都道府県において発生予察事業が実施された。また、農林水産省でも全国の主要な病虫害の発生動向を取りまとめた病虫害発生予報を計9回発表した。

平成16年度の水稲の病虫害発生状況についてみると、病害では、苗いもちが、早い時期から補植用置き苗及び本田内で平年より多く発生したため、6月中旬には3県から注意報が発表された。梅雨入りにより、各地域でいもち病の感染に好適な気象条件となり、7月上旬中には東北及び中国の一部地域で葉いもちの発生程度及び発生面積が平年を超える状況となった。その後も病徴が進んだ地域では、上位葉での葉いもち病斑の発生が多くなり、7月下旬から8月上旬にかけて、東北及び中国地方を中心に警報、注意報が発表され、穂いもち防除が呼びかけられた。いもち病に関する警報は1件、注意報は延べ24件発表され、適期防除が実施された。加えて、病徴が進展すると警戒された7月下旬から8月上旬の期間が、全国的に高温少雨の天候となり葉いもちの病勢が抑えられたことから、全国的には大発生とはならなかったものの、東北、中国地方の一部で発生が多かった圃場が見られた。

害虫では、ウンカ類の初飛来が4月19日九州南部（セジロウンカ1頭）で確認され、続いて、5月8日頃に九州地方に飛来があり、3、4日後には中国地方に飛来があった。6月上旬には、九州から東海までの地域及び南関東で飛来が確認された。その後、梅雨前線の活動が活発化した7月中下旬頃から8月にかけて、北陸、東北部までの飛来が確認された。一方、後期害虫である斑点米カメムシ類については、

6月中旬頃から水田周辺の雑草地で発生量が多くなり始めたことから、7月上旬から注意報が発表され始め、8月末までの間に警報3件、25件の注意報が発表された。本年は、夏期間に高温となったことから、カメムシ類の発生動向は活発となり、水田内への侵入は平年より多くなった。

その他の作物の病害虫では、麦類の赤かび病が、防除適期に降雨が続いた東北、関東及び北陸地方で発生が見られ、本病による被害が平年より多く発生した。大豆においては、夏期間の高温及び9月の残暑がハスモンヨトウ発生に好適な気象条件となったため、9月下旬までに全国的に発生が多くなり、注意報が21件発表された。

果樹の病害については、ぶどうのべと病が、5月に曇りや雨の日が続いたことから、関東及び北陸の一部地域では発生が多くなり、注意報が1件発表された。また、りんご腐らん病が、東北南部の一部地域で発生が多くなり、注意報が1件発表された。害虫については、果樹カメムシ類の発生が全国的に多く、6月末までに注意報が20件発表された。その後、スギやヒノキの球果の着果量が少なかったことから、森林部からの個体の離脱が早く、当年世代成虫を対象として8月上旬までに、警報2件、注意報11件が発表された。

野菜及び花きでは、大豆同様、夏季の高温によりハスモンヨトウの発生が、8月以降、ほぼ全国的に多く見られ、警報が1件、注意報が24件発表された。また、オオタバコガの発生が7月から多くなり、10月上旬までに注意報が5件発表された。

病害虫の発生、防除状況は表6のとおりである。

イ 植物防疫組織

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所については、植物防疫事業の多様化、その技術の高度化に対応するため、昭和60年度以降、1県1所を目途とした統合整備を推進し、組織体制の強化を図るとともに、発生予察、防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。また、都道府県の生産地では病害虫防除員を設置し、病害虫の発生状況調査等を行った。

国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費について、都道府県に植物防疫事業交付金を交付した。

ウ 農林水産航空事業

平成16年度における農業関係の空中散布延べ面積は、水稻防除34万6千ha、果樹防除0.4千ha、畑作物防除8.5千ha、畜産関係5.3千ha、ミバエ類等防除249

万5千ha、計285万6千haであった。

このうち、水稻防除の実面積は19万1千haで、関係農家数は約23万4千戸であった。

林業関係では、松くい虫防除の延べ6万5千haと野そ駆除の延べ7万8千haが主であり、計14万4千haであった。

無人ヘリコプターの防除面積は、水稻防除を中心として延べ66万3千haであった。

エ 総合的病害虫管理（IPM）の普及推進

病害虫防除における環境負荷を低減し、安心・安全な農作物の供給体制を確立するため、病害虫リスク管理体制の整備、天敵やフェロモン等を利用した防除技術の確立、飛散しにくい農薬散布技術・方法の確立等を実施した。

また、各種の防除方法を組み合わせて、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫管理（IPM）を推進するため、総合的病害虫管理（IPM）検討会を開催した。

(2) 植物 検 疫

ア 輸入検疫

平成16年においては、栽植用苗・球根9億7千万個、種子2万6千t、切り花19億本、生果実186万t、野菜117万t、穀類・豆類3,105万t、木材1,277万m³、その他雑品等880万tについて、輸入検疫を実施した。

イ 輸出検疫

平成16年においては、栽植用苗・球根約1,820万個、種子約2,410t、切り花約22万本、生果実1万2,200t、野菜約5,040t、穀類・豆類約2億6,800万t、木材約48万3,000m³、その他雑品約3万7,500tについて、輸出検疫を実施した。

ウ 国内検疫

平成16年度においては、種馬鈴しょの春作、秋作用春作及び秋作について、北海道ほか8県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

また、果樹苗木の移動に伴う病害虫のまん延防止及び健全果樹苗木の確保のため、植物防疫所において、かんきつ類、りんご等の母樹について、果樹母樹のウイルス病等検査を実施した。

このほか、奄美、沖縄、小笠原からのアリモドキゾウムシ等の寄主植物の移動取締を実施した。

エ 緊急防除

植物防疫法（昭和25年法律第151号）における緊急防除の規定に基づき、鹿児島県熊毛郡屋久町（屋久

表6 病虫害発生状況及び防除状況（平成16年度実績）

病虫害名	発生面積 (千ha)	延防除面積 (千ha)	概 評
(イネ)			
葉いもち	551	1,544	平年並以下。東北及び中国の一部で多。
穂いもち	366	1,701	平年並以下。東北及び中国の一部で多。
紋枯病	628	880	平年並。九州の一部でやや多。
白葉枯病	31	66	北陸、近畿、四国及び九州の一部で多。
もみ枯細菌病	29	45	北陸及び九州の一部で多。
ニカメイガ	118	580	平年並以下。
セジロウンカ	616	1,234	平年並以下。
トビイロウンカ	47	873	平年並以下。
ヒメトビウンカ	696	1,161	東海で多。関東、四国及び九州の一部でやや多。
ツマグロヨコバイ	706	1,360	南東北及び関東の一部で多。中国、四国及び九州の一部でやや多。
斑点米カメムシ類	523	1,737	東北北部、甲信、北陸及び九州南部で多。
コブノメイガ	233	410	平年並以下。
イネミズゾウムシ	687	850	平年並。
(ムギ類)			
うどんこ病	60	259	北陸及び中国の一部で多。
赤かび病	70	542	東北の一部で多。関東及び北陸の一部でやや多。
雪腐病類	51	96	平年並。
(ダイズ)			
吸実性カメムシ類	27	75	関東、中国及び九州でやや多。
ハスモンヨトウ	49	88	西日本を中心にやや多～多。
(カンキツ類)			
黒点病	53	254	平年並以下。
かいよう病	22	81	関東、近畿、四国及び九州の一部で多。
(リンゴ)			
モニリア病	1	8	平年並。
斑点落葉病	9	130	東北南部で多。
腐らん病	4	32	発生少。
(ナシ)			
黒斑病	2	40	平年並。
黒星病	4	131	平年並。
(モモ)			
せん孔細菌病	3	41	平年並。
灰星病	1	43	平年並。
(ブドウ)			
べと病	7	68	甲信及び九州の一部で多。
(果樹共通)			
カメムシ類	29	130	東海以西でやや多～多。
(野菜共通)			
疫病	1	33	トマトでやや多。
灰色かび病	4	51	関東及び北陸のトマトで多。
アブラムシ類	26	177	平年並以下。
ハダニ類	12	59	平年並。
ハスモンヨトウ	7	31	西日本を中心にやや多～多。

島)において発生したイモゾウムシを対象に防除区域を指定し、徹底した防除を実施した結果、根絶を確認した。

(3) 国際関係

ア 国際会議

平成16年4月にローマで開催された、第6回ICPM(植物検疫措置に関する暫定委員会)に出席した。この暫定委員会では、「植物検疫輸入規制制度のためのガイドライン」及び「規制非検疫有害動植物のための危険度解析」等が採択され、国際基準として成立した。8月クアラルンプールにて開催された国際植物防疫条約(IPPC)に基づく国際基準案に係るアジア太平洋地域作業部会、9月にバンコクにて開催されたミバエ類に関する病虫害無発生地域及びシステムズアプローチのテクニカルパネル、11月にローマにて開催された基準委員会、平成17年2月ビクトリアにて開催された第3回国際森林検疫研究グループ会合、3月ビクトリアにて開催された森林梱包材に係る国際基準のテクニカルパネル、3月ローマにて開催されたICPM第3回紛争解決に関する補助機関会合、ジュネーブにて開催された第30回(平成16年6月)、31回(10月)、32回(平成17年3月)WHO/SPS委員会にそれぞれ出席した。

イ りんご火傷病パネル対応

平成14年6月にWTOパネルが設置されてから、紛争解決の手續に関する了解(DSU)に従い審議が進められていたが、平成15年7月15日に米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に整合していないとのパネル報告が公表された。我が国はこの報告を不服とし上級委員会に申立てを行ったが、平成15年12月10日にWTO紛争解決機関から、米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置をSPS協定に整合させるよう勧告を受けた。平成16年1月30日には、我が国は米国との協定でWTO勧告実施の「妥当な期間」を6月30日までとすることで合意した。これを受けて、新たな措置について協議すべく、3月4日～5日に第1回、5月12日に第2回及び6月15日に第3回目米技術協議を行ったが、措置について合意が得られず、6月30日に我が国独自に、10mの境界帯に囲まれた輸出園地の指定、年1回の園地検査及び果実の表面殺菌を主とする措置に改正した。これに対し、7月30日に米国は改正措置を不服として再パネルの設置を要請し、即日設置されるとともに、155億円相当の対抗措置を申請した。その後、10月28日に第1回再パネル会合、平成17年1月12日～13日

に再パネル専門家との協議を含む第2回再パネル会合が、ジュネーブのWTO本部で開催された。

8 リスクコミュニケーションの推進

(1) リスクコミュニケーション

食品の安全性の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性および透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 意見交換会の開催

食品安全委員会、厚生労働省と協力しながら、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、関係者間で意見交換を行うリスクコミュニケーションに取り組んだ。

開催実績(14テーマ98回)

・牛海綿状脳症(BSE)関連	68回
・リスク分析	11回
・農薬	3回
・食品安全	3回
・化学物質	2回
・魚食と健康	2回
・ポジティブリスト制	2回
・薬剤耐性菌	
・カドミウム	
・水銀	
・輸入監視計画	
・アクリルアミド	
・鳥インフルエンザ	
・植物防疫	

イ 消費者など関係者との懇談会・意見交換会

(ア) 「消費者等との定例懇談会」

消費者の視点に立った農林水産行政の展開のため、消費者団体との懇談会を2回実施した。

(イ) 「消費・安全局と消費者団体との懇談会」

消費・安全局設置から1年間の取り組みについて、消費者団体との懇談会を開催した。

ウ 地方農政局・農政事務所・沖縄総合事務局における取り組み

シンポジウムや意見交換会などを主催するとともに、パネラーや講師の派遣を行った。

(ア) シンポジウムや意見交換会などの主催

全国計 1,002回

(イ) パネラーや講師の派遣

全国計 6,245回

エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページ上の

「食の安全と消費者の信頼の確保のための取組」を通じて、消費・安全局の取組に関する情報を随時掲載した。

また、農林水産省をはじめ食品安全委員会、厚生労働省の食の安全と消費者の信頼の確保に関するプレスリリースを一覧にしたメールマガジン「食の安全・安心トピックス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った。

(2) 消費者相談等の対応体制の整備等

ア 消費者相談処理体制の整備

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等の充実を図るとともに、本省の「消費者の部屋」と地方農政局の「消費者の部屋」を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムの活用により効率的な相談対応（全国で2万4,273件）を行った。

イ 子ども相談電話における対応等

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話における対応（787件）を行うとともに、子どもたちの「消費者の部屋」への訪問（79校、802名）を積極的に受け入れた。

ウ 「消費者の部屋」特別展示

本省、地方農政局、地方農政事務所、沖縄総合事務局及び(独)農林水産消費技術センター等の「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料消費、食生活等についての情報提供、消費者啓発を行った。

9 危機管理体制の整備

(1) 食品安全緊急時対応マニュアルの整備

平成15年度に食品安全に係る緊急事態等に対する農林水産省の対応に共通する事項を定めるものとして、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針を作成・公表したところであるが、これを受けて、農林水産省の職員が緊急事態等に迅速かつ適切に対応できるよう、危害要因ごとに具体的な対応策や連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルの作成を順次行った。これらの緊急時対応マニュアルは、主に消費・安全局の職員が活用する内部マニュアルとして位置付けられ、必要に応じ随時改訂して、さらに実効性のあるものとするとしている。

(2) 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱について

食品安全に係る緊急事態等への対応に当たり、国と

して関係府省（内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び環境省）が相互に十分な連絡及び連携を図りつつ、国民の健康への悪影響の未然防止や抑制を目的とする、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱の作成に参画し、平成16年4月に公表した。本基本要綱では、緊急事態等として想定される事案として、

- ① 被害が大規模又は広域であり、かつ、関係府省の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案
- ② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生じるおそれがある事案
- ③ ①、②に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案

を挙げるとともに、

緊急事態等への対応の基本的考え方として、

ア 緊急事態等が発生した場合に、政府一体となった初動体制がとれるよう、平時から相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこと、

イ 緊急事態等を認知した場合には、相互に第一報の通報を行うとともに、関係府省がそれぞれ個々に定める緊急時対応に関するマニュアルに基づく体制の確立、対策の決定等を迅速かつ適切に行なうこと、

ウ 緊急事態等が発生した場合には、関連する情報を迅速かつ適切に国民に提供することとし、その際、その内容、時期及び方法等について関係府省相互間で十分に調整を図ること

等を示した。

第2節 消費者の信頼の確保

1 食品等の表示・規格

(1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしてきた。

平成11年には、急速に商品の多様化が進んでいる状況を踏まえ、消費者への情報提供を強化する観点から、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）を改正し、それまで個別の食品毎に品質表示基準の対象としていたものを、全ての飲食物品を品質表示基準の対象として、原産地表示などを義務付けた。

また、平成14年には、食品の不正表示が多発したこ

とを踏まえ、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、JAS 法を改正して公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じたところである。

(2) 監視体制の強化

消費者が食品を的確に選択するための十分な情報を得るためには、食品表示が適正に行われる必要がある。このため、不正表示を行った事業者に対しては、JAS 法に基づき、立入検査、指示・公表を行うなど厳正な措置を講じるとともに、地方農政局及び地方農政事務所等に約2,000名の食品表示の監視を担当する職員を配置しているところである。

具体的には、これら地方農政局等の職員により、①日常的な小売店舗の巡回や、②社会的ニーズを踏まえて選定した特定の品目（養殖、無農薬等）を対象にした調査の中で、表示の根拠の確認を含む徹底的な監視・指導を行っている。また、食品表示110番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得た恒常的・日常的な監視を実施するとともに、DNA 分析による品種判別技術など科学的な検証技術を活用した、食品表示の真正性の確認を行った。

さらに、アサリの産地偽装の報道等を踏まえ、業者の仕入れ伝票等の確認や仕入先業者に対する遡及調査を実施し、表示根拠の確認を徹底して行った。

(3) わかりやすい食品表示を実現するための取組

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現する観点から、農林水産省と厚生労働省が連携し、JAS 法に関する調査会と食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する審議会の共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において食品の表示基準全般についての調査審議を行い、以下のような成果を得た。

ア 畜産物の原産地表示の見直し

平成16年9月に生鮮食品品質表示基準を改正し、外国から生体で輸入し、国内で3ヵ月以上飼養した後、と畜して生産した畜産物が国産となる特例（いわゆる3ヵ月ルール）の廃止など畜産物の原産地表示の見直しを行った。

イ 加工食品の原料原産地表示の対象品目の拡大

平成16年9月に加工食品品質表示基準を改正し、原料原産地表示の対象品目を従来の8品目から、生鮮食品に近い20食品群へ大幅に拡大した。

(4) 新しい JAS 制度の構築

消費者の食に対する信頼性の更なる確保と社会の変化に対応した JAS 制度の構築と、登録認定機関等のいわゆる検査・検定機関に対する行政の関与のあり方を見直した新しい JAS 認証制度を検討するため、JAS 制度のあり方検討会を平成15年10月以降9回開催し、

平成16年10月に最終報告を受けた。

この最終報告に基づき、①流通の方法についての基準を内容とする JAS 規格の制定を可能とすること、②行政の裁量の余地がない形で国により登録された民間の第三者機関が認証を行う登録認定機関制度へ移行すること等を内容とする JAS 法改正法案を、平成17年2月25日に第162回国会に上程したところである。

(5) その他の取組

このほか、以下のとおり食品の表示・規格制度の充実・強化を図った。

ア 有機 JAS 制度の普及の促進

有機 JAS 制度の普及・定着を図るとともに、制度の信頼性を確保するため、生産者を対象とした講習会、検査員を対象とした研修会及び消費者を対象としたシンポジウムを開催した。また、パンフレットの作成・配布等を行った。

イ 特別栽培農産物新表示ガイドラインの普及の促進

大幅に改正された特別栽培農産物に係る表示ガイドラインが平成16年4月に施行されたことから、新ガイドラインに基づく生産の方法や表示の方法について、消費者、流通業者等関係者に普及・定着を図るため、これら関係者を対象としたシンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布を行った。

ウ 生産情報公表 JAS 規格の制定

消費者の食に対する信頼回復を図るため、食品の生産情報を記録・保管し、消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が認定する「生産情報公表 JAS 規格」を、牛肉（平成15年12月施行）に引き続き豚肉についても制定し、平成16年7月から施行した。

2 トレーサビリティ・システムの導入・普及

トレーサビリティ・システムは、食品の流通経路情報を活用して食品を追跡・遡及できる仕組みであり、食品事故の原因究明や、消費者が求める情報の伝達等に資する重要な取組である。

このため、以下のとおりトレーサビリティ・システムの導入を推進した。

(1) 牛 肉

BSE のまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図ることを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）（以下「法」という。）が平成15年6月に公布された。

平成15年12月1日に施行された生産・と畜段階の措置を円滑かつ適切に実施するため、管理者から届け出られた法の施行の際に現に存する牛（既存牛）について、引き続き、データの確認をするとともに、届出の不備について管理者への確認を行った。

また、独立行政法人家畜改良センターと地方農政事務所を結ぶネットワークシステム（RO システム）を構築し、管理者等から届け出られた出生や異動等の届出内容の確認や管理者等に対する指導等を実施するために必要なデータの取得を可能とする仕組みを整備した。

さらに、制度発足当初であり、全国13万戸の管理者から3万件超/1日の届出のうち約1割がエラーとなっている中で、正しい届出の指導の一環として、エラーを解消する対応を行った。

このような中、一部の管理者による耳標の付け替え、虚偽の異動の届出が確認されたため、法に基づく措置（告発）を行った。

平成16年12月1日の流通段階の措置の施行に向けては、食肉販売業者及び特定料理提供業者の対応をまとめた冊子及びパンフレットを作成・配付、説明会の開催（各段階で計500回以上）、電話及び個別訪問により周知徹底を図るとともに、消費者向けにポスター、パンフレットを作成・配付し周知を図った。

また、牛肉の流通段階において、個体識別番号が適正に伝達されているか確認するため、DNA 鑑定技術による牛肉の同一性の鑑定を実施することとしていることから、すべてのと畜場から照合用サンプルが採取できるようにするための取り組みを行うとともに、食肉販売業者等から鑑定用サンプル採取を行い、法施行後、DNA 鑑定を円滑に実施できるよう試験を行った。

さらに、流通段階の措置の施行後については、対応が不十分な食肉販売業者等への指導を一層強化するとともに、DNA 鑑定結果を活用した適正な表示等の監視・指導を行った。

（2）牛肉以外の食品全般

牛肉以外の食品全般のトレーサビリティ・システムについては、生産者、食品事業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、食品の種類ごとにその特性や流通の実態に合ったシステムの開発やシステムを導入するための情報関連機器等の整備などに対する支援を行った。また、鶏卵トレーサビリティ導入ガイドライン（平成16年11月）、貝類（カキとホタテ）のトレーサビリティシステムガイドライン（平成17年3月）、トレーサビリティシステム導入事例集（平成17年3月）及びパンフレットの作成やセミナーの開催など、消費者・生産

者・食品事業者などの関係者の理解を深めるための取組を行った。

第3節 食育の推進

食育の推進

現在の我が国の食生活は、海外からの食料輸入の増大に加え、食の外部化や生活様式の多様化が進展し、飽食とも言われるほど豊かなものになっている中で、脂質の摂り過ぎ等の栄養バランスの偏りや、食料資源の浪費等の諸問題が顕在化している。

このため、農林水産省においては、健康・栄養面では厚生省（当時）、また、子どもたちへの食に関する指導の面では文部省（当時）と共同して、栄養バランスの改善や食生活面での無駄・廃棄の減少を含めた10項目からなる食生活指針を平成12年3月に策定した。さらに、この指針の推進につき閣議決定がなされ、関係府省一体となって取り組むこととされた。

また、平成13年のBSE 問題及びその後相次いで生じた食品の偽装表示問題等を契機に、国民の食に対する不信感が生じた。このような背景を受け、国民一人一人が食について自ら考え、判断する能力を養うための「食育」の推進が重要となっている。

このような背景を踏まえ、平成15年度から、これまで取り組んできた様々な事業を整理・統合し、食育の推進に向けた一体的な取組を推進している。

更に、農林水産省では、平成15年1月から毎年1月を「食を考える月間」とし、消費者をはじめ食品産業関係者、生産者など様々な国民の参加の下に、「食」の安全・安心や望ましい食生活のあり方などについて改めて考えるため、「ニッポン食育フェア」、「食を考える国民フォーラム」等全国的な催しの開催や、地域単位で「食」を考えるためのイベント等の開催、各種広報活動など広範な取組を集中的に実施した。

（1）食育促進全国活動推進事業

「食を考える国民会議」及び「食と農の応援団」を中心とした食育推進母体の整備、一般消費者、子ども、高齢者・障害者など対象特性に応じた普及啓発資材等の作成・配布、食育の推進に関するシンポジウム（「食を考える国民フォーラム」）や食育に関する総合展示会（「ニッポン食育フェア」）の開催、食育の推進にかかるコンクール等に対する支援を行った。また、多様な食育の推進方法を開発するため、大学等の研究者を中心としたプロジェクトチームによる食育の推進方策に関する実証的な研究活動に対する支援、民間団体が独

自に行う食育活動に対する支援等を行った。

(2) 食育実践地域活動支援事業

地域における食育推進ボランティアを育成し、ボランティアが行う食育推進活動に対する支援や地域の特性を活かした食育の実践に対する支援を行った。また、消費者と生産者との地産地消交流会を開催するとともに、学校給食等において地域産物を活用した食育を促進するための取組等を行った。

(3) 「フードガイド（仮称）検討会」の開催

食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとして、「何を」「どれだけ」食べたらよいかをわかりやすくイラストで示した「フードガイド（仮称）」を策定することとし、平成16年12月に、栄養学の専門家、マスコミ関係者、消費者、食品事業者などから構成される「フードガイド（仮称）検討会」を設置、平成16年度に3回開催し、検討を進めた。

合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成16年度においては、遺伝子組換え動物8件、遺伝子組換え微生物18件について確認を行った。

第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（略称「カルタヘナ法」）」が平成15年6月に公布され、平成16年2月19日に施行されたことに伴い、同法に基づく遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

ア 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のは場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成16年度においては、遺伝子組換え農作物28件について承認を行った。

イ 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場

第6章 生産局

第1節 生産振興総合対策事業

耕種と畜産の連携強化によって農業生産を総合的に振興する観点から、農業生産総合対策事業と畜産振興総合対策事業を再編・統合し、農業生産総合対策事業、畜産振興総合対策事業及び耕畜連携・資源循環総合対策事業の三つの柱からなる「生産振興総合対策事業」を実施した。

1 事業の趣旨

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「新基本法」という。）の下における農業生産対策の推進については、国内の農業生産を基本とした食料の安定的な供給の確保を図ることとして、国内農業生産の維持及び増大を目指すとともに、農業の自然循環機能の維持増進により、その持続的な発展を図ることが最重要課題となっている。

また、「食」と「農」に関する様々な問題が顕在化している昨今の状況にかんがみ、国産農畜産物について国民の信頼を回復し、安全で安心な農畜産物の安定的な供給体制を確立することが求められている。

生産振興総合対策事業（以下「生産振興事業」という。）は、このような課題に対処するため、平成16年度までの期間に、新基本法第15条に基づく食料・農業・農村基本計画及び「食」と「農」の再生プラン」に示された方向に即して、耕種部門と畜産部門の連携強化等により、作物ごとの生産努力目標の達成に向けた生産・流通等に係る課題の解決、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農畜産物の供給体制の確立、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成、有機性資源の適正処理・循環利用の促進等に必要となる総合的な生産対策を実施するものである。

2 事業の目標

生産振興事業は、1の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項に資するものとして、総合的に施策を推進するものとする。

- ① 産地の特色を活かした新鮮でおいしい農畜産物

の供給体制の確立

- ② 農産物中の有害物質の実態把握及びそれに関連する体制の整備による食の安全と安心の確保
- ③ 水稻と麦、大豆、飼料作物等の組合せによる収益性の高い安定した水田農業の確立
- ④ 畑作物、果樹、野菜、花き、地域特産物等の生産性及び品質の向上
- ⑤ 農業生産資材のコスト低減対策及び農業生産体制の保安対策の推進
- ⑥ 経営感覚に優れ、生産性の高い畜産経営体によって生産の大宗が担われる生産構造の実現
- ⑦ 自給飼料基盤の強化等による生産コストの低減と飼料自給率の向上
- ⑧ 家畜改良増殖の促進及び飼養管理技術、受精卵移植関連技術等新技術の実用化・普及の促進
- ⑨ 生産段階から流通段階までの一貫した家畜衛生対策の実施による国産畜産物の品質面及び安全面での優位性の確保
- ⑩ 食肉処理施設の再編整備等による食肉の処理、加工及び流通部門での合理化の推進
- ⑪ 土づくりと化学肥料及び農薬の使用の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入及び定着
- ⑫ 耕種部門と畜産部門の連携による水田を活用した飼料作物の生産の推進
- ⑬ 耕種部門と畜産部門の横断的な総合コントラクターの育成

3 事業の概要

(1) 事業の実施方針

ア 生産振興事業は、地域の実情に応じつつ、(2)の各事業を適切に組み合わせるとともに、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

この場合において、都道府県知事及び市町村長は、それぞれの事業間の相互関連に十分配慮し、事業実施主体等に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

また、生産振興事業の実施に当たっては、生産の組織化、作付けの団地化及び効率的かつ安定的な経

営体の育成を図るとともに、水田農業経営確立対策の円滑な推進に配慮するものとする。

イ 生産振興事業は、地域農業の生産体制及び農畜産物の供給体制の抜本的強化のために実施するモデル性を有する事業であり、事業実施主体はマスタープランに基づき事業実施計画を作成し、計画的に事業を実施するとともに、定量可能な目標を立てその達成に努めるものとする。

ウ (2)のうちブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業及び農業生産総合対策条件整備事業については、事業実施主体は、ブランド・ニッポン戦略において設定した取組及び目標の達成に努めるものとする。

エ (2)のうち農業生産総合対策条件整備事業については、効果的な事業の推進の観点から、ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業又は農産物安全確保対策事業の推進事業を1年以上実施し、その効果が十分に発現することが見込まれる地域において実施するものとする。

オ (2)の資源循環型農業総合支援対策事業のうち条件整備事業については、(2)のブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業のうち有機栽培等ブランド化推進事業又は(2)の資源循環型農業総合支援対策事業のうち農業環境保全対策事業を1年以上実施し、その効果が十分に発現することが見込まれる地域において実施するものとする。

カ 生産振興事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に考慮するものとする。

キ 統合補助事業の実施に当たっては、都道府県知事は、地方農政局長と協議の整った事業の実施計画に基づき、配分された予算の枠内において自らの裁量により地区別配分及び地区間の経費の流用ができるものとする。

ク 生産振興事業により、地方公共団体が公益的施設及びリサイクル施設を整備する場合にあっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の活用を努めるものとする。

(2) 事業の内容

ア 農業生産総合対策事業

(ア) ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業

「食」と「農」の再生プランに基づき、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制を確立するため、産地ごとに消費者の評価を踏まえたブランド・ニッポン戦略の実現に向けて必要となる事業を実施

(イ) 農業生産総合対策条件整備事業

(ア)の事業の効果的な推進を図るため、農産物の生産及び産地の形成に必要な共同利用機械・施設及び小規模土地基盤の整備

(ウ) 団体推進事業

(ア)の事業を支援するため、全国的視点から民間団体における新技術の開発等の推進

イ 畜産振興総合対策事業

(ア) 畜産振興対策事業

a 離農跡地の効率的な利活用、新規就農希望者のための研修施設の整備、地域内一貫生産体制の確立のための共同利用施設及びその他畜産施設の整備

b 酪農ヘルパー等支援組織再編・統合のための条件整備、生産技術の高度化のための実技研修に必要な機械施設の整備、教育ファームの実施に必要な設備等の設置

c 畜産情報ネットワークシステム(LIN)を活用した畜産関係情報の収集・提供

(イ) 飼料対策事業

a 自給飼料増産のための自給飼料生産基盤の整備

b 高生産性飼料生産システムの確立及び日本型放牧の拡大等に必要な作付け条件の整備、機械施設の整備

(ウ) 畜産技術対策事業

a 優良肉用種雄牛の造成・利用及び雌牛から受精卵を採取し供給するための施設の整備

b ほ乳ロボットを活用した自動ほ育システム、リキッドフィーディングシステムの実用化試験に必要な施設の整備

c 家畜受精卵を活用した雌雄産み分け技術及び核移植クローン技術等の利用促進のための機械施設の整備

d 家畜個体識別情報の活用促進

(エ) 畜産物流通対策事業

a 牛乳・乳製品のブランド化の推進、生乳需給調整体制・広域乳質検査体制の整備、乳業の再編・合理化の推進

b HACCP手法を取り入れた衛生的な食肉センター及び食鳥・鶏卵処理施設の整備、家畜市場の再編整備

(オ) 都道府県等畜産振興総合対策推進指導事業

ウ 耕畜連携・資源循環総合対策事業

(ア) 資源循環型農業総合支援対策事業

面的まとまりをもって環境保全型農業を実践す

る地区の創出、地域に新たな環境保全型農業技術を提案するための検討、緑肥導入による持続的な畑作農業の推進並びに施肥に由来する硝酸性窒素の地下水等への負荷低減技術の確立等を行うことにより、環境と調和のとれた農業生産方式導入の推進を図る。

(イ) 耕種作物活用型飼料増産対策事業

水田地帯で生産した粗飼料の供給体制のさらなる拡大を図るため、耕種農家と畜産農家の密接な連携体制の構築に必要な事業を実施

(ロ) 総合コントラクター育成対策事業

耕種部門と畜産部門と多角的な農作業を行う総合コントラクターを育成し、地域における効率的な産地体制の構築に必要な事業を実施

(ハ) 団体推進事業

環境と調和した持続的な農業を推進するために必要な活動を実施

表1 予算額

16年度	
農業生産総合対策事業	131億円
畜産振興総合対策事業	86億円
耕畜連携・資源循環総合対策事業	14億円
合計	231億円

第2節 水田農業構造改革対策

1 水田農業構造改革対策

(1) 米の生産調整の経緯

米については、潜在的な生産力が消費量を相当上回って推移していることから、昭和46年度以降、国による助成措置等を講じつつ、生産調整の推進を図ってきたところである。

平成16年度からは、平成14年に決定した「米政策改革大綱」を踏まえ、地域自らの発想・戦略と地域の合意による地域水田農業ビジョンに基づく取組を支援する産地づくり交付金等を内容とする水田農業構造改革対策（平成16～18年度）を実施している。

(2) 水田農業構造改革対策の概要

ア 趣旨

これまでの水田農業政策については、米の生産調整の推進が至上命題化し、地域の関係者の精力がその他の生産対策や経営対策に向けられにくかったこと、他の農業分野に比べて担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱であること、生産調整に関する助成措

置が全国一律の要件及び単価であり、地域の特徴を生かした産地づくりの観点に欠けていたこと、米価の下落が農家まで伝わりにくく、需要に応じた米の計画的生産という意図が伝わりにくかったこと等の指摘がなされてきたところである。

しかしながら、水田農業は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、水田等において耕作放棄等を防止し、その環境を良好に保全することが極めて重要である。

このため、「米政策改革大綱」及び「米政策改革基本要綱」に基づき、水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すこととし、これまでの米の生産調整に関するメリット措置を抜本的に見直すとともに、その他水田農業に関する施策についても改革の趣旨に沿って、総合的かつ有機的連携を図りつつ実施する。

イ 地域水田農業ビジョン

「米づくりの本来あるべき姿」の実現に当たっては、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的かつ戦略的に展開すること、その際、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進することが重要である。

このため、米の生産調整と米以外の作物の生産を総合的に勘案した地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を水田環境等の良好な保全に配慮しつつ策定し、その実現に向けた地域の取組を推進する。

ウ 水田農業構造改革対策の推進のための助成措置

(ア) 産地づくり対策

a 産地づくり交付金

地域の特徴ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施及び水田環境等の良好な保全をするため、地域自らの発想と戦略により、水田農業の将来方向を明らかにしたビジョンに基づき、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援する。

このため、国は対策期間中安定した一定額の産地づくり交付金を都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）へ交付し、そこで造成された資金を、地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）に助成することで地域で策定されたビジョン実現に向けた取組を支援することとしている。

なお、産地づくり交付金は、都道府県協議会

の判断により稲作所得基盤確保対策との間で融通可能としているほか、産地づくり交付金の中でも、産地づくり事業と特別調整促進加算事業との間で融通可能としている。

(a) 産地づくり事業

産地づくり事業は、米の生産調整の的確な実施及び水田環境の良好な保全を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成するための事業である。

具体的には、地域協議会が、ビジョン実現のため、国のガイドラインの範囲内で助成の対象となる使途や助成要件、助成水準等を設定し、その内容を産地づくり計画書として取りまとめ、その計画に基づく取組に活用している。

(b) 特別調整促進加算助成事業

特別調整促進加算助成事業は、産地づくり事業の上乗せ措置として、地域条件に応じた米の生産調整への意欲的な取組を助長するものである。

具体的には、都道府県協議会が、国のガイドラインの範囲内（①大幅な超過達成に対する助成、②地域特例作物の振興に対する助成、③その他意欲的な生産調整に対する助成）で、助成対象、助成要件、助成水準等を内容とする活用方針をとりまとめ、また、この活用方針に定められた使途から、地域協議会が助成の対象とする使途を選択し、農業者等への支援を実施している。

b 麦・大豆品質向上対策

麦及び大豆について、担い手を中心とした生産性と持続性に優れた産地を育成し、需要と生産のミスマッチの解消を図るため、需要に即した高品質の麦・大豆の生産を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、麦については、農産物検査等級1等であって容積重又はタンパク含有率の基準を満たすこと、大豆については、農産物検査等級1、2等又は一定の要件を見たす契約栽培であることを要件として、13,000円/10aの助成を実施している。

c 耕畜連携推進対策

安全・安心な畜産物の供給体制の構築及び自給飼料に立脚した畜産経営への転換を推進する

ため、水田において、稲作経営と連携した飼料作物の生産等を支援する。

具体的には、ビジョンで担い手として位置づけられた認定農業者、特定農業団体等を助成対象者とし、飼料作物の利用供給協定の締結に加え、

- ・一定面積以上の団地化
- ・稲発酵粗飼料又は、わら専用稲の生産
- ・水田放牧又は資源循環（堆肥の還元）

の取組に対して、13,000円/10aの助成を実施している。

d 畑地化推進対策

米が過剰基調にあり、今後も需要の縮小傾向が続くことが見込まれる中で、米の生産装置である水田自体を減らすとともに、無計画な畑地化、耕作放棄地の増大等による水田の持つ多面的機能の喪失等の弊害を最小限に留めるため、地域合意のもとに計画的に畑地化を行う地域を支援する。

(イ) 稲作所得基盤確保対策

米の生産調整のメリット措置として、生産者の拠出と国の交付金により造成した資金を用いて、米価下落の度合に応じ一定額を補てんする。

(ウ) 担い手経営安定対策

効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手を確保、育成しつつ、水田農業の構造改革を加速化させるため、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乗せし、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて、稲作収入の下落に応じて補てんする。

(3) 平成16年度における対策の実施状況

ア 16年度においては、全国2,490地域協議会においてビジョンが策定され、産地づくり対策の取組がなされた。

イ 対策の取組状況

① 産地づくり交付金の当初配分は144,508百万円（産地づくり事業139,508百万円、特別調整促進加算事業5,000百万円）であった。稲作所得基盤確保対策から産地づくり対策への融通が1,418百万円あり、また産地づくり対策における産地づくり事業と特別調整促進加算事業の間での融通の結果、融通後の配分額は145,926百万円（産地づくり事業142,072百万円、特別調整促進加算事業3,854百万円）となった。

② 麦・大豆品質向上対策のうち、16年産麦の取組

に対する交付額は4,020百万円であった。また、16年産大豆については、17年度予算での措置が基本であるが、農産物検査が早期に終了した地域の取組について、16年度予算で151百万円の前倒し交付を行った。耕畜連携推進対策への交付額は4,064百万円であった。

- ③ 16年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約者数が約100万人、加入数量では約407万トンとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて、本対策が発動された。
- ④ 16年産の担い手経営安定対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約件数は約3万件、加入契約面積は約16万4千haであり、加入があった41道府県のうち28府県において、本対策が発動された。

第3節 農産物の生産対策等

1 種子対策

主要農作物（稲、麦類及び大豆）の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定的な生産供給体制の確立を図ることが重要である。

このため、生産振興総合対策事業において、種子生産技術の高度化と品質管理体制の確立による種子の品質向上や合理的な種子生産団地の育成を推進した。

2 米生産対策

(1) 生産動向

16年産水稻の作付面積は1,697千haと前年に比べて37千ha増加した。

収穫量については、台風、集中豪雨、9月下旬からの長雨により8,721千tと冷害年であった前年より942千t増加したものの、全国の作況指数は98、10a当たりの収量は514kgとなった。特に九州では相次ぐ台風の影響等により、作況指数は85となった。

(2) 生産対策

米については、需要動向に即した計画的生産を図りつつ、麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めるとともに、消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立を図ることが必要となっている。

このような課題に対応するため、農業生産総合対策事業において、稲・麦・大豆の土地利用型作物を一体

として捉え、共同利用機械・施設の整備等による担い手を中心とする効率的な生産流通体制の構築や、合理的な作付体系の導入・定着等を推進した。

また、稲作の規模拡大と生産コスト低減のため、中型機械化体系による生産性や規模拡大の限界を打ち破る直播栽培等の生産技術を組合せた技術体系の確立・普及を推進するとともに、産地の連携により、実需者ニーズに対応した広域的な流通体制の整備を推進した。

さらに、冷害に強い稲作生産や高温障害による品質低下を防止するために、地域ブロックごとに深水管理、遅植等の技術対策を推進した。

このほか、食の安全・安心の確保を図るため、産地における残留農薬のチェック体制の整備を図るとともに、玄米中のカドミウムについては、消費安全部局等との連携の下、出穂期前後の湛水管理によるカドミウム吸収抑制技術の普及を推進した。

3 麦生産対策

(1) 生産動向

近年、「水田農業経営確立対策」の推進等により、転作麦を中心に作付面積が拡大してきたが、16年産については、は種期の天候不順による作付けの中止や他作物への作付け転換等により、都府県の作付面積が減少したため、4麦計で前年比1.2%減の27万2,400haとなった。また、生産量については、六条大麦及びはだか麦の作柄が悪かったものの、小麦については北海道及び九州地域で、二条大麦については九州地域で天候に恵まれ作柄が良かったことにより、4麦計では前年産並の105万9千tとなった。

(2) 生産対策

麦については、「食料・農業・農村基本計画」で示された生産努力目標の達成に向けて、品質の向上、生産の安定化及び生産コストの低減等の課題の解決を図りつつ、水田における本格的生産の定着並びに合理的な輪作体系の下での畑作麦の安定生産に向けた取組を強化することが重要となっている。

特に、平成12年産以降、転作麦を中心に作付面積が拡大してきているが、品質等の面で需要に応じた生産が必ずしも十分に図られておらず、生産量についても、作柄の変動等により不安定な状況にある。また、生産コストが市場での流通価格をはるかに上回る水準で推移している状況にもある。

このため、産地ごとに、生産者、実需者、行政等関係者が参画する産地協議会を設置し、実需者ニーズを把握するとともに、品質の向上や担い手の育成による

生産コストの低減等について、産地の条件に応じた具体的な目標を設定するとともに、その達成に向けて、①品質分析結果に基づくきめ細かな栽培指導や品質仕分けなど産地段階における品質分析体制の確立のための取組並びに加工適性に優れた新品種の導入等による品質の向上・安定化に向けた取組、②担い手の生産規模の拡大、作付けの団地化、合理的な作付体系の確立等による生産の安定化及び生産コストの低減に向けた取組等を推進した。

さらに、地産地消を核とした需要拡大の取組及び赤かび病抵抗性の品種間の比較を行う取組を推進した。

4 大豆生産対策等

(1) 生産動向

大豆の作付面積は、近年、田作は、米の生産調整目標面積の拡大等により大きく増加している一方、畑作は、自家消費が主体の都府県で農家の高齢化等により作付面積が減少しており、全体としては、増加傾向にあったが、平成16年産の作付面積は、他作物への転換等により13万6,800haとなり、前年産に比べて1万5,100ha（10％）減少した。

また、10a当たり収量は、近年横這い傾向で推移していたが、平成16年産については、相次ぐ台風や9月下旬からの長雨の影響により、登熟が不良となったことに加え、虫害や腐敗粒等が多発したため、119kg（平均収量対比68％）で、作柄の悪かった前年産をさらに34kg（22％）下回った。

これらの結果、平成16年産の収穫量は、16万3,200tで、前年産に比べて6万9,000t（30％）減少した。

(2) 生産対策

平成16年度には、生産振興総合対策において、全国797市町村で、産地ごとに、生産者、実需者、行政等の関係者が参加する産地協議会を設け、担い手の育成、生産性の向上、実需者ニーズへの対応等について、産地の条件に応じた具体的な目標を定めた上で、その達成に向けて、担い手の育成及び団地化推進のための集落座談会、品質向上・安定化のための実証ほの設置、栽培技術の高位平準化を目指した研修等を実施した。

(3) 大豆交付金等

「大豆交付金暫定措置法」(昭和36年法律第201号)に基づき、平成15年産及び平成16年産の大豆について、交付金250億3,800万円、大豆作経営安定対策17億4,700万円を交付した。

また、平成17年産大豆の交付金単価を8,020円/60kgと定めた。

5 野菜対策

(1) 野菜価格の動向

野菜は、鮮度が要求される一方で、貯蔵が困難なこと、必需品的性格が強いことに加え、天候の影響を非常に受けやすいため、作柄変動が大きいことなどから、需給及び価格の面でかなりの変動が避けられないという特質がある。

16年度の春野菜については、温暖傾向により生育が前進し、早めの主産地の切り替わり等により、総じて平年並みの価格で推移した。

夏野菜については、高温・干ばつ等により生育の抑制が一部あったものの、酷暑等による全体的な需要の減少があったことから、総じて平年並みの価格で推移した。

秋冬野菜については、10～11月に台風、長雨による冠水等により、平年を著しく上回る価格で推移したことから、早取り等出荷の前倒し、軟弱野菜（ほうれんそう、こまつな等）及び並級野菜（不揃い野菜）の出荷促進等の緊急野菜供給対策等を講じた。

12月には、天候の回復、緊急野菜供給対策の実施等により、10～11月の高騰は収まり価格は落ち着いたものの総じて平年を上回る価格で推移した。

また、16年度の生鮮野菜の消費者物価指数は、全国平均で前年に比べ6.8％上昇した。

表 2 生鮮野菜の消費者物価指数

(全国、12年=100)

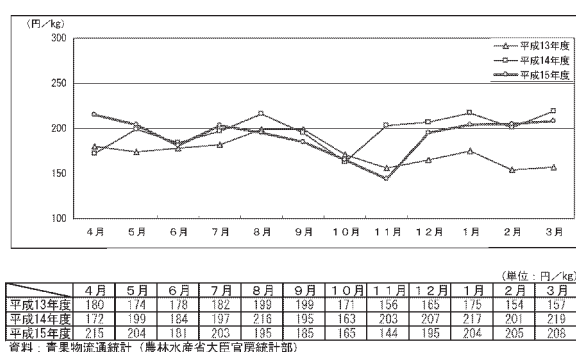
年度平均・月	指数	前年度比上昇率
12	103.6	▲ 3.4
13	97.7	▲ 5.7
14	105.4	7.9
15	104.4	▲ 0.9
16	111.5	6.8
16. 4	102.9	▲ 8.4
5	97.8	▲ 10.8
6	106.8	4.4
7	99.9	▲ 1.2
8	98.3	▲ 5.0
9	113.8	2.0
10	133.7	29.9
11	138.8	54.7
12	109.5	15.8
17. 1	112.7	4.3
2	112.4	1.6
3	111.2	4.9

(2) 野菜価格安定対策

ア 野菜指定産地の指定

指定野菜の種別ごとに、野菜指定産地からの当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、需要及び供給の見通しに即するように、野菜指定産地の指定を行

表3 野菜の卸売価格の推移（1・2類都市市場）



っており、15年度までに1,103産地を指定したが、16年度においては、更に16産地を追加指定した。他方、指定後の社会経済条件の変化により、既指定産地のうち51産地の指定解除を行った。このため、野菜指定産地は35産地減少し、合計1,068産地となった。

イ 計画生産出荷

(ア) 野菜需給均衡総合推進対策事業

近年、野菜の需給は、消費面において食生活の多様化、健康志向、品質重視、若年層の野菜離れといった傾向がみられる中で、生産面では、担い手の減少、高齢化等労働力面での制約や連作障害の発生等の問題が生じている。

このような中で、需給均衡に向けた生産出荷団体等の自主的な取組を一層助長するとともに、野菜全体にわたる計画的な生産出荷を総合的かつきめ細かく推進することとして引き続き「野菜需給均衡総合推進対策事業」を実施した。

a 野菜需給均衡総合推進事業

(a) 野菜需給均衡総合推進事業

生産出荷団体が自ら取り組む需給調整の高度化を図るため、野菜需給調整戦略の策定を行うとともに、これに即した的確な需給均衡を図るための普及・啓発活動を行った。

また、特に需給の安定を図る必要のある野菜について、需要に見合った供給の推進に資するため、国が作成する需要及び供給の見通しを踏まえ、生産出荷団体等が指定野菜14品目・30種別についての供給計画を作成し、計画に基づく供給を推進し、短期的、地域的な価格変動が生じた場合に的確な需給調整を行うとともに、出荷時期の異なる産地の連携による野菜の安定的な供給を推進するため、全国生産出荷団体が産地連携推進会議を開催するとともに、産地連携野菜安定取引のモデル的な実施を推進した。

(予算額 6,198万円)

b 野菜需給安定促進事業

野菜の効率的な需給調整の推進を図るため、需給調整手法を含む需給調整のあり方について検討を行うとともに、高性能衛星の活用により得られたデータを基に野菜の需給に関する分析・検討を行い、生産者、実需者、消費者等に対し情報提供を行った。

(予算額 2,966万9千円)

c 重要野菜等緊急需給調整事業

(a) 生産出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜4品目・6種別について、短期的、地域的な価格変動に対処するための緊急需給調整を行うのに要する資金の再造成を行うための資金の造成を行った。

(予算額 1,000万円)

(b) 指定野菜緊急出荷調整事業

にんじん及びレタスについて、短期的、地域的な価格変動に対処するための緊急出荷調整を行うのに要する資金の再造成を行うための資金の造成を行った。

(予算額 6,000万円)

(c) 価格回復緊急出荷調整事業

輸入の急増、需要動向の変化等から対象野菜の価格が一定の期間、著しく低落し、生産出荷団体が緊急出荷調整を実施した場合に、交付金を交付するための資金の造成を行った。

(予算額 85万円)

(d) 野菜情報総合把握システム構築事業

野菜の需要動向に応じた的確な生産への支援を行うため、野菜に関する需給情報を一元的に収集・分析・データベース化、提供するシステムの構築を行った。

(予算額 2,539万4千円)

(e) 契約取引推進円滑化事業

契約取引において、生産者が実需者のニーズにあった野菜を供給するため、両者を仲介するコーディネーターバンクの設置、契約取引における代金決済を円滑に行うためのシステムの普及宣伝等を行った。

(予算額 833万 2 千円)

(f) 自由貿易協定推進に伴う野菜の影響等調査事業

我が国との自由貿易協定交渉が行われている又は今後行われる予定の国を対象に、当該国における野菜の生産等の実態を把握・分析し、協定締結による影響等に関する情報を提供することによって、国内野菜の生産の振興に資するための事業を実施した。

(予算額 1,420万 2 千円)

ウ 野菜価格安定制度

野菜価格安定制度については、交付対象数量を増加することにより、セーフティーネット機能の充実強化を行った。

(ア) 契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

また、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人(以下「野菜価格安定法人」という。)が契約特定野菜等安定供給事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

なお、16年度においては、交付対象数量を 1 万 t 増加し、事業の拡充強化を図った。

(予算額 3 億6,315万9千円)

(イ) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、指定野菜の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。

なお、16年度においては、交付対象数量を 5 万 t 増加し、事業の拡充強化を図った。

(予算額 70億9,922万1千円)

(ウ) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)並びに野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地等から出荷される指定野菜について、野菜価格安定法人が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

なお、16年度においては、交付対象数量を 4 万 t 増加し、事業の拡充強化を図った。

(予算額 15億7,670万円)

(3) 野菜の流通・加工対策

ア 野菜消費構造改革対策事業

若年層を中心に減少傾向にある野菜消費量の増加を図るため、全国段階においては、医学、栄養学、学校関係者等を核とした「野菜等健康食生活協議会」を設置し、野菜の健康機能調査、1 日当たりの分かりやすい摂取目安(5 皿分以上)の有効性の効果検証、野菜摂取重要性の啓発効果の検証調査等の活動を実施するとともに、これらの調査結果に基づき、国民に野菜摂取の重要性を啓発する民間団体(青果物健康推進委員会、ファイブ・ア・デイ協会)が、量販店店頭での野菜摂取目安の PR、Web サイトによる野菜の重要性の PR 等の消費者啓発を実施した。

また、地域段階においては、道府県、JA 全農県本部等が、児童・生徒等を対象に採れたて野菜等を活用した野菜料理体験、野菜セミナー等を実施し、野菜摂取の習慣化、野菜への親近感の醸成を図った。

(予算額 3 億2,491万5千円)

イ 野菜流通・販売一貫ばらシステム推進支援事業

通い容器の利用による野菜流通・販売一貫ばらシステムを構築するため、産地・卸売市場における取組調査や生産者・卸売業者に対する意識調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、通い容器の効率的な利用に向けた検討やセミナー等による普及・啓発を行った。

(予算額 1,433万1千円)

(4) 野菜生産対策

ア 野菜生産の動向

野菜の作付面積は、昭和50年代に増加傾向で推移してきたものの、生産農家の高齢化、機械化・省力化の立ち遅れ等から、キャベツ、だいこん、はくさい等重量野菜を中心として昭和60年以降減少傾向に転じ、平成16年には51万9千haとなった。(表 4)

収穫量をみると、1,454万tとなり、出荷量も1,192万tとそれぞれ前年産並みとなった。(表5)

表4 野菜の作付面積の動向

区分／年次	平成14年	15	16
作付面積	539,300ha	528,200ha	519,400ha

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

(注) 野菜とは、表6の品目欄に掲げる野菜である。

表5 野菜の収穫量及び出荷量の動向

区分／年次	平成14年	15	16
収穫量	15,695,000 t	15,169,000 t	14,540,000 t
(対前年比)		(96.6%)	(95.9%)
出荷量	12,781,000 t	12,419,000 t	11,922,000 t
(対前年比)		(97.2%)	(96.0%)

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

(注) 野菜とは、表6の品目欄に掲げる野菜である。

平成16年産の作付面積及び収穫量を類別にみると表6のとおりである。

(ア) 根菜類

作付面積は、だいこん、にんじん等を中心に他の野菜への転換及び労働力不足により減少したことから、前年産に比べ3%減少した

収穫量は、だいこん、にんじん等が面積の減少のほか10月までの相次ぐ台風に加え、長雨・日照不足等の被害の影響から、前年産に比べ4%減少した。

(イ) 葉茎菜類

作付面積は、キャベツ、はくさい等を中心に他の野菜への転換及び労働力不足により減少したものの、その他、こまつな等の葉物が増加したことから、前年産と同様となった。

収穫量は、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタスは、特に10月までの相次ぐ台風に加え、長雨・日照不足等の被害の影響、ねぎについては、高温・少雨による生育の抑制及び病害の発生並びに台風による茎葉の折損の影響等から、前年に比べ6%減少した。

(ウ) 果菜類

作付面積は、増減が少ないもののスイートコーン、きゅうり等が減少したことから、前年産に比べ1%減少した。

収穫量は、そらめめ等が増加したものの、かぼちゃ、きゅうり及びえだめめ等が減少したことから、前年産に比べ1%減少した。

(エ) 果実的野菜

作付面積は、すいか、メロンが年々減少している中で、収穫・運搬作業等が重労働であること及び既存の施設を利用し栽培できる品目への転換等

により、前年産に比べ6%減少した。

収穫量は、面積の減少が大きいすいか、メロンが減少したことから、前年産に比べ6%減少した。

(5) 野菜の生産対策

輸入野菜の急増により、海外との競争が今後とも一層厳しさを増すものと見込まれる中において、将来にわたって国内野菜産地の供給力を確保していくため、国際競争に対応しつつ、消費者・実需者に支持される品質の国産野菜を供給できるよう、生産・流通の両面にわたる構造改革を進めることが急務となっている。

このため、平成13年から実施している「野菜の構造改革対策」の一環として、低コスト化、契約取引の推進、高付加価値化という3つの戦略モデルに基づく各産地の取組に対して、以下のような支援を行った。

(予算額 96億161万6千円)

ア 野菜産地強化特別対策事業

輸入野菜との競争に耐える体質の強い国内産地体制を確立するため、各産地の特性や意向を踏まえ、産地毎に明確な目標を定めた構造改革のための計画を策定するとともに、産地改革計画を策定した産地に対して、機械化一貫体系の確立や低コスト耐候性ハウスの導入による生産コストの削減、減農薬・減化学肥料栽培等の高付加価値栽培等の取組を推進するため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

イ ブランド・ニッポン野菜推進

産地の特色を活かした新鮮でおいしいブランド・ニッポン野菜の安定供給の確立に向け、産地交流や産直等を支援するため、協議会の開催、優良事例の調査、普及啓発、小規模土地基盤整備、共同利用施設の整備等を実施した。

ウ 高付加価値化対応野菜産地確立推進

減農薬・減化学肥料栽培や地域特産品種の導入、インターネットを通じた生産者と消費者間の情報伝達等を促進し、地域の特性を活かした多様な野菜の生産及び流通の振興により、消費者等の多様なニーズに対応して安定的な生産出荷を行う野菜産地の育成を図るため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

エ 野菜指定産地等整備活性化推進

指定産地を中心とした県内の野菜生産出荷体制の強化を図るため、県内の指定産地の近代化計画の点検・評価とこれを踏まえた産地の生産出荷体制の強化、県内の産地配置や作付体系の検討等を実施した。

表 6 平成16年産野菜作付面積、収穫量及び出荷量

単位 { 作 付 面 積 : ha
 収穫量・出荷量 : t
 対 比 : %

品 目	作付面積	10 当 た り 収 量	収 穫 量	出 荷 量	前 年 産 対 比				(参考) 平均収量 対 比
					作付面積	10 当 た り 収 量	収 穫 量	出 荷 量	
計	519 400	kg —	14 540 000	11 922 000	98	—	96	96	kg —
根 菜 類	190 300	—	5 906 000	4 722 000	97	—	96	96	—
だいこん	40 000	4 050	1 620 000	1 241 000	96	96	92	93	98
かぶ	5 710	2 940	167 800	132 200	93	100	94	94	101
にんじん	19 500	3 150	615 700	532 600	96	97	93	92	101
ごぼう	9 240	1 860	171 500	140 800	95	106	100	101	106
れんこん	4 210	1 440	60 700	49 100	96	105	101	102	94
ばれいしょ (じゃがいも)	87 200	3 310	2 888 000	2 357 000	99	100	98	98	103
さといも	15 800	1 170	184 800	110 100	96	92	88	88	95
やまのいも	8 640	2 290	197 900	159 200	97	115	112	116	110
葉 茎 菜 類	181 100	—	5 054 000	4 239 000	100	—	94	94	—
はくさい	20 200	4 390	887 600	673 300	98	94	92	93	94
こまつな	5 510	1 570	86 600	71 200	142	91	129	125	…
キャベツ	33 300	3 850	1 279 000	1 100 000	97	96	93	93	96
ちんげんさい	2 320	2 030	47 100	39 800	112	92	104	100	…
ほうれんそう	23 800	1 210	288 700	231 900	98	94	93	92	94
ふき	867	2 110	18 300	14 700	131	80	105	94	…
みつば	1 330	1 420	18 800	17 600	108	94	101	100	…
しゅんぎく	2 580	1 600	41 200	32 600	106	94	100	95	…
セルリー	715	5 040	36 100	34 100	101	99	100	100	97
アスパラガス	6 480	450	29 100	25 200	102	102	104	103	…
カリフラワー	1 460	1 610	23 500	18 400	91	87	80	79	87
ブロッコリー	10 000	931	93 500	80 000	98	89	87	88	90
レタス	21 800	2 340	509 300	473 200	99	94	93	93	93
ねぎ	23 500	2 070	485 500	375 100	99	95	94	95	97
にら	2 180	2 830	61 600	54 400	109	91	99	96	…
たまねぎ	23 100	4 890	1 128 000	985 500	98	98	96	96	102
にんにく	1 920	1 000	19 300	11 500	110	104	115	101	…
果 菜 類	114 100	—	2 641 000	2 142 000	99	—	99	99	—
きゅうり	13 700	4 900	673 000	566 100	97	101	98	99	99
かぼちゃ	16 800	1 340	225 500	168 100	100	97	97	98	95
なす	11 700	3 330	390 200	290 400	98	101	99	99	96
トマト	13 100	5 780	754 900	665 900	99	100	99	100	99
ピーマン	3 680	4 160	153 400	130 800	98	103	101	102	104
スイートコーン	26 900	988	265 600	204 500	97	102	99	100	102

オ 低コスト化対応野菜産地確立推進

重量野菜を中心に機械化一貫体系の確立及び普及を通じて、生産及び出荷から販売までの一貫した省力化及び合理化、低コスト耐候性ハウス等の導入による施設園芸の低コスト化及び省力化、効率的な出荷・流通形態の導入、計画的な作付・出荷の確保や作柄の安定化に向けた取組により、効率的かつ安定的な生産流通システムの構築を推進するため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

カ 契約取引対応野菜産地確立推進

契約取引による生産者と実需者の連携、産地間連携、通い容器の活用による流通経費の削減等により流通の多元化を促進し、業務用野菜の生産及び流通の振興により、実需者等の多様なニーズに対応して安定的な生産出荷を行う野菜産地の育成を図るため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

キ 野菜生産新技術定着促進

近年開発が進む高性能農業機械や革新的施設園芸技術の現場段階での実証、新野菜や調理・加工適性のある新品種等のニーズの高まっている野菜の栽培技術の実証等を通じて、新技術の実用化・普及、新野菜・新品種の定着・普及を図るため、協議会の開催、技術実証ほ・施設の設置、共同利用施設、共同利用機械の整備等を実施した。

6 果樹農業振興対策

(1) 果樹の生産・流通の動向

ア 果樹生産の動向

平成16年産の果樹栽培面積は26万7,900haで前年に比べ3,700ha減少した。種類別にみると、おうとう(60ha増)、その他かんきつ類(不知火、清見等)(300ha増)では増加したものの、うんしゅうみかん(1,400ha減)、りんご(400ha減)等では減少した。

平成16年産の果実の国内生産量は345万7千tとなり、前年産に比べて21万7千t減少した。これは、6月から10月にかけて、観測史上最多となる10個の台風が上陸し、多くの果樹において枝折れや落果、潮風等の被害が発生したためである。

イ 果実及び果実加工品の輸出入の動向

平成16年の生鮮果実の輸出量は、なしの輸出量が前年比3%増の1,951tと増加したものの、主要な輸出品目であるりんごとうんしゅうみかんが台風の被

害により、輸出量が確保できなかったこと等から、りんごが前年比40%減の10,089t、うんしゅうみかんが前年比7%減の4,978tとなったため、全体では前年比29%減の18,450tであった。

なお、主な輸出先は、うんしゅうみかんがカナダ、米国等、りんご及びなしが台湾、香港等であり、品目毎の主要な輸出先には大きな変化はない。

平成16年の生鮮果実の輸入量は、バナナが102万6千t、グレープフルーツが28万9千t等で、全体では前年比5%増の188万9千tであった。

果実加工品の輸入量は、パインアップル缶詰が5万2千t、もも缶詰が5万6千t、オレンジ果汁が8万8千kl、りんご果汁が7万6千kl等であった。

(2) 果樹の生産・流通対策

「食料・農業・農村基本計画」及び「果樹農業振興基本方針」に即し、消費者ニーズに的確に対応し得る果実の生産・供給体制の整備を進め、消費者から信頼される果樹産地の育成を図るため、農業生産総合対策において、次の諸対策を実施した。

ア 園地情報、栽培管理情報、品質情報の把握・整理等による高度品質管理栽培の実践、消費者に対する産地情報の提供、消費者のニーズや評価に即した品目・品種の導入等による、「ブランド・ニッポン」果実の生産・供給体制整備の推進

イ 樹園地の特性を踏まえた園地の再編・整備、地域の園地基盤整備水準に応じた機械化体系及び省力栽培技術の導入等による、低コスト省力的な果実生産体制整備の推進

ウ 流通に係る新技術の導入により、消費者ニーズに的確に対応した果実の供給を行うとともに、輸入果実に対抗した新たな需要を創出するための、果実流通の省力・低コスト化の推進

(予算額 生産振興総合対策事業

194億3,900万円の内数)

(3) 果実の需給調整・経営安定対策等

果実の需給調整と果樹農家の経営安定を図るため、以下の諸対策を実施するのに必要な資金を(財)中央果実生産出荷安定基金協会(以下「中央果実基金」という。)に造成し、次の事業を実施した。

ア 計画生産出荷促進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整及び出荷調整による需給調整対策を実施するための資金を造成した。

平成16年産は、うんしゅうみかん及びりんごとも、大幅な生産増加が見込まれなかったことから、適正

生産出荷見通し(適正生産量：うんしゅうみかん111万t、りんご87万t)を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた高品質果実の計画的な生産出荷の取組が推進された。

(予算額 3,668万円)

イ 経営安定対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整対策を的確に実施しても、なお、価格が低下した場合に果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に対して補てん金を交付するための資金を造成した。

平成15年産うんしゅうみかんは、寡照による極早生・早生の低糖度、早生での腐敗果や棚保ちの悪い果実の発生、特定時期の出荷集中等から卸売価格が低水準で推移し、計画的な生産出荷に取り組んだにもかかわらず、経営安定対策に加入している18県のうち12県を対象に36億円の補てん金が交付された。

また、りんごについては、品種間リレーが順調に進んだこと、11月の価格低下時に全農を中心に出荷調整が行われたこと等から卸売価格が高水準で推移し、全道県で補てんが行われなかった。

(予算額 12億円)

ウ 加工原料用果実価格安定対策事業

加工原料用果実(果汁用いよかん及び缶詰用もも等)の価格が著しく低落した場合に生産者に補給金を交付するための資金を造成した。

(予算額 975万円)

(4) 果実等の消費拡大対策

果実のある食生活推進事業

科学的知見に基づく正しい果実の健康機能性等の情報提供を行う「毎日くだもの200g運動」の全国統一的な取組に併せ、県の生産出荷団体、学校給食関係者等が連携し、消費者への情報提供や学校給食への地場産果実利用促進を図る「県版毎日くだもの200g運動」の取組に対して助成を行った。

また、海外市場における国産果実の幅広い需要を確保するため、継続的かつ安定的な果実の輸出を定着させるための取組に対して助成を行った。

(予算額 1,500万円)

7 花きの生産普及対策

(1) 花きの生産動向

平成15年産の花きの生産の動向は表7のとおりである。

(2) 花きの振興対策

「花き産業振興方針」に即して次の諸対策を実施した。

ア 花きの生産・流通に関する施策

消費者が求める高鮮度で日持ちの良い花きの生産流通体制を構築するため、バケット低温流通の実証、バケット低温流通を前提にした生産性の高い栽培技術の導入等を実施した。

家庭用需要への対応や国際競争力のある産地を育成し、低コスト周年供給体制の確立を推進するため、

表7 平成15年産の花きの生産の動向

	作付面積 (ha)	出荷数量	生産額 (億円)
	前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)
切 り 花 類	18,650 (98)	5,301,000 (千本) (98)	2,551 (97)
鉢 も の 類	2,191 (100)	319,500 (千鉢) (100)	1,159 (93)
花壇用苗もの類	1,740 (98)	872,800 (千鉢) (97)	383 (92)
花 木 類	10,973 (94)	142,910 (千本) (98)	1,179 (95)
球 根 類	703 (90)	203,500 (千球) (85)	38 (90)
芝 類	7,580 (96)	5,794 (ha) (97)	97 (108)
地 被 植 物 類	143 (96)	66,310 (千鉢・千本) (91)	63 (118)
合 計	41,980 (98)	— (—)	5,470 (96)

集出荷施設の整備、低コスト耐候性ハウスの整備、省力・多収栽培技術の導入等を実施した。

多様で個性豊かな花きの供給を促進し、地域の特性を踏まえた産地ブランドの確立を推進するため、消費者・実需者等との連携の下、育種や種苗供給、花き加工処理等を行う施設の整備や、地域独自品種の開発等を実施した。

(予算額 生産振興総合対策事業

194億3,900万円の内数)

イ 花きの普及啓発に関する施策

花きの普及定着による潤いと安らぎのある豊かな国民生活の実現を図るための消費者と花き産地との交流活動等の推進、日持ちの良い切り花供給を推進するための日持ち保証システムの検討及び花き生産における資材投入量等の実態調査等を実施した。

(予算額 生産振興総合対策事業

194億3,900万円の内数)

ウ 花き産業振興総合調査委託事業

花き関係の基礎データの整備、輸入国の実態についての調査・分析を行うほか、希少植物の人工増殖技術等について調査した。

(予算額 646万円)

8 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給率の向上に資するため、甘味資源特別措置法(昭和39年法律第41号)に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われており、平成16年産の作付面積は、6万8,000ha(前年比100%)であった。

平成16年産については、生育期間を通して天候に恵まれ、初期生育が良好で根部の肥大も順調であったことから、10a当たり収量は6.85t(同112%)、生産量は466万t(同112%)となり、史上最高の高収量、総生産量となった。根中糖分は平年並みであった。

さとうきびの生産は、平成16年産の収穫面積は2万3,200ha(同97%)となった。

10a当たり収量は、台風、干ばつ等の影響により年による変動が大きく、平成16年産については、相次ぐ

台風の襲来等により茎の折損・裂傷等の被害が大きかったことから、鹿児島県では5.3t(同94%)、沖縄県では5.0t(同84%)となり、両県平均では5.1t(同88%)となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のてん菜糖企業で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っており、その生産振興に当たっては、需給に応じた計画的な生産を行うとともに、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産コストの低減等が必要となっている。

このため、平成16年度については、生産振興総合対策等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、直播栽培等の新技術の確立・導入の推進等について助成を行った。

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、地元の甘しや糖企業で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っており、その生産振興に当たっては、砂糖の内外価格差の縮小が強く求められる中で、生産性や品質の向上を図り、担い手を中心とする効率的かつ安定的なさとうきび産地を育成していくことが重要である。

このため、平成16年度については、生産振興総合対策等において、協議会の開催等を通じた地域における産地体制の確立を行うとともに、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、バグスを利用した有機物供給施設の整備、生産性向上が可能となる新種苗増殖技術の確立・導入に向けた実証、高糖品種を中心とした優良種苗の普及のための原種ほ設置等に対する助成を行った。

9 特産農産物の生産振興対策

いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用として需要が限定されること、また、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

平成16年産かんしょの作付面積は、南九州での作付が増加したことから、4万300ha(前年比102%)

となった。また、10 a 当たり収量は、6 月中旬から 8 月中旬が高温・多照に経過し、いもの肥大が順調であったことにより、2,500kg(同105%)、生産量は 101万 t (同107%) となった。

平成16年産ばれいしょの作付面積は、主に都道府県で、他作物への転換、労働力事情による規模縮小等があったため減少し、8 万7,200ha (同99%) となった。10 a 当たり収量は、主産地の北海道がおおむね天候に恵まれ、着いもの数が増加したことから、前年とほぼ同じ3,310kg (同100%) となったが、生産量は、作付面積が減少したことなどから前年を下回る288万 8 千 t (同98%) となった。

なお、生産の主な内訳は、北海道産223万 5 千 t (4,040kg/10 a)、都府県産の春植61万 t (2,110kg/10 a)、同秋植は 4 万 6 千 t (1,540kg/10 a) となった。

イ 雑豆、落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生及び緑豆は除かれる。16年産の作付面積は小豆 4 万2,600ha(前年比1%増)、いんげん 1 万1,800ha (同8%減) であった。

生産量については、小豆、いんげんともに主産地の北海道において生育期間を通じておおむね天候に恵まれて生育が促進され、10 a 当たり収量が前年を大幅に上回ったことから、小豆は 9 万500 t (同54%増)、いんげんは 2 万7,300 t (同19%増) となった。

落花生は、作付面積が9,110ha (同4%減) とやや減少した。生産量は、主産地の千葉県で9 月中旬からの長雨の影響があったものの、茨城県で生育期を通じておおむね天候に恵まれ、生育が順調であったことから、2 万1,300 t (同3%減) となった。

ウ 茶

平成16年の茶栽培面積は、前年に比べ400ha減の 4 万9,100ha (前年比99%) となった。

荒茶生産量は、一番茶は、1 月から 4 月にかけての少雨及び 4 月下旬の凍霜害により減少したものの、二番茶以降は生育が持ち直し、緑茶飲料向け需要等が増加したことから、最終的に10万700 t (同110%) となった。

また、輸出は923 t (同110%) で、うち緑茶が872 t (同115%) であった。一方、輸入は 5 万6,234 t (同119%) で、うち緑茶が 1 万6,995 t (同166%)、紅茶が 1 万6,299 t (同105%)、その他の茶が 2 万 4,945 t (同107%) であった。

エ その他の特産農産物

平成16年のその他の特産農産物の生産量は、そばが 2 万1,500 t (前年比77%)、いぐさが主産県(熊本県、福岡県)で 2 万700 t (同101%)、こんにゃく芋が主産県(群馬県、栃木県)で 6 万7,100 t (同115%)、ホップが459 t (岩手県他・同91%) であった。

(2) 特産農産物振興対策

地域の諸条件及び消費者・実需者ニーズに対応した、生産性の高い効率的かつ安定的な産地の形成、いも類、雑豆、落花生、工芸作物等の生産性及び品質の向上等を図るため、農業生産総合対策事業において、担い手を中心とした生産から流通まで一貫した高度な産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備、特色ある商品の開発、低コスト化、高品質化の推進に必要な新技術・新品種の導入・実証等を推進した。

ア いも類、雑豆、落花生、茶等畑作物

それぞれの畑作物が抱える具体的な課題とその取組方法を地域として明確にし、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び一層の低コスト化を図り、輸入品との競合、消費者・実需者ニーズの多様化、価格の低迷、農業者の高齢化等現在の畑作物をめぐる厳しい環境に対応できる生産・流通・加工体制の整備を推進した。

イ そば、いぐさ、こんにゃく芋等地域特産物

地域特産物について、安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るために、既存産地を中心に低コスト化等の高生産生産地の育成、中小産地を中心に付加価値の向上や特産ブランド産地の確立、さらに新技術、新品種及び新作物の導入等により産地の改善・形成を通じた地域特産産地の育成を推進した。

また、いぐさについては輸入品に対抗しうる国内生産体制の確立を推進した。

(3) 特定畑作物等対策

特定畑作物等(雑豆、落花生、こんにゃく芋、かんしょ及びばれいしょ並びにこれらの加工品)について、消費動向の調査、新規用途の開発・普及等を推進した。

10 蚕糸業振興対策

(1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、景気の低迷の長期化等により需要が減退する中で、安価な

絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕従事者の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化、生糸価格の低迷等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成16年の主産地（群馬県他14県）収繭量は664.5 t（前年比87%）であり、蚕期別にみると春繭は250.5 t（同82%）、初秋繭は174.6 t（同83%）、晩秋繭は239.4 t（同96%）であった。

イ 生糸需給

平成16生糸年度（平成16年6月～17年5月）の生糸供給量は、期初在庫数量21,754俵（前年比119%）に、国内生産量3,868表（同86%）、輸入数量2万154俵（同66%）を加え、45,776俵（同74%）であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量27,002俵（同81%）、輸出数量11,500俵（同173%）であったため、期末在庫数量は7,274俵（同33%）となった。また、生糸価格は平均で2,242円/kg（同88%）であった。

(2) 養蚕振興対策

絹需要の減退、輸入絹製品の増加など我が国蚕糸業が厳しい状況におかれている中で、養蚕産地の維持・発展を図るため、農業生産総合対策事業において、効率的な繭生産体制の構築による高生産性養蚕産地の育成、コーディネーターを核とした消費者・実需者との連携システムの構築や新製品の開発等によるブランド産地の育成、他作物との合理的な組み合わせによる複合経営の高度化の推進等を実施した。

(3) 蚕糸業経営安定対策

① 取引指導繭価の確保

「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」（昭和26年法律第310号）により、

ア 生糸の実需者輸入割当枠の弾力的調整等による生糸需給の安定

イ 国費及び輸入糸調整金を活用した機構交付金の交付事業の実施

を通じて、養蚕農家の手取り繭代である取引指導繭価を確保し、蚕糸業の経営の安定化を図ることとしている。

平成16生糸年度の取引指導繭価等については、平成16年3月に以下のとおり設定した。

取引指導繭価	1,518円/生繭kg
基準繭価（製糸支払繭代）	100円/生繭kg
実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み	4万俵
輸入糸調整金単価の水準	330円/生繭kg
下位指標価格	3,100円/生糸kg

上位指標価格 4,900円/生糸kg

この結果、年間平均の繭の取引価格は1,692円/kg（平成15年度1,765円/kgkg）となった。

② 養蚕文化継承対策

和装文化等我が国伝統文化の継承・地域対策の観点から明確な目標を持って養蚕産地育成に取り組む地域における稚蚕共同飼育による養蚕作業の省力化・効率化対策を実施した。

(4) 繭・生糸の国境措置

ア 繭の輸入

平成7年4月からのWTO協定実施に伴い、繭については事前確認制から関税割当制度に移行し、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案し割当を行っている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ、需給動向に応じて設定しており、平成16年度の関税割当枠は、1,995 tと設定した。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げられ、基準額2,968円/kgに対し平成16年度は2,523円/kgが適用された。

イ 生糸の輸入

生糸については、平成7年度に関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなったが、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。

平成16生糸年度は実需者輸入割当枠3万2,000俵、輸入糸調整金単価は年間を通じて330円/kgが適用された。

なお、生糸の二次税率については、6年間で15%引き下げられ、基準額8,209円/kgに対し平成15年度は6,978円が適用された。

(5) 独立行政法人農畜産業振興機構の運営

ア 運営概況

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）に即して平成15年9月に解散された農畜産業振興事業団蚕糸部門の定員、事業（生糸の短期保管を除く。）等は、同年10月に設立された独立行政法人農畜産業振興機構に承継された。

イ 事業実績

平成16事業年度の事業実績は次のとおりである。

a 生糸輸入調整業務

(a) 生糸の売渡し	13,946俵
(b) 輸入申告に係る買入れ、売り戻し	
買入、売戻数量	22,620俵
実需者輸入分	22,620俵
一般輸入分	0俵

b 繭糸生産流通合理化等助成事業	
(a) 生糸等需要増進事業	9,135万円
(b) 生糸調整保管事業	65万円
(c) 蚕糸業経営安定対策事業	108,292万円
(d) 養蚕文化継承対策事業	7,717万円
(e) 小型操糸機開発実証試験事業	1,676万円

11 砂糖類対策

(1) 砂糖の需要及び価格の動向

ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3年までは260万t台でほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として消費が減少傾向にあるため、近年では220万t台で推移し、平成15砂糖年度(平成15年10月～16年9月)には224万tとなった。

他方、供給量は、てん菜糖、甘しや糖を合わせた国内産糖が90万4千t、輸入糖が136万tとなっている。

国内産糖の産糖量については、てん菜糖は、生育初期における高温・少雨によりてん菜の生育が停滞気味であったものの、全体を通じて生育に適した気候に恵まれたことから、産糖量は74万3千t(前年比103%)となった。

また、甘しや糖は、さとうきびの収穫面積が鹿児島県、沖縄県ともに前年並みとなり、台風・干ばつの影響はあったものの、その後の天候に恵まれたことから、産糖量は153千t(同107%)となった。

イ 糖価の動向

国際糖価は、依然として世界の高い在庫率が解消されない状況から、低水準で推移している。平成15砂糖年度平均のニューヨーク相場(粗糖、現物)は、ポンド当たり7.85セントとなった(前年度8.01セント)。

一方、国内糖価は、国際糖価の影響はあるものの、平成6年4月以降、四次にわたる粗糖関税の引下げ等により、近年は低下傾向で推移してきており、平成15砂糖年度における卸売価格はkg当たり124円(東京市中相場)となった(前年度121円)。

(2) 糖価調整制度

近年、国際糖価が低位で安定している状況の下、消費者・ユーザーからの内外価格差の縮小に対する要請の高まり、砂糖需要の減少に伴う輸入粗糖(国内産糖の価格支持財源を負担)の減少等の課題に対応するため、平成11年に「新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱」を策定し、これに即して、「砂糖の価格安定等に関する

法律」及び「農畜産業振興事業団法」を一部改正し、平成12年10月から新制度を開始した。

改正された主要事項は次のとおりである。

- i) 輸入糖の価格を適正な水準に安定させるための指標となる安定上下限価格を廃止する。
- ii) 国内産糖の価格支持について、事業団が買入れ・売り戻しを行う方式を、国内産糖製造事業者に対し砂糖年度毎に定められる交付金単価により産出される交付金を交付する方法に改める。
- iii) 最低生産者価格の算定方法については農業パリティ指数を基準として算定する方法から甘味資源作物の生産費、その他の生産条件、砂糖の需給事情等を参酌して算定する方法に改める。

(3) 砂糖の価格調整

ア 国内産糖合理化目標価格等

平成16砂糖年度に適用される国内産糖合理化目標価格等については、「砂糖の価格調整に関する法律」(昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。)第3条、第9条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

国内産糖合理化目標価格	t 当たり15万300円
(平成16年9月15日農林水産省告示第1710号)	
指定糖調整率	33.77%
(平成16年9月15日農林水産省告示第1711号)	
異性化糖調整基準価格	t 当たり17万1,045円
(平成16年9月15日農林水産省告示第1712号)	
異性化糖調整率	11.48%
(平成16年9月15日農林水産省告示第1713号)	

イ 国内産糖目標生産費

平成20砂糖年度の国内産糖の目標生産費について、糖価調整法第3条第3項の規定に基づき、次の通り定められた。なお、目標生産費を定めるにあたり、同条第4項の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会生産分科会甘味資源部会において審議を行った(平成16年9月6日開催)。

てん菜を原料として製造される国内産糖	
(てん菜原料糖を除く)	t 当たり14万2,500円
てん菜原料糖	t 当たり11万9,500円
さとうきびを原料として製造される国内産糖	
	t 当たり20万4,900円

ウ 最低生産者価格

平成17年には種されたてん菜の最低生産者価格については、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖分が16.7度以上17.0度以下のものに対応する最低生産者価格が1t当たり1万6,640円と定められた(平成16年10月20日農林水産省告示第1863号)。また、平成

17砂糖年度に収穫されるさとうきびの最低生産者価格は、糖価調整法第19条の規定に基づき、糖度が13.7度以上14.3度以下のものの価格として1ト当たり2万140円とされた(平成16年10月20日農林水産省告示第1864号)。これらの最低生産者価格のほかに、農業経営基盤強化特別対策により、てん菜については19億6,800万円、さとうきびについては505百万円が措置された。

エ 国内産糖交付金単価

糖価調整法第21条第2項の規定に基づき、平成16砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

なお、平成16砂糖年度より、鹿児島県のさとうきび生産振興地域における国内産糖交付金単価については、島別に定められることとなった。

てん菜糖

てん菜原料糖以外のもの t 当たり 8万412円
(前年比98%)

てん菜原料糖 t 当たり 8万2,744円
(前年比93%)

(平成16年10月20日農林水産省告示第1865号)

甘しゃ糖

鹿児島県さとうきび生産振興地域

種子島において製造されるもの
t 当たり 19万9,899円

奄美大島において製造されるもの
t 当たり 20万3,632円

喜界島において製造されるもの
t 当たり 20万646円

徳之島において製造されるもの
t 当たり 19万9,152円

沖永良部島において製造されるもの
t 当たり 20万3,632円

与論島において製造されるもの
t 当たり 20万2,885円

沖縄県さとうきび生産振興地域

沖縄本島において製造されるもの
(沖縄本島内において販売されるものを除く)
t 当たり 19万7,152円
(前年比97%)

沖縄本島以外の地域において製造されるもの
(南大東島及び北大東島を除く)
t 当たり 20万1,602円
(前年比97%)

南大東島及び北大東島において製造されるもの
t 当たり 20万4,952円

(前年比97%)

沖縄本島内において製造されるもののうち、沖縄本島内において販売されるもの

t 当たり 19万6,252円
(前年比97%)

(平成16年10月20日農林水産省告示第1866号)

(4) いも、でん粉対策

ア でん粉の需給

平成15でん粉年度(平成15年10月～16年9月)におけるでん粉の需要量は、301万3千t(前年比100%)となった。

また、供給量については、国内産いもでん粉の生産がかんしょでん粉5万9千t(同76%)、ばれいしょでん粉が24万5千t(同100%)となり、コーンスターチ252万7千t(同100%)、輸入でん粉16万6千t(同113%)、小麦でん粉2万5千t(同96%)を加えたでん粉の総供給量は、304万4千t(同101%)となった。

イ いも、でん粉対策

a 農産物価格安定法(昭和28年法律第225号)第5条第1項の規定に基づき、平成16年産の原料用かんしょ及びばれいしょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。

(a) かんしょ及びばれいしょの原料基準価格

(平成16年5月11日農林水産省告示第1037号)

かんしょ t 当たり 2万5,078円
(前年比100%)

ばれいしょ t 当たり 1万3,650円
(前年比100%)

(b) 買入基準価格

(平成16年10月20日農林水産省告示第1867号)

かんしょ生切干 t 当たり 9万7,661円
(前年比100%)

かんしょでん粉 t 当たり 13万7,907円
(前年比100%)

ばれいしょでん粉(精粉)
t 当たり 10万7,394円
(前年比99%)

ばれいしょでん粉(未粉)
t 当たり 10万6,414円
(前年比99%)

b また、かんしょの取引指導価格を3万1,120円/t(うち奨励金5,801円/t)と定めた。

c 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターチ用とう

もろこしの関税割当制度の運用による抱合せにより消化に努めた。

ウ ぶどう糖の生産及び価格の動向

平成15砂糖年度におけるぶどう糖の生産量は 8 万 7 千 t（うち、規格ぶどう糖 7 万 t）であり、価格は 110.2 円/kg（含水結晶ぶどう糖、東京市中相場）であった。

エ 異性化糖の生産及び価格の動向

平成15砂糖年度における異性化糖の生産量は 79 万 1 千 t（標準異性化糖ドライベース）であり、価格は 82.9 円/kg（果糖 55% もの、東京市中相場）であった。

(5) 制度の見直し

食料・農業・農村基本計画の見直しの一環として品目横断的対策の導入が検討されていること等に対応し、砂糖、でん粉及びこれら原料作物に関する政策のあり方について幅広い検討を行うため、平成16年 8 月 30 日、第 1 回砂糖及びでん粉に関する検討会を開催し、平成17年 3 月 31 日に、今後の政策に関する基本的な視点及び当面の政策の具体的な展開方向をとりまとめた。

12 鳥獣による農作物被害対策

平成16年度における鳥獣による農作物被害面積及び被害金額は、鳥類では、6 万 1 千 ha、78 億 6 百万円、獣類では、7 万 8 千 ha、127 億 6 千万円に及び、被害面積は減少傾向にあるものの、中山間地域を中心に深刻な状況が続いている。被害金額を鳥獣種別で見ると、被害金額の多い順に、イノシシ（約 56 億円）、シカ（約 39 億円）、カラス（約 35 億円）、サル（約 16 億円）となり、作物別で見ると、果樹（約 68 億円）、イネ（約 46 億円）、野菜（約 40 億円）の順となる。

このため、侵入防止柵等の被害防止施設の整備とともに、追い払い隊等による自衛体制の整備や普及啓発活動等地域の取組への支援を実施した。

第 4 節 農業生産資材対策

1 農業生産資材費低減対策

肥料、農薬及び農業機械等の農業生産資材費の低減を図るため、以下の施策等を通じて、関係団体及び都道府県が策定した「農業生産資材費低減のための行動計画」（平成 8 年策定、平成13年改定）に基づく着実な取組を推進した。

ア 都道府県が選定した資材費低減推進地区におい

て、以下の取組を実施し、安価な資材の普及、資材の物流の合理化、資材の効率利用等を推進した。

- ① 配送拠点における物流情報のシステム化やフレコン輸送の受入システムの確立
- ② 安価な肥料や効率的施肥技術等を活用した低コスト施肥システムの実証・普及
- ③ 農業機械の点検・整備知識等の普及啓発
- ④ 中古農業機械のリサイクルや遊休農業機械の利活用
- ⑤ 農業機械リース・レンタル利用や広域的な農業受委託

イ 資材費低減に向けた民間団体による安価な資材の供給実態や資材の効率利用に係る優良事例の調査、農業者への普及啓発及び廃棄コスト削減のため使用済資材新規用途開発等を推進した。

また、有識者、資材の製造・流通・利用関係者からなる農業生産資材問題検討会において、資材費低減に向けたこれまでの取組の評価を行うとともに、今後の取組方策を示す報告が取りまとめられた。（平成17年 3 月）

2 農業機械化対策

(1) 地域における効率利用の推進

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完する観点から、農作業の外部化による労働ピークの調整と機械利用の合理化を推進するため、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コントラクター（農作業請負組織）の育成に必要なオペレーターの技能講習、地域の作業請負調整等を推進するとともに、農業機械・施設等の条件整備を推進した。

(2) 農業生産体制保安対策の推進

農作業の安全を確保するため、農作業現場環境等の改善を促進させ、高齢農業者等に対する安全意識の啓発を図るとともに農業者に対して安全指導の徹底等農作業事故防止に向けた取組を推進した。

(3) 検査・鑑定

ア 農機具の検査

「農業機械化促進法」（昭和28年法律第252号）の規定に基づき、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）において、農機具製造業者の依頼に応じて、農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレームについて 61 型式の農機具型式検査を実施した。

イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止等に資するため、生研センター

において、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については、22機種201型式、②任意鑑定については、7機種35型式の鑑定を実施した。

(4) 農業機械の開発・実用化の促進

ア 生研センターにおける研究開発

(ア) 基礎・基盤研究事業

果菜類ロボット収穫技術など、将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する研究を実施した。

表8 基礎・基盤研究事業において実施した主な研究課題

- (1) 農業機械コストの多面的分析
- (2) 女性及び高齢者に配慮した安全性・快適性向上技術の開発
- (3) 穀物衛生管理システムの開発研究
- (4) 機関排出ガス測定技術の確立

(イ) 次世代農業機械等緊急開発事業

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」(平成15年7月17日農林水産省告示第1048号)に基づき、農業の構造改革の加速化、安全で安心な農畜産物の供給、持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

表9 次世代農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題

- (1) 地域条件に即した農業への構造改革の加速化に資する機械

野菜、果樹等機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、既存の機械化一貫体系の高度化及び中山間地域における農業の労働負担の軽減に資する高性能農業機械

 - ア 野菜接ぎ木ロボット用自動給苗装置
 - イ 追従型野菜運搬車
 - ウ 汎用型飼料収穫機
 - エ 低振動・低騒音型刈払機
 - オ 中山間地域対応型防除機
- (2) 安全で安心な農畜産物の供給に資する機械

農畜産物の生産過程における高度な品質管理及び生産、流通及び消費の過程における情報の管理に資する高性能農業機械

 - ア 生体情報測定コンバイン
 - イ 牛体情報モニタリングシステム
 - ウ 乳頭拭拭装置
- (3) 持続的な農業生産及び循環型社会の形成に資する機械

環境と調和した生産、地域資源の循環利用に資する高性能農業機械

 - ア 環境保全型汎用薬液散布装置
 - イ いも類の収穫前茎葉処理機
 - ウ せん定枝粉碎搬出機
 - エ 高精度固液分離装置
 - オ 品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置

カ 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置

イ 高性能農業機械実用化促進事業

農業機械化促進法に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成16年度は、新たにセルトレイ苗挿し木装置、土壌サンプリング装置の2機種を実用化事業の対象とし、農業機械等緊急開発事業及び21世紀型農業機械等緊急開発事業により開発された計40機種の農業機械及び農業機械化適応農業資材の共通金型化及び共通金型の賃貸等による高性能農業機械の普及を図った。

(5) 農業機械化研修

平成16年度の農林水産省農業技術研修館における農業機械化研修受講者の実績は次のとおり。

ア 農林水産省・独立行政法人研修	503名
イ 指導員(都道府県、市町村、農業関係団体職員等)養成研修	42名
ウ 特別研修	21名
エ 合同開催研修(ア及びイ合同開催分)	80名
計	646名

(6) 農業資材審議会農業機械化分科会

平成16年6月8日に農業機械化分科会基本方針部会が開催され、「農業機械開発改良研究・技術開発戦略」の達成状況についての審議がなされた。

また、平成16年12月3日に農業機械化分科会検査部会が開催され、平成17年度における農機具の型式検査の種類(10機種)並びに型式検査の主要な実施方法及び基準の改正について、諮問・答申がなされた。

3 種 苗 対 策

(1) 新品種の保護

ア 種苗法の一部改正

種苗法に基づく植物新品種保護制度(品種登録制度)は、農林水産植物の育種の振興を図るため、昭和53年に植物の新品種の保護に関する国際条約に対応して発足した制度である。平成10年には、バイオテクノロジーの進展や育成者権をめぐる国際的状況の変化に対応し、育成者の権利の拡大等の措置を講ずるため、種苗法の全部改正が行われている。

しかしながら、近年、登録品種の種苗が育成者者に無断で利用され、その収穫物が市場に出回るなど、育成者権の侵害事例が増加してきたことから、育成者権の保護の強化を図ることを目的として、平成15年に種苗法が一部改正された。その内容は、①登録品種の種苗から得られる収穫物について育成者権を侵害した者を罰則の対象に追加するとともに、②法

人による育成者権侵害に対する罰則を強化したというものである。

また、同年、関税定率法が一部改正され、育成者権侵害物品が輸入禁制品に追加され、税関による水際取締りの対象とされ、その後、平成17年の同法の一部改正により育成者権に係る認定手続における農林水産大臣への意見照会制度も新たに設けられた。

さらに、近年、登録品種の収穫物が加工品として脱法的に輸入されるおそれが生じており、我が国の知的財産立国の方向性にもかんがみて、平成17年6月に種苗法が一部改正された。その内容は、①登録品種の収穫物から直接に生産される加工品の利用行為を育成者権の効力の及ぶ範囲に追加するとともに、②育成者権の存続期間を延長し、果樹等の永年性植物について30年、その他の植物について25年としたというものである。加工品の具体的品目は、種苗法施行令を改正の改正により、①小豆の加工品として豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む。）及びあん、②いぐさの加工品としてごぎ、③稲の加工品として米飯、④茶の加工品として葉又は茎を製茶したものが指定同年12月1日に施行された。

イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成17年3月末の出願累計は18,420件、登録累計は13,185件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、表8のとおりであるが、草花類、観賞樹がその約8割を占めている。

ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、(独)種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成16年度は(独)種苗管理センターにおいて、食用作物4品種4点、野菜27品種27点、草花・観賞樹545品種545点、特殊検定11品種30点の計576品種606点について栽培試験を実施したほか、(独)種苗管理センターが北海道ほか7県に栽培試験を委託し、食用作物4品種4点、果樹7品種7点、草花20品種20点の計31品種31点について実施した。

エ 種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成16年度は、(社)日本種苗協会等に対し、野菜1、果樹2、草花類4、鑑賞樹2、きのこ1の計10種類について、種苗特性分類調査を委託

するとともに、(独)種苗管理センターにおいて、草花類5、鑑賞樹9、工芸作物1の計15種類について、新規植物特性調査を実施した。

オ 審査基準国際統一委託事業

急増する国際的出願に対する審査の迅速化を図るためには、日本の審査基準をUPOVテストガイドライン(TG)に統一することで、UPOV加盟国との間で栽培試験データや審査結果の交換を実現させることが有効である。

そのため、平成13年度から、イネ等、我が国において重要な植物の審査基準をUPOVTGに統一している。

平成16年度においては、(社)農林水産先端技術産業振興センターに対し、デンドロビウム、ファレノプシス、しおん、アンスリウム、チューリップ、トルコぎきょうの計6植物に関する審査基準の改訂のための調査を依頼した。

(予算額1,129万円)

カ 育成者権の侵害への対応

我が国の登録品種の種苗が、海外へ不法に持ち出され、その種苗を用いて生産された農産物が輸入されてくる等の権利侵害に対応するため、育成者権活用環境整備事業により、育成者権の保護・活用に対する認識を高めることを目的として都道府県が行う農業者及び流通業者等へのパンフレットの配布等の活動を支援した。また、種苗の不法持出し注意のリーフレットを作成・配布し、啓発を行った。

また、種苗管理センターにおいて、品種類似性試験を実施し、比較栽培試験及び比較のための現地調査を行った。

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗への表示検査等

(ア) 指定種苗制度の改正

平成15年の農薬取締法(昭和23年法律第82号)の一部改正に伴い制定された「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省令第5号)を生産者等の農薬使用者が確実に遵守することができるよう、食用農作物等の種苗段階で使用した農薬の有効成分名及び使用回数の表示を義務化するため、平成17年6月に種苗法施行規則の改正を行なった。併せて、食用農作物等の全ての種苗に表示義務を課すため、指定種苗の対象範囲を拡大した。

(イ) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取扱う種苗業者の届出件数は、平成16年度では25件(新規10件、変更

12件、廃業3件）であった。

(ウ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(独)種苗管理センターにおいて、平成16年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を実施して、優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査18,947点、集取試料の検査3,671点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査105点、種子検査3,321点、病害検査167点

b 種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規定に準拠し、種子検査と農産種子検査報告書の発行702件、国際種子検査報告書の発行350件

c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領に基づき、種子の事後検定44点

d 園芸用備蓄種子の検査について

園芸種子需給安定措置要綱に基づき合格適否検査141点（3.7万ℓ）

イ 高機能種苗生産・流通システム確立促進事業

培養苗低コスト安定生産システム実用化技術開発促進事業

健全・無病な苗の安定供給を図るため、培養苗低コスト安定生産システムの実用化技術開発を推進した。

（予算額 1,810万円）

ウ 優良な原原種・原種の生産及び配布

(独)種苗管理センターにおいて、馬鈴しょ、茶樹及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種・原種の生産及び配布(平成16年度配布実績：馬鈴しょ1,395t、さとうきび287万本、茶樹2万本)を行った。

第5節 持続性の高い農業生産の推進

農業が本来有する自然循環機能を十分に発揮させ、その持続的な発展を図るため、土づくりを基本とした持続性の高い農業生産の推進、環境負荷低減に向けた施肥・防除等の推進、環境負荷低減に資する技術開発・普及及び地力増進対策を行った。

1 持続性の高い農業生産の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、土づくりと化学肥料・農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)の認定の促進を図った。制度の周知が進み、16年度末の認定件数は約7万6千件に達した。また、資源循環型農業総合支援対策事業等により土づくり、休閑緑肥作物の導入等に関する調査、普及等への支援を行った。

このほか、平成17年3月25日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換するため、「環境と調和のとれた農業生産活動規範(農業環境規範)」を平成17年3月31日に策定・公表した。

2 環境負荷低減に資する技術開発・普及

いも類の機械茎葉処理や農薬の飛散防止のための機械・技術の開発、生物機能を活用した生産管理技術の開発、病虫害センシング(発生予察)技術の開発を行った。

また、窒素肥料のほ場における物質収支や環境負荷に対応した農作業体系の実践及び確立等、環境負荷低減のための農業現場で適応可能な技術確立の実証を行った。

さらに、作物・土壌の状態を高精度に把握する先進的な計測技術の開発、肥料・農薬の使用量を低減する革新的技術開発等により、環境負荷低減に資する技術開発・普及を推進した。

このほか、使用済農業生産資材の適正処理等により環境負荷の低減を図るため、全国規模で適正処理に向けた普及啓発運動の推進、再生品の新規用途開発等を行うとともに、都道府県において処理適正化に向けた関係者の協力体制の確立、廃棄物の処理・減量化計画の策定、農協等を核とした回収・処理システムの構築等を推進した。

3 地力増進対策

我が国の農地の土壌は、その半分以上が地力水準の低い、いわゆる不良土壌であることから、これらの地域の作物の生産と土壌機能の維持・増進のための地力増進対策が必要となっている。

また、近年、化学肥料の過剰施用及び土づくりの減退による、土壌のもつ多面的な機能の低下が懸念されている。

このため、「地力増進法」(昭和59年法律第34号)に

基づく地力増進地域の対策調査及び改善状況調査を行うとともに、地力増進地域における、土壌・土層改良等の土壌機能を維持・増進するための対策等を行った。

さらに、土壌機能の実態把握調査及びそれを踏まえたたい肥や化学肥料の適正使用に関する指針の策定、現場における土壌管理の指導等を支援するためのシステムの開発を行った。

第 6 節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会生産分科会 畜産物価格等部会

(1) 畜産物価格等部会の設置

平成13年 3 月に開催された第 1 回食料・農業・農村政策審議会生産分科会において、畜産物価格等部会（以下「価格等部会」という。）が設置された。

(2) 価格等部会の所掌事項

価格等部会は、以下の事項を所掌することとされている。

ア 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、畜産の生産振興に関する施策に係るもの（基本的な事項に係る企画を除く。）の調査審議。

イ 飼料需給安定法、畜産物の価格安定に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び肉用子牛生産安定等特別措置法の規定により審議会の権限に属するとされた事項の処理。

(3) 価格等部会委員の構成

平成16年度の価格等部会の委員、臨時委員及び専門委員は以下の通りである。

（委員）

生源寺 眞 一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

増 田 淳 子 ジャーナリスト

（臨時委員）

足 立 己 幸 女子栄養大学教授

石 川 郁 子 食と生活ジャーナリスト

犬 伏 由利子 消費科学連合会副会長

今 克 枝 酪農自営業

遠 藤 幸 男 肉用牛自営業

大 野 健 三 全国農業協同組合連合会常務理事

岸 康 彦 (財)日本農業研究所研究員

木 村 春 雄 (社)全国肉用牛協会副会長

土 井 邦 雄 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

内 藤 廣 信 (社)中央畜産会常務理事

中 村 祐 三 全国農業協同組合中央会常務理事

中 山 悠 (社)日本乳業協会会長

平 野 宏 協同組合日本飼料工業会会長

松 木 篤 美 主婦連合会常任委員

山 口 義 弘 北海道農業協同組合中央会副会長

吉 田 小夜子 養豚自営業

吉 野 直 行 慶應義塾大学経済学部教授

（専門委員）

秋 岡 栄 子 経済エッセイスト

伊 藤 研 一 (社)日本食肉加工協会理事長

江 藤 源 哉 (社)全国農協乳業協会会長

小 林 信 一 日本大学生物資源科学部教授

菅 野 茂 東京大学名誉教授

高 橋 譲 全国農業会議所事務局長

寺 内 正 光 (社)日本食肉市場卸売協会会長

福 岡 伊三夫 全国食肉事業協同組合連合会会長

福 原 利 一 (社)全国和牛登録協会会長

松 本 洋 幸 全国開拓農業協同組合連合会代表理事専務

矢 野 史 子 近畿大学生物理工学部教授

横 山 隆 飼料輸出入協議会理事長

（五十音順、敬称略）

(4) 第 1 回価格等部会

平成17年 2 月23日に開催された第 1 回価格等部会においては、最近における畜産の一般情勢について意見交換が行われた。

(5) 第 2 回価格等部会

平成17年 3 月17日に開催された第2回価格等部会において、「平成17年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」（諮問別記 1）、「平成17年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」（諮問別記 2）、「平成17年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」（諮問別記 3）について審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申（別記 4）がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、17年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、3 月31日に告示された（別記 5）。

（別記 1）

16生畜第4210号

平成17年3月17日

食料・農業・農村政策審議会会長殿

農林水産大臣

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成17年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成17年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記2)

16生畜第4209号

平成17年3月17日

食料・農業・農村政策審議会会長殿

農林水産大臣

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成17年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記3)

16生畜第4208号

平成17年3月17日

食料・農業・農村政策審議会会長殿

農林水産大臣

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成17年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別記4)

16食農審第127号

平成17年3月17日

農林水産大臣殿

食料・農業・農村政策審議会会長
答申

平成17年3月17日付け16生畜第4210号で諮問があった平成17年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の

数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成17年3月17日付け16生畜第4208号で諮問があった平成17年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成17年3月17日付け16生畜第4209号で諮問があった平成17年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成17年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

(別紙)

建 議

I 酪農・食肉共通

- 1 新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に掲げられた政策目標の着実な実現を通じ、自給率の向上等を図ること。その際、制度・施策の工程管理を適切に行うとともに、適時見直しを図ること。
- 2 意欲のある担い手の育成・確保を図るとともに、これに資する酪農経営及び肉用牛経営におけるヘルパー、コントラクター等の更なる普及・定着を図ること。併せて、畜産業における女性の果たす役割を適切に評価し、家族経営協定の締結促進、認定農業者制度の活用を通じて女性が活躍できる環境を整備すること。
- 3 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図る

ため、飼料増産運動の下、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の生産拡大の推進、国産稲わらの飼料利用拡大、計画的な草地更新や優良多収品種の導入、コントラクター等の活用による生産の組織化・外部化、地域の土地条件等に対応した放牧の普及推進等により、自給飼料の増産及び資源の有効利用を図ること。

- 4 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく管理基準に対応するため、シート等を利用した簡易なふん尿処理を行っている畜産経営について、経営規模や地域の実情に応じて、たい肥舎等の施設整備を推進するとともに、たい肥の利活用を促進すること。
- 5 生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。また、人畜共通感染症を含む家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、国内におけるまん延防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 6 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の有効利用を図るとともに、肉骨粉の焼却経費の削減を図ること。
- 7 関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施に当たっては、透明性の確立や適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 脱脂粉乳の在庫が依然として適正在庫を大幅に超える水準となっている需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の改善を図るため、需給情報の確かな提供や脱脂粉乳の新規用途の開拓に努めるとともに、チーズ、液状乳製品等の需要の伸びが見込まれる品目に仕向けられる生乳の供給拡大を推進すること。
併せて、生乳流通の安定とコストの低減を図るため、指定生乳生産者団体による広域的な需給調整を推進すること。
- 2 牛乳・乳製品は、カルシウムをはじめとする多様な栄養素をバランスよく含む優れた食品であること等について正確な情報を伝えることにより、消費の拡大に努めること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤の強化及び輸出品との競争力を有する国産乳製品の生産拡大を促進するため、乳製品工場の再編・合理化等の各般の施策を推進すること。
- 4 土地利用型酪農推進事業については、飼料基盤

に立脚し、畜産環境問題にも適切に対応し得る酪農経営を育成する観点から、早急にその在り方について見直しを検討すること。

III 食肉関係

- 1 食肉の表示については、消費者の商品選択に資する情報提供と適正な表示の徹底に努めるとともに、消費者や流通業者などの関係者の意見を十分に踏まえながら、今後とも改善に取り組むこと。
- 2 トレーサビリティ・システムを活用した生産・流通履歴情報の提供等により、食肉及びその加工品等の高付加価値化を図り、経営体質を強化しようとする生産者等の自主的な取組を支援すること。
- 3 肉用牛生産基盤の安定化及び養豚経営の体質強化を図るため、地域における多様な取組等への支援を通じて繁殖基盤の強化、生産コストの低減等に努めるとともに、引き続き、経営安定のための対策を実施すること。
- 4 乳用種については、保証基準価格の算定方式が見直されたが、輸入牛肉との競争力を高め、乳用種牛肉生産の産業としての自立を促すため、品質の向上等による新たな販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策を実施すること。

（別記5）

農林水産省告示第632号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成17年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成17年3月31日

農林水産大臣 島村 宜伸

一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

2,050千トン

二 加工原料乳の補給金単価

単 位	補給金単価
1 キログラム	10.40円

農林水産省告示第629号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成17年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成17年 3 月31日

農林水産大臣 島村 宜伸

1 畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

- (1) 皮はぎ法により整形したもの
 - 安定基準価格 365円
 - 安定上位価格 480円
- (2) 湯はぎ法により整形したもの
 - 安定基準価格 340円
 - 安定上位価格 445円

2 規則第三条第二項第一号の牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

- 安定基準価格 780円
- 安定上位価格 1,010円

農林水産省告示第630号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成17年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成17年3月31日

農林水産大臣 島村 宜伸

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	1 頭につき、304,000円
褐毛和種	1 頭につき、280,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1 頭につき、200,000円
乳用種の品種	1 頭につき、110,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	1 頭につき、175,000円

農林水産省告示第631号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成17年3月31日

農林水産大臣 島村 宜伸

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	1 頭につき、267,000円
褐毛和種	1 頭につき、246,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	1 頭につき、141,000円
乳用種の品種	1 頭につき、80,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	1 頭につき、135,000円

2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）附則第4項の農林水産大臣が定める期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

16年度においては、国際約束に基づくカレントアクセス分としてバター6,920 t（入札重量ベース）の輸入業務を委託し、前年度繰越分3,025 t（受渡重量ベース）を7月に、16年度分のうち2,747 t（受渡重量ベース）を12月に、1,675 t（売渡重量ベース）を1月に、316 t（売渡重量ベース）を2月に売渡した。売買同時入札方式によりホエイ及び調製ホエイは、4,500 t（受渡重量ベース）の売買を実施した。

また、機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は347 tとなった。

イ 指定食肉

指定食肉の16年度における卸売価格は、牛肉については米国産牛肉の輸入停止措置の影響もあり、安定基準価格を上回って推移した。

また、豚肉については、牛肉・鶏肉の代替需要により、堅調に推移した。

ウ 鶏卵

16年度の鶏卵の卸売価格は、秋以降例年より高水準で推移し、調整保管は実施していない。

(2) 助 成 業 務

ア 学校給食用牛乳供給事業

16年度の学校給食用牛乳供給事業については、学校給食用牛乳の供給の合理化、安全性の向上、酪農・乳業に関する普及啓発等の取組に対して21億22万円の助成を行った。

イ 畜産業振興事業

16年度の価格関連対策等に係る畜産業振興事業については、畜産環境対策事業、加工・流通・消費拡大対策事業、経営対策事業等48事業に対し、補助事業として935億5,993万円の助成を行った。

(3) 加工原料乳生産者補給金交付業務

16年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量210万tに対し、210万tを対象に220億9,200万円（単価10円52銭/kg）を交付した。

(4) 加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施

平成13年度から実施された新たな乳製品・加工原料乳に係る制度においては、加工原料乳の価格は市場実勢を反映して形成されることとなる一方、生乳の生産は乳製品の需給及び価格の変動に機敏に対応できないことから、急激な生乳需給の緩和等により、加工原料乳の価格に大幅な変動が生じるおそれがある。

このため、新たな加工原料乳生産者補給金制度を補完するため、加工原料乳の価格が低下した時に補てん金を交付するための原資となる基金の積み立てを行う事業を実施した。

平成16年度末時点においては、基金総額97億3,800万円うち、72億7,768万円を事業により措置している。

(5) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

16年度の生産者補給金は、「その他肉用専用種」については1,625頭を対象に2,633万円、「乳用種」28万6,239頭を対象に174億5,100万円、合計174億7,732万円を交付した。

(6) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び需給等に関する情報を収集・整理し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットや通信衛星等を利用した情報提供を行うとともに、食に関するフォーラムを開催した。この経費の総額は3億7,158万円であった。

第 7 節 酪 農 対 策

1 牛乳乳製品の需給

15年度の牛乳乳製品の需給については、生乳生産は北海道での搾乳牛頭数の増加により、14年度を0.3%上回り840万tとなった。牛乳等向け処理量は、14年度の堅調な牛乳消費の要因となった新製品効果が一巡したこと等から、14年度を1.8%下回った。乳製品向け処理量は、14年度を3.6%上回った。脱脂粉乳については、加工乳等の原料としての需要が引き続き低調であったことと生産量の増加により、在庫は増加した。バターについては、業務用を中心に、引き続き需要が比較的堅調であったものの、生産量も増加したことから、在

庫は増加した。

16年度については、生乳生産は、都府県、北海道ともに、前年度を下回ったことにより、15年度を1.4%下回り、828万tとなった。牛乳等向け処理量は、猛暑にもかかわらず、夏場の飲用需要が伸び悩んだこと等により15年度を2.3%下回った。乳製品向け処理量は、15年度と変わらず330万tとなった。脱脂粉乳については、生産量の減少及び脱脂粉乳過剰在庫処理対策の実施等により在庫は減少した。バターについては、夏場の猛暑により需要が減少した一方、生産量も減少したことから在庫は減少した。

2 牛乳乳製品の流通調査

(1) 牛乳乳製品生産費調査

乳業に係る諸施策の推進に資するため、飲用牛乳及び主要乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳）を製造している主要な工場を対象として、製品別の処理及び加工に要した経費等（原材料費、製造関係経費、一般管理費、販売費及び支払利子）について、上期・下期の2回調査を行った。

(2) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の補給金単価の算定基礎とするとともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団体及びその傘下の団体で集送乳事業を行っている生産者団体並びに生乳の集送乳事業を行っている工場で牛乳乳製品生産費調査の対象となっていない工場を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集送所経費を、また、団体については、生乳販売手数料も併せて、8月及び2月の年2回の調査を行った。

(3) 牛乳販売店価格動向調査

飲用牛乳等の小売機構とその実態を把握し、小売段階における流通合理化、小売価格の適正化及び消費拡大の推進に資するため、全国の牛乳小売店1,200店舗余を対象として、種類別・販売先別販売数量、販売店の従業員の労力状況、経営状況等を調査した。

(4) 乳製品流通価格調査

酪農行政に必要な生産から消費に至る流通段階別の価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格を調査した。

(5) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情を把握するため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量を調査した。

3 生乳取引・流通改善対策

生乳流通の広域化に対応した集送乳の一層の合理化、的確な生乳需給調整・計画生産等の円滑な推進、乳質基準・規制等の運用改善と普及定着及び生乳取引方法の改善等を図るため、生乳乳製品流通対策事業として、都道府県、指定生乳生産者団体及び中央酪農会議等に対して指導及び助成を行った。

(1) 地方公共団体等

ア 生乳需給調整推進

都道府県は、指定生乳生産者団体の生乳需給の安定、生乳取引の改善等を図るため、会議の開催、調整指導、調査等を実施した。

また、都道府県の下で指定生乳生産者団体は、生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化及び生乳取引の改善等の円滑な推進を図るための会議の開催、調整指導、調査等を行った。

イ 広域乳質検査体制整備

都道府県等が行う生乳検査組織の在り方の検討並びに広域指定生乳生産者団体の下での広域乳質検査体制の整備に対し助成した。

ウ 生乳生産段階への HACCP 的手法導入促進

より一層安全な原料乳供給を行うため、生乳生産段階への HACCP 的手法（乳温管理システム）のモデル的導入に対し助成した。

(2) 民間団体事業

中央酪農会議は広域指定生乳生産者団体の生乳需給の安定、集送乳の合理化等を図るため、生乳の受託販売・計画生産の効果的な実施のための指導並びに乳質基準・規制等の運用改善と普及定着の取組を推進し、牛乳乳製品の需給調整対策及び広域指定生乳生産者団体等が行う生乳取引価格交渉のための基本情報の収集・分析・提供のための体制整備とその公表等による透明性の高い適正な生乳取引の推進を行った。

4 乳業及び流通の合理化対策の概要

(1) 生乳乳製品流通対策事業

乳業の再編・合理化を推進するため、都道府県において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等に則した地域ブロック計画の策定・指導等を行った。また、都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画、地域ブロック計画の内容に則した乳業再編都道府県計画、乳業再編実行計画の策定等を行った。

(2) 乳業再編整備等対策事業

乳業の再編・合理化を促進するため、乳業工場の再編に伴う既存工場の廃業等に要する経費を助成した。

また、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づく「乳業再編ビジョン」等の検討を行った。

5 乳製品に係る関税相当量の削減等

ガット・ウルグアイ・ラウンド（UR）農業合意においては、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、平成7年度から平成12年度までの6年間の実施期間において実施することとされた。

乳製品に関しては、これまで、

ア すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を実施期間の平成12年度までに最低の削減率である15%の削減を実施するとともに、

イ 現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち農畜産業振興事業団（15年10月から（独）農畜産業振興機構）による輸入分は生乳換算で13万7千tを毎年輸入してきたところであり、実施期間終了後の平成16年度も、平成12年度の関税相当量及びアクセス水準を維持している。

第8節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

国内生産は、15年12月の米国 BSE 発生に伴う米国産牛肉輸入停止措置の影響による堅調な枝肉価格を背景とした出荷時期の前倒しもあり、前年度をわずかに上回る35万6千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、15年12月以降米国産牛肉の輸入停止措置が継続する中、豪州産が前年度を大幅に上回ったことから、全体では45万t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、15年12月以降の米国産牛肉の輸入停止措置の影響もあり、前年度をかなり上回った。

小売価格（東京）は、国産牛肉「肩肉」「ロース」については前年度をわずかに下回り、輸入牛肉「ロース」についてはやや上回った。

(2) 豚 肉

国内生産は、前年度をわずかに下回る88万4千t（部分肉ベース）となった。

輸入量は、15年12月以降の米国 BSE 発生、国内外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う牛肉・鶏肉の代替需要により、前年度をかなり上回り、86万2千t（部

表10 食肉・鶏卵の需給の推移

(枝肉ベース、単位：t、%)

年 度	区 分	牛 肉	豚 肉	馬 肉	羊 肉	鶏 肉	合 計	鶏 卵
11	生 産 量	544,446	1,276,264	7,333	272	1,212,559	3,040,874	2,539,437
	輸 出 量	1,099	83	0	0	4,103	5,285	325
	輸 入 量	975,137	952,995	18,588	50,008	650,272	2,647,000	119,066
	計	1,518,484	2,229,176	25,921	50,280	1,858,728	5,682,589	2,658,178
	指 数	251.8(27)	136.2(39)	28.9(0)	31.8(1)	155.2(33)	154.2(100)	130.2
12	生 産 量	521,117	1,255,941	7,072	265	1,196,630	2,981,025	2,535,444
	輸 出 量	99	282	0	0	3,153	3,534	211
	輸 入 量	1,054,879	951,696	15,260	44,794	685,593	2,752,222	120,727
	計	1,575,897	2,207,355	22,332	45,059	1,879,070	5,729,713	2,655,960
	指 数	261.3(28)	134.9(39)	24.9(0)	28.5(1)	156.9(33)	155.5(100)	130.1
13	生 産 量	470,033	1,231,488	6,079	270	1,216,416	2,924,286	2,519,088
	輸 出 量	587	537	0	0	2,834	3,958	210
	輸 入 量	867,914	1,033,809	14,611	44,480	701,790	2,662,604	114,484
	計	1,337,360	2,264,760	20,690	44,750	1,915,372	5,582,932	2,633,362
	指 数	221.8(24)	138.4(41)	23.1(0)	28.3(1)	159.9(34)	151.5(100)	129.0
14	生 産 量	519,665	1,245,765	7,175	191	1,229,089	3,001,885	2,529,424
	輸 出 量	60	123	0	0	2,646	2,829	1,898
	輸 入 量	762,874	1,067,861	9,457	43,262	661,960	2,545,414	119,618
	計	1,282,479	2,313,503	16,632	43,453	1,888,403	5,544,470	2,647,144
	指 数	212.7(23)	141.4(42)	18.5(0)	27.5(1)	157.7(34)	150.5(100)	129.7
15	生 産 量	504,628	1,273,953	7,436	173	1,238,888	3,025,078	2,530,372
	輸 出 量	69	90	0	0	2,695	2,854	2,155
	輸 入 量	742,994	1,112,421	11,657	38,914	442,287	2,348,273	110,483
	計	1,247,553	2,386,284	19,093	39,087	1,678,480	5,370,497	2,638,700
	指 数	206.9(23)	145.8(44)	21.3(0)	24.7(1)	140.1(31)	145.7(100)	129.3
16 (概数)	生 産 量	508,160	1,262,757	7,212	196	1,241,981	3,020,306	2,475,163
	輸 出 量	141	22	0	0	693	856	776
	輸 入 量	643,374	1,231,987	13,551	44,768	371,285	2,304,965	134,342
	計	1,151,393	2,494,722	20,763	44,964	1,612,573	5,324,415	2,608,729
	指 数	190.9(22)	152.5(47)	23.1(0)	28.5(1)	134.6(30)	144.5(100)	127.8

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉、七面鳥を含む。羊肉には山羊肉を含む。

3：平成6年度より輸入量には加工調整品等を含む。

4：計は生産量－輸出量＋輸入量。

5：指数は55年度を100とした指数であり、同欄の（ ）は合計を100とした品目別構成比である。

6：平成16年度は概数値。

分肉ベース) となった。

なお、16年度は第1四半期の輸入量が関税の緊急措置の発動基準数量を超えたため、8月1日より17年3月末まで同措置が発動された。

卸売価格は、米国産牛肉の輸入停止措置の影響等により堅調に推移し、前年度をかなり上回った。小売価格(東京)は、国産豚肉「肩肉」は前年度をわずかに下回り、「ロース」はわずかに上回った。

(3) 鶏 肉

16年度の国内生産量は、前年並みの124万t(骨付きベース)となった。

16年度の輸入量は、主要輸入先国(タイ、中国等)における高病原性鳥インフルエンザ発生による輸入一時停止措置が引き続き講じられたことにより、前年度をかなり下回る37万t(実量ベース)となった。

卸売価格は、もも肉については、15年度は、前年度を大幅からかなり下回る水準で推移し、16年1月の国内外での高病原性鳥インフルエンザ発生以降、更に下回ったものの、4月以降回復基調で推移した。一方、むね肉については、14年度前半がBSE代替需要により好調だったことの反動で、15年4月から6月は前年度を大幅に下回って推移した後、15年7月以降は前年度をかなり上回る水準で推移し、16年1月以降の海外での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、タイ、中国等で輸入一時停止措置が講じられたことから、更に上回る水準となった。

(4) 鶏 卵

鶏卵の国内生産は、11年度以降はほぼ前年度並みに推移していたが、15年度に価格が大きく低迷した反動から、生産者が減羽等に努めたことにより、16年度は

247万5千tであった。

卸売価格は、12年5月以降、生産量がわずかに増加傾向で推移したこと、需要が低迷したこと等から低水準で推移してきていたが、16年度価格（全農東京Mサイズ）は、205円/kg（対前年比146.4%）と前年度を上回った。

2 食肉等の流通対策

(1) 国産食肉産地体制整備

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の高度に衛生的な設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センター及び食鳥施設の整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

(2) 家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、家畜市場を計画的に再編・移転・整備し、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適切な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

(3) 共同鶏卵等衛生処理流通施設整備事業

近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、鶏卵についても消費者ニーズに対応し衛生的な生産・供給体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、鶏卵等の衛生的流通・処理のために必要な施設等の整備を行った。

表11 食肉加工品生産量の推移

(単位：千t)

	ハム	ベーコン	ソーセージ	計
9年度	152(98)	79(101)	301(99)	532(99)
10年度	152(100)	77(98)	295(98)	525(99)
11年度	153(101)	77(100)	294(100)	525(100)
12年度	149(97)	78(100)	292(99)	519(99)
13年度	146(98)	76(98)	297(102)	518(100)
14年度	138(95)	73(96)	288(97)	498(96)
15年度	139(101)	71(98)	284(99)	494(99)
16年度	140(101)	76(107)	286(101)	502(102)

3 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉

表12 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位：円)

	牛 肉		豚 肉		鶏 肉		鶏 卵	
	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格
8	1,132 (113)	395 (101)	486 (102)	160 (99)	230 (104)	109 (102)	204 (104)	305 (103)
9	1,158 (102)	413 (105)	483 (99)	166 (104)	231 (100)	114 (105)	191 (94)	306 (100)
10	1,047 (90)	403 (98)	455 (94)	161 (97)	234 (101)	116 (102)	170 (89)	283 (93)
11	1,044 (100)	397 (99)	444 (98)	157 (98)	237 (101)	116 (100)	200 (118)	315 (111)
12	1,126 (108)	394 (99)	440 (99)	156 (99)	238 (100)	116 (100)	185 (93)	310 (99)
13	727 (65)	422 (107)	498 (113)	159 (102)	239 (100)	120 (103)	164 (89)	300 (97)
14	928 (128)	433 (103)	469 (94)	161 (101)	241 (101)	125 (104)	172 (105)	—
15	1,030 (111)	454 (105)	444 (95)	159 (99)	240 (100)	124 (100)	140 (81)	181
16	1,223 (119)	449 (99)	476 (107)	158 (99)	240 (100)	123 (99)	205 (146)	219 (121)
16. 1	1,105 (115)	456 (102)	459 (119)	160 (98)	240 (97)	125 (99)	95 (67)	157 (87)
2	1,035 (99)	453 (98)	527 (127)	158 (99)	240 (98)	124 (97)	127 (71)	171 (87)
3	1,080 (109)	456 (97)	507 (117)	158 (99)	239 (98)	124 (98)	133 (76)	177 (89)
4	1,241 (124)	431 (92)	485 (115)	155 (96)	239 (98)	120 (95)	144 (89)	174 (90)
5	1,209 (131)	430 (94)	462 (105)	160 (103)	239 (100)	122 (98)	171 (119)	190 (104)
6	1,157 (121)	424 (94)	520 (100)	161 (103)	239 (100)	121 (97)	178 (136)	203 (116)
7	1,211 (119)	441 (98)	544 (108)	163 (103)	239 (100)	121 (98)	147 (123)	193 (114)
8	1,187 (119)	455 (102)	526 (137)	161 (100)	239 (100)	124 (101)	149 (117)	192 (114)
9	1,208 (120)	442 (97)	504 (128)	158 (100)	239 (100)	123 (100)	196 (125)	216 (114)
10	1,202 (114)	452 (103)	413 (109)	156 (97)	239 (100)	122 (100)	204 (129)	222 (112)
11	1,174 (114)	453 (102)	377 (105)	155 (97)	239 (100)	125 (99)	256 (154)	236 (120)
12	1,315 (114)	462 (100)	486 (107)	155 (98)	243 (100)	121 (97)	272 (174)	264 (136)
17. 1	1,226 (111)	466 (102)	444 (97)	158 (99)	241 (100)	125 (100)	206 (217)	219 (140)
2	1,262 (122)	480 (106)	479 (91)	158 (100)	239 (100)	124 (100)	272 (214)	253 (148)
3	1,288 (119)	456 (100)	493 (97)	157 (99)	239 (100)	122 (98)	267 (201)	269 (152)

資料：卸売価格は農林水産省統計部「畜産物流通統計」、但し鶏肉は「日本経済新聞」。

小売価格は総務省「小売物価統計調査報告」。

注1：()内は対前年比(%)。

2：卸売価格は東京における1kg当りの価格である。

3：鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

4：小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉及び豚肉は肩肉、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。但し、鶏卵は平成14年7月にMサイズ1kgからLサイズ10個へ基本銘柄の改正があり、14年平均及び14年7月～15年6月の価格は前年と連続しないため前年比は算出していない。

用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を2年度より実施するとともに、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降は、補てん財源の一部を助成している。

第 9 節 畜産経営対策

1 畜産振興対策事業

(1) 畜産経営活性化事業

ア 条件整備

- a 経営継承・新規就農促進対策：新規就農希望者のための研修施設の整備、離農跡地及び後継者不在経営の施設等の条件整備
- b 肉用牛繁殖基盤強化対策：新生産システム実践施設等の整備、協業法人経営体育成のための施設等の整備、肉用牛生産に係るは育育成部門外部化等のための施設等の整備、酪農地域における肉用種繁殖経営の育成のための施設等の整備
- c 生産基盤再編強化対策：地域内一貫生産体制の確立等のための共同利用施設等の整備、協業法人経営体育成のための施設等の整備、酪農におけるは育育成部門外部化のための施設等の整備、新生産システム実践施設等の整備及び生産者自らが行う加工販売施設等の整備を行った。

イ 事業推進

(ア) 地方公共団体事業

- a 経営継承・新規就農促進対策：研修プログラムの策定、研修受入れ先の認定、新規就農資格者の認定、経営継承マップの作成等
- b 肉用牛繁殖基盤強化対策：肉用牛種繁殖基盤強化のための地域検討会の開催、調査、技術検討会の開催等
- c 生産基盤再編強化対策：地域の核となる協業法人経営体育成のための検討、設立、経営安定化のための指導等酪農における保育育成部門外部化促進のための地域検討会の開催等、生産者自らが加工販売を行うことにより生産者の理解

を得るための検討会の開催等を行った。

(2) 地域畜産総合支援体制整備事業

ア 条件整備

酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー等の支援組織（以下「支援組織」という。）の再編・統合のため必要となる施設機械の整備を行った。

イ 事業推進

a 畜産総合支援システム確立対策

支援組織の再編・統合のため必要となる調整・検討等を行う協議会等の開催、新たな対象作業・対象畜種に対応するための技術習得を行った。

b 経営技術の高度化推進

畜産経営体の経営・生産技術の高度化を図るための畜産経営体自らによる経営改善の取組への支援、地域における相談・指導窓口の設置、各分野の専門家からなるコンサルタント団の設置、経営体のレベル等に応じた畜産経営技術支援指導の実施、インターネットによる畜産情報提供、指導用資料の作成等を行った。

c 畜産情報ネットワーク（LIN）推進事業

畜産に関する情報を総合的に提供するため、機器の整備やプログラムソフトの開発を図ると共に、研修会を開催し、提供体制の効率化及び内容の充実性を図った。

d 生産・経営技術の普及

低コスト生産技術、経営合理化技術を実践する経営を調査し、これらの技術の交流を図るため、畜産経営者協議会の開催、畜産経営技術指標の整備・技術指導資料の配布を行った。

e 有機畜産物等生産情報等交流推進

有機畜産物等の生産に対する理解の醸成を図ると共に、生産者と消費者間の IT を活用した情報交流を推進するため、交流会の開催、情報関連機器の整備、情報の収集及び提供等を行った。

f 畜舎建築に係る関連基準の検討

建築コストを低減するため、経営や地域の実態に即した畜舎等の関連基準の検討、建築部材の構造・強度等に係る調査・試験、畜舎設計に係る指導資料の作成等を行った。

g 畜産経営の総合的な改善を図るための指導等

基礎的な経営・財務管理指導、土地・施設等を円滑に経営継承を行うための経営・財務等に係る特別相談活動及び経営を中止する畜産経営を継承した新規就農者等が早期の経営安定を図るための経営・技術指導等を行った。

2 バイオマス利活用フロンティア整備事業 (うち畜産関係)

(1) 家畜排せつ物利活用施設整備事業

条件整備

地域ごとの条件に対応して、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要ない肥化施設、たい肥散布機械等の共同利用施設・機械の整備を行った。16年度は118地区で実施した。

3 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、平成15年度においては、畜産関係で216億円(利子補給承認ベース)が融資された。

これは農業近代化資金融資額の35.3%を占めており、14年度の融資額139億円に比べて77億円増加した。

この内訳をみると、畜舎等の施設に対する融資額は55億2,200万円増加して99億6,400万円に、農機具等に対する融資額は2,900万円増加して10億7,200万円に、家畜の購入についての融資額は19億8,200万円増加して103億900万円に、家畜の育成についての融資額は1億6,400万円増加して2億4,100万円であった。

表13 農業近代化資金融資実績

(単位：百万円)				
区 分	13年度	14年度	15年度	
畜産関係				
施設等	6,453	4,442	9,964	
農機具等	1,151	1,043	1,072	
家畜購入	9,502	8,327	10,309	
(うち肥育素畜等)	7,277	6,999	8,215	
家畜育成	516	77	241	
(うち肥育牛)	484	49	145	
その他	6	0	0	
(計)	17,628	13,889	21,586	
農業近代化資金総額	79,986	52,935	61,074	

表14 農業近代化資金による家畜購入等の内訳

(単位：百万円)

区 分	13年度	14年度	15年度
家畜導入資金			
乳 牛	1,837	1,110	1,647
乳牛以外の牛	381	163	369
豚	6	55	78
馬、めん羊、山羊	0	0	0
肥 育 牛	7,242	6,939	8,058
肥 育 豚	0	0	16
鶏	5	60	121
特 用 家 畜	4	0	20
(計)	9,502	8,327	10,309
家畜育成資金			
乳 牛	21	22	7
繁 殖 豚	3	0	15
繁 殖 用 肉 牛	8	6	74
肥 育 牛	484	49	145
(計)	516	77	241

(2) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備に必要な資金を融通する畜産経営環境調和推進資金が創設された。

16年度の融資実績は16件、37億8,500万円であり、その内訳は、処理高度化施設8億2,900万円、共同利用施設29億5,600万円であった。

(3) 農業経営基盤強化資金

(スーパーL資金)

本資金は6年度に創設され、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

16年度の畜産関係融資実績は、1,228件、393億円で、前年度と比べて15億円増加した。

また、畜産関係融資は融資額全体の65.9%を占め、その内訳は、酪農31.2%、肉用牛10.5%、養豚12.3%、養鶏10.1%であった。

(4) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に、農業改良資金のうち合理的な農業の生産方式を図るための資金(生産方式改善資金)に組み入れられ、その後、61、元、4、7、13年度には、資金内容の拡充が図られた。

14年度には、分かりやすく、使いやすい資金制度とするための各種制度資金の抜本的見直しにより、国が指定する特定の農業技術を導入するための資金から、

担い手の創意工夫により新作物や新技術の導入などにチャレンジするための資金に変更され、それに伴い、畜産振興資金等の作目別資金は廃止された。また、都道府県からの直接貸付けに加え、民間金融機関からの貸付けを追加するとともに、民間金融機関からの貸付については、農業信用基金協会による債務保証の対象とするなどの措置が講じられた。

第10節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策事業

(1) 乳用牛改良増殖推進

ア 乳用牛群検定普及定着化

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的利用を促進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るため、普及率の一層の拡大と牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

16年度末現在、46都道府県で、合計11,059戸の農家の561,752頭の牛が能力検定に参加しており、検定頭数でみた普及率は53.2%であった。

イ 乳用種雄牛後代検定推進

乳用種雄牛後代検定事業は、昭和59年度から牛群検定農家を活用したフィールド方式により全国統一で実施してきたが、改良速度をさらに向上するためには、候補種雄牛の質的向上を図り、成績上位の検定済種雄牛を少数精鋭で利用する必要があることから、より高能力が期待できる候補種雄牛185頭を2期に分けて調整交配するとともに、検定済種雄牛については、総合指数上位40位の利用を推進した。また、改良体制の強化を図るためにインターブルの行う種雄牛の国際評価に参加した。

なお、国内で供用されている種雄牛は、ほぼすべてが本事業による検定済種雄牛となっている。

ウ 自動搾乳システム定着化推進

自動搾乳システムを用いた酪農経営における生産性向上を図るため検討してきた自動搾乳システムにおける個体能力検定手法を確立し、平成16年度から一部機種について正式に開始した。また、精度の向上や他機種への対応等を図るため、自動搾乳データ分析検討会及び地方技術検討会の開催、モデル農家等からのデータ収集・分析、自動搾乳システムに適した泌乳能力の検定手法・遺伝的能力評価への活

用・地域における定着化の推進についての検討等を実施した。

(2) 肉用牛改良増殖推進

肉用牛の育種改良体制の強化を図るため、優良な育種資源の広域的な利用と全国規模での評価体制の確立により、優良な種雄牛の作出を図る事業を24道県で実施した。また、候補種雄牛生産等のための優良な繁殖雌牛群の整備を図る事業を36道県で実施した。

(3) 中小家畜広域改良推進

ア 豚改良増殖推進

豚の育種改良を促進するため、肉質、発育性及び斉一性の高い系統の造成、系統豚の最適組合せを明らかにするための組合わせ検定及び造成完了系統の維持基準に即した能力・血統管理を実施するとともに、遺伝的能力評価を推進するための技術検討会等の開催、優良種豚の貸付け等を全国19県で実施した。

イ 鶏改良増殖推進

鶏の改良増殖を図るため、高品質鶏作出のための銘柄鶏・在来鶏等の改良、高品質鶏系統の特性調査、優良な組合わせを選定するための組合せ検定、作出された実用候補鶏についての農家段階における性能調査試験を実施するとともに、育種改良関連新技術の実用化の促進、作出された高品質鶏の増殖普及を図るための飼養者に対する巡回指導、飼養管理に関する研修会の開催等を18県において実施した。

(4) 馬改良推進

農用馬の改良増殖を図るため、馬産技術の向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業を、5道県において実施した。

(5) 家畜導入

畜産経営の安定と資源の維持・拡大等を図るため、市町村、農業協同組合等が繁殖牛（肉用牛、乳用牛）を計画的に導入するために導入家畜の購入資金に係る金利相当額等を助成する基金を造成する事業を実施した。

ア 肉用牛群整備

肉用牛の産肉性等経済能力向上及び斉一化の促進並びに肉用牛資源の維持・拡大を図るため、農業協同組合、農業協同組合連合会及び公社が事業実施主体となって、肉用繁殖雌牛の牛群を整備・増殖する意欲を有する者に一定期間（育成牛5年、成牛3年）貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

イ 高品質生乳生産牛群整備

酪農経営の合理化及び高品質生乳の安定的生産等を図るため、牛群検定事業により能力の判明した乳用牛群から生産された優良な乳用雌牛を、酪農家に一定期間（3年間）貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

(6) 沖縄肉用種雄牛導入事業

離島が多く人工授精の普及が困難である沖縄県の肉用牛の改良増殖を図るため、沖縄県外から優秀な種雄牛を購入し、農協等に貸付ける事業を実施した。

(7) 種畜検査

家畜改良増殖法第4条に基づき全国的に実施される種雄畜の定期検査は、乳用牛、肉用牛、馬及び人工授精に供用する豚について行われた。

2 畜産新技術実用化対策事業

(1) 自動ほ育システム定着化

ほ乳ロボットを核とした自動ほ育システムの実用化と、それを活用した新たなほ育・育成技術について技術的検討を行うのに必要な施設を整備し、地域の状況にあった利用法等の普及推進のための技術的検討及び事例調査等を行った。

(2) 家畜個体識別情報活用促進

ア 耳標装着・移動報告の励行や飼料給与台帳への記帳等を指導し、農家自らが給与飼料の内容を流通業者や消費者等の求めに応じて発行できる体制を整備した。

イ 牛を対象とする飼料の抽出検査等を行い、給与飼料の管理が適正に行われていることを確認した。

ウ 農家等で整備した飼料給与台帳を基に飼養給与履歴等の付加価値情報を収集し、消費者等が個体識別データベースの個体識別情報検索からこれら情報を検索できる「飼養管理情報提供データベース」を構築し、給与飼料情報等の提供を行った。

さらに、「飼養管理情報提供データベース」に「製造飼料データベース」をリンクさせ、給与した飼料の製品名から原材料名等を検索できるシステムの運営を行った。

エ 農協等の既存システムの牛個体情報を個体識別番号と共有させるシステム（人工授精システム）を作成し、個体情報の有効活用を図るモデル実証を行った。

(3) 受精卵移植普及定着化

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着化を図るため、技術者養成のための研修・巡回指導等を10県で実施するとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために、各都道府県畜産試験場が連携し

て共同試験を行う事業を28府県で実施した。また、優良な種雌豚の効率の利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる、豚の受精卵移植に必要な器具機材などの整備、実用化試験を実施した。さらに、酪農及び肉用牛経営の収益性の向上に結びつくと期待される家畜受精卵を用いた雌雄産み分け技術及び核移植技術について、技術者を養成するための技術講習会の開催、技術向上のための技術検討会、産子についての調査等を20県で行うとともに、受胎率向上を図る取組等を全国2県の畜産試験場で実施した。

(4) DNA育種基盤確立

バイオテクノロジーの進展の中で、DNA解析技術の利用による育種・改良技術の飛躍的向上が期待されている。

このため、疾病記録、血統記録等基礎情報を整備・分析するとともに、疾病記録、検定成績等の明らかな家畜のDNA（血液等）の確保・分析を進め、DNA育種の基盤を整備した。

ア 家畜の疾病記録及び血統記録解析

血統的に疾病に強い家畜を選び出すため、疾病記録及び血統記録を収集・整理し、疾病と血統の相関関係进行分析するとともに、DNAを確保し、これまでに判明しているDNA型について疾病との関連性の分析を4道県で実施した。

イ 検定家畜等のDNA確保・解析

DNA型を利用した肉質等の遺伝的改良を進めるため、検定家畜等のDNAを確保するとともに、これまでに判明しているDNA型について経済形質との関連性の分析を18県で実施した。

ウ マーカーの効果検証

イで特定されたDNAマーカーの汎用性及び相互作用効果の検証を5道県で実施した。

(5) 稲発酵粗飼料活用肥育技術確立

稲発酵粗飼料の利用拡大を図るため、肉用牛肥育における給与時期や給与量の検討、稲発酵粗飼料の品種の比較試験、混合飼料給与技術の確立、肉質・増体等への調査を行い、体系的な技術として確立するための共同試験を2県で実施し、事業推進のための推進会議の開催、技術の普及のための技術マニュアルの作成を行った。

3 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進することを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための特別研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

16年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理(Ⅰ)(Ⅱ)、国際化対応、畜産情報処理A、B、飼料、草地・自給飼料、畜産会計、畜産経営診断A、B、畜産施設・機械、肉用牛、畜産環境保全(Ⅰ)(Ⅱ)、畜産経済、酪農、畜産新技術A、B、養鶏、養豚、畜産物の安全性A、B、BSE・生産情報、時事問題(Ⅰ)(Ⅱ)の各部門(24講座)について短期研修(各3～12日間延べ118日)を実施し、合計760名が受講した。

第11節 飼 料 対 策

1 自 給 飼 料 対 策

草地開発整備対策

(1) 草地開発整備関係調査

ア 草地整備等技術指針作成調査

草地の開発・整備に関する技術的課題の解決及び事業コストの縮減に資する技術の評価導入等に取り組み、その成果を「草地開発整備事業計画設計基準」等に反映させるための調査を実施した。

(予算額 5,230万円)

イ 草地整備等基礎調査

草地開発整備事業等を巡る情勢の変化に伴う新たな課題について対応策を見だし、事業制度への迅速な反映等を図るための調査、検討等を行うこととし、これに必要な調査を実施した。

(予算額 4,270万円)

ウ 土地資源活用飼料基盤拡大基本調査

飼料生産基盤の面的拡大のため、飼料供給源となりうる土地資源について、活用の実態を調査し、利用上の権利調整等の問題について解決策を検討するとともに、飼料基盤としての利用を図るための基本構想及び整備手法を策定するための調査検討を5地

区で実施した。

(予算額 7,500万円)

エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見だし、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るための調査を6地区で実施した。

(予算額 8,000万円)

オ 草地基盤再編整備基本調査

土地利用の集積・団地化を通じた草地等飼料生産基盤の拡大と再編整備を推進するため、基本構想の策定等を行う調査を4地区で実施した。

(予算額 5,500万円)

カ 中山間地域活性化畜産基盤整備調査

畜産振興を核とした中山間地域の活性化を図るため、畜産と他分野との連携・協調による畜産基盤の整備と生活環境の改善を一体的に推進する構想を策定し、畜産基盤の多面的な機能の活用の可能性、手法、対策等についての調査を2地区で実施した。

(予算額 3,000万円)

キ 草地開発基本調査(補助調査)

草地開発等の適地を選定するため、草地の造成改良可能面積が10ha(沖縄5ha)以上存在すると認められる地域において、都道府県が草地の開発、利用の方式を明らかにする草地利用方式調査及び土壌の理化学的諸性質、植生等を明らかにする土壌調査を1地区(国庫補助金500万円(補助率50%以内))で実施した。

ク 公共牧場開発整備基礎調査(補助調査)

公共牧場の建設が周辺環境におよぼす影響等の事前調査(設置基礎調査)及び既存牧場の有効利用を図るための対策調査(再編整備調査)を実施し、適切な開発方式と牧場間の機能分担方式等による再編整備についての検討を1地区(国庫補助金500万円(補助率50%以内))で実施した。

ケ 草地整備改良事業調査(補助調査)

飼料基盤等の土地利用集積の促進、大型機械による効率的な作業が可能な基盤の整備等による粗飼料の低コスト生産を推進するため、飼料基盤の整備に係る基礎調査、農地流動化に関する農家の意向調査及び事業構想の策定等を5地区(国庫補助金2,500万円(補助率50%以内))で実施した。

コ 畜産経営環境整備基礎調査(補助調査)

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待され

る地域において、畜産経営環境整備事業の指針とするため、畜産経営の概況、家畜排せつ物の処理状況等を、特に家畜排せつ物の土壌還元による環境汚染の防止と土地生産力の維持増強を推進する観点から、調査を2地区（国庫補助金1,000万円（補助率50%以内））で実施した。

(2) 草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を130地区で実施した。（国庫補助金108億9,300万円）

ア 道営草地整備改良事業

北海道において、草地管理利用機械の大型化に対応して草地畜産経営の合理化及び生産性の向上を図るため、既存の草地の整備改良と、これに関連する草地の造成改良及びこれら草地に附帯する施設の整備を一体的に実施した。

(ア) 事業の規模

事業完了後の受益面積が500ha（中山間地域にあっては250ha）以上（このうち、飼料生産基盤として一体的に利用される輪作畑については、その面積の1/3を受益面積として算定することができる（ただし、受益面積の20%以内））

(イ) 補助率50%

イ 都道府県営公共牧場整備事業

公共牧場の利用の高度化を図るため、集約草地への転換等牧場の整備を総合的に実施した。

(ア) 事業の規模

- a 既存草地面積が100ha（60ha）以上、ただし北海道にあっては250ha（150ha）以上、中山間地域（北海道除く）にあっては50ha（30ha）以上
- b 造成改良又は整備改良される草地面積30ha（20ha）以上、ただし北海道にあっては100ha（60ha）、中山間地域（北海道除く）にあっては15ha（10ha）以上
- c 完成年度から起算して5年以上経過していること
- d 都府県の場合は、複数の市町村を対象として公共牧場の整備利用計画が樹立されていること

(イ) 補助率

内地 50%、1/3
北海道 52%、50%、1/3

ウ 畜産担い手育成総合整備事業

(ア) 担い手支援型事業

担い手への飼料生産基盤の利用集積と併せ、草地整備改良、関連する草地造成改良、野草地整備改良、放牧用林地整備及び附帯する施設の整備等

を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

- (a) 担い手への土地利用の集積（作業受託を含む）の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが確実であること。ただし、その土地利用集積の増加率がおおむね25%以上。
- (b) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha（北海道200ha）以上

b 補助率 50%

(イ) 再編整備型事業

担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を行うため、基本施設整備及び農業用施設整備等を行った。

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

- (a) 事業参加者が10人（中山間地域5人）以上
- (b) 家畜飼養頭数（肥育豚換算）がおおむね2,000頭（中山間地域1,000頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね3,000頭（中山間地域1,500頭）以上に増加することが確実と見込まれる地区
- (c) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね1/2以上
- (d) 事業完了後の受益面積がおおむね30ha（中山間地域15ha）以上

b 補助率 50%（離島55%、沖縄・奄美2/3）

エ 草地林地一体的利用総合整備事業

中山間地域等において、林地や草地等農用地を谷を単位とした畜産的土地利用体系に再編整備するため、草地及び放牧林地等の造成整備改良及びこれらの草地等に付帯する施設の整備を行った。

(ア) 事業の規模

・対象地域要件：次の全てを満たすこと

- ① 中山間地域関係5法（山振法、過疎法、半島法、離島法、特定農山村法）指定地域であること
- ② 酪肉近代化計画策定市町村であること
- ③ 家畜飼養頭数（豚換算）1,000頭以上
- ④ 次のいずれかを満たすこと
 - a 林野率が75%以上
 - b 畑の面積のうち勾配15度以上の面積が1/2以上
 - c 田の面積のうち勾配1/20以上の面積が1/2以上
 - d 積算気温が著しく低く、かつ大家畜頭数

が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等

・実施地区要件：次のすべてを満たすこと

- ① 林地と草地等農用地が混在し、これらの土地の一体的再編整備により畜産の利用の促進が見込まれること
- ② 草地、林地等の受益面積が30ha（林野率が高い地域等にあつては15ha）以上、気候的条件の厳しい地域にあつては60ha以上
- ③ 受益面積のうち既耕地等の整備面積が1/2以上

(イ) 補助率 55%、50%

オ 担い手育成草地集積事業

- a 貸付額 対象事業費の10%相当以内
- b 償還期間 25年（うち据置10年）以内
- c 貸付利率 無利子

カ 高生産性草地流動化事業

a 事業の規模

対象事業を実施する区域を含む地区であつて、草地面積が45ha（北海道300ha）以上であり、かつ、この草地面積に対し対象事業の事業完了後の受益面積が過半を占めていること

b 補助率 50%

(3) 畜産環境総合整備事業

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資するとともに、当該地域に賦存する草地等緑資源の多面的機能を活用し、地域住民等の保健保養の増進、都市住民との交流拠点の整備等を図り、もって地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化を図ることを推進するため、資源リサイクル畜産環境整備事業73地区（国庫補助金78億8,700万円）及び草地畜産活性化環境整備事業3地区（2億5,700万円）を実施した。

ア 畜産環境総合整備事業

(ア) 資源リサイクル畜産環境整備事業

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（（平成11年法律第112号）以下「家畜排せつ物法」という。）に即した家畜排せつ物処理施設の整備、たい肥の還元用草地及び周辺環境の整備等の一層の促進による畜産環境問題の解決に加え、家畜排せつ物と生ゴミ、食品加工残さ等地域に賦存する有機性資源のたい肥化、飼料化、エネルギー利用等による地域資源循環利用を推進

し、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築に資する総合的な対策を実施した。

a 事業規模

(a) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であつて、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。

(b) 事業の実施計画が、「家畜排せつ物法」第8条の規定に基づき都道府県が定める家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に即したものであること。

(c) 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（生産局長が別に定める環境負荷脆弱地域の場合又は、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあつては、おおむね1,000頭）以上であること。

(d) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者（農業生産法人又はこれに準ずる法人にあつては、その構成員。以下同じ。）が原則として10人（生産局長が別に定める環境負荷脆弱地域の場合又は、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあつては、5人（農業生産法人又はこれに準ずる法人で共同経営の実態を有するものにあつては1法人））以上であること。

(e) この事業により実施する基盤整備費及び施設整備費に係る受益面積が生産局長が別に定める環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね30ha（ただし、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合又は事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね10ha）以上であること。

(f) この事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

b 補助率

内地、北海道	1/3、45%、50%、55%
離島	1/3、50%、55%、60%
沖縄	1/3、50%、60%、75%

(イ) 草地畜産活性化環境整備事業

生産の現場として利用されている草地等について、その緑のオープン・スペースとしての草地景

観等草地の有する多面的機能を活用し、都市住民や地域住民の憩いの場、教育の場として提供するとともに、地域の自然・環境の保全や景観にも配慮した草地整備等を推進するための対策を実施した。

a 事業の規模

- (a) 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であること。
- (b) 草地景域活用活性化施設等施設用地の造成整備又は草地景域活用活性化施設の整備を行うとともに、環境保全に配慮した整備計画となっていること。
- (c) 基盤整備費に係る受益面積がおおむね30ha（ただし、事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね10ha）以上であること。
- (d) 事業実施地区における事業完了後の草地面積が北海道以外にあっては、おおむね100ha（事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね30ha）以上、北海道にあっては、おおむね300ha（事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね50ha）以上が見込まれる地域であること。
- (e) 事業実施地区における家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（事業主体が市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、市町村に係る事業指定法人の場合にあっては、おおむね1,000頭）以上であること。
- (f) この事業において整備される施設の管理が適正に行われるものと見込まれること。

b 補助率

- 内地 1/3、40%、45%、50%
- 北海道 1/3、45%、50%

(4) 飼料基盤活用促進事業

畜産主産地等で一定規模要件をもって実施する飼料基盤整備を補完しながら、地域の実情に対応したよりきめ細かな飼料基盤整備等を39地区で機動的に整備した。（国庫補助金12億円）

ア 事業の規模

基本施設整備事業に係る受益面積がおおむね5ha以上であること

イ 補助率

内地50%、離島55%、沖縄県及び奄美群島60%

2 飼料作物生産振興対策

「飼料増産推進計画」の達成に向け、関係者一体となった飼料増産運動を展開しつつ、自給飼料増産のための総合的な条件整備及び飼料増産に向けた意欲的な取組への支援を行い、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上に資するため、畜産振興総合対策事業において、次の事業を実施した。

(1) 自給飼料増産総合対策

ア 条件整備推進型

「飼料増産推進計画」達成のため、

- ① 都道府県及び市町村段階における飼料増産戦略会議の開催、現地指導等の実施
- ② 水田裏、畑等の農地利用集積等を通じた飼料作物の作付拡大
- ③ 飼料生産の組織化、外部化の推進、TMR（完全混合飼料）の生産・供給システム等の確立
- ④ 野草地及び耕作放棄地等未利用地の放牧を主体とした畜産的土地活用による日本型放牧の普及・定着
- ⑤ 飼料生産利用に係る新技術等の確立・普及、青刈りとうもろこし等の国内育成品種の普及
- ⑥ 高能力飼料作物品種の育成・普及、輸入とうもろこし種子の検査体制の整備
- ⑦ 公共牧場の業務分担等を通じた再編、管理運営の改善に関する指導

等の推進並びにこれらの飼料増産に向けた取組に必要な作付条件、機械施設の整備を実施（国庫補助金856百万円）した。

（なお、機械施設の整備については、認定農業者等における初期投資等の負担を軽減するためのリース事業を含む。）

イ 技術実証促進型

地域の実情に応じた自主的かつ多様な飼料増産への取組を支援するため、飼料増産に意欲的に取り組む先導的な営農集団等が、市町村等の委託を受けて行う、単収の向上、土地利用の高度化等の技術・営農実証を実施（国庫補助金305百万円）した。

3 耕畜連携による飼料作物生産振興対策

耕畜連携により水田における稲発酵粗飼料や飼料作物の生産拡大、稲わら等の利用拡大を推進するため、耕畜連携・資源循環総合対策事業において、次の事業を実施した。

(1) 耕種作物活用型飼料増産対策

- ① 市町村段階における耕種作物を活用した飼料増産推進のための飼料生産計画の策定及び事業の進捗管理や行動計画の策定
- ② 生産給与マニュアルの策定、飼料成分の分析及び雑草防除技術等に関する調査
- ③ 耕種農家と畜産農家の利用供給契約締結の円滑化のための推進員の設置
- ④ 都道府県における稲発酵粗飼料に適した品種種子の増殖
- ⑤ 実証ほの設置及びほ場残さ等のモデル利用体系の実践

等の推進並びに水田等における飼料増産に向けた取組に必要な作付条件、機械施設の整備を実施（国庫補助金206百万円）した。

（なお、機械施設の整備については、認定農業者等における初期投資等の負担を軽減するためのリース事業を含む。）

4 流通飼料対策

飼料の需給及び価格の安定

(1) 16年度の飼料需給の動向

ア 飼料の総合需給

16年度の飼料の総合需給規模（概算）は、可消化養分総量(TDN)で前年度をわずかに下回る2,514万t（1.4%減）と見込まれる。その内訳は、粗飼料が564万t、濃厚飼料が1,950万tである。

濃厚飼料のうち輸入によるものは1,738万t、国内産濃厚飼料は211万tと見込まれる。

イ 飼料穀物の国際需給

2004/05年度の世界の粗粒穀物の生産量は、インド、ブラジル、オーストラリア等で減少が見込まれるものの、米国、EU25、中国等で増加が見込まれることから、世界全体では前年を上回る10億933万t（対前年比10.4%増）の見通しである。

また、消費量は、米国、EU25、中国等で増加となることから、9億7,251万t（対前年比2.8%増）の見通しである。

期末在庫量は、生産量が消費量を上回ることから、1億7,259万t（対前年比27.1%増）の見通しである。

ウ 飼料穀物の国際価格

飼料穀物の国際価格の指標となるとうもろこしの2002年末以降のシカゴ相場は、米国の主産地における降雨等による作付の遅れや7月以降の干ばつ等により、9月には、280円/buまで上昇した。その後は軟調に推移した。

2003年5月には、米国の主産地における作付の遅

れが懸念され260円/buまで上昇したが、米国の生産地の天候が良好なことから豊作が見込まれ、一時、205円/buまで下落した。その後、中国等による需要が堅調なことや在庫水準が低いこと等により上昇傾向で推移し12月には250円/buまで上昇した。

2004年に入り、米国農務省の1月の需給報告により米国のとうもろこしの生産量が減少し在庫水準が低下すると見込まれたことや中国の輸出動向が不透明なこと等により高騰し、4月には330円/buを記録した。その後、米国における作付けの進捗が早かったことや良好な生育により、平年作を大きく上回る史上最高の生産量が見込まれたことから大幅に低下し、年末には200円/bu程度まで下落した。

2005年に入り、軟調に推移していたが、米国の新穀において、作付けの進捗は平年を上回るペースで順調に進んだものの、乾燥天候から7月には260円/buまで上昇した。その後、前年度より生産量が減少すると見込まれたものの比較的高い水準で生産量が確保されるとの米国からの需給報告等により下落し、9月では205円/bu前後で推移している。

エ 配合飼料の需給及び価格の動向

近年、家畜の飼養頭羽数は、横這いないしは減少傾向で推移している。配合・混合飼料の生産量も、昭和63年度をピークに横這いないしは減少傾向で推移しており、16年度は前年度をわずかに下回る2,392万tとなった。この内訳をみると、配合飼料は前年度比2.5%減の2,337万t、混合飼料は前年度比13.7%減の55万tとなった。

16年度の配合飼料価格については、シカゴ相場の上昇や海上運賃の上昇を反映して原料輸入価格が異常に高騰したことから上昇したが、10月以降は下落傾向で推移した。

表15 主要飼料原料の輸入価格

（単位：円/t）

品名	14年度	15年度	16年度
とうもろこし	15,150	16,065	18,942
こうりゃん	15,207	16,127	18,965
大豆油かす	29,287	31,867	36,362
魚粉	78,339	72,640	76,253

資料：財務省「貿易統計」

表16 配・混合飼料の用途別生産量

(単位：千t)			
用途	14年度	15年度	16年度
採卵鶏用	7,069	7,001	6,571
ブロイラー用	3,591	3,655	3,615
養豚用	6,137	6,193	6,030
乳牛用	3,408	3,410	3,388
肉牛用	4,058	4,200	4,182
その他	151	143	131
計	24,414	24,602	23,916

(2) 飼料穀物備蓄対策

我が国は飼料原料の大宗を海外からの輸入に依存しており、海外主要産国の凶作等による供給力の急減、港湾ストライキ等による需給のひっ迫により畜産経営に重大な影響が及ぶおそれがある。こうした事態に対処し、飼料の安定的供給を図るため一定量の飼料穀物の備蓄を行う必要がある。

このため、飼料穀物備蓄対策の推進に努め、社団法人配合飼料供給安定機構等が飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん60万t）の備蓄を行うのに要する費用を助成するほか、備蓄用サイロの建設資金について利子補給を行っている。（16年度予算額48億6,690万円）

また、とうもろこし・こうりゃんの代替となる大麦等の備蓄については、国自らが実施しており、16年度については、大麦10万t、ミニマム・アクセス米25万tの合計35万tの備蓄を実施した。

(3) 配合飼料価格安定対策

配合飼料価格の上昇は、飼料費が畜産物生産費の大きな部分を占めていることもあって畜産経営に大きな影響を及ぼすことから、配合飼料価格が値上がりした場合に補てんを行う通常補てん制度と異常補てん制度を設け、畜産経営に対する影響の緩和を図っている。

通常補てん制度は、民間が自主的に積み立てた基金により、原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均配合飼料価格を超える場合、その超える部分を限度にその価格差を補てんする制度であり、異常補てん制度は、通常補てん制度では対処し得ない大幅な値上がりがあった場合に、国と民間が2分の1ずつ積み立てた基金によりその価格差を補てんする制度である。

16年度においては、シカゴ相場の上昇や海上運賃の上昇を反映して、配合飼料価格が引き上げられ、特に4月以降、原料輸入価格が異常に高騰したことから通常補てんと併せて第1四半期、第2四半期と2期連続で異常補てんが8年ぶりに発動され、農家の負担軽減が図られている。

(4) 飼料需給安定法の運用

ア 16年度飼料需給計画

飼料需給安定法に基づき政府が行う16年度における輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しは、表16の飼料需給計画によることとした。この計画は、国が取り扱っている麦類を対象として、16年度において、飼料の需給の安定に必要な数量を予定したものである。

表17 16年度飼料需給計画

(単位：千t)				
品目	期首持越	買入数量	売渡数量	期末持越
小麦	0	110	110	0
大麦	182	1,360	1,400	142
(うち備蓄)	(100)	(0)	(0)	(100)
計	182	1,470	1,510	142

この飼料需給計画は、飼料問題懇談会で検討のうえ、農林水産大臣が飼料需給安定法に基づき、毎年3月に計画策定するものである。

イ 16年度の輸入飼料の需給実績

政府が飼料需給安定法に基づいて16年度に実施した輸入飼料の需給実績は、表18のとおりである。

表18 16年度飼料需給実績

(単位：千t)				
品目	期首持越	買入数量	売渡数量	期末持越
小麦	0	77	77	0
大麦	187	1,126	1,182	131
(うち備蓄)	(100)	(0)	(0)	(100)
計	187	1,203	1,259	131

(5) その他

平成10年5月の「新たな麦政策大綱」の決定に基づき、飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において、輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から飼料用輸入麦の同時契約（SBS）方式を導入しており、16年度においては、飼料用小麦77千t、飼料用大麦930千tが契約された。今後、実施状況等を見極めつつ、対象数量を設定することとしている。

第12節 中央競馬及び地方競馬

1 競馬法の一部改正

近年の競馬の売上額の減少に伴う競馬主催者の厳しい事業収支の状況をかんがみ、「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」の最終報告等を踏まえ、平成16年6月に競馬法の一部改正を行い、平成17年1月に施

行した。本改正の主要な内容は、次のとおりである。

ア 競馬の実施に係る規制緩和等

競馬の実施に関する事務の私人等への委託、重勝式勝馬投票法の導入等、競馬主催者が自主的に事業収支改善を行える範囲の拡大、勝馬投票券の購入制限の対象から学生生徒を除外

イ 地方競馬における事業収支改善の促進

地方競馬主催者（都道府県又は指定市町村）が事業収支改善計画を作成して行う事業収支の改善に対する支援等、地方競馬主催者の事業収支改善努力を支援するための措置の導入

ウ ノミ行為の取締りの強化等

2 中 央 競 馬

16年度（1～12月）の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は2兆9,314億円、入場人員は810万人となり、前年比では売得金で2.6%、入場人員で4.8%それぞれ減少した。

場外発売は、北海道4か所（札幌、釧路、静内、室蘭）、関東17か所（銀座、後樂園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、汐留、横浜、伊勢佐木、銀座通り、石和、立川、田無、新白河、横手、田舎館）、関西11か所（梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島、米子、高松、八幡、佐世保）の計32か所の場外発売所のほか電話投票所及び非開催競馬場を使用して行われており、総売上額の90.9%に相当する2兆6,661億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,931億円を第1国庫納付金として納付するとともに、16年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する164億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければならないが、17年1月1日現在では、馬主2,415名（うち法人333、組合31）、調教師224名、騎手162名、登録馬7,845頭となっており、またきゅう務員等2,782名となっている。

3 地 方 競 馬

16年度（4～3月）の地方競馬は、全国の23競馬場において18主催者（道県3、指定市2、一部事務組合13）が開催し、開催回数329回（うち特別競馬分として3回、新潟県中越地震災害復旧競馬として2回を含む。）、開催日数1,679日、入場人員612万人、売得金額

3,862億円となり、前年比では入場人員は13.0%、売得金は13.2%それぞれ減少した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入額合計は前年比12.2%減の13億円となり、道県及び指定市町村の一般会計に繰り入れられ、学校施設、一般土木、社会福祉等の経費に充当されている。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、17年3月31日現在では、馬主6,624名（うち法人394、組合11）、調教師699名、調教師補佐47名、騎手447名、登録馬18,708頭となっており、また、17年4月1日現在の認定きゅう務員は3,422名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の16年度実績は、件数226件、金額は約18億円となっている。

表19 地方競馬収益金（一般会計等繰入金）の使途
（単位：百万円）

繰入金	1,335
（内訳）	
学校施設	510
一般土木	429
農林水産振興	—
公共施設	173
都市計画等	—
警察・消防	—
社会福祉	52
医療普及	—
スポーツ振興	—
その他	171

第7章 経営局

第1節 農林漁業関係の税制

1 国税に関する改正

平成16年度における国税の改正は、最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置を講ずるとともに、年金税制について、年金制度改革に資する観点をも踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するための見直しが行われた。併せて、地方分権を推進する観点から所要の措置が講じられた。

農林漁業関係税制については、米政策改革の実施等農業構造改革の促進・経営の安定化、食品の流通・加工、環境対策、農山漁村の活性化、森林・林業政策の推進、水産政策の推進に対する各種の税制上の特例措置を講ずるほか、期限の到来する特例措置の適用期限の延長及び一部見直し等所要の措置が講じられた。

各税法の改正法の施行日は原則として平成16年4月1日である。また、『3 第159回国会において成立した（する）法律に基づく改正事項』に係る改正については各法の施行日による。

(1) 所得税法

拡充事項

農林漁業団体職員共済組合制度の特例退職共済年金等を源泉徴収を要しない公的年金等の範囲に追加し、平成16年6月1日以後に支払う公的年金等から適用することとされた（法第203条の6、改正法附第8条）。

(2) 法人税法

創設・拡充事項

ア 食糧法の一部を改正する法律（平成15年法律第103号）に基づく米穀安定供給確保支援機構が同改正法に基づき行う事業を収益事業から除外する措置が創設された。

（ア） 集荷円滑化対策業務に係る米穀の販売業（法令第5条）

（イ） 集荷円滑化対策業務に係る金銭貸付業（法令第

5条）

（ウ） 債務保証業務（法規則第8条の2の2）

イ 農業協同組合等の法人が青色申告書を提出した場合の欠損金の繰越期間が7年（改正前5年）に延長され、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額から適用することとされた（法第57条、第81条の9、改正法附第13条、第14条）。

(3) 耐用年数省令

拡充事項

りんご樹の耐用年数（改正前27年）を区分し、おい化りんご樹については20年、その他のりんご樹については29年とすることとされた（耐用年数省令別表第4）。

(4) 租税特別措置法

ア 創設・拡充事項

（ア） 食糧法の一部を改正する法律（平成15年法律第103号）に基づく米穀安定供給確保支援機構が同改正法に基づき行う集荷円滑化対策業務に係る負担金について、「商品の価格の安定に資するための業務」に追加された（措令第18条の3、第39条の22）。

（イ） 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（ローン残高5,000万円以下の部分の1%を10年間控除等）の適用期限を1年延長し、居住年平成17年から平成20年にかけて住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を段階的に縮小することとされた（法第41条～第41条の2の2）。

（ウ） 奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成16年法律第11号）により法律の適用期限が5年延長されたことに伴い、製造業等の機械等を取得した場合の特別償却（機械11%等）の適用対象に農林水産物販売用施設が追加（ソフトウェア業を除外）されるとともに、適用期限が2年（改正前5年）延長された（措法令第6条の5、第28条の13、第39条の56）。

（エ） 卸売市場法の改正により追加された仲卸業が卸売業者の合併等の場合の登録免許税の軽減措置の適用対象に追加された（措法第80条）。

イ 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長（（イ）は

3 年) された。

- (ア) 中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の適用を受ける事業者に対する欠損金の繰戻しによる還付の不適用の適用除外措置(法第66条の12)
- (イ) 農業協同組合、漁業協同組合等の合併に係る企業再編税制の要件(合併対象組合の事業取扱 5 分の 1 以上等)の除外措置(法第68条の 3)
- (ウ) 食品企業等が脱特定物質(フロン等)対応型設備を取得した場合の特別償却(16%)(法第11条、第43条、第68条の16)
- (エ) 温室等で使用された廃プラスチックの再生処理装置を取得した場合の特別償却(14%)(法第11条の 9、第44条の 9、第68条の26)
- (オ) 廃木材破碎・再生処理装置を取得した場合の特別償却(14%)(法第11条の 9、第44条の 9、第68条の26)
- (カ) 林業労働力確保促進法に基づく林業労働力確保支援センターと共同の改善計画により雇用管理等の改善を実施する素材生産業者等が有する林業用機械等の割増償却(5 年間12%)(法第13条の 3、第46条の 3、第68条の32)
- (キ) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画を行う認定漁業者が漁船を取得する場合の割増償却(5 年間14%)(法第13条の 4、第46条の 4、第68条の33)
- (ク) 農地保有合理化法人が農業者の規模拡大等のために農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置(2%→0.8%等)(法第76条)
- (ケ) 農林中央金庫等が農業協同組合等から信用事業譲渡により土地等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置(2%→0.2%等)(法第78条の 2)
- (コ) 漁業協同組合が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置(2%→0.2%等)(法第78条の 2)
- (サ) ハウス栽培・漁船等で使用する農林漁業用輸入 A 重油に係る免税措置(2,040円/Kl)(法第90条の 4)
- (シ) ハウス栽培・漁船等で使用する農林漁業用国産 A 重油に係る還付措置(2,040円/Kl)(法第90条の 6)

ウ 整理合理化等事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が 2 年延長((ウ)、(ク)、(コ))は縮減のみ、(エ)は平成18年 3 月31日)された。

- (ア) 地熱、木くず等の資源を活用したエネルギー需

給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)について、中小企業用設備(断熱強化型自動木材乾燥装置)が除外された(法第10条の 2、第42条の 5、第68条の10)。

- (イ) 中小企業者に該当する農林漁業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)について、器具・備品の取得価額が120万円(改正前100万円)等に引上げられた(法第10条の 3、第42条の 6、第68条の11)。
- (ウ) 中小企業に該当する飲食店業者が取得する減価償却資産の特別償却(30%)等について、その適用対象設備から機械装置を除外するとともに器具・備品の適用対象を電気冷蔵庫等に限定された(法第10条の 4、第42条の 7、第62条の12)。
- (エ) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物処理・保管用施設を取得した場合の特別償却(16%)について、当該法の規定による指導及び助言を受けていないこと等の要件を満たした者に限定された(法第11条、第43条、第68条の16)。
- (オ) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく特別償却(8%等)について、中心市街地食品流通円滑化事業を実施する法人が商業施設等を取得した場合が除外された(法第11条の 7、第44条の 7、第68条の24)。
- (カ) 食品循環資源再生利用(食品リサイクル)設備を取得した場合の特別償却(23%)について、基準取得価額(75%)が措置された(法第11条の 9、第44条の 9、第68条の26)。
- (キ) 飼料等の貯蔵倉庫等を取得した場合の割増償却について、5 年間の償却率を10%(改正前12%)に引下げられるとともに輸入対応型物流施設の機能要件が見直しされた(法第15条、第48条、第68条の36)。
- (ク) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に係る特別償却について、建物等の償却率が 7%(改正前 8%)に引下げられた(法第43条の 3、第68条の18)。
- (ケ) 海外において木材の造林・伐採等を行う法人の株式等を取得した場合の海外投資等損失準備金(取得価額の30%等を 5 年間積立)について、木材に係る育苗等の事業及び飼料用穀物が除外された(法第55条、第68条の43)。
- (コ) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除(控除率:32%)について、対象法人から出資総額 1 億

円超の法人が除外された（法第61条）。

- (㊦) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画を行う認定漁業者が取得する漁船の所有権の保存登記等の税率(0.4%→0.3%等)の軽減措置について、所有権移転が1.8%(改正前1.4%)に引上げられた(法第79条)。

エ 廃止事項

次に掲げる特例措置が廃止された。

- (㊧) 総合保養地域整備法に規定する重点整備地区内において当初基本構想(拡大を伴う変更同意基本構想を含む)に基づき整備する特定民間施設に係る特別償却(5～13%)(旧法第11条の5、第44条の5、第68条の22)
- (㊨) 農村地域工業等導入促進法に基づく製造業者等が工業用機械等を取得した場合の特別償却(機械8%等)
- なお、経過措置として、現行税率を5年間適用することとされた(旧法第12条、第45条、第68条の27、改正法附第25条、第40条)。
- (㊩) 林業経営基盤強化法に基づく林業経営改善計画により森林施業の受託拡大を行う林業者が有する林業用機械等の割増償却(5年間12%)(旧法第13条の3、第46条の3、第68条の32)
- (㊪) 国有農地等の売渡し等に伴う所有権の移転登記等の税率の軽減措置(2%→0.8%等)(旧法第76条)

オ その他

- (㊫) 青色申告特別控除額を65万円(改正前55万円)に引き上げるとともに、経過措置として講じていた簡易な簿記の方法により記録している者に対する45万円の特別控除制度が廃止され、平成17年分以後の所得税から適用することとされた(措法第25条の2、平成4年改正法附則第7条第1項)。
- (注) 地方税においては平成18年度分以後の個人住民税から適用される。
- (㊬) 肉用牛免税措置において、農業災害補償法の一部改正(15年法第91号)により肉用牛等の定義が変更されたことに伴い税制上の規定が整備された(措法第25条、第67条の3、第68条の101)。
- (㊭) 山林に関する相続税について、次のとおり評価方法が改善された(平成16年2月25日付け課評2-3、課資2-2、課審6-3国税庁長官通達)。
- a 幼齢立木の評価について、1年目の標準価額を見直し、それを基に評価を行う期間を市場価値が生ずる林齢まで延長するなどの措置を講ずる。

- b 林地の評価について、標準地の再選定などの措置を講ずる。

- (㊮) 農地等に係る相続税の納税猶予制度の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置について、適用対象者を見直したうえ、適用期限が3年延長された(平成3年改正法附則第19条第6項)。

2 地方税に関する改正

平成16年度における地方税の改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、個人住民税均等割の見直し、固定資産税の制限税率の廃止等課税自主権の拡大、狩猟税の創設等を行うとともに非課税等特別措置の整理合理化、その他所要の措置が講じられた。

農林漁業関係税制についても、中核的卸売市場の家屋等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充のほか、適用期限の到来する家畜排せつ物の処理施設の特例措置等の適用期限の延長及び一部見直し等所要の措置が講じられた。

各税法の改正法の施行日は原則として平成15年4月1日である。また、『3 第159回国会において成立した(する)法律に基づく改正事項』に係る改正については各法の施行日による。

(1) 道府県民税及び市町村民税

創設・拡充事項

農業協同組合、漁業協同組合等の法人が青色申告書を提出した場合の欠損金の繰越期間を7年(改正前5年)に延長され、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額から適用することとされた(法第53条、第321条の8、改正法附第3条、第9条)。

(2) 事業税

創設・拡充事項

農業協同組合、漁業協同組合等の法人が青色申告書を提出した場合の欠損金の繰越期間を7年(改正前5年)に延長され、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額から適用することとされた(法第72条の23、改正法附第4条)。

(3) 不動産取得税

ア 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置の適用期限が2年(㊮は3年)延長された。

- (㊮) 農業協同組合等の事業・組織再編に伴う次の特例措置

- a 農業協同組合等が株式会社等を設立するため

に不動産を現物出資した場合の非課税措置（法附第10条）

b 農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会が信用事業譲渡により土地等を取得した場合の課税標準の軽減措置（2分の1）（法附第11条）

c 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から信用事業譲渡により土地等を取得した場合の課税標準の軽減措置（2分の1等）（法附第11条）

(i) 農山漁村電気導入促進法に基づく農林漁業団体が発電所用家屋を取得した場合の課税標準の軽減措置（3分の1）（法附第11条）

(v) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等が政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設に対する課税標準の軽減措置（課税標準＝価格－（価格×補助金額÷取得価格））（法附第11条）

(x) 農業者が農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の勧告等により取得した農用地に対する課税標準の軽減措置（3分の1）（法附第11条）

(o) 農地保有合理化法人が「長期貸付農地保有合理化事業」により取得した農地等について、課税標準の軽減措置（3分の2）（法附第11条）

イ 整理合理化等事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された。

(ア) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置について、2年（改正前恒久措置）の措置とされた（旧法第73条の5、法附第10条）。

(i) 農地保有合理化法人が「担い手農業者確保事業」により取得した農地等に係る納税義務の免除措置（同法人が本事業により取得した農地を貸付期間延長後5年以内に売渡し等をした場合）について、適用期限が2年（改正前3年）とされた（法附第11条の7）。

(4) 固定資産税・都市計画税

ア 新規・拡充事項

中核的地方卸売市場に係る課税標準の軽減措置（5年間2分の1）について、市場の合併に関連する場合の要件を緩和したうえ、その適用期限が2年延長された（法附第15条）。

イ 適用期限の延長事項

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された。

(ア) 農山漁村電気導入促進法に基づく農林漁業団体が発電所用家屋等を取得した場合の課税標準の軽減措置（5年間3分の1）（法附第15条）

(i) 温室等で使用された廃プラスチックの再生処理装置を取得した場合の課税標準の軽減措置（3年間4分の1）（法附第15条）

(v) 洗びん、検びん、洗函装置を取得した場合の課税標準の軽減措置（3年間4分の3）（法附第15条）

(x) 食品循環資源再生処理（食品リサイクル）設備を取得した場合の課税標準の軽減措置（3年間4分の3）（法附第15条）

ウ 整理合理化等事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減され、適用期限が2年（※、㉔は縮減のみ）とされた。

(ア) 流通機能の高度化に寄与する倉庫等に対する課税標準の軽減措置（5年間2分の1等）について、輸入拡大対応物流施設を流通効率化に資するものに限定されるとともに保税蔵置場等が6分の5（改正前4分の3）とされた（法附第15条）。

(i) 食品企業等が公害防止用設備を取得した場合の課税標準の軽減措置（6分の1等）について、窒素酸化物燃焼改善設備が2分の1（改正前3分の1）、湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水処理施設を取得した場合の課税標準の軽減措置が3分の2（改正前3分の1）等とされた（法附第15条）。

(v) 廃木材破碎・再生処理装置等を取得した場合の課税標準の軽減措置について、専ら木材・木製品製造業を営む者が設置するものに限定されるとともに、課税標準の軽減措置が4分の3（改正前3分の2）とされた（法附第15条）。

(x) バイオテクノロジー研究開発用資産に対する課税標準の軽減措置（4分の3）について、密閉型バイオリクター試験装置が除外された（法附第15条）。

(o) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る課税標準の軽減措置（5年間2分の1）の対象施設について、発酵施設の側壁の高さが0.9m以上（改正前0.6m以上）等に引上げられた（法附第15条）。

(k) 新築住宅等を取得した場合の減額措置（3年間2分の1等）について、戸建て以外の貸家住宅の床面積要件の下限が40㎡（改正前35㎡）に引上げられた（法附第16条）。

(※) 農業協同組合等が取得する農林漁業者の共同利用に供する機械等を取得した場合の課税標準の特例措置について、取得価額要件が330万円以上（改

正前290万円以上)に引上げられた(法令第52条の2の2)。

- (ク) 農業協同組合等が所有し有線放送電話業務の用に供する償却資産の課税標準の軽減措置が2分の1(改正前6分の1)とされた(法第349条の3)。

エ 廃止事項

食品流通構造改善促進法に基づき事業協同組合等が機械等を取得した場合の課税標準の軽減措置(3年間3分の1)が廃止された(旧法附第15条)。

(5) 特別土地保有税

平成15年度税制改正において「課税停止」の扱いとなったことから、平成16年度税制改正では特別土地保有税の徴収猶予(非課税措置)が適用されている次の措置について、その適用期限が2年延長された(法第586条)。

ア 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者の事業用土地

イ 農村地域工業等導入促進法に基づく製造業者等が取得する工業等用の土地

ウ 総合保養地域整備法に規定する同意基本構想に基づく重点整備地区内の一定の特定民間施設の土地

(6) 狩 猟 税

狩猟者登録税と入猟税が廃止され、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する経費に充てるための目的税として「狩猟税」が創設された(法第700条の51～69)。

(7) 事 業 所 税

ア 整理合理化等事項

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減され、適用期限が2年((ア)の変更同意期限は3年、(エ)は縮減のみ)延長された。

- (ア) 総合保養地域整備法に規定する同意基本構想に基づく重点整備地区内の一定の特定民間施設を取得した場合の資産割の減免措置が3分の1(改正前2分の1)とされた(法附第32条の7)。

- (イ) 民活法に基づく特定施設を取得した場合の資産割の軽減措置が4分の1(改正前3分の1)とされた(法附第32条の7)。

- (ウ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特定農産加工業者の事業用施設に係る資産割・従業員割の軽減措置が3分の1(2分の1)とされた(法附第32条の8)。

- (エ) 食品循環資源の再生処理(食品リサイクル)の用に供する施設に対する課税標準の特例措置の対象から食品循環資源肥料化設備が除外された(旧法規則第24条の11第9項第1号)。

イ 廃止事項

商品取引所がその本来の事業の用に供する施設に対する非課税措置が廃止された(旧法附第32条の3)。

3 第159回国会において成立した(する)法律に基づく改正条項

- (1) 平成15年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成16年法律第2号)

平成15年度の水田農業経営確立助成補助金等に係る特例措置が講じられた(個人が交付を受ける当該補助金等は一時所得扱い、農業生産法人が当該補助金等で固定資産を取得した場合等は圧縮記帳)(所得税・法人税)。

- (2) 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成16年法律第11号)

奄美群島振興開発特別措置法の適用期限が5年延長されたことに伴い、製造業等の機械等を取得した場合の特別償却(機械11%等)の適用対象に農林水産物販売用施設が追加(ソフトウェア業を除外)されるとともに、適用期限が2年延長された(措法令第6条の5、第28条の13、第39条の56)。

- (3) 森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)

同法の改正に伴う税制措置については既特例に対する継続適用など所要の措置が税法により措置された。

- (4) 保安林整備臨時措置法の失効に伴う特例措置の廃止

同法の適用期限(平成16年3月末)の延長が措置されなかったことに伴い、次の特例措置が廃止された。

ア 買取り又は補償金の取得があった場合の特例(旧措法第33条、第33条の4、第64条、第64条の2、第65条の2)

イ 民有林野と国有林野と交換した場合の特例(旧措法第33条の2、第65条)

ウ 保安林等に該当する民有林野と国有林野との交換により取得する土地に対する特別土地保有税の非課税措置(旧地法第587条)

- (5) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律(案)

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入等の特例措置の対象業務に、同法の一部改正により都道府県青年農業者等育成センターの業務として追加された「無料の職業紹介事業」が追加された(措法令第18条

の 3、第39条の22)。

(6) 卸売市場法の一部を改正する法律 (案)

税制措置については既特例の継続のほか、次の措置が講じられた。

ア 卸売業者の合併等の場合の登録免許税の軽減措置の適用対象に、同法の改正により追加された仲卸業が追加された。

なお、適用対象市場については同法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する卸売市場の適正配置目標の適用市場（合併市場）とされた（措法第80条）。

イ 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者が一定の家屋等を取得した場合の固定資産税の課税標準の特例措置の適用対象に、卸売市場機能高度化事業を行った後に合併した一定の地方卸売市場が追加された（地法附第15条）

(7) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律 (案)

同法の適用期限（平成16年 6 月末）の 5 年延長の改正に伴う税制措置については既特例については次により整理された。

ア 同法に基づく特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却等の特例が継続（平成17年 3 月末）された（法第10条の 4、法第42条の 7、第68条の12）。

イ 平成15年度税制改正において特別土地保有税が「課税停止」となったことに伴い、平成16年度税制改正では同法に基づく特定農産加工業者の事業用土地に対する徴収猶予（非課税措置）が 2 年措置された（法第586条）。

ウ 同法に基づく特定農産加工業者の事業用施設に係る資産割・従業員割の軽減措置が 3 分の 1（改正前 2 分の 1）とされて 2 年延長された（法附第32条の 8）。

(8) 農業協同組合法の一部を改正する法律 (案)

同法の改正に伴う税制措置については既特例に対する継続適用のほか、条項ズレに伴う所要の規定の整理が税法により措置された。

4 そ の 他

(1) 抜本的改革（年金関係）

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

特に、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。

また、年金制度については、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に 2 分の 1 に引き上げるための安定した税財源を確保する。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

ア 平成16年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成16年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引き上げに充てるものとする。

イ 平成17年度及び平成18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる（所得税）恒久的減税の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。

ウ 平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

エ 平成16年度改正において、公的年金等控除及び老年者控除の見直しが行われた。

(ア) 公的年金等控除のうち65歳以上の者に対して上乘せされている措置が廃止された。

(イ) 老年者控除が廃止された。

(ウ) 老年者特別加算として65歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とされた。

(注) これらの改正は、平成17年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から適用される。

オ 上記アからウの改正に伴い、特定公的年金等に係る源泉徴収について、特定公的年金等の支払額からの控除額等の見直しが行われ、平成17年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等から適用することとされた。

カ 確定拠出年金制度の見直し

(ア) 拠出額の引き上げ（表 1 参照）

(イ) 少額資産の場合の中途引出し要件が緩和された。

(2) 土地税制の見直し関係

ア 長期譲渡所得の課税の特例について、土地、建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例が廃止され、税率が引下げられた。

現行（特例措置）	改 正 後
特別控除後の譲渡益 26％（所得税20％、住民税6％）	特別控除後の譲渡益 20％（所得税15％、住民税5％）

（注）上記の改正は、平成16年1月1日以後の譲渡について適用する。

- イ 長期譲渡所得の100万円特別控除が廃止された。
 - ウ 短期譲渡所得の課税の特例について、土地、建物等を譲渡した場合の税率が引下げられた。（表 2 参照）
 - エ 土地、建物等の長期・短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しが廃止された。
- （注）上記の改正は、平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用す

- る。
- オ 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限が5年延長された。
 - カ 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度について、適用停止措置期限が5年延長された。
- なお、一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡益に係る適用除外）の適用期限が5年延長された。
- キ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限が3年延長された。

表 1 拠出額の引き上げ

	現 行	改正後
ア 企業型		
（ア）他の企業年金がない場合	月額 3.6万円	月額 4.6万円
（イ）他の企業年金がある場合	月額 1.8万円	月額 2.3万円
イ 個人型（企業年金がない場合）	月額 1.5万円	月額 1.8万円

表 2 短期譲渡所得の特例の税率引き下げ

現 行	改 正 後
次のいずれか多い方の税額 ①譲渡益の52％（所得税40％、住民税12％）相当額 ②全額総合課税した場合の上積税額の110％相当額 ただし、国等に対する譲渡は次のいずれか多い税額 ①譲渡益の26％（所得税20％、住民税6％）相当額 ②全額総合課税した場合の上積税額	譲渡益の39％（所得税30％、住民税9％）相当額 ただし、国等に対する譲渡は譲渡益の20％（所得税15％、住民税5％）相当額

（注）上記の改正は、平成16年1月1日以後の譲渡について適用する。

第 2 節 農業経営基盤の強化

1 農業経営基盤強化促進法

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に、昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により農用地利用増進事業が創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るため、農用地利用増進法が制定され、さらに、平成元年の一部改正を経て、地域の実情に応じた農用地の有効利用と流動化の促進に着実な成果をあげてきた。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律名を「農業経営基盤強化促進法」（以下「基盤強化法」という。）と改めた。

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村が、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針（基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。）及び基本構想（基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定めた。

(2) 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、農林漁業金融公庫による低利融資、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置、等の施策を重点的に実施することとしている。

(3) 農業経営基盤強化促進事業

農用地利用増進法の一部改正に伴い、農用地利用増進事業を農業経営基盤強化促進事業と改め、育成すべき農業経営基盤の強化を総合的に推進する。

ア 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画」を作成、公告することにより農用地等の貸借、売買を行うものである。

イ 農用地利用改善事業

農用地に関し権利を有する者の組織する団体（農用地利用改善団体）が農用地の利用に関する規定（農用地利用規程）で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものである。

なお、担い手不足が見込まれる一定の地縁的まとまりを持つ地域において、農用地の相当部分の集積を目指す農業生産法人及び団体をそれぞれ「特定農業法人」、「特定農業団体」と農用地利用規定に定めることができる（基盤強化法第23条第4項）。

ウ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を有効的に利用するために、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事者の養成及び確保を促進しようというものである。

2 農業経営総合対策

(1) 対 策 の 目 的

近年における農業従事者の高齢化・兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加等の問題に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び同法に基づき策定された食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）に基づき、経営感覚に優れた「効率的かつ安定的な農業経営」を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような望ましい農業構造を確立することが緊急の課題となっている。

このため、農業経営に関連する施策について、関連諸事業を統合することにより農業経営の効率化や高付加価値化等に向けた地域の農業者の創意工夫を活かした主体的な取組を一体的に促進し、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）を中心とする担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積、農業生産法人その他の農業を営む法人（以下「農業法人」という。）の育成をはじめ、新規就農者の育成・確保、経営構造対策、女性・高齢者等の活動支援を総合的かつ一体的な事業実施方針の下で実施するものである。

(2) 対 策 の 内 容

本対策は、地域の実情に応じつつ、都道府県及び市町村が作成した地域農業マスタープラン又はこれに準ずるものの達成に向け、次に掲げる事業を適切に組み合わせるとともに各種関連対策との連携を図ることにより、総合的に実施する。

ア 農業経営総合対策推進事業

農業経営総合対策推進事業は、地域全体の取組として、認定農業者を中心とする担い手の育成、新規就農の促進、農業法人の経営活動の支援等を図るため、次の事業を実施するものとする。

(ア) 担い手育成総合支援事業

a 地域農業サポート支援事業

この事業は、地域農業の担い手を明確化し、担い手の育成から経営の安定及び農業生産を核とした高付加価値農業の展開等による経営の多角化、集落営農への取組の促進等担い手に対する総合的な支援策を講じるために必要な各種事業を実施するものとする。

(a) 農業経営体活性化事業(食のシンクタンク)

基本構想の具体化、認定農業者の農業経営改善計画の達成及び認定志向農業者の農業経営改善計画の作成等を支援するため、次に掲げる活動を実施する。

(16年度予算額 7億7,283万2千円)

① 食のシンクタンク実践支援事業

都道府県段階に、試験研究機関、マーケティング・プランナー、食品製造業者、商工団体及び消費者団体等の関係機関・団体により構成される農業経営体活性化推進会議を設置し、新商品開発に向けた意見交換や相談活動及び情報提供等を実施する。

② 経営改善支援事業

認定農業者等が行う経営改善に向けた取組みに対し、経営相談・診断、各種経営研修、経営情報の提供活動等の支援活動を実施するとともに、基本構想の実現に向けた農業関係機関・団体の連携による啓もう普及活動及び生産対策と一体となった農業経営総合対策等の円滑な実施を図る。

③ 農業経営展開支援リース事業

認定農業者等が経営改善計画の実現、又は、地域内農地の集積や農業技術等のノウハウを地域全体に波及させる等の地域貢献活動の実施に必要とする機械・施設についてリース方式による導入を支援する。

(b) 地域農業構造改革緊急対策推進事業

この事業は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向け、農地の利用集積、集団化、集落営農の新たな確立と効率化、加工・流通・販売部門も含めた農業経営の法人化等を推進するため、地域において、「育成すべき担い手」の明確化、その経営展開の方向等を内容とする「地域農業構造改革計画」の策定等を支援するものである。

(16年度予算額 8,321万円)

(c) 経営情報総合調査分析事業

この事業は、認定農業者等育成すべき農業経営の個別・具体的な経営実態を継続的に把握し、経営環境の解析に基づく経営分析を行うとともに、これらの農業経営が抱える基礎的な経営課題について調査・分析を行うことを通じて、認定農業者等育成すべき農業経営の経営内容を的確に把握し、経営政策の基礎資料とするものである。

(16年度予算額 1,497万6千円)

b 高度情報化・IT化総合支援事業

この事業は、情報通信技術(以下「IT」という。)指導人材の育成、農業者等の情報利活用能力の向上、地域農業改良普及センター等の電子化の推進等農業経営へのIT活用を総合的に支援するために必要な各種事業を実施するものとする。

(16年度予算額 5億7,223万9千円)

(イ) 新規就農促進総合支援事業

この事業は、広く農業内外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就農相談体制の整備、技術・経営研修の充実等の総合的な新規就農支援システムの構築、及び文部科学省との連携による学校内外における農業・農村体験学習等を推進するために必要な各種事業を実施するものとする。(本事業の詳細は、第10節を参照)

(ウ) 法人経営活動支援事業

この事業は、法人化の普及啓発から商品企画等のマーケティング力の向上による経営発展等、段階に応じた総合的な支援を推進するために必要な各種事業を実施するものとする。

農業法人総合支援事業

この事業は、経営管理能力の向上、労働環境の改善、対外信用力の向上等様々な利点を有する農業経営の法人化を推進するための普及・啓発、法

人経営に関する調査・研究、情報提供、法人化を志向する農業者を対象とした法人設立相談・指導等に対する支援活動を実施するものとする。

(16年度予算額 3億599万9千円)

(エ) 女性・高齢者等活動支援事業

a 魅力ある農山漁村づくり支援事業

この事業は、高齢者の自立的活動、都市高齢者等とともに行う地域づくり活動及び都市部の住民が行う園芸活動への指導活動を促進するとともに、農協による介護活動のための体制整備や人材育成に対する支援に必要な各種事業を実施するものとする。(主な施策は、第11節を参照)

b 男女共同参画社会の実現に向けたチャレンジ支援事業

この事業は、女性の経営参画及び社会参画へのチャレンジ支援とともに、若い女性の農山漁村への定着を図るため、意識啓発、資質の向上、育児と農業の両立支援等のための各種事業を実施するものとする。(主な施策は、第11節を参照)

(オ) 農地利用調整等円滑化総合支援事業

この事業は、農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地地図情報システム及び台帳照合システムの普及推進や農業委員会の活動の高度化、専門化に即した人材育成及び活動評価手法の導入を支援すること等により、農業委員会系統組織の活動強化につながる体制整備等を実施するものとする。

(16年度予算額 1,091,883千円)

イ 農業経営総合対策事業

農業経営総合対策事業は、次の4つの事業とする。

(ア) 経営構造対策事業

この事業は、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保を図るため、農業生産を核として加工、流通、情報、交流等の分野に進出するアグリビジネス（創造的高付加価値農業をいう。）に必要な生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備等を実施するものとする。(本事業の詳細は、第7節を参照)

(イ) 水田農業経営構造確立緊急対策事業

この事業は、地域水田農業ビジョンの実現に向けて、望ましい生産構造を確立するため、対象地域における水田農業の構造改革に必要な担い手への農地利用集積目標及び目標達成のためのプログラム、施設整備計画等を内容とする事業計画に基づき、担い手への農地の利用集積目標の実現を図

るための基礎的条件となる水田農業土地基盤整備事業、水田農業経営体質強化施設整備事業等を重点的に整備するほか、地域の創意工夫に応じた農業機械・施設の整備を実施するものとする。

(ウ) 経営支援情報化施設整備事業

この事業は、地域の情報化を推進し、農業経営の効率化、高度化等を図るため、農業及び農村に関する各種情報を蓄積及び展開する機能、農業者等の情報利活用能力の向上を図る機能、水田農業の構造改革に資する機能等を備えた高度情報化拠点施設の整備及び農業生産面や経営面での効率化や高位平準化等を促進するため、ITを活用した遠隔環境制御・監視システム等のIT利活用システムの整備等を実施するものとする。(本事業の詳細は、第7節を参照)

(エ) 農業研修教育施設整備事業

この事業は、技術及び経営能力に優れた農業の担い手を育成、確保するため、道府県農業大学校等における研修教育に必要な施設を整備するとともに、農業者及び新規就農者に対する実践的な研修教育を行うための施設の整備を実施するものとする。(本事業の詳細は、第10節を参照)

(3) 予 算 額

農業経営総合対策推進事業	66億円
農業経営総合対策事業	210億円
合 計	276億円

第 3 節 農業者年金制度の推進

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

具体的には、農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づき、昭和45年10月に設立された特殊法人農業者年金基金が、

- ① 農業者年金事業
- ② 離農給付金支給事業
- ③ 農地等の売買賃借及び融資業務

を行ってきた。

しかしながら、その後、高齢化の進展、若い担い手の不足による経営移譲率の低下、1人で受給者約3人を支える構造、保険料負担の増嵩等による保険料収納率の低下等、農政上・年金財政上の大問題に直面した。

このため、食料・農業・農村基本法の理念に即し、国民一般が納得し得る政策年金として再構築すること

とし、平成13年6月に、農業者年金基金法の一部改正を行い、平成14年1月に新制度に移行したところである。

1 新制度の概要

- (1) 政策目的については、食料・農業・農村基本法の理念に即し、担い手の確保に転換、
- (2) 加入要件については、農地の権利名義を有する者から農業に従事する者に変更、
- (3) また、財政方式については、従来の加入者の納付保険料で受給者の年金給付を賄う賦課方式から、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる積立方式に変更、
- (4) さらに、意欲ある担い手に対し、政策支援を行うこととする。

ア 対象者については、

- (ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる者
- (イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者（eを除く。）。
 - a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者
 - b aの者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者
 - c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
 - d 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者
 - e 旧制度加入者のうち55歳未満（H14.1.1現在）の者（3年間に限定した政策支援対象）とする。

イ 政策支援割合は、3/10を基本とし、2/10から5/10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。

- (5) 昭和32年1月1日以前生まれの者で旧制度の経営移譲をした場合には経営移譲年金を受給することができる。この経過的な経営移譲を補完するために農業者年金基金は農地等の借入れ、貸付けの業務を経過的に行う。

2 被保険者等の状況（16年度末）

加入者数	80,114人
被保険者数	64,905人

3 独立行政法人化

特殊法人改革の一環として、平成13年12月19日、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、この中で、農業者年金基金については、独立行政法人化することとされた。

これを受け、平成14年10月、基金を独立行政法人化する法案を提出し、可決・成立、平成15年10月1日に基金は独立行政法人へ移行した。

第4節 災 害 対 策

平成16年は、台風、豪雨による災害が相次ぎ、農林水産業施設にも大きな被害が発生した。また、10月23日に震度7を記録した新潟県中越地震では中山間地に大きな被害が発生した。

台風については、6月11日に高知県に上陸した台風第4号をはじめ、6月21日には台風第6号、7月31日には台風第10号、8月4日には台風第11号が相次いで四国に上陸した。その後も台風第15号が日本海沿岸を北上して8月20日には青森県に上陸、台風第16号は8月30日に鹿児島県に上陸、台風第18号は9月7日に長崎県に上陸し、農作物を中心に大きな被害をもたらした。9月中旬を過ぎてからも、台風第21号が9月29日鹿児島県に上陸。台風第22号は10月9日に伊豆半島に上陸。台風第23号は10月20日に高知県に上陸し農林水産業施設等に大きな被害をもたらした。特に、台風第23号は100名近くの死者・行方不明者を出し、農林水産業被害も2,400億円を超える大きな災害となった。

また、7月の梅雨前線の影響では、新潟県、福井県の集中豪雨による堤防決壊で死者20名の被害が発生した。

地震については、新潟県中越地震では10月23日から11月10日にかけて震度5以上を15回記録した。また、これ以外にも8月10日には岩手県沖で震度5弱、9月5日、6日には紀伊半島沖で震度5弱、10月6日には茨城県南部で震度5弱、10月15日には与那国島近海で震度5弱、10月23日には福島県沖で震度5弱、11月29日、12月6日には根室半島南東沖で震度5強、12月14日には留萌支庁南部で震度5強を記録した。

それ以外では、平成15年12月下旬から平成16年2月にかけての局地的豪雨で、北海道東部、長野県、大分県を中心として営農施設等の被害が発生した、

これらの災害により、農地・農業用施設、林地、林道、森林、農産物、営農施設、漁港、漁業用施設等に大きな被害が発生し、平成16年の農林水産業関係被害

は、農林水産物で約2,400億円、農林水産業施設で約7,600億円の合計総額約1兆円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

1 地震による災害

(1) 新潟県中越地震

ア 災害の状況

平成16年10月23日17時56分頃、新潟県中越の深さ13kmでM6.8の地震が発生し、新潟県川口町で震度7、小千谷市、山古志村等で震度6を記録した。その後も10月27日までに震度6を4回、震度5を10回記録した。この地震により、新潟県中越地方の川口町、小千谷市、山古志村等に重大な被害が発生し、死者51名、負傷者4,804名、住家全壊3,185棟、住家半壊13,715棟、住家一部損壊103,497棟となった。

農林水産業関係では、農地3,985箇所、農業用施設等10,969箇所、林地荒廃等227箇所、林道等512箇所、水産関係施設6,419箇所に、総額で約1,330億円の被害が発生した。

イ 農林水産省及び政府の対応

農林水産省では発災後直ちに連絡体制を整備し、「新潟県を震源とする地震関係局庁連絡会議」を10月23日21:00に開催した。翌24日には「農林水産省新潟県中越地震災害対策本部」を設置し、同日中に災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給を実施したのをはじめとして、農林水産物及び関係施設に関する対応を図った。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。

11月5日には岩永農林水産副大臣と大口農林水産大臣政務官を現地視察に、10月24日から随時、関係職員を現地に派遣した。また、島村農林水産大臣は11月17日に現地視察した。

政府は、内閣府防災担当主催の「災害対策関係省庁連絡会議」を10月24日13:30に開催し、「平成16年新潟県中越地震非常災害対策本部」を設置し、11月19日までの間に本部会議を21回開催した。また、新潟市に「新潟県現地支援対策室」を設置し、農林水産省からは5名が常駐した。この災害に対して、「平成16年新潟県中越地震による災害」として激甚災害の指定（平成16年12月1日政令第377号）（2章、5条、6条、7条及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策及び対応

① 緊急食料供給対応等

- ・新潟県の要請に応じて、災害対策用乾パン・乾燥米飯約9万2千食を自衛隊機で輸送（10月24日）
- ・食料、飲料水等の所管団体に対して協力要請を通知（10月24日）
- ・全国の地方農政事務所等に食料品等の無償支援の取次ぎ窓口を設置（10月25日）
- ・生活必需品等の支援物資供給を関係団体等に協力要請（10月25日～29日）

② 農林水産業関係施設復旧対策

施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業、災害関連緊急地すべり防止事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、直轄地すべり防止災害関連緊急事業、林道施設災害復旧事業、養殖施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業等を実施

2 台風等豪雨災害

(1) 台風第6号

ア 災害の状況

大型で非常に強い勢力の台風第6号は6月20日には沖縄本島、奄美諸島の東側を通過し、21日9時半頃に高知県室戸市付近に上陸した。その後兵庫県明石市を通過し、福井県を抜けて22日3時頃には津軽海峡の西海上で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響で四国、近畿、東海地方を中心に200mmを超える大雨となり、沖縄、九州から東北地方にかけて広い範囲で暴風となった。

この暴風雨により、死者・行方不明者5名、負傷者118名、住家の全壊・半壊及び一部損壊152棟、床上・床下浸水42棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地851箇所、農業用施設723箇所、林地荒廃等140箇所、林道等885箇所、漁港等10箇所及び果樹、野菜を中心とした農作物等に、総額で約208億円の被害が発生した。

この大雨のため、和歌山県、宮崎県、高知県を中心として、全国各地で農林水産物及び農林水産業施設の被害が多く発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は6月18日15時に関係局庁連絡会議を開催した。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。また、地方農政局等に農作物等被害に対する技術指導に当たっての留意事項を通知した。

政府は、この災害に対し、「平成16年6月19日から同月23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第6号）」として局地激甚災害の指定（平成17年3月24日政令第69号）（2章、5条及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、野菜産地復旧緊急対策事業、果樹被災園復旧対策事業
- ② 保険対策として、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(2) 7月梅雨前線豪雨

ア 災害の状況

発達した梅雨前線の影響により、7月12日から13日にかけて、新潟県の中越・下越地方は局地的な豪雨となった。この間の雨量は栃尾市で427mm、加茂市で324mm、福島県只見町で333mmを記録した。また、16日から18日にかけては福井県、山形県においても280mmを超える大雨となった。

この大雨の影響で、新潟県、福井県で堤防が決壊し、死者・行方不明者21名、負傷者23名、住家の全壊・半壊及び一部損壊5,948棟、床上・床下浸水22,083棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地4,467箇所、農業用施設等5,990箇所、林地荒廃等1,359箇所、林道等2,806箇所及び水稻及び大豆を中心とした農作物等に、総額で約670億円の被害が発生した。

この大雨のため、特に新潟県、福井県で農林水産業施設の被害が多く発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は7月13日13時に関係局庁連絡会議を開催した。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。また、農作物等の被害にかかる迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した。

政府は、この災害に対し、「平成16年7月8日から同月21日までの間の豪雨による災害（7月梅雨前線豪雨）」として激甚災害の指定（平成16年9月3日政令第264号）（2章、5条、6条、10条及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災

害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業、野菜産地復旧緊急対策事業、果樹被災園復旧対策事業

- ② 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(3) 台風第10・11号

ア 災害の状況

強い勢力の台風第10号は7月31日16時頃に高知県西部に上陸した。その後、松山市、広島市付近を通過し、山口県を抜けて8月1日21時頃には日本海の海上で温帯低気圧に変わった。また、台風第11号は8月4日22時半頃に徳島県に上陸し、兵庫県を抜けて日本海の海上で温帯低気圧に変わった。

これらの台風の影響で、徳島県、高知県を中心に四国、近畿、中国地方で大雨及び暴風となった。降り始めからの雨量は徳島県、高知県、奈良県の多い所で各々1,200mm、700mmを超えた。

この暴風雨により、死者3名、負傷者19名、住家の全壊・半壊及び一部損壊92棟、床上・床下浸水2,638棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地2,019箇所、農業用施設等1,862箇所、林地荒廃等276箇所、林道等1,832箇所、漁港等4箇所及び水稻、野菜を中心とした農作物等に、総額で約254億円の被害が発生した。

この大雨のため、徳島県、高知県を中心として、農林水産業施設の被害が多く発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は7月30日10時半に関係局庁連絡会議を開催した。

農作物等被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した。

政府は、この災害に対し、「平成16年7月29日から8月6日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第10・11号）」として激甚災害の指定（平成16年10月8日政令第308号）（5条及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業、野菜産地復旧緊急対策事業、果樹被災園復旧対策事業
- ② 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、

漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(4) 台風第15号と前線に伴う大雨

ア 災害の状況

台風第15号は8月17日から19日にかけて沖縄本島及び長崎県の西側を通過し、20日6時半頃に青森県津軽半島に上陸した。その後、太平洋側に抜け、北海道の東海上で温帯低気圧に変わった。また、太平洋側の前線がこの台風の影響を受けて活発化した。

この台風と前線の影響で、8月17日～19日には、愛媛県、高知県を中心に四国、九州地方で大雨及び暴風となった。また、20日には東北地方北部を中心に暴風雨となった。なお、四国地方では前線の影響で局地的な豪雨となり、17日～19日の雨量は愛媛県や高知県の多い所で600mmを超えた。

この暴風雨により、死者10名、負傷者22名、住家の全壊・半壊及び一部損壊252棟、床上・床下浸水3,034棟の被害が発生した。

農林水産省関係では、農地1,199箇所、農業用施設等891箇所、林地荒廃等165箇所、林道等486箇所、漁港等59箇所、漁業用施設2箇所及び水稻、果樹を中心とした農作物等に、総額で約484億円の被害が発生した（注：農作物等については、暫定値である）。

この暴風により、秋田県、山形県を中心として農作物の被害、また、大雨により高知県、愛媛県を中心として農林水産業施設の被害が多く発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は8月18日14時に関係局庁連絡会議を開催した。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。また、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した。

農林水産省は、台風第15号・16号・18号の災害に対し、「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令」として天災融資法を発動（平成16年11月10日政令第350号）した。

政府は、この災害に対し、「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災による災害」として激甚災害の指定（平成16年11月10日政令第351号）（8条関係）及び「平成16年8月16日から同月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第15号）」として局地激甚災害の指定（平成17年3月24日政令第69号）（2章、5条及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、漁業用施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業、野菜産地復旧緊急対策事業、果樹被災園復旧対策事業
- ② 金融措置として、天災融資法の発動に基づく、経営資金の貸付け
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(5) 台風第16号

ア 災害の状況

強い勢力の台風第16号は8月30日9時頃に鹿児島県に上陸した。その後、九州から中国地方を通過し、鳥取県から日本海を北東に進んでから津軽海峡を通過して、31日14時には北海道苫小牧市付近に再上陸した。その後も北海道を縦断し、オホーツク海に抜けてから温帯低気圧に変わった。

この台風の影響で、九州地方から北海道までの広い地域で大雨及び暴風となった。降り始めからの雨量は宮崎県や奈良県の多い所で700mmを超えたほか、全国各地で大雨となった。

この暴風雨により、死者・行方不明者17名、負傷者267名、住家の全壊・半壊及び一部損壊7,161棟、床上・床下浸水46,566棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地4,934箇所、農業用施設等3,828箇所、林地荒廃等542箇所、林道等3,994箇所、森林被害667ha、漁港等200箇所、漁業用施設8箇所及び水稻、果樹を中心とした農作物等に、総額で約964億円の被害が発生した（注：農作物等については、暫定値である）。

この暴風雨により、九州地方南部を中心として全国の広い範囲で農作物及び農林水産業施設の被害が多く発生した（注：農作物等については、暫定値である）。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は8月27日14時に関係局庁連絡会議を開催した。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。また、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した。

台風16号による農作物等被害に対する技術指導に

当たっての留意事項を各地方農政局等に通知した（8月31日）。

農林水産省は、台風第15号・16号・18号の災害に対し、「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令」として天災融資法を発動（平成16年11月10日政令第350号）した。

政府は、この災害に対し、「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災による災害」として激甚災害の指定（平成16年11月10日政令第351号）（8条関係）及び「平成16年8月27日から同月31日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第16号）」として激甚災害の指定（平成16年11月10日政令第348号）（2章、5条、6条及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、漁業用施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業、野菜産地復旧緊急対策事業、果樹被災園復旧対策事業
- ② 金融措置として、天災融資法の発動に基づく、経営資金の貸付け
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(6) 台風第18号

ア 災害の状況

大型で強い勢力の台風第18号は9月5日に沖縄本島を通過し、7日9時半頃に長崎県に上陸した。その後、福岡県を通過し、山陰・北陸地方の日本海を北東に進んで、8日未明には東北地方・北海道に再接近した。その後は北海道西岸を北上し、宗谷海峡で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響で、九州地方から北海道までの広い地域で大雨及び暴風となった。降り始めからの雨量は宮崎県の多い所で900mm、愛媛県、高知県の多い所で500mmを超えた。また、全国各地で記録的な暴風を記録した。

この暴風雨により、死者・行方不明者45名、負傷者1,301名、住家の全壊・半壊及び一部損壊43,140棟、床上・床下浸水8,360棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地1,645箇所、農業用施設等1,661箇所、林地荒廃等571箇所、林道等2,917箇所、森林被害30,176ha、漁港等335箇所、漁業用施設10箇

所及び水稻、果樹を中心とした農作物等に、総額で約2,029億円の被害が発生した（注：農作物等については、暫定値である）。

この暴風雨により、北海道及び九州地方を中心として全国の広い範囲で農作物及び農林水産業施設の被害が多く発生した。特に、北海道、青森県、福岡県を中心とした農作物、営農施設の暴風による被害が大きかった。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は9月6日16時に関係局庁連絡会議を開催した。

木村農林水産大臣政務官が青森県下を現地視察（9月8日～9日）。

金田農林水産副大臣が北海道の被害状況を視察（9月15日）。

福本農林水産大臣政務官が広島県下を現地視察（9月17日）。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。また、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した。

農林水産省は、台風第15号・16号・18号の災害に対し、「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令」として天災融資法を発動（平成16年11月10日政令第350号）した。

政府は、この災害に対し、「平成16年8月17日から9月8日までの間の天災による災害」として激甚災害の指定（平成16年11月10日政令第351号）（8条関係）及び「平成16年9月4日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第18号）」として激甚災害の指定（平成16年11月10日政令第349号）（5条、6条、11条の2及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、森林災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、漁業用施設災害復旧事業、漁港施設災害関連事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業、野菜産地復旧緊急対策事業、果樹被災園復旧対策事業
- ② 金融措置として、天災融資法の発動に基づく、経営資金の貸付け

- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(7) 台風第21号

ア 災害の状況

強い勢力の台風第21号は、9月26日から28日にかけて沖縄本島付近で停滞した後に北東に進路を変え、29日8時半頃に鹿児島県に上陸した。その後、宮崎県、高知県、大阪府、福井県、新潟県、岩手県等を通過し、30日12時には三陸沖で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響で、三重県、奈良県を中心に、九州、四国、近畿地方等の広い地域で大雨及び暴風となった。降り始めからの雨量は三重県の多い所で900mm、奈良県の多い所で700mmを超えた。また、鹿児島市では記録的な暴風を記録した。

この暴風雨により、死者・行方不明者27名、負傷者97名、住家の全壊・半壊及び一部損壊2,288棟床上・床下浸水19,681棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地8,328箇所、農業用施設等7,083箇所、林地荒廃等1,056箇所、林道等3,084箇所、森林被害129ha、漁港等31箇所及び水陸稲を中心とした農作物等に、総額で約885億円が発生した。

この暴風雨により、三重県を中心として全国の広い範囲で農林水産業施設の被害が多く発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は9月28日16時に関係局庁連絡会議を開催した。

三重県からの要請に応じて災害緊急用乾パン約8,000食を提供（9月29日）。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。また、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した。

台風第21号による農作物等被害に対する技術指導に当たっての留意事項を各地方農政局等に通知した（9月30日）。

政府は、この災害に対し、「平成16年9月26日から同月30日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第21号）」として激甚災害の指定（平成16年11月25日政令第365号）（5条及び24条）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、野菜産地復旧緊急対策事業、果樹被災園復旧対策事業

急対策事業、果樹被災園復旧対策事業

- ② 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(8) 台風第22号

ア 災害の状況

非常に強い勢力の台風第22号は、東海地方の南岸を通り、10月9日16時頃に伊豆半島に上陸した。その後、神奈川県、千葉県を通過し、鹿島灘を抜けてから10日9時には温帯低気圧に変わった。

この台風と前線の影響で、静岡県、神奈川県、山梨県、千葉県を中心に、近畿から東海、関東、東北地方等の広い地域で大雨及び暴風となった。降り始めからの雨量は静岡県の多い所で400mm、山梨県、千葉県の多い所で350mmを超えた。また、静岡県、東京都で記録的な暴風を記録した。

この暴風雨により、死者・行方不明者9名、負傷者166名、住家の全壊・半壊及び一部損壊4,930棟、床上・床下浸水7,046棟の被害が発生した。

農林水産省関係では、農地416箇所、農業用施設等534箇所、林地荒廃等281箇所、林道等517箇所、漁港等1箇所及び野菜を中心とした農作物等に、総額で約138億円の被害が発生した。

この暴風により、東海地方を中心とした広い範囲で農林水産業施設の被害が多く発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は10月8日16時に関係局庁連絡会議を開催した。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。また、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した。

政府は、この災害に対し、「平成16年10月7日から同月10日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第22号）」として局地激甚災害の指定（平成17年3月24日政令第69号）（5条及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港関係災害復旧事業、野菜産地復旧緊急対策事業、果樹被災園復旧対策事業
- ② 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(9) 台風第23号

ア 災害の状況

超大型で強い勢力の台風第23号は、10月19日には沖縄本島、奄美大島を通過し、20日13時頃に高知県に上陸した。その後、徳島県、大阪府、岐阜県、山梨県、東京都等を通過し、関東の東海上に抜けてから21日9時には温帯低気圧に変わった。

この台風と前線の影響で、大分県、高知県、愛媛県、徳島県を中心に、九州、四国から関東、東北地方の広い地域で大雨及び暴風となった。降り始めからの雨量は大分県、高知県、愛媛県、徳島県の多い所で500mmを超えた。また、兵庫県、京都府、長野県の多い所では既往最大日降水量を超えた。さらに、長崎県、京都府、岡山県、富山県では記録的な暴風を記録した。

この暴風雨により、兵庫県内で河川3箇所で決壊事故が発生した。また、死者・行方不明者98名、負傷者552名、住家の全壊・半壊及び一部損壊19,498棟、床上・床下浸水55,558棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地29,674箇所、農業用施設等21,827箇所、林地荒廃等3,192箇所、林道等8,082箇所、森林被害17,221ha、漁港等286箇所、漁業用施設4箇所及び野菜、果樹を中心とした農作物等に、総額で約2,413億円の被害が発生した。

この暴風雨により、兵庫県、香川県、京都府、長野県を中心として全国の広い範囲で農林水産業施設の被害が多く（台風災害としては戦後最大の農林水産業施設被害額）発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は10月19日16時に関係局庁連絡会議を開催した。

岩永農林水産副大臣が広島県、岡山県下を現地視察（10月22日）。

常田農林水産副大臣が京都府、兵庫県下を現地視察（10月23日）。

農林水産省災害対策本部（第2回）を開催（11月4日）。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関に依頼。また、農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について関係団体に通知した。

台風第23号による農作物等被害に対する技術指導に当たっての留意事項を各地方農政局等に通知した（10月21日）。

政府は、この災害に対し、「平成16年10月18日から同月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風第23号)」として激甚災害の指定（平成16年12月1

日政令第376号）（2章、5条、6条、11条の2及び24条関係）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、森林災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、漁業用施設災害復旧事業、災害関連漁業集落環境施設復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業、野菜産地復旧緊急対策事業、果樹被災園復旧対策事業
- ② 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

3 農林水産業防災対策関係予算

16年度の農林水産業防災対策関係予算は、表3のとおりである。

表3 農林水産業防災対策関係予算

(単位：百万円)

事 項	16年度予算額
1 災害予防	26,689
(1) 防災施設整備の整備	26,624
情報収集・伝達体制の整備	19
緊急時の農業水利施設の活用	75
渇水対策のための農業水利施設整備	23
漁港漁村の防災対策施設の整備	23,200
農山村の防災機能強化の促進	920
農地・農業用施設災害の支援技術の強化	10
防災営農対策事業	1,371
防災林業対策事業	3
林野火災予防施設の整備等	1,003
(2) その他	65
林野火災予防啓発普及活動	1
山村防災 GIS の整備	46
国連防災世界会議の開催	18
2 国土保全	311,866
(1) 治山事業	134,580
国有林治山事業	35,327
民有林直轄治山事業	6,886
治山事業	6,799
治山計画等に関する調査	87
民有林補助治山事業	92,367
治山事業	58,283
水土保持林整備治山事業	27,127
国有林野内補助治山事業	476
共生保安林整備事業	6,481
(2) 地すべり対策事業	23,142
農振局分 直轄	5,715
補助	6,111

林野庁分 直轄	3,944
補助	7,372
(3) 海岸事業	22,433
農振局分 直轄	4,000
補助	6,418
水産庁分 直轄	33
補助	11,982
(4) 農地防災事業	96,628
国営総合農地防災事業	41,076
農地防災事業	54,646
水資源開発公団	899
防災対策調査	7
(5) 災害関連事業	29,913
農業用施設	123
災害関連緊急地すべり対策事業	2,009
農村生活環境施設	4,469
海岸保全施設等	2
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	1,064
農地災害関連区画整備事業	119
直轄治山等災害関連緊急事業	51
国有林野内直轄治山災害関連事業	625
災害関連緊急治山等事業	17,990
林地崩壊対策事業	603
森林災害復旧事業	2,033
災害関連山地災害危険地区対策事業	52
災害関連山村環境施設復旧事業	10
漁港等	241
後進地域特例法適用	
団体補助率差額	522
(6) 地盤沈下対策事業等	3,837
(7) その他の事業	1,333
保安林整備管理事業	830
特殊地下壕対策事業	20
鉍毒対策事業	483
3 災害復旧等	313,882
(1) 災害融資	324
(2) 災害保険	134,079
農業共済保険	108,920
森林保険	5,823
漁業共済保険	8,542
漁船損害保険	10,794
(3) 災害復旧	179,479
ア 公共土木施設	28,407
直轄事業	360
直轄地すべり防止施設復旧事業	70
直轄治山施設	145
直轄漁港	145
補助事業	28,047
治山施設	5,651
海岸等	1,214
漁港	21,182
イ 農林水産業施設	145,465
直轄事業	270

農業用施設	270
補助事業	149,688
農地	30,624
農業用施設	75,033
林道	33,385
共同利用施設	2,384
漁業用施設	1,761
養殖施設	2,008
野菜産地復旧緊急対策事業	3,322
果樹被災園復旧対策事業	901
ウ 国有林(林道分)	2,950
	[13,800]
合 計	652,437
(注) []書きは、農林漁業金融公庫融資枠で外数である。	

第 5 節 規模拡大・農地流動化対策

1 農地流動化の状況

農地の流動化については、昭和50年以降、所有権移転(売買)によるものから利用権の設定(貸借等)によるものに重点が移ってきている。

近年の規模拡大につながる売買と貸借等を合わせた年間の農地の権利移動面積については、平成5年から平成7年までは毎年9万ha台、平成8年から平成10年までは毎年11万ha台、平成11年から平成14年までは毎年13万ha台、平成15年は14万ha台と増加傾向で推移してきている。

平成15年の農地の権利移動面積は14万2千haとなり、前年より4千ha上回った。このうち、貸借等によるものが約8割を占めており、中でも農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、権利移動面積全体に占める割合が平成5年の66%から平成15年の75%へと上昇している。

また、農地の権利移動は伴わないが実質的な規模拡大につながる農作業受委託は、2000年農業センサスによると、水稻作販売農家のうち農作業を受託した農家の割合は7%、委託した農家の割合は53%を占めている。

2 農地流動化対策

食料・農業・農村基本法が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、各種の施策を総合的に実施している。

(1) 農地利用集積対策

ア 農地流動化地域総合推進事業

農用地の流動化に取り組む市町村、関係機関及び関係団体において、認定農業者等の担い手及び離農希望農業者等の農用地の出し手の意向の把握や農用地の権利関係等の農地流動化に係る情報の集約、整理等を行い、担い手への農用地の利用集積を推進する。

(予算額 4億3,291万8千円)

イ 農地利用集積実践事業

生産基盤が整備された地区を対象に、地域農業者の合意の下に担い手への農用地の面的集積を促進するとともに、認定農業者の経営の規模拡大に伴う負担の軽減を図ることにより、育成すべき農業経営への農用地の利用集積を促進する。

(予算額 11億4,914万9千円)

(ア) 農業構造転換地域連携事業

担い手への農用地の面的集積を促進するための農地利用プランの作成、簡易なほ場の整備等を行う。

(予算額 1億215万円)

(イ) 認定農業者農地集積促進事業

認定農業者が規模拡大を行う場合に、農用地利用改善団体等が行う規模拡大に伴う効率的な農地利用のための活動等に対して、認定農業者農地集積促進費を交付する。

(予算額 10億4,699万9千円)

ウ 認定農業者利用調整推進事業

認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合に農業委員会が行う利用調整活動を支援する。

(予算額 1億8,387万1千円)

エ 水田農業経営構造確立緊急対策事業

地域水田農業ビジョンの実現に向けて、望ましい生産構造を確立するため、対象地域における水田農業の構造改革に必要な担い手への農地利用集積目標及び目標達成のためのプログラム、施設整備計画等を内容とする事業計画に基づき、担い手への農地の利用集積目標の実現を図るための基礎的条件となる水田農業土地基盤整備事業、水田農業経営体質強化施設整備事業等を重点的に整備するほか、地域の創意工夫に応じた農業機械・施設を整備する。

(予算額 18億7,000万円)

オ 転換システム構築支援事業

地域の農業者等の合意形成を通じた、担い手への農地の面的利用集積と作付地の団地化とを併せ推進するための農地利用再配分計画の策定等を実施する。

(予算額 570万1千円)

カ 販路開拓緊急対策事業

実需ニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制を確立するための適地適作を考慮した作付地の団地化への支援及び農業生産サイドと実需者サイドとの連携に伴い必要となる施設整備の助成等を総合的に実施する。

(予算額 8億2,408万1千円)

(2) 農地保有合理化事業

ア 農地保有合理化事業

昭和45年の農地法改正により創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

(ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業

(イ) 農地信託等事業

離農又は規模を縮小しようとする農家から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業

(ウ) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買入れれた農用地等を農業生産法人に現物出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

(エ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業
平成15年度における農地保有合理化事業の実績は表4のとおりである。

表4 農地保有合理化事業の実績（平成15年度）

(単位：件、ha)

	買入れ	売渡し	借受け	貸付け
件数	4,543	5,285	27,516	19,082
面積	7,544	7,819	11,820	11,873

(オ) 農地保有合理化関連事業

a 担い手育成農作業受委託促進事業

平成16年度から認定農業者やそれらが中心となる生産組織、特定農業団体等が行う農作業受

委託のあっせん等を行い、担い手の規模拡大等を推進する事業を実施している。

b 農地移動適正化あっせん事業

昭和44年の農振法制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利

の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業である。

事業実績は表5のとおりである。

表5 農地移動適正化あっせん事業実績

(単位：件、ha)

	事業実施 市町村数	売		買		交		換		賃		貸		借		そ		の		他		総		数	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
14年度	1,106	8,595	12,690		226	34		15,989	18,393		1,348	1,273		26,158	32,390										
15年度	1,286	8,424	11,083		200	35		16,610	19,222		1,128	2,166		26,362	32,506										

イ 農地保有合理化法人

都道府県の定める基本方針に位置付けられた都道府県農業公社については、全都道府県で農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了している。(47法人)

市町村の定める基本構想に位置付けられ、農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了した法人数は、平成15年度末で、市町村農業公社が157、農業協同組合が395、市町村が17となっている。

ウ (社)全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立され、平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」の位置付けがなされ、同年4月に社団法人全国農地保有合理化協会が農林水産大臣より指定を受けた。

事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

3 耕作目的の農地移動等の状況

(1) 耕作目的の農地移動の状況

ア 総数の動向（農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法）

平成15年1年間の耕作目的の農地の総権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等の合計）は、全体で33万1,681件（対前年比101.2%）、18万4,843ha（同99.7%）となった。

イ 自作地有償所有権移転（農業経営基盤強化促進法によるものを含む。）

自作地有償所有権移転は、平成15年は都府県は増

加したものの、北海道は減少を示しており、全国では7万1,645件（対前年比97.2%）、3万1,307ha（同98.3%）であった。

ウ 農地法第3条による賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成15年は5,815件（対前年比96.8%）、3,842ha（同94.0%）となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設定などに伴って推移してきており、平成15年は1万7,911件（対前年比88.8%）、2万9,707ha（同88.2%）となった。

エ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

利用権の設定（農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定・使用貸借による権利の設定・農業経営の委託による権利の設定）は、平成15年は20万9,384件（対前年比104.6%）、10万7,084ha（同105.1%）となった。

(2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法第20条に基づく賃貸借の解約等（転用目的の解約等を含む。）

農地法第20条に基づく、農地法等による賃貸借の解約及び農業経営基盤強化促進法による利用権の中途解約は、平成15年は3万4,237件（対前年比98.8%）、1万6,270ha（同98.5%）となっており、件数、面積ともに減少を示した。

イ 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成15年中に利用権が終了したものは11万3,090件（前年比108.2%）、4万4,139ha（108.3%）であった。

ウ 利用権の再設定

利用権（賃借権のみ）が終了したもの（再設定の有無不明を除いたもの）のうち、平成15年中に利用

権を再設定したものは件数で73.0%（面積69.4%）を占めており、再設定予定のもの（平成15年中には再設定しなかったが、平成16年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの）は、件数で8.7%（面積13.1%）を占めている。

第6節 農業委員会等

農業委員会等に対する国庫補助

16年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金108億466万円及び農業委員会費補助金1億4,462万3千円、農業経営対策事業推進費補助金として7億8,687万4千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議議員手当等負担金6億929万7千円及び農業経営対策事業推進費補助金として2億4,120万8千円、③農業経営対策事業推進費補助金として6,308万1千円の総計126億4,974万3千円が計上された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業及び標準小作料改訂事業並びに農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地地図情報システム等の普及推進、広域連携活動、認定農業者の申し出による農地利用調整活動等を実施するための経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費（会議員手当及び職員設置費）のほか、農業及び農業者に関する調査・研究、認定農業者等の簿記記帳等による経営改善、関係団体との共同事務局の設置、農業委員会委員等の研修、農業委員会の行う事務等への協力、農地調整に係る現地調査等に要する経費であり、1農業会議当たり平均国庫補助は、1,809万6千円である。

また、全国農業会議所については、農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝、国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う認定農業者等の経営管理能力向上のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は、17年3月1日現在2,744委員会である。

第7節 農業経営対策

経営構造対策

(1) 経営構造対策事業

ア 趣旨

経営構造対策事業は、食料・農業・農村基本法の基本理念である農業の持続的な発展と農業・農村の有する多面的機能の発揮を図っていくため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目的として平成12年度に発足した。

本事業は、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、認定農業者をはじめとして、新規就農者、女性・高齢農業者等地域農業にかかわる幅広い関係者による合意形成を前提として、生産施設、加工施設及び流通販売施設等を総合的に整備することにより、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るものである。また、平成14年度から新たに担い手育成緊急地域（経営の零細な農家が多くを占める地域）においても支援することとした。

本事業を実施するに当たっては、実施手続と事業評価について広く国民に情報を提供すること等を通じて効率的で透明な事業運営の確保に配慮することとしている。

イ 対策の内容

(ア) 事業の種類

a 経営構造施設等整備事業

経営構造確立構想に即して定められた経営構造対策事業計画に基づき、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を通じた望ましい農業構造を確立するための基礎的条件となる土地基盤、経営体質強化施設及び経営多角化等施設の整備を重点的に行う。

b 経営構造施設等整備附帯事業

経営構造施設等整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な調整活動及び実践的な知識・技術の習得活動等を行う。

(イ) 事業計画の樹立申請

受益農業者をはじめとする関係者の合意が得られていることを示す書面をもって、農業者が市町村長に対して事業計画の樹立（事業計画の作成）を申請する。

(ウ) 目標及び目標達成プログラムの設定

事業計画においては、認定から5年度目（担い

手育成緊急地域においては、3年度目)を目標年次とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 全国共通目標

(a) 認定農業者等の育成

当該地域内において、目標年次における認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、市町村で策定される地域農業マスタープランの目標割合以上となること、または目標年次における認定農業者数が現在に比べ50%以上増加すること。(担い手育成緊急地域においては、目標年次における認定農業者数が現在に比べ1名以上増加すること、又は農業生産法人若しくは10ha以上の農業経営規模を有する特定農業団体が1組織以上設立されていること。)

(b) 担い手への農地の利用集積

認定農業者をはじめとする担い手への農地利用集積率が60%（担い手育成緊急地域においては、30%）以上に達すること、または現在に比べ農地利用集積率が10ポイント（担い手育成緊急地域においては、5ポイント）以上増加すること。

(c) 遊休農地の解消

は場整備後10年（担い手育成緊急地域においては、8年）を経過しない農地であって、遊休化したものがある場合は、目標年次において遊休農地のすべてが解消されること。

b 地域提案目標

年間労働時間の短縮、年間所得の増加等担い手育成に直結する数値目標であると都道府県知事が認めた場合は、aの全国共通目標の1つに代えることができる。

c 地区選択目標

aの全国共通目標のほかに、地域農業の将来ビジョンに即した複数の選択目標を設定する。

(㌥) 費用対効果分析の実施

全ての事業実施地区において費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上となっていること、直接効果の割合が効果全体の1/2以上となっていること等について確認を行う。

(㌦) 事業の評価

事業計画を作成した市町村長等は、毎年度（原則5年間、担い手育成緊急地域は、3年間）、事業計画に定めた目標の達成状況等について評価を行う。

(㌧) 効率的かつ適正な執行の確保

国は、事業の実施手続及び実施状況について、農林水産省政策評価会経営局専門部会の意見を聴くとともに、都道府県においても、国の措置に準じて、関係者以外で構成される第三者委員会に意見を聴く等により、本対策の効率的かつ適正な執行の確保を図る。

(予算額 176億6,704万8千円)

(2) 経営構造対策推進事業

ア 趣旨

経営構造対策推進事業は、市町村段階、都道府県段階、全国段階の各段階において、地域農業の担い手となるべき農業経営を育成し、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していこうとする取組を支援するため、地域の農業者等の合意に基づく地域の農業構造の変革のための数値目標の設定及びその達成のためのプログラムの策定、事業実施後の着実な効果発現等に対する支援体制の整備等を行う。

イ 対策の内容

(㌧) 市町村推進事業

市町村推進事業は、合意形成事業、転換システム構築支援事業及び経営継承支援事業により構成される。

a 合意形成事業

合意形成事業は、地域の農業者等の合意形成を通じて設定する目標及びその達成のためのプログラム等を内容とする経営構造確立構想の策定、費用対効果の算定のための基礎調査等を実施する。

b 転換システム構築支援事業

地域の農業者等の合意形成を通じた、担い手への農地の面的集積と作付け地の団地化とを併せ推進するための農地利用再配分計画の策定等を実施する。

c 経営継承支援事業

経営継承支援事業は、離農者又は経営を中止した者の経営資産を認定農業者等に円滑に継承するため、施設等の買入経費、賃借料の利子軽減等を実施する。

(㌨) 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、市町村推進事業の支援、対策事業に関する調査、情報の提供、事業評価に関する点検評価及び効果発現に向けた改善方策の検討等を実施する。

(㌩) 全国推進事業

全国推進事業は、経営構造対策の円滑かつ適正

な推進を図るためには、関係する農業者、農業団体、地方公共団体等の理解と積極的な協力が必要となることから、全国的な見地からこれらの者に対し、普及宣伝活動、人材ネットワークの整備及び各種調査・診断活動や経営アグリビジネススクールの開催等総合的な支援事業を実施する。

(予算額 3億3,773万円)

(3) 経営支援情報化施設整備事業

ア 趣旨

情報通信技術 (IT) は、農業生産の効率化、消費者への情報発信、経営や流通の効率化や高度化など、多面的に活用できる手段であり、相対的に IT 化の遅れている農業分野においても積極的に活用していくことが喫緊の課題となっている。

このため、地域の情報化の中核となる高度情報化拠点施設 (総合アグリ情報ステーション) の整備や水田農業の構造改革に資する情報拠点施設の整備を推進するとともに、生産面や経営面での効率化・高位平準化を図るための先進的な IT 利活用システムの整備等を支援し、地域の担い手の育成や効率的企业的農業経営の展開を推進することにより効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。

イ 対策の内容

地域の玄関口たる機能、農業・農村に関する総合的な情報の蓄積・展開機能、農業者等の情報リテラシー (情報利活用能力) の向上機能を備えた高度情報化拠点施設及び先進的な IT を活用した遠隔環境制御・監視システムなどの生産関係施設等の整備を実施する。

また、水田農業の構造改革を推進するため衛星画像解析による品質解析や生育予測情報を農地情報システムに付加して活用し、水田営農の効率化を図るための情報拠点施設の整備を促進する。

(予算額 4億3,800万円)

(4) 人権問題啓発推進事業

「人権教育のための国連10年」との関連において、都道府県及び全国農林漁業団体を対象として、人権問題啓発推進事業を実施した。

(予算額 3,965万9千円)

(5) アイヌ農林漁業対策事業

アイヌ農林漁業対策事業は、北海道におけるアイヌ関係農林漁業者の経営の近代化と生活水準の安定向上を図ることを目的とし、昭和51年度から実施しているものである。平成16年度においても本事業を引き続き実施し、農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備を行う。

(予算額 5億2,464万円)

(6) アグリ・チャレンジャー支援事業

ア 趣旨

食料・農業・農村基本法の基本理念である効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するためには、農業生産を核に加工・流通・販売等を総合的に取り組むアグリビジネス (創造的高付加価値農業) の推進が極めて重要である。

アグリビジネスは、農業法人等の創意工夫や多様な取組を通じて、農業・農村地域における特色ある新規分野の創業等に大きく寄与するもので、新しい雇用機会の創出と所得の確保に大きな役割を果たすものである。

アグリ・チャレンジャー支援事業は、現下の厳しい景気・雇用状況の中にあって、このようなアグリビジネスに積極的にチャレンジする農業法人等の経営体 (アグリ・チャレンジャー) を支援し、農業の構造改革を一層促進するものであり、本事業によりアグリビジネスに積極的に取り組む上で必要な施設整備等に対して支援を行う。

イ 事業の内容

(ア) プロポーザル事業

アグリ・チャレンジャーから新商品・新技術のアイデアを公募し、審査委員会で選定されたアイデアを実現させるための研究開発等に必要な経費に対して助成を行う。

(イ) ビジネス・サポート事業

アグリ・チャレンジャーの出資等を通じた消費者等との連携、新商品・新技術の開発等の経営戦略、及び食品産業等の他産業との連携による地域ブランドの確立等を通じた高付加価値化への取組についての調査研究や情報提供・相談活動を実施する。

(ウ) ビジネス・スタート事業

アグリ・チャレンジャーが新しくアグリビジネスに取り組む上で必要な生産・加工・流通・販売施設等の整備を支援する。

なお、実施に当たっては、事業計画の承認年度から3年度目为目标年次とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 共通目標

(a) 農畜産物の高付加価値化

現在の方法による販売単価に比較して事業実施を通じた付加価値の向上によって想定される各対象作物の販売単価の増加率平均が25%以上となること。

(b) 売上額の増加

年間の売上額が、おおむね 3 千万円以上に達する又は現在に比べ 30% 以上増加すること。

(c) 雇用の拡大

施設等の整備や経営発展等により雇用者が 3 人以上又は延べ 700 人・日以上増加すること。

b 地域提案目標

年間労働時間の短縮、年間所得の増加等担い手育成に直結する数値目標であると都道府県知事が認めた場合は、a の数値目標の 1 つに代えることができる。

ウ 平成 16 年度予算額

(ア) プロポーザル事業

1,664 万 9 千円

(イ) ビジネス・サポート事業

4,318 万円

(ウ) ビジネス・スタート事業

12 億 9,281 万 8 千円

(7) 販路開拓緊急対策事業

ア 趣旨

食料・農業・農村基本法に定められた施策の方向に即し、効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図るために、実需者ニーズに応じた地域の農産物の安定的な供給体制の確立に向けた取組及び地域の農業生産と実需者との連携に伴い必要となる施設整備等に対する支援を総合的に実施し、地域の構造改革の推進に資することを目的として実施するものである。

イ 事業の内容

(ア) 事業の種類

a 市町村事業

(a) 販路開拓支援施設整備事業

実需者と連携し地域農産物の安定的な供給体制を確立するために必要な生産、加工、流通施設等の整備に対する支援を行う。

b 全国事業

(a) 生産・実需者相互ニーズ情報提供事業

生産者及び実需者双方向に情報提供を行うためのシステムの開発及びデータベースの構築を行う。

(b) 生産・実需者連携強化支援事業

生産者と実需者との連携強化を図るため、地域の農産物の販路開拓のための相談会及びシンポジウムの開催、アドバイザーによる支

援活動等を行う。

(イ) 目標及び目標達成プログラムの設定

事業の実施に当たっては、次の各項目のすべてについて、事業承認年度から 3 年度目を目標年次とした数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 実需者との連携

事業実施地区における連携対象農産物の全取引数量に占める連携先の実需者との取引数量の割合がおおむね 50% 以上となるか、又は現在の取引数量に比べおおむね 20% 以上増加すること。

b 担い手への農地の利用集積

実需者との連携に必要な農地面積に占める認定農業者等に利用集積する農地の面積の割合が 60% 以上に達するか、又は現在に比べ 10 ポイント以上増加すること。

c 作付地の団地化

実需者との連携に必要な農地面積に占める団地化された農地の面積の割合が 50% 以上となるか、又は現在に比べ 10 ポイント以上増加すること。

ただし、実需者との連携に係る農産物が土地利用型作物以外の場合であって、かつ、作付地の団地化が困難な場合は、年間労働時間の短縮、年間所得の増加、生産コストの縮減、農業経営の指標を達成する者の増加等に係る数値目標で都道府県知事が特に認めるものについては、これを作付地の団地化に代えることができるものとする。

ウ 平成 16 年度予算額

(ア) 市町村事業

8 億円

(イ) 全国事業

2,408 万 1 千円

第 8 節 協同農業普及事業

農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業（協同農業普及事業）を実施した。

1 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から

都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額 234億2,904万4千円)

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

(1) 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員を設置した。

ア 専門技術員

各都道府県の中心的な試験研究機関及び本庁において、試験研究機関、関係団体等と密接な連絡を保ちながら、それぞれの専門項目について調査研究を行うとともに、改良普及員に対する指導を行う職員として、都道府県に専門技術員を設置した。専門技術員の任用については、国が実施する専門技術員資格試験（土地利用型作物、野菜、果樹等16の専門項目）に合格した者の中から任用を行い、その他無試験による任用として、各都道府県がそれぞれの農業事情等を勘案し、経験年数等国が定める一定の資格要件を有する者の中から任用を行った。

なお、専門技術員の設置数は601人(平成17年3月31日現在)であった。

イ 改良普及員

地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する普及活動を行う職員として、都道府県に改良普及員を設置した。ただし、一部の改良普及員にあっては農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年等の研修教育を担当した。

なお、改良普及員の設置数は、8,731人(平成17年3月31日現在)であった。

(2) 普及職員の活動

ア 専門技術員

改良普及員の行う農業経営及び農村生活の改善に関する普及指導を円滑に進めるため、県内の地域農業改良普及センター・普及指導現場の巡回等による改良普及員への指導を実施した。

また、普及指導活動の充実等の観点から、試験研究機関との連携を図るとともに、農業の生産現場で生じている技術面及び経営面での課題を解決するため、農業者のは場においてその解決方法についての実証調査等を実施した。

さらに、専門技術員の調査研究又は改良普及員への指導を円滑に行うために必要な分析・診断機材、資材等の整備を行った。

イ 改良普及員

農生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、直接農業者に接して、次のような活動を実施した。

(ア) 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うため、所属する地域農業改良普及センターの管内の巡回指導及び農業者等に対する相談

(イ) 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

(ウ) 農業経営及び農村生活に関する情報の農業者等への適時、適切な提供

(エ) 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

(3) 地域農業改良普及センターの運営

改良普及員の活動の拠点として、改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として、各都道府県の条例に基づき、地域農業改良普及センターの設置・運営を行った。なお、地域農業改良普及センター数は447(平成17年3月31日現在)であった。

また、地域農業改良普及センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、改良普及員相互の緊密な連絡の下に、改良普及員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、地域農業改良普及センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進、農業者への有益な情報の提供及び新規就農の促進を図るため、次のような事業を実施した。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備

イ 農業者への有益な情報の提供や新規就農の促進に資するための、農業者、集団及び青少年並びに技術、経営、普及指導活動等に関する情報の整備・提供

ウ 改良普及員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 地域農業改良普及センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員、普及協力委員を構成員とし、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等を行う地域農業改良普及推進協議会等の開催

- オ 改良普及員の産前産後の休暇又は育児休業中、その普及指導活動を代替して行う職員の設置
- カ 新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会の開催及び就農相談員の設置
- キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えられるよう、新技術の実践や農村青少年の育成等を行う先進的農業者、農産加工等の事業について識見を有する者を普及協力委員として委嘱し、これらの者が改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

(5) 改良普及員の研修

国及び県段階における計画的な研修の実施を通じ、農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、改良普及員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修を実施(国が実施する研修への派遣を含む。)するとともに、このために必要な研修用機材を当該研修を実施する施設に整備した。

ア 地域農業改良普及センター段階における研修

新任期の改良普及員の普及指導活動に対する基礎指導力を確立するための研修、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修及び改良普及員の自己能力を開発・向上するための研修

イ 県段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、高度先進的技術等専門技術の強化のための研修、地域農業の組織化等地域の総合的な課題解決のための研修、地域農業改良普及センターにおける企画・管理上の諸問題解決のための研修及び国内外の大学・試験研究機関等への留学派遣研修

ウ 国段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、中堅普及職員を対象とした農政課題研修や技術・経営研修、新任の地域農業改良普及センター所長を対象とした普及センター所長研修

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成について、改良普及員の日常の普及指導活動に加え、次のような取組を通じ、優れた青年農業者の育成を図った。

- ア 農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわ

しい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させるための研修や、その集団活動を促進させるための研修(独立行政法人農業者大学校での研修教育のための派遣を含む。)の実施

- イ 農村青年の研修教育等に励みと目標を与え、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農業青年を「青年農業士」として認定するとともに、これらの者を対象とした研修会、先進地調査等を実施

(7) 農業者研修教育施設(道府県農業大学校)の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設(道府県農業大学校)に長期の研修教育を行うための養成部門を置くほか、県の農業及び農村の実情に応じ、当該施設に養成部門の卒業者に対し、より高度な研修教育を行う研究部門及び個別技術等の短期研修を行う研修部門を設置した。

各部門ごとの具体的な事業内容としては、養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義、実習等により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させること、研究部門においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得る、より高度な経営管理能力を効率的に習得させること、また、研修部門においては新規就農希望者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等幅広い層を対象に、経営の発展段階、地域における役割等に応じて、農業又は農家生活に関する知識及び技術を体系的に習得させることを目的とした研修教育を実施した。さらに、これらのために必要な機材等の整備を行った。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修(国が実施する研修への派遣も含む。)を実施した。

2 協同農業普及事業の効率的・効果的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 革新的技術導入経営体支援事業

わが国の「食」と「農」の再生を図る上で、産学官連携による革新的技術の開発とその普及を促進し、先進的な農業経営を支援するため、①革新的技術の導入等により経営改善に取り組もうとする経営体に対し、

カウンセリング・コンサルテーションに基づいた現地実証活動等により生産技術の向上支援を行うとともに、農業労働環境の改善支援等を図った。②革新的技術の導入のため制度資金の活用を図ろうとする経営体に対し、経営改善資金計画書作成の支援等を行うとともに、導入後の計画達成に向けたアドバイス等のフォローアップ活動を実施した。③高度な革新的技術の活用等により新事業を創造し経営改善に取り組もうとする経営体に対し、ノウハウ等の提供を行った。④(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、経営体等の育成支援を的確に実施していくため、効果的・効率的な育成支援方法の検討を行うための協議会を開催した。

(予算額 2億7,921万5千円)

(2) 地域農業再生総合支援事業

消費者ニーズに応じた安全・安心な農畜産物の合理的な価格での供給や環境に配慮した農業生産への転換等、消費者・市場の視点を重視した地域農業の再生に取り組む農業者等に対し、普及組織による支援活動の強化を図るため、地域農業の改革支援とともに、有機性資源の循環的利用による健全な土壌形成、持続的な農業の確立、産地の特色を生かした高付加価値型農業への転換を促進するため、①地域農業の生産・経営構造の再編強化に計画的かつ意欲的に取り組もうとする地域において、経営の飛躍的な改善に有効と考えられる技術等の選定を行うとともに、その普及及び実用化に向けた試験研究機関と普及組織との連携による推進体制等の検討や現地指導を実施した。②また、生産振興と経営安定に係る普及活動方策を検討・策定するとともに、農業者等の意向を踏まえた地域に適合したバランスのとれた技術・経営マニュアルの作成及び、濃密な技術・経営指導を実施した。③資源循環利用及び環境負荷低減の促進活動等について、県における取組体制の整備と地域に最も適した農業生産方式の検討等を実施した。④地域農業改良普及センターにおいて、展示場の設置・運営、生産方式の導入に取り組む先導的農業者に対する技術、経営両面からの濃密な普及活動等を行った。

(予算額 5億9,008万5千円)

(3) 普及職員機能強化緊急対策事業

普及事業の重点化、高度化・効率化に向けた普及職員の機能を早急に強化するため、普及職員を対象に、スペシャリスト機能強化研修、コーディネート力向上研修、実践指導力強化研修及び留学派遣研修を実施するとともに、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、普及職員 OJT 研修の効率化の効率化及び高

度化を図るため、e-ラーニングの研修教材及びシステムを開発した。

(予算額 3億1,315万1千円)

(4) 民間能力活用促進事業

市町村・農業団体における技術指導拠点の機能強化(各種診断機器、情報関連機器の整備)及び営農指導能力の向上によって、一層の役割分担と連携の強化を図るとともに、質の高い担い手の確保を図るため、農村青少年の受入研修を行う指導農業者や農業法人(以下、「受入研修実施者」という。)の活動を促進するための条件整備を行い、受入研修実施者による農村青少年の受入研修を主体とした育成指導について活発化を図った。

(予算額 5,709万円)

(5) 農業経営 IT 活用支援推進事業

生産性の高い効率的な農業経営の実現のためには、情報の入手及び経営の管理等にあたって積極的に IT を活用していく必要がある。このため、都道府県に対して助成し、①地域農業改良普及センターに蓄積された生産・経営情報等の電子化の推進及び地域農業改良普及センターと農業者等を結ぶバーチャル普及センターの整備を実施した。また、普及職員による技術・経営支援を一層効果的・効率的とする農業経営への IT 活用支援を図るため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、②普及職員を農業者に対する IT 指導人材として育成した。

(予算額 2億9,083万円)

(6) 普及活動情報基盤整備事業

効率的な普及指導活動を行うためには、最新の技術・経営に関する各種情報を地域農業改良普及センターに迅速に提供していく必要がある。このため、(社)全国農業改良普及支援協会に対して助成し、①普及活動に必要な各種情報の収集・提供を可能とする普及情報ネットワークの整備・運営、②経営診断分析結果、指導履歴等各種関連情報を一元化するシステムの開発、③地域農業改良普及センターに蓄積された技術・経営情報等の電子化推進への支援及び農業者が地域農業改良普及センターと情報のやり取りができる「バーチャル普及センター」の構築に対する支援を行った。

(予算額 1億2,493万2千円)

(7) 革新的農業技術習得研修委託

高付加価値型農業の展開等農政の重要課題解決を踏まえ、意欲ある担い手に対する革新的技術・経営方式の導入支援を強化するため、高度で先進的な革新的農業技術に関する知識や技術を習得させる研修及び、普及現場における技術的課題解決のための調査研究能力

の向上を図るための研修を、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構等に委託して実施し、普及職員の資質向上を図るとともに、試験研究機関と普及組織の連携強化を図った。

(予算額 2,054万 4 千円)

第 9 節 農業改良資金制度

本制度は、昭和31年に農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の制定により発足し、これまで農政上の課題に対応し、制度の再編・拡充が行われてきたところである。近年では、平成14年度に担い手向け制度資金の再構築の中で抜本的な見直し（農業改良措置にチャレンジするための資金へ改正、転貸方式の導入、機関保証の対象追加等）を行った。平成16年度については、担い手育成農作業受委託促進事業の創設に伴い、農業改良資金の内容に農作業受託料相当額の追加等を行ったほか、前年度に引き続き、相談窓口へのリーフレット等の作成配布、有効活用現地検討会の開催等を通じ、農業者及び農業関係機関へ浸透推進を図った。

平成16年度の農業改良資金貸付枠は、15年度480億円から35億円減額の445億円（うち女性起業向け優先枠30億円）と設定した。貸付実績は、342件（対前年度比96%）33億円（対前年度比106%）であり、そのうち、約2/3である21億円が転貸による貸付けとなった。

第10節 新規就農者・青年農業者の育成確保対策

近年、農外からの新規参入や他産業従事者の U ターン等就農ルートの多様化が進展してきており、このような多様な就農ルートを通じて幅広い人材を確保する観点から、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づき講じる支援措置のほか、全国、都道府県、市町村の各段階における就農支援体制の充実や農業教育への取組の強化、農業者の生涯にわたっての高度な技術の研修教育等を行うための施設の整備等により、多様な就農ルート、就農形態に対応したきめ細かな新規就農対策の充実強化を図った。

1 新規就農者に対する資金面での支援

農内農外からの新規就農の増大を図るため、青年及び近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識及び技能を有する中高年齢者に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修そ

の他の就農の準備に必要な資金及び農業経営を開始するのに必要な資金（就農支援資金）の無利子貸付けを行った。

(就農支援資金貸付枠 160億6,183万円)

2 全国及び地域段階における就農支援体制の整備

(1) 新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業 ア 就農・就業相談窓口整備事業（地方公共団体等推進費）

次代の農業を担う優れた新規就農者の育成及び確保を図るため、その目標となる都道府県、市町村段階における新規就農対策推進方針の策定を進めるとともに、インターネット等を活用した就農関連情報の収集及び提供、就農相談活動等を実施した。

(予算額 3 億5,741万円)

イ 就農・就業相談窓口整備事業（農業団体等事業）

全国新規就農相談センターにおいて新規就農希望者や農業法人就業希望者が円滑に農業に就けるよう、就農関連情報の収集及びインターネット等を通じた情報提供、就農・就業相談、主要都市でのニューファーマーズフェアの開催、先進経営体における実践的な職場内研修（OJT 研修）等を実施した。

(予算額 1 億1,845万円)

ウ 就農・就業サポート事業

個々の経歴や農業に関する知識及び技術の習得段階に応じた農業研修の実施、就農希望地域での実践的な技術習得のための研修農場を設置するほか、青年農業者組織の育成、援農受入方針に係る企画検討会議等を実施した。

(予算額 9,694万円)

エ 農業団体等事業

IJU ターン等による就農・就業を希望する大都市圏の就農希望者に対し、就農準備校において基礎から実践までの多様な就農形態に応じた研修を実施した。

(予算額 6,414万円)

(2) 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業

子どもたちが農業・農村に親しみをを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習の推進を行うほか、体験学習に関する情報の Web サイトでの提供を行った。

(予算額 2 億9,648万円)

(3) 農業研修教育・農業総合支援

センター施設整備事業

道府県農業大学校等において、農業技術の革新等に対応した研修教育、農業を担うべき者の就農前から経営が確立するまでの発展段階に応じた研修教育及び国民の農業農村への理解の増進を図るための研修教育の基幹施設となる研修教育棟、生産実習施設、体験交流施設等の施設を整備した。

(予算額 10億925万円)

(4) 農村青少年研修教育団体事業

ア (社)全国農村青少年教育振興会に助成して、農村青少年を対象とした国内先進地留学研修、全国農業青年交換大会、全国青年農業者会議等を実施した。

また、農村青少年の育成指導を円滑かつ効果的に推進するため、指導農士全国研究会を開催した。

(予算額 2,216万円)

イ (社)国際農業者交流協会に助成して、農村青少年を欧州等の先進農家へ1年間派遣し、農業の実務研修を受けさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

(予算額 2,639万円)

ウ 青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設(鯉淵学園、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園)の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員の設置等に対して助成した。

(予算額 2億1,745万円)

(5) 独立行政法人 農業者大学校の運営

独立行政法人の農業者大学校において、青年農業者に対し3年間の特色ある教育を通じて、幅広い視野と応用能力を付与することにより、自ら近代的な農業経営を実践し、地域農業のリーダーとなるべき優れた人材を育成した。

(予算額 6億1,387万円)

第11節 女性・高齢者対策

地域の多様な担い手として農業・農村の維持・活性化に大きく貢献している女性・高齢者の農業活動や地域活動を促進し、その役割に見合った適正な評価を進めるため、女性の主体的な社会参画・経営参画が可能となる環境整備を推進するとともに、高齢者が生涯現役を目指して農業に関する活動ができる環境づくりを推進する施策を総合的に実施した。

1 農山漁村男女共同参画の推進

「食料・農業・農村基本法」及び「男女共同参画社

会基本法」を踏まえ、以下の施策に取り組み、農山漁村における男女共同参画の推進を図った。

(1) 農業・農村男女共同参画チャレンジ支援事業

女性農業者の経営参画・社会参画へのチャレンジを支援するため、農村女性のライフステージに合わせた農業技術、起業等の能力向上研修、法律・経営等に関する相談活動を実施するとともに、農山漁村男女共同参画アドバイザーの認定や地域における女性の参画目標を策定し、その達成に向けた普及啓発活動及び優良事例の表彰等を実施した。

(予算額 1億498万円)

(2) 出産・育児期農業経営サポート活動支援事業

女性農業者の子育てと農業経営の両立が可能となる環境整備を進めるため、地域の担当者に対する活動支援ハンドブック等の作成や優良事例の収集、全国シンポジウムの開催等による普及啓発を実施した。

(予算額 2,360万円)

(3) 農業・農村男女共同参画推進事業

農山漁村における男女共同参画社会形成に向けた機運の醸成を図るため、「農山漁村女性の日」を活用した記念行事等の開催や農村女性の能力を向上させるための通信教育を実施した。

(予算額 793万円)

(4) 農山漁村生活開発推進事業

女性農業者の積極的な経営参画や若い女性の農村への定着を図るため、農山漁村における女性の活動等に関する情報の紹介や都市在住女性との交流会等を実施するために必要な経費を(社)農山漁村女性・生活活動支援協会に対し助成した。

(予算額 3,211万円)

(5) 農村生活総合調査研究事業

普及事業の高度化に即した調査研究の充実等を図る観点から、農村における農村生活及び社会環境の改善向上に資するため、女性の経営参画・社会参画を阻害している要因、農業振興や地域活性化における女性の役割、効果的な女性の社会参画促進手法等についての総合的な調査研究を行った。

(予算額 5,708万円)

2 農山漁村高齢者対策

「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農山漁村における高齢者対策の推進のため、以下の施策を実施した。

(都市・農山漁村いきいきシニア活動促進事業)

都市部以上に進行している農村の高齢化に対応するため、高齢者活動に対する啓発及び都市高齢者と農村

高齢者の交流の促進並びに中山間地域における高齢者活動の支援体制の整備等を推進するとともに、都市・農山高齢者間の交流促進のためのワークショップ手法の確立を行った。

(予算額 7,072万円)

第12節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農協系統の現状

農協は、農業者の自主的な協同組織として、組合員に対して、営農指導事業、購買・販売事業(経済事業)、共済事業、信用事業等の各種サービスを提供している。このうち、農協事業の中核である農産物の販売事業についてみると、農業総産出額に対する割合が近年低下傾向にあるなど、農家の農協離れが進んでいることがうかがわれる。また、農協の経済事業に対しては、組合員である農業者からも「農協系統を利用するメリットに乏しい」との批判があり販売力強化や生産資材価格の引下げに対する期待が高い。さらに、相次ぐ偽装表示等の発覚等によって消費者や農業者の信頼が大きく揺らいでいる。

このため、農林水産省では、農協の構造改革の促進に向けた議論を行うため、平成14年9月から「農協のあり方についての研究会」を開催し、平成15年3月に、農協系統の問題点、農協改革の理念、農協改革の基本方向、行政との関係等について報告書が取りまとめられ、経済事業を中心として抜本的な改革の遂行を求めた。

農協系統においては、この報告書の内容を踏まえ、平成15年10月の第23回 JA 全国大会において農協改革の加速化と実践に向けた取組を決議した。この決議では、4つの重点実施事項として①安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興、②組合員の負託にこたえる経済事業改革、③経営の健全性・高度化への取組強化、④協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化を定めた。特に経済事業改革については、その改革の支援と進捗管理を行う体制を整え、その後、平成15年12月に全国農業協同組合中央会において改革の目標を定めた「経済事業改革指針」では、平成15年度から17年度の3か年に販売戦略の見直し、担い手に対する大口一括購入割引や低コスト資材の導入等による生産資材価格の引下げ等の取組を強化することとしている。

農林水産省においては、「農協のあり方についての研

究会」報告書及び第23回 JA 全国大会決議を踏まえ、これら農協改革を促進するため、①全中が作成する経済事業改革指針の法的位置付けの明確化、②中央会の監査機能の全中への集約、③全農・経済連等の部門別損益の総会への提出及び業務報告書の行政庁への提出の義務付け、④販売事業面における農協間連携の強化、⑤共済事業の健全性の確保、契約者保護の充実、等を内容とする農業協同組合法の一部改正を第159回通常国会に提出し(平成16年6月18日公布)、平成17年4月1日の施行に向けて、政省令等の整備・準備を行った。

農協系統の現状を概観すると、17年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が3,434(うち総合農協929)、連合会が260(うち全国段階のもの18)で16年度中に単位農業協同組合が232(うち総合農協23)、連合会が16それぞれ減少している。

16年度における総合農協の合併実績(16年度中に合併登記を完了)は18件であり、参加農協数は46農協であった。

15事業年度における総合農協の正組合員の数は、510万人(団体を除く。)で前事業年度に比較し5万1千人減少し、准組合員の数は392万人(団体を除く。)で前事業年度に比較し7万9千人増加している。

(2) 農協系統の財務の概況

15事業年度における総合農協の財務状況は資金調達額(負債・資本の計)84兆7,359億円で、前年度比1.7%増加した。これら調達資金の90.9%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.7%である77兆7,404億円が信用事業資産(預金、貸出金、有価証券等)であり、前年度比1.9%増加している。固定資産は前年度比1.8%減少し3兆3,516億円、外部出資は前年度比6.2%増加し1兆7,120億円である。

資本については、5兆1,533億円で、前年度比0.8%増加した。

(3) 農協系統の行う各事業の概況

ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

15事業年度における1組合平均の営農指導員数は15.6人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の約1割となっている。

イ 信用事業

農協における14年度末の貯金残高(譲渡性貯金を

含む。)は74兆4,203億円(1組合当たり753億円)、貸出金残高は21兆5,147億円(同218億円)、有価証券(金銭信託及び買入金銭債権を含む。)は3兆5,992億円(同36億円)となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ1.2%、▲1.0%、▲12.0%となっている。

また、信農連における14年度末の貯金残高(譲渡性貯金を含む。)は50兆3,270億円(1信農連当たり10,941億円)、貸出金残高(コールローンは除く)は5兆4.159億円(同1,177億円)、系統預け金は32兆6,359億円(同7,095億円)、有価証券(金銭信託及び買入金銭債権を含む。)は13兆8,362億円(同3,008円)となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ▲0.3%、1.2%、0.4%、1.8%となっている。

ウ 経済事業

15事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆6,916億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆1,224億円(23.9%)、米1兆1,723億円(25.0%)、野菜1兆2,515億円(26.7%)、果実4,373億円(9.3%)である。

また、購買事業の取扱高は3兆6,297億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,620億円(10.7%)、肥料3,067億円(8.5%)、農薬2,533億円(7.0%)、農業機械2,724億円(7.5%)、燃料5,790億円(16.0%)、食料品5,552億円(15.3%)、日用雑貨1,009億円(2.8%)、家庭燃料2,053億円(5.7%)である。

エ 共済事業

16年度末の共済事業における長期共済保有契約高(保障ベース)は、368兆1,641億円(前年度末375兆7,455億円)、短期共済契約高(掛金ベース)は、4,743億円(同4,766億円)となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金1兆2,142億円、満期共済金2兆4,467億円、合計3兆6,609億円となった。

オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県(郡)厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、16年度末現在では33都道県で36連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は122病院、59診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

16年度の財務規模(一般会計予算)は、全国農業協同組合中央会にあっては37億2,409万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては364億9,497万円となっている。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、16年度においては6,677法人(前年度同期6,597法人)となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,998、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,097、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,582となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,568法人で圧倒的に多く、複合作目は1,109法人である。単一作目では、畜産(酪農、肉用牛、養豚、養鶏等)1,974法人、野菜793法人、果樹523法人等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合(農林年金)は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つであるが、公的年金制度の一元化の一環として、平成14年4月に厚生年金と統合した。この統合により、農林年金は職域年金相当部分のみを特例年金として支給するために、経過的に存続することとなっている。

(16年度末年金受給権者数：371,224人)

5 農協に関する統計調査

(1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の状況を調査し、統計表として公表した。15事業年度の各統計表の集計組合等数は総合農協947、専門農協840、都道府県区域農協連合会116及び農事組合法人1,941であった。

(2) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数（17年3月31日現在）及び16年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

第13節 農林漁業金融

1 組合金融の動き

平成16年度、農林水産省は金融庁とともに金融システムの安定に向けた取組みの最終段階として、地域金融機関全般を念頭に置いた新たな公的資金制度の枠組みである金融機能強化特別措置法を手当てするとともに、金融庁は、金融システムの活力を重視するこれからの金融行政の方向性に従い、信託業について信託会社の参入を解禁し、証券仲介業を金融機関に解禁するなど、金融サービス機能を拡充した。また、金融庁が、今後2年間の金融行政の指針となる「金融改革プログラム」を平成16年12月に公表するとともに、平成17年3月には、ポスト「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」として「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を公表した。

金融審議会では、「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」等が報告されるとともに、投資者保護と資本市場への信頼確保を目的とする投資サービス法の制定に向けた検討が進められている。

また、法務省においては、最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から、会社に係る各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しを行い、商法第2編、有限会社法等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成し新たな会社法を創設した。この会社法の施行に伴い有限会社法ほか8の関係法律を廃止し、農業協同組合法ほか325の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めるものとして、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を平成17年3月22日に閣議決定し、同日、第162回国会（常会）に提出した。

この他、農林中央金庫が中心となって策定した自主ルールに基づき、農協系統信用事業のより一層の信頼性向上に向けて、行政庁及び農林中央金庫による組合に対するモニタリングの実施、必要に応じた個別の指導、JAバンク支援基金による資本注入の支援等

に取り組んだところである。さらに、平成17年4月のペイオフ本格実施を控え、大手銀行が不良債権の処理を強気に進めるなど、その経営の健全性を確保している中で、農協系統においても、その信用事業の健全性強化に向け、経営上問題のある組合の早急かつ確実な解消及び組合の早期経営指導等に取り組んだ結果、早期是正措置命令の発動が回避されるなど、農協系統信用事業の健全性が確保されているところである。

以上のような情勢の下、平成16年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

(1) 農 協 の 動 き

ア 貯金

16年度末の貯金残高は77兆6,686億円となり、15年度末に比べ16,921億円、2.2%増加した。

イ 借入金

16年度末の借入金残高は1,796億円（このほか農林漁業金融公庫から転貸用借入金2,949億円）となり、前年度末残高（1,774億円）より22億円、1.2%増加した。

ウ 貸出金

16年度末の貸出金残高は20兆8,344億円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高3,226億円、金融機関貸出1,417億円）となり、前年度に比べ1,859億円、0.9%減少し、貯貸率は27.7%から26.8%へと減少した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が7.9%減（前年度8.9%減）、長期貸出は0.0%増（前年度1.1%増）となり、長期貸出比率は89.7%（前年度88.9%）となった。

エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券で運用されており、その16年度末残高は57兆6,987億円で、前年度末残高（56兆233億円）より1兆6,754億円、3.0%増加した。

その運用内訳をみると、預け金53兆4,721億円で余裕金の92.7%を占め、前年度に比べ1兆5,140億円、2.9%増であった。このうち系統への預け金は53兆2,616億円で、余裕金全体の92.3%を占めており、前年度（92.3%）と同じであった。また、16年度末における有価証券保有残高は4兆2,057億円と前年度に比べ1,722億円（4.3%）増となり、余裕金全体に占める割合は7.2%から7.3%へと増加した。（表6）

表6 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金 (農林公庫 転貸資金 を除く)	貸出金(B) (農林公庫 資金、金 融機関貸 出を除く)	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
15年3月末	744,203	2,158	210,552	507,604	505,065	35,751	28.3
16年3月末	759,765	1,774	210,203	519,581	517,290	40,336	27.7
17年3月末	776,686	1,796	208,344	534,721	532,616	42,057	26.8

(2) 信農連の動き

ア 貯金

16年度末の貯金残高は48兆6,382億円となり、前年度末より6,750億円、1.4%減少した。

イ 借入金

16年度末の借入金残高は705億円となり、前年度末残高(687億円)より18億円増加した。

ウ 貸出金

16年度末の貸出金残高は4兆9,097億円(このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高7,318億円、金融機関貸出9,498億円)となり、前年度に比べ9,393億円、19.1%増加した。

このため、年度末残高の貯貸率は、10.0%から12.0%へと増加した。

エ 余裕金

信農連の余裕金(現金を除く。)は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その16年度末残高は44兆7,626億円で、前年度末残高(45兆3,354億円)より5,729億円、1.3%減少した。

その運用内訳をみると、預け金28兆3,593億円で余裕金の63.4%を占め、前年度に比べ1兆8,142億円、6.0%減であった。このうち系統への預け金は28兆2,396億円で余裕金全体の63.1%を占めており、前年度(66.3%)より減少した。また、16年度末における有価証券保有残高は16兆564億円と前年度に比べ1兆2,828億円(8.7%)増となり、余裕金全体に占める割合は32.6%から35.9%へと増加した。(表7)

表7 信農連主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) (金融機関貸 出を除く)	金融機関 貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
15年3月末	503,270	419	47,118	7,041	327,277	326,359	134,806	9.4
16年3月末	493,132	687	49,202	8,875	301,735	300,724	147,735	10.0
17年3月末	486,382	705	49,097	9,498	283,593	282,396	160,564	12.0

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

16年度末の預金残高は40兆4,626億円となっており、15年度(40兆9,818億円)に比べ5,192億円(1.3%)減少した。この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が35兆1,432億円(15年度34兆6,622億円)で、4,810億円(1.4%)の増加となった。

また、会員以外の残高は5兆3,194億円(15年度6兆3,195億円)で、1兆1億円(15.8%)の減少となった。なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が83.7%と太宗を占めており、水産系統3.1%、森林系統0.01%となった。

イ 農林債券

16年度末の農林債券の発行残高は4兆7,044億円となっており、15年度(5兆2,168億円)に比べ5,124億円(9.8%)減少した。これを利付債と割引債に分

けてみると、利付債の発行残高は4兆1,701億円(15年度4兆5,595億円)で3,894億円(8.5%)の減少、割引債の発行残高は5,342億円(15年度6,573億円)で、1,231億円(18.7%)の減少となった。

ウ 貸出金

(ア) 会員貸出

16年度末の会員貸出残高は3,763億円、15年度(4,036億円)に比べ273億円(6.8%)減少した。これを団体別に見ると、農協系統は2,330億円(15年度2,307億円)で23億円(1.0%)の増加、水産系統が1,180億円(15年度1,409億円)で229億円(16.3%)の減少、森林系統が249億円(15年度316億円)で67億円(21.2%)の減少となった。

(イ) 会員以外の貸出

16年度末の会員以外の貸出残高は15兆3,241億円となっており、15年度(17兆3,946億円)に比べ

2兆705億円（11.9％）減少した。このうち、関連産業法人貸出残高は4兆3,072億円（15年度4兆8,253億円）で、5,181億円（10.7％）の減少となった。他方、関連産業法人貸出以外の貸出は、農林水産業者、公共法人等貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は11兆169億円（15年度12兆5,693億円）で、1兆5,524億円（12.4％）の減少

となった。

エ 貸出金以外の資金運用

貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち16年度末の有価証券保有残高は37兆4,272億円（15年度33兆5,530億円）で、3兆8,742億円（11.5％）の増加となった。（表8）

表8 農林中央金庫主要勘定

（単位：億円）

	預金	発行債券	会 員 貸 出	会員以外の 貸 出	有価証券
15年3月末	402,391	58,071	7,559	184,315	286,722
16年3月末	409,818	52,168	4,036	173,946	335,530
17年3月末	404,626	47,044	3,763	153,241	374,272

資料：農林中央金庫残高試算表、ディスクロージャー誌。なお、それぞれ単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

2 農林漁業金融公庫

(1) 貸付計画及び資金計画

平成16年度における農林漁業金融公庫の当初貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案の上15年度の4,600億円から100億円減額の4,500億円とした。資金の区分別の内訳は表9のとおりである。

表9 農林漁業金融公庫貸付計画

（単位：百万円）

区 分	16年度	15年度	比較増△減
経営構造改善	158,059	158,250	△191
基 盤 整 備	76,450	95,920	△19,470
一 般 施 設	132,531	142,430	△9,899
経営維持安定	77,960	58,400	19,560
災 害	5,000	5,000	0
合 計	450,000	460,000	△10,000

16年度の資金交付計画の総額は、15年度の3,800億円と同額の3,800億円とした。この原資として借入金2,037億円（うち財政融資資金1,850億円、農業経営基盤強化措置特別会計187億円）、農林漁業信用基金からの寄託金32億円及び自己資金等1,731億円（うち財投機関債230億円）を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金550億4,100万円（15年度当初605億4,600万円）の繰入れを予定した。

なお、16年度末時点の農林漁業金融公庫に対する政府出資金は3,116億円となっている。

また、16年度決算における資金運用利回りは15年度の3.34％より0.30％減の3.04％（補給金繰入前）、資金原価は4.00％（うち借入金利息2.76％、業務委託費、事務費等1.24％）であった。

(2) 制 度 改 正

15、16年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

<15年度>

- ア 農業者及び沿岸漁業者の維持安定を図るため、農業経営維持安定資金（災害）及び沿岸漁業経営安定資金（災害）の貸付金の使途が拡充された。
- イ 水産加工業の事業基盤の強化を図るため、水産加工資金の貸付適用期限が延長された。
- ウ 食品の安全性の確保や品質管理の徹底を図るため、食品産業品質管理高度化促進資金の貸付適用期限が延長された。

<16年度>

- ア 既往負債により経営の維持安定に支障を来している農業者の経営改善を支援するため、農業負債整理関係資金（経営体育成強化資金・農業経営維持安定資金（再建整備・償還円滑化））の経営改善計画の策定期限が延長された。
- イ 育成すべき林業者の経営規模の拡大や経営改善を重点的に支援するため、林業経営育成資金（森林取得）の貸付対象林齢の林齢制限が廃止された。
- ウ 効率的かつ安定的な漁業経営の育成を支援するため、漁業経営改善支援資金（経営改善）の漁船に係る償還期限が延長された。
- エ 特定農産加工業者の経営改善を支援するため、特定農産加工資金の貸付期限が延長された。

(3) 貸 付 状 況

16年度の貸付額は表10のとおり3,272億円で、貸付計画額4,500億円を下回った。

ア 経営構造改善関係資金

16年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金は595億円、経営体育成

強化資金は79億円、漁業経営改善支援資金52億円、中山間地域活性化資金は113億円となった。これらの結果、全体としては、848億円となった。

イ 基盤整備関係資金

16年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は196億円、担い手育成農地集積資金は121億円、林業基盤整備資金は80億円、森林整備活性化資金は31億円、漁業基盤整備資金は18億円となった。これらの結果、全体としては、446億円となった。

ウ 一般施設関係資金

16年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は374億円、特定農産加工資金は218億円、食品流通改善資金は182億円となった。これらの結果、全体としては、985億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

16年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農業経営維持安定資金は95億円、林業経営安定資金は883億円、沿岸漁業経営安定資金は7億円となった。これらの結果、全体としては、985億円となった。

オ 災害関係資金

16年度の災害関係資金の貸付額は、全体として8億円となった。

表10 農林漁業金融公庫資金貸付額

		(単位：百万円)	
区 分		16年度	15年度
経営構造改善		84,822	92,842
農業経営基盤強化		59,540	60,060
経営体育成強化		7,893	18,745
林業構造改善事業推進		—	—
林業経営育成		134	237
漁業経営改善支援		5,212	3,791
中山間地域活性化		11,300	9,345
振興山村・過疎地域経営改善		744	665
基 盤 整 備		44,564	50,294
農業基盤整備		19,575	24,142
担い手育成農地集積		12,136	13,044
林業基盤整備		8,011	8,808
森林整備活性化		3,083	3,060
漁業基盤整備		1,759	1,239
一 般 施 設		98,533	96,567
農林漁業施設		37,422	29,972
畜産経営環境調和推進		3,785	2,486

特定農産加工	21,783	23,465
食品産業品質管理高度化促進	4,780	5,586
漁 船	1,125	692
水 産 加 工	3,803	5,197
食品流通改善	18,161	17,406
食品安定供給施設整備	7,419	9,418
塩業、新規用途、乳業	256	2,345
経営維持安定	98,459	100,893
農業経営維持安定	9,523	19,923
林業経営安定	88,266	80,762
沿岸漁業経営安定	671	209
自作農維持	—	—
災 害	805	549
計	327,184	341,145

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、都道府県の行う利子補給等の措置に対して助成すること等により長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきており、16年度においても、引き続き、助成措置等を講じてその円滑な運営を図った。

(1) 融 資 状 況

16年度の融資実績は562億円（15年度611億円）で、対前年度比92.0%と減少した。承認件数は6,643件で15年度より172件減少した。（表11）

ア 融資対象施設別融資状況

16年度の融資対象施設別実績をみると、個人施設は393億円で15年度に対し35億円、9.8%の増加となった。このうち認定農業者向けの融資実績は前年度に比べ56億円、27.7%増加、その他担い手向けの融資実績は21億円、13.9%減少している。一方、共同利用施設は169億円で15年度に対し84億円、33.1%の減少となった。

イ 地域別融資状況

16年度の地域別の融資状況をみると、15年度と比べ、北海道(33億円減)、東北(7億円減)、関東(13億円減)、北陸(3億円減)、東海(8億円増)、近畿(1億円減)、中国四国(1億円減)、九州(1億円増)、沖縄(1億円減)となった。

表11 農業近代化資金種類別利子補給承認状況

資金種類	16年度				15年度			
	件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額(千円)	件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額(千円)

個 人 施 設					個 人 施 設				
建 構 築 物 等	4,602	25,215	44.9	5,479	建 構 築 物 等	4,612	22,783	37.3	4,940
うち建構築物	2,159	16,211	28.8	7,508	うち建構築物	2,029	14,380	23.5	7,087
うち農機具	2,443	9,004	16.0	3,686	うち農機具	2,583	8,403	13.8	3,253
果 樹 等	49	188	0.3	3,832	果 樹 等	62	239	0.4	3,860
家 畜	773	10,640	18.9	13,765	家 畜	753	9,778	16.0	12,985
小 土 地	29	89	0.2	3,079	小 土 地	27	58	0.1	2,149
長 期 運 転	144	1,190	2.1	8,266	長 期 運 転	78	614	1.0	7,874
特 認	12	127	0.2	10,592	特 認	22	244	0.4	11,078
セ ッ ト	206	1,851	3.3	8,986	セ ッ ト	192	2,087	3.4	10,870
小 計	5,815	39,300	69.9	6,758	小 計	5,746	35,804	58.6	6,231
うち認定農業者向け	4,174	26,008	46.3	6,231	うち認定農業者向け	3,551	20,366	33.3	5,735
うちその他担い手向け	1,641	13,292	23.6	8,100	うちその他担い手向け	2,195	15,438	25.3	7,033
	(0)	(0)	(—)	(—)		(0)	(0)	(—)	(—)
共同利用施設	828	16,911	30.1	20,424	共同利用施設	1,069	25,271	41.4	23,640
	(0)	(0)	(—)	(—)		(0)	(0)	(—)	(—)
合 計	6,643	56,211	100.0	8,462	合 計	6,815	61,074	100.0	8,962

(注) 1 () 内は国枠農林中金融資分であって内数である。

2 「セット」とは、2種類以上の資金の一括貸付をいう。

3 特認とは、農村給排水施設資金、特定の農家住宅資金、内水面養殖施設資金である。

4 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(2) 融 資 残 高

16年12月末の融資残高は3,656億円(うち国枠中金融資分94億円)となった。融資機関別では、農協が2,416億円(66.1%)でその大半を占め、次いで信農連1,060億円(29.0%)、農林中央金庫131億円(3.6%)、銀行等49億円(1.3%)の順になっている。

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

16年度における農業近代化資金関係の当初予算額は27億7,669万円であり、補正後の予算額25億6,697万円に対し決算額は22億289万円となった。この内訳は都道府県の利子補給に対する補助金が補正後の予算額25億3,265万円に対し、決算額21億8,181万円、農林中央金庫の直接利子補給金が補正後の予算額3,431万円に対し、決算額2,108万円となっている。(表12)

表12 農業近代化資金関係の予算額及び決算額 (単位：千円)

	16年度		15年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金利子補給補助金	(2,736,440)	2,181,809	(3,267,245)	2,546,596
	2,532,653		2,828,593	
農業近代化資金利子補給金	(40,253)	21,084	(51,256)	24,934
	34,313		40,738	
計	(2,776,693)	2,202,893	(3,318,501)	2,571,529
	2,566,966		2,869,331	

(注) 1 () 内は当初予算である。

2 決算額は単位未満四捨五入につき、内訳と計が必ずしも一致しない。

4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な短期運転資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式等で供給することを目

的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、独立行政法人農林漁業信用基金に造成される国の出資金等による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で短期運転資金を融通する仕組みである。

融 資 状 況

16年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額は149億円（15年度141億円）で、その融資残高は67億円（15年度66億円）となった。

5 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

16年度末の債務保証残高は6兆13億円（農業近代化資金2,520億円、農業改良資金35億円、就農支援資金83億円、一般資金等5兆7,375億円）で、前年度末の5兆8,626億円に対し1,387億円の増加となった。

また、16年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は170億5,548万円で、前年度の197億3,351万円に比べ26億7,803万円減少した。

この結果、16年度末の求償権残高は1,137億7,567万円となった。

(2) (独)農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

16年度末の保険価額残高は、保証保険3兆8,783億円、融資保険29億円で、前年度末の保証保険3兆8,760億円、融資保険45億円に対し、23億円の増加及び16億円の減少となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億3,700万円で、前年度末と同額となった。

また、16年度において基金協会等に支払った保険金の額は70億5,393万円で、前年度の79億4,314万円に対し8億8,921万円減少した。

この結果、16年度末の払保険金残高は711億2,559万円で、前年度の667億5,388万円に対し43億7,171万円の増加となった。

（参考）全国農協保証センターの業務概況

16年度末の再保証引受額及び保証引受額は5,135億円（前年度5,187億円）、再保証残高及び保証残高は2兆4,188億円（前年度2兆1,758億円）となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算及び決算

16年度における都道府県が農業信用基金協会に対して行う特別準備金の積立の助成に対する補助金は、予算額5億9,000万円（決算額9,510万円）となった。（表13）。

表13 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

区 分	16年度		15年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業信用保証制度	(590,000)		(550,000)	
円滑化対策費補助金	590,000	95,100	550,000	81,338

（注）（ ）内は当初予算である。

第14節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表14のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（平成15年10月1日に独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）に基づき、農林漁業信用基金から移行。国の出資38億円、連合会等の出資18億円）により、農業共済団体等に対し、保険金等の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表14 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済事業	水稻、陸稲、麦
家畜共済事業	牛、馬、豚
果樹共済事業	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

園芸施設共済事業 特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
 任意共済事業 建物、農機具その他上記以外の農作物等

- (注) 1 農作物共済事業及び家畜共済事業は、原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は、地域の実態に応じて実施する。
- 2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ふんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑及びゆずを総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済事業として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

2 制度の運営

(1) 平成16年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

平成16年度は梅雨前線豪雨や度重なる台風の上陸等により、農作物等に大きな被害が発生した。

7月中旬に新潟県、福島県、福井県を中心として、梅雨前線豪雨による農作物等の被害が発生したため、「平成16年7月梅雨前線豪雨による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について（経営局長通知（7月21日付け16経営第2077号））」により、適切かつ迅速な損害評価の実施並びに共済金及び保険金の早期支払体制の確立について指導を行った。

8月以降も度重なる台風の上陸や長雨等により、全国的に水稻、畑作物、果樹、園芸施設に大きな被害が発生した。このため、「平成16年の梅雨前線豪雨、度重なる台風等による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払について（経営局長通知（9月3日付け16経営第3266号））」により、適切かつ迅速な損害評価並びに共済金及び保険金の早期支払体制の確立について指導を行った。また、広範囲の地域において規格外米が発生した15県において

は、「損害評価の特例措置」を実施した。

また、農業共済再保険特別会計の農業勘定で不足する再保険金が補正予算により支払われるまでの間、独立行政法人農林漁業信用基金が農業共済組合連合会に対し「つなぎ融資」を実施した。

平成16年度の農業勘定再保険金予算額は、当初約245億円が計上されていたが、予備費使用などにより対処してもなお不足する額について、農業共済再保険特別会計再保険金支払基金勘定からの繰り入れを行うこととし、補正予算（再保険金支払基金勘定から農業勘定への繰入、農業勘定再保険金の支払枠の拡大等）を措置した。

補正予算案は年明けの通常国会において審議され、1月28日には衆議院、2月1日には参議院において成立した。

これを受け、つなぎ融資額に相当する国の再保険金は、2月8日に支払を終えた。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長 前川寛）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれており、審査事項は、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関する審査である。

(3) 家畜共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（経営分科会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、平成17年2月9日付け農林水産省告示第258号をもって共済掛金標準率等が告示され、平成17年4月1日以後に開始する共済掛金期間に係る共済関係から適用することとされた。

3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、平成16年4月1日現在で組合等数294、うち組合216、共済事業を行う市町村78となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的

として、昭和45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は273(うち郡の区域を超える組合等数は174)となっている。

(2) 運 営 指 導

平成16年4月15日に都道府県主管課長及び農業共済担当者を集め、16年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、組合等に対する指導を指示した。また、4月16日には連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

(3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を農業共済事業事務費負担金として負担しており、農作物共済、畑作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の損害評価を実測調査等により実施するための経費、農業共済基礎組織(集落単位に共済連絡員を置き、組合等と農業者との連絡を効率的に行うような組織体制)の育成強化などの経費を農業共済事業特別事務費補助金として、農業共済事業の事務処理を行う農業共済事務機械化処理システムの更なる効率化・高度化の経費、大規模畜産経営における疾病の未然防止、迅速な診断・診療を可能とするための家畜群疾病情報分析管理システムの普及、家畜医療情報電送システムの整備などの経費を農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として農業共済団体等に補助している。平成16年度における交付実績は、全都道府県43連合会294組合等で、農業共済事業事務費負担金526億4,119万円、農業共済事業特別事務費補助金1億2,552万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金4億7,096万円となっている。

4 事業の実績(任意共済事業を除く)

(1) 農業共済への加入状況

平成16年産(度)の各事業を通じての延加入数は2,761千戸であり、総共済金額は2兆8,566億円となっている。

また、引受率は、当然加入制をとっている水稻、麦及び任意加入制のうち資産価値が高く病傷給付のある家畜については比較的高位であり、任意加入制をとっている畑作物及び園芸施設では50%程度、果樹では25

%程度と低位となっている。

(2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,298億円であり、このうち国庫負担は647億円、農家負担は651億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制(基準共済掛金率3%を境に50%と55%)をとっており、その他は定率で、畑作物は55%(蚕繭は50%)、豚40%、その他の作目(水稻、果樹等)については50%と定められている。

(3) 共済金の支払状況

平成16年産(度)において、災害のため農家に支払った共済金は合計で1,353億円(平成18年2月末現在)であった。

(4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法(昭和19年法律第11号)に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。16年度における各勘定の収支の概要は、次のとおりである。(計数は単位未満切捨てによる。)

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入198億3,165万円、預託金利息収入95万円の合計198億3,260万円、支出は、農業勘定等へ繰入81億6,970万円、差引116億6,289万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入352億9,107万円、支出348億4,748万円、差引4億4,359万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億958万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると3億3,400万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入441億657万円、支出320億7,739万円、差引120億2,918万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額115億2,192万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると5億726万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入105億5,922万円、支出75億3,413万円、差引30億2,508万円の剰余となるが、未

経過再保険料に相当する額24億3,053万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると5億9,454万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入46億1,042万円、支出41億5,024万円、差引4億6,018万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額26億1,400万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると21億5,382万円の不足となる。この不足金は、積立金から補足することとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入11億6,943万円、雑収入等6万円の合計11億6,950万円、支出は農業共済再保険業務費11億5,927万円であり、差引1,022万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

(5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業
災害補償関係業務）の事業実績

平成16年度における独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金23億6,811万円の計79億6,811万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された18億7,301万円と、当期中に貸し付けた83億2,792万円の計102億93万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数21、貸付件数は49件であった。

ウ 回収

回収金総額は84億1,338万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は17億8,755万円となった。

エ 当期損益

当期における収入総額2億785万円に対し、支出総額は2億1,300万円で差引515万円の損失であった。

第8章 農村振興局

第1節 農山漁村及び中山間地域 対策等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

また、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、内閣に設置された地域再生本部において「地域再生推進のためのプログラム」が平成16年2月に決定され、これを受けて、平成16年度において、全国で218箇所(農林水産省に關係する支援措置を含むものは119箇所)の地域再生計画が認定された。農林水産省に關係する支援措置としては、遊休化している補助対象施設の転用等による有効活用、農地転用の許可申請手続の円滑化、バイオマスタウン構想の実現に向けた取組み、都市と農山漁村の共生・対流の推進等があげられている。

さらに、「経済財政運営と構造改革の基本方針2002」において、都市と農山漁村の共生・対流の推進が経済活性化のための重要な施策の一つとして位置づけられ、平成14年度から都市と農山漁村を双方向で行き交

うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取組の拡大を図るとともに、特区手法を含め推進することを示した。平成14年9月には内閣官房副長官及び関係省の副大臣からなる「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を設置して、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた幅広い議論を行い、関係府省が一体となって施策を推進するとともに、平成16年度からは「政策群」の一つとして共生・対流の推進を位置付け、各省横断的に規制改革・制度改革等と予算措置を組み合わせで推進している。

また、都市と農山漁村双方の生活・文化を享受する新たな生活様式の普及を目指した国民運動を推進するため、民間主体の「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」(通称「オーライ!ニッポン会議」)が発足し、シンポジウムの開催等を通じ広く国民に向けた情報発信等を行っており、これらの活動に対して関係府省と連携し、支援・協力を行った。

2 中山間地域等の振興

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供等の面でも重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化による担い手の減少や耕作放棄地が増加するなどの実状にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れている生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度や山村振興対策事業を中心とした各種の事業を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

(1) 各種事業

・新山村振興等農林漁業特別対策事業

山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした多様な地域産業振興、山村と都市の交流の促進と、これを支援する豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保に重点を置いた総合的な地域振興施策を展開することとし、16年度は325地区において、国費100億4,241万円の補助を行っている。

事業内容は次のとおりである。

ア 事業対象地域は、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法及び特定農山村法により指定された地域

イ 事業費規模は一般型にあっては2.2億円、全部山村・特定農山村型にあっては3.3億円、広域型にあっては4.4億円

ウ 補助対象事業は以下のとおり

(ア) 農林漁業振興事業

地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農林漁業の振興のために必要な近代化施設等の整備を行う事業

(イ) 就業所得機会創出事業

地域の特性と資源を活かした多様な就業形態を可能とする施設等を整備する事業

(ロ) 山村・都市交流促進事業

多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を活かした山村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な施設等を整備する事業

(ハ) 自然景観保全推進事業

森林や耕作放棄地等について、適正な利用を図るとともに、集落機能・地域景観の保全を図るために必要な施設等を整備する事業

(ニ) 定住促進生活環境整備事業

地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等を整備する事業

(ホ) 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業

高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等を整備する事業

(ヘ) 山村振興等地域連携推進事業

事業内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組と合意形成を図るための企画・調整・調査等を行う事業

・特定農山村総合支援事業

特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画に即したソフト活動を地域の実情に応じて計画的に実施するための財源として、市町村が中山間地域振興資金の造成に必要な経費について補助率1/3を助成し、中山間地域の活性化の取組を支援するもので、平成16年

度は28市町村において国費1億円の補助を行っている。

・離島・へき地電気導入事業

農山漁村電気導入促進法に基づき、電気の導入をしようとする農林漁業団体に対して、農林漁業金融公庫資金の融通を行ったほか、離島振興対策実施地域の電気導入事業につき、都道府県が補助する場合に要する経費に対しての補助を行っている。

(2) 中山間地域等直接支払制度

河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源の涵养、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している中山間地域等では、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域のうち、a～eの要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

a 急傾斜農用地

b 自然条件により小区画・不整形な田

c 草地比率の高い地域の草地

d 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地）

e 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、平地地域と対象農用地との生産条件の格差を基に算出した交付単価を乗じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

a 事業実施主体 市町村

b 予 算 額 168億円

また、中山間地域等直接支払交付金の交付に当たっては、中山間地域等直接支払交付金制度の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく対象地域及び対象農用地の指定並びに対象行為の確認等が行われるこ

とが必要である。

このため、都道府県及び市町村が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対し助成する中山間地域等直接支払推進事業を実施している。

予算額 4億2,010万4千円

3 特定地域の振興

ア 山村振興対策

16年度における農林水産業関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備2,475億700万円、地域農林水産業の生産振興1億円、各種支援活動の展開による地域の活性化12億7,800万円、農林地の有する国土・環境保全機能を維持・保全するための支援367億8,100万円、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等林野庁関連3,405億6,800万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

イ 特殊土地地帯対策

鹿児島県のシラス等災害を受けやすい特殊土地地帯の対策として国土交通省、総務省等とともに各種施策を実施。16年度の農林水産業関連予算は、治山175億5,300万円、農業農村整備664億5,600万円である。

なお、事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

ウ 過疎地域対策

16年度における農林水産業関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備2,475億700百万円、地域農林水産業の生産振興1億円、各種支援活動の展開による地域の活性化12億3,200万円、農林地の有する国土・環境保全機能を維持・保全するための支援365億9,500万円、地球温暖化防止等に向けた森林の整備等林野庁関連3,405億6,800万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫等からの資金の貸付制度を措置している。

エ 豪雪地帯対策

16年度における豪雪地帯対策に関する農林水産業関連予算は、農業関係3,044億5,300万円、林業関係

826億400万円、水産業関係660億5,600万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

オ 半島振興対策

16年度における農林水産業関連予算は、生産基盤と生活環境の一体的整備1,388億7,200万円、各種支援活動の展開による地域の活性化11億1,800万円、農林地の保全・管理活動等への支援327億4千万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている他、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置している。

カ 離島振興対策

16年度における離島振興対策に関する農林水産業関連予算は、

(ア) 国土保全関係34億3,300万円（うち治山18億7,300万円、農地海岸4億1,100万円、漁港海岸11億4,900万円）

(イ) 産業基盤整備497億4,500万円（うち農業農村整備97億5,900万円、森林整備21億3,800万円、水産基盤整備378億4,800万円）

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

キ 奄美群島振興対策

16年度における奄美群島振興対策に関する農林水産業関連予算は、

(ア) 公共事業では、

a 国土保全関係4億9,300万円（うち治山2億7,800万円、農地海岸1億8,100万円、漁港海岸3,400万円）

b 産業基盤整備141億2,600万円（うち農業農村整備113億5,100万円、森林整備7億3,700万円、水産基盤整備20億3,800万円）

(イ) 非公共事業では

a さとうきび生産対策194億3,900万円の内数

b 植物防疫対策（特殊病害虫特別防除等）2億6,900万円の内数

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げ、採択基準の緩和等の措置を講じている。

ク 活動火山周辺地域防災営農対策

火山の爆発に伴う降灰等により農作物が被害を受け農業経営に著しい支障を及ぼすおそれのある地域に対し、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条により都道府県知事が策定した防災営

農施設整備計画に基づいて行う、防災営農施設の整備等に対し補助している。

16年度は、鹿児島県第10次、宮崎県第7次防災営農施設整備計画（いずれも14～16年度）に基づき防災営農対策を実施した。

16年度における防災営農対策の実施状況は表1のとおりである。

表1 16年度防災営農対策の実施状況(事業費)
(単位：千円)

鹿児島県	
非公共事業	
降灰地域土壌等矯正事業	626
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	2,448,890
宮崎県	
非公共事業	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	242,344

4 都市と農村の交流等の促進

(1) 新グリーン・ツーリズム総合推進対策

この対策は、共生・対流の国民運動の一環として、グリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山漁村情報の受発信、グリーン・ツーリズムの起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備、外国人旅行者等を農山漁村に呼び込むための取組等について、総合的に推進するものである。

事業内容は次のとおりである。

ア グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業

共生・対流に向けて様々な形で個別に行われている各種の取り組みを統合した国民運動の一環として、都市住民の潜在的な需要を踏まえたグリーン・ツーリズムの提案とともに、シンポジウム、イベント開催等による都市住民等への普及や外国人旅行者を呼びこむためのシンポジウム等の開催を行うものである。

- a 事業主体 都道府県
- b 補助率 1/2以内
- c 予算額 3,998万4千円

イ グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業

都市側の動きの支援や都市と農山漁村のつながりの強化を図るため、農山漁村情報等のデータベースの整備、都市部等での農山漁村情報提供の充実強化、教育関係者、NPO、関係企業等と受入側とのマッチング活動や外国人旅行者等に対する日本のグリーン・ツーリズム情報の提供等を総合的に推進するセンター機能の確立を図るものである。

- a 事業主体 民間団体

- b 補助率 定額

- c 予算額 9,212万5千円

ウ グリーン・ツーリズムビジネス育成事業

グリーン・ツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、交流・体験サービスのニーズに即した多様な展開と魅力向上のための調査検討、グリーン・ツーリズムビジネスの起業家や各種体験活動等の企画・立案・調整を行うコーディネーター、地域ぐるみのグリーン・ツーリズムを運営するマネージャー、地域を熟知する「農の達人」、「食の達人」等体験指導員の育成・確保や外国人旅行者等に対応するため応接や食材の開発研修等をものである。

- a 事業主体 民間団体、都道府県等

- b 補助率 定額、1/2以内

- c 予算額 1億659万5千円

エ 地域連携システム整備事業

モデル地区において地方自治体、NPO、農林漁業、商工業、教育等多様な関係者が参画した、地域の農山漁村資源の再評価等を行うワークショップ活動等を通じ地域の自発的な取組みによる都市住民の受け入れや外国人旅行者等の受入体制の整備を支援するため地域観光拠点マップの作成等地域連携システムの整備を図るものである。

- a 事業主体 都道府県、市町村等

- b 補助率 1/2以内

- c 予算額 7,949万4千円

オ やすらぎ空間整備事業

茅葺き農家、谷津田等の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間や外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所等の整備とともに、美しい自然や農山漁村景観の保全・再生を図るものである。

- a 事業主体 市町村、農業協同組合等

- b 補助率 1/2以内（沖縄県にあっては2/3以内）

- c 予算額 6億1,545万9千円

(2) 都市農業支援総合対策事業

この事業は、都市農業の維持・振興を図るとともに、都市住民との共生に資するため、多様な都市住民も参加した都市農業のビジョン策定、農業ボランティアの育成、農業者と都市住民のふれあい活動の推進及び土地基盤等の整備、ふれあい・交流の場の整備等、都市住民の農業に対する理解を深め、都市住民の需要に即した農業振興を推進するものである。

- a 事業主体 都道府県、市区町村、農業協同組合等

- b 補 助 率 1/2以内
- c 予 算 額 9,763万9千円

(3) 遊休農地解消総合対策事業

この事業は、地域の自主性・創意工夫の発揮を通じた遊休農地の解消活動の支援を行うとともに、遊休農地の農業的利用の推進を図る土地条件の整備等を行うことにより、優良農地を確保、地域農業の振興、土地利用の秩序化の計画的な推進を図るものである。

- a 事業主体 都道府県、市町村、農協等
- b 補 助 率 1/2以内
- c 予 算 額 8,069万2千円

5 農村における就業・所得機会の創出等

(1) 農村地域への工業等導入の促進

ア 「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。本法に基づき、16年3月末現在で1,188市町村において8,416社が導入され、約52万人が雇用されている。

イ 農村地域への工業等の導入を促進するために、次の事業を実施した。

- (ア) 農村地域工業等導入促進施策の一環として、地方公共団体等による工場用地等の取得・造成並びに立地する企業の設備等の導入を円滑に促進するため、農村地域工業等導入資金の貸付けを行った農協系統金融機関に対し、都道府県が利子補給を行った場合にその経費を国が補助する農村地域工業等導入資金融通促進事業について、16年度には9年度から15年度までの融資額81億円について引き続き利子補給を行い、新たに4億円の融資を行った。
- (イ) 農業構造の改善を促進するため16年度からは場整備事業、土地改良総合整備事業、農道整備事業及び農業用排水整備事業を内容とする工業等導入関連農業基盤整備事業（農村総合整備事業の地域開発関連整備事業）を実施してきたが、15年度には、継続10地区について事業を実施した。
- (ウ) 農林水産省は、農村地域への工業等の導入についての情報の収集及び提供、産学官連携の推進を図るため、財団法人農村地域工業導入促進センターの行う農村地域工業団地リフレッシュ事業について1,093万1千円を交付し事業の推進を図った。

(2) 農業就業改善対策

ア 就業機会創出支援事業

農業者の就業環境の整備、就業機会の確保を図るため、次の活動を実施した。

- (ア) 都道府県段階においては、事業の実施方針の企画立案を行うとともに、市町村段階の行う就業に関する農業者への指導・助言活動、地域資源の活用活動、企業誘致活動に対して指導等を行った。
- (イ) 不安定兼業農家比率が高い等の条件にある市町村段階においては、地域の就業環境の改善方策を策定するとともに、農業就業面、農外就業面に係る問題を有する農業者に対しての指導及び助言、改善方策に基づく具体的な活動の検討・改善活動を実施した。
- (ウ) 農産物等の地域資源を活用した内発型の産業創出に積極的に取り組んでいる市町村においては、地域資源活用方策の検討を行うとともに、取組みを行う農業者等のグループに対する助言・指導活動を実施した。
- (エ) 農村地域工業等導入に積極的な市町村においては、企業導入円滑化活動として、地域の特性及び、工場用地等の条件等についての広報活動等を実施した。

イ 国際農業交流促進特別対策事業

全国拓植農業協同組合連合会（JATAK）は、中南米諸国等の農業者組織との提携によりこれらの農業者との技術及び情報の交流、農業技術普及交流センター活動及び資金協力等を推進することにより、中南米諸国等の日系農業者の経営近代化及び我が国の国際協調の促進に資する活動を行った。

農林水産省は、JATAKの行う国際農業交流促進特別対策事業について1億7,125万2千円を交付し事業の推進を図った。

- (ア) JATAKの行う国際農業交流促進特別対策事業
 - a 地域農業プロジェクト協力事業

日系農業者の技術基盤等の強化のため、重点地区を対象に、専門家による技術指導、リーダー育成、研修生の受入れ等をパッケージしたプロジェクト協力事業を実施した。
 - b 農業技術普及交流センター活動事業

農業技術の試験研究、成果の普及等を行う農業技術普及交流センターの施設・備品を整備し、研究員による試験研究を行うとともに日系農業者等に対する研修等を通じて日系農業者等間の交流及び技術、情報等の普及を図る事業を行った。
 - c 資金援助推進対策事業

日系農業者等に対する資金援助を推進するため、農業援助資金及び農地取得資金を融通した金融機関に対し、利子補給を行った。

d 農業交流推進活動

国際農業交流促進特別対策事業の円滑な推進と発展方向を位置づけるための検討委員会を開催するとともに、農業交流に関する啓蒙普及資料等の各種情報提供を行った。

(イ) 農業拓植基金協会の行う農業移住者援護事業

財団法人地方農業拓植基金協会等と社団法人中央農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の円滑化に資するため、その援助者の金融機関からの借入金について債務保証を行った。

(3) 外 国 人 研 修

・外国人研修制度の適正な推進・技能実習制度定着化のための調査

送り出し機関・受入れ機関の研修状況、技能実習ニーズの把握、技能実習対象職種の解説資料作成等を目的として、(財)国際研修協力機構に対し、1,013万円で委託した。

第2節 農用地の確保と計画的な土地利用の推進

1 農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、50年7月から施行された。

また、59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するための同法の一部が改正され、同年12月から施行された。

更に、11年には農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、12年3月20日に施行された。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

11年改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指

定の基準等を内容とする基本指針が12年3月17日に定められた。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

同法が44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた(沖縄県については、47年度に定められた)。

(3) 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、16年3月末現在3,008地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,719万haに達しており、国土面積の約45%を占めている。

(4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、16年3月末現在3,006の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、16年3月末現在約493万haに達している。そのうち現況農地の総面積は約426万haであり、農業振興地域内の農地の約9割が農用地区域に含まれている。

(5) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、登録免許税と不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

(6) 条例に基づく地域の農業の振興に関する計画

近年、住民主体の地域作りに対する関心の高まりに応じて、市町村が住民の間で今後の土地利用の方向性についての合意形成を図りつつ、条例に基づく土地利用計画等を策定することにより、景観等に優れた魅力ある農村づくりに取り組む動きが拡大している。この

ような取組みの中でも、今後の農地の利用について住民の間での合意形成を図りその保全と効率的な利用を確保しようとするものは、優良農地の保全や効率的な利用に資するとともに望ましい土地利用の実現に資するものと考えられる。

このため、市町村が条例に基づき定める地域の農業振興に関する計画において、当該計画に係る区域内の農用地等の保全と効率的な利用を確保するために計画的に農用地等以外の用途に供される土地の区域と当該区域において設置する施設を定めている場合であって、一定の立地要件等を満たす施設の用に供される土地についても、農用地区域の設定との整合性を図り、農用地区域からの除外が可能となる措置を位置づけた。

(7) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

農山村地域における土地利用については、食料の安定供給の確保を図る観点から、必要な優良農地を確保しつつ、地域の社会・経済上必要な非農業的土地利用に適切に対応する必要がある。

このため、地域の農業の振興の観点から、市町村が作成した「地域の農業の振興に関する計画」において定められた施設であって、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものについては、公益性が特に高いと認められる施設として、計画的に対応する措置を11年法改正により位置付けている。(従来の通達に基づく農村活性化土地利用構想及び農業集落地域土地利用構想は11年法改正により廃止)

2 集落地域整備法

(1) 法制度及びその趣旨

都市近郊等の農村では、都市計画区域と農業振興地域の重複する地域を中心に、都市住民と農村住民の混住化、兼業化の進展等から、虫食的な農地転用等による農業生産機能の低下、無秩序な建築活動等による居住環境の悪化等の問題が生じている。

このような状況に対して、集落及びその周辺の農用地を含む一定の地域（集落地域）において、地域の合意形成を踏まえ、良好な営農条件及び居住環境の確保を図り、適正な土地利用を実現することを目的として、集落地域整備法（昭和62年法律第63号）が制定された。

(2) 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、都道府県知事が、集落地域整備基本方針を定め、次いでこれに沿って市町村が当該集落地域について具体性のある整備計画を明らかにした集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画を定める。集落地区計画は、道路、公園等

の施設整備並びに土地の利用に関する計画をその内容とする。集落農業振興地域整備計画は、土地の農業上の効率的な利用、農用地及び農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。集落地区計画の区域については、市街化調整区域内における開発許可の特例として認可を受けることができる。一方、集落農業振興地域整備計画の区域については、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる等の措置が講じられている。

3 農地転用の状況

(1) 全体の動向

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和47、48年をピークに昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばいで推移してきたが、平成13年に農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外及び農業経営基盤強化促進法該当とも前年を下回り、農地転用面積では初めて2万haを下回り、平成15年には、1万8,004ha（対前年比98.8%）、採草放牧地では71.6haとなっている。

(2) 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が28.3%、「その他の業務用地」が35.4%、「道水路・鉄道用地」が12.0%で、これら三者で全体の約75%を占める。

(3) 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、全体では「その他の法人・団体」（33.2%）、「農家以外の個人」（28.7%）、「農家」（19.8%）でほとんどを占めており、農地法第4、5条該当以外（農業経営基盤強化促進法該当を除く）では「地方公共団体」（47.5%）が半数近くを占め、次いで「農家」（17.2%）、「国」（15.8%）となっている。

第3節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

食料・農業・農村基本法の基本理念である、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の実現を図るため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

このため、平成16年度においては、食料自給率の向上の基礎となる高生産性農業展開のための生産基盤の

重点的な整備とこれを支える生活環境の整備を基軸とし、自然環境等の保全・整備及び地域資源の循環による豊かで美しい田園空間の創造を事業展開の中に明確に位置づけ、計画的かつ効率的に実施した。

(2) 土地改良長期計画

平成15年度から19年度までの5箇年間を計画期間とする新たな土地改良長期計画が平成15年10月10日に閣議決定された。

新たな計画は、食料・農業・農村基本法の制定や土地改良法の改正等を踏まえ、平成18年度までの第四次計画を途中で打ち切り新たに策定したものであり、社会経済情勢の変化に機動的に対応できるよう計画期間を10年から5年に短縮している。

新たな計画では、農業者のみならず、消費者を含む国民全体に対する成果を念頭に、「いのち」、「循環」、「共生」の観点から、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に農業農村整備を実施することとしており、従来の「事業費」を内容とした計画を改め、「達成される成果」に重点を置いた計画としている。

また、本計画に基づき各施策を実施するに当たっては、施策連携の強化、既存ストックの有効活用、地域の特性に応じた整備、多様な主体の参加の促進、事業評価の厳正な運用と透明性の確保、工期管理とコスト削減の観点等を踏まえて、効率的かつ効果的に事業を実施することとしている。

計画期間内における、政策目標ごとの目指す主な成果及び事業量は次の通りである。

ア 農用地総合整備事業

【意欲と能力のある経営体の育成】

<目指す主な成果>

農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

<事業量>

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として、約13万haの農地において整備を実施

【総合的な食料供給基盤の強化】

<目指す主な成果>

水稻と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上

<事業量>

約6.9万haの農地において、区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を実施

【循環型社会の構築に向けた取組】

<目指す主な成果>

・家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量
45%（H14）→55%（H19）

・農業集落排水汚泥のリサイクル率を計画期間内に約280万t増加

<事業量>

・家畜排せつ物等をたい肥、エネルギー等として利活用するための施設の整備を約120地区において実施

・農村地域における資源循環の促進を図るため、農業集落排水汚泥のリサイクルを約940地区で新たに実施

【自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造】

<目指す主な成果>

・田園自然環境の創造に着手した地域
約500地域（H14）→約1,700地域（H19）

【個性ある美しいむらづくり】

<目指す主な成果>

・污水处理人口普及率

76%（H14）→86%（H19）

・農業集落排水処理人口普及率

39%（H14）→52%（H19）

<事業量>

・農業集落排水施設の整備を約1,600地区において実施

イ 基幹農業用排水施設整備事業

【安定的な用水供給機能等の確保】

<目指す主な成果>

基幹的農業用排水施設が有する延べ250万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保

ウ 防災事業

【農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献】

<目指す主な成果>

・湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積

約100万ha（H14）→約76万ha（H19）

<事業量>

それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全等の各種防災事業を約4,500地区で総合的に推進

2 農業生産基盤整備事業

(1) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業があり、国営事業にあっては、受益面積おおむね3,000ha以上（畑地帯にあっては、1,000ha以上）、都道府県営事業にあっては、受益面積おおむね200ha以上（畑地帯にあっては、100ha以上）にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は、農林水産省2/3～70%、北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

イ 16年度における整備の目標

新たな長期計画において基幹農業用排水施設整備事業については、既存ストックを有効活用するとともに、畑地における農業用排水施設の整備を行うこと等により安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図ることとしている。

したがって、16年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮すると

ともに、地区別の事情を十分に把握し、着実な推進を図った。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の16年度事業実施額は2,886億円で、事業種別の実施額及び地区数は表2のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

16年度における継続地区は農林水産省73地区、北海道43地区、沖縄4地区計120地区で、これらの地区においては15年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、農林水産省6地区、北海道6地区計12地区は事業を完了した。

また、16年度においては、新たに農林水産省2地区、北海道5地区、沖縄1地区計8地区の新規着工並びに農林水産省2地区の新規全体実施設計地区の採択を行った。（表3）

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

表2 16年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営かんがい排水	(180,749,066)															
	217,762,000	73	(6)	2	10	85	43	(6)	5	7	55	4	(—)	1	—	5
（一般型）	(180,749,066)															
	217,762,000	73	(6)	2	10	85	43	(6)	5	7	55	4	(—)	1	—	5
かんがい排水	211,472,000	68	(5)	2	10	80	36	(3)	2	7	45	4	(—)	1	—	5
国営造成土地改良施設整備	4,900,000	5	(1)	—	—	5	3	(1)	2	—	5	—	(—)	—	—	—
直轄明渠排水	1,390,000	—	(—)	—	—	—	4	(2)	1	—	5	—	(—)	—	—	—
（特別型）	(—)															
かんがい排水	—	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
土地改良調査計画費	288,910															
補助かんがい排水	(36,756,603)															
	70,514,555	347	(56)	34	—	381	30	(12)	4	—	34	23	(5)	8	—	31
かんがい排水	(33,368,513)															
	63,689,935	282	(45)	24	—	306	26	(10)	3	—	29	23	(5)	8	—	31
一般型	(28,864,763)															
	54,682,435	189	(28)	21	—	210	19	(6)	2	—	21	23	(5)	8	—	31
広域農業基盤緊急整備型	(210,000)															
	420,000	3	(1)	—	—	3	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
排水対策特別型	(4,293,750)															
	8,587,500	90	(16)	3	—	93	7	(4)	1	—	8	—	(—)	—	—	—
基幹水利施設補修	(3,388,090)															
	6,824,620	65	(11)	10	—	75	4	(2)	1	—	5	—	(—)	—	—	—

- (注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 2 実施額の上段（ ）は国費、下段は事業費。
 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策等」を含む。
 5 「国営かんがい排水」の実施額には、施設機能監視分を含まない。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、基幹水路等の基幹的施設について緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る都道府県営基幹水利施設補修事業を実施している。

さらに水田農業経営確立対策を推進し、効率的な水田営農の展開を図るため、水田の排水条件の改善を行う水田農業経営確立排水対策特別事業を実施している。

16年度においては、継続地区400地区の事業を推進するとともに、このうち73地区を完了し、また、新たに46地区について着工した。

エ 水資源機構事業

水資源機構は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、水資源開発促進法・独立行政法人水資源機構法に基づいて、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画に沿って、農業用水等の確保など多目的にわたる施設を一元的に建設するとともに、完成した施設の管理を一貫して実施している。

建設事業（農業用水関係分）においては、16年度予算事業費391億2,079万円、うち農水補助金額129億6,500万円をもって、愛知用水二期、香川用水施設緊急改築、豊川用水二期、印旛沼開発施設緊急改築及び群馬用水施設緊急改築の継続5地区を実施している。

また、管理事業（農業用水関係分）においては、16年度予算事業費112億9,040万円、うち農水補助金額22億3,500万円をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曽川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施している。

(2) 水田地帯の整備

ア 経営体育成基盤整備事業

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、農地の利用集積や経営体の育成、生産基盤整備の目標等を定めた基盤整備関連経営体育成等促進計画を策定し、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施するもので、受益面積がおおむね20ha以上で、経営体への経営等農用地面積のシェアの増加及び認定農業者の一定割合以上の増加が図られることが確実である地区について、国庫補助率50%（沖縄75%、離島55%、奄美60%）で実施した。

なお、平成16年度の米政策大綱の制定に伴い、地域水田農業ビジョンの実現、すなわち、地域の特性に応じた水田の有効利用や地域農業の振興に資する水田の汎用化や畑地化などの条件整備を実施する地域水田農業支援緊急整備事業を導入した。

表3 平成16年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施計画地区
かんがい排水	農林水産省	大淀川左岸	神流川沿岸	米沢平野二期
		日野川用水（一期）	曾於北部（二期）	沖永良部
		大淀川右岸		
		会津宮川（二期） 新安積（一期）		
国営造成土地改良施設整備	農林水産省	北海道	道央 芽室 雄信内	道央用水（三期） 生田原（二期）
		沖 縄	伊江	
		白川		
		北海道	篠津八幡 鹿追	
直轄明渠排水	北海道	サルバ 駒牧	更別	

イ 水田農業振興緊急整備事業

本事業は、水田における麦・大豆等の土地利用型作物が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策と土づくり対策等を機動的・緊急的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、米の計画的生産外の面積（生産調整面積）の概ね5割以上、若しくは裏作の場合は地区の水田面積の3割以上に麦・大豆等の作付けが確実である地区について、国庫補助率50%で実施した。

16年度における経営体育成基盤整備事業（地域水田農業支援緊急整備事業を含む）、水田農業振興緊急整備事業の実施状況は表4のとおりである。

表4 経営体育成基盤整備事業（地域水田農業支援緊急整備事業を含む）、水田農業振興緊急整備事業の実施状況

	(単位：千円)	
	地区数	予算額
経営体育成基盤整備事業	1,222	91,180,000
水田農業振興緊急整備事業	36	940,000

(3) 基盤整備を契機とした担い手育成対策等

ア 経営体育成促進事業

経営体育成基盤整備事業等の実施を契機とした、認定農業者等の担い手の育成及びこれらの経営体への農地の利用集積を目的として、土地利用調整活動への支援や、より質の高い農地の利用集積の推進を

図るため、集積の実績に応じた促進費の交付等に対する補助を行った。

また、経営体育成基盤整備事業等のハード事業の完了時までに、事業地区の農用地面積に占める担い手の経営等農用地面積が、一定以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が、土地改良区等に対し、農家負担金の一部について無利子資金の貸し付けを実施した。

イ 畑利用高度化促進事業

(ア) 麦大豆等生産拡大推進事業

水田の汎用化を目的とした基盤整備事業を契機として、麦・大豆等の産地形成に資する活動を行う土地改良区等に促進費を交付した。

(イ) 畑地帯産地形成支援事業

畑地かんがいにより、新たな営農転換等を図ろうとする地区について、産地形成に向けた活動に対する促進費の交付、実証展示ほ場の整備等を行った。

(4) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約214万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しており、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

表5 16年度畑地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
畑地帯総合土地改良	(5,669,000)															
パイロット	6,697,000	—	(—)	—	—	—	4	(—)	—	—	4	—	(—)	—	—	—
畑地帯総合整備	(43,831,505)															
	82,847,282	324	(39)	23	—	347	111	(25)	20	—	131	20	(5)	4	—	24
担い手育成型	(26,511,518)															
	49,318,793	170	(15)	10	—	180	58	(12)	—	—	58	15	(5)	1	—	16
担い手支援型	(12,743,944)															
	24,625,849	82	(6)	13	—	95	52	(12)	20	—	72	4	(—)	3	—	7
一般型	(3,548,960)															
	7,065,139	51	(10)	—	—	51	1	(1)	—	—	1	—	(—)	—	—	—
緊急整備型	(1,027,083)															
	1,837,501	21	(8)	—	—	21	—	(—)	—	—	—	1	(—)	—	—	1

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む

2 実施額の上段()は国費、下段は事業費

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定的供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、16年度における実施事業の実績及び地区数は表5のとおりであり、総額895億円の事業を実施した。

ア 国営畑地帯総合土地改良パイロット事業

国営事業については、北海道における畑地帯の基盤整備の遅れを解消し畑作地帯の農業の振興に資するために、大規模畑地帯における土地基盤を総合的に整備することを目的とし、国営総合かんがい排水事業制度に基づいて、受益面積おおむね1,000ha以上のかんがい排水事業（ため池の新設にあってはおおむね500ha以上、明渠排水にあってはおおむね300ha以上）及び農地開発事業並びに区画整理事業を総合的かつ一体的に末端まで一貫して整備を行うものであり、国庫負担率は、各事業ごとの総合負担率となっている。16年度においては、継続地区4地区の事業を推進している。

イ 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

（ア）概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成16年度においては、新規11地区を採択して、事業を推進している。

（イ）事業の仕組み

（内 容）農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全）、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合等

（事業主体）都道府県

（採択基準）・20ha（北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha）以上
・担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であること。

（補助率）50～75%

ウ 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）

（ア）概説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産

集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行うものであり、平成16年度においては、新規36地区を採択して事業を推進している。

（イ）事業の仕組み

（内 容）農業用排水施設（単独で行う施設整備事業を含む）、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、土層改良（単独で行う土層改良事業を含む）、農用地造成、農用地の保全）、営農用水施設（単独で行う営農用水事業を含む）、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

（事業主体）都道府県

（採択基準）・30ha（沖縄及び奄美20ha）以上
・担い手の受益農家戸数に占める割合又は、担い手の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上

（補助率）都道府県営：50～75%

（5）農用地再編整備事業

農用地再編整備事業は、未墾地の開発や既耕地と未墾地の一体的整備を行うものであり、既耕地の整備を主体とする国営農地再編整備事業と、農地の造成を主体とする農用地開発事業に区分して実施している。事業種別の実施状況は表6のとおりである。

ア 国営農地再編整備事業

広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止し、経過措置により事業を実施している。

16年度の実施地区数は、継続5地区（農林水産省3、北海道2）、新規1地区（北海道1）であり、このうち1地区（北海道1）が完了した。

イ 農用地開発事業

農用地開発事業は、経営規模の拡大や主産地の形成等を目的に、国又は都道府県が事業主体となり、農地造成とかんがい施設、農道等の整備を行う事業である。国が事業主体となる国営農地開発事業については、平成元年度に事業制度を廃止し、平成15年

表6 農用地再編整備事業の実施状況

	継続	地区数		計	実施額（千円）	
		うち完了	新規		事業費	国費
国営農地再編整備事業	5	(1)	1	6	12,335,000	10,380,569
農林水産省	3	(一)	—	3	8,930,000	7,592,569
北海道	2	(1)	1	3	3,405,000	2,788,000
農用地開発事業						
都道府県営農地開発	6	(2)	—	6	1,488,034	736,473
農林水産省	6	(2)	—	6	1,488,034	736,473
北海道	—	(一)	—	—	—	—
沖縄	—	(一)	—	—	—	—
奄美	—	(一)	—	—	—	—

度に継続地区が全地区完了したところである。

16年度の実施地区数は、都道府県営で継続6地区（農林水産省6）であり、このうち2地区（農林水産省2）が完了した。

(6) 国営干拓事業

ア 干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締切り干陸することにより新たに優良農地を造成する事業である。

(ア) 特別会計（一般型・特別型）

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、一般型にあつては事業実施の翌年度から、特別型にあつては事業完了後地元負担金として徴収することになっている。

平成16年度における特別会計予算額の事業別内訳は表7のとおりである。

表7 国営干拓事業特別会計予算事業別内訳

(単位：千円)

事業区別	地区数	予算額
一 般 型	2	9,282,848
特 別 型	—	—
計	2	9,282,848

(7) 緑資源機構事業

ア 緑資源機構の経緯等

緑資源機構は昭和31年に設立された森林開発公団が、平成11年10月に農用地整備公団の業務を継承し緑資源公団と改称し、平成15年10月に独立行政法人緑資源機構として設立されたものである。

農用地整備公団の前身である農用地開発公団は農用地開発公団法（昭和49年法律第43号）に基づき、開発して農用地とすることの適当な未墾地等が相当な範囲にわたって存在する地域において、農畜産物

の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うことにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として昭和49年6月に設立された。

その後、昭和52年に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和52年法律第70号）により公団の業務の範囲を拡大し、国営干拓事業により造成される干拓地においても事業ができるようになるとともに、解散した八郎潟新農村建設事業団の業務のうち、受益者からの賦課金徴収等の業務を公団が継承することとなった。

さらに、昭和57年に農用地開発公団法の一部が改正され（昭和57年法律第51号）、国際協力事業団等の委託に基づいて行う海外農業開発に関する調査等の業務及びこれに関連して必要な情報の収集・整備の業務が新たに追加された。

しかし、その後の我が国の農業をとりまく情勢の変化に対応するため、昭和61年6月の臨時行政改革推進審議会の答申をかんがみ、昭和63年7月に農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号）により農用地開発公団が農用地整備公団に改組され、これまで行ってきた農用地造成を中心とした農畜産物の濃密生産団地建設事業にかわる新たな業務として、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るための既耕地の整備を中心とした事業を実施することとなった。

平成9年には閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、農用地整備公団を廃止し、その業務を森林開発公団に移管することとされたことから、緑資源公団に業務を継承することとなった。

緑資源公団は農用地総合整備事業の実施及び調査中の地区を継承するとともに、海外農業開発の調査

業務についても継承し、引き続き実施することとなった。また、食料・農業・農村基本問題調査会の答申（平成10年9月）を踏まえ、森林、農用地の公益的機能を維持増進するため、中山間地域における森林と農用地の一体的な整備を新たに実施することとなった。

その後、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、特殊法人等の行う業務及び組織形態の見直しが行われ、平成15年10月に緑資源公団は解散し、独立行政法人緑資源機構が設立され、引き続き業務を実施することとなった。

イ 業務内容

広域農業開発事業及び畜産基地建設事業は農用地の造成を中心に関連する土地改良施設、畜舎その他の農業用施設の整備等を総合的に実施するもので、広域農業開発事業は10年度、畜産基地建設事業は11年度に完了した。農用地等緊急保全整備事業は自然条件の特殊性に起因した障害を除去するために必要な用排水施設の新設又は改良を短期集中的に実施するもので、12年度に完了した。

現在は農業構造の急速な改善の必要な農業地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施する農用地総合整備事業及び中山間地域における森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する特定中山間保全整備事業を実施している。

なお、平成13年の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、農用地総合整備事業は平成15年度新規着工までに地権者の同意等所定の手続きが進められない地区は事業の中止、NTT-A型プロジェクトに対する貸付業務については廃止されることとなった。

農用地総合整備事業は農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので（農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上）、補助率は工種毎に内地40%～2/3、北海道40～80%以内の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は中山間地域の森林と農用地が混在する地域で、必要な施策が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されている。このため、本事業では

水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持増進を図る。補助率は55%以内（基幹農林道は2/3以内）である。

ウ 業務の実施状況

(ア) 緑資源機構国内業務

a 農用地総合整備事業

元年度から事業を実施し、直入庄内区域（大分県）のほか9区域を継続実施している。

b 特定中山間保全整備事業

13年度から事業を実施し、阿蘇小国郷区域（熊本県）を継続実施している。

なお、16年度における実施状況は表8のとおりである。

表8 16年度緑資源機構国内事業の実施状況

(単位：千円)

事業名	区域数	事業費	国費
緑資源機構事業	11	25,106,000	17,347,000
農用地総合整備事業	10	24,006,000	16,616,968
特定中山間保全整備事業	1	1,100,000	730,032

(イ) 緑資源機構海外農業開発事業

独立行政法人国際協力機構からの委託に基づき、ブルキナファソ国にて砂漠化防止対策推進体制検討調査を、ならびに、チリ国において技術協力プロジェクトの実施に対する支援業務（村づくり協力）を実施した。

この他に農林水産省からの補助事業として、海外農業開発に必要な種々の情報の整備、砂漠化防止や農地・土壌侵食防止に対処するための技術情報の収集分析や実証調査、住民参加型の村づくりを通じた復興支援対策調査等を実施した。

なお、16年度における実施状況は表9のとおりである。

表9 16年度緑資源機構海外農業開発事業の実施状況

(単位：千円)

(1) 受託事業

マリ国セグー地方南部住民主体の砂漠化防止のための村落開発計画調査

ブルキナファソ国砂漠化防止対策推進体制検討調査

村づくり協力プロジェクトへの支援業務

チリ住民参加型農村環境保全計画

受託額 330,870

(2) 補助事業

海外村づくり基礎調査 補助額 41,560

砂漠化防止等環境保全対策調査 " 273,492

農地・土壌侵食防止対策基礎調査 " 47,101

参加型農業農村復興支援対策調査 " 46,562

(8) 土地改良調査計画

ある。

ア 土地改良調査計画

16年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化を行い活用するためのシステム開発、事業実施地区を対象とした環境配慮工法の実証的なモデル調査及び環境調査配慮手法の開発等を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、表10のとおりである。

イ 16年度国営等調査

16年度において、実施した地区は表11のとおりで

3 農村整備事業

(1) 農 道 の 整 備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施されている。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地へ輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このよう

表10 16年度土地改良調査計画費

事 項	(単位：千円)		
	農林水産省	北 海 道	沖 縄
土地改良調査計画費	11,217,763	2,869,612	474,329
(農 地)			
農業基盤整備基礎調査費	264,308	19,500	8,800
農業水利ストック有効活用緊急整備調査費	248,000	20,000	2,000
広域基盤整備計画調査費	345,000	152,000	40,000
地域整備方向検討調査費	480,000	285,000	80,000
国営地区調査費	800,000	639,000	—
事業計画管理地区調査費	139,500	32,600	6,400
広域農業基盤整備管理調査費	3,747,275	1,506,725	178,556
都道府県営事業地区計画費	144,784	7,000	7,000
計画技術指針作成調査費	130,962	12,200	6,550
農業水利基本調査費	147,863	8,000	2,150
地下水調査費	87,300	18,700	70,000
土地利用計画調査費	36,150	1,400	500
農村整備・活性化基本調査費	120,022	11,380	11,380
農村基本資源調査費	104,900	15,000	10,000
農業農村整備事業計画検討調査費	150,500	16,000	10,000
農業生産基盤整備推進調査費	32,000	17,500	—
農村整備推進調査費	22,500	3,750	—
農用地基盤管理技術策定調査費	65,500	9,500	—
農村総合開発整備調査費	32,600	—	—
農村振興整備状況調査費	37,100	—	—
農村振興目標・方策調査費	21,200	—	—
多面的機能維持増進調査費	120,000	—	—
地すべり調査費	65,000	—	—
農業農村整備推進環境保全技術調査費	179,030	—	—
農業用水資源環境基礎調査費	66,500	11,000	2,500
農業農村環境情報整備調査費	53,000	7,000	—
技術調査費	3,190,623	20,622	36,150
事業実施調査費	213,228	12,574	260
土地改良事業等推進調査費	50,013	33,249	763
土地改良施設管理調査費	40,657	9,779	850
機構事業推進調査費	13,332	133	—
補助事業審査指導費	59,916	—	470
土地改良専門技術者育成対策費	9,000	—	—
農業生産基盤整備調査計画費補助	59,250	11,250	8,750

表11 16年度国営等地區調査の実施状況

区 分	農林水産省				北 海 道				沖 縄			
	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
かんがい排水地区	6	2	8	3	4	1	5	1	—	—	—	—
かんがい排水	6	2	8	3	4	1	5	1	—	—	—	—
直轄明渠排水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総合農地防災地区	—	—	—	—	2	1	3	2	—	—	—	—
農地再編整備地区	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
《国営地区計》	6	2	8	3	6	3	9	3	—	—	—	—
特定中山間保全整備地区	2	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
《国営等地區合計》	8	2	10	5	6	3	9	3	—	—	—	—

に農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

(広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上となっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

イ 広域営農団地農道整備事業

(アクセス機能強化農道型)

広域営農団地育成対策の一環として、既設の広域営農団地農道に連絡する農道であつて、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員がおおむね5m以上、新たにインターチェンジその他の物流拠点が整備された地域であることとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

ウ 広域営農団地農道整備事業

(中山間活性化ふれあい支援農道型)

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

エ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)～(オ)以外)

(イ) 既設農道の舗装整備

(ウ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯等における農道網の一体的整備

(エ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の

生産条件が不利な地域等の農業集落を結ぶ農道の
新設または改良

(ウ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実施
地域において国営農地再編整備事業（中山間地域
型）と一体的に行う農道整備事業

オ 農道環境整備事業

既設農道等の環境面からの更新整備や、農道機能
強化面からの整備水準の向上を主体とした整備を計
画的に行う農道整備事業である。採択要件は受益面
積がおおむね50ha以上、総事業費が3千万円以上、
財源は事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群
島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び
地元負担金となっている。

カ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替り
として、都道府県が事業主体となっていく農道整備
事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以
上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4
m以上となっている。

なお、北海道、沖縄県、離島、奄美群島、特別豪
雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興
対策実施地域または急傾斜地帯で行うものにおいて
は採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美
群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及
び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成16年度における農道整備事業の実施状況は表
12のとおりである。

表12 平成16年度農道整備事業の実施状況

(単位：千円)

事業区分	地区数	国費額
広域営農団地農道整備事業	219	38,860,000
一般農道整備事業	320	10,900,000
農免農道整備事業	439	22,140,000

(2) 農村総合整備事業

ア 農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土
の均衡ある発展を図るため、都道府県により、地域
における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農
業生産基盤（農業用排水施設、ほ場整備、農道等）、
生活環境施設（農業集落道、農村公園緑地、集落防
災安全施設等）及び都市農村交流施設（コミュニテ
ィー施設、情報基盤施設等）の整備を、地域ニーズ
に合わせてメニュー方式で総合的に実施するもので
ある。なお、本事業は、平成13年度より新規採択を

取り止めている。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 15 国費 13億円

イ 農村総合整備統合補助事業

本事業は、平成12年度に第2次地方分権推進計画の
趣旨を踏まえて、農村総合整備事業を市町村、土地
改良区等が行う場合を対象に統合補助事業を創設し
たものである。なお、本事業は、平成13年度より新
規採択を取り止めている。

農村総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示
す。

国費 62億4,322万円

ウ 集落基盤整備事業

本事業は、都市近郊地域等における農地のスプロ
ーリック的廃による農業生産性及び土地利用の効率
性の低下を防止するため、都道府県又は市町村によ
り、農業と調和した土地利用の整序化を図りつつ、
農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住条件の
整備及び農村地域の交流基盤の整備を一体的に実施
するものである。

集落基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 2 国費 7,600万円

エ 集落地域整備統合補助事業

本事業は、農村における適正な土地利用に留意し
健全な農村地域社会を建設するため、農業集落が農
村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位
であることに着目し、1～数箇の農業集落を対象と
して、市町村、土地改良区等により、農業集落を単
位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連する生
活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。

集落地域整備統合補助事業の実施状況を以下に示
す。

新規採択地区数 3 国費 10億1,379万円

オ 地域開発関連整備

(ア) 土地利用秩序形成型

本事業は、優良農用地の確保と土地利用秩序の
形成等により、農業を含めた地域の開発・振興を
図るため、土地利用調整計画に従い、非農業的土
地利用と調整を図りつつ、ほ場整備を実施するこ
とにより、優良農用地の確保と非農用地の創設を
行うものである。

(イ) 地域整備関連促進型

本事業は、地域の活性化に資すると認められる
構想と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地
域の生活環境基盤の整備を総合的に実施すること
により、これらの構想等の円滑な推進と農業の生

産性の向上を図るものである。

地域開発関連整備の実施状況を以下に示す。

実施地区数 24 国費 16億7,300万円

(3) 農村振興総合整備事業

ア 農村振興総合整備事業

本事業は、地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、都道府県により、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備等を総合的に実施するものである。

農村振興総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 100 国費 61億8,000万円

イ 農村振興総合整備統合補助事業

本事業の実施内容は、上記アの事業と同一であるが、市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業として実施するものである。

農村振興総合整備統合補助事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 15 国費 77億5,601万円

ウ 美しいむらづくり総合整備事業

本事業は、活力ある農林水産業の持続的な発展を図るとともに、自然環境や景観にも優れた美しい村づくりを実現するため、地方公共団体、地域住民、NPOなどの多様な主体の参画により、農業生産基盤と生活環境等の総合的な整備を実施するものである。

美しいむらづくり総合整備事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 5 国費 5億円

エ むらづくり交付金

本交付金は、地域の創造力を活かせるよう、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、市町村の提案による事業も含めた農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施するものである。

むらづくり交付金の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 10 国費 100億円

(4) 田園整備事業

ア 田園空間整備事業

本事業は、農村の有する豊かな自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を総合的にを行い、魅力ある田園づくりによる都市との共生の推進に資するものである。

田園空間整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 44

国費 34億円

イ 田園交流基盤整備事業

田園空間整備事業と併せて、農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等の交流基盤の整備を行うものである。

田園交流基盤整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 8 国費 3億8,400万円

(5) 地域用水環境整備事業

ア 地域用水環境整備事業

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全など多面的な機能（地域用水機能）を有しており、このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中で、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等、その一層の発揮が求められてきている。

本事業は、農業水利施設の適切な維持管理を確保しつつ、地域住民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させていくための以下の整備を行うものである。

(ア) 地域用水環境整備事業

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持・増進を図るための施設の整備を実施。なお、市町村等が行う場合は、統合補助事業として実施。

実施地区数 168 国費 38億4,500万円

新規採択地区数 24 新規採択総事業費 69億円

(イ) 歴史的施設保全事業

文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施。

実施地区数 1 国費 3百万円

新規採択地区数 1 新規採択総事業費 1億円

(6) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の育成障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

また、農村地域における資源循環の促進の観点から、

平成14年度より集落排水汚泥や処理水のリサイクル計画の策定を新規採択にあたっての要件とした。

国庫補助率は50%（内地、北海道）・60%（奄美）及び75%（沖縄）であり、平成16年度には継続689地区の事業を実施するとともに、150地区について新規着工を行った。

農業集落排水事業の実施状況 （単位：千円）

	15年度	16年度
農業集落排水事業	79,260,000	62,400,000

(7) 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤等の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、①過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村、②採択面積は、生産基盤整備事業に係る受益面積の合計が都道府県営事業の場合はおおむね60ha以上、市町村営事業の場合はおおむね20ha以上を対象とする。

国庫補助率は、55%（北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%）で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

16年度における実施地区数は、506地区（うち新規46地区）

（単位：千円）

	15年度	16年度
中山間地域総合整備事業	60,215,000	53,714,770

4 農地等保全管理事業

(1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

（項）農地等保全管理事業費

（目）国営総合農地防災事業費

（目）直轄地すべり対策事業費

（目）農地防災事業費補助（防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助）

（目）農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保

全整備事業費補助）

（目）農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助）

（項）農村整備事業費

（目）中山間総合整備事業費補助（中山間地域総合農地防災事業費補助）

（項）農業施設災害関連事業費

（目）鉱毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱（40年12月24日40農地D第1829号）、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（42年3月8日42農地D第24号）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（60年4月5日60構改D第395号）、公害防除特別土地改良事業実施要綱（47年1月11日46農地D第808号）及び国営総合農地防災事業実施要綱（元年7月7日元構改D第486号）等に基づいて計画的に行われている。

16年度における各事業の実施状況は、表13のとおりである。

(2) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地改良事業の進展に伴い、農業用排水施設など数多くの土地改良施設が造成されている。

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとっても公益的機能を有する社会資本としての位置づけが高まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全していくことが農業はもとより社会経済活動にとっても重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

（ア）直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で16年度は5地区で実施した。

（イ）広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で16年度は1地区で実施した。

（ウ）国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で16年度は23地区で実施した。

（エ）国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象

表13 16年度農地防災等事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
国 営 総 合 農 地 防 災 事 業	53,739,000	41,076,000	26	1	27	1
直 轄 地 す べ り 対 策 事 業	5,690,000	5,690,000	5	1	6	1
農 地 防 災 事 業						
防 災 ダ ム 事 業	6,323,791	3,350,000	43	6	49	9
た め 池 等 整 備 事 業	40,865,482	21,090,372	833	290	1,123	350
湛 水 防 除 事 業	22,652,899	11,613,000	186	23	209	28
農 地 保 全 事 業						
地 す べ り 対 策 事 業	12,238,119	6,111,000	322	42	364	65
農 地 保 全 整 備 事 業	9,669,867	5,261,000	140	9	149	33
農 村 環 境 保 全 対 策 事 業						
水 質 保 全 対 策 事 業	2,138,000	1,069,000	11	1	12	2
公 害 防 除 特 別 土 地 改 良 事 業	1,004,709	528,000	4	0	4	0
地 盤 沈 下 対 策 事 業	6,908,417	3,736,000	34	1	35	2
総 合 農 地 防 災 事 業	2,933,565	1,566,000	20	2	22	3
中 山 間 総 合 整 備 事 業						
中 山 間 地 域 総 合 農 地 防 災 事 業	3,366,902	1,846,000	67	5	72	12
農 業 用 施 設 災 害 関 連 事 業						
鉍 毒 対 策 事 業	966,000	483,000	3	0	3	0
計	168,496,751	103,419,372	1,694	381	2,075	506

に、機能診断及び予防保全基本計画の策定を国が行う事業で16年度は79地区で実施した。

(オ) 国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業で16年度は18地区で実施した。

(カ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で16年度は29地区で実施した。

(キ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で16年度は229地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業等

(ア) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備を行う事業で16年度は273地区で実施した。

(イ) 土地改良施設修繕保全事業

国県営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工

事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で16年度は19地区で実施した。

(ウ) 水利施設総合管理システムモデル事業

広範囲にわたって農業用排水施設群を管理する土地改良区等を対象として、総合管理システム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実施する事業で16年度は1地区で実施した。

(エ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

(オ) 緊急野菜産地育成農業水利総合点検整備事業

野菜産地の育成・強化に向けて高度な水利用を可能とするため、水利施設の補完的整備を16年度は2地区実施した。

(カ) 農業水利施設保全対策事業

農業水利施設の長寿命化の観点から、的確な施設の機能診断及び予防保全対策を16年度は52地区で実施した。

(キ) 農業水利保全支援事業

土地改良区等の利水団体が保有する許可水利権の申請に関する資料の作成上、利水団体で対応困

難な技術計算の指導等を行う事業で16年度は5地区で実施した。

(ク) 国営造成水利施設保全対策事業

国が策定した予防保全基本計画を踏まえ、施設の長寿命化に資する劣化原因の除去や劣化防止対策等の予防保全工事を行う事業で16年度は17地区実施した。

(ケ) 基幹水利施設管理技術者育成支援事業

安全性の向上や技術的進展に的確に対応した管理技術の向上を図るため、指導・援助及び研修等を実施する事業で16年度は31地区で実施した。

(コ) 新農業水利システム保全対策事業

農業構造改革と多様な水田営農を進めるため、農業水利施設における水利用の効率化、施設管理の省力化を実現する「農業水利システム保全計画」と「管理省力化施設整備事業」等を併せて行うもので16年度は282地区で実施した。

実施状況（16年度）

	予算額（千円）
直轄管理事業	832,255
広域農業水利施設総合管理事業	399,745
国営造成施設水利管理事業	194,000
国営造成水利施設保全対策指導事業	834,601
国営造成水利施設保全対策推進事業	45,600
国営造成施設県管理補助事業	1,280,461
基幹水利施設管理事業	1,388,000
国営造成施設管理体制整備促進事業	3,227,294
土地改良施設修繕保全事業	307,523
水利施設総合管理システムモデル事業	11,430
土地改良施設安全管理推進事業	34,000
緊急野菜産地育成農業水利総合点検整備事業	137,284
農業水利施設保全対策事業	303,000
農業水利保全支援事業	14,910
国営造成水利施設保全対策事業	426,220
基幹水利施設管理技術者育成支援事業	382,876
新農業水利システム保全対策事業	2,000,000

5 海 岸 事 業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。16年度における海岸保全事業の実施状況は表14のとおりである。

6 災害復旧事業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）」、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、

表14 16年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
海岸保全施設整備事業(直轄)	4,000,000	4,000,000	3	0	3	0
海岸保全施設整備事業(補助)	9,965,226	5,301,800	123	10	133	17
海岸環境整備事業(補助)	1,710,000	570,000	24	0	24	5
公有地造成護岸等整備事業 (統合補助)	15,000	6,000	1	0	1	0
計	15,690,226	9,877,800	151	10	161	22

特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

(2) 新 規 災 害

16年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表15のとおりである。

表15 16年災被害額

区 分	箇所数	被害額(千円)
直 轄	47	90,000
農 地	59,698	90,308,090
農 業 用 施 設	57,319	165,646,300
海 岸 保 全 施 設 等	167	4,103,500
計	117,231	260,147,890

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成16年7月8日から7月21日までの間における豪雨（9月3日指定 政令第264号）

平成16年7月29日から8月6日までの間における暴風雨及び豪雨（10月8日指定 政令第308号）

平成16年8月27日から8月31日までの間における暴風雨及び豪雨（11月10日指定 政令第348号）

平成16年9月4日から9月8日までの間における暴風雨及び豪雨（11月10日指定 政令第349号）

平成16年9月26日から9月30日までの間における暴風雨及び豪雨（11月25日指定 政令第365号）

平成16年10月18日から10月21日までの間における暴風雨及び豪雨（12月1日指定 政令第376号）

平成16年新潟県中越地震(12月1日指定 政令第377号)

また、局地的に激甚であった災害については、農地、農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の16年度における事業の実施状況は、表16のとおりである。

表16 16年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄	74,045	70,000
農 地	33,704,929	31,379,289
農 業 用 施 設	60,432,979	57,955,227
海 岸 保 全 施 設 等	2,147,931	1,630,280
計	96,359,884	91,034,796
農 業 用 施 設 関 連	36,618	31,089

農地災害関連区画整備	32,152	20,031
海岸保全施設等関連	0	0
災害関連農村生活環境施設	10,469,146	8,050,773
災害関連緊急地すべり	769,947	433,480
災害関連緊急大規模漂着流木	50,094	25,047
計	11,357,957	8,560,420
合 計	107,717,841	99,595,216

(3) 過 年 災 害

15年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち15年度に完了しなかったものの、16年度における事業の実施状況は、表17のとおりである。

表17 16年度過年災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄		
15年災	22,813	22,717
農 地		
14年災	2,571	2,214
15年災	2,591,696	2,376,585
農 業 用 施 設		
14年災	164,021	152,704
15年災	2,985,913	2,806,758
海 岸 保 全 施 設 等		
15年災	37,483	26,950
農 業 用 施 設 関 連		
15年災	51,506	38,784
農地災害関連区画整備		
15年災	19,117	13,573
災害関連農村生活環境		
15年災	97,118	48,559
計	5,972,238	5,488,844

7 その他の事業

(1) 里地棚田保全整備事業

2 次的自然の卓越した中山間地域の里地や棚田では、農業生産基盤等の整備の遅れ、過疎化・高齢化の進行等により、耕作放棄地が増加するとともに土地改良施設等の維持管理が粗放化し、その多面的機能の低下が懸念されている。このため、里地の環境創造区域や棚田において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備や、土地改良施設等の維持管理活動を地域ぐるみで実施していくために必要な施設整備等を実施する。

里地棚田保全整備事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 20 国費 17億9,526万円

(2) 農村振興支援総合対策事業（情報基盤整備事業）

本事業は、過疎化、高齢化が進行する中で、農村地

域において、効率的な農業経営、農村の活性化及び市町村合併後の新たなむらづくり支援に資するために、地方公共団体、土地改良区、農協、公共施設、各農家等をネットワーク化する高度情報基盤等の整備を行うものである。

農村振興支援総合対策事業（情報基盤整備事業）の実施状況を以下に示す。

実施地区数 15 国費 23億9,082万円

(3) バイオマス活用フロンティア整備事業

本事業は、地域から発生するバイオマスの効率的な利活用を図るため、新技術等を活用したバイオマス利活用施設のモデル的な整備を行うものである。これにより、地域におけるバイオマス利活用のためのシステムを構築し、環境と調和のとれた循環型社会の構築を図る。

バイオマス利活用フロンティア整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 11 国費 22億5千万円

(4) 田園自然環境保全整備事業

多様な生態系や美しい景観等の農業・農村の持つ多面的機能の十全の発揮を図ることを目的として、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を実施する。

田園自然環境保全整備事業の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 25 国費 10億円

(5) 地域環境保全型農業推進総合整備事業

土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の達成に向けて、必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施する。

地域環境保全型農業推進総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 8 国費 20億円

第4節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成16年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表18のとおりであり、土地改良事業団体連合会の団体数等は、下記のとおりである。

表18 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同連合	計
前年度地区数	6,354	85	6,439
本年度設立地区数	49	0	49
本年度解散地区数	300	1	301
現在地区数	6,103	84	6,187
のべ面積(ha)	2,870,843	325,142	3,195,985

土地改良事業団体連合会48団体、都道府県土地改良事業団体連合会8,590会員（うち土地改良区（土地改良区連合を含む）5,501、市町村2,875、農業協同組合等214）

(イ) 検査

土地改良法第132条に基づき、土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の検査を実施している。

毎年度の検査は、年度当初に土地改良区等の業務運営の状況及び財務の規模等を勘案して農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分した検査計画を作成し、検査を実施している。

なお、これら土地改良区等に対する検査は、原則として3年ごとに行うこととしている。

イ 土地改良推進対策

最近における農村社会の都市化、混住化、農家意識の多様化等を背景として、土地改良事業の工事の実施、土地改良施設の管理、土地改良区の運営等に関する諸問題が累積し、かつ複雑化する傾向がある。

このため、都道府県段階で都道府県土地改良事業団体連合会に土地改良管理指導センターを設置し、①土地改良施設の管理指導、②土地改良事業に関する相談等の業務を実施する。また、これにあわせて当該土地改良管理指導センターの活動に対する積極的な指導調整等を行うことを目的として中央段階に中央土地改良管理指導センターを設置し、①都道府県土地改良管理指導センターの組織運営及び業務活動についての指導及び情報の提供、②都道府県土地改良管理指導センターの専門指導員の資質の向上を図るための研修を実施した。

なお、平成16年度は、1億6,001万円を計上し、全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が実施した上記各事業に対し助成を行った。

ウ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修がきわめて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修について

は、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らがこれを行うべきであるが、近年における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業と、土地改良区の統合整備に伴い必要となる土地改良施設の整備補修に要する土地改良区統合整備連携緊急対策事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設改善対策事業を実施するとともに、水田の畑地転換について一定規模以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する畑地転換に伴う施設改善対策事業の増嵩分に対して助成する畑地化対策事業を実施した。

なお、平成16年度の実施状況は、表19のとおりである。

表19 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況
(単位：千円)

	15年度	16年度
年間総事業費	13,154,282	12,887,921
国庫補助額	4,025,346	3,946,842

エ 土地改良区組織運営基盤強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、農村地域の環境との調和に配慮しつつ、合理的な水・土地利用の調整ときめ細かい水管理の必要性等を踏まえ、より適切かつ効率的な施設管理が期待されている。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷など厳しい農業情勢等の中で、土地改良区は零細・小規模で財政基盤が脆弱化し、その役割を十分に果たせなくなっている事態が生じている。

このような実情にかんがみ、

- (ア) 土地改良区が土地改良施設の効率的・適正な維持管理、土地利用調整、農業の多面的機能の発揮への関与等による地域社会への貢献等に総合的に

対応するために必要な基本計画を策定する事業運営改革基本計画策定事業

- (イ) 土地改良事業団体連合会に、広域的な統合整備や米政策改革を踏まえた土地利用調整を推進するための指導体制を整備する土地改良区組織運営基盤強化推進事業
- (ウ) 都道府県が策定している統合整備基本計画等に即して行う土地改良区の合併又は合同事務所の設置や、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業
- (エ) 国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織基盤を強化する必要があるものについて指導を行う国営関連土地改良区整備強化対策事業

- (オ) 都市化・混住化や管理施設の高度化・複雑化等により農業用排水路等の維持管理に著しい支障が生じている土地改良区が、

① 土地改良法第56条第2項に基づく市町村等協議を実施するため、管理に要する費用の分担計画の策定等

② 地域住民の参画を得て行う地域環境の維持・創造に資する活動を実施するとともに、管理作業へ地域住民が参画するための協定書の策定等

③ 集落管理組織の機能が低下している土地改良区が効率的な水管理システムを構築するため農業用水管理系統再編計画の策定等

を行う農業用排水路等管理組織整備推進事業を実施した。

なお、平成16年度予算額は、2億5,100万円である。

(2) 農用地の集団化

ア 換地処分等促進対策

換地処分の促進を図るため、全国土地改良事業団体連合会に中央換地センターを、各道府県土地改良事業団体連合会に道府県換地センターを設置し、換地に関する研修、事務指導、異議紛争の処理対策及び農地の連担化に向けた指導活動等を実施した。

また、交換分合を推進するため、全国農業会議所及び道府県による交換分合の啓発普及、技術指導及び研修等を実施した。

なお、平成16年度予算額は、3億1,631万円を計上し、上記各活動に対して助成を行った。

イ 農用地等集団化事業

- (ア) 換地処分の事前調整及び交換分合の実施

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改

善を図る上で極めて重要であるので、土地改良法に基づく区画整理等に伴う換地処分の事前調整及び農業委員会等が行う交換分合に対して助成を行った。

(イ) 交換分合附帯農道等整備事業の実施

交換分合の推進を図るため、交換分合の対象となる農用地の条件を均等化し、大型機械の導入による労働力の節減など集団化の効果を一層向上させるため、交換分合と一体の計画の下で実施する農道等の整備に対して助成を行った。

(ウ) 農用地等集団化事業の実施状況

平成16年度における事業の実施状況は表20のとおりである。

表20 農用地等集団化事業実施状況

種 別	事業費 (千円)	補助金 (千円)
農 用 地 等 集 団 化 事 業 (交換分合附帯農道等整備事業は除く)		
農林水産省	541,038	272,786
北 海 道	238,561	128,822
沖 縄	15,720	12,474
計	795,319	414,082
農用地等集団化事業のうち		
交換分合附帯農道等整備事業		
農林水産省	0	0
北 海 道	32,636	17,918
沖 縄	0	0
計	32,636	17,918

(3) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、16年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表21のとおりである。

表21 管理委託実績(16年度末)

国営土地改良事業完了	
地区数	1,586地区
管理委託済施設数	
ダム、頭首工、揚水機場等	1,278施設
水路、道路	15,041km

(4) 融 資 関 係

ア 農業基盤整備資金(耕地)

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表22のとおり

である。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は補助残資金435万円で前年比31.3%、非補助資金は融資実績なしで、合計435万円で前年比31.3%となった。

表22 16年度貸付実績額

		(単位：百万円、%)		
		16年度貸付 実績額A	15年度貸付 実績額B	A/B
農業基盤整備資金				
(耕地)		18,724	22,907	81.7
補助		13,733	16,173	84.9
県営		10,955	12,909	84.9
団体営		2,778	3,264	85.1
非補助		4,991	6,734	74.1
一般		4,991	6,734	74.1
利子軽減		0	0	0
担い手育成農地集積資金		12,024	12,859	93.5
合 計		30,748	35,766	86.0

(注) 農林漁業金融公庫「業務統計」による。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表22のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額が2,172万円で前年比71.1%であった。

(5) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負担金の水準が一定以上の期間について、その一定額(平準化目標額)を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成16年度末現在で、814地区認定している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利

率が2.0%を超える利息相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成16年度末現在で1,691地区認定している。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成16年度末現在で、27地区認定している。

エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成16年度末現在で、54地区指定している。

オ 平成5年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度の特例的な事業として創設されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、平成5年度に認定した58地区に対し、平成16年度は21地区分の利子補給を行った。

2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、国土交通大臣は、最大取水量が毎秒1.0 m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表23のとおりである。

表23 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
10	30	2	32
11	17	1	18
12	11	2	13
13	19	3	22
14	17	0	17
15	26	2	28
16	21	1	22

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。

第9章 農林水産技術会議

第1節 農林水産研究開発の 推進状況

1 農林水産技術会議の運営

(1) 農林水産技術会議の審議状況

農林水産技術会議は、国家行政組織法の特別の機関として農林水産省に設置されており、試験研究の基本的計画の企画・立案、農林水産省の試験研究機関及び農林水産省所管の独立行政法人の行う試験研究の調整、状況及び成果の調査、都道府県その他の者の行う試験研究に対する助成、試験研究と行政部局の掌握する事務との連絡調整等を行っている。

平成16年度においては、農林水産技術会議は計11回開催され、農林水産試験研究に係る重要課題についての報告・検討が行われた（表1参照）。

(2) 農林水産技術会議事務局の概況

平成16年度の主要施策は以下のとおりである。

ア 先端的研究の実用化・産業化等の重点的推進

(ア) バイオテクノロジー戦略大綱に資するため、民間企業との連携のもと、イネゲノム（イネの遺伝情報）の解読成果等の実用化・産業化研究を推進した。

(イ) バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、農林水産業由来のバイオマスをプラスチック原料等の工業原料、エネルギー、農業用途等に多段階かつ総合的に利活用する地域循環利用システム構築のための研究を推進した。

(ウ) 農業が環境に与える負荷低減を図るため、天敵誘導物質を利用した害虫防除技術等、作物が本来もつ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術の開発を推進した。

(エ) 生活習慣病の予防等を通じ、健康で活力ある長寿社会を実現するため、食品素材が有するポリフェノール等の機能性成分の流通・加工過程における動態の解明とその維持・増強技術の開発を推進した。

イ ゲノム研究、消費者ニーズに対応した品種開発等

の推進

(ア) 畜産ゲノムにおける肉質等に関する有用遺伝子の機能解明、カイコゲノム解読結果の活用など昆虫研究による新素材、新産業創出の技術開発を推進した。

(イ) 遺伝子組換え技術等に対して国民の理解を得るための効率的・効果的な取組を強化した。

(ウ) 新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」農産物の確立に資するため、消費者ニーズを踏まえた新品種の育成や栽培・流通・加工技術の開発を推進した。

(エ) BSEの診断技術の開発等を実施するとともに、鳥インフルエンザ等重要な人獣共通感染症の診断技術や予防技術の開発等を実施した。

(オ) ダイオキシン類等の有害化学物質について、分解・無毒化技術の実証研究等を通じリスク低減化技術の開発を推進した。

ウ 競争的研究資金の拡充

地域経済の活性化やバイオテクノロジーによる新産業の創出、起業化を促進するため競争的研究資金を拡充した。

表1 農林水産技術会議の審議状況

回数	開催年月日	議 題 等
1	16.4.20	・平成16年度競争的研究資金事業の新規採択課題と評価結果について ・平成16年度の研究開発レポートの発刊計画について ・平成17年度農林水産研究開発の重点事項について ・生物多様性影響評価検討会の開催概要について ・産学官連携強化のための取組について ・研究基本計画検討専門委員会の設置について
2	16.5.18	・平成17年度予算の概算要求の方針について ・平成16年度アグリバイオ実用化・産業化研究の実施課題について

		・第一線の研究者との懇談 (平成16年度第1回) 「におい識別装置 (においセンサー) による畜産臭の測定」			「病害虫の総合的管理技術に関する研究」
3	16.6.15	・東北地域における各試験研究機関の研究の現状等について ・総合科学技術会議等の動きについて			・食料・農業・農村政策審議会企画部会について ・総合科学技術会議をめぐる動きについて ・世界イネ研究会議の開催について
4	16.7.27	・生物多様性影響評価検討会の開催概要について ・食品機能性研究に関する検討会の報告の取りまとめについて			・新潟県中越地震への対応について ・第一線の研究者との懇談 (平成16年度第2回) 「味覚の分子・細胞生物学研究の最前線」
5	16.8.19	・平成17年度予算の概算要求の方針について ・政策評価について (実績評価、プロジェクト研究等の事前評価) ・農林水産研究開発レポート「食品の品質保証のための研究開発」について ・研究基本計画検討専門委員会の検討状況について	9	17.1.25	・平成17年度科学技術関係予算の概算決定について ・独立行政法人の中期目標期間終了時の事務・事業の見直しについて ・生物多様性影響評価検討会及び拡散防止措置確認会議の開催概要について ・農林水産研究に関する基本計画の検討状況について ・指定試験事業の見直しに関する検討会の開催について
6	16.9.21	・平成17年度科学技術関係予算の概算要求について ・平成15事業年度における独立行政法人評価結果 ・独立行政法人見直しの検討状況について ・アグリビジネス創出フェアの準備状況について ・世界イネ研究会議の開催について ・農林水産研究開発レポートについて 「食料・環境問題の解決を目指した国際農林水産業研究」 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の拡散防止措置の確認等について ・研究基本計画検討専門委員会の検討状況について	10	17.2.24	・農林水産研究に関する基本計画の検討状況について ・第一線の研究者との懇談 (平成16年度第3回) 「ロボット技術の最前線ー群れ技巧ロボットからマイクロ・ナノロボットまでー」
7	16.10.19	・中国四国地域における各試験研究機関の研究の現状等について ・農林水産研究に関する基本計画の骨子(案)について ・総合科学技術会議等の動きについて ・生物多様性影響評価検討会の開催概要について	11	17.3.30	・農林水産研究基本計画について ・平成17年度の農林水産技術会議の運営方針について ・政策評価(プロジェクト研究等の中間・事後評価)及び平成17年度政策評価の実施計画 ・先端技術を活用した農林水産研究高度化事業のうち緊急課題即応型調査研究の実施について
8	16.11.16	・農林水産研究開発レポートについて			

2 農林水産研究開発の戦略的推進

(1) 農林水産研究基本計画の策定

農林水産技術会議では、新たな「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定など農林水産研究をめぐる情勢の変化に対応して、平成17年3月30日、「農林水産研究基本計画」を策定した。

本計画では、国や独立行政法人はもとより、公立試験研究機関、大学、民間等が実施する研究も含めたオールジャパンの視点から、農林水産研究が目指すべき社会的な貢献の在り方、今後10年程度を見通して取り組む研究開発の重点目標及びその達成を図るための具体的な施策を示した。

農林水産研究が目指すべき社会的な貢献の在り方については、農林水産業の競争力強化、食の安全・信頼の確保、地球規模の食料・環境問題の解決などに貢献するために、農林水産研究の特質を踏まえつつ、国民の理解も十分に得ながら研究開発を進めていくこととしている。

研究開発の重点目標では、①課題の解決と新たな展開に向けた研究開発、②未来を切り拓く基礎的・基盤的研究の2つを柱として、11の重点目標を掲げた。さらに、11の重点目標ごとに、今後5年後及び10年後の具体的な達成目標について明確にした。

重点目標の達成を図るための具体的な施策については、研究の企画・立案機能の強化や評価の高度化、人材の育成、産学官連携の強化、研究成果の普及・事業化の促進、国民との双方向コミュニケーションの確保など優れた研究成果の創出とその実用化・産業化を図るための取り組みをまとめた。

今後、農林水産技術会議事務局では、本計画に基づいて、農林水産研究がその役割を十分果たせるよう、一層強力に施策を推進していくこととしている。

(2) 総合科学技術会議との連携

総合科学技術会議は、我が国全体の総合的な科学技術推進の司令塔として、科学技術政策の企画、立案及び総合調整機能を充実する観点から、平成13年1月、内閣府に設置された。

総合科学技術会議においては、科学技術の戦略的推進やシステム改革を具体的に進める観点に立って、「平成17年度科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の策定を通じ、その機能を積極的に発揮している。また、平成18年度から5か年の科学技術基本計画（第3期科学技術基本計画）策定のための検討を開始した。

農林水産省では、平成16年度において、資源配分の方針等に沿って、農林水産研究開発予算を重点化する等総合科学技術会議が示す方針に的確に対応し、農林水産研究開発の効率的な推進を図った。

3 研究開発体制の整備

(1) 農林水産関係試験研究独立行政法人

農林水産技術会議事務局は、農業関係の6つの試験

研究独立行政法人の業務を推進している。平成16年度 of 取組は以下の通りである。

なお、農林水産省では、平成16年12月に、総務省の政策・評価独立行政法人政評価委員会の「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえて、農業関係試験研究独立行政法人の事務・事業について、

- ① 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所の統合
- ② 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構で行われている民間における生物系特定産業技術の試験及び研究に対する出資及び貸付けを行う業務についての抜本的な見直し

③ 役職員等の非公務員化

等の見直し案を取りまとめ、行政改革推進本部の了承を得て決定した。

ア ㈥農業・生物系特定産業技術研究機構

㈥農業・生物系特定産業技術研究機構では次の4つの業務を実施している。

(ア) 農業技術研究業務

〔運営費交付金 360億4,000万円〕

農業技術研究業務については、①稲、麦、大豆等における実需者ニーズに応じた品種の育成、高品質栽培技術の開発及び環境保全型農業生産技術の開発、②野菜・茶の機械化栽培適性、果樹の高機能及び花きの高品質等を有する品種育成並びに環境保全型や低コスト・安定生産栽培技術の開発、③生産性向上のための優良家畜生産技術の高度化や家畜排せつ物処理・利用技術、国際重要伝染病の侵入・蔓延防止技術等の研究、④地域農業振興のための総合研究及び地域農業革新のための基礎的・先導的技術開発研究を推進した。

(イ) 民間研究促進業務

民間研究促進業務については、民間の活力を活かした生物系特定産業技術に係る技術開発を促進するための出融資事業等を実施した。

(ウ) 基礎的研究業務

〔運営費交付金 65億3,700万円〕

基礎的研究業務については、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果の普及を図ることとしており、①新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業、②新事業創出研究開発事業、③生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業を実施した。

(エ) 農業機械化促進業務

〔運営費交付金 19億6,400万円〕

農業機械化促進業務については、①農林水産大臣の定めた「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、政策上不可欠な農業機械を、民間企業との共同研究により緊急開発、その実用化の促進、②将来必要とされる農業機械の開発に不可欠な高度なシーズ技術の開発等に関する基礎・基盤研究、③農業機械の性能及び安全性の向上に資する型式検査及び安全鑑定等を実施した。

イ ㈥農業生物資源研究所

〔運営費交付金 78億7,644万円〕

①ゲノム生物学等を利用した生命科学研究、②農林水産業の飛躍的発展を目指した革新技術の開発、③新産業の創出を目指した研究、④バイオテクノロジーを支える基盤技術の開発を推進するとともに、⑤農業生物資源ジーンバンク事業を実施し、動植物・微生物遺伝資源及びDNAの収集、特性評価、保存・増殖、配布、情報管理を通して、育種並びに農業研究を支援し、遺伝資源の保全と利用に関する研究を推進した。

ウ ㈦農業環境技術研究所

〔運営費交付金 32億6,411万円〕

①農業生態系の持つ自然循環機能に基づいた食料と環境の安全性の確保、②地球規模での環境変化と農業生態系との相互作用の解明、③生態学・環境科学研究に係る基礎的・基盤的研究等を行った。

エ ㈧農業工学研究所

〔運営費交付金 21億9,878万円〕

①農業・農村の有する多面的機能の解明・評価、②生産基盤の整備・管理技術の開発、③農村の活性化手法と生活環境整備手法の開発等に関する研究を行った。

オ ㈨食品総合研究所

〔運営費交付金 23億2437万円〕

①食品の機能性の解明と利用技術の開発、②食品の安全性確保・品質保証技術の開発、③食品の表示制度に対応した分析技術の高度化、④食品の利用技術開発及び製造技術の高度化⑤微生物・酵素の高度化利用技術の開発等に関する研究を行った。

カ ㈩国際農林水産業研究センター

〔運営費交付金 31億6,634万円〕

①世界の食料需給の動向解析と共同研究に係わる総合戦略の策定、②開発途上地域における食料・環境に係わる地域特性及び発展方向の解明、③開発途上地域における農林水産物の環境に調和した持続的

生産技術の改良・開発、④開発途上地域における農林水産物の品質評価・流通・加工技術の改良・開発、⑤開発途上地域における遺伝資源及び生物機能の解明と利用技術の開発、⑥開発途上地域における環境資源の特性評価と生物多様性の解明、⑦沖縄における研究等を行った。

(2) 施設整備

ア 筑波事務所

農業試験研究独立行政法人が研究等を遂行するうえで必要な共同利用施設(予算額6億8,424万円)の整備を行った。

イ 省庁別宿舎

独立行政法人の役職員に貸与している省庁別宿舎(予算額1億4,894万円)の整備を行った。

ウ 独立行政法人

農業試験研究独立行政法人が行う試験研究の飛躍的な推進のための基盤となる施設(予算額14億4,748万円)の整備を行った。

(3) 職員の資質向上施策

ア 農業中核研究員養成研修

都道府県において、総合的な試験研究の企画・立案及びその推進業務と研究成果の普及への受け渡し業務を円滑に推進するための高い資質を有する研究者を確保するため、都道府県農業関係試験研究機関の研究員を対象に、実施している。

平成16年度は54名が受講した。

イ 農林水産研究高度化人材育成セミナー

農林水産業の現場における問題に対する深い洞察力や試験研究に関する諸制度に対する理解力を備えた研究者を育成するため、実施している。

平成16年度は38名が受講した。

4 研究開発の評価

(1) 評価制度の整備

農林水産技術会議では、昭和40年に研究レビュー制度を創設して以来、試験研究機関の評価、プロジェクト研究課題評価を行ってきたが、平成13年度からは、政策評価制度の導入及び国立試験研究機関の独立行政法人化等の状況を踏まえ、これまでの研究評価の体制を一新し、「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」(平成13年4月17日農林水産技術会議決定。以下「農水省評価指針」)を策定し、新たな評価体系をスタートさせたところである。更に、平成13年11月28日付けで「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定されたこと等を踏まえて平成14年5月21日付けで「農水省評価指針」を改定し、評価内容の充

実と評価手法の合理化等を図ったところである。

平成13年度から新たに構築した評価体系は、①実績評価（政策評価会及び大臣官房企画評価課による）、②事業評価（農林水産技術会議における研究・技術開発評価）、③独立行政法人評価委員会による法人の業務実績に関する評価を基本に構成している。また、平成16年度においては、総合評価（特定の課題を様々な角度から掘り下げて総合的に行う評価）を実施した。

ア 実績評価

農林水産省では、他省庁に先駆け平成12年度から、主要施策のすべてについて、5年後の数値目標を設定し、定量的目標の設定に基づく達成度評価を実施している。研究・技術開発に関しては、「新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進」を政策分野として、①「普及に移しうる成果」及び「実用化しうる成果」の数、②研究員一人当たりの主要学会等掲載論文数、③特許出願、新品種命名登録等の数の3つの客観的・定量的指標をもって達成度評価を行っている。

イ 事業評価

農林水産技術会議が、以下の評価及び調査を実施。

なお、これらの評価について、農林水産技術会議の下に設置された評価専門委員会が必要性、効率性、有効性等の視点から審議することとなっている。

(ア) 研究分野別評価

「研究・技術開発戦略」に基づきゲノム、環境等の9つの研究分野ごとに、研究開発目標の達成状況等を評価。

(イ) 研究制度評価

競争的環境の整備、産学官の連携といった研究システムに対応する各種制度（事業）を評価。

(ロ) 研究開発課題評価

個々のプロジェクト研究及び競争的資金における個々の研究課題を評価

(ハ) フォローアップ調査

主要な技術開発成果の普及状況等のフォローアップを実施。

ウ 独立行政法人の業務実績に関する評価

試験研究機関の独立行政法人化により、これまで農林水産技術会議において実施してきた試験研究機関の業務実績に係る評価は、独立行政法人通則法に基づき、外部の学識経験者によって構成される独立行政法人評価委員会による評価に移行した。

エ 総合評価

本評価は従来から施策の総合的な評価の取組として食料需給表などの統計分析のほか、制度改正時な

どにおける分析等を実施されているが、研究開発の分野では始めて試みとして、技術開発の経済的効果について実施した。

(2) 評価実績の概要

ア 実績評価

平成16年度においては、平成15年度の実績の評価を行ったところ、「普及に移しうる成果及び実用化しうる技術の数」等3つの指標の目標値を概ね達成しており、達成ランクはすべて A となった。

イ 事業評価

(ア) 研究分野別評価

平成16年度においては、土地利用型農業分野、作物育種分野及び食品分野を対象とし点検を実施するとともに、「農林水産研究基本目標」にかわる新たな「農林水産研究基本計画」を平成17年に策定することを踏まえて、現行の基本目標を着実に達成するために策定された戦略に対し、全般的・概括的な評価を行った。現行戦略の9分野において、食品等の3分野については、十分な成果が得られていると判断され、土地利用型農業等の5分野は、概ね順調に研究が進んでいる、農山漁村分野については、今後の一層の取り組みの強化が必要であるとの結論が得られた。

(イ) 研究制度評価

平成16年度においては、新規又は拡充する4制度の事前評価を6月～8月に、終了した3制度の事後評価を平成17年1月～3月にかけて実施した。

(ロ) 研究課題評価

平成16年度においては、①競争的研究資金の採択（応募課題557課題うち採択課題89課題）及び期中（28課題）及び事後評価（5課題）の評価を4月に、②平成17年度予算要求に係る事前評価（10課題）を6月～8月に、③平成17年1月～3月にかけて研究課題毎に中間評価（8課題）及び事後評価（24課題）を、それぞれ実施した。

ウ 独立行政法人の評価

平成16年度においては、独立行政法人農業技術分科会を2回、各独立行政法人毎に評価部会を2回開催し、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に係る業務方法書の変更案の審議や退職役員の業績勘案率について決定するとともに、農業技術分野の独立行政法人の平成15事業年度の業務実績評価を実施した。農業技術分野の6つのすべての独立行政法人の評価結果は A となった。

エ 総合評価

平成16年度においては、「小麦を主体とする水田畑作物の高品質化および生産性向上技術の開発」及び「昆虫の機能利用と資源化に関する基礎研究」を評価の対象とし、有効性及び効率性の観点から評価を実施した。投入した研究資金以上の効果を生み出していることや後継の研究開発に貢献していることなどの評価結果が得られた。

5 先端技術の安全性確保のための取組

遺伝子組換え等先端技術は、物質生産及び食料・環境問題の解決に貢献する技術として世界的に大きな期待が寄せられているが、その成果を実用化し、社会に還元していくためには、安全性と国民の安心を確保することが必須である。このため、平成16年2月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)に基づき、16年度においては環境省と共同で生物多様性影響評価検討会農作物分科会を16回、同総合検討会を8回開催し、学識経験者から生物多様性影響評価の意見を聴取し、50件の遺伝子組換え農作物の使用等について生物多様性影響を生ずるおそれはないとの意見を取りまとめた。

また、平成7年度から遺伝子組換え技術等バイオテクノロジーの内容、有用性、必要性、安全性、開発・実用化状況等に関して正しい理解の促進を図るための取り組みを行っており、平成16年度については「みんなで考えるバイオテック」推進事業において、①体験研修、②メディエーター（遺伝子組換え技術・農作物を科学的に理解し、正確かつわかりやすい情報を提供し、円滑な双方向コミュニケーションを行える者）養成研修、③パンフレットの作成・配布、④遺伝子組換え技術等に関する意識調査、⑤学校や科学館などにおける出前方式の講義や実験、シンポジウム・セミナーの開催、⑥ホームページを通じた情報提供などを実施し、国民の理解の増進を図った。

6 研究開発基盤の整備

(1) 農林水産研究計算センター

農林水産研究計算センター（以下「計算センター」という。）は、昭和53年に農林水産業に係る試験研究の効率化推進を支援するため、農林水産省試験研究機関の共同利用施設として農林水産技術会議事務局筑波事務所に設置された。

以降、ユーザがいつでも、どこからでも利用できること、また、迅速かつ正確に科学技術計算や農林水産研究技術情報の検索サービス・提供ができることを目

標として整備を進めてきた。

また、計算センターでは、農林水産省研究ネットワーク（MAFFIN）を運営し、農林水産省試験研究機関及び農林水産省が所管する独立行政法人を始め、農林水産省の行政部局や公立農林水産試験研究機関とのネットワーク接続を行い、農林水産研究情報のインフラ整備を推進している。

平成16年度は、ユーザーが一層使いやすい利用環境の実現、ユーザーやシステム管理者の負担の軽減、セキュリティに配慮した、「科学技術計算システム」、「ネットワークサービスシステム」、「ネットワークライブラリーシステム」の3つのシステム更新を行った。

(2) 農林水産研究情報センター

農林水産研究情報センター（以下「情報センター」という。）は、国内外の試験研究情報を広域的に収集し、図書館としての利用に供するとともに、収集した文献情報等をコンピュータ処理し、利用者に迅速かつ的確に提供することを目的として昭和53年10月に農林水産技術会議事務局筑波事務所に設置された。昭和59年4月には、国立国会図書館支部農林水産省図書館農林水産技術会議事務局筑波事務所分館となった。

主要業務は、農林水産関係情報の収集・整理・提供、各種サービス、寄贈図書（デポジトリイを含む）の受入・管理、コンピュータによる情報の加工・処理・提供等である。

ア 取 書

図書の受入れは、寄贈図書を含め4,622冊であった。平成16年度末における蔵書は181,806冊となった。

なお、図書の管理は図書資料管理システム（ALIS）で行っており、蓄積した書誌所在情報はWeb-OPAC（農林水産関係試験研究機関総合目録）によりインターネットを利用して広く公開している。

イ 利用及び提供

平成16年度の来館者数は1,136人、貸出冊数は619冊であった。農林水産関係試験研究機関に対して行っている外国雑誌のコンテンツサービスは、1,011誌（電子メールによる提供）であった。また、文献複写サービスは3,905件、レファレンスサービスは695件であった。

ウ 情報の加工・処理・提供

農林水産省試験研究機関及び農林水産省が所管する独立行政法人等において実施している研究課題情報のデータベース「RECRAS」、研究成果情報データベース及び国内の農林水産関係文献情報データベ

ス「JASI」を作成している。

さらに、情報センターは、世界の農林水産関係文献情報の収集・提供を目的としてFAOが開発した国際農業科学技術情報システム（AGRIS）に参加しており、我が国のインプットセンターとして国内の文献情報を入力し国際的に流通させるとともに、世界の情報を一元化したデータベースとして入手し、広く提供している。

平成16年度末で提供しているデータベースの種別は、文献情報（10種）、研究課題情報、研究成果情報、WWWディレクトリ情報、書誌所在情報等であり、いずれもインターネットを利用して提供している。

7 研究交流の推進・研究開発成果の広報等

(1) 農林交流センター

農林交流センターは、産・学・官の連携を強化し、研究を拡充し、さらには国際的な交流を図るため、筑波農林研究団地内に設立され、平成元年8月よりその運営を開始している。

平成16年度には、3課題の産・学・官の共同研究を実施した。

また、内外の著名な研究者を講師とした「国際交流セミナー」、「ワークショップ」等、12回のセミナー、シンポジウム、研究会等を開催した。この他、各種の研修、講習会、交流会等も開催した。

これら農林交流センターの利用者は民間企業、大学、研究所、国及び都道府県の研究者等延べ1,906名であった。さらに、農林交流センターでは「農林交流センターニュース」を発刊し、農林交流センターで開催されるセミナー、研究会等の案内を行うとともに、研究者の海外における活躍、研究トピックス等を各方面に提供し、通算375号まで発行した。

また、筑波農林研究団地の試験研究を行う独立行政法人と協力し、筑波研究学園都市記者会へ研究成果等の発表を87回実施した。

このほか、国内・海外研修生及び交流研究員宿泊施設を利用して、各種の研究交流、研修及び会議の実施を支援しており、平成16年度には、国内関係で53,006人、海外関係で延べ14,987人の宿泊があった。

また、農林研究団地内に滞在している外国人研究者の生活支援のためのコンサルタント事業（相談件数1,715件）を実施した。

(2) 社農林水産技術情報協会

社団法人農林水産技術情報協会は、国、独立行政法人、都道府県、民間等の試験研究機関と広く連携を保ちつつ、試験研究・技術開発に関する情報交流及び調

査、技術開発、研究成果の移転並びに研究交流に対する支援、印刷物の刊行等を行うことにより農林水産技術の普及・向上を図ることを目的として、昭和52年に設立された公益法人である。平成16年度は、農林水産大臣認定TLO（技術移転機関）として、農林水産業・食品産業等の活性化を図るための技術移転促進活動及び人材養成及びマッチング促進活動を行う「農林水産技術移転促進事業」の他、農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業の補助事業（補助金5,953万5千円）、農林水産関係文献機械検索データ作成、筑波農林研究団地外国人研究者等支援、融合新領域研究戦略的アセス調査、農林水産試験研究成果保全に関する調査及び先端技術を活用した農林水産研究高度化事業研究課題調査分析、種苗特性分類調査の委託事業（委託費1億3,370万1千円）等を実施した。

(3) 社農林水産先端技術産業振興センター

社農林水産先端技術産業振興センター（略称：STAFF）は、幅広い分野の企業・団体等が集まり、異業種間の交流と産学官の連携を図りながら、農林水産・食品分野におけるバイオテクノロジー等先端技術の研究開発と産業化の促進に関する事業を実施するため、平成2年10月16日に設置された。

その事業の内容は、①先端技術の研究開発と産業化に関する実効性のある政策提言、②農林水産省の支援による先端技術の研究開発プログラム等の企画立案・実施、③公的機関との連携による技術・製品の試験評価とパブリック・アクセプタンス確保等に係る普及啓蒙、④企業・団体等異業種間の交流促進等である。

平成16年度は、バイオテクノロジー技術及び同技術の安全についての情報提供や啓発活動を実施するなど、①委託（予算額1億7,062万8千円）、②助成事業等（予算額1億2,316万2千円）を行った。

(4) 研究成果発表・刊行物等

ア 研究活動調査

研究活動調査では、農林水産関係試験研究機関における研究活動の実態を把握するため、国、独立行政法人及び都道府県の農林水産試験研究機関の人員、資金等及び試験研究課題、試験研究業績の概要を調査した。

イ 海外調査

海外調査では、農林水産分野で緊急度が高く国内で把握困難な事項について、海外の先進的な技術開発及び研究動向を的確に把握し、我が国の農林水産関係試験研究の効率的な推進に資するため、平成16年度は、オーストラリア、ドイツ、スウェーデン、デンマーク、ニュージーランドにおいて現地調査を

実施した。

ウ 広報活動

(ア) 月刊技術会議

農林水産技術会議の審議事項や技術政策関連の広報誌として、「月刊技術会議」を発行した。

「月刊技術会議」においては、技術会議委員等の巻頭言やエッセイをはじめ、技術会議の審議内容の報告、委託プロジェクト研究の紹介、総合科学技術会議の動向、局内各課の行事予定、記者発表事項等を掲載し、平成16年度においては、No.34～45を刊行した。

(イ) 農林水産研究開発レポート

農林水産研究開発レポートは、農林水産技術会議が監修し、技術政策上重要な課題を取り上げ、背景・経緯、研究開発の内容と成果、解決すべき研究課題と今後の取組方向等の内容を平易に解説したものであり、平成16年度は、「食品の品質保証のための研究開発」、「食料・環境問題の解決を目指した国際農林水産業研究」、「病虫害の総合的管理技術」のNo.10～12を刊行した。

(ロ) 研究成果シリーズ

研究成果シリーズは、農林水産技術会議が推進した特別研究及び2以上の試験研究機関が共同で推進したその他の農林水産関係試験研究の最新の成果を取りまとめたものであり、平成16年度は、「透明かつ検証可能な手法による吸収源の評価に関する研究」他、No.427～434を刊行した。

(ハ) 農林水産主要研究成果

農林水産業の優れた成果を取りまとめ、「農林水産主要研究成果（平成15年度）」を刊行した。

エ 農林水産業に関する研究成果発表会

試験研究における成果を広く行政部局、関係団体等に紹介するとともに、これら関係者からの提言を試験研究に反映させるため、農林水産業研究成果発表会を昭和42年度から実施しているが、平成16年度は次のとおり開催した。

(ア) 中央研究成果発表会

平成17年3月15日、JAホール(千代田区大手町)において「21世紀の農林水産技術を展望するシンポジウム～次世代の農林水産業を支える革新技術～」と題し、シンポジウム形式での発表を行った。

(イ) 地域研究成果発表会

平成16年度の地域研究成果発表会（統一テーマ：「地域の独自性を生かした水田利用」）を次のとおり行った。

地 域	期 日	開催地	サブテーマ
北海道地域	16.10.27	旭 川 市	北国のコメと水田作の新技术
東 北 地 域	16.7.8	青 森 市	東北稲作の活力を生む戦略を模索する
北 陸 地 域	16.10.21	上 越 市	米どころ北陸が発信するコメ未来
近 畿 中 国 四 国 地 域	16.10.18	福 山 市	イネ・コメの新機能、新付加価値、新用途
九 州 沖 縄 地 域	16.10.19 (台風により中止)	那 覇 市	南西諸島における活力ある土地利用型農業の新技术

(5) 新品種命名登録

育種研究の成果である農作物品種の速やかな普及に資するため、「農業試験研究独立行政法人等育成農作物新品種命名登録要綱」（平成13年4月17日付12農会第3072号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成16年度は17作物31品種を命名、登録及び公表した。

これらの命名登録品種の品種名、登録番号は次のとおりである。

(水稻)

夢あおば	(水稻農林398号)
ニシアオバ	(水稻農林399号)
ふくいずみ	(水稻農林400号)
ゆきのはな	(水稻農林401号)
イクヒカリ	(水稻農林402号)
コシヒカリ BL 1号	(水稻農林同質403号)
みやゆたか	(水稻農林404号)

(小麦)

春のかがやき	(小麦農林161号)
ユメアサヒ	(小麦農林162号)

(二条大麦)

しゅんれい	(二条大麦農林21号)

(はとむぎ)

はとゆたか	(はとむぎ農林4号)

(かんしょ)

オキコガネ	(かんしょ農林61号)

(ばれいしょ)

スノーマーチ	(ばれいしょ農林51号)
オホーツクチップ	(ばれいしょ農林52号)

(だいず)

すずかおり	(だいず農林127号)
クロダマル	(だいず農林128号)
つやほまれ	(だいず農林129号)

(あずき)

きたほたる (さとうきび)	(あずき農林15号)
NiTn18	(さとうきび農林18号)
NiTn19 (いちご)	(さとうきび農林19号)
なつあかり	(いちご農林21号)
デコルージュ (メロン)	(いちご農林22号)
久留米 MP-4	(メロン農林交親 6号)
アールス輝 (みかん)	(メロン農林交 7号)
たまみ (ぶどう)	(みかん農林15号)
オリエンタルスター (パインアップル)	(ぶどう農林22号)
ナツヒメ (チューリップ)	(パインアップル農林 5号)
春万葉	(チューリップ農林25号)
白ずきん (えん麦)	(チューリップ農林26号)
たちあかね (チモシー)	(えん麦農林11号)
なつさかり	(チモシー農林合 7号)

第2節 農林水産研究開発の実施

1 プロジェクト研究の推進

(1) 作物対応研究

ア 新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」農産物提供のための総合研究

(平成15～17年度) (予算額10億9626万円)

国民の「食」と「農」への関心が高まっている中で、今後は食の安全・安心を確保するとともに、消費ニーズを踏まえた、日本ならではの食文化や地産地消の取組などの特色を活かして生産される「ブランド・ニッポン」農産物を提供すること等により、「食」と「農」を再生し、国民の信頼を回復していくことが急務となっている。

このため、食料供給力の向上と我が国固有の「ブランド・ニッポン」農産物の提供を図るため、麦・大豆・野菜等について、消費者等の参画により「ブランド・ニッポン」農産物の確立のための研究方向を明確化し、①栄養・機能性成分に優れた「健康増進型農作物」や農薬や化学肥料の低減が可能な「環境負荷低減型農作物」等の新品種の開発、②新品種

の特性を発揮させる栽培・流通・加工技術の開発を実施した。

イ 生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発

(平成16～20年) (予算額 3億5,439万9千円)

近年、国民の環境に対する関心の高まりや安全・安心な農産物へのニーズが高まってきていることから、殺虫・殺菌剤、除草剤、化学肥料等の使用量を低減するための技術開発を強化して推進する必要がある。

このため、植物自身がつも病害抵抗性を人為的に強化することによる病害防除技術、害虫の天敵を誘引する物質を利用した害虫防除技術、微生物を活用して作物の養分吸収を促進する技術など、作物が本来持つ機能や生物間の相互作用を活用した生産管理技術の開発、及びこれら技術を効果的に実施するためフィールドサーバ、フェロモントラップ等を活用した病虫害発生予察技術の開発についての研究を行った。

(2) 畜産対応研究

ア 牛海綿状脳症 (BSE) 及び人獣共通感染症の制圧のための技術開発

(平成15～19年度) (予算額 8億6,098万円)

BSEに関しては、平成14年4月の「BSE問題に関する調査検討委員会」報告及び同年7月に施行された「牛海綿状脳症対策特別措置法」において、BSE研究についても研究体制を整備・強化し、BSE発生メカニズムの解明を急ぐべきとされたところである。このような情勢に対応し、国民の食の安全・安心に対する不安感解消を目的に、BSE制圧のための技術開発として、①プリオン蛋白質の性状解明、②プリオン病の病態解明と診断技術の開発、③環境中の異常プリオン蛋白質の動態解析及び不活化技術の開発を実施した。

また、ウエストナイル熱等主要な人獣共通感染症についても、国内発生時における国民の不安解消と畜産業への影響軽減に資するため、①診断・流行予測技術の開発、②感染予防技術の開発、③病原体の体内増殖及び対外排泄抑制技術の開発についての研究を行った。

(3) 現場即応研究

ア 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業

(平成14年度～23年度) (予算額29億9951万円)

生産及びこれに関連する流通、加工等の現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、提案公募型の競争的資金制度により産学官連携の研究グループから研究課題を公募し、採択され

た案件に対し委託研究を実施した。

平成16年度には、地方の事情に即した各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、新たに地方領域設定型研究を創設し、以下の提案区分で公募を行った。

(ア) 研究領域設定型研究

a 全国領域設定型研究

農林水産省が設定する農林水産施策推進上必要な全国ベースでの研究領域に対応した研究を推進

b 地方領域設定型研究

地方農政局等が設定する農林水産施策上必要な地方ベースでの研究領域に対応した研究

(イ) 地域活性化型研究

a 独創的現場シーズ活用型研究

農林漁業者の有する農林水産現場の独創的な技術シーズを活用した研究。

b 地域競争型研究

地域固有の特産作物等地域資源又は地域の技術シーズを活用し地域を活性化する研究

c 広域ニーズ・シーズ対応型研究

複数の地域が抱える共通問題を効果的かつ効率的に解決するための研究

合計483件の応募があり、83課題を採択した。内訳は、全国領域設定型研究が4課題、地方領域設定型研究が11課題、独創的現場シーズ活用型研究が5課題、地域競争型研究が23課題、広域ニーズ・シーズ対応型研究が40課題である。平成14年度から及び平成15年度の継続84課題と併せ、合計167課題を実施した。

イ 沖縄対応特別研究

(平成13～21年度 1 課題 3 カ年) (予算額 3,518万 4 千円)

平成11年12月28日に閣議決定された「沖縄県北部地域の振興に関する方針」において、農林水産業の振興に関し、試験研究の拡充・強化を図るとの方針が示された。このため、北部地域の農業の振興に資する観点から、独立行政法人が現地等で新産地育成、新産業創出等の基礎となる技術開発を行う。

平成16年度～平成18年度は、「沖縄県北部地域における特産果実の機能性に着目した高付加価値化のための利用技術の開発」を行うこととし、平成16年度は、①沖縄特産果実からの血糖値上昇抑制効果を有する機能性成分の抽出及び新規利用技術の開発、②シークワサーの安定生産技術及び未利用部分を含めた総合利用技術の開発、③北部地域の特産果実の

新規利用技術の開発に係わるフィージビリティ・スタディのための研究を行った。

ウ 海洋生物資源の変動要因の解明と高精度変動予測技術の開発

(平成12～18年度) (予算額 9,722万円)

海洋有用生物資源の合理的な利用・管理等のためには、海洋環境の変動や漁業活動等が海洋生物資源に及ぼす影響について科学的知見に基づく把握が必要であるが、海洋の生態系には未解明な部分が多い。

このため、平成16年度は、①深層生態系・生物資源の解明及び表層との相互作用の解明、②海洋環境が浮魚類の生態に及ぼす影響の解明と資源変動予測、③海洋生物資源利用のための生態系変動モニタリングシステムの開発について研究を実施した。

(4) 環境研究

ア 農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発

(平成15年～19年度) (予算額 4 億1,771万円)

化学物質の中には、カドミウム、ダイオキシン類、ドリネ系農薬のように環境中に長期間残存し、食物等を通じて人の体内に蓄積されることから、そのリスク管理が必要なものが存在する。特に、カドミウムについては、国際的な安全基準の強化の検討が進んでおり、基準が強化・制定された場合、我が国においてもコメを始めとして農産物の生産における安全性強化が強く求められることとなる。また、我が国は平成14年8月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)に加盟し、残留性の高い農薬等の有機汚染物質の動態を十分に把握することが求められている。このため、これらの有害化学物質について、農林水産生態系の動態の把握、動態予測モデルの開発、生物や生態系への影響評価、さらには、バイオレメディエーション(微生物・植物を用いた環境修復技術)を始めとした、分解・無毒化技術の実証研究などを通じたりリスク低減化技術を開発していくことにより、農林水産生態系の保全及び農畜水産物の安全性確保に資することを目的とした研究を行った。

イ 地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発

(平成13～18年度) (予算額 3 億7,829万円)

温室効果ガスの増加による地球温暖化は、既に地域的な気象変動を引き起こしているとの報告があり、今後、他産業と比べて特に天候・気象変動の影響を受けやすい農林水産業における悪影響が懸念されている。

また、京都議定書によって、先進国は温室効果ガスを率先して削減していくことが義務づけられ、我が国は温室効果ガス総排出量の6%削減を約束したところであり、この約束を確実に履行するための具体的対策を取りまとめた「地球温暖化対策推進大綱」が平成14年3月に決定されたところである。

このため、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリング、地球温暖化が農業、森林、漁業へ与える影響の評価・予測技術を開発し、さらに、農畜産業における温室効果ガスの排出削減技術の開発、林業における温室効果ガスの吸収・固定化促進技術の開発、化石燃料に代替する新エネルギー生産実用化技術を開発するための研究を行った。

ウ 農林水産バイオリサイクル研究

(平成12～18年度) (予算額 11億6,551万円)

地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成及び農林漁業・農山漁村の活性化に向けて、エネルギーや製品としてバイオマスを総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会を早期に実現するための道筋として平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定されたところである。

本戦略に即し、バイオマスを持続的に利活用していくためには、その生産・収集・変換・利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを構築することが重要である。

このため、個別のバイオマスの変換・利用技術の開発、バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発、多段階利用による地域モデルの構築及びその実証を産学官連携のもとに実施した。

エ 野生鳥獣による農林業被害軽減のための農林生態系管理技術の開発

(平成13～17年度) (予算額 9,237万円)

野生鳥獣による農林業被害が大きな社会問題となっている。特に、中山間地域では農業等の産業振興を図る上で大きな阻害要因となっている。

また、鳥獣保護法の改正により、野生鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえた保護管理目標を設定し、これに基づき、個体群管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を推進することが求められている。このような情勢に対応し、深刻化している野生鳥獣による農林業被害を軽減するため、野生鳥獣の適正な個体群密度の解明、生態・行動特性の把握、土地利用形態との相互関係の解明及びこれらの科学的知見を踏まえた効果的な防除技術の開発について研究

を行った。

オ 流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発

(平成14～18年度) (予算額 2億398万円)

流域圏は、広域の水・物質循環によって形成されており、この健全な循環を維持するためには、流域圏を構成する森林・農地・河川・沿岸域の一体的な管理・改善方策を提示することが不可欠である。

このため、平成16年度は①流域圏における水・物質循環、生態系のモニタリング及び機能の解明、②流域圏における水・物質循環、生態系の管理モデルの構築、③農林水産生態系の機能再生・向上技術及び流域圏環境の管理手法の開発について研究を行った。

カ 地球規模水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定

(平成15～19年度) (予算額 9,447万7千円)

近年、世界各地で干ばつの多発、河川・湖沼の水涸れなど、水循環変動に起因する水問題が深刻化しており、食料の輸入を通じて世界の水を大量に輸入している我が国としても、水循環変動への対応が重要な課題となっている。

このため、地球規模の水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価・予測と対策シナリオの策定を行い、我が国の食料の安定供給の確保並びに世界の水問題の解決及び食料需給変動の安定化に資することとする。

平成16年度においては、①降雨・流出過程の実態、気候、土壌、作付け、土地、水利用等に関するデータの収集、②メコン河流域における地上観測と衛星データ等を収集し、プロジェクト参加者が共通で利用できる基礎データベースの構築を実施した。

(5) 総合研究

ア 生物機能の革新的利用のためのナノテクノロジー・材料技術の開発

(平成14～19年度) (予算額 1億8,316万7千円)

ナノテクノロジーは日本が優位性をもって世界をリードする産業のひとつとされており、その技術開発は強力に推進されるべきものとされている。一方、農林水産研究分野では、生体分子、タンパク質の構造等、生物の有する特異な機能に関する研究が推進されている。その研究の中で得られた材料や情報とナノテクノロジーとの技術的融合によって、新機能のバイオ素材や微細空間を制御した新たな細胞培養など、微細構造の制御による革新的な生物機能利用技術開発につながる可能性が明らかとなり、これま

でない技術展開が期待されている。

このため、現在開発されつつある基盤的な技術を活用して、産官学連携、異分野との融合のもと、構造制御による新機能素材の開発、水や生体分子の機能・構造のナノレベルによる解析、マイクロバイオリアクターの構築を実施した。

イ 農林水産研究情報デジタルコミュニティの構築のうちデータベース・モデル協調システムの開発

(平成13～17年度) (予算額 7,280万7千円)

従来からそれぞれ独自のフォーマットのデータベースとして各地に分散・管理されてきた農林水産に関する情報は、一元的なデータ管理やフォーマットの統一化が困難であり、また、それぞれ作成機関で分散して管理されているため、その利用は限られている。

このため、分散管理されているデータベース及び数理モデルを協調させ、関連づけて利用できるシステムの技術開発を実施した。

(6) 国際研究

ア バイオテクノロジーに関する途上国研究者の能力構築

(平成13～17年度) (予算額 968万6千円)

開発途上国においては、新技術を自国の農業に活用するための能力やバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書が求める組換え体の環境影響評価の実施のための能力の向上が求められている。

このため、バイオテクノロジーを活用した品種改良と評価、環境影響評価技術等バイオテクノロジーに関する途上国研究者の能力構築のための支援を実施する。

平成16年度においては、バイオテクノロジーに関する基礎知識を有する途上国の若手研究者2名を我が国に招へいし、能力向上のための共同研究を実施した。

(7) バイオテクノロジー等先端技術開発研究

ア 有用遺伝子活用のための植物(イネ)・動物ゲノム研究

(ア) イネゲノム研究については、塩基配列の主要部分の高精度解読を終了したのを受け、新たに重要形質関連遺伝子に着目した機能解明による応用研究等を実施するとともに、ゲノム研究データと研究成果を結集するゲノムリソースセンターの整備を行った。

① イネ・ゲノムの重要形質関連遺伝子の機能解明

(平成15～19年度) (予算額 6億7,382万8千円)

イネゲノム研究成果の産業、農業場面での実用化を図るため、良食味、機能性物質産生等のイネの重要な形質に関わる遺伝子に絞って一連の遺伝子機能解明を実施した。

② イネ・ゲノムの種間・属間比較研究

(平成15～16年度) (予算額 1億1,275万円)

これまでのイネ・ゲノム研究で収集した「日本晴」塩基配列データをもとに、各植物のゲノム構造ならびに遺伝機構の解明を実施した。

③ イネ・ゲノムシミュレーターの開発

(平成13～16年度) (予算額 2億4,466万8千円)

イネ・ゲノム研究の塩基配列データ、機能データに加え、従来からの栽培関連研究での生理データを相互に関連づけ統合し、コンピュータ上でイネ等農作物の品種改良を可能とするイネ・ゲノムシミュレーター(仮想実験システム)の開発を実施した。

④ DNAマーカーによる効率的な新品種育成システムの開発

(平成14～18年度) (予算額 4億4,186万5千円)

イネ・ゲノム研究で解読される塩基配列情報等を基に開発されるDNAマーカーについて研究を強化し、従来の育種技術を飛躍的に発展させるDNAマーカーの作出、DNAマーカーを用いた新品種育成システムの開発を実施した。

⑤ 遺伝子の単離・機能解明研究

(平成12～19年度) (予算額 6億9,476万6千円)

イネ・ゲノムの全塩基配列の解明からもたらされる膨大な塩基配列情報のほか、遺伝地図や既に得られているDNA断片の活用等に加え、タンパク質の立体構造解明・相互作用解析や、組換え体の大量作出等による有用な遺伝子の単離及び機能解明を実施した。

⑥ イネ・ゲノムリソースセンターの整備

(平成15～19年度) (予算額 8,024万9千円)

これまでのイネ・ゲノム研究から得られた各種研究試料及び付随した研究データ等について一括管理による利便性の向上と、研究機関等への円滑な利用を図ることを目的として、農業生物資源研究所内にイネ・ゲノムリソースセンターを整備し、研究資料等を民間企業へ提供した。

⑦ イネ・ゲノムの全塩基配列の解明

(平成12～19年度) (予算額 7億392万3千円)

イネゲノム重要部分の高精度解読終了を受け、平成16年度は、解読が難しいギャップ部分の解読を実施した。

(イ) 畜産ゲノム研究の加速化

(平成14～18年度) (予算額 1億8,658万1千円)

畜産物の消費は低迷し、畜産関連産業は極めて深刻な事態となっていることから、「安心かつおいしいブランド畜産物」を求める消費者の期待に対応した先端技術の開発に重点化し、肉質・抗病性等相关する有用遺伝子の単離及び機能解明を実施した。

イ 21世紀最大の未利用資源活用のための「昆虫・テクノロジー」研究

(平成14～18年度) (予算額 5億160万9千円)

21世紀最大の未利用資源である昆虫の持つ機能を利用するため、幅広い知見を結集し、①農業用・衛生害虫用「ゲノム創薬」の開発、②ゲノム情報を活用した有用物質の生産工程の確立、③昆虫のみが獲得した材料の改変・加工利用の研究を効率的に進め、我が国新産業の創出に直結する技術開発を行った。

ウ 食品の安全性及び機能性に関する総合研究

(平成13～18年度) (予算額 9億6400万円)

我が国は世界に類のない少子高齢社会を迎え、健康で、活力ある長寿社会の実現のため食品の安全・信頼性はもとより食品の機能性にも着目した健全な食生活構築が重要となっている。

食品の機能性は日本が提唱し、世界的な競争力を有する分野であり、欧米が機能性食品の効能評価の大型プロジェクトに着手する中、我が国も本分野の研究を強力に推進していく必要がある。

本研究では食品素材の組み合わせによる効果や食品の機能性を解明する研究、食品の安全・信頼性を確保するためのトレーサビリティ・品質表示の科学的裏付け及びリスク管理と分析技術・データ精度の向上に必要な技術を開発する。

平成16年度は、①トレーサビリティ・品質表示の裏付けとなる研究開発②食品の安全性に関するリスク分析確立のための研究開発③食品成分の生体調節機能の評価・解明・利用④食品素材の組み合わせ効果の解明と日本型食生活の構築⑤流通・加工過程における食品の機能性成分の維持・増強技術の開発⑥世界的に信頼される分析データ提供システム等の基盤構築等のための研究を行った。

エ バイオテクノロジー先端技術シーズ培養研究委託経費

(予算額1,775万円)

今後、急速な発展が予測されるバイオテクノロジー先端技術の開発の円滑な推進を図っていくためには、常に次の段階の技術開発を先導するシーズ(萌

芽)の培養が極めて重要であり、将来この分野の技術を先導する可能性の大きい先行的な基礎的、学際的研究を対象として大学に委託して研究を推進している。

平成16年度は、以下の課題を実施した。

デノボデザインによる酵素分子の創製に関する基礎研究(平成12～16年度)

オ 遺伝子組換え等先端技術安全性確保対策

(ア) 遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究

(平成14～17年度) (予算額 3億3,847万8千円)

実用化を目指した組換え体の開発が急速に活発化している中で、これらを円滑に事業化していくためには、新しい技術に対応した安全性に関する科学的知見の蓄積及び評価手法の高度化が急務になっている。また、平成16年2月に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)においては、組換え体の生物多様性への影響の評価が義務付けられたところである。さらに、安全性の確保に対する消費者の要請が高まっており、これらに対し、的確に情報を提供していくことが併せて必要である。このため、平成16年度は、①今後、実用化が見込まれる遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価手法の開発、②組換え農作物の安全性評価に必要な主要作物についての基本的な情報のデータベース化、③組換え体のリスクを適切に管理するための手法の開発、④組換え農作物由来食品からのDNAの検出技術の高度化、⑤海外諸国における組換え体の利用と規制等に関する調査研究を実施した。

(イ) 体細胞クローン動物安定生産技術の確立研究

(平成14～17年度) (予算額 4,245万7千円)

優良家畜の繁殖・生産、更には新産業創出に貢献すると期待されるクローン技術について、体細胞クローン動物発生の基礎的なメカニズムを解明し、高い死産率等の原因究明やその対策のための研究開発を行い、技術の安定化を目指す。

平成16年度は、流・死産の発生要因の解明と対応技術の開発について研究を実施した。

カ アグリバイオ実用化・産業化研究

(平成16年度～20年度) (予算額 9億4,367万4千円)

農林水産省所管の独立行政法人の有するゲノム研究や生物機能の解明・利用に関する研究等のアグリバイオ分野の研究成果を活用し、食料、環境、バイオプロセス(有用物質生産)、医療、医薬品分野の市

場規模の拡大が見込まれる分野を対象に、民間企業の積極的な参加の下、産学官連携による共同研究により実用化研究を実施した。

(8) バイオマス生活創造構想事業

ア バイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術開発

(平成16～18年度) (予算額 1億4,000万円)

地球温暖化の防止、廃棄物処理問題の解消、新産業の育成、地域の活性化の観点からバイオマスの利活用の促進を図る中で、バイオマスのプラスチックなどの製品への利用はエネルギー利用と並んで重要である。しかしながら、バイオマスプラスチックの生産は、技術的には既に可能であるにも関わらず、現状では、①国内に生産体制がない、②石油由来の汎用プラスチックに比べ高価である、③バイオマスプラスチックの価値が十分に認知されていないといった理由からその普及が進んでいないのが実情である。

このため、モデル事業として適切な評価を行いながら、複数年にわたり計画的に国内にバイオマスプラスチックを浸透させ、生活を取り巻くさまざまな製品への利用を図るべく、バイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術の開発について、新たに研究を実施した。

2 地域研究の推進

(1) 指定試験事業

指定試験事業は、国が行う試験研究の一環であって、農業に関する試験及び研究を行う独立行政法人の置かれている立地条件から実施が困難なものについて、適地の都道府県の試験研究機関を指定し、委託実施しているものである。現在、品種改良試験、重要課題対応試験を実施している。

(平成16年度予算額 10億4,588万円)

ア 品種改良試験

(ア) 育種試験

平成16年度は水稻、小麦、大豆等15品種が育成された。

(イ) 特性検定試験

育種試験地では検定の困難な耐病虫性等の主要特性について育成の途上で行うもので、平成16年度は75か所で実施した。

(ロ) 系統適応性検定試験

育種試験地では検定の困難な地域適応性について育成の途上で行うもので、平成16年度は149か所で実施した。

(ハ) 世代促進試験

初期世代について年に2回栽培することにより、優良品種の早期育成を図るもので、平成16年度は4か所で実施した。

(ニ) 水稻直播適性品種緊急作出事業

外国稲等の直播適性の導入、または現在移植栽培用に育成途中の系統に直播適性を付加させることにより直播栽培用実用品種を作出するもので、平成16年度は5か所で実施した。

イ 重要課題対応試験

(ア) 環境負荷物質の動態解明

農業の環境への負荷低減と持続的な農業生産に向けた環境保全型農業技術体系を確立するため、硝酸性窒素の土壤中での蓄積、地下水への流亡、水系での循環利用、作物による再利用等の物質動態を解明について、平成16年度は6か所で実施した。

(イ) 緊急重要技術開発

ウメの主産地で被害が急増している生育障害問題や侵入害虫の問題等、緊急に取り組む必要のある重要技術の開発について、平成16年度は3か所で実施した。

(ロ) 持続型農業技術開発

弱毒ウイルスの開発や天敵動物、フェロモン等の利用技術の開発等、環境と調和のとれた農業生産を図るための技術開発について、平成16年度は4か所で実施した。

(2) 都道府県助成事業

ア 特定研究開発 (補助率1/2)

(ア) 農業特定研究開発等促進事業

大規模かつ総合的な試験研究で次に掲げるものについて助成する事業である。

a 地域基幹農業技術体系化促進研究

現場に直結する技術開発を推進するため、都道府県試験研究機関による研究ネットワークを構築し、地域基幹技術を核とする技術の体系化のための試験研究及び実証試験を行う地域基幹農業技術体系化促進研究を実施した。平成16年度においては、土地利用型農業技術体系の確立5課題、中山間地振興農業技術体系の確立1課題、環境保全型農業技術体系の確立1課題についてそれぞれ助成した。

(イ) 水産業特定研究開発等促進事業

a 特定研究開発促進

緊急に解決を迫られ、その成果が全国的に期待されるものであり、かつ複数県の共同研究を

必要とする特定課題を取り上げ、重点的に研究開発を促進した。

(a) ブリ（類）の回遊生態の変動解明に関する研究

沿岸性の回遊魚であるブリ類について、アーカイバルタグを用いた南下回遊及び北上回遊の実態の解明を行うとともに、回遊生態の変動要因の探索、沿岸の漁場における来遊量予測手法の高度化を図った。

(b) 遊漁（遊漁船業等）と資源管理に関する研究

同一水産資源を利用している漁業と遊漁について、漁場及び資源の利用状況を調査し、遊漁船業経営の安定化方策、漁場利用調整方策、資源管理方策を行った。

(c) 藻食性魚類による大型褐藻類に対する食害の実態把握に関する研究

藻食性魚類の大型褐藻類に対する食害の実態及び食害によって藻場が受ける影響を解明するとともに、採食生態に基づく食害防止策の検討を行った。

(d) 水産資源の維持・保全に資する河畔生態構造の利用技術の開発

河畔植生帯における魚類の群集動態を把握し、魚類に対する河畔植生の影響を解明するとともに、水産生物の生息環境と河畔植生の関連性の検討を行った。

(e) 小型エビ類の加入機構の解明に関する研究

小型エビ類の加入機構を解明するため、着底稚エビの採集方法、資源量及び加入量の推定技術、遺伝子による種の同定技術の開発を行った。

(f) ホンダワラ類等有用海藻類の増養殖技術開発に関する研究

加工材料として重要であり、有用成分が注目されている有用海藻類を地域特産種として安定的に生産するため、生活史の解明、採苗方法の開発、育成手法の開発、増養殖技術の開発について検討を行った。

b 海洋構造変動パターン解析技術開発試験事業

ADCP（超音波式流向流速計）により得られた測定データから潮汐成分の分離を行い、真の流向流速成分を把握するとともに、水深別の流向流速データ、衛星データ、水温データ等の観測データを総合化し、沿岸水域における海洋構造を迅速に把握する技術開発を行った。

c 沖縄県農林水産関係研究員特別研修

沖縄県農林水産関係研究員の資質の向上を図るため、依頼研究員制度により農林水産省の所管する独立行政法人へ留学するのに必要な旅費、滞在費につき昭和47年度から助成しており、平成16年度は3名を対象に助成した。

表2 平成16年度予算額

	千円
特定研究開発等促進事業	117,945
農業特定研究開発等促進事業	80,574
農業関係特定研究開発促進	80,574
地域基幹農業技術体系化促進研究	80,574
水産業特定研究開発等促進事業	37,371
特定研究開発促進	15,484
海洋構造変動パターン解析技術開発試験事業	21,228
沖縄県農林水産関係研究員特別研修	659

イ 沖縄県試験研究機関整備事業

(ア) 農林業試験研究機関整備

沖縄県農林業振興のため必要な農業試験研究機関及び林業試験場の整備を図るため、農業改良助長法、沖縄振興開発特別措置法並びに森林法に基づき助成した。

（補助率施設9.5/10、備品1/2）

(イ) 水産試験場整備

沖縄県水産業振興のため水産試験場の整備について助成した。

（補助率1/2）

表3 平成16年度予算額

	千円
沖縄県試験研究機関整備事業	61,979
農林業関係試験研究機関整備	56,162
水産試験場整備	5,817

3 民間研究の推進

(1) 独農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センター

ア 民間研究促進業務

(ア) 出資事業

2つ以上の企業、農林漁業団体、地方公共団体等が共同して新たに設立する生物系特定産業技術に係る研究開発会社に対して出資を行う。平成16年度までの出資件数は46件となっている。

（出資額 3億8,000万円）

(イ) 融資事業

企業、農林漁業団体等における生物系特定産業技術に関する試験研究について融資を行う。平成15年度ま

での融資件数は152件となっており、平成16年度は新規案件の採択には至らなかった。

(ウ) その他の事業

上記の事業のほか、情報提供事業、調査事業等を行った。

イ 基礎的研究業務

(7) 新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業

食料自給率の向上や地球規模での食料不足の解決などに向け、新しい発想に立って生物機能を高度に活用した新技術・新分野を創出するため、独立行政法人、大学等からの提案公募による基礎的・独創的な研究を実施している。

(予算額 40億3,000万6千円)

(イ) 新事業創出研究開発事業

ミレニアム・プロジェクトの一環として、豊かで健康な食生活と安心して暮らせる生活環境の実現を目指し、生活習慣病を予防しうる機能性作物、生物農薬の開発や地域の未利用資源を活用した技術開発課題について、産学官が連携してコンソーシアム(共同研究体)を形成し、新産業、新雇用の創出につながる研究開発を実施している。

(予算額 7億3,500万円)

(ウ) 生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業

バイオテクノロジー等生物系先端技術により新産業の創出、起業化を促進するため、産学官の連携により、異分野の研究者が共同して行う研究開発を通じて、画期的な技術開発を実施している。

(予算額 17億5,976万円)

(2) 民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業

農林水産関連分野におけるオールジャパンベースの新産業創出を図り、アグリビジネスを活性化するため、研究成果の実用化を担う民間企業等が、大学、独立行政法人のポテンシャル(潜在的研究能力・成果・人材・施設等)を活用して取り組む研究開発に対する助成を実施している。

平成16年度は33課題について助成した。

(予算額 5億5,953万3千円)

(3) 農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業

バイオテクノロジー分野における民間研究開発を促進するとともに、国立試験研究機関の優れた研究成果の実用化を図るため、民間研究開発のポテンシャルが高い分野における応用・実用化等に係る研究に対し、指導・助成を行った。

(予算額 4億3,995万円)

(4) 農林水産研究開発・企業化基盤施設の整備事業

地域における農林畜水産業技術の研究開発の拠点づくり、その技術の実用化、企業化を民間企業等の能力を最大限活用して促進するための仕組みとして、「民間事業者の能

力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法」(民活法)に基づき、「農林水産研究開発・企業化基盤施設」を整備することとしているところであり、その促進を図るため、整備事業費の一部に対する助成、金融面での支援措置を講じた。

4 科学技術振興調整費等による研究の推進

(1) 科学技術振興調整費(文部科学省計上)

ア 競争的研究資金配分機関構築支援

(予算額 108万3千円)

プログラムオフィサーを対象とした海外の競争的研究資金配分機関における研修に、PO業務を担当している者を派遣し、海外での実際の運用例を現地で体験することを通して、より効率的なPO制度のあり方等について知見を深め、担当する先端技術を活用した農林水産研究高度化事業及び農林水産省における競争的研究資金制度全体の効率的な運営に反映させる。

平成16年度は、1名が派遣された。

(2) 地球環境保全等試験研究費(環境省一括計上)

(予算額 3億9,730万2千円)

この研究費は、関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境保全、公害防止並びに自然環境の保護及び整備に関する試験研究費を「地球環境保全等試験研究費」として環境省が一括して予算計上し、その配分を通じて国の環境保全に関する試験研究の総合調整を推進するための経費であり、地球温暖化予測、気候変動への適応対策の開発、公害防止技術の開発、汚染影響の把握、汚染メカニズムの解明等の研究を対象とする。

平成16年度は、当省所管の研究機関において次の課題を実施した。

- ・船底塗料用防汚物質の水産生物に対する有害性の解明及び環境保全目標に関する研究
- ・ヘテロカプサによる二枚貝へい死防止と海洋環境保全技術の開発に関する研究
- ・流出油及び油処理剤の海産生物に対する有害性評価に関する研究
- ・生物農薬の放飼が在来昆虫個体群の遺伝的多様性に及ぼす影響の解析
- ・牛糞分解性動物をモニタリング指標とした牛用駆虫薬が草地生態系に及ぼす影響の解明
- ・農耕地における微量重金属負荷量の評価に関する研究
- ・絶滅が危惧される希少樹種の生息域内保全に関する基礎的研究
- ・帰化生物の影響排除による小笠原森林生態系の復元研究
- ・屋久島森林生態系における固有樹種と遺伝子多様性の保全に関する研究

- ・海外から導入する農業用昆虫類の希少種、在来種等への環境評価手法と導入指針の作成に関する研究
- ・有性生殖を利用した造礁サンゴ群集の大規模修復・造成技術の開発
- ・取水堰における落下水騒音の音響工学的評価と対策技術の開発に関する研究
- ・POPs等難分解性物質による農耕地土壌の汚染実態解明と将来変動予測
- ・希少種であるオオタカの先行型保全手法に関する研究
- ・自然と人の共存のための湿原生態系保全および湿原から農用地までの総合的管理手法の確立に関する研究
- ・高残留性人工フッ素化合物の環境動態メカニズムの解明と安全性評価に関する研究
- ・ため池とその周辺環境を含む地域生態系の水循環と公益的機能の評価
- ・大気CO₂増加が農業生態系に及ぼす影響のFACE実験による解明と予測
- ・CDM植林が生物多様性に与える影響評価と予測技術の開発
- ・環境変動と森林施業に伴う針葉樹人工林のCO₂吸収量の変動評価に関する研究
- ・外洋性岩礁域の主要介類の成熟、産卵、着底加入過程に及ぼす温暖化の影響評価に関する研究

(3) 環境研究総合推進費（環境省計上）

ア 地球環境研究総合推進費

（予算額 5億507万4千円）

この研究費は、人類の生存基盤に深刻かつ重大な影響を及ぼす地球環境問題について、学際的・省際・国際的な観点から総合的に調査研究を推進し、地球環境の保全に資することを目的としたものであり、環境省が、①オゾン層の破壊、②地球の温暖化、③酸性雨等越境大気汚染、④海洋汚染、⑤自然資源の劣化、⑥地球環境保全のための社会・政策研究、⑦その他の地球環境問題の7分野の研究課題を公募して実施している。

平成16年度は、当省所管の研究機関において19課題を実施した。平成16年度から新たに研究を開始したのは次の課題である。

- ・侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究
- ・北東アジアにおける砂漠化アセスメント及び早期警戒体制（EWS）構築のためのパイロットスタディ
- ・日本におけるオゾンとその前駆物質の季節内・年々変動に及ぼす地域気候変化の影響に関する予備的研究

イ 環境技術開発等推進費

（予算額 2,060万7千円）

この研究費は、社会的要請等を踏まえ、①次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するための

「基礎研究開発」、②対応が急がれる技術の研究・開発・実証を行う「実用化研究開発」について支援することにより、環境技術の開発・普及の推進を図ることを目的としたものであり、環境省が研究課題を公募して実施している。

平成16年度は、当省所管の研究機関において次の課題を実施した。

- ・土壤環境健全性評価のためのオンチップマイクロコズムの開発

(4) 原子力関係試験研究費（文部科学省一括計上）

ア 原子力試験研究費

（予算額 1億7,208万4千円）

原子力試験研究は、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成12年11月24日原子力委員会決定)で、その推進が必要とされる先端的・先導的な基礎・基盤研究分野について、文部科学省に一括計上している。農林水産省では、放射線を利用した突然変異誘発技術の開発、農林生態系における環境影響元素の動態評価、食品害虫の殺虫技術の開発等「生体・環境影響基盤技術」分野での試験研究を実施している。

平成16年度は、7独立行政法人において、13課題を実施した。

イ 放射能調査研究費

（予算額 1億4,132万円）

諸外国における核実験や原子力施設の事故等に伴う放射性降下物質による被害を防止し、国民の健康と安全を確保するため、作物（米・麦・大豆）、土壌（水田及び畑）、牛乳、家畜骨及び海産物の放射能水準の経年調査等を継続して実施した。

第3節 国際研究交流の推進

1 二国間交流

(1) 米 国

ア 天然資源の開発利用に関する日米会議

日米貿易経済合同委員会での合意に基づき、昭和39年から天然資源の開発利用に関する研究交流を行っている。

この会議には、18の専門部会があり、このうち農林水産省所管の独立行政法人が日本側部会長を務めているものは、飼料作物改良部会、家畜家禽疾病専門部会、食品・農業部会、森林専門部会及び水産増養殖専門部会がある。

平成16年度には、日本において飼料作物改良、水産増養殖に関する日米合同専門部会が開催された。また、米国において家畜家禽疾病、食品・農業、有毒微生物に関

する日米合同専門部会が開催された。

イ 日米科学技術協力

昭和63年6月に日米科学技術協力協定が締結され、その枠組みとして、合同高級委員会、合同高級諮問協議会及び合同実務級委員会が発足し、これまでに合同高級委員会が9回、合同実務級委員会が10回開催されている。

(2) 中国

日中の農業技術交流に関しては、昭和48年から訪中国の派遣、訪日団の受入れが行われており、平成16年度は、日中農業技術交流の促進について協議するための日中農業科学技術交流グループ第23回会議が西安で開催された。

また、昭和55年5月に締結された日中科学技術協力協定に基づく委員会は、これまでに11回開催されている。

(3) 韓国

日韓の農業技術交流に関しては、昭和43年8月にその実施が合意された。平成15年度は、日韓農林水産技術協力委員会（第37次会議）が東京で開催された。また、昭和60年12月に締結された日韓科学技術協力協定に基づく委員会は、これまで12回開催されている。

(4) その他（仏、英、露他）

現在我が国と科学技術協力協定等を締結し、研究者の交流や情報交換を行っている国は40カ国である。

平成16年度には、南アフリカ、ノルウェー等との間で同協定に基づく委員会等が開催された。

2 多国間交流（CGIAR）

国際農業研究協議グループ（CGIAR）年次会合（平成16年10月、メキシコ）に参加するとともに、CGIAR傘下の15機関の日本人理事と情報交換を行う連絡協議会（平成16年5月）を開催した。

3 独国際協力機構（JICA）を通じた技術協力

平成16年度においては、農林水産技術会議関係からは、計54名の専門家を派遣した。専門分野別では家畜衛生、病虫害、畑作、農業土木が主となっている。なお、そのうち、長期派遣専門家は9名である。また、海外研修員は、計93名を受け入れた。

第10章 地方農政局

第1節 地方農政局の強化

1 機構及び定員

地方農政局は、国民に直接接する機会が多く、より農林水産業現場に近い農林水産省の組織として、食料・農業・農村基本法の理念の実現に向けた食料・農業・農村施策を推進している。

この円滑な推進のため、地方農政局における機構及び定員についても、新たな行政需要に対応する部門や緊急性の高い部門に重点を置いた整備を行った。

組織関係では、米政策改革大綱に基づく水田農業の構造改革の実現に向けた新たな施策の実施や総合的な担い手支援の体制等、生産、経営、流通を通じた施策の一体的な推進を強化するための体制強化を図るとともに、土地改良事業の事業評価の実施等、農業農村整備事業の執行を円滑に行うための体制を整備した。(表1)

定員については、平成15年度末において地方農政局

全体で18,343人であったが、「新たな府省の再編以降の定員管理について(平成12年7月18日閣議決定)」に基づき、500人(本局10人、地方農政事務所関係390人、国営土地改良事業特別会計25人、地方統計75人)を削減し、結果として、平成16年度末定員は17,894人となった。(表2)

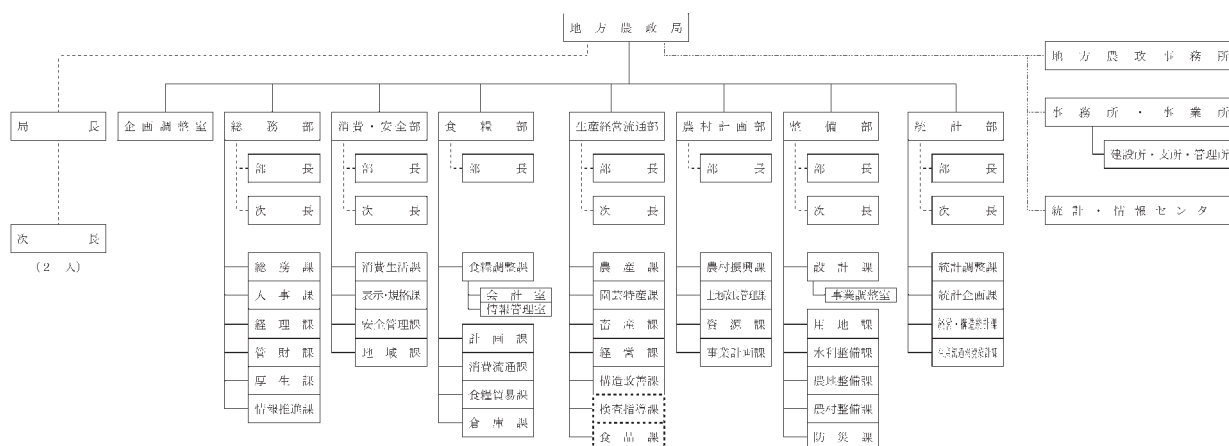
なお、国営土地改良事業所等については、事業の完了に伴って、平成15年度末までに7事業所等が廃止されるとともに、事業の着手に伴い、平成16年度から5事業所が新設されたところである。(表3)

2 委譲補助金

農林水産省所管の補助金等については、全国段階の団体に対する補助金、緊急的に対処する補助金等の一部のものを除き、平成13年4月13日農林水産省告示第536号をもってその交付事務を地方農政局長に委譲している。

地方農政局長に交付事務を委譲した補助金等の額(一般会計)は、平成16年度においては684億円であり、これを本省各局別に見ると表4のとおりである。

表1 地方農政局(本局)の組織図



注1：消費・安全部次長は3局(関東、近畿、九州)に設置
 注2：生産経営流通部次長は5局(東北、関東、近畿、中国四国、九州)に設置
 注3：整備部次長は九州にあっては2人
 注4：食糧貿易課は2局(東北、北海道)、倉庫課は1局(北海道)に設置
 注5：各地方農政局の地域課の設置数は4課(関東、北陸、近畿)にあっては3課

表2 定員関係

組 織 等	13. 1. 5	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
地 方 農 政 局 (本 局)	2,874人	2,870人	2,858人	2,849人	4,233人	4,222人
地 方 農 政 事 務 所					6,434人	6,079人
統計情報事務所・出張所	4,693人	4,691人	4,640人	4,578人		
統 計 ・ 情 報 セ ン タ ー					4,506人	4,448人
海 岸 事 業	45人	45人	43人	38人	38人	38人
地 す べ り 対 策 事 業	81人	81人	77人	76人	76人	76人
国営土地改良事業特別会計	3,119人	3,117人	3,093人	3,077人	3,056人	3,031人
地 方 農 政 局 計	10,812人	10,804人	10,711人	10,618人	18,343人	17,894人

※組織再編（H15. 7. 1）により、平成15年度から地方農政事務所及び統計・情報センター（旧統計情報事務所・出張所）を設置。

表3 平成16年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東 北		八戸平原開拓建設事業所 山元農地整備事業所 会津農業水利事務所
関 東	神流川沿岸農業水利事業所	
北 陸		西蒲原農業水利事務所
近 畿		北神戸農地保全事業所
中 国 四 国	高瀬農地保全事業所 岡山南部農業水利事業所 那賀川農地防災事業所 児島湖沿岸農地防災事業所	山陽東部土地改良建設事務所
九 州		宮崎農業水利事務所

表4 平成16年度地方農政局委譲補助金実績表

(単位：千円)

	平成16年度農業関係補助金等の額			左のうち、地方農政局へ交付 事務を委譲した補助金等の額		
	非 公 共	公 共	計	非 公 共	公 共	計
総合食料局	4,841,399		4,841,399	3,535,570		3,535,570
消費・安全局						
生産局	160,372,928	11,532,160	171,905,088	31,416,647	11,532,160	42,948,807
経営局	268,511,673		268,511,673	6,629,735		6,629,735
農村振興局	64,161,533	567,892,387	632,053,940	76,998,143	554,156,298	631,154,441
計	497,887,533	579,424,547	1,077,312,080	118,580,095	565,688,458	684,268,553

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

平成16年の東北経済を主要経済指標でみると、生産、出荷は前年比で2年連続の上昇となった。全体としては、米国・中国向けの輸出、国内外の設備投資の動きや、デジタル関連、自動車関連などが好調

であったこと、さらにアテネ五輪などの効果もあり回復が続いたことにより上昇したが、これまでの高い需要の反動から平成16年後半以降、一部業種に増勢鈍化の動きが見られた。鉱工業生産指数は、年間では102.7%（前年比105.4%）と2年連続上昇した。出荷指数も101.4%（前年比105.3%）と2年連続上昇した。

イ 個別経営の営農類型別経営統計（水田作経営）

東北の平成16年水田作経営の農家1戸当たりの農業粗収益は234万円で、前年に比べて18.4%減少した。これは、稲作収入の大半を占める水稻が好天に

恵まれ、10 a 当たり収量は増加したものの、平成15年産米価格の高騰による反落を受け、160万円と10.1%稲作収入が減少したためである。

このことから、農業所得は60万円となり、前年に比べて46.1%減少した。

また、農外所得は、252万円の前年に比べて1.8%減少した。また、年金等の収入は、153万円で2.8%増加した。この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は、農業所得が減少したことから466万円、前年に比べて10.1%減少した。

水田作付延べ面積規模別の農業粗収益及び農業所得をみると、経営規模が拡大することに伴ってともに増加し、農業所得は15ha以上では760万円となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水 稲

平成16年産水稻の作付面積（子実用）は、米の生産目標数量が増加したこと等から、前年産に比べ11,000ha増加し43万9,700ha（前年比103%）となった。品種別作付面積は、「ひとめぼれ」、「あきたこまち」、「コシヒカリ」の順となっている。

生育は、5月は日照不足であったが、5月末以降高温・多照で経過し、生育が促進したことから出穂最盛期は8月4日となり平年に比べて4日早まった。穂数は、初期分げつが緩慢であったこと等から平年に比べてやや少なく、1穂当たりもみ数は平年並みとなったため、全もみ数は平年に比べてやや少なくなった。登熟は、秋田県・山形県の沿岸部は台風15号による潮風害が発生し不良となったが、他の県は幼穂形成期以降は高温・多照に経過したことからやや良となった。刈取最盛期は、10月1日となり平年に比べて1日早まった。

以上のことから、10 a 当たり収量は546kg（作況指数98）となり、収穫量は、239万9千t（前年比126%）となった。

品質については、充実不足、心白（乳白）・腹白粒及び斑点米カメムシ類による着色粒の混入等が見られたが、1等米比率（水稻うるち、平成17年3月末現在）は冷害年の前年を上回る83%となった。

被害については、風水害は8月下旬以降襲来した台風により潮風害、倒伏及び浸・冠水が発生し平年を大きく上回った。しかし、冷害やいもち病等の発生が少なかったことから、全体では平年をわずかに下回った。

イ 麦

平成16年産麦（4麦計）の作付面積は、大豆等への作付転換等により、前年産に比べ600ha減少し1万800ha（前年比95%）となった。麦種別にみると、小麦は前年産に比べ470ha、六条大麦は前年産に比べ190haそれぞれ減少した。

作柄は、小麦がは種後の断続的な降雨や積雪等の影響により、湿害が発生したことから10 a 当たり収量は212kg（作況指数84）、六条大麦が生育期間全般に気温が高く経過し、生育及び登熟はおおむね良好であったことから10 a 当たり収量は285kg（作況指数100）となった。収穫量は、小麦が1万9,100 t（前年比98%）、六条大麦が5,070 t（同98%）となった。

1等麦比率（平成17年3月末現在）は、小麦が68.0%（前年比29.3ポイント増）、六条大麦が7.0%（同3.4ポイント減）となっている。

ウ 大 豆

平成16年産大豆の作付面積は、主に米施策改革の実施に伴い、水稻への作付転換等により、前年産に比べ4,100ha減少し3万6,900ha（前年比90%）となり、全国に占める割合は27%となった。

作柄は、栄養生長期間の生育は順調に進んだものの、秋田県・山形県の沿岸部では台風15号による潮風害や収穫期の断続的な降雨による品質低下が発生したため、10 a 当たり収量は111kg（前年比77%）となり、収穫量は4万1,100 t（前年比69%）となった。

品質は、1等大豆比率（平成17年3月末現在）は9.1%（前年比5.5ポイント減）、2等大豆比率は35.8%（同5.4ポイント減）となった。

エ 野 菜

平成16年産指定野菜（14品目）の作付面積は、指定野菜以外への転換や労働事情等により、前年産を1,200ha下回る3万7,200ha（前年比97%）となった。

指定野菜の収穫量は、作付面積が減少したことから97万2,900 t（前年比98%）となり、出荷量は62万8,200 t（前年比98%）となった。

生育は、夏期の土壌乾燥や8～9月にかけての台風被害等の影響から夏秋野菜で生育の抑制等がみられたが、他の季節区分の野菜はおおむね順調な生育であった。

仙台市中央卸売市場における指定野菜の平均価格は、播種期乾燥による発芽不良や台風の影響から9月下旬から11月上旬主要野菜の入荷量が減少したため高値傾向で推移した。なす、きゅうり、ピーマン、たまねぎ、さといも等が前年を下回ったものの、ほうれんそう、はくさい、だいこん、レタス、ばれいしょ、キャベツ等が前年を上回る価格となり、前年

比103.9%の156円/kgとなった。

オ 果 樹

平成16年産りんごの結果樹面積は、高齢化に伴う労働力不足等により、前年産を200ha下回る3万700ha（前年比99%）となった。収穫量は、夏期の高温・少雨や台風による落果被害等により58万1,900t（前年比94%）となり、出荷量は51万7,200t（同94%）となった。

日本なしの結果樹面積は1,930ha、収穫量、出荷量は3万6,000t、3万1,900tとなった。

ぶどうの結果樹面積は3,150ha、収穫量、出荷量は3万6,400t、3万2,300tとなった。

おうとうの結果樹面積は3,200ha、収穫量、出荷量は1万3,200t、1万1,500tとなった。

仙台市中央卸売市場における主要果樹の入荷量は全般に少なかったが、平均卸売価格は、うめ、くり等で入荷量の増加等により前年を下回ったものの、みかんなどのかんきつ類、りんご、かき、もも、おうとう等は前年より10%以上上回った。

カ 花 き

平成16年産花きの作付（収穫）面積は、切り花類が1,981ha（前年差11ha増）、球根類12ha（同2ha減）、鉢ものの類140ha（同1ha減）、花壇用苗ものの類が137ha（同15ha減）であった。

キ 畜 産

平成17年2月1日現在の飼養戸数は、乳用牛で4,450戸（前年比4.5%減）、肉用牛で2万5,500戸（同5.6%減）となった。飼養頭羽数は、乳用牛で14万6,600頭（前年比3.5%減）、肉用牛で39万7,300頭（同3.1%減）となった。また、1戸当たり飼養頭羽数は、乳用牛で32.9頭、肉用牛で15.6頭となり、前年に比べそれぞれ0.3頭、0.4頭増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 国際コメ年の取組

東北農政局では、2004年国連が定めた「国際コメ年」の取組として、「創る」・「育む」・「結ぶ」の視点からコメの意義を再確認し、新たな米作りの展開を推進するために、関係機関との連携の下に年間を通じた計画的な取組を行ってきた。

東北版コメ年パンフレットを作成し、関係機関や道の駅、直売所などにコーナーを設けPRを行うとともに、ホームページを作成し、年間の行動カレンダーや行動内容を紹介するなど、広報活動に努めてきた。

特に、8月24日には、「コメ再発見 創る・育む・結ぶ」をテーマにし、「国際コメ年記念フォーラム宮

城大会」を仙台国際センターにおいて開催した。このフォーラムは、コメが地域経済の重要な柱となっている東北から、コメや水田の役割の重要性を再認識するとともに、需要に応じた多様なコメ作りやコメを通じた豊かな景観の保全と交流の拡大を進めていくことの大切さを伝えることを目的に開かれた。

イ 農林水産物・食品等の輸出促進

東北各県の農業者や産地などの輸出の取組を促進するため、「中国向け輸出に関するセミナー」を開催し、東北産農産物の輸出可能性について意見交換を行うとともに、関係機関との連携により、先進的な輸出の取組事例を紹介し、輸出戦略について検討するためのシンポジウムやセミナー、輸出促進活動報告会を開催した。また、ホームページやメールマガジン等を通じた最新情報等の速やかな情報提供を行った。

ウ リスクコミュニケーションの推進

食の安全・安心については、消費者にとって最大の関心事である。このため、東北における食品安全行政を推進していく観点から、消費者、生産者、食品産業関係者等を構成員とした「食の安全・安心推進連絡会議」を東北農政局及び管内農政事務所に設置し、東北地域におけるリスクコミュニケーション推進のあり方や、行政からのリスク情報の提供及び委員相互の意見交換等を行った。東北農政局が設置した「東北地域食の安全・安心推進連絡会議」では、17年3月に報告書として「東北地域におけるリスクコミュニケーションのあり方」を策定した。

また、3省合同による大規模なリスクコミュニケーションのほか、より消費者に身近なリスクコミュニケーションとして、東北農政局及び管内農政事務所において、月1回程度の「食の安全に関する意見交換会」を開催した。

エ 食育の推進

東北地域における「食育」の円滑な推進を図るため、消費者、生産者、栄養・教育関係者等を構成員とする「食育推進協議会」を東北農政局及び管内農政事務所に設置した。東北農政局では、「東北地域食育推進協議会」を年3回開催し、地域性を生かすどのように食育を推進していくべきか方向性を示す「東北地域食育推進基本方針」の作成に向けての検討を行った。また、食育は特に義務教育期間の児童・生徒に対して行うことが効果的であることから、東北地域食育推進協議会の下に義務教育部会を設置して「地域の食材を活用した学校給食による食育推進」をテーマに年2回開催した。

平成17年1月には、「食を考える月間」にちなみ、東北農政局主催で食育推進シンポジウムを開催した。服部幸應氏の基調講演に続き、パネルディスカッションでは、服部幸應氏の他に稲熊隆博氏（カゴメ（株）総合研究所部長）、川島隆太氏（東北大学教授）、清水秀彦氏（元ベガルタ仙台監督）等をパネリストに食育について議論を行った。

また、東北農政局が独自に実施している食育活動表彰事業では、対象を全年齢に広げ、分野も、食生活改善、教育、食品産業、農林漁業の4つに拡大し、9団体等に局長賞、奨励賞を授与した。

オ 食品トレーサビリティシステム

食の安全・安心を確保するため、食品がいつ、どこで、どのように生産・流通されたか等について消費者が知ることができ、食品事故が発生した場合にはその原因究明が容易にできるトレーサビリティシステムの導入促進を図るため、平成16年11月に食品トレーサビリティ地域セミナーを開催し、トレーサビリティを巡る情勢や実証試験の報告等を行い、普及・啓発に努めた。また、管内では、福島県内で19のJAが国の補助事業（トレーサビリティシステム導入促進対策事業）を活用して、生産段階で導入するなど、食の安全・安心のための取組が進みつつある。

カ 食品表示

食品表示については、生鮮及び加工食品のモニタリング調査やJAS制度の普及・啓発を行い、表示の適正化に努めているところであるが、特に、消費者などからの情報提供等を受け、立入検査等を実施し、産地等の偽装表示を行っていた9業者（調理食品、菓子等の製造業者、豆類の販売業者）に対し、農林水産大臣又は県知事からJAS法に基づき改善指示及び認定の取消を行った。

JAS制度の普及・啓発については、消費者団体、生産者団体等に幅広く呼びかけ、平成16年6月に加工食品の原料原産地表示に関する説明会、同年7月に食品表示地域フォーラム、同年8月にJAS制度のあり方検討会中間取りまとめの説明会を開催したほか、外部機関等からのJAS制度説明の要請に応えるため講師派遣（150回）等を行った。

また、食品表示110番による食品表示制度に関する問い合わせや情報提供等（1,826件）に対応するとともに、食品表示ウォッチャー（527名を設置）を活用した監視体制の強化にも取り組んだ。

キ 農薬の適正使用について

① 農薬取締法に基づく行政処分等の実施

平成14年における無登録農薬の販売に係る処分等の未実施分及び平成15年における無登録農薬の販売並びに農薬の容器又は包装の表示について、一連の違反の事実が確認されたことから、農薬取締法に基づく行政処分（農薬の販売停止）並びに指導を平成16年11月29日以降に実施した。

農薬取締法に基づく行政処分対象者は全国で販売停止が44件、改善指導165件あり、管内においては販売停止が8件、改善指導21件であった。

② マイナー作物に対する経過措置承認農薬の取扱

農薬取締法の規制強化により、登録のある農薬数が少なく、使用可能な農薬が限定されている地域特産農作物（以下「マイナー作物」という。）は、その生産に支障が生じる恐れが出てきたため、マイナー作物の生産上必要な農薬に対する経過措置として、都道府県知事が申請し、農林水産大臣が承認した場合は、当分の間（15年3月から2年間程度）農薬の使用を可能とした。この間、都道府県を中心に当該農薬の試験データの作成など、経過措置期間中の登録に向けた取組が行われ、農林水産省としてもこれら試験等への助成を行ってきたところである。

本経過措置については当初の予定どおり、17年3月末日をもって大臣承認を取り消す一方、緊急性・必要性が高い作物で、気象要因等により登録に必要なデータ作成ができなかったもの等について、経過措置を延長（18年3月末日）する基本方針が示された。

なお、東北農政局は、基本方針の周知徹底を図るため、関東農政局と協力して、「平成16年度農薬行政に関する東日本ブロック都道府県等担当者会議」を7月に開催し、各県が行う試験が円滑かつ効率的に実施出来るよう県同士の調整、情報共有を図った。

ク 高病原性鳥インフルエンザについて

平成16年1月に79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、食の安全・安心を揺るがす社会問題となったことから、万が一管内において発生が確認された場合に備え、局内をはじめとする関係機関との連絡体制を再確認した。また、高病原性鳥インフルエンザに対する正しい知識の共有を図るため、12月に消費者団体、管内各県養鶏協会、流通・販売関係者、各県担当者を参集し意見交換会を開催した。

さらに、東北農政局派遣人員の登録の更新を行い、

10月29日現在1,068名が登録された。

ケ 牛トレーサビリティ制度

平成15年12月1日から施行された生産・と畜段階については、16年3月以降、牛の管理者（管内約3万4千人）からの再届出（法施行前の15年11月30日までに生まれた牛）に係るデータを、独立行政法人家畜改良センターのデータベースへ入力を行い、16年5月末までに登録を終了した。

また、法に基づく立入検査等については、耳標の装着や各種届出状況について確認・指導を行ったほか、正確な牛の個体情報の構築のため、各種届出のエラー解消等を行った。立入検査は約5千6百件、電話対応等については約6千件実施した。

16年12月1日から施行された流通段階については、法施行前は、法律の対象となる食肉卸売・小売業者及び特定料理提供業者（焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）約5千店舗に対して、リーフレットや冊子を活用し、説明会及び戸別訪問等により制度の周知を図った。また、法施行後は、すべての店舗を対象に、個体識別番号の表示・記録の遵守状況について巡回点検を行い、さらなる制度の周知・徹底を図った。

さらに、制度を科学的に確認するためのDNA鑑定用については、採取計画に基づき管内で約800サンプルの採取を行った。

コ 米政策改革及び担い手育成・確保の一体的推進

平成16年度からスタートした米政策改革に対応するため、東北農政局管内394市町村において361の地域水田農業推進協議会が設置され、関連対策を含め地域水田農業ビジョンの実現に向けて各種取組を実施した。東北農政局においてはこれを支援するため、東北農政局米政策改革総合推進本部を設置（平成16年4月）し、米政策改革の趣旨等を関係者はじめ生産現場に浸透させ、地域水田農業ビジョンの実現、農業者・農業者団体による自主的・主体的な需給調整の取組の促進、今後の担い手の育成・確保等について一体的に推進活動を実施した。具体的には、各県における米政策改革の推進及び地域水田農業ビジョンの実現に向けて現地アドバイザー活動を延べ541回実施した。

また、通常の現地アドバイザー活動に加え、現場段階への米政策改革の理念、目的の浸透度合いに応じて重点地区を設定し、農政局主催で現地意見交換会を実施した（平成16年5～7月には農政事務所が選定した10市町村で実施。平成16年10～12月には各県振興事務所単位を基本に実務担当者との意見交

換会を延べ45回実施）。

加えて、農政局及び農政事務所に米政策改革相談窓口を設置し、米政策改革はもとより農政全般にわたり、農業者等の相談に対応した（相談対応件数は886件）。

平成17年2月には、望ましい農業構造の確立に向け、担い手の早期・大幅な増加を目指した全国運動の推進に対応し、東北における担い手の育成・確保の取組を強化するため「地域で考える担い手創成プロジェクトチーム」を設置し、東北各県と連携した活動体制を整備し、県、市町村、生産者団体担当者等との意見交換や会議（2～3月で延べ6回実施）等各種支援活動を実施した。

サ グリーン・ツーリズムの推進

新グリーン・ツーリズム総合推進対策等により、受入側である農山漁村における体制の確立や施設整備等、各地域でのグリーン・ツーリズムの取組に対し支援を行った。

また、都市と農山漁村の共生・対流の浸透に向け、管内の優良事例を掲載するなど局ホームページを充実させるとともに、関係機関との連絡協議会を設置し、その取組の一環として「共生・対流シンポジウム」を開催した。

シ バイオマスニッポン総合戦略の推進

東北農政局が事務局を担っている東北地域バイオマス利活用推進連絡会議では、関係省庁等が連携して、年2回の連絡会議を開催するとともに、10月にバイオマスシンポジウムを開催し、市民、行政にバイオマスの利活用について普及、啓発を行った。さらに、食品産業協議会を活用したセミナーやバイオマス利活用優良表彰式を行った。

また、バイオマス関係の補助事業であるバイオマス利活用フロンティア推進事業等の促進やバイオマスタウン構想策定に向けた機運の醸成を図るため、市町村、県への説明会を行った。

この結果、管内6県において、バイオマス利活用の基本方針であるマスタープランが策定され、各市町村のバイオマス利活用地区計画が33市町村で策定された。

また、平成16年度から取り組まれたバイオマスタウン構想の策定については、4地域（青森県市浦村、秋田県小坂町、山形県新庄市、立川町）で策定されたところである。

ス 農業農村整備事業におけるコスト縮減の取組

公共工事のコスト縮減の取組として、平成12年度に策定した「農業農村整備事業等の新コスト縮減計

画」に加え、平成15年度からは、事業の全てのプロセスをコストの観点から見直す「農業農村整備事業等コスト構造改革プログラム」に取り組んでいるところであり、平成19年度までに総合コスト縮減率で15%（平成14年度比）を達成することを目標としている。

東北農政局における平成16年度の実績は、総合コスト縮減率で8.5%となっている。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、管内6県主務部長会議、市町村長懇談会、農協関係者との意見交換会を開催した。また「多様な担い手の育成等地域農業の活性化の実現」について、東北各県で東北農政局長と地域農業関係者との現地座談会を開催した。

平成16年度の4省5局による東北地域づくり連絡会議は「東北における地域情報化の推進」をテーマに開催したほか、経済・産業の活性化策を講じるため、東北経済産業局及び東北地方整備局の各企画担当部長と東北農政局の次長による地域づくり連携研究会を開催した。

また、行政と研究の連絡を密にするための「東北地域行政・研究連絡会議」や水稻の「東北地域水稻安定生産推進連絡協議会」を東北農政局、東北農業研究センター、仙台管区气象台及び各県の関係機関の参画のもとに開催した。

(5) 広報活動

管内の農業の動向、農政に関する施策の普及浸透を図るため、「東北食料・農業・農村情勢報告」、各種統計資料等を公表し、管内の農業・農村を紹介した。

隔月発行の広報誌「土と水と、人間と」や東北の農業・農村の現状等を図表等で紹介した「東北農業のすがた」を作成し、各自治体、農業関係団体、消費者等へ広く配布したほか、民放ラジオ局を通じて「あぐり・かるっちゃ・らじお！～地域情報道案内～」を8回放送し、地域農政の推進に資するよう東北の食料・農業・農村に関する情報を提供した。また、農政に関する情報を迅速に伝えるべく、メールマガジン「東北農政の動き」を毎週配信し、平成16年度で50回の情報発信を行うとともに、ホームページや電子メール等インターネットを活用し、幅広い層と農政関係情報の受発信を行っている。

平成16年度から、報道関係者との連携強化に向けた新たな取組として、各県に所在する報道関係者と東北農政局と合同の現地視察及び意見交換会を行った。

2 関東農政局

(1) 地域経済及び農業経営の動向

ア 地域経済

平成15年の関東経済情勢を主要経済指標で見ると、鉱工業生産指数は前年比+3.4%、出荷は前年比+3.8%とそれぞれ3年ぶりに上昇、在庫は前年比△3.3%と2年連続で低下した。着工新設住宅戸数は前年比+2.8%となり分譲を中心に増加した。有効求人倍率は全国で+0.1%と上昇し管内各都県においても前年を上回った。家計消費支出は前年に比べて0.6%減少した。

イ 農業経営

平成16年の販売農家1戸当たりの農業所得は155万円で、農業所得に農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は499万円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水田を中心とした土地利用型作物（平成16年産）

水稻の作付面積は33万200haで、前年に比べて7,900ha（対前年比102%）増加した。

作柄は、出穂期以降天候に恵まれ登熟が良好であったこと等から10a当たり収量は559kg（作況指数106）、収穫量は184万6,000t（対前年比116%）となった。

品種別では「コシヒカリ」が作付面積の67%を占め、続いて「あきたこまち」の6%、「キヌヒカリ」の5%の順となっている。

4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付面積（子実用）は、4万8,700haで2,300ha減少（対前年比95%）し、収穫量は14万7,100t（同75%）と減少した。

大豆の作付面積は1万7,400ha（同91%）で、前年に比べて1,800ha減少した。収穫量は2万6,600t（同78%）と台風や9月下旬からの長雨等の影響により減少した。

イ 園芸作物

16年産主要野菜（39品目）の作付面積は15万4,100haで、収穫量444万2,000t、出荷量369万3,000tであった。

16年産果樹（主要品目）の栽培面積は6万800haで、前年産に比べて800ha減少した。主要果実の収穫量は、温州みかんが17万8,000t、りんごが16万1,700t、日本なしが15万6,900t、ぶどうが9万1,400tであった。

16年の花きの作付（収穫）面積は、切り花類が4,763

ha（前年差114ha減）、球根類62ha（同14ha減）、鉢ものの類799ha（同4ha減）、花壇用苗ものの類が612ha（同9ha増）であった。農業産出額は1,154億円で、全国の27.9%を占めている。

ウ 畜産・飼料作物

平成17年2月1日現在の乳用牛飼養頭数は27万1,400頭（対前年比96%）、肉用牛飼養頭数は35万4,700頭（同96%）、とそれぞれ減少した。また、生乳生産量は158万t（同99%）となった。

平成16年産の飼料作物の作付面積は4万5,500haで、前年産に比べて1,800ha（同96%）減少した。

エ 茶・養蚕

平成16年産の茶の栽培面積は2万3,200ha（対前年比99%）、荒茶生産量4万5,800t（同107%）で全国の45%の生産を占めている。また、養蚕は全国の繭生産の72%（478t）を占めている。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産医薬品の生産資材調査、農産物のカドミウム等の残留有害物質等調査並びにBSE対策として飼料及び肥料への混入防止措置の遵守状況等調査を実施するとともに、生産者等に対して農薬取締法等のリスク管理制度や牛肉トレーサビリティ法施行周知の説明会を開催した。

また、生鮮食品等の表示調査、有機農産物の表示や認定生産行程管理状況等の調査、食品表示110番及び食品表示ウォッチャー等の情報を活用した任意調査等を実施し、食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示制度の普及啓発のため地域フォーラムを開催した。

さらに、消費者の信頼確保のために、「食の安全・安心フォーラム in ちば」や「関東地域食品トレーサビリティセミナー」等を開催し、食品の安全施策等についてリスクコミュニケーションを推進するとともに、ホームページの活用による消費者への情報提供、食の安全施策に関する情報の消費者団体等への提供を行った。

食育については、教育・学校給食関係団体、消費者団体、医療団体、食育推進ボランティア、NPO、民間企業、生産者団体、行政、個人等食育を実践する様々な者を構成員とする、「関東地域食育推進ネットワーク」の事務局として、参加者相互間の情報交換や会員の情報発信の支援、インターネットを活用した各種情報の提供等に取組んだ。

また、消費者を対象に医師等の専門家と連携した「くらしの食育塾 in 関東」や各種シンポジウム等を開催するとともに、消費者等を農業生産の現場に案内し、農業の実態等の理解を深めるための「食育実践現地検討会」を各都県で実施した。

さらに、消費者と生産者の交流イベント等への参画、ボランティアが行う食育推進活動等に対する支援等に関係機関と連携して取り組んだ。

イ 米政策改革に向けた取組

平成14年12月に決定された米政策改革大綱に基づき、関東農政局管内においては、各県水田農業推進協議会、544の地域水田農業推進協議会が設置された。

これらの県水田農業推進協議会や地域水田農業推進協議会、農業者団体等の米政策改革に即した取組を積極的に支援するため、16年4月に設置した「関東米政策改革推進本部」において、その方策について検討を進め、「関東農政局米政策改革推進行動計画」に基づく10の新たな取組を実施するとともに、千葉県で基盤整備が比較的遅れている千葉県利根川流域における水田農業の発展方策について取りまとめた。

ウ 農林水産物輸出の促進

関東農政局では、管内農林水産物の輸出を積極的に支援するため、組織横断的な「農産物・食品等輸出促進部会」を設置し、生産者や輸出関係者等との情報交換や輸出促進のための支援活動を行っている。

このうち、輸出情報交換会等では、農林水産物の輸出にかかわる情報交換・共有を行い、輸出の問題点の解決や輸出にたずさわる人達同士の横の連携・ネットワークの形成を図った。

また、各県が取り組んでいる研究会やジェトロセミナーにも、関東農政局から積極的に参画している。「日本産ブランド輸出促進事業」（国庫補助）は管内4県で実施され、食品等を中心に成約されるなど一定の成果をあげている。

エ 都市と農山漁村の共生・対流の推進

関東農政局では、地方公共団体等が展開している都市と農山漁村の共生・対流の実現に向けた各般の取組に対し、総合的な支援を行なうため、関係府省の地方支分局並びに都県に呼び掛け「都市と農山漁村の共生・対流の推進に関する関東地域連絡協議会」を15年7月に設置し、支援方策の検討やシンポジウムを開催している。

16年度は、「観光農林業を核とした新たなツアーズ

ム戦略」をテーマとする『グリーン・ツーリズム関東大会2004in 埼玉』（埼玉県と共催）、「都市住民の期待と地域農業を担う関東地域の農産物直売所」をテーマとする『共生・対流サミット2005農産物直売所大会 in 関東』を開催した。

また、関東農政局ホームページに、「都市と農山漁村の共生・対流」サイトを設け、管内におけるイベント等の紹介や、農山漁村地域において行われる農林漁業体験の情報を提供している。

オ バイオマスの利活用の推進

関東農政局では、関東地域の各省地方支部局及び試験研究機関、都県からなる「バイオマス・ニッポン総合戦略関東地域連絡協議会」を開催し、各機関におけるバイオマスの取組状況について情報交換を行うとともに、バイオマスタウンの育成について意見交換を行った。

また、平成16年度バイオマス利活用優良表彰受賞者の取組の紹介と有識者との意見交換を通じ、関東管内におけるより一層のバイオマス利活用の推進に寄与することを目的に、「先進事例に学ぶ はじめの一步、次の一步」と題したシンポジウムを開催した。

(4) 関係諸機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク」、「地域農政に関する市町村長懇談会」、「報道関係者との懇談会」、「関東の食と農業・農村を語る車座座談会」、「経済団体との意見交換会」等の各種懇談会を開催し、広く意見交換を行った。

また、「千葉県利根川流域水田農業構造改革検討会議」、「農産物・食品等輸出促進部会」を設置し、シンポジウムを開催した。

さらに、地産地消の取組を推進するため、「都市と農山漁村の共生・対流に関する関東地域連絡協議会」と連携し、「共生・対流サミット2005農産物直売所大会 in 関東」を開催した。

(5) 広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」、各種統計資料を公表し、一般消費者や都県関係者及び報道関係者等に管内の農業・農村を紹介した。

また、広報誌「いぶき」（季刊）を発行し都県、市町村、農業団体等をはじめ、公立図書館、各種モニター、会議参加者などに配布した。並びに、農林漁業現地情報「むらとまちの話題」を毎月発行・配布した。

関東農政局ホームページでは、電子会議室、ウェブアンケートを活用し、食料・農業・農村について語り合い、情報交換のためのネットワークとして、「あぐり

テーブル関東」を開設し、「食育」、バイオマス等農政推進上の重要課題に関する意見や意向等の把握にも積極的に取り組んだ。

また、グリーン・ツーリズム、食育、農業体験をはじめとする各種技術指導など、様々な分野で活躍する人材を「農業・農村人材バンク」として紹介している。

インフォメーションセンター内の「消費者の部屋」では、毎月各部の協力で特色ある展示を行うとともに、各地方農政事務所にも消費者コーナーを設け、広く消費者に情報提供を行っている。

3 北陸農政局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

管内の経済情勢をみると、生産活動は、全体として横ばいとなっているものの、個人消費は緩やかな持ち直しの動きが続き、設備投資も前年度を上回る見込みであり、また、雇用情勢は緩やかに改善している。

なお、先行きについては、情報関連分野でみられる調整の動きや、原材料の調達等の動向、さらに海外経済の動向などには留意が必要であるものの、引き続き緩やかに回復するものと見込まれる。

イ 農家経済

平成16年の販売農家一戸当たりの経営収支をみると、農業所得は87万円で前年に比べ10.6%減少した。これは、平成15年産米の価格の高騰による反落を受け、稲作収入が減少したことなどによる。

また、農外所得は327万円で、前年に比べ0.3%増加した。

なお、年金・被贈扶助等の収入は171万円で、前年に比べ3.3%減少した。

この結果、総所得は584万円となり、前年に比べ2.8%減少した。

(2) 農業生産の動向

ア 水 稲

平成16年産水稻の作付面積（子実用）は、米の生産目標数量の増加等のため大豆、飼肥料作物等からの転換があったことから、前年産に比べ5,300ha（3%）増加し、21万5,800haとなった。

10a当たり収量は、低温・日照不足の影響で作柄が低下した前年産を6kg（1%）上回る510kgとなり、作況指数は96となった。

県別には、富山県、石川県及び福井県では登熟前期が多照であったこと等から10a当たり収量は平年を2～7kg上回ったものの、新潟県では全もみ数が

やや少ないことに加え、豪雨、台風等による被害が大きかったことにより平年を43kg下回った。

特に、佐渡では台風による潮風害の影響が大きかったことから、作況指数は51となった。

この結果、収穫量は前年産を4万t（4％）上回る110万1,000tとなった。

品種別には、コシヒカリが87万600tで全収穫量の79.1％を占めた。

イ 麦・大豆

平成16年産六条大麦（子実用）の作付面積は、水田の高度利用を推進する指導等のため前年産に比べ210ha（3％）増加し、8,160haとなった。

10a当たり収量は、早期に茎数が確保されたことや湿害等の被害が少なく、全粒数が前年産を上回ったこと等から、前年産を24kg（9％）上回る305kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を2,600t（12％）上回る2万4,900tとなった。

平成16年産大豆（乾燥子実）の作付面積は、水稻への転換により前年産に比べ3,400ha（17％）減少し、1万6,700haとなった。

10a当たり収量は、さや数がやや少なかったことに加え、台風の影響による茎葉やさやの損傷、9月下旬以降の長雨で粒の腐敗が発生したこと等から、前年産を72kg（47％）下回る82kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1万7,300t（56％）下回る1万3,700tとなった。

ウ 野菜

平成16年産野菜（指定野菜14品目）の作付面積は、主に生産者の労力事情等により前年産に比べ400ha（2％）減少し、1万3,100haとなった。

収穫量は、作付面積の減少に加え、台風の影響による茎葉の損傷や7～8月の高温・少雨による生育の抑制等のため、前年産に比べ3万1,900t（11％）減少し、26万3,200tとなった。

エ 果樹

平成16年7月15日現在における果樹の栽培面積は、労力事情による廃園があったこと等から前年に比べ80ha（1.3％）減少し、6,060haとなった。

また、平成16年産の主要果樹の収穫量は、日本なしが2万2,900tで前年産に比べ4,100t（15％）、かきが1万2,900tで同4,400t（25％）、うめが3,550tで同250t（7％）、ぶどうが4,650tで同910t（16％）それぞれ減少した。

これは、主として相次ぐ台風の影響や天候不順によって落果や傷果が多発し、作柄が低下したためで

ある。

オ 花き

平成16年産花きの作付（収穫）面積は、切花類559ha、鉢もの類118ha、花壇用苗もの類41haとなった。

これを前年産と比べると、鉢ものの類はガーデニングの浸透等により増加したものの、切り花類及び花壇用苗ものの類は生産者の労力事情等により減少した。

また、チューリップ球根の主産県である新潟県と富山県における球根類の合計収穫面積は353haで、労力事情や価格の低下等により栽培農家が減少したことから前年産に比べ40ha減少した。

カ 畜産

平成17年2月1日現在における乳用牛、肉用牛の飼養戸数及び飼養頭数は、乳用牛が616戸で2万3,800頭、肉用牛が651戸で2万6,100頭となった。

これを前年同月と比べると、両畜種とも飼養者の高齢化による廃業等によりそれぞれ減少した。

また、1戸当たり飼養頭数は、両畜種とも前年同月を下回った。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地方公共団体及び関係団体との施策提案会等の実施

(ア) 「農政相談所」を窓口とした「施策提案会」を実施し（管内各県、市町村、土地改良区等）、地域農政の推進のための意見交換を行った。

(イ) 管内農林・農地部長会議を17年2月に開催し、農政局及び県の政策提案並びに新たな食料・農業・農村基本計画の骨子（案）について討議を行った。

イ 地域各層との意見交換の場の設定

(ア) 各分野で活躍されている方々との意見交換会である北陸地域農政懇談会を金沢市、新潟市の2カ所（17年2月及び3月）で開催し、新たな食料・農業・農村基本計画原案について討議を行った。

(イ) 管内の農協中央会の代表者との意見交換会を16年8月に開催し、集落型経営体育成の取組等について討議を行った。

(ウ) 管内の農業法人協会の代表者との意見交換会を16年7月に開催し、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向け、検討事項となっている品目横断的な政策への転換、担い手・農地制度の改革、農業環境資源の保全対策の確立のあり方について意見を聴取した。

(エ) 地域リーダー・有識者との意見交換会を開催し、砺波平野に広がる散居とカイニョ（屋敷林）を守

る「砺波カイニョ倶楽部」代表、トキの野生復帰に向けて取組む「トキの野生復帰協議会」会長、NPO 法人の災害ボランティアネットワーク理事長など、管内の幅広い分野から有識者等を招聘して意見交換を行った。(計6回)

(㌥) 局長・次長出張講座「活き生きトーク」を開催し、農業現場等に出向き農業者等に「最近の食料・農業・農政をめぐる状況」を説明するとともに、意見交換を行った。(計20回)

(㌦) 金沢大学経済学部において、将来、日本経済の一翼を担う大学生を対象として、「食」と「農」に関する意識の醸成を図ることを目的に、農政局長をはじめとする局幹部による特別講義「日本の食と食料・農業・農村政策」を行った。(計12回)

(㌧) 管内各県において「消費者団体等との意見交換会」を開催し、農林水産行政に対する消費者の意見等について聴取した。(計8回)

(㌨) 地域における米政策改革の推進を積極的に推進するため、局内に「米政策推進委員会」を設置し、地域水田農業ビジョンの策定・推進状況の把握や米政策改革現地アドバイザー活動、地域水田農業ビジョンブラッシュアップ活動等を行った。

ウ 地域における食育の推進

「食」について考える習慣を身につけるため、学校での授業や教育関係者、消費者の研修会などに職員が講師として出向く「出張講座」を開催した。(計758回)

また、17年1月の「食を考える月間」では、「食」に関する様々な情報の受発信や「食育シンポジウム」を開催する等国民に広く「食」について考えていただくための取組みを行った。

エ 農政情報受発信の推進

(㌦) 重要政策の情報受発信

積極的に情報の受発信を行う重要政策について、以下に掲げるa～eの事項について「情報戦略」(目的、訴求対象者、テーマ、活用する媒体、手段、実行体制、工程表等)を定め、県、市町村、報道機関、有識者、消費者団体、農業関係団体等に対し、北陸農政局のホームページ、メールマガジン、広報誌等やイベント・シンポジウム等を通じて情報を提供するとともに、意見・要望等を収集した。

- a 食の安全・安心
- b 新たな食料・農業・農村基本計画の策定
- c 米政策改革の推進
- d 環境政策(バイオマス、農林水産環境政策基

本方針)

e 農産物貿易問題(WTO 農業交渉・FTA・農産物等輸出促進)

(イ) 対面による情報受発信

(㌦)に掲げた重要政策、その他農林水産施策の情報及び関連情報等について、自治体、JA等の農業関係団体、消費者団体、オピニオンリーダー、情報交流モニター等に対して、対面による定期的な情報の受発信を行った。

(ウ) 各種媒体を通じた情報受発信

a ホームページ

北陸農政局ホームページでは、農政改革等の農林水産行政情報をはじめとした食料、農業、農村等に関する情報を、的確かつ迅速に提供し、質問事項についても、組織全体で迅速な対応に努めているが、さらに利用しやすいホームページとするため、当局ホームページを全面的に刷新した。

b メールマガジン

北陸地域の食料・農業・農村に関する情報を配信・提供するため、北陸農政局メールマガジン「あぐりネット北陸」を毎月1回(5日)定期配信したほか、臨時号として、「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けての「中間論点整理」公表」(16年8月)、「新たな食料・農業・農村基本計画骨子(案)についての意見・情報を募集」(17年2月)を配信した。

オ 取組みを進める上での体制の整備

局内横断的な3つのプロジェクトチーム(PT)を設置し、現場に出向いて特徴的な取組や課題の聴取、アンケート調査の実施等による活動を行った。

その推進状況については、おおむね2か月ごとに北陸農政局新基本法農政推進本部においてフォローアップを行い、取組の加速化を図った。

なお、活動成果はPTごとに報告書等に取りまとめ、年度末に公表した。

(㌦) 農産物等輸出促進 PT

管内における農産物等の輸出を促進するため、管内の留学生に対して我が国の農産物等に関するアンケート調査を実施するとともに、管内外から有識者を招聘した情報交換・意見交換会を実施し、さらには日本貿易振興機構ジェトロ金沢貿易情報センターと協力して「日本食品輸出シンポジウム」を開催した。

(イ) 構造改革 PT

水田農業を中心とした北陸農業の構造改革の加

速化が図られるよう、①集落経営体の持続的発展に向けた類型別展開方向の検討、②構造改革推進のための事業横断的な枠組み確立に向けた検討、③野菜産地改革計画の取組の検証を行った。

(ウ) 地域資源保全 PT

集落における資源保全管理の現状や課題について、集落の資源保全活動等の実態調査、資源保全に係る集落機能に関するアンケート調査を実施した。

また、農村地域の資源の重要性や保全管理に対する支援の必要性について、広く一般市民に対して参加型広報により理解促進に努めた。

田んぼの生き物調査(27カ所)、国営事業所における現場見学会(延べ2,700人)、都市住民と連携したシンポジウムの開催等を実施した。

カ バイオマス・ニッポンの実現に向けた取組

17年1月に「北陸地域バイオマス・ニッポン推進連絡協議会」を開催するとともに、北陸地域における「バイオマス・ニッポン総合戦略」の積極的な推進に資することを目的に、北陸地域バイオマス・ニッポン推進連絡協議会、社団法人日本有機資源協会及び新潟県バイオマス利活用推進協議会の共催で北陸バイオマスセミナーを開催した。同セミナーでは地域の幅広い方々に国の関係機関の支援施策等とバイオマス利活用技術を紹介し、バイオマスを巡る関係機関の交流・連携及びバイオマス利活用推進並びに普及・啓発を図った。

また、バイオマス利活用に関する取組状況アンケート調査やバイオマスの環づくり交付金の説明会を開催し、バイオマスタウン構想募集の紹介を行うとともに市町村との意見交換会を通じて、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進に努めた。

キ 国際コメ年記念「ライスランド北陸2004」キャンペーン

国連で決定された「国際コメ年」に合わせ、管内においても米の重要性をアピールするため、「ライスランド北陸2004」のキャッチフレーズの下、シンガーソングライターの高岡奈央さんが歌う「コメノチカラ」をキャンペーンソングとして採用するとともに、キャッチフレーズを入れたロゴマーク、米に関する管内の日本一をマップ化したオリジナルポスター・チラシ、及び登り旗を作成・配布した。

また、キャンペーンの周知を図るため、首都圏でエコーはがきの発行やホームページ上で米に関する懸賞クイズを実施した。さらに、「コメを考えるフォーラム」、「国際子ども食料会議 in 金沢」、及び「お

むすびを考えるシンポジウム」等を開催し、各種取組みを体系的に実施した。

(4) 関係機関との連携強化

ア 他省庁出先機関との連携

北陸地域における関係機関（構成機関：公正取引委員会、地方厚生局、農林水産消費技術センター、管内各県関係部署、北陸農政局）が連携し、食の安全・安心に係る取組を効果的に実施するため16年7月に「北陸地域食の安全・安心関係 機関連絡会議」を開催した。

イ 管内各県等との連携

(ア) ほくりく「食」と「農」の消費者ネット

管内4県の消費者団体や消費者行政担当部局と「食」と「農」に関する情報・意見交換等を行う「ほくりく『食』と『農』の消費者ネット」による消費者団体等との意見交換会を開催した。(計9回)

(イ) 食育ネットほくりく

「食育」を的確に推進するため、メールマガジンや地域ごとの会合等を通じて各県の教育関係者等と情報・意見交換を行う「食育ネットほくりく」による意見交換会と、16年8月に富山県と同年10月に石川県で意見交換会を開催した。

(5) 広 報 活 動

ア 報道機関対応

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を毎月開催したほか、16年8月に石川地区及び新潟地区において施工中の事業等を視察する現地意見交換会を実施するなど一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

イ 報道関係各社論説委員長等との懇談会

当局局長等幹部が農政問題等特定のテーマについて、北陸地域の食料、農業情勢等の報道にあたり主導的な役割を果たしている新聞・テレビ各社の論説委員長等と懇談を行った。(計3回)

ウ 食育への対応

ラジオ番組「北陸農政局だより」で食育の特集を民放4局で6回にわたり放送し、北陸農政局の取組や管内の先進的な事例等を現地の声を交えて紹介した。

また、定期的に発行している「北陸食育通信」や、食育の啓発誌「食育を進めよう！」や、その他広報誌等の各種媒体を通じて、広く食育関連の情報提供を行うとともに、消費者の部屋や各種イベント等を

活用して情報提供を行った。

エ 広報誌の発行

農政局広報誌「グリーンアングル」を年4回定期発行するとともに、北陸農業と農村の現状を図表等で紹介した「見える！ほくりくの農業」、「ほくりく食料・農業・農村の概要（ほっクリック）」を発行した。

4 東海農政局

(1) 地域経済及び農家経済の動向

ア 地域経済

平成16年4月以降の管内景気の動向は、前半着実な回復がみられ、後半は足許一服感があるものの引き続き回復を続けている。国内需要は、設備投資が着実な増加を続けているほか、個人消費、住宅投資も底固く推移している。一方、公共投資は予算規模縮小が続き、万博等プロジェクト関連も終盤となったことから緩やかに減少している。輸出は、海外需要の伸びを背景に自動車関連を中心に緩やかに増加している。こうした中、生産はパソコン、地場産業である繊維製品等の低調がみられるものの、自動車関連等の伸びもみられ、全体としては横ばい圏内の動きとなっている。雇用は、生産の伸びや万博等の影響もあり、所定外労働時間は高水準で推移し、新規求人数も緩やかに増加がみられる。企業収益は着実な改善を続け、名目賃金も底固く推移している。

イ 農家経済

平成16年の東海3県における販売農家の農業所得は、農業経営費はわずかに増加したものの、農業粗収益で主に花き収入が増加したことから、前年に比べ1.8%増加し、119万円となった。

また、一戸当たり平均総所得は、2.7%増加し、634万円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水 稲

平成16年産水稻の作付面積は、前年産の価格が堅調に推移したことから、前年産に比べ700ha(0.8%)増加し、9万haとなった。

10a当たり収量は、概ね天候に恵まれ生育が順調に推移したことから503kgとなり、前年産に比べ36kg(7.7%)増加した。

このようなことから収穫量は、45万2,700tとなり、前年産に比べ、3万6,000t(8.6%)増加した。

イ 小 麦

平成16年産小麦の作付面積は、近年最も作付の多かった昨年と比較して500ha(△3.4%)減少し、1

万4,000haとなった。

10a当たり収量は、5月中旬の天候不順により粒の肥大・充実が不十分となったこと等から255kgとなり、作柄の悪かった前年産に比べ20kg(8.5%)増加したものの、引き続き不作となった。

このように、10a当たり収量が低かったことから、収穫量は3万5,700tとなり、低調であった。

ウ 大 豆

平成16年産大豆の作付面積は、は種期の天候に恵まれたことから190ha(2.2%)増加し、8,970haとなった。

10a当たり収量は低温・日照不足の影響等により、作柄の悪かった前年産より25kg(△19.4%)減少し、104kgとなった。

このように、10a当たり収量が低かったことから、収穫量は2,010t(△18.8%)減少し、9,290tとなった。

エ 飼料作物

平成16年産飼料作物の作付面積は、高齢化や飼育の多頭化に伴う労働力不足等により、5,857ha(△5.0%)となった。

収穫量は、単収は増加したものの作付面積の減少により、前年比3.4%の減少となった。

オ 野 菜

主要野菜29品目の平成15年産の作付面積は、生産者の高齢化及び価格の低迷等による生産意欲の減退等により前年産に比べ1.8%減少し、2万7,000haとなった。

収穫量は、作付面積が減少したこと、冷夏、長雨等の影響により夏秋野菜の10a当たり収量が減少したこと等から、前年産に比べ4.6%減少した。

カ 果 樹

主要果樹の平成15年産の栽培面積は、生産者の高齢化に伴う労働不足による廃園の影響等から前年産に比べ0.8%減少し、1万2,000haとなった。

収穫量は、前年産に比べ7.1%減少し、14万4,400tとなった。

キ 畜 産

乳用牛

平成17年2月1日現在の飼用戸数は、943戸で、前年同期に比べ77戸(△7.5%)減少した。

一戸当たりの飼養頭数は、61.7頭で、前年同期に比べ1.0頭(1.6%)増加した。

肉用牛

平成17年2月1日現在の飼養頭数は、1,580戸で、前年同期に比べ110戸(△6.5%)減少した。

一戸当たりの飼養頭数は、75.6頭で、前年同期に比べ3.1頭（4.3%）増加した。

豚

平成16年2月1日（センサス値）の豚の飼養戸数は379戸、飼養頭数は、514,000頭となった。

採卵鶏

平成16年2月1日（センサス値）の採卵鶏の飼養戸数は528戸、飼養羽数は1,832万1,000羽となった。

ク 花 き

平成16年産花きの作付（収穫）面積は、切り花類が2,049ha、球根類が5ha、鉢ものの類が558ha、花壇用苗ものの類が、206haとなった。

これを前年産と比べると、切り花類4%、花壇用苗ものの類は1%それぞれ減少したが、球根類は5%、鉢ものの類は4%増加した。

ケ 茶

平成16年産の茶の栽培面積は、栽培農家の高齢化、労力不足等により生産性の低い園地を中心に廃園となるなど、近年減少傾向であり、前年産に比べ10ha減少し、5,100haとなった。

生葉収穫量は、前年産に比べ5%増加し、4万1,300tとなった。これは、一番茶がやや減少したものの、緑茶飲料の消費の急増により、原料用とされる二番茶以降の生産が増加したことによる。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 国際コメ年の取組み

国際コメ年の趣旨、東海地域におけるコメ・稲作・水田の果たす役割の重要性についての理解を深めるため管内各地でコメ、稲作に関する取組みを行った。

具体的な取組みとしては、幅広い層を対象とした普及・啓発のため、啓発パンフレット配付や各種イベント会場におけるパネル展示、広報誌やメールマガジン、ラジオ放送等を活用した。また、農業関係者を対象とした稲作の新技術・米の新品種等に係る情報発信として、講演会を開催した。

他には、東海地域の「コメ、稲作、水田」が持つ多面的機能への認識を高め、農業・農村の魅力を広く市民へ発信するため、国際コメ年記念シンポジウムや、コメに関する伝統文化に触れる機会の提供として、小中学生とその保護者を対象に「親子しめ縄づくり教室」を開催し、多くの市民の参加を得た。

イ 食の安全・安心に向けた取組

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が15年6月に公布され、生産段階は15年12月、流通段階は16年12月から施行された。

東海農政局では、生産段階における牛の個体識別制度の確立のため、管内生産者(2,700戸)に対して、延べ5,000回の立入検査等を実施し、指導を行った。また、流通段階では、管内のと畜場、食肉卸売業者、食肉小売店及び特定料理提供業者の要件を有する焼肉店等を対象に28回の説明会を開催するとともに、個別訪問やパンフレットの郵送等により制度の周知を図った。

さらに、広く一般の方々に制度の周知を図るためのポスター、パンフレットの作成・配付等により、牛肉トレーサビリティ制度の普及・推進を図った。

食品トレーサビリティシステムの導入促進については、16年7月「食品トレーサビリティ東海地域セミナー・展示会」を開催し、農産物に係るトレーサビリティシステムの取組については、普及促進を図るため関係団体等に説明を実施するとともに、システムの導入を行う事業者に対し必要な情報関連機器等の整備について支援を行っている。

食品表示の適正化に向けた普及啓発活動は、消費者にわかりやすい表示制度の普及、事業者等の企業倫理の確立及び食品流通における適正な表示の普及を図る目的で、消費者や事業者を対象に説明会や懇談会、地域フォーラムを実施した。

ウ 食育への取組

「東海地域食育推進協議会」で平成16年2月に決定した「東海地域における『食育』の推進方向」を踏まえ、食育関係者との連携の拡大と大都市名古屋市の食育の情報発信を強化する取組を行った。

主に小さな子供を持つ母親等を対象にした食育パンフレットの作成・配付、16年11月には子供たちを対象にした食育農業体験学習、12月には食育セミナーを行う等、消費者との交流を通じた積極的な情報発信を行った。

1月の「食を考える月間」では生産・加工・流通・消費者等の関係団体に対して、「食を考える月間」を広く周知するとともに、「東海農政局消費者の部屋」での展示及び郷土料理の説明会、「食を考える月間シンポジウム」の開催等各種イベントを開催した。

また、「食育」の重要な取組みとして、小中学校や一般消費者を対象に、要請に応じて農政局等の職員が出向き、「食」や「農」について講義を行う「出張教室・講座」を399か所で実施した。また、管内各市町村で活躍している食育実践者等と今後の食育の取組みについて意見交換を行う場である「食育地域座談会」を12回開催した。

エ バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

平成14年12月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、東海農政局においては、バイオマスの利活用に関係する国の出先機関である東海農政局、中部森林管理局、経済産業省中部経済産業局、国土交通省中部地方整備局、中部運輸局、環境省中部地区環境対策調査官事務所により構成される「東海地域バイオマス利活用推進協議会」が中心となり、バイオマス・ニッポン総合戦略の普及・啓発、バイオマス利活用に関する施策、研究及び優良事例の情報交換等に取り組んでおり、16年11月には、東海地域を中心とするバイオマス利活用技術の紹介等をテーマとする「東海バイオマスセミナー」を開催している。

また、バイオマスから作られる製品の利用を通してバイオマスへの関心と理解を深めてもらうため、東海農政局は17年3月にバイオマスプラスチック製プランターとミニサイズのヒマワリの種のセットを管内の小学校等に配付した。

オ 農業を担う経営体の現状

平成16年度の東海の認定農業者数は、前年比7.4%（443経営体）増加して6,436経営体であり、これを営農類型別に見ると愛知県三河地方の観葉植物、ばら、カーネーションなどに代表される「施設花き・花木単一経営」、岐阜県飛騨地方のトマト、ほうれんそうなどに代表される「施設野菜単一経営」、三重県北勢地方のお茶に代表される「その他単一経営」等の割合が全国平均を大きく上回っている一方で、「単一複合経営」、「複合経営」は全国平均を大きく下回っている。

管内の新規就農者の数は、平成12年をピークとして減少傾向で推移していたが、平成15年は346人（前年比25人増）となった。内訳をみると、青年（新規学卒就農者、39歳以下のUターン就農者及び39歳以下の新規参入就農者）は291人、中高年（40歳以上～65歳以下）は55人となっている。

農業従事者の減少（2年31万7千人→12年27万2千人）、高齢化（農業就業人口に占める65歳以上の割合：2年37%→12年55%）が進む中、新規就農青年の確保・育成はさらに重要な課題となっている。

(4) 広報活動

ア 報道機関等への情報の発信

農業者、消費者を含めた地域住民に東海の食料・農業・農村や農政への理解を深めてもらうため、様々な広報活動に取り組んだ。

平成16年度は、前年度に引き続き、「東海農政情報ペリスコープ（リーフレット）」の配付、プレスリ

ースの発信、記者へのレクチャー、報道関係者現地調査、報道関係者懇談会等を実施し、報道関係者にニュースソースの提供や東海地域の食料・農業・農村の現状と課題等の紹介、意見交換を行った。

「東海農政情報ペリスコープ」は、20回以上発行・配付し、報道関係者にあらかじめ東海農政局の行事予定を提供することで、新聞各紙への記事の掲載を促し、国民各層への食料・農業・農村に係る政策・施策の理解の浸透を図った。

また、報道機関への迅速な情報提供のため、100回以上プレスリリースを発信した。

記者へのレクチャーは、4回実施し、報道関係者現地調査は、平成16年11月25日に三重県下で実施した。

イ ラジオ番組「くらしと農業」の放送

メディアを使った広報活動では、東海農政局の具体的な取組を中心に紹介するラジオ番組「くらしと農業」を制作し、平成16年9月から12月にかけて、全13回放送し、その内容はホームページにも掲載した。

ウ 広報誌の発行

総合広報誌「View（ビュー）～東海の食料・農業・農村～」は東海の食料・農業・農村に関する施策や地域の情報等の紹介を内容とし、県・市町村・農協等農業関係団体に配付するとともに、各種イベント等を通じて広く一般消費者等にも配付した。（16年度4回、2,500部/回）

また、消費者向けの広報誌「10万回の“食卓”～東海の食と農～」は、「食の安全・安心に関する情報」「東海管内の郷土食や食文化」等の紹介を内容とし、消費者団体等を中心に配付し、東海地域における食と農の情報の発信を行った（16年度1回、10,000部）。また、東海農政局内の各部と出先機関においても情報発信のツールとして各種の冊子を作成、配付した。

エ ホームページによる各種情報の発信

平成10年8月にホームページを開設以来、情報の充実に努めており、16年度は東海の農業情勢、食料・農業・農村基本計画、米政策改革、環境政策、食の安全及び消費者の信頼の確保等の政策に関する情報を中心に、現在農林水産省が進めている施策の情報等を農業関係者、消費者等に向け広く発信を行った。さらに、新たなページとして、「東海の大豆」、「農作物鳥獣害対策」等を増設した。

この結果、平成16年度のトップページへのアクセス件数は、約17万8,000件、1日平均約489件となった。

また、東海農政局の取組を中心とした食料・農業・農村の情報をいち早く提供するため、平成14年2月から、メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月発信しており、平成16年度末の読者(登録者数)は、2,637名で前年に比べ約1.5倍であり、年々増加している。

5 近畿農政局

(1) 地域及び農家経済の動向

ア 地域経済

平成16年の近畿経済は、持ち直しの動きが続き、緩やかに改善したものの、後半、一部に一服感がみられた。

これを主な経済指標別にみると、鉱工業指数は前年を上回り、設備投資も回復傾向から、年後半には総じて増加となった。貿易についても輸出が好調に推移している。一方、個人消費においては大型小売店販売額が前年を下回ったものの、家電販売額は前年を上回った。企業の倒産件数は厳しい状況が続く中、減少傾向となり、完全失業率も前年より低下するなど、雇用情勢は持ち直しの動きがみられる。

イ 農家経済

16年の販売農家の経営は、1戸当たり農業粗収益が238万円で、主な内訳をみると、作物収入が203万2千円で86%を占めている。作物収入のうち、稲作収入が最も高く66万円、次いで野菜収入が55万2千円となった。農業経営費は165万4千円で、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は72万6千円となった。この農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は483万5千円となった。

また、主業農家の1戸当たり農業所得は385万1千円で、総所得は530万4千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水 稲

16年産水稻の作付面積は11万6千haで、前年に比べ1,300ha(1.1%)増加した。これは、大豆等他作物からの転換や、不作付地への作付けによるものである。

作柄は、一部で台風による被害が発生したものの、出穂後おおむね高温・多照に経過したことから、作況指数101で、10a当たり収量506kg、収穫量は58万7,200tとなった。

イ 野 菜

16年産野菜(主要14品目)の作付面積は1万7,200haで、前年に比べ200ha(1.1%)減少した。これは、

生産者の労働力不足等によるものである。

収穫量は54万400t、出荷量は40万2,600tで、前年産に比べそれぞれ6.3%(3万6,600t)、6.8%(2万9,500t)減少した。

品目別に見ると、ねぎは市場価格が堅調なことから作付けが増加し、収穫量が増加した。また、ばれいしょは生育期間中好天に恵まれたことから収穫量が増加した。それ以外の品目は、作付面積の減少に加え、台風等の影響により収穫量は減少した。

ウ 果 樹

16年産果樹(主産県)のうち、温州みかんの結果樹面積は8,650haで前年に比べ130ha(1.5%)減少した。収穫量は19万8千tで、前年産に比べ1万3,100t(6.2%)減少した。これは、台風の影響により10a当たり収量が前年産を下回ったためである。

かきの結果樹面積は4,790haで前年に比べ20ha(0.4%)減少した。収穫量は7万8,500tで、前年産に比べ7,600t(8.8%)減少した。これは、台風の影響により落果、傷果が発生したことから10a当たり収量が前年産を下回ったためである。

うめの結果樹面積は4,990haで前年に比べ120ha(2.5%)増加した。収穫量は6万4,600tで、前年産に比べ1万3,800t(27.2%)増加した。これは、新植及び改植により結果樹面積が増加したことや、結果数が多く10a当たり収量が前年産を上回ったためである。

エ 畜 産

17年2月1日現在における、家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は4万5,800頭で前年より2千頭減少した。これは、飼養者の高齢化、後継者不足から小規模な飼養者層を中心に廃業・規模縮小があったためである。

肉用牛は9万5,600頭で前年を200頭上回った。これは、大規模な飼養者層で、規模拡大があったためである。

(3) 主要な農政課題をめぐり動き

ア 16年度における重点的な取組

16年度は、創造し、行動する農政局(アグリクリエーター)を目指して、(ア)～(オ)に掲げる近畿農業の5つの重要な課題に対し、それぞれの支援組織を作り、これを「近畿隊」と称して取り組んだ(近畿隊とは、近畿の近、農業の農をとり、近畿農業、すなわち近農を応援する部隊のこと)。

(ア) 五感体験型食育実践計画(壺番隊)

近畿管内の自治体及び地域団体の協力を得て、地産地消をテーマに据えた体験型の催しを行うと

ともに、従来の座学中心から農作業や料理実習など体験を重視した出張講座を展開した。

a 「近畿『地産地消』フェスティバル2005」の開催

食を考える月間（毎年1月）にあわせ、「近畿『地産地消』フェスティバル2005」を京都市内で開催した。

フェスティバルではセミナー「食肉と健康を考える集い」、食育シンポジウム、親子料理教室、食育推進・貢献者表彰式、出張講座コンテスト、食育かるた取り大会を実施したほか、「地産地消」の展示コーナーや食育体験コーナーを設置した。

b 五感体験型食育実践計画

五感を使う体験を重視したモデル的な出張講座の実施を通じて食育の推進を図るため、小学校等34校をモデル校に指定し、米や野菜作り、鮎の放流、収穫物を使った料理教室等の体験講座の支援に加え、食、農、環境に関する幅広いテーマで座学講座も実施した。

(イ) 米粉パン倍増計画（式番隊）

米粉食品による米の消費拡大を推進するため、「米粉パン倍増計画（RiceBread「×2」プラン）」として、米粉パンの学校給食導入校や、販売業者を18年度末までの3年間で倍増することを目標として取り組んでいる。具体的には、近畿米粉食品普及推進協議会等と連携し学校関係者や児童への試食会等を開催し、米粉パンへの理解醸成を図るほか、道の駅や直売所等で米粉パンの製造販売を開始する団体等に対する技術講習会などを開催した。また、一般消費者等に対する米粉食品の普及推進を図るため、各府県で開催されたイベントで米粉パンの試食、パネル展示、資料の配布等を行った。

(ウ) 「きんき産地づくり推進大運動」の展開（参番隊）

16年度からスタートした「水田農業構造改革」の着実な推進を図るとともに、地域で作成された「地域水田農業ビジョン」の実現・定着化に向けた取組を支援するため、「きんき産地づくり推進大運動」の展開を行った。

具体的な活動として、「米政策改革の推進に関する近畿地域フォーラム」（参加者約280名）、「野菜・果物の消費と健康に関するシンポジウム」（参加者約220名）、「食品産業と農業の連携推進シンポジウム」（参加者約120名）、「大豆のパワーと健康に関

する講演会」（参加者約200名）等を開催するとともに、ホームページを通じて元気な農業、元気な産地づくりを推進するための多様な情報の発信等を行った。

(エ) 「近畿新グリーン・ツーリズム」の展開（志番隊）

都市と農山漁村の間でお互いの魅力を享受できるように「人・もの・情報」の循環を活発化させることによって、都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」を提供するとともに、農山漁村地域における産業の振興や雇用の創出等活性化を図るため、管内のネットワークづくりに取り組み、行政機関・民間企業・NPO・個人（16年11月19日現在165団体等）からなる「都市と農山漁村の共生・対流近畿ネットワーク」（愛称：近畿ふるさとネット）を設立した。

また、16年11月19日には、「近畿ふるさとネット連絡会」を開催し、同ネットの向こう3年間の活動計画である「近畿ふるさとネット推進方策」を定めた。

(オ) きんき水土里の応援団による地域資源保全支援（伍番隊）

農村地域では、高齢化・混住化などの進展に伴い、多面的な機能を持つ農地や農業用水路など国民共有財産の良好な管理保全に支障が生じていることから、それら作業を地元農業関係者以外の参加も得つつ進めることが必要となっている。そこで、支援を求める農家と活動を提供したい都市住民を農政局が橋渡しすることで、農地や水などの資源保全を促進するとともに、作業やイベントへの参加を通じて農村と都市の交流を図ることを目的に、援農活動などに関心や意欲を持つグループ、学生等からなる「きんき水土里の応援団」を立ち上げた。

16年度は6団体を登録し、援農ボランティアに関する情報提供を行うとともに、営農体験活動として、国営大和高原北部地区内で、草刈り・さつまいも植え付け・収穫等の作業を計4回実施した。

イ 農政局の主要課題に係る行動計画

近畿農政局では、14年度から、食料・農業・農村基本法に基づく施策を推進する当局の活動を、「行動計画」と位置づけ、独自に目標を設定し、評価を行っている。

16年度の行動計画は、①「食」の安全・安心の確保、②食料産業の持続的な発展、③農村の振興・地域資源環境保全、④国民参加型農政の推進の4つの

柱の下に、19の推進事項を設定し、業務を実施した結果について評価を行った。

ウ 地域とのコミュニケーション

近年、食の安全・安心に対する国民の関心が高まっている上、消費者の視点に立った食料の安定供給が農林水産業の発展にもつながることから、14年度から農政局長等が管内各地に赴き、消費者、生産者等様々な分野の方々と、直接意見交換する「タウンミーティング」を実施している。(5回実施(16年度))

また、地域農政の円滑な推進を図るため、地方公共団体、関係団体等からの農業施策全般に関する提案を受ける窓口として、13年から「近畿農政局政策提案推進室」を設置している(提案件数16件(16年度))。

16年1月からは農政改革や新たな基本計画に関する提案も受け付けている。

エ 食品表示の適正化

16年度は、一般調査として5,525店舗を調査した他、特別調査として「養殖」386店舗、「無農薬等農産物」414店舗、「銘柄米」436店舗、「そば」503店舗に対し仕入伝票等による表示根拠の確認やDNA分析等科学的分析を活用した調査を実施した。

また、近畿管内の「食品表示110番」には、消費者等から1,882件の情報が寄せられ、不正表示の疑いがあるものについて事業者への立入検査等を実施した。調査により産地偽装等の不正表示が判明し、JAS法に基づく指示・公表を行った事案は11件あった。

一方、JAS法の普及・啓発を目的とした講師派遣を250回実施した。

また、11月には神戸市において近畿地域食品表示フォーラムを開催し約280名が参加した。

オ 牛トレーサビリティの生産段階での対応

16年度は、法が施行されて間もないことから、牛飼養農家・関係団体等に対し法制度の周知・指導を実施した。

また、(独)家畜改良センターから、滋賀県内の特定の生産者による届出について、本来の牛飼養履歴と多数相違があると情報提供があったため、16年11月から近畿農政局が立入検査及び関係書類の精査を実施した結果、虚偽の届出が疑われる事実が判明したことから、17年3月1日に当該生産者の告発を行った。

カ 担い手の現状

管内の認定農業者数は、8,564経営体(17年3月末現在)であり、ここ数年漸増傾向にある。営農類型では、全国と比べ果樹類の単一経営が多く、稲作等

の土地利用型は全国よりは低いが増加傾向にあり、特に兼業農家が大宗を占める農業構造の下で、滋賀県、京都府、兵庫県においては、安定的な兼業先に恵まれた立地条件を活かし、兼業農家を中心に農業機械の共同利用によりコスト低減を図る集落営農の取組が広範に行われている。

農業生産法人は、255法人(17年1月1日現在)であり漸増傾向である。また、担い手不足が見込まれる地域内において、将来当該地域の農地利用の相当部分について農業上の利用を担う法人として地域合意の下に明確化された特定農業法人は、18法人(17年1月1日現在)ある。

新規就農(概ね39歳以下)については、横ばい傾向にあり、16年度は209名で、このうちUターン就農者が97名と新規学卒者の85名より多くなっている。

キ 米政策改革への取組

改革の趣旨や関連対策等の周知徹底を図るとともに、農業者・農業者団体による自主的・主体的な需給調整への円滑な移行に向け、ブロック段階の説明会、府県、市町村、JA等に対する説明や意見交換に取り組んだ。また、売れる米づくりの参考となるよう「近畿産米等に関するアンケート調査」を実施した。さらに、16年7月には、地域の水田農業推進協議会を対象に、協議会運営の効率化・適正化のため現地調査等を実施するとともに、17年1月には、地域水田農業ビジョンの実現に向け、実施状況の点検や検証等、地域の積極的な取組を促進するための「米政策改革の推進に関する近畿地域フォーラム」の開催などを行った。

ク 農業生産基盤の整備

昭和22年から30年にかけて、「国営野洲川土地改良事業」により築造された野洲川ダム(同26年完成)と石部頭首工(同29年)は、これまで滋賀県湖東平野の農業振興と環境保全に大きな役割を果たしてきたが、完成から半世紀以上が経過したことによる施設の老朽化や、野洲川流域の市街地化と降雨パターンの変化、山林伐採等を要因とする洪水流出量の増加に伴い施設能力が不足するなど、防災面における重要な機能低下が生じることとなった。

これらの状況を改善するため、当該施設を早急に改修・更新して必要な施設能力を確保することで災害の未然防止を図るとともに、当地域の農業生産性維持及び農家経営の安定、更に国土保全にも寄与することを目的として、平成11年度より「国営野洲川沿岸土地改良事業」を実施している。16年度には(新)石部頭首工の本体工事が完了し、17年2月より供用

を開始した。また野洲川ダムについても16年度から堤体嵩上げ工事に着手したところであり、21年度の事業完了を目指して、自然環境にも配慮しつつ鋭意工事を推進している。

ケ 「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進

バイオマス利活用を積極的に推進するため、近畿地域の国の8機関で構成する「近畿バイオマス・ニッポン総合戦略ブロック連絡会議」を15年に設立した。16年度は、連絡会議では近畿バイオマスエネルギーフォーラムを開催するなど、バイオマス利活用の啓発活動に取り組んだ。

(4) 関係機関等との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、マスコミとの懇談会、関西経済同友会との意見交換会、近畿地域農政懇談会（消費者、生産者、経済界、マスコミ関係者で構成）、管内各府県部長会議、管内各府県生協連協議会等との懇談会を開催し、幅広く意見交換を行った。

また、近畿に所在する様々な国の出先機関が共通の目標（ビジョン）の実現に向けて連携し、時代に対応した活力ある近畿を創出することを目的とする近畿広域戦略会議に参加した。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告及び各種統計資料等を公表したほか、ラジオ番組「近畿農政局だより」の放送、ホームページ（アクセス件数約23万件）やメールマガジン「近畿アグリレター」（月1回配信、利用者数3,190人）などのインターネットを通じた情報発信、広報誌「アグリート」（季刊7,400部/回）の発行など、近畿地域の農業・農政を巡る様々な情報を行政機関、農業関係者はもとより一般消費者にも広く提供した。

平成16年度の「消費者の部屋」においては、消費者と農林水産行政との対話、交流を図る場として様々なテーマを取り上げ、局内展示を18回、局外展示を10回実施するとともに、「京都府農林水産フェスティバル」等の局外イベントにも参加した。

さらに、管内各農政事務所においても「消費者の部屋」の展示、「移動消費者の部屋」の出展に取り組んでいる。

6 中国四国農政局

(1) 農業経営の概要

農業経営

平成16年の個別経営（販売農家1戸当たり平均）の状況をみると、農業粗収益は234万円、農業経営費は168万円で、農業所得は66万円であった。

総所得は474万円であり、総所得の構成をみると、

農業所得が14%、農外所得が42%、年金等の収入が44%となっている。

農業地域別の個別経営をみると、農業所得は中国地域は48万円、四国地域は100万円、総所得は中国地域は479万円、四国地域は464万円であった。

総所得のうち農業所得の占める割合は中国地域で10%、四国地域で21%となっている。

(2) 農業生産動向

ア 水 稲

平成16年産水稻は、前年に比べ作付面積は1.3%増加し18万1,400ha、収穫量は前年並みで85万2,600tであった。作柄は作況指数93で10a当たり収量は470kgであった。

イ 麦

平成16年産麦は、前年に比べ作付面積は9.0%減少し9,040ha、収穫量は16.0%減少し2万9,400tであった。作柄は、小麦は作況指数84、二条大麦が87、裸麦が88で、10a当たり収量は、それぞれ299kg、352kg、326kgであった。

ウ 野 菜

平成16年産指定野菜14品目の作付面積は2万7,800haで、前年に比べ3.5%減少した。これは、だいこん、キャベツ、たまねぎ等が生産者の労働力不足や他作物への転換等により減少したためである。

収穫量は75万7,500t、出荷量は54万6,000tで、前年に比べ9.6%、9.8%それぞれ減少した。これは、相次ぐ台風の影響により減少したためである。

エ 果 樹

平成16年産みかんの結果樹面積は1万5,200ha、収穫量は27万4,600tで、14年産に比べ3.8%、8.5%それぞれ減少した。

日本なしの結果樹面積は2,600ha、収穫量は4万9,300tで、前年産に比べ2.3%、9.0%それぞれ減少した。

ぶどうの結果樹面積は2,550ha、収穫量は2万7,700tで、前年産に比べ1.2%、4.5%それぞれ減少した。

オ 花 き

平成15年産の花きの作付（収穫）面積は、切り花類が2,190haで前年に比べ2.7%、球根類が29haで前年に比べ17.2%、鉢ものの類が129haで前年に比べ1.5%それぞれ減少したものの、花壇用苗ものの類は237haで前年並みであった。

カ 畜 産

平成17年2月1日現在の乳用牛は、前年に比べ飼養戸数は6.7%減少し2,220戸、飼養頭数は3.5%減少

し9万3,200頭であった。1戸当たり飼養頭数は前年の40.6頭から42.0頭に増加した。

肉用牛は、前年に比べ飼養戸数は6.1%減少し6,970戸、飼養頭数は1.3%減少し21万6,300頭であった。1戸当たり飼養頭数は前年の29.5頭から31.0頭に増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

農業施策への国民の適切な理解を得つつ、その効果的な推進を図るため、行政機関、農業等関連団体、生産者、消費者などと幅広くコミュニケーションを図り、地域の農政に対するニーズの的確に把握に努めるとともに、積極的に意見交換を行った。

特に、本年度は、平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たって、審議の各段階毎に、正しい理解の促進と各界各層の意見の把握を行った。

この他、農政局幹部職員が管内の地域に直接出向いて説明・意見交換を行う「ふるさと座談会」を平成16年11月に開催し、また農業者、消費者等関係者と率直な意見交換を行う「トンボ座談会」を管内各県1回（計9回）開催するとともに、平成16年11月には中国経済連合会との意見交換会、17年2月に個別意見交換方式により開催した管内各県主管部長会議など、地方公共団体や国民各界各層との意見交換を通じ互いの意思疎通を図りながら、国民参加型農政の展開を図った。

イ 耕畜連携の推進

耕畜連携の推進は、地域における資源循環型農業の確立や転作田の有効活用等の観点から極めて有効である。このため、稲発酵粗飼料の作付を拡大するため、管内の取組の重点地区を11地域を選定し、モデル事例の育成を推進するとともに、現地調査を行い生産の拡大を図るための検討会を2回開催し、普及拡大に繋げるための優良事例の取組を紹介した。

国産稲わらの利用拡大に向けた取組としては、利用実態調査を実施し、稲わらとたい肥交換やわら専用品種の拡大のための分析・検討会を開催した。

さらに、中国四国管内は、大部分が中山間地域に立地していることから、耕作放棄地の増加、イノシシ、サル等の獣害防止の対策として、転作田を利用した水田放牧の取組を推進している。

このため、平成16年度には、牛放牧シンポジウム、研修会を14回開催し、耕種農家や管外からの多数の参加者により、優良事例の紹介を含め幅広い情報交換が行われた。

ウ 食育の推進

各種の「食育」活動が積極的に展開されている状況を踏まえ、これまでの活動を充実強化するとともに、特に関係機関との連携強化と学校給食に着目した活動の推進に力点を置いて、主に以下の取組を行った。

(ア) 学校給食を通じた食育の推進のため、各農政事務所、地域課に「食育相談アドバイザー」を設置し、パンフレット等による県、市町村、JA、給食センター、学校等の関係機関への普及活動や情報提供活動を行うとともに、「重点推進地区」15箇所において、地場農産物の学校給食への利用を通じた食育推進に協力した。

(イ) 16年3月に設置した「中国四国地域食育推進協議会」を3回開催し、小・中学生及び一般消費者に対する食育の具体的推進手法等について検討を行った。

(ウ) 小学生とその保護者を対象とした、農業体験学習型のイベント「こども農業大学」では年間を通じた農業体験や各種研修に参加することにより、食料を生産する農業について理解を深めることができた。平成16年1月に開校し、同年11月までに6回の講座を行った。（16年度限りの取組）

(エ) 出張講座については、農政事務所、統計・情報センター、国営事業所等関係機関が連携し、中学校や高校も含めて、1,325講座行った。このうち272講座については、県等の外部機関と連携して実施した。

(オ) 農政局、農政事務所が主催し一般消費者を対象として意見交換などを実施する市民講座については、29回開催した。

エ 食品表示の適正化への取組

食品表示が適正におこなわれるよう以下の取り組みを行った。

職員による店舗等への「モニタリング調査」（約4,000店舗）を実施した。加えて、特定の品目について科学的分析手法等を用いて表示の真正性を確認する「特別調査」として、養殖表示（約350店舗）、無農薬等表示（約400店舗）、平成16年産銘柄米（約450店舗）、そば加工品（約310店舗）の調査を実施するとともに、「有機農産物の認定生産行程管理者調査」（64農家）を実施した。

また、管内11か所に設置した「食品表示110番」窓口への通報や、「食品表示ウォッチャー」からの情報提供を受けて、表示違反の疑いがある店舗等に対する立入検査等を実施し、表示違反への厳正な対処を

行った。

あわせて、国民各層に対する普及啓発活動を行うため、食品表示地域フォーラム（愛媛県、島根県）、地域行事等を活用したパネル展示、食品関係事業者に対するセミナー・相談会、消費者等に対する講習会・懇談会など、積極的な表示制度の普及啓発に努めた。

オ 農産物等の輸出の取組を支援

世界的な日本食ブームの広がり、アジア諸国での経済発展に伴う高所得者層の増加等により、高品質かつ安全性に対する信頼が高い我が国農林水産物・食品の輸出拡大の可能性が増大している。管内では二十世紀梨（鳥取県）・ヘルシー元氣米（島根県）が台湾で着実に輸出量を伸ばすとともに、他県においても、県やJAによって「輸出協議会」を立ち上げ、台湾への試験輸出を行う等農産物の輸出に向けた機運が高まっている。

こうした中、農政局では管内各県、全農県本部、JA中央会、各県日本貿易振興機構（ジェトロ）、貿易情報センター等の参画を得て35機関により「中国四国地域農産物等輸出促進連絡会議」を立ち上げた。この会議（5月、10月）では、関係機関の意見交換を通じて輸出に向けた具体的な課題について検討するとともに、輸出情報の交換・共有化に取り組んでいる。

また、生産者等の輸出志向を醸成するため、輸出市場として近年注目されている中国・台湾を対象に相手国の貿易制度、食品等の流通経路、市場動向等を紹介した「農林水産物・食品輸出促進セミナー」（平成17年2月）をジェトロ岡山と協力して開催した。

カ 意欲ある担い手の育成・確保と農用地の利用促進

管内では、高齢化・過疎化による担い手不足を背景として、中山間地域を中心に、集落の合意に基づいて農業生産を行う集落営農の取組が行われている。

そのため農政局では、集落営農の発展に向けた啓発を行うという観点から、「中国四国集落営農・特定農業法人サミット」（11月）を山口市で開催するとともに、集落営農の推進に向けた手引き書等を作成し、育成現場での活用を図るなど、集落営農の推進に取り組んだ。

また、センサスデータ等を活用して集落の現状と将来の姿の予測の提示できるシステムの「担い手分析マニュアル」を作成するとともに、農政事務所、統計・情報センター等では「ビジョン実現支援チー

ム」による各集落の担い手や農地の将来予測等の情報提供を行った。

法人化の動きでは特定農業法人となっている組織も多く、平成17年3月末現在で142法人（全国278法人）で、全国の約半分を占め、これら特定農業法人は、効率的かつ安定的な経営体として、地域において重要な役割を果たしている。また、認定農業者数は、16,139経営体（17年3月末現在）となっている。さらに、新規就農者は384名の参入、女性起業者は38経営体の増加が図られた。

また、16年度末現在における管内の担い手に対する農地の利用集積面積は約10万4,000haであり、認定農業者や特定農業法人及び特定農業団体に対する利用集積面積は増加した。なお、基盤整備事業等の補助事業の実施地区では総体的に認定農業者等への農地利用集積が進展した。

さらに「担い手育成・確保全国運動」の展開に対応し、平成17年1月に農政局に「担い手育成プロジェクトチーム」を設置し、重点方針・行動計画等を策定するとともに、3月には「担い手育成ブロック連絡会議」を設立し、担い手育成総合支援協議会相互の情報交換・意見交換等を実施した。

キ 豊かで住み良い農村地域の振興

(ア) 都市と農山漁村の共生・対流を一層推進するため、関係地方支分局との連携により、平成16年3月に広島県において、直売所を中心とした元気な地域づくりをテーマに「オーライ！ニッポン中国四国元気な地域づくりシンポジウム」（参加人数130名）を開催した。また、農政局HPに「共生・対流」のコーナーを創設し、管内の取組事例や関連施設の情報等を掲載した。

(イ) 多面的な役割・機能を有し、地域の貴重な「資源」である農地・農業用水等を、農業者だけでなく一般住民を含めみんなで保全・管理していくことの必要性について理解を深めて頂くことを目的として、平成16年11月に香川県で「水土里フォーラム in 香川」を開催するとともに、消費者の部屋でも、資源保全の必要性を紹介した。

(ウ) 中山間地域活性化に資するため、地域再生の優良地区において、学識経験者・地域リーダー等を交えた「中山間地域現地検討会」（2地区）を開催し、地域活性化のノウハウ等について意見交換を行った。また、中山間地域等直接支払制度の普及・推進を図るため、市町村担当者等を対象とした制度説明会（4月）を始め、延べ14地区に亘るきめ細かな現地指導を行った。

(エ) 鳥獣被害防止対策の具体的な取組の推進と幅広い情報の発信により、総合的な被害防除対策を推進するため、「鳥獣害対策シンポジウム」(12月)等を開催するとともに、「中国四国地区鳥獣被害対策連絡会議」(7月)の開催等により鳥獣対策に携わる関係機関、関係部局の横断的な連携を図った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、シンポジウム・イベントを開催して各事業の啓発、情報交換を行っている。

米粉利用拡大のため、9県全てで「米粉食品普及推進協議会」(設立:平成15年1月~17年1月)を設立した。この各県協議会の連携機構として「中国四国米粉食品普及推進協議会」を平成17年1月に設立し推進体制の整備を図った。

また、バイオマス利活用の普及推進のため、中国四国地域バイオマス関係機関連絡会議(構成:4省12機関)と連携し、メールマガジンを創刊するとともに、「バイオマスセミナー」を開催した。

(5) 広報活動について

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

ホームページ「中国四国農政局あぐりページ」(平成9年7月開設)へのアクセスも年々増加しており、16年度のトップページアクセス件数は約38万4,000件であった。メールマガジン「中国四国農政局あぐりレター」(平成13年5月創刊)の読者数は年々増加しており、16年度3月末の読者数は約3,400人であった。また、「中国四国地域バイオマスマガジン」を創刊し7回発行した(うち2回臨時号)。

イ 広報誌

行政機関、関係団体等を主な対象として、農業・農村の動向、各種施策等の情報提供を行う「ライブ農業中国四国」(季刊、各号4,000部)を発行した。

ウ ラジオ放送

1月の「食を考える月間」にあわせ、農政局の施策をわかりやすく紹介するため、10分間の番組を6本制作し、管内の民間放送8社を通じて毎週1回、放送した。

エ 報道機関への情報提供

中国四国農政局記者クラブ加盟18社に対し、記者レクなどにより情報提供を行った。また、記者クラブ以外の管内報道機関には、各県の統計情報センタ

ーを通じて情報提供を行った。

7 九 州 農 政 局

(1) 地域及び農家経済の概要

ア 地域経済

16年度の九州経済は、前年から続いた持ち直しの動きに広がりが見られるようになり、旺盛な海外需要を背景とした好調な生産活動やデジタル関連を中心とした大型設備投資の増勢がみられた。アジア向けを中心に輸出が好調で、鉄工業生産指数が過去最高を更新した。

個人消費は所得環境に加え社会保障への先行き不安が押し下げ要因となって低調に推移したものの、デジタル家電や住宅関連等に動きがみられるなど一部に底堅さがみられた。

雇用についても依然厳しい状況が続いているものの求人倍率等に持ち直しの動きが見られた。

イ 農家経済

平成16年の九州の農家経済(15年までの「農業経営動向統計」から新たな調査設計となったため、結果の整合面から前年比較はできず)を販売農家1戸当たり平均でみると、農業所得は130万円で全国に比べ4万円(3.2%)、農外所得は225万円で全国に比べ1万円(0.4%)それぞれ高い結果となった。

一方、年金等の収入は117万円で全国に比べ41万円(25.8%)低く、これにより農家総所得は472万円となり、全国に比べ36万円(7.1%)低い結果となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水 稲

16年産水稻の作付面積は、前年産に比べ5,100ha増加し20万1,900ha(前年比102.6%)となった。

作柄は、台風第16号、18号、21号、23号の襲来による被害の発生と、9月の日照不足、高夜温等で登塾が著しく阻害されたことにより10a当たり収量424kg、作況指数85となった。

水稻うるちの収穫量を品種別にみると、ヒノヒカリが全体の55%を占めている。

イ 麦、大豆

16年産麦の作付面積(3麦計)は、前年と変わらずの5万5,000haとなった。

作柄は、作況指数でみると小麦が110、二条大麦が106、裸麦が86となり、いずれも前年産の10a当たり収量を上回った。これは、は種期以降天候におおむね恵まれ、生育が順調に推移したことによる。

また、平成16年産大豆の作付面積は2万4,000ha(前年比92.7%)となった。これは、主に水稻への

転換がみられ減少したことによる。

ウ 野菜

近年、指定野菜（14品目）の作付面積は減少傾向にあり、16年産は4万9,800ha（前年比97.6%）となった。これは、ばれいしょ、キャベツ等を中心に、台風の影響や労働力事情等により作付中止及び他野菜への転換がみられたことによる。

これらの要因等により、16年産収穫量は164万t（同95.4%）、同出荷量は140万t（同95.9%）となった。

エ 果樹・花き

平成16年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、くり、かき、ぶどう等を中心に減少し4万8,300ha（前年比98.9%）となった。

花きの作付（収穫）面積は、切り花類が3,200ha（同97.9%）、球根類が118ha（同88.7%）、鉢ものの類が325ha（同99.4%）、花壇用苗ものの類が220ha（同99.1%）となった。

オ 畜産

肉用牛の飼養戸数（17年2月現在）は3万9,900戸（前年比95.9%）、飼養頭数は101万1,000頭（同99.7%）となった。

乳用牛の飼養戸数は2,990戸（同96.1%）、飼養頭数は15万1,300頭（同98.6%）となった。

一方、豚の飼養戸数（16年2月現在）は2,540戸（同96.6%）、飼養頭数は301万9,000頭（同103.0%）となった。

各畜種とも、飼養戸数は減少しているものの、1戸当たり飼養頭数は増加している。

カ その他

16年産かんしょの作付面積は1万7,400ha（前年比105.5%）で、前年産に比べ900haの増加がみられた。これにより全国に占める九州の栽培面積割合は43%となり、前年より1ポイント高まった。

また、いぐさは、主産県である熊本県の16年産作付面積が1,720ha（同96.6%）となり、面積が増加に転じた昨年から一転して減少となり、下げ止まりが確認できない状況にある。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食の安全及び消費者の信頼の確保の取組み

新しい食品安全行政に取り組むための指針として農林水産省が策定した「食の安全・安心のための政策大綱」及び「同工程表」に基づき、九州農政局として次のような取組みを行った。

① リスクコミュニケーション及び意見交換会等の

開催

食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の3府省の協力により「牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会」を16年9月に熊本市で、「食品のリスクアナリシス（リスク分析）に関する意見交換会」を17年2月に鹿児島市で開催した。

また、「食品表示九州地域フォーラム」を公正取引委員会等関係機関との共催により16年10月に宮崎市で開催した。

さらに、消費者団体等様々な関係者との間で「顔の見える関係づくり」を推進するため、食の安全及び消費者の信頼の確保並びに食品トレーサビリティ等に関する意見交換会を計37回実施した。

② 牛肉トレーサビリティの実施及びニューカッスル病の発生と対応

牛肉の安全性に対する信頼の確保やBSEのまん延防止措置を的確に行うための「牛肉トレサ法」が15年6月に公布され、生産段階が15年12月1日、流通段階が16年12月1日に施行された。

九州農政局では、牛肉トレサ法が円滑・適切に実施されるよう、九州各県、生産者団体、販売業者等に対し、制度の説明会開催や巡回指導を行うこと等により、周知・徹底を図った。

また、特定危険部位の除去等の安全確保対策が消費者に理解され、米国等や国内における新たなBSEの発生に際しても大きな混乱は生じなかった。

九州管内における家畜伝染病の発生については、16年12月27日、福岡県内のブロイラー農場において、約13年ぶりにニューカッスル病が発生し、家畜伝染病予防法に基づき鶏の殺処分、農場の隔離及び移動制限が実施された。

一時は終息したものの、17年1月15日に続発が確認されたことから、九州農政局では、福岡県に対して協力の申し出を行い、今後の対応について福岡農政事務所に指示した。福岡農政事務所では「福岡農政事務所ニューカッスル病対策本部」を設置し、福岡県からの協力要請に基づき、延べ12名を防疫作業に派遣した。

更に、一般消費者への正確な情報の提供等を行うため、九州農政局のホームページに「ニューカッスル病コーナー」を開設し、鶏卵・鶏肉の安全性のPRを実施した。

③ 農薬指導

消費者の「食」に対する信頼確保のため、管内の農産物生産者が農薬を適正に使用するよう、関

係者への指導の徹底を図ってきた。

④ 食品表示関係

食品の品質表示に対する対応として、九州農政局は、日常的に小売店舗を巡回し生鮮食品を中心に食品の品質表示に係る監視・指導を行っているが、16年度は次の品目について、原産地等の表示根拠を納品伝票等で確認した。

- ・ 米国での BSE 感染牛の発生を受け、16年 1 月から牛肉。
- ・ 16年 4 月から青果物、畜産物（牛肉を除く）及び水産物のそれぞれ毎月 1 品目。
- ・ 食品表示110番等によるアサリの産地偽装の情報を受け、17年 1 月からアサリ。

なお、小売店で表示根拠が確認できなかった場合等は、納品している業者等に対しても遡及して調査した。

さらに、社会的ニーズを踏まえて選定した品目を対象に理化学分析を併用する「特別調査」を実施しており、16年度は「〔養殖〕表示に関する生鮮魚介類」、「〔無農薬〕等農薬・化学肥料に係る表示のある農産物」、「16年産銘柄米」、「そば加工品」について調査した。

これらの調査により不適正な表示が確認された場合には、その場での指導のほか後日文書による指導を行い、また、不適正な表示が長期化している事例等については JAS 法に基づく指示・公表等の対応を行った。

イ 食育の推進

地域における食育の推進を図るため、栄養士、農業者等との連携を図りつつ、消費者団体、小学校等に対する講師の派遣等を886回実施し、あわせて意見交換を行った。

また、食育推進のあり方、具体的な方策及び関係部局間の連携等について意見交換を行うため、九州地域食育推進協議会を16年12月及び17年 3 月に開催した。

1 月の食を考える月間においては、「落語で食育一笑って学ぼう食習慣一」をテーマに立川らく朝氏の落語公演とパネルディスカッションを実施した。

さらに、次代を担う若い世代（小学校高学年～中学校）に食料や農業に理解を深めてもらうため、子ども向けホームページ「九州農業・漁業大冒険」を開設した。

ウ 米政策改革の推進

九州農政局では、米政策改革を円滑に推進するため、「九州農政局米政策改革推進本部」を設置し、米

政策改革の趣旨の徹底、地域水田農業ビジョンの実現や農業者等による自主的主体的な取組み等を促進した。

具体的には、地域水田農業ビジョンの実現への取組みの推進・実現状況の検証、優良事例の紹介等を目的として、管内関係団体等との連携による現地アドバイザリー活動を実施した。

また、農業者等からの米政策改革に関する相談・問い合わせ窓口として「米政策改革相談窓口」を開設し、ホームページ等による PR を実施した。

さらに、17年産米の生産目標数量の配分に当たっては、農業者団体が主体となり、かつ需要に応じた米づくりの要素を取り入れた配分となるよう、その促進を図った。

なお、米政策改革の下での「農業者・農業者団体が主役となる需給調整システム」への移行については、さらなる取組みを推進し、19年度からの移行を目指している。

エ バイオマス利活用の推進

畜産業や食品製造業が盛んな九州はバイオマスの宝庫とも言え、その利活用には大きな可能性を秘めている。しかし、現状では、大量に存在している家畜排せつ物や食品廃棄物等の処理は、環境・財政両面で自治体の課題になっている。

現在は埋め立てや焼却等での処理が多いが、各地域において、資源としてのバイオマスを把握し、循環型社会形成のために有効に利活用できれば、地域の活性化にもつながり大きな意義がある。こうしたことから九州においては、バイオマス利活用の早急な取組みが期待されている。

このようななか、九州農政局では、バイオマスの利活用推進のため、関係省庁の出先機関・県等で構成する「九州地域バイオマス関係機関連絡会議」を開催し、情報の共有と連携の強化を図るとともに、バイオマスの認知度を高め、理解醸成を図るため、シンポジウム、セミナーの開催や広報誌、ホームページ等による普及・啓発を行ってきた。

さらに、市町村が策定するバイオマスタウン構想の実現に向け、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組みを支援してきた。

また、バイオマス利活用に関心のある各市町村等へタウン構想策定と交付金の活用促進について働きかけを行ってきた。

オ 有明海再生に向けた取組み

（目 的）

農林水産省では16年度から有明海の環境変化の仕組みの更なる解明のための調査・現地実証を集中的に実施することとし、九州農政局は3年間を目途に以下の調査に取り組んでいる。また、有明海の環境変化の要因解明に資する調査及び現地実証について、その手法及び効果的な実施のための意見交換を目的として、関係する漁業者、国、県及び研究機関で構成する「有明海漁場環境改善連絡協議会」を17年7月26日に設立した。

（調査の概要）

（ア）漁業者と一緒にした取り組み

福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の各漁連が一堂に会した場において、各種調査を検討し、場所の選定や調査方法なども漁業者の方々と一緒に検討している。また、調査を実施する際にも、漁船の使用や共同観測などの協力を得ている。

（イ）各調査の実績

- ① 底質環境調査
- ② 二枚貝類等生息環境調査
- ③ 貧酸素現象調査
- ④ 赤潮調査
- ⑤ 潮流観測調査
- ⑥ 海岸環境保全のためのなぎさ線試験施工

カ 農林水産物輸出促進に向けた取り組み

九州の農林水産物・食品は、高品質で安全な商品として高い評価を得ているものが多く、特に、九州が地理的有利性を持っているアジア諸国の所得水準が高まっていることもあって、輸出を拡大する好機となっている。

九州農政局では、九州地域の農業・食品産業関係者が、農産物・加工品を輸出するにあたってのヒントを得ていただくために、農政局協力の下で、JETRO 福岡貿易センターが主催し、16年10月、福岡市において「日本食品・農林水産物輸出促進セミナー」を開催した。経験豊富な講師を招いた基調講演、実際に輸出を手掛けている方々のパネルディスカッションが行われた。また、17年3月、熊本市において、各県が今年取り組んだ日本産ブランド輸出促進事業に関する情報交換を行うことを目的に、「九州農林水産物・食品等輸出促進活動報告会」を開催した。情報交換では、流通経費の不透明等、通関の問題、偽物日本産農産物の流通等の今年度の活動を通じ明らかになった課題や今後の取り組むべき事項に関する意見が出された。

キ 担い手の育成・確保に向けた取り組み

地域農業の担い手の育成・確保を図り、効率的か

つ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立が急務となっている。

このため、九州農政局では、農林水産省と農業団体が一体として取り組む全国担い手育成・確保運動を踏まえ、認定農業者の育成・確保、集落営農の組織化・法人化等を加速的に推進するため、17年2月、局内に「九州担い手タスクフォース」を設置し、農業生産者、農業団体等に対し新たな基本計画に基づく担い手の育成方策等の説明会及び意見交換会を開催した。

また、市町村、農協等の担当者、農業者向けに、「九州における担い手育成・確保のための推進マニュアル」を作成・配布し、担い手に関する情報を提供するとともに、農政局ホームページに「担い手メールボックス」を設置し、広く意見を募集するといった活動を行った。

（4）関係機関との連携強化

ア 地域農政の円滑な推進を図るため、地域農政懇談会（一日農政局）、管内各県主管部長会議、管内各県主管課長会議、管内マスコミとの意見交換会を開催し管内農業情勢の現状と課題等について広く意見交換を行った。

イ 食品表示に関しては、JAS法のほか、「食品衛生法」等関連する法律があり、またその監視・指導も農政局のほか様々な機関が関与するため、これら関係機関の連携が重要である。

このため、厚生労働省九州厚生局、公正取引委員会事務総局九州事務所、（独）農林水産消費技術センター門司センター及び九州農政局をメンバーとする九州地域食品表示関係四機関連絡会議を16年度は3回開催し、連携を深めた。

また、JAS法に基づく食品品質表示について、消費者に対する情報提供や生産者、事業者に対する指導・監視を的確に実施するため、県、（独）農林水産消費技術センター門司センター及び地方農政事務所をメンバーとする九州ブロック食品品質表示関係機関連絡会議を16年6月に開催した。

（5）広報活動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向、農業行政に関する普及浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」、当局及び統計・情報センターのホームページ、広報誌「アグリン」、プレスリリース、地域農政懇談会等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する迅速、正確かつ分かりやすい提供に努めている。さらに、インターネットを活用した情報提供の一環として、九州各地で農業及び地域の振

興・活性化に取り組んでいる人を対象に E-mail 情報「アグリ・インフォ九州」（いわゆるメールマガジン）の配信を行っており（毎月上旬に発行）、17年3月現在の登録会員数は3,562人となっている。

また、消費者との対話・交流を図る場として「九州農政局消費者の部屋」を設置し、庁内展示、ビデオ放映等を行うとともに、各種イベント等において「移動消費者の部屋」を開設し、庁外特別展示や消費者相談コーナーを設けること等により、消費者に対する農林水産行政一般、食料、食生活についての消費者相談及び情報提供、啓発を行っている。（移動消費者の部屋は16年度は122回開設）

表5 平成16年度主要事業の実績整理表

(単位：百万円)

事業名	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国四国	九州
卸売市場施設整備	580	457	2,348	722	2,024	751	1,387
(1) 卸売市場施設整備	580	457	2,348	722	2,024	751	1,387
農業生産振興事業	2,710	3,621	1,041	187	1,825	1,486	3,827
(1) 生産振興総合対策事業	2,710	3,621	1,041	187	1,825	1,486	3,827
ア 農業生産総合対策条件整備事業	2,450	3,185	965	149	1,677	1,151	3,195
イ 農業生産総合対策推進事業	186	182	48	34	114	152	470
ウ 畜産振興総合対策事業	30	157	5		2	81	35
エ 畜産振興総合対策推進事業	25	29	5	4	18	99	20
オ 耕畜連携・資源循環総合対策事業	18	32	17		13	0	104
カ 耕畜連携・資源循環総合対策推進事業	1	36	1	0	1	3	3
農産物の安全性確保	116	63	67	20	63	192	160
(1) 生鮮農産物安全性確保対策事業	0	14	1	1		1	0
(2) 土壌有害物質リスク管理対策推進事業	57	4	39	0		28	0
(3) 植物防疫対策	59	45	27	19	63	163	160
家畜防疫体制の強化	74	170	29	55	63	149	103
(1) 家畜伝染病対応強化事業	8	9	2	3	37	9	3
(2) BSE 検査・清浄化推進事業	49	140	16	47	5	115	82
(3) 養殖衛生管理体制整備事業	17	21	11	5	21	25	18
トレーサビリティシステムの確立	292	293	13	71	276	210	185
(1) トレーサビリティシステム導入促進対策事業	292	293	13	71	276	210	185
食品表示・JAS 規格の適正化の推進	19	22	10	7	22	21	12
(1) 食品表示適正化指導事業	19	22	10	7	22	21	12
「食育」の推進	22	74	27	40	30	21	67
(1) 食生活健全化・食料消費改善対策事業	22	74	27	40	30	21	67
牛肉等関税財源畜産振興事業	1,346	2,523	151	64	1,091	802	3,622
(1) 牛肉等関税財源生産振興総合対策事業	1,346	2,523	151	64	1,091	802	3,622
ア 畜産振興総合対策事業	553	1,819	56	10	767	327	2,070
イ 畜産振興総合対策推進事業	535	321	94	46	185	443	1,101
ウ 耕畜連携・資源循環総合対策事業	256	377		7	132	22	449
エ 耕畜連携・資源循環総合対策推進事業	2	6	1	1	7	10	2
農業経営対策	12,670	23,972	5,895	5,667	11,219	10,894	17,513
(1) 農業経営対策事業	3,888	4,981	1,676	1,843	5,689	2,972	7,814
ア 経営構造対策事業	3,888	4,981	1,676	1,843	5,689	2,972	7,814
イ 経営構造対策事業	2,837	4,652	1,595	1,818	5,629	2,902	7,315
ロ 水田農業経営構造確立緊急対策事業	414	312	66	0	44	0	47
ハ 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業	637	17	0	25	0	70	0
ニ 経営支援情報拠点施設整備事業	0	0	15	0	16	0	452
(2) 農業委員会事業推進	8,782	18,991	4,219	3,824	5,530	7,922	9,699
農地保有合理化促進対策	908	512	545	157	189	329	0
(1) 農地保有合理化促進対策事業	908	512	545	157	189	329	0
農村振興対策事業	14,241	17,491	5,345	5,391	12,442	19,503	16,968
(1) 農村振興対策事業	4,687	5,814	1,375	2,532	5,754	10,080	7,791
ア 基盤整備促進事業	4,342	5,162	1,271	1,123	3,567	8,395	6,856
イ 離島・へき地電気導入事業	0		34		0	0	0
ウ 遊休農地解消総合対策事業	0	1	8		3	8	4
エ 農村振興支援総合対策事業（情報基盤整備事業）	0		56	1,409	1,602	728	313
オ 都市農業支援総合対策事業	0	49			100	0	0
カ 地域農業構造対策事業	345	602	6	0	482	949	618
イ アグリ・チャレンジャー支援事業	345	602	6		345	949	618
ロ 販路開拓緊急対策事業	0	0			137	0	0
(2) 農村振興対策推進事業	3,238	3,421	724	138	367	777	720
ア 遊休農地解消総合対策事業	3	2	0		4	2	2
イ 農村振興支援総合対策事業（農村振興地理情報システム整備事業）	1,031	76	12	17	29	50	249

事業名	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国四国	九州
ウ 農村振興支援総合対策事業（産地づくり支援農地情報整備促進事業）	0		12			0	2
エ 農村振興支援総合対策事業（農村振興支援事業）	34	3,000	14	1	11	8	3
オ 経営体育成促進事業	2,130	327	644	120	270	647	390
カ 畑利用高度化促進事業	26	8	10		5	5	0
キ 農村振興基本計画作成事業	14	8	32		48	65	74
(3) 中山間地域等振興対策事業	53	564	264	334	349	280	705
ア 里地棚田保全整備事業	53	564	215	334	349	280	705
イ 山村地域環境保全機能向上実験モデル事業	0		49			0	0
(4) 中山間地域等振興対策推進事業	3,923	3,834	1,489	1,581	3,778	4,719	1,788
ア 就業機会確保促進事業	23		4		0	23	2
イ 特定農山村総合支援事業	32	20	20	14	43	29	56
ウ 中山間地域等直接支払交付金	3,868	3,814	1,465	1,567	3,735	4,667	1,730
(5) 山村振興等対策推進事業	0	0	0	0	0	0	0
ア 個性ある山村地域の再構築実験事業	0	0				0	0
(6) 山村振興等対策事業	2,340	3,858	1,493	806	2,194	3,647	3,221
ア 新山村振興等農林漁業特別対策事業	2,340	3,858	1,493	806	2,194	3,647	3,221
(7) 活動火山周辺地域防災営農対策事業	0	0	0	0	0	0	2,743
ア 活動火山周辺地域防災営農対策事業	0					0	2,743
海岸事業	1,353	0	159	752	64	1,834	3,264
(1) 海岸保全施設整備事業	899		112	434	64	1,587	3,025
(2) 海岸環境整備事業	454		47	318		247	225
(3) 公有地造成護岸等整備事業	0			0		0	14
農業生産基盤整備事業	71,904	82,068	21,897	11,183	13,306	28,247	54,360
(1) かんがい排水事業	12,926	11,152	6,653	3,817	2,881	5,690	8,997
(2) 経営体育成基盤整備事業	54,867	50,948	14,065	5,214	7,478	15,895	22,063
(3) 諸土地改良事業	1,718	767	741	396	1,059	1,343	1,475
(4) 畑地帯総合農地整備事業	2,393	19,201	438	1,756	1,888	5,319	21,825
農村整備事業	65,172	60,767	22,101	36,159	28,667	80,192	75,295
(1) 農道整備事業	11,469	10,918	4,707	7,964	6,125	22,235	23,714
(2) 農業集落排水事業	34,278	29,163	8,949	16,677	9,680	26,551	16,472
(3) 農村総合整備事業	3,522	1,040	813	1,684	1,694	3,657	6,526
(4) 農村振興整備事業	4,825	6,995	3,163	4,872	4,615	7,203	6,245
(5) 中山間総合整備事業	11,078	12,651	4,469	4,962	6,553	20,546	22,338
農地等保全管理事業	11,501	13,537	11,392	12,899	9,638	18,806	94,124
(1) 直轄地すべり対策事業	0	531	1,140			1,872	0
(2) 農地防災事業	7,006	6,834	5,436	7,527	7,902	10,996	80,935
(3) 農地保全事業	822	1,580	1,387	81	353	3,571	9,127
(4) 農村環境保全対策事業	259	2,534	1,849	4,307	199	1,135	2,026
(5) 土地改良施設管理事業	3,414	2,058	1,580	984	1,184	1,232	2,036
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	6,002	3,913	1,568	1,990	2,311	10,817	12,450
(1) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	6,002	3,913	1,568	1,990	2,311	10,817	12,450
農業施設災害復旧事業	3,214	2,738	959	1,517	7,843	7,688	10,543
(1) 農業用施設災害復旧事業	2,787	2,065	690	1,093	3,723	5,243	6,421
(2) 農地災害復旧事業	427	673	269	384	4,115	2,003	3,994
(3) 海岸保全施設等災害復旧事業	0			40	5	442	128
農業施設災害関連事業	206	228	0	95	216	283	111
(1) 農業用施設等災害関連事業	206	228		95	216	283	111
土地改良事業	41,221	28,948	27,628	10,478	19,532	28,457	40,992
(1) 国営かんがい排水事業	35,404	22,905	20,811	6,066	7,765	8,195	32,436
(2) 国営総合農地防災事業	2,963	5,905	6,697	4,295	7,602	13,553	3,572
(3) 国営造成施設管理事業	143	138	120	117	1,074	84	0
(4) 国営農用地再編整備事業	2,711				3,091	6,625	4,984

表6 農林漁業金融

資金の種類	東 北	関 東	北 陸	東 海	近 畿	中国四国	九 州
1 農林公庫資金	27,101	49,126	16,613	22,282	54,628	23,704	25,809
(1) 農業経営基盤強化資金	9,615	10,384	1,400	2,102	10,891	5,687	9,864
(2) 経営体育成強化資金	1,040	1,436	908	504	1,613	880	704
(3) 農業基盤整備資金	2,803	4,198	2,239	630	26,016	4,607	2,257
(4) 担い手育成農地集積資金	3,473	1,840	2,008	202	3,850	953	1,146
(5) 畜産経営環境調和推進資金	1,355	206	0	0	5	62	2,162
(6) 農業経営維持安定資金	1,369	1,450	259	171	2,010	1,180	3,627
(7) 中山間地域活性化資金	241	2,018	345	1,840	840	4,890	1,777
(8) その他	7,205	27,594	9,454	16,833	9,403	5,445	4,272
2 農業近代化資金	3,942	10,724	1,701	4,216	2,773	3,878	19,977
(1) 個人施設 (うち小土地改良資金)	2,355 8	9,107 16	995 0	3,384 2	1,181 44	3,486 1	14,709 17
(2) 共同利用施設 (うち農村環境整備資金)	1,585 807	1,543 9	706 429	832 2	1,592	392 1	5,268 409
(3) 特認資金 (個人施設、共同利用施設の内数とする)	2 2	74	0	0		0	33
3 農業経営改善促進資金	2,036	699	754	2,686	170	534	
4 天災資金	52	0	172			434	1
(1) 経営資金	52	0	172			434	1
(2) 事業資金	0	0	0			0	
5 農業改良資金	209	377	73	551		0	0
(1) 生産方式改善資金			0				
(2) 経営規模拡大資金			0				
(3) 農家生活改善資金			73				
(4) 青年農業者等育成確保資金			0				
(5) 特定地域新部門導入資金			0				
6 就農支援資金	286	633	135	508	116	211	274

第11章 林 野 庁

第1節 林業生産基盤の整備

1 森林整備事業

(1) 事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能の発揮と山村振興への配慮、同基本計画において示された、重視すべき機能に応じた森林の区分に対応した森林施業の推進を実現するため、

- ① 森林を重視すべき機能に応じた森林区分（「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」）に対応した森林整備を目的とするもの
- ② 森林整備の担い手である山村地域の定住基盤の整備その他の各森林の区分にわたる森林整備等を目的とするもの

という事業体系により、森林整備を実施している。

また、造林と林道を一体的に実施するとともに、市町村レベルでの総合的な事業とすることにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林整備を推進することになっている。

(2) 事業の概要

ア 森林環境保全整備事業

森林・林業基本法に基づく「重視すべき機能」に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り森林環境の保全に資する事業である。

（ア）水土保全林整備事業

ダム上流域等の「水土保全林」を対象に、水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な路網を整備する。

a 公的森林整備推進事業

森林所有者等による整備が期待できない森林における森林整備法人、地方公共団体による森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

b 流域公益保全林整備推進事業

流域における水源かん養機能、又は山地災害防止機能の維持増進を図るための森林整備とこ

れに必要な路網整備を実施する。

（イ）共生林整備事業

「森林と人との共生林」を対象に、森林環境教育等の利用のための森林空間やアクセス道等の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進する事業である。

a 森林空間総合整備事業

不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備とアクセス道の整備を実施する。

b 絆の森整備事業

市民参加の下での里山林等の整備、野生生物の生息環境保全に資する森林整備とこれに必要な林道整備を実施する。

（ウ）資源循環林整備事業（流域循環資源林整備事業）

「資源の循環利用林」を対象に、林道・作業道の一体的整備により、機械化を踏まえた高密度の路網整備を推進するとともに、森林組合、森林施業計画作成主体を中心とした効率的な森林整備を推進する事業である。

（エ）機能回復整備事業

森林の基礎的な機能の回復を図るため、森林の3区分の全てを対象に、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施する事業である。

a 保全松林緊急保護整備事業

松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等を実施する。

b 特定森林造成事業

土壌不良地、耕作放棄地、造林未済地等における森林の造成を実施する。

c 被害地等森林整備事業

被害森林における復旧造林及び森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備を実施する。

d 森林災害等復旧林道開設事業

松くい虫被害や火災、気象害等による被害森林の復旧のために必要な林道の整備を実施する。

表 1 平成16年度森林整備事業予算

(単位：千円)

事 項	事 業 費	国 費
森林環境保全整備事業費	161,775,165	57,726,000
森林環境保全整備事業調査費	129,714	129,714
森林環境保全整備事業費	161,645,451	56,758,286
水土保全林整備事業費補助	109,281,747	37,491,000
公的森林整備推進事業	21,096,751	6,567,000
流域公益保全林整備事業	88,184,996	30,924,000
共生林整備事業費補助	2,259,199	1,049,286
森林空間総合整備事業	912,179	420,000
絆の森整備事業	1,347,020	629,286
資源循環林整備事業費補助	39,330,347	13,917,000
流域循環資源林整備事業	39,330,347	13,917,000
機能回復整備事業費補助	10,774,158	4,301,000
保全松林緊急保護整備事業	3,096,275	1,522,000
特定森林造成事業	912,927	348,000
被害地等森林整備事業	4,294,675	1,296,000
森林災害等復旧林道開設事業	88,000	44,000
林道改良統合補助事業	2,382,281	1,091,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		838,000
農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	5,260,852	2,419,000
峰越連絡林道事業費補助	212,000	106,000
林道舗装事業費補助	5,048,852	2,241,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		72,000
森林居住環境整備事業費	66,310,008	36,487,667
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	55,440,805	28,138,000
フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業	10,869,203	5,043,000
後進地域特例法適用団体補助率差額		3,306,000
合 計	233,346,025	96,632,000

e 林道改良統合補助事業

既設林道について、輸送力の向上及び通行の安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

イ 森林居住環境整備事業

森林整備の土台となる骨格的林道の整備、都市部を含む居住地周辺の森林整備等を実施するとともに、林業就業者の多くが居住する山村地域において、用排水施設等生活基盤の整備を行う事業である。

ウ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から既設林道の舗装を実施している事業である。

(ア) 峰越連絡林道事業

民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設する事業である。

(イ) 林道舗装事業

農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、既設林道を舗装する事業である。

2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平

成16年度末現在の復旧進捗は、14年災は100%完了、15年災は98%、16年災は84%であって、これに要した国費は表2のとおりである。

表2 16年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

区 分	(単位：千円)		
	全体国費 (改国費)	16年度国費	16年度まで 国費累計
14年災	9,374,693	168,772	9,374,693
15年災	9,537,272	1,468,992	9,301,898
16年災	37,319,189	31,145,988	31,145,988

なお、16年の被害額は595億5,435万円で、その内訳は表3のとおりである。

表3 16年災内訳

主 な 災 害 名	箇所数	(単位：千円)
		被害額
地 震 災	420	2,988,000
融 雪 災	28	213,100
豪 雨 災	3,033	11,642,190
梅 雨 災	175	439,748
台 風 災	19,765	43,383,462
そ の 他 災 害	12	887,853
合 計	23,433	59,554,353

3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引きし及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。平成16年度の補助実績は20億3,300万円となっている。

4 間伐対策

健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するため、平成12年度から5カ年間で150万haの森林を緊急かつ計画的に整備する「緊急間伐5カ年対策」を実施しており、市町村との協定に基づく最長45年生までの間伐や防災の観点から治山事業による間伐、公共事業等への間伐材利用の促進、間伐実施に必要な路網及び林業機械の一体的な整備等の総合的な取組みを推進。

ア 計画的な間伐実施（緊急間伐5カ年対策）

- ① 特定間伐等の実施と路網の整備
- ② 防災機能を高める間伐の推進

イ 間伐材等利用促進対策

- ① 加工流通施設等の整備
- ② 公共事業等への利用、技術開発の推進

③ 木造施設の整備促進及び普及啓発

ウ 緊急間伐推進の条件整備

- ① 緊急間伐推進のための条件整備
- ② 間伐推進体制の整備
- ③ 間伐推進に関する普及啓発

表4 16年度間伐対策予算

(単位：百万円)	
	国 費
計画的な間伐実施（緊急間伐5カ年対策）	40,172
間伐材等利用促進対策	4,083
緊急間伐推進の条件整備	1,552
計	45,808

5 森林整備の促進

森林林業を巡る厳しい状況の中で、森林所有者自らの造成・整備が困難となっている森林の整備を促進し、また公益的機能を高度に発揮し得る多様な森林を整備するため、平成16年度においては、次の事業に対し、総額9,204万円を助成した。

ア 分収林整備高度化事業

森林所有者自らの整備が困難になっている森林について、所有者に対する分収方式による森林整備の働きかけ、分収林の長伐期化等に必要な調査、森林整備に係る費用負担者の募集等を通じた国民参加の森林づくり等を行う事業に対し助成した。

イ 花粉症特別対策事業

都市周辺の花粉発生量の多い森林において、雄花着花量に着目した抜き伐り、枝落とし等の実施について助成した。

6 緑資源機構事業

農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資する。

ア 水源林造成事業

緑資源機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮させるため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速か

つ計画的に森林を造成する事業で、平成13年度以前の植栽林分に係るものについては、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金等で、平成14年度以降の植栽に係るものについては、全額補助金で実施している。

平成16年度においては、新植面積4,435ha、下刈3万3千ha、除伐8千ha等を実施し、昭和36年度開始以来平成16年度末までの新植面積累計は約44万haである。また、既植栽地において、複層林72haを整備した。

イ 緑資源幹線林道事業

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2/3を国庫補助金、残り1/3を財投借入金等で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成16年度においては、29路線、延長27kmを実施し、昭和48年度開始以来平成16年度末までに、全体計画32路線、延長2,015kmのうち延長1,263kmの開設・改良を実施した。

ウ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地を整備する事業であり、平成16年度においては、1区域において水源林の造成、農林道の開設を行った。

表5 平成16年度独立行政法人緑資源機構予算
(単位：百万円)

水源林造成事業	
国 費	29,321
政府出資金	18,296
国庫補助金	10,488
政府補給金	537
財投借入金	5,400
財投機関債	3,000
緑資源幹線林道事業	
国庫補助金	12,661
財投借入金	500
財投機関債	1,700
特定中山間保全整備事業	140

第2節 森林資源の充実と森林保全

1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水源のか

ん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いには計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の継続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経ている。

平成16年には、従来、保安林整備臨時措置法に位置づけられていた特定保安林制度が、森林法に規定されたことに伴い、全国森林計画に特定保安林の指定の基準及び特定保安林の整備に係る内容の追加が行われた。現行の森林計画制度体系は、①政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づいてたてる「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、農林水産大臣がたてる、全国の森林について森林整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自らが立木竹の使用・収益の権原を有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町村の長等の認定を求める「森林施業計画」（森林法第11条）等が措置されている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の策定

現行の全国森林計画は、平成15年10月21日に策定（閣議決定）、平成16年6月8日に変更（閣議決定）された、平成4年4月1日から平成31年3月31日までをその計画期間とした計画である。

この計画では、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

イ 全国森林計画の概要

(ア) 基本的な考え方

- a 適切な保育・間伐の実施、育成複層林施業の計画的な実施、天然生林的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実と、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策等森林保全の確保を基軸とした森林整備及び保全の推進を図る。
- b 森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備の推進を図る。
- c 森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組む。

(イ) 計画事項

- a 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分することとし、区分ごとの森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（表6）を定めている。

表6 森林整備の目標

区 分	現 況 (H14.3.31)	計画期末 (H31.3.31)
育成単層林面積(千ha)	10,344	9,816
育成複層林面積(千ha)	895	2,151
天然生林面積(千ha)	13,882	13,154
森林蓄積(m³/ha)	161	187
林道整備率(%)	48	65

(注) 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

- b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に施業実施に当たっての技術的指針、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積（表7、8）を定めている。

表7 伐採立木材積

(単位：百万m³)			
区 分	総 数	主 伐	間 伐
計 画 量	517	299	218

表8 造 林 面 積

(単位：千ha)		
区 分	人工造林	天然更新
計 画 量	1,113	1,490

- c 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、公益的機能の維持増進を図るための施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めている。

- d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量（表9）を定めている。

表9 林 道 開 設 量

(単位：千km)	
区 分	林道開設量
計 画 量	47

また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出方法を特定する森林の指定基準を定めている。

- e 森林施業の合理化に関する事項

合理的な森林施業の条件整備を図るため、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の促進及び流通・加工体制の整備等について取組の方向を明らかにしている。

- f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の機能の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準及び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めている。

- g 保安施設に関する事項

森林の公益的機能の発揮を確保するため、保

安林の配備、特定保安林の整備及び治山事業を計画的に推進することとし、保安林及び治山事業に関する計画量（表10、11）を定めている。

表10 保安林面積

			(単位：千ha)
総 数	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林
12,451	9,268	3,062	855

(注) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計には合致しない。

表11 治山事業施行地区数

区 分 計 画 量	(単位：百地区) 治山事業施行地区数
	314

h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めている。

(2) 地域森林計画等

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事が、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められた森林計画区ごとに、

- ① 機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保全の目標
- ② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画
- ③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向等を明らかにするものである。

平成15年の森林法改正により、全国158の森林計画区のうち126森林計画区の地域森林計画の一斉変更が行われるとともに32森林計画区で地域森林計画が樹立された。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流管理システムの下で民有林と国有林が協調しつつ一体的に推進するため、平成3年の森林法改正により法定化されたものであり、森林管理局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画である。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となつて

いる。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管理局長が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。

(3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法改正により、「森林整備計画制度」として創設された。その後、平成3年の森林法改正により、名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告・調停の制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設された。さらに、平成10年の森林法改正により、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が市町村森林整備計画を策定することとされるとともに、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村へ委譲された。

平成13年の森林法改正により、重視すべき公益的機能の別に応じたきめ細かな森林整備を推進するため、従来の「特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項」に替わって「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」が計画事項とされるとともに、伐採届出が伐採及び伐採後の造林の届出に改められた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
- ② 森林施業の共同化の促進、林業従業者の養成・確保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項

等を明らかにすることとされている。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施されるよう、伐採及び伐採後の造林の届出の受理や森林施業計画の認定及び森林施業計画に基づく伐採等の届出の受理を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採及び伐採後の造林計画の変更・遵守命令、森林施業計画

の認定の取消し等を行うことができることとされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（要間伐森林）については、権利移転等の協議の勧告等を行うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、一団の森林の森林所有者等が、市町村の長の認可を受けて、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関して協定を締結する施業実施協定制度が措置されている。

2 森林整備地域活動支援交付金制度

林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、間伐等の森林施業が十分に行われていない人工林が発生するなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

このような状況に対して、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を支援するための交付金を交付することとしている。

(1) 森林整備地域活動支援交付金

森林施業計画の作成主体である森林所有者等が、市町村長との間で締結する協定に基づき、施業の実施に不可欠な森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業等の地域活動を行う場合に、保育等の施業が必要となる一定林齢以下の育成林の面積に応じて交付金を交付する。

予算額 71億4,522万1千円

(2) 森林整備地域活動支援推進交付金

森林整備地域活動支援交付金について、地方公共団体が交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要な経費に対して交付金を交付する。

予算額 1億4,965万円

3 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 森林整備保全事業計画

森林の水土保持機能の高度発揮による「国民が安心して暮らせる社会の実現」等の事業の目標を掲げた森林整備保全事業計画（計画期間平成16～20年度）に基づき計画的に事業を実施している。

治山事業の主な成果目標は、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、4万8千集

落から5万2千集落に増加させることであり、平成16年度の単年度目標の達成率は100%である。

表12 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数

H16年度実績	単年度目標	達成率
0.8千集落	÷ 0.8千集落	× 100 = 100%

イ 事業実施の概要

16年度の民有林治山事業は、当初で事業費1,928億7,942万円（前年当初比91.1%）国費1,064億5,100万円（前年当初比91.4%）（表13）補正で事業費81億6,817万円、国費41億1,678万円をもって実施した。

表13 平成16年度民有林治山事業予算

		（単位：千円）	
事	項	事業費	国 費
直轄	治山事業費	8,861,900	6,715,000
直轄	地すべり防止事業費	4,877,693	3,811,000
治山	事業調査費	86,500	86,500
治山	事業費補助	97,829,253	46,803,500
山地	治山	75,169,707	37,437,500
復旧	治山	54,601,525	27,223,000
予防	治山	20,296,452	10,123,500
治山	施設修繕統合補助	271,730	91,000
保安	林整備	20,550,117	8,331,000
保安	林改良	5,943,983	2,917,000
複層	林型保安林整備推進	3,354,706	1,646,000
保安	林買入	11,036,432	3,696,000
保安	林管理道整備	214,996	72,000
水土保全	林整備治山事業費補助	2,109,429	1,035,000
水土保全	治山	53,356,025	26,875,000
水源	地域整備	21,672,154	10,955,000
防災	林造成	25,046,235	12,470,000
治山	等激甚災害対策特別緊急	2,759,584	1,354,000
治山	激甚災害対策特別緊急	3,878,052	2,096,000
治山	激甚災害対策特別緊急	600,000	334,000
地すべり	激甚災害対策特別緊急	3,278,052	1,762,000
共生	保安林整備事業費補助	0	0
国有林	野内治山事業費補助	12,922,193	6,446,000
地すべり	防止事業費補助	945,855	476,000
地すべり	防止施設修繕統合補助	14,000,000	6,971,000
後進	地域特例法適用団体補助率差額	13,826,000	6,913,000
合 計		174,000	58,000
		0	8,267,000
		192,879,419	106,451,000

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続22地区、直轄地すべり防止事業は、継続9地区において実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査、治山事業積算基準等分析調査及び森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地等の実態を踏まえ、山地災害の未然防止を図ると共に適切な森林の保全を図るため奥地水源地等における治山対策を重点に実施した。

また、森林の防災機能を総合的に発揮させるため、特定保安林を対象として、治山施設の整備と一体的に森林の整備（本数調整伐等）を実施した。

b 保安林整備

保安林整備については、森林所有者による森林整備が期待できない森林であって、過密化し、表土の流出による崩壊等が発生するおそれのある水土保持機能の著しく低下した保安林について、機能回復を図るための本数調整伐、複層林への誘導・造成等の森林整備を重点的に推進した。

c 保安林管理道整備

保安林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、水土保持機能の低下した保安林においても治山事業の効率的な実施と保安林の適正な維持管理に資するため保安林管理道の整備を計画的に実施した。

d 水土保持治山

次の事業について積極的に実施した。

(a) 地域防災対策総合治山事業は、山腹崩壊対策、土石流対策等を総合的に推進し、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続136地区、新規27地区について実施した。

(b) 火山地域防災機能強化総合治山事業は、火山地域において、荒廃地等の復旧整備及び土石流等による山地災害の未然防止を図るため、継続4地区において実施した。

(c) 森林土木効率化等技術開発モデル事業は、新技術を活用した低コスト工法等の開発、普及に資するため継続1地区、新規2地区について実施した。

(d) 林地荒廃防止事業については、特殊土壌地帯等において、風倒木等に起因する山地災害の未然防止を重点に置き実施した。

e 水源地域整備

次の事業について積極的に推進した。

(a) 水源森林総合整備事業は、ダム上流等の水資源確保上重要な森林において、林床植生の整備等による森林整備と水土保持施設の設置等により、森林の保水力の向上と土砂流出の抑制に資するため、継続128地区、新規22地区について実施した。

(b) 集落水源山地整備事業は、集落等の水源山

地の森林を対象とし、荒廃森林の整備、治山施設の設置等を一体的に行い、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続59地区、新規21地区について実施した。

(c) 森林水環境総合整備事業は、良質な生活用水の確保・保全と併せ保健休養にも資するため、荒廃森林や水質保全施設とともに、地域の生態系を重視した溪畔森林等を一体的、総合的に整備するため、継続19地区、新規5地区について実施した。

(d) 奥地保安林保全対策モデル事業については、資材運搬等が困難な奥地保安林において、施行条件に適合した簡易かつ効率的な工法による保全対策を実施し、これらの工法の普及・定着を図った。

f 防災林造成

防災林造成事業については、なだれ・土砂流出による被害を防止するための森林造成に重点を置き実施した。

g 治山等激甚災害対策特別緊急

治山激甚災害対策特別緊急事業は、15年災害に係る水保・芦北地区（熊本県）の新規1地区において、また火山治山激甚災害対策特別緊急事業は、12年災に係る島しょ地区（東京都）の継続1地区において、早期復旧と民生の安定を図るため、緊急かつ計画的に実施した。

h 共生保全保安林整備

次の事業について積極的に実施した。

(a) 生活環境保全林整備事業は、市街地等の周辺に存する水資源かん養、防災保安林を対象として、森林による良好な生活環境の保全・創出を図るため、継続67地区、新規11地区について実施した。

(b) 自然環境保全治山事業は、自然環境の優れた地域等において、景観、生態系等に配慮し、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図るため、継続17地区、新規2地区について実施した。

(c) 環境防災林整備事業は、都市周辺の山麓部等において、山地災害の防止に加え、災害緩衝地としての役割を果たすとともに、緑豊かなおいのある環境の形成に寄与する、森林の防災機能と環境保全機能を併せ持つ森林の整備等を実施した。

(d) 海岸防災林造成は、飛砂害・潮害の防止に重点を置き実施した。

(e) 防風林造成は、風害の防止を重点に置き実施した。

(f) 環境保全技術開発モデル事業は、自然環境の優れた地域等において、自然環境の保全・改善効果の高い工法等の開発普及を図るため、新規2地区について実施した。

i 国有林野内補助治山

国有林野内の治山事業のうち、集落・公共施設等を直接保全する地域性の高いものについて実施した。

j 地すべり防止

人家及び公共施設等に係る地すべり発生危険

地について、緊要な箇所の地すべり防止工事を実施した。

(2) 保安林制度

森林は、木材生産機能だけではなく、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適切に保全・管理し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備について、平成16年度末現在における

表14 保安林の種類別面積（平成17年3月31日現在）

（単位：千ha）

森林法 第25条 第1項	所有形態 保安林種	国有林	民有林	総 数	対全保安 林 比 率 (%)
1号	水源かん養保安林	5,211	3,261	8,472	(74.8)
2号	土砂流出防備保安林	1,029	1,425	2,455	(21.2)
3号	土砂崩壊防備保安林	19	37	56	(0.5)
1～3号保安林小計		6,259	4,724	10,983	(96.4)
4号	飛砂防備保安林	4	12	16	
5号	防風保安林	23	33	56	
	水害防備保安林	0	1	1	
	潮害防備保安林	5	8	13	
	干害防備保安林	48	69	117	
	防雪保安林	—	0	0	
6号	防霧保安林	9	53	62	
	なだれ防止保安林	5	15	20	
	落石防止保安林	0	2	2	
7号	防火保安林	0	0	0	
8号	魚つき保安林	8	46	54	
9号	航行目標保安林	1	0	1	
10号	保健保安林	353	340	693	
11号	風致保安林	13	15	28	
4号以下保安林小計		469	594	1,063	(3.6)
合 計		6,729	5,317	12,046	
(実面積)		(6,387)	(4,943)	(11,331)	(100.0)
国土面積に対する比率		(16.9)	(13.1)	(30.0)	
全国森林面積に対する比率		(25.4)	(19.7)	(45.1)	
所有別森林面積に対する比率		(81.5)	(28.6)	—	

注1 各保安林種の面積は、他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上したものである。

2 合計欄の（ ）は、重複面積を差し引いた実面積である。

3 表中の比率は、実面積比である。

4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。

5 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

6 国土面積は平成16年3月31日現在、全国森林面積は平成14年3月31日現在のものである。

保安林面積は、実面積で11,331千haと我が国の森林面積の45%、国土面積の30%を占めるに至っている。

しかしながら、林業採算性の悪化等により森林施業が十分に実施されないことにより、保安林の指定目的に即して機能していないと認められるものが見られ、特に人工林の齢級構成から間伐を要するものが相当量あることから、保安林における的確な施業を確保し、持続的に保安林の機能を維持していくことが今後においても益々重要となっている。

また、森林の有する多面的機能の発揮を重視した森林の整備及び保全を推進するため、平成13年に保安林の指定施業要件の基準を見直し、個別保安林の指定施業要件の変更を行っているところである。

このような中、16年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 保安林の指定

5期50年にわたり保安林の緊急かつ計画的な指定の推進に重要な役割を果たしてきた保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）が、平成16年3月31日をもって失効した。その一方で、平成16年4月1日を始期とする全国森林計画において保安林の配備に関する基本的事項が定められており、これに従い保安林の指定等を行った。

イ 特定保安林の指定

平成16年4月の森林法改正及びこれに伴う全国森林計画の変更により、特定保安林制度が恒久化・拡充された。平成16年度は、本制度に基づき、とくに保育・間伐が適切に実施されず過密化した森林が存することにより機能が低下している保安林を主体として、約5万haの特定保安林の指定を行った。

ウ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。

また、保安林管理の適正を期するため、地番の一部が保安林に指定されているなど、地目が未更生の保安林について、保安林の適正管理に支障を来さないよう地目の更生を実施するとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

エ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、平成16年度は、約5.1億円の損失補償金を交付した。

4 種苗生産事業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

ア 採取源整備運営事業

(ア) 普通母樹林等整備運営事業

政令指定樹種に加え、特用樹や有用広葉樹等（特用樹母樹林、有用広葉樹母樹林、広葉樹母樹林、郷土樹種母樹林〔以下、「広葉樹母樹林等」という。〕）の採取源を整備するため、優良林分について種子採取の適正を調査し、広葉樹母樹林等として指定した。

また、普通母樹林及び広葉樹母樹林等の現地巡回、標柱等の設置、種子採取環境の調査（豊凶、採取適期）及び種子採取環境改善（下草刈り、作業道整備等）を実施した。

16年度は333万円を助成した。

(イ) 優良種穂生産促進事業

造林事業の円滑な推進を図るためには、優良な種穂を安定的に確保することが極めて重要であることから、カメムシの球果加害防止のための採種木の球果への袋掛け、各種病虫害から予防するための薬剤散布、着果結実を促進するためのジベレリン処理、BAP処理及び種穂の採取、整枝・剪定、精選等を実施した。

また、スギ花粉症対策として、花粉の少ないスギ品種等苗木生産のため、種子採取に必要な整枝・剪定（断幹を含む）、人工授粉、貯蔵・系統管理及び穂木の採取を実施した。

優良種子は形質の良好な母樹から採取することが必要であること等から、公営による種子採取事業を継続して実施した。

16年度は3,970万5千円を助成した。

イ 苗木生産・流通対策等事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、表示監督・検査及び苗畑調査を実施した。

また、林業用種苗の安定的な供給を確保するため、需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行うとともに、環境緑化木についても需給の実態調査及び需給連絡協議会の開催等を行った。

16年度は202万6千円を助成した。

ウ 多様な優良種苗生産体制整備推進事業

種苗生産の省力化を図り、雇用労働力の確保難を

緩和するため、苗木生産マニュアルの作成、講習会の開催、苗木生産施設や出荷施設の整備及び抵抗性マツの供給を図る生産施設の整備を行った。

また、優良なマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗木の生産に必要なマツノザイセンチュウの培養・接種技術研修及び広葉樹等コンテナ苗木の生産技術改良の事業を行った。

16年度は680万2千円を助成した。

エ 苗木生産広域流通安定対策事業

優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、広域需給調整、計画生産及び生産調整等の推進のための事業を実施した。

16年度は420万円を助成した。

オ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、指定を受けた森林所有者に対し、損失を補償した。

16年度は1,059万9千円を補償した。

5 緑化推進対策事業の展開

近年、森林・自然体験活動や奉仕活動への参加意向を有する国民の増加を背景に、森林づくり活動を行うボランティア団体が大幅に増加しており、こうした国民参加による活動を促進し、多面的機能を有する森林の整備・保全を、林業関係者の努力のみならず、社会全体で支えていくという国民意識の一層の醸成に資するため、平成13年6月に成立した「森林・林業基本法」第16条において「国は国民等が行う自発的な緑化活動等を促進するための施策を講ずる。」新たに規定された。

このため、緑化推進対策事業においては、全国植樹祭・全国育樹祭や緑の募金活動など国土緑化運動の展開等と併せ、森林ボランティア活動など広範な国民による森林づくり活動を一層促進するほか、里山林の保全管理など市民生活に身近な緑化技術の開発と普及、学校林の整備・活用などの森林環境教育等の施策を一体的に実施し、もって国民参加の森林づくりを推進している。

ア 国土緑化行事

(ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成16年度においては、宮崎県西

都市で開催された。

(イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇皇后両陛下のお手植え・お手播きにより成長した木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成16年度においては、徳島県神山町で開催された。

イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、国民各層に対し募金を働きかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図るとともに、得られた資金により森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的に、毎年2～5月と9～10月に緑の募金運動が、(社)国土緑化推進機構及び各都道府県緑化推進委員会によって、緑の募金運動が展開されており、平成16年の募金額は、約24億円となった。

ウ 緑と水の森林基金

緑と水の森林基金は、昭和63年に、国民各層からの自発的な募金により200億円の基金を造成し、その運用益により森林資源の整備、利用等に関する調査研究等に対し助成し、もって森林整備の推進に資することを目的に設置されており、毎年予算の範囲内で事業が行われている。平成16年は、公募事業として1億4百万円を助成した。

エ 国民参加の緑づくり推進事業

地球温暖化防止をはじめとした多面的機能を有する森林の整備・保全は社会全体で支えるという国民意識を醸成することを目的に、緑化推進の啓発、森林ボランティアなど広範な国民による植樹活動等を促進するため、平成16年度において下記の事業に対して3億8,500万円を計上した。

(ア) 普及啓発活動の展開

- ① 国土緑化運動の中心的役割を果たす全国植樹祭、全国育樹祭の開催費用の一部を助成。
- ② 地球温暖化防止に果たす木材利用の意義や効果の調査分析・普及啓発を実施
- ③ 都市住民が山村において森林の整備・保全活動に自主的に参加する機運を高めるため、地域における上下流連携等によるフォーラム、シンポジウム等の開催。
- ④ 木材の有効利用等が地球温暖化防止に寄与す

ることについて講習会などを開催し普及啓発を実施。

- ⑤ 巨樹・巨木林等の診断・治療・予防等の技術の開発、「里山林」の状態の評価方法の開発、一般市民向けの緑化技術の普及教材の作成、情報の提供を実施
- ⑥ 地域の身近な緑化の保全活動等のリーダー的役割を担う「緑サポーター」を養成するための樹木の診断・治療等の緑化技術を習得する研修の実施。
- ⑦ 森林ボランティアを核として、多様な団体が参画する地域森林ネットワークが行う森林づくりを促進するため、公開講座等を開催し普及啓発を実施。

(イ) 公募による植樹活動の促進

都道府県、市町村において、公募により募集した広範な国民を対象として、植樹や育樹など森林整備・保全活動を実施する機会を提供するための事業を実施。

(ウ) 森林ボランティア活動の促進

- ① 森林ボランティア活動や森林ボランティア団体に関する情報を整備し、提供するための森林ボランティア・ネットワークの整備。
- ② 森林ボランティア活動を促進する人材を養成するため、都道府県を越えて指導・助言する中核的リーダーや地域の中心となって森林ボランティア団体にアドバイスを行う地域的リーダーを養成するための研修の実施。
- ③ 森林ボランティア活動を実施するための活動費の一部を助成するための事業の実施。
- ④ 体験的に森林・林業に関わる労働を希望するボランティアを対象として、技術・安全研修をNPO等が実施するとともに、森林維持・管理活動及び森林ボランティア活動を実施。
- ⑤ 里山スギ林等を対象としたボランティア活動により、花粉症対策にも資する枝落とし等を実施。
- ⑥ 国民参加の森林づくりの拠点となる「みどり世紀の森」を整備するため、学識経験者やボランティア団体の代表者等で構成する推進委員会の設置及び運営、活動計画の策定、作業器具の整備、周辺環境の整備及び普及広報活動を実施。
- ⑦ 青少年を対象として、子ども森林サミット及び緑の少年団活動発表大会を開催するとともに、子どもや親子が行う森林ボランティア活動を実施するための経費の一部を助成するための

事業を実施。

- ⑧ 地域森林ネットワークの構築のためのマニュアル・事例集・普及広報資料の作成、企業の森林づくりセミナー・連絡調整会議の開催及び地域森林ネットワークの活動を促進するための事務局設置・普及広報に必要な経費の一部を助成。
- ⑨ 地方公共団体と森林ボランティアとの間で、公有林の維持・管理に関する協定の締結促進を図るための委員会を開催するとともに、協定に基づく森づくり活動を行う森林ボランティアに対し、計画作成及び林況等の報告に必要な経費の一部を助成。

- ⑩ 夏休みを中心として、高校生が一定期間山村に泊まり込み、森林組合等の指導の下で下刈、除間伐、枝打ち等の森林整備・保全活動に従事するとともに、併せて専門家を講師とした温暖化防止等に関する学習を実施。

(エ) 緑づくり国民活動へのフィールドの提供

- ① 地域の森林の現況を調査し、緑づくり国民運動の適地の把握等の分析の実施。
- ② 森林所有者に対しフィールドの提供等の意向調査の実施と、緑づくり国民運動への森林の提供等の促進。
- ③ 事業実施主体による活動区域の明確化と、管理簿の作成、保存の実施。

オ 学校林整備・活用推進事業

青少年の森林体験活動を行う上で身近で絶好の場である学校林の整備・活用を通じて、青少年の森林体験活動の場と機会を確保・内容の充実を図るため以下の事業に対し5,700万円を助成した。

- (ア) 学校林の新規設置等のためのノウハウ・事例集の作成や相談窓口の設置等
- (イ) 体験活動等学校林の活用を図るためのマニュアルの作成、配布や、学校における木材利用の調査分析・普及啓発を実施。
- (ウ) 学校林を活用した交流活動を促進するための地域関係者による方策の検討、体験林業等の野外活動を通じた交流活動を実施。
- (エ) 学校林を体験活動に適した状態とするための森林ボランティアによる不用木の除去、遊歩道の整備等による森林保全管理活動の実施。
- (オ) 学校林活動を促進するための歩道、ベンチ、簡易トイレ、簡易倉庫、看板等の環境整備を行うための調査、計画策定及び環境整備を実施。

6 森 林 保 全

(1) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業は、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。)等に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定し被害の終息に努めた。しかし異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という。)とする等の法改正を行った。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様が見られるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以上にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長し、以来「特措法」等に基づき、「保全する松林」については、徹底した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息を図るまでには至っておらず、今後とも、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置をいつでも発動できるようにしておく必要があることから、「特措法」の期限切れに当たり、「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を平成9年に行い、同法に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施しているところである。

また、シカ、クマ等の野生鳥獣による森林被害に対処するため、環境省等関係省庁と連携し、野生鳥獣の生息環境にも配慮しつつ、森林被害防止に係る各般の対策を広域的かつ総合的に進めている。

ア 16年度の予算の概要

16年度の松林保全対策に係る予算は、41億437万1千円(対前年度比97%)、うち森林病虫害等防除事業(松くい虫対策分)は、23億5,364万5千円(対前年度比104%)である。また、松くい虫以外の森林病虫害等対策に係る予算のうち森林病虫害等防除事業(そ

の他森林病虫害等分)は、1億5,472万6千円(対前年度比97%)である(表15)。

イ 16年度の事業概要

(ア) 松林保全総合対策

a 保全すべき松林における的確な防除と健全化整備の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を適切に組み合わせた総合的な防除を実施したほか、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

また、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

b 周辺松林における樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において、松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を実施した。

c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて防除活動の推進を担う人材の育成、防除器具の貸付、被害・技術情報の管理・提供等の専門的支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

d 森林被害防止技術の開発・普及の推進

マツノザイセンチュウに対する抵抗性のより強いマツの採種圃の改良、接種検定用の生産施設等の整備による、抵抗性マツ苗木の供給体制の構築とともに、マツに弱毒性のマツノザイセンチュウを事前に接種することで、松くい虫被害への抵抗性が誘導される技術の林地における実用化に向けた調査等の防除手法の開発のための調査等を行った。

(イ) その他森林病虫害等被害対策

スギカミキリ、スギノアカネトラカミキリ等、松くい虫以外の森林病虫害による被害のまん延を防止するため、所有者の防除意識の高揚や被害木の駆除等を実施した。また、近年、日本海側地域を中心に被害が拡大傾向にあるカシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるナラ類の集団枯損被害対策として、徹底した被害木の駆除を実施するとともに、新たな予防手法の技術の実用化を図る実証事業を実施した。

シカ、クマ等の野生動物による森林被害の防除事業並びに野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

表15 16年度予算内訳

	(単位：千円)
	国 費
松林保全総合対策	4,104,371
＜非公共＞	
森林病虫害等防除事業	2,353,645
（松くい虫対策分）	
多様な優良種苗生産体制整備推進事業	6,802
	の内数
＜公共＞	
保全松林緊急保護整備事業	1,552,000
森林造成林道整備事業	44,000
その他森林病虫害等対策	
＜非公共＞	
森林病虫害等防除事業	154,726
（その他森林病虫害等分）	
＜公共＞	
野生鳥獣による森林被害の軽減に資する	12,270
ための森林整備手法に関する調査	の内数

(2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を十全に発揮していくためには、適切な森林の管理水準の維持・確保を図り、廃棄物不法投棄等による林地・林内施設の汚染・損傷、山地災害及び林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めることが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大により林地・林内施設の汚染や山火事の発生の危険性が増大している。

このため、森林保全管理活動及び林野火災予防活動について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、森林保全管理体制の整備及び林野火災予防対策等を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成16年度においては、予算額3,616万1千円を助成した。

ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成11～15年の年平均でみると出火件数2,725件、焼損面積1,519ha、損害額8億1千8百万円となっている。

また、林野火災の出火原因についてみると、平成11～15年の年平均によれば、たき火によるものが全体の26%を占め最も多く、次いでたばこ15%、火入れ12%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、航空機による巡視、林野火災予防消防組織の育成、初期消火資機材の配備、地域住民等による予防活動の推進、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化を行うとともに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等を整備した。

イ 森林保全管理体制

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大に伴って、廃棄物の不法投棄等による林地・林内施設の汚染や林野火災の発生等による森林被害を防止するため、平成16年度は、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地

表16 林地開発許可制度の運用状況（平成17年3月31日現在）

区分 年度 開発行為の目的	件 数 (件)																		計
	昭和 49～63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
工事・事業場用地の造成	1,444	133	141	139	136	126	104	102	118	107	112	67	41	69	59	68	65	3,031	
住宅用地の造成	1,277	49	73	67	85	71	68	68	59	68	48	55	27	22	17	9	11	2,074	
別 荘 地 の 造 成	177	17	26	14	12	6	6	3	6	5	1	2	3	1	2	0	0	281	
ゴルフ場の設置	882	146	130	142	165	93	73	47	30	14	13	7	5	1	5	3	1	1,757	
レジャー施設の設置	577	83	100	66	60	49	51	41	28	20	27	10	8	17	9	7	9	1,162	
農用地の造成	9,752	209	161	137	106	91	86	92	54	54	63	61	53	47	45	56	49	11,116	
土 石 の 採 掘	6,623	311	281	244	248	262	248	212	216	254	207	227	174	174	160	135	127	10,103	
道路の新設又は改築	80	3	6	8	0	2	6	4	2	2	0	2	2	2	1	1	1	122	
そ の 他	2,572	162	139	107	99	111	84	69	65	49	70	50	32	48	54	31	28	3,770	
計	23,384	1,113	1,057	924	911	811	726	638	578	573	541	481	345	381	352	310	291	33,416	

区分 年度 開発行為の目的	面 積 (ha)																		計
	昭和 49～63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
工事・事業場用地の造成	6,688	802	836	897	821	781	562	575	556	760	464	343	184	297	315	238	125	15,244	
住宅用地の造成	12,810	392	600	401	788	663	823	564	641	636	505	715	187	95	3	34	116	19,973	
別 荘 地 の 造 成	1,122	86	101	85	100	24	14	13	89	47	3	21	58	9	6	0	0	1,778	
ゴルフ場の設置	37,112	7,386	5,755	6,756	8,388	4,760	3,274	2,091	1,530	296	615	142	186	30	-3	14	-1	78,331	
レジャー施設の設置	3,342	637	596	733	341	588	259	121	185	53	125	52	18	56	33	4	36	6,920	
農用地の造成	39,511	795	639	427	386	351	347	328	203	196	288	254	173	140	180	189	168	44,575	
土 石 の 採 掘	23,846	1,730	1,593	1,604	1,578	1,950	1,774	1,503	1,695	1,927	1,808	1,840	1,441	1,329	1,349	1,064	1,003	49,034	
道路の新設又は改築	263	12	23	22	4	3	20	10	9	6	0	8	6	4	2	3	10	405	
そ の 他	8,922	592	556	531	410	490	413	393	255	204	314	192	151	209	226	182	172	14,212	
計	133,616	12,432	10,699	11,456	12,816	9,610	7,486	5,598	5,163	4,125	4,122	3,567	2,404	2,170	2,111	1,728	1,629	230,732	

(注) 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域内に存置する森林を含まない。

2 件数は、新規許可処分に係るものであり、面積は、新規許可処分面積と変更許可処分に係る増減面積を加えたものである。

3 「その他」の項には、産業廃棄物処理場、残土処理場、福祉施設、墓地等が含まれる。

調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。
- c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
- d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している（表16）。

7 林業・山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」の設置、「流域林業活性化実施計画」

の策定等の推進体制整備を行うとともに、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業量等に関する情報の収集・提供、上下流連携による森林整備を促進するための普及・啓発、木材を安定的に供給するためのあっせん等を行う事業を実施した。

(2) 森林資源の活用による魅力ある山村づくり

山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮を促進し、安全で豊かな国土の形成に重要な役割を果たしていることから、その活性化を図る必要がある。

このため、地域住民の主体的な景観づくり活動等の支援や多様な主体の参画による里山林の整備・再生、地域住民自ら松くい虫の防除を行うモデル事業の実施、森林の多面的な機能や山村に対する国民の理解を深めるための国民参加による森林づくりを推進したほか、集落間の連携強化による地域づくり活動や森林資源を活かした新たな産業の育成を推進した。

また、林業従事者等の山村への定住促進に必要な、用排水施設、通信連絡施設、防災安全施設等の生活環境を整備した。

さらに山村地域の有する豊かな自然、伝統・文化等を活かし都市と山村の共生・対流を推進した。

(3) 森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や健康づくりの場としての森林利用など、森林の新たな利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

ア 森林環境教育の推進

森林環境教育は、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性等に対する理解を深めるものであり、森林吸収源対策の推進に必要不可欠である。

また、子どもたちの「生きる力」を育む観点から、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体験の機会を提供していくことが重要であり、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においては、体験活動の場として、森林が明記されている。

このため、子どもたちの体験学習の場や生涯学習の場など教育的利用に供する森林・施設の整備を助成する事業を実施するとともに、文部科学省が進め

る「新子どもプラン」と連携し、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施した。

これに関連して、指導者の養成に資するセミナーの開催や、森林・林業関係者、教育関係団体、NPO等が連携して行う親子や子どもたちの森林整備活動等を支援するとともに、自主的な活動や交流活動の推進を図る「緑の少年団全国大会」の開催を支援した。

また、森林の保健・文化・教育的利用を通じて国民福祉の向上と山村地域の活性化に資するとともに、地球温暖化防止対策における森林整備と資源の循環利用の意義や森林・林業・山村の果たす役割への理解を深めるため、森林環境教育について、森林環境教育実践者が一堂に会し成果を発表し、今後の課題について討議と情報交換を行うことを目的とした全国シンポジウムの開催、森林環境教育実践者の情報交換・相互交流や地域における連携・協力を進めるために、平成16年12月に、インターネットのホームページ上に「森林環境教育ネットワーク」を開設した。

イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じることができると、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。

このため、身近な里山林や都市近郊林を保健・文化・教育的な利用と一体的に行う森林整備等の住民参加型の取組を支援し、継続的に利用され維持管理されていく状態の回復・創出を図る取組を行った。

また、森林所有者、地域住民等の連携・協力の下での利用活動と保全活動を一体的に推進できる条件を整備するため、多様な活動の場となる「里山利用林」の設定、「森林の育て親」の募集、新たな保全・利用活動の立ち上げに対する支援等を実施し、自主的な活動を通じた里山林等の保全・利用を推進した。

さらに、市民参加の協定の締結、都市が山村で行う「ふるさと共生の森」の設定等森林と人との共生林の整備に向けた条件整備や市民参加によって森林整備と資源循環利用を総合的に進めるなどの取組についても推進した。

ウ 健康づくりの場等としての森林利用の推進

近年、急速な高齢化の進展、国民の健康に対する関心の高まり等に伴って、森林の有する保健休養機能に対するニーズが高まっており、健康づくりのための森林空間の利用が期待されている。

このため、森林を活用した健康増進の取組を推進

するため、里山林等を活用した健康づくりのための体制整備、「健康と癒しの森」利用活動への支援を実施した。

第3節 林業・木材産業構造改革事業

1 事業の趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需給構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定されている林業・木材産業構造改革プログラム（以下「都道府県構造改革プログラム」）に即し、川上・川下を通じ、経営や施業の担い手の育成、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、①路網整備等による効率的な林業生産体制の早急な確立、②大規模木材加工流通施設の整備等による林産物の加工・流通についてのコストの低減等、木材産業の構造改革の推進、③しいたけの生産・流通について、国際競争力を備えた産業構造への転換を重点的に図るとともに地域材利用の推進を図る観点から、林業・木材産業構造改革事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 林業経営構造対策事業

都道府県構造改革プログラムに即した望ましい林業構造を実現させるための対策として、森林施業の集約化を図り、持続的な林業生産活動を推進するため、路網の整備と高性能林業機械の導入など林業の生産性の向上に資する施設、構造対策のために必要な所得の向上等に資する森林空間活用施設等の整備を実施する。

予算額 19億5,264万3千円

(2) 木材産業構造改革事業

都道府県構造改革プログラムに即し、外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、合併等の木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設、品質・性能の明確な地域材を供給する先進産地を緊急的に整備するために必要なリース方式を含めた高次加工施設、乾燥施設等の整備を実施する。

予算額 18億5,440万5千円

(3) 木材の新しい流通・加工システムモデル整備事業

都道府県構造改革プログラムに即した地域内の原木供給、製品の大ロット供給等のマスタープランに基づき、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める品

質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するための新たな流通・加工システムの構築に必要な施設等の整備を実施する。

予算額 14億円

(4) しいたけ生産体制整備緊急対策事業

しいたけの品質・生産性を向上させる新たな栽培方式の導入に必要なほだ木・菌床を供給する培養センター、選別包装の共同化・機械化を進める集出荷センター、品質管理の向上・生産の安定を図るための予冷施設・発生舎・空調栽培施設などの整備を実施する。

予算額 16億6,155万円

(5) 竹材利用促進緊急対策事業費

短期間で再生可能な竹材及び高温炭化、繊維化等竹の加工を行うための施設の整備を実施する。

予算額 2億2,500万円

(6) 地域材利用促進対策事業

ア 木造公共施設整備事業

展示効果やシンボル性が高く波及効果の高い公共施設の地域材を利用した整備を促進するため、低コスト化や耐火性能の向上を図る等の先駆的な施設や、文部科学省と連携した学校関連施設等の地域材による整備を実施する。

予算額 8億4,661万9千円

イ 木質バイオマスエネルギー利用促進事業

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材、木質バイオマスエネルギー供給施設、公共施設等におけるバイオマスエネルギー利用施設の整備を実施する。

予算額 10億5,900万円

(7) 沖縄林業経営構造改革特別対策事業

沖縄における林業構造等の特性に応じて、地域における林業経営の安定化、地域内の林産物の供給体制の整備を図るための路網整備、林業生産機械、林産物加工施設、特用林産物加工施設、森林空間活用施設等の整備を実施する。

予算額 2億6,666万6千円

第4節 森林組合

1 森林組合等の活動状況

平成15年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合970、生産森林組合3,410が設立されており、森林組合は合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて163万人(地区内森林所有者の48%)の組合員(1,698人/組合)で構成され、その所有森林面積は、1,118万ha(県有林を除く民有林の71%)に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は825組合で、総人員は、26千人となっている。

払出資金の1組合あたりの平均は、5,273万円(前年度5,183万円)となっている。

平成15年度における事業取扱量については、新植面積20千ha(前年度比93%)、保育面積469千ha(前年度比95%)〔うち除間伐面積246千ha(前年度比101%)〕、素材生産量2,506千 m^3 (前年度比101%)となっている。

一方、生産森林組合は、平成15年度末において、27万人の組合員により、32万haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会においては、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 森林組合等経営基盤強化対策事業

森林組合の効率的・安定的な施業、経営の推進を図るための役職員等の育成や森林管理体制の整備等の実施、並びに入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するための入会資源活用促進対策協議会の開催やコンサルタントの設置等の実施に対し助成した。

予算額 6,845万円
(前年度 1億2,715万円)

第5節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると、平成12年における林業就業者数は6万7千人で、ここ10年間で約4万人減少した。

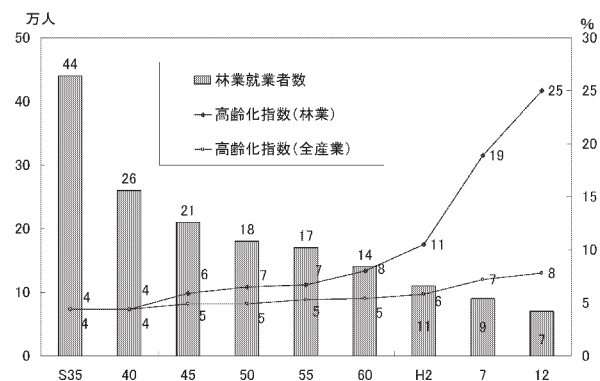
また、年齢構成は、65歳以上が25%と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業労働力の減少、高齢化が更に進むならば、森林の適切な管理及び木材の安定供給を図る上で深刻な影

響が生じることが懸念されている。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業者における雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

表17 林業就業者数及び高齢化の推移



資料：総務省「国勢調査」、高齢化指数は、65歳以上の割合。

2 緑の雇用担い手育成対策事業

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を着実に推進していくために必要な森林整備の担い手の確保・育成と、雇用のセーフティ・ネットの構築及び山村など地域の活性化を目的として、緊急雇用対策による森林作業に従事した者のうち林業に就業することに意欲を持った者を対象に、本格的に森林の整備等を担うことができる能力を付与するための実地研修等を実施した。

予算額 70億円
(前年度 0円)

3 森林・林業雇用総合対策

林業事業者の経営合理化計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械等のリース・レンタル事業の実施並びに将来の作業班のリーダー(班長)養成研修等を実施し林業事業者の育成及び林業就業者の確保・育成の推進に要する経費の一部を助成した。

また、林業における労働災害については、他産業に比べ発生頻度は今なお高い状況にあることから、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技術向上の促進及び蜂毒に対する認識及び危険性を普及啓発する講習会等に要する経費の一部を助成した。

予算額 8,815万円
(前年度 1億2,476万円)

4 事業体育成情報ネットワーク事業

安定的に経営を継続できる林業事業体の育成と多様なルートを通じた幅広い人材を確保するため、インターネットを活用した丸太の売買、事業関連情報や就業関連情報の提供等を行うシステムの構築とその運営に必要な経費を助成した。

予算額 3,321万円
(前年度 5,149万円)

5 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金の造成費の一部を助成した。

ア 貸付条件

- (ア) 利 率：無利子
- (イ) 償還期間：20年以内。認定事業主への貸付は、13年以内とする。
- (ウ) 貸付限度額：1人につき
就業準備資金 150万円
就業研修資金 月額5～15万円
ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に80%を乗じた額とする。

予算額 2,000万円
(前年度 2,636万円)

第6節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材（用材）需要量は、近年、減少傾向にあり、平成10年以降住宅需要の低迷等から、9千万㎡台で推移していたものが、平成14年には9千万㎡を下回った。平成16年は前年に比べて3%増加の8,980万㎡となった。

用途別でみると、総需要量のうち、製材用及びパルプ・チップ用が各々約4割、合板用が1割強を占めており、製材用の需要量は漸減傾向で推移してい

る。

平成16年の木材（用材）需要量は、製材用及び合板用は新設木造住宅着工戸数が、パルプ・チップ用は紙・板紙の生産量がそれぞれ増加したことなどから前年を若干上回った。

国産材の用材供給量は昭和63年以降減少し続けたが、平成16年は前年を上回る1,656万㎡年となり、2年連続の増加となった。

表18 木材（用材）需給の現状

(単位：千㎡ ()内は対前年比%)

区 分	15年	16年
需 要		
総 数	87,191(98.9)	89,799(103.0)
製 材 用	34,766(99.7)	35,041(100.8)
合 板 用	12,810(96.9)	13,976(109.1)
パルプ・チップ用	36,979(98.3)	37,981(102.7)
そ の 他 用	2,636(108.1)	2,802(106.3)
供 給		
総 数	87,191(98.9)	89,799(103.0)
国 内 生 産	16,155(100.5)	16,555(102.5)
外 材 輸 入	71,036(98.6)	73,245(103.1)

木材輸入は、輸出国側の丸太輸出規制の強化等を背景として、丸太の輸入から製材品、合板等の製品輸入へとシフトしている傾向にある。また、品質が安定している構造用集成材の輸入が増加している。

イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、平成8年には、消費税率改定前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164万戸の高水準となったが、平成9年には、前年の駆け込み需要等の反動により139万戸に減少した。平成10年以降は更に低い水準となり、平成17年には124万戸となった。

このうち木造住宅は、平成16年に54万戸が着工され、木造率は3年ぶりに前年を下回り43.9%となった。工法別には、国産材の使用割合が高い在来工法は木造住宅の約8割を占め、輸入材がほとんどのツーバイフォー工法、プレハブ工法は木造住宅の約2割を占めている。

ウ 価格の動向

平成16年の国産材（スギ）丸太の価格は8月まで下落した後、台風・長雨による出材減のため、一旦は上昇したものの、その後、出材が回復、増加したことなどから12月には下落した。一方、輸入丸太のうち米材の価格は夏場まで上昇傾向、その後下げ基調で推移した。また、合板は、7月までは上昇傾向、8月からは下げ基調で推移した。

ホワイトウッド集成管柱（国産）は年初に下落し

表19 新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸、%)

	総 計			木 造 住 宅									非木造住宅	
				計		木造率	在来工法		ツーバイフォー工法		プレハブ工法			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比	前年比					
平成元年	1,662,612	-1.3	719,870	3.2	43.3	640,348	2.4	47,572	46.5	31,950	-18.5	942,742	-4.5	
2	1,707,109	2.7	727,765	1.1	42.6	642,102	0.3	51,093	7.4	34,570	8.2	979,344	3.9	
3	1,370,126	-19.7	624,003	-14.3	45.5	545,366	-15.1	45,437	-11.1	33,200	-4	746,123	-23.8	
4	1,402,590	2.4	671,130	7.6	47.8	580,799	6.5	52,933	16.5	37,398	12.6	731,460	-2	
5	1,485,684	5.9	697,496	3.9	46.9	603,666	3.9	56,299	6.4	37,531	0.4	788,188	7.8	
6	1,570,252	5.7	721,431	3.4	45.9	619,103	2.6	64,037	13.7	38,291	2	848,821	7.7	
7	1,470,330	-6.4	666,124	-7.7	45.3	554,690	-10.4	73,989	15.5	37,445	-2.2	804,206	-5.3	
8	1,643,266	11.8	754,296	13.2	45.9	619,028	11.6	93,693	26.6	41,575	11	888,970	10.5	
9	1,387,014	-15.6	611,316	-19	44.1	497,843	-19.6	79,458	-15.2	34,015	-18.2	775,698	-12.7	
10	1,198,295	-13.6	545,133	-10.8	45.5	447,287	-10.2	67,923	-14.5	29,923	-12	653,162	-15.8	
11	1,214,601	1.4	565,544	3.7	46.6	458,146	2.4	75,864	11.7	31,534	5.4	649,057	-0.6	
12	1,229,843	1.3	555,814	-1.7	45.2	446,359	-2.6	79,114	4.3	30,341	-3.8	674,029	3.8	
13	1,173,858	-4.6	522,823	-5.9	44.5	418,402	-6.3	77,235	-2.4	27,186	-10.4	651,035	-3.4	
14	1,151,016	-1.9	503,761	-3.6	43.8	401,029	-4.2	78,988	2.3	23,744	-12.7	647,255	-0.6	
15	1,160,083	0.8	523,192	3.9	45.1	418,426	4.3	81,502	3.2	23,264	-2	636,891	-1.6	
16	1,189,049	2.5	540,756	3.4	45.5	427,746	2.2	90,706	11.3	22,304	-4.1	648,293	1.8	

資料：国土交通省「住宅着工統計」

注1：昭和63年からプレハブ工法住宅とツーバイフォー工法住宅を区別している。

注2：昭和62年度以前のツーバイフォー戸数は、(株)日本ツーバイフォー建築協会調べである。

たものの、安定した需要があることなどから、一旦は上昇傾向で推移した後、9月から下落傾向で推移した。

平成16年の平均価格をみると、丸太については前年に比べてスギ、ヒノキは下落し、米ツガは上回った。また、製材品については、スギ正角、ヒノキ正角は前年並み、米マツ平角は前年の価格を7%上回り、コンクリート型枠用合板は前年の価格を6%上回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

平成16年の木材（丸太（HS4403）及び製材（HS4407））輸入量は2,181万 m^3 で前年に比べ1.5%増加した。

これを材種別にみると、南洋材は13%、ニュージーランド材は22%、アフリカ材は50%、チリ材は6%、中国材は24%とそれぞれ減少し、米材は1%、北洋材は16%、欧州材は8%と、それぞれ増加した。

16年の材種別割合は米材35%、北洋材32%、南洋材9%、欧州材14%、ニュージーランド材6%、チリ材3%、アフリカ材0.3%、中国材1%、その他1%となっている。

我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、製品輸入割合が増加している。特に北洋材製品が増加した。

表20 木材の輸入量

(単位：千 m^3)

		15年			16年		
		丸太	製材	計	丸太	製材	計
米	材	3,380	3,791	7,621	3,717	3,963	7,680
南	材	1,754	513	2,267	1,617	354	1,970
北	材	5,105	827	5,932	5,884	1,002	6,885
ニュージーランド	材	1,481	198	1,679	1,124	180	1,304
欧	材	58	2,701	2,759	44	2,939	2,982
アフリカ	材	121	1	122	59	2	61
チ	材	155	447	602	114	452	566
中	材	16	200	216	11	152	164
その他		119	172	291	114	80	194
合	計	12,639	8,849	21,489	12,683	9,123	21,806

(注) 数値の合計値は、四捨五入のため計に一致しない場合がある。

金額ベースでみると、木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入額は、1兆2,518億円（前年比109%）で我が国の総輸入額49兆2,166億円（同111%）の2.5%を占めている。

(ア) 米材

16年の米材輸入量は丸太372万 m^3 （前年比97%）、製材396万 m^3 （同105%）、計768万 m^3 （同101%）となった。国別では、米国が丸太269万 m^3 （同100%）、製材25万 m^3 （同80%）、カナダが丸太103万 m^3 （同89%）、製材371万 m^3 （同107%）となっている。

(イ) 南洋材

16年度の南洋材輸入量は丸太162万 m^3 （前年比92%）、製材35万 m^3 （同69%）、合板414万 m^3 （同107%）となっている。

丸太輸入では、マレーシアから南洋材丸太の77%（124万 m^3 ）を輸入している。

製材輸入では、インドネシア(17万m³)、マレーシア(17万m³)の2か国で南洋材製材の98%を占めている。

合板輸入では、インドネシアが合板輸入量の54%(225万m³)、マレーシアが45%(187万m³)を占めている。

現在、インドネシアでは違法伐採対策として丸太の輸出が禁止され、マレーシア・サバ州、サラワク州では丸太輸出枠が設定されている。

(ウ) 北洋材

16年の北洋材の輸入量は、丸太588万m³(前年比115%)、製材100万m³(同121%)、計689万m³(同116%)と丸太、製材ともに増加した。

近年、針葉樹合板用材としての需要の拡大や、ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向で推移してきた。

イ 輸出

16年の木材製品の総輸出額は97億円と(前年比102%)と増加した。

輸出内訳は、金額ベースで、薄板・単板(前年比91%)、製材(同110%)、合板(同60%)、繊維板(同37%)、パーティクルボード(同183%)、木炭等(同84%)、その他(木製の建具・建築用木工品、木製の食卓・台所用品、積載用ボード(同117%))となっている。

我が国の木材・木製品の国別輸出内訳は、34%が中国で、以下米国17%、インドネシア6%、フィリピン5%、台湾5%、韓国5%、ベトナム5%、香港4%の順となっている。

(3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、昭和60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から平成2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては大幅に増加したが、その反動と景気の低迷による個人消費の落ち込み等から、9年、10年にはそれぞれ、139万戸、120万戸まで減少した。その後も景気低迷が続くなか、11年、12年には微増したものの、13年には117万戸、14年には115万戸まで減少した。15年以降やや持ち直したものの、15年には116万戸、16年には119万戸(木造住宅54万戸)と依然として低い水準にある。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にあ

る中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性や断熱性といった性能に対する要求が高まっていることから、強度等の品質・性能が明確な資材へと大きく変化するという需要構造の変化が生じており、これらの需要に的確に反応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

ア 製材業

16年末における製材工場数は9,420工場を数え、前年に比べ500工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は93.3kW(前年比102%)と僅かながら増加しているが、75kW未満の工場数が全体の69%を占めており、依然として零細性を表している。16年における製材用素材の総入荷量は2,171万m³(前年比99.3%)となった。この中国産材は前年に比べ2.3%増加し、外材の入荷量は前年に比べ4.8%減少したものの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、47.2%となっている。

また、製材品出荷量は1,360万m³(前年比97.7%)となり、これを用途別にみると、建築用材81%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材12%、家具・建具用材1%、その他用材2%となっている。

イ 合板工業

16年末の合単板製造工場数は、前年に比べ6工場減少し286工場となった。これを類型別に見ると普通合板を生産する工場は、1工場減少して56工場に、特殊合板のみを生産する製造工場は、4工場減少して200工場に、単板のみを生産する工場は、1工場減少して30工場となった。

16年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ48万m³増加し、539万m³となった。材種別にはラワン材を主体とする外材が前年に比べ29万m³増の484万m³、国産材については前年に比べ19万m³増の55万m³となった。

16年の普通合板の生産量は、315万m³(前年比104.1%)、特殊合板の生産量は、110万m³(前年比96.4%)となった。

2 林産物の供給及び利用の確保

(1) 木材産業の健全な発展

ア 木材産業の事業基盤の強化

木材産業の構造改革を促進し、国際的に競争力のある地域材の供給体制を整備するため、都道府県が策定した「林業・木材産業構造改革プログラム(以下、「構造改革プログラム」という)」に即して、木

材産業の構造改革及び地域材の先進産地形成のための加工流通拠点施設等の整備を集中的かつ効率的に実施した。

また、素材生産から加工流通まで一貫して、低コストで安定的に木材を供給できるよう、事業者に対して、事業の合理化に伴う廃棄設備の撤去に必要な費用を助成するとともに、事業体の規模拡大や組織化等に向けた合意形成や方針書の作成、品質・性能の明確な木材製品の安定的供給のための生産マニュアルの作成及びダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設の整備に必要な資金の借入利子に助成した。

さらに、乾燥材や集成材等の品質・性能が明確な製品の供給能力を高めるために必要な機械設備のリース料の一部助成を実施し、木材乾燥設備等の導入を推進した。

イ 木材産業等と林業との連携の推進

原木の安定的な供給を確立するための協定締結等を促進するとともに、「構造改革プログラム」に即し、効率的な素材生産作業システムの構築、長期育成循環施業を推進する施業技術研修、素材生産業の組織化や生産者と需要者間の安定供給に向けた取組等を実施した。

ウ 流通及び加工の合理化

木材の流通及び加工の合理化を図るため、地域特性を生かした加工・流通施設の整備、乾燥材等品質・性能が明確な製品の供給体制の整備、製品の品質管理等の研修会の開催、木材製品の電子商取引等の環境整備や共同受発注などを実現する情報ネットワークシステムの開発・普及、乾燥材供給者等に関するデータベース及び検索システムの整備などを実施した。

また、木材の需給に関する情報及び消費者ニーズの収集・分析・情報提供を行い、消費者・需要者ニーズに対応した木材の迅速かつ円滑な供給を促進することにより、木材の需給や価格の安定を図る事業等を実施した。

さらに、大手住宅メーカー等の大規模需要者が求める集成材や合板等の品質・性能の明確な製品を地域材で生産し、安定的に供給するために、効率的な素材生産・原木流通システムの構築や製材工場のラミナ工場への再編等をモデル的に実施した。

加えて、地球規模での需要動向が変化するなかで、我が国からの木材の輸出の可能性について調査を実施した。

(2) 林産物の利用の促進

ア 国民への知識の普及と情報の提供

木材利用の意義について消費者の理解を深めるため、持続可能な森林経営から生産される木材の利用を促進するためのシステムづくり等を実施するとともに、インターネット、マスメディア等を活用した木材の利用情報等の提供や「木のなんでも相談室」等による木材利用相談を実施した。

また、環境に配慮した木材の新たなマーケットに対応するための流通システムの構築を図った。

イ 林産物の新規需要の開拓

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源の有効活用を図るため、地域における発生量や流通実態の把握、関係者間の連携による需要の開拓等の取組を促進した。

併せて、エネルギーとしての利用を促進するため、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の整備を推進したほか、林地残材等の効率的な収集・運搬に必要な機材等の整備を推進した。

また、林産物の多角的利用を促進するため、木質新素材としての木質プラスチック等の利用促進に関する技術開発を実施するとともに、木材成分の総合利用技術による資源安定供給システムの検討と経済性評価等の調査を実施した。

木炭については、水質浄化や調湿等の新たな用途への利用の普及啓発を図るため、新用途木炭利用情報システムを整備するとともに、木酢液の特性の把握に関する調査等を実施した。

ウ 建物及び工作物における木材の使用の促進

森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となった、地域材利用による「顔の見える木材での家づくり」を促進するため、消費者相談や技術指導等による普及啓発、地域における関係者への情報提供の強化、長期間居住可能な住宅の資材及びその利用方法に関する技術開発等を実施した。

また、今後の住宅需要を踏まえ、内装の模様替え等に対応したリフォーム用資材の開発と供給体制の整備、大消費地における需要開拓のための市場調査等を実施した。

さらに、文部科学省や厚生労働省と連携し、児童福祉施設等の木製遊具や学校複合型公共施設などのシンボル性が高く波及効果の期待できる木造公共施設の整備、公共施設等における木造と非木造の設計の比較等を実施し、公共施設等への地域材利用を促進した。

(3) 新たな木材利用技術の開発

木材の有効利用や木材利用の高度化を図り、これら

に対応できる木材産業の創出、発展に資するため、引き続き、地域材を多用した住宅の室内空気環境に関する性能の把握、民間企業等への公募によるスギ圧密ラミナを使用した建築用大断面構造用集成材の開発等革新的な技術開発、スギ等国産針葉樹資源の合板分野への利用を促進する技術及びビル屋上等で用いられているコンクリート等の資材を合板等の木質素材で代替するための技術開発等を実施した。

また、木材の新用途を創出するため、リサイクル可能な木材成分による木質プラスチックや工業用乳酸による生分解性プラスチック等の開発を推進するとともに、木材の難燃性、耐蟻性、防菌性等の性能向上を図るため、無機質複合木材の開発を推進した。

さらに、建設発生木材等の未利用木質資源のリサイクルを促進するため、廃棄段階で剥離・分離が可能な接着剤の開発を推進した。

3 木材の需給安定

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央、ブロック及び都道府県において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、対策等を協議するための木材需給対策協議会等を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材（用材）の需給見通し、及び四半期ごとの主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策事業

木材需給の安定対策として、昭和49年から実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了した。

その後は、①木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、②木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、③木材流通の改善合理化に関する情報提供、④国際問題となっている違法伐採に対処するための関係者による協議会の開催等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

4 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たしている。

平成16年の特用林産物の生産動向については、特用林産物の生産額の大半を占めるきのこ類についてみると、しいたけは平成15年に引き続きわずかながら増加傾向にある。また、乾しいたけは昨年よりも若干増加した。

また、なめこ等のきのこは昨年並みとなっているが、エリンギは4割増しと順調に増加している。近年不作が続いていたまつたけは昨年に引き続き生産量が回復基調にある。

なお、しいたけの輸入量は、平成13年以降減少しているが、平成16年も前年に比べて9%の減少となった。

きのこ類以外の食用の特用林産物は、たけのこ、わさびが前年に比べ若干生産量を減少した。また、栗は台風等の災害の影響により生産量、生産額ともに減少している。

また、近年、順調に生産量を伸ばしていた竹炭、竹酢液は、生産量が前年に比べ2割程度の減少となった。

結果、特用林産物の総生産額は2,936億円で、前年(2,921億円)比100.5%となった。

(2) 特用林産振興対策

平成12年のしいたけの輸入の急増に伴う国内価格の低下や生産者の所得の低下を踏まえ、国際競争力を備えた国内生産、流通体制を緊急に確立するため、作業の共同化、分業化、機械の導入等による生産性の向上や、新たな栽培方法の導入により品質の向上を図るとともに、出荷規格の簡素化、包装の簡略化等による流通の合理化、機能的食品としての特性の普及や、鮮度情報の提供による需要拡大等を推進した。

また、伝統的工芸品等の原材料の採取・加工等の技術の伝承、後継者育成のための研修等を実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

表21 特用林産物の需要動向（平成16年）

品 名	単 位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	4,135	8,844	73	12,906
生しいたけ	〃	66,204	27,205	—	93,409
な め こ	〃	25,815	—	—	25,815
えのきたけ	〃	112,997	—	—	112,997
ひらたけ	〃	4,655	—	—	4,655
ぶなしめじ	〃	85,284	—	—	85,284
まいたけ	〃	43,001	—	—	43,001
エリンギ	〃	42,357	—	—	42,357
まつたけ	〃	149	2,317	—	2,466
く り	〃	13,908	29,382	—	43,290
く る み	〃	85	31,974	—	32,059
わ さ び	〃	4,550	—	—	4,550
たけのこ	〃	30,800	285,498	—	316,298
生うるし	kg	1,402	106,414	—	107,816
竹 材	千束	1,372	515	2	1,885
桐 材	m³	1,888	14,187	—	16,075
木 炭	t	35,920	143,255	1,053	178,122
竹 炭	t	1,566	—	—	1,566
木 酢 液	kl	3,680	—	—	3,680
竹 酢 液	kl	649	—	—	649

- 注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ。
2 不明なもの及び該当しないものについては一印とした。
3 消費量は生産量＋輸入量－輸出量による単純計算によった。
4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。
5 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

第7節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制度の意義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び林産業をめぐる厳しい諸情勢に対処して林業並びに木材関連産業の健全な発展を促進するため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」（昭和54年法律第51号）に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化の促進による、木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金及び、林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が独立行政法人農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として

当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するのである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画並びに林業経営の経営基盤の強化に関する林業経営改善計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化並びに経営基盤の強化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(3) 16年度の予算措置及び実行状況

16年度までに政府貸付資金が170億5,638万円措置され、16年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,268億円であった。

16年度末の資金種類別貸付状況は、表22のとおりであり、貸付残高は件数1,562件、金額363億円となっている。

表22 資金種類別貸付状況（16年度末貸付残高）

資 金 種 類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金(運転資金)	243	67
素材生産資金	57	16
素材引取資金	187	52
製品流通合理化資金(運転資金)	59	16
間伐等促進資金(運転資金)	22	6
コスト低減促進資金(運転資金)	6	2
構造改革促進資金(運転資金)	19	5
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	1	0
木材高度利用加工資金	0	0
木材市場整備近代化資金	1	0
主産地育成整備資金	0	0
構造改善計画		
経営高度化促進資金(運転資金)	12	3
立木等取引資金	8	2
木材加工資金	3	1
木材需要拡大資金	—	—
新商品普及促進資金	—	—
原木確保協定促進資金	1	0
林業経営安定化促進資金 (運転資金)	—	—
林業経営高度化推進資金 (運転資金)	0	0
計	363	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

2 農林漁業信用基金(林業信用保証制度)

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」

という。)の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託している。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

16年度の業務状況は次のとおりである。

なお、信用基金は、平成15年10月1日に、独立行政法人となっている。

(1) 出 資 の 状 況

15年度末の出資金の総額は100億688万円であったが、16年度に都道府県から1,177万円の出資が行われ、16年度末の出資総額は100億1,865万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社22億4,899万円、組合6億9,886万円、個人5億4,846万円となっている。

(表23)

区 分	出資者数	出資額 (万円)	構成比 (%)
政 府	1	279,282	28
都道府県	47	372,952	37
林業者等	5,881	349,631	35

(注) 政府の出資額には、貸付資金及び寄託資金に係る出資は含まれていない。

(2) 債務保証の状況

16年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材が62%、素材生産が23%と両資金で85%を占めるほか、木材産業等高度化推進資金に係るものが57%となっている。

16年度の融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の57%を占めている。(表24)

なお、16年度の代位弁済額は18億4,775万円(前年度24億7,349万円)で、前年度に比べ6億2,574万円減少した。(表25)

表24 16年度融資機関別保証実績

融資機関	金 額 (百万円)	金額構成比 (%)
農林中金	2,209	5
商工中金	4,037	9
都市銀行	576	1
地方銀行	26,287	57
第二地方銀行	5,121	11
信用金庫	5,107	11
その他	2,721	6
合 計	46,058	100

表25 代位弁済額の推移

区 分	代位弁済額(百万円)
H12	2,743
H13	2,687
H14	2,872
H15	2,473
H16	1,848

(注) 代位弁済元本額

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の16年度の貸付実績は表26のとおりであり、全体で前年度より7%増加している。このうち林業経営安定資金(林業経営維持)が883億円で、16年度の林業関係資金貸付実績の88%を占めている。

表26 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付実績

		(単位：百万円)	
区 分		15年度	16年度
林業 基盤 整備 資金	総 数	8,766	7,999
	補 助 公 有 林	2,125	2,004
	私有林	2,693	1,983
	造 林 非 補 助 公 有 林	2,494	2,811
	私有林	1,446	1,192
	樹 苗 養 成	7	10
	林 道	53	15
	森 林 整 備 活 性 化 資 金	3,060	3,083
	林 業 経 営 育 成 資 金	237	134
	林 業 経 営 伐 採 調 整	—	—
安 定 資 金	林業経営維持	80,762	88,266
	林業構造改善事業推進資金	—	—
	農林漁業 共 同 利 用	761	881
	施設資金	499	163
	災 害	—	—
計		94,138	100,541

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 林業・木材産業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）による無利子の中・短期資金の貸付けが行われている。

なお、16年度の貸付実績は表27のとおりであり、前年度より4億円増加している。

表27 林業・木材産業改善資金貸付額の推移

	(単位：億円)				
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
林業生産高度化資金	23	17	12	4	—
新林業部門導入資金	0	0	0	0	—
林業労働福祉施設資金	2	2	1	0	—
青年林業者等養成確保資金	0	0	0	0	—
林業・木材産業改善資金	—	—	—	20	28
計	26	20	13	24	28

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第8節 林業技術対策

1 試験研究の充実

森林の多様な機能の持続的な発揮のための適切な森林整備、森林の管理・経営と森林資源の循環利用を担う林業・木材産業の振興、山村地域の活性化等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成13年3月に森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を策定し、この戦略に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

また、地球温暖化や森林に対する生物被害・気象災害等の問題に対処するため、森林と大気間のCO₂収支の観測、ナラ類集団枯損の原因であるカシノナガキクイムシの防除法の開発、台風による森林被害の実態調査等を実施した。

(1) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成13年4月に林野庁の試験研究機関から独立行政法人に移行し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うこと

により、森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

試験研究に当たっては、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略に基づいて作成された中期目標を達成するために基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

- ① 森林の多様な機能の発揮に関する研究
- ② 地球規模での地球環境保全に関する研究
- ③ 林業による持続可能な森林の管理・経営を図る研究
- ④ 循環型社会の形成に寄与する木材産業の体質強化に関する研究
- ⑤ 森林・林業の新たな展開を可能とする新産業の創出に関する研究
- ⑥ 森林・林業・木材産業に係る政策立案に資する研究

を行うとともに、国際協力、成果の普及等に努めた。

これら試験研究を実施するために16年度の運営に要した経費は88億8,377万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

林業の機械化の促進を図るため、平成16年度は①我が国の急峻な地形等に対応するため、メカトロニクス等の先端技術を採用した伐出用機械等の開発、②環境負荷低減及び災害の防止を図るための林業機械の改良に助成した。

ア 伐出用機械等

昨年度に引き続き、林地保全型無人輸送システム、急傾斜地非皆伐用伐採搬出機械、長期育成循環施業支援高性能林業機械システム、アタッチメント式汎用作業機械の開発を推進した。

イ 環境負荷低減対応等機械

バンドリングマシン(枝条結束機械)、リモコン式小型自走破碎機等の改良に取り組んだ。

(2) 木材新規用途技術開発事業

木材の新規用途開発を図るため、技術研究組合が行う木材成分のリグニン及びセルロース系成分を活用したリサイクルが可能な木質プラスチックや生分解プラスチック原料としての利用技術等の開発に助成した。

(3) その他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、林業

面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

3 林木育種事業

森林の多様な機能を持続的に発揮させていくことが求められているなか、平成13年3月に林木育種戦略を策定し、この戦略等に基づき、①林木の新品種の開発、②林木遺伝資源の収集・保存、③海外林木育種技術協力を林木育種の重点化方向として推進している。

平成16年度の独立行政法人林木育種センターの運営費については、総額19億4,597万2千円であり、林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存、海外に対する林木育種技術協力等を行った。施設費については、総額1億3,200万8千円であり、東北育種場の庁舎の建替えを行った。

平成16年度の委託費は、717万9千円であり、雄花着花性に関する調査を実施した。

また、都道府県に対する補助金額は、4,722万3千円であり、次の事業に助成した。

ア 精英樹等次代検定事業

精英樹及び気象害抵抗性苗木の遺伝的特質、環境適応性等を検定するため、成長調査及び材質調査を実施した。

イ 多様な優良品種育成推進事業

地域の森林に対するニーズに適した森林整備、林業の経営目的に適合した多様な品種の育成の推進を実施した。

ウ 花粉の少ないスギ品種等供給緊急対策事業

国民的な課題である花粉症対策及び東北地方等における深刻なマツノザイセンチュウ被害への対処をはじめとする病虫害対策の一環として、花粉の少ないスギ品種等採種（穂）園の整備及び東北地方等マツノザイセンチュウ抵抗性品種採種園の整備を実施した。

エ 育種母樹林整備事業

林木育種の効果を更に高め、遺伝的素質のより優れた育種苗を早期に実用造林に供するため、次代検定林調査データ等の解析結果をもとに採種園・採穂園の改良を実施した。

4 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員を適正に配置し、これらの者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする

森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、16年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業普及指導事業交付金

普及指導職員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

(2) 教育のもり整備事業

子供達の継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等としての森林・施設「教育のもり」の整備につき都道府県等に助成した。

(3) 林業後継者育成対策等事業

ア 林業後継者育成等事業

(ア) 意欲的林業者技術向上支援事業

重視すべき機能に応じた森林整備を担う森林所有者等の技術向上を図るため、新技術・管理手法の現地実証、重要な課題について長期間学習する技術講座等の開催、技術の普及のための資機材整備、女性・高齢者の生産活動等の支援につき都道府県、市町村等に助成した。

(イ) 森林・林業教育総合推進事業

森林・林業教育の一層の充実による森林の多様な機能の理解促進を図るため、指導者セミナーの開催、学校教育と連携した森林・林業体験学習の実施、森林環境関係学科の高校生等のインターシップの推進等の支援につき都道府県、市町村に助成した。

(ウ) 森林づくりボランティア活動普及教育支援事業

森林ボランティア活動による森林整備の促進を図るため、ボランティア団体の指導者に対する研修の実施、ボランティア団体の指導者による安全作業、作業技術等の学習会の開催等の支援につき都道府県に助成した。

(エ) 普及活動促進対策事業

良好な森林環境の整備を効果的・効率的に普及指導する体制の強化を図るため、普及指導職員の研修の実施、試験研究成果の現地実用化に向けた試行試験等、市町村林務担当者の指導研修の実施、

専門的知識・技術を有する人材の活用と研修の実施、普及指導用資機材の整備、地域の重点課題に対する効率的取組体制の整備につき都道府県に助成した。

イ 林業後継者育成等支援事業

(ア) 森林管理総合情報整備提供事業

森林・林業教育関連情報や森林技術情報等国民各層の求める情報を適切に提供できるシステムの構築、高性能林業機械の導入に当たって、複数の機械を組み合わせた作業のコスト計算を行い、機種選定を支援するシステムの開発につき民間団体に助成した。

(イ) 林業後継者活動支援事業

森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的かつ標準的な教育プログラムの開発・普及、林業者グループ活動事例の全国発表会開催等につき民間団体に助成した。

第9節 国有林野事業

1 国有林野事業の現状と今後の展開方向

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる759万haに及んでいる。その多くが奥地脊梁山地や水源地域に分布しており、貴重な野生動植物が生息・生育している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融資資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9

年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

- ① 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
- ② 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立
- ③ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
- ④ 累積債務の本格的処理

を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成15年12月に改訂し、集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進している。

前述の改革の4つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第1の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林（資源の循環利用林）を5割から1割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から9割に拡大するとともに、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第2の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の下で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年3月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第3の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管

理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第4の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

以上のほか、平成16年度においては、新たな管理経営基本計画に基づき、地球温暖化防止への寄与や伝統的木造建築物などの修復等に必要な木材の供給を行う木の文化を支える森づくりなど新たな国民の期待や林政の課題に応えるための取組を進めた。さらに、森林環境教育、森林とふれあう機会の提供や国民参加の森づくりの推進に取り組んだ。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

16年度に国有林野で伐採された立木は486万 m^3 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの378万 m^3 、丸太生産の資材としたもの108万 m^3 であった。

また、官行造林地からの官収分は20万 m^3 であった。

(2) 製 品 生 産 事 業

製品生産事業は国有林に生育する立木を資材として、国が丸太等を生産する事業である。

この事業は、森林の多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産機能の発揮のため、需要者のニーズを踏まえつつ、計画的・安定的な木材の供給等を目的として実行しているものである。

16年度は、74万 m^3 の丸太の生産を行った。

(3) 林 道 事 業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道及び貯木場の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の有する多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点に立って計画的にこれを整備することとしている。

このため、16年度は林道事業に一般会計から74億

3,900万円の繰入れを行い、691kmの林道新設・改良の事業を行った。

(4) 造 林 事 業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林の有する公益的機能を充実させるため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、16年度は一般会計より396億円の繰入れを行い、新植植付3千ha、育成天然林造成2千ha、保育12万9千ha等の事業を行った。

(5) 国有林治山事業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、平成16年度に策定された森林整備保全事業計画に基づき計画的な実施に努めている。

16年度においては、森林整備保全事業計画（平成16～20年度）の初年度として、全額一般会計からの繰入により事業費353億円をもって実施した。

(6) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万5千km、境界点数約359万2千点）を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。

事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な境界検測及び境界標保全を最優先事業として実施した。

なお、16年度の実績は表28のとおりである。

表28 平成16年度国有林野の測定事業実績

境 界 測 量	113km
境 界 検 測	571km
境 界 標 識 改 設	1,058本
境界検測・予備調査	5,062km
境界巡検・境界巡視	90,375km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。

また、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、治山事業に関する国の経理を明確にするため、この会計に治山勘定が設けられ、国有林野事

業勘定と区分された。

国有林野事業については、国有林野事業勘定において、その経理が行われている。

16年度の国有林野事業勘定の発生ベースにおける決算額は収入3,461億円、支出3,434億円であり、27億円の収入超過となった。

(1) 歳入歳出

16年度予算は、歳入3,657億円で借換借入金1,715億円及び一般会計より受入1,100億円を含み、また、歳出3,657億円であった。

ア 歳入の部

収納済歳入額は、3,463億円であって、これを歳入予算額に比べると194億円の減となった。その内容の主なものを科目別にみると、業務収入では林産物の販売数量が予定より少なかったこと等のため107億円減少し、林野等売払代では不要存置林野の売払面積が予定より少なかったこと等のため111億円減少し、雑収入では森林空間総合利用事業収入が予定より少なかったこと等のため1億円減少した。また、一般会計より受入では前年度からの繰越事業があったこと等のため26億円増加した。

イ 歳出の部

歳出予算現額は、3,974億円であって、その内容は歳出予算額3,657億円、前年度繰越額317億円であった。この予算現額に対して、支出済歳出額は3,448億円、翌年度繰越額は275億円、不用額は251億円であった。翌年度繰越額は法第16条第1項の規定による支出未済繰越額202億円及び明許繰越額72億円であった。不用額は、林道新設事業が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損益計算

総収益額1,192億円に対し、総費用額1,486億円となっており、差引き294億円の損失となった。この損失は、法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。この損失を15年度の損益計算上の損失506億円に比べると212億円の減少となっている。その内容の主なものは、収益においては、その主体となる林産物等の売上高では販売単価の低下等により5億円、雑収入では2億円減少したが、林野等売払収入では売払単価の上昇等により19億円、一般会計より受入では20億円増加した。費用においては、経営費では10億円、資産除却損では11億円増加したが、一般管理費及販売費では79億円、減価償却費では24億円、支払利子では12億円減少したほか、15年度で計上した緑資源公団出資金継承損85億円に類似する特別損失がなかった。(表29、30)

表29 損益計算書

(16年4月1日から17年3月31日まで)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
	(億円)		(億円)
経 営 費	579	売 上 高	215
治 山 事 業 費	136	林 野 等 売 払 収 入	198
一 般 管 理 費	212	雑 収 入	80
及 販 売 費		一 般 会 計	
減 価 償 却 費	268	よ り 受 入	563
資 産 除 却 損	77	森 林 保 全 経 費	344
		等 財 源 受 入	
支 払 利 子	213	利 子 財 源 受 入	219
雑 損	1	治 山 勘 定	136
		よ り 受 入	
		雑 益	1
		本 年 度 損 失	294
計	1,486	計	1,486

表30 貸借対照表

(17年3月31日現在)

借	方	貸	方
科 目	金 額	科 目	金 額
	(億円)		(億円)
流 動 資 産	150	借 入 資 本	13,147
固 定 資 産	71,013	自 己 資 本	60,790
繰越欠損金	2,480		
本年度損失	294		
計	73,937	計	73,937

(注) 計は、四捨五入してあるため一致しない場合がある。

4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、林産物の持続的供給を図るとともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能を発揮するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は16年度末現在で次のとおりである。

農業用活用実績面積	5万6千ha
林業用活用実績面積	2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は16年度末現在で、貸付使用面積 7 万 6 千ha、分収造林契約面積13 万 2 千ha、共用林野契約面積147万haとなっている。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分収することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、平成11年度から一般公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成16年度には全国86箇所で行った。

契約面積	2 万 6 千 (ha)
契約口数	10 万 5 千 (口)
契約者数	8 万 6 千 (人)

(3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。また、野外レクリエーションの場や青少年の教育の場及び保養の場等を民間活力により複合的に整備する「ヒューマン・グリーン・プラン」を実施している。

16年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森	1,249箇所
・自然休養林	91箇所
・自然観察教育林	170箇所
・森林スポーツ林	70箇所
・野外スポーツ地域	229箇所
・風景林	565箇所
・風致探勝林	124箇所
○ヒューマン・グリーン・プラン指定	29箇所

○ふれあいの森設定

145箇所

(4) そ の 他

林野整備等による民有林野の買入面積は16年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積	26 万 ha
林野整備による買入面積	5 万 ha

5 国有林野事業の労働情勢（16年度）

国有林野に対しては、国土の保全等の公益的機能の発揮に加え、近年は森林環境教育や木の文化の継承への貢献等、国民の新たな期待が高まってきている。

このような中、平成16年度は、

- (1) 開かれた「国民の森林」を実現するために、新たな「国有林野の管理経営に関する基本計画」の初年度として、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の一層の推進
- (2) 地球温暖化防止にも資する間伐を着実に実施するほか、優れた自然環境を有する森林を保護林に設定、また保護林を結ぶ「緑の回廊」への取組
- (3) 「森林環境保全ふれあいセンター」を全国10か所に新設し、国有林野を活用して自然再生や生物多様性の保全等に取り組む NPO、森林環境教育に携わる教育関係者等への支援活動の強化などの取組を進めている。

国有林野事業は、平成10年10月に、公益的機能を重視した管理経営への転換、組織・要員の合理化・縮減、一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行などを柱とする抜本的改革に着手し、平成15年度末までを集中改革期間として集中的な取組を行った結果、財政の健全化とともに将来にわたって国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いた。

このような国有林野を取り巻く情勢の中、労使間において、財政の健全化、業務運営等の抜本的改革に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全林野労働組合は7月30日から8月1日にかけて東京都内で開催した「第57回定期全国大会」において、

- 行政改革、森林・林業・木材産業に係わる政策の確立と予算対策、国有林改革問題に取り組むこと
- 賃金引き上げをはじめとする労働条件等の改善に向け取り組むこと
- 森林・林業・木材産業に係わる政策の確立や環境問題等に対する友誼団体との共闘・強化に取り組むこと
- 闘う組織体制の確立を図ること
- ア. 全組合員が一体となった闘いの推進

イ、青年・女性部、主婦会、林退協及びファミリーのあり方や森林労連及び全山労との共闘体制の強化についての検討

ウ、日林労との組織統一について、引き続き中央準備委員会において議論を進め、全体的な意思統一に向け取り組むこと

エ、新規採用者及び無所属者の組織化に向け取り組むこと

オ、「公務公共サービス労働組合協議会」及び「国営関係部会」の運動強化に向け取り組むこと

カ、民間林業労働者の組織化の推進に向け、全山労等との連携を強化し、地本、分会段階に森林労連を早期結成し、これまで森林労連として議論を進めてきた体制強化方針等に基づき取り組むこと

等について、組織の総力で闘い抜くことを決議し、職場・地域で取り組んだ。

一方、日本林業労働組合は10月22日から23日にかけて東京都内で開催した「第46回年次全国大会」において「森林の公益的機能重視と総合林政の推進」という基本政策に基づき、国有林野の適切な管理経営等を図るため

- 自由にして民主的な労働運動の推進
 - ア、組織の拡大・強化に向けての取組
 - イ、全林野との新組織結成に当たり、一致点の見出せなかった4課題を整理し、具体的な協議は中央準備委員会を設置し、平成17年2月に開催した全国代表者会議で平成17年の秋以降に新組織を結成することを確認
 - ウ、連合等との連携強化
- ゆとり・豊かさの実現
 - ア、賃金引き上げ・処遇改善
 - イ、賃金体系改定
 - ウ、諸手当の改善
 - エ、福利厚生の実施
 - オ、制度・政策要求
 - カ、福祉協活動への支援の実現に向けての取組
- 新たな森林・林業・木材産業政策の推進
 - ア、総合林政の推進
 - イ、国有林野事業の抜本的改革
 - ウ、業務運営の適正化
- 行財政改革と公務員制度改革
- 平和を守る国民運動とみどりの外交
- 政治改革と民主政治の伸長

等について、全組合員が総行動を展開することを決議し取り組んだ。

こうした情勢の中、国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨として、簡素で効率的な組織機構の下で経費の節減に努めつつ、効率的に実施した。要員の適正化については、雇用問題及び労使関係に十分配慮しつつ、「国有林野事業に係る職員数の適正化について（平成10年11月13日閣議決定）」に基づき、その円滑な推進を図った。

第10節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。

平成16年度末の森林国営保険の加入状況は表31のとおり、136万7千haで、民有人工林の17.2%に当たっているが、年齢別にみると、Ⅰ、Ⅱ年齢（林齢1年生～10年生）の幼齢林が22万6千haで、加入面積の17%を占めている。また、森林国営保険と全森連共済を合わせた総加入面積でみても17.2%と低水準である。こうした中で、全森連は、平成13年4月から金融・保険業を巡る社会状況の変化等を踏まえ、経営の安定化の観点から全森連共済の新規契約の引受を停止することとなり、平成7年度より実施してきた森林国営保険と全森連共済を一体的に運営する「森林共済セット保険」についても新規引受を終了した。このことから平成13年度からは、火災、気象災及び噴火災を扱う森林保険としては森林国営保険のみとなった。平成16年度予算においては、新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、中高齢林の加入率を高めることとし、歳入については、最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積447,000ha（前年度472,400ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表32のとおり保険料収入41億2,960万円、前年度繰越資金受入124億1,697万9千円、預託金利子収入を主体とする雑収入5,384万4千円で、合計166億42万3千円を予定した。これは前年度歳入予算額166億5,960万4千円に比べ5,918万1千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が28億3,232万4千円、保険業務を運営するために必要な業務費16億2,481万6千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費14億円で、合計58億5,714万円を予定した。

表31 森林国営保険の齢級別加入状況（16年度末現在）

齢 級	I	II	III	IV	V以上	合計
民有人工林面積（千ha）	114	192	280	432	6,931	7,949
加 入 面 積（千ha）	80	146	93	94	955	1,367
加 入 率（％）	70.2	76.0	33.2	21.8	13.8	17.2

（注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

表32 歳入歳出予算額

（単位：千円）		
項 目	15年度	16年度
森 林 保 険 収 入	16,592,869	16,546,579
保 険 料	4,197,900	4,129,600
前年度繰越資金受入	12,394,969	12,416,979
雑 収 入	66,735	53,844
歳 入 合 計	16,659,604	16,600,423

森 林 保 険 費	3,204,418	2,832,324
賠償償還及払戻金	68,299	65,362
保 険 金	3,136,119	2,766,962
森 林 保 険 業 務 費	1,626,731	1,624,816
予 備 費	1,400,000	1,400,000
歳 出 合 計	6,231,149	5,857,140

水 害	103	102,329
雪 害	260	268,339
干 害	73	27,130
凍 害	157	65,212
潮 害	6	6,881
噴 火 災	3	4,146
計	1,060	888,034

（注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

2 事業の実施計画

（1）保 険 契 約

16年度の保険契約の実績は表33のとおり、保険金額では6,465億8,600万円となっており、対前年比で5.1％の減となっている。

表33 16年度保険契約実績

保険金額（百万円）			
齢級	15年度	16年度	対前年
I	25,228	22,561	89.4％
II	13,012	9,254	71.1％
III	20,661	19,336	93.6％
IV	34,253	30,378	88.7％
V以上	588,455	565,057	96.0％
計	681,609	646,586	94.9％

（注）四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから15年度中に期間満了となるものを差し引いた16年度末の契約保有高は、面積136万7千ha、保険金額1兆7,197億5,738万円となったが、これは前年に比べ、面積26千haの減、保険金額で605億6,702万円の減となっている。

（2）損 害 て ん 補

16年度の災害別の保険金支払実績は、表34のとおりで8億8,803万4千円（面積1,060ha）である。

表34 16年度災害別損害てん補実績

災 害 別	面積 (ha)	てん補金額 (千円)
火 災	67	24,546
風 害	391	389,452

3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号）に基づき特別会計を設置し運営している。

16年度の収納済歳入額は152億7,959万円、当初予算に比べ13億2,083万円の減となった。一方、支出済歳出額は23億4,972万円で、歳入歳出の差し引きは129億2,987万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額109億7,918万円を控除するので、決算上は19億5,069万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。

第12章 水 産 庁

第 1 節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源評価についてその公表等を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源回復計画の作成・実施

緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、広域又は地域レベルで、休漁等を含む漁獲努力量の削減や資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を計画的に講じる資源回復計画を作成することとした。資源回復計画の円滑な作成及び進行管理を図るため、関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援を実施し、関係漁業者間の検討を推進するとともに、広域漁業調整委員会の意見をふまえて、平成14年度には、さくら瀬戸内海系群、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、日本海西部あかがれい(ずわいがに)、太平洋北部沖合性カレイ類の4計画を、平成15年度には、日本海北部マガレイ、ハタハタ、マサバ太平洋系群の2計画を平成16年度にはヤリイカ太平洋系群(南部)、周防灘小型機船底びき網漁業対象魚種(カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)、カタクチイワシ瀬戸内海系群の3計画、平成17年度には日本海沖合ベニズワイガニ、九州・山口北西海域トラフグ、南西諸島マチ類の3計画(延べ12計画)を作成し公表する予定となっている。

また大分県が大分県豊前海アサリ、北海道が宗谷海峡海域イカナゴ、えりも以西海域マツカワ、熊本県が熊本県アサリの資源回復計画を作成した。(県作成4計画)

同計画に基づき作成される漁獲努力量削減実施計画により、漁業者が自主的に行う減船、休漁等について、

漁業経営への影響に配慮した、支援措置の枠組みを創設し、所要の支援を行った。

(2) 漁獲可能量制度等の的確な推進

我が国は平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号)を制定し、9年から6魚種(さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに)を対象に、同法に基づく漁獲可能量(TAC)管理を開始した。10年から1魚種(するめいか)が追加され、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

このTACの適切かつ円滑な管理を推進するため、平成16年度においては、対象魚種の都道府県における採捕数量等の情報処理を行うためのコンピューターネットワークの整備等に対し助成を実施した。

また、平成13年に同法を一部改正し、漁獲努力可能量(TAE)制度を創設し対象魚種として指定済の、あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、やなぎむしがれい、やりいかの8魚種に加え、平成17年度にはまこがれいを作成し公表する予定となっている。(合計9魚種)

(3) 資源管理型漁業の推進

TAC、TAEなどの公的な管理措置に加え、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るためには、漁業者の自主的な取組である「資源管理型漁業」の全国的な推進及び定着化が重要な課題となっている。

このため、平成16年度においては、量、質及びコストを一体的にとらえた多面的な資源管理を推進するために、都道府県による漁業者等への指導・普及啓発及び資源状況のモニタリング調査等に加え漁協等による資源管理・営漁指導指針の策定の取組について支援を行う「資源管理体制・機能強化総合対策事業のうち多面的な資源管理型漁業の推進」を実施した。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っている。また、国連海洋法条約の発効により、我が国沿岸域の水産資源

の適切な管理と有効利用に取り組むことが、国際的な責務となっていることから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、持続的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっている。

しかしながら、養殖業の発展とともに、生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与により、全国的に養殖漁場が悪化してきている状況にあった。このような養殖漁場の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延の原因ともなっており、放置すれば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものである。

また、近年、我が国においては、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が顕著であり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっている。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病的まん延を防止するための措置を講ずることとし、平成11年5月に「持続的養殖生産確保法」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成17年3月末現在で22道府県、404漁協が作成し知事の認定を受けている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法において、「農林水産大臣は、毎年度、さけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定した「新・生物多様性国家戦略」（平成14年3月27日）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

(2) 北海道及び本州におけるさけ・ます人工ふ化放流

北海道、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の11道県において、さけ・ます人工ふ化放流事業が実施されている。これらの道県では、増殖団体、漁業協同組合、漁業生産組合が生産した稚魚を道県が買い上げて放流しており、この事業に対し助成を実施した。

また、さけ・ます人工ふ化放流事業の効果を確認するための資源動態等モニタリング調査、増殖実態調査、サクラマス資源量が、河川環境の悪化等により減少の一途をたどっているため、河川生態系保全型資源回復事業等を実施した。

さらに、さけ・ます種苗施設の整備等を継続して実施した。

表1 16年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画
(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画)

魚 種	放流数（千尾）
さ け	179,200
からふとます	7,200
さくらます	3,510
べにざけ	240

表2 16年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚 種	地 域	放流数（千尾）
さけ	北海道	816,700
	本 州	813,557
からふとます	北海道	126,000
さくらます	北海道	6,258
	本 州	5,830

表3 16年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	(千円)
独立行政法人さけ・ます資源管理センター	2,015,555
運営費交付金	1,771,009
施設整備費補助金	244,546
補助金	891,192
サケ・マスブランド推進型事業費	660,413
水産資源増強施設整備事業 (うち、さけ・ます増殖施設整備事業)	230,779

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

16年度は、内水面環境活用総合対策事業により、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭におき、水産資源の増養殖基盤施設、漁業・養殖業の近代化施設や遊漁施設等の交流促進施設などの整備を実施した。

健全な内水面生態系復元等推進事業により、ブラックバス等外来魚の生息状況調査、駆除、密放流防止の啓発活動等を行うとともに、カワウの飛来・生息状況等の調査、食害防止措置や駆除等を実施し、また、

- ① 環境収容力等の河川環境を考慮したアユの増殖管理手法等の開発
 - ② ブルーギルの生態的特性の解明と生態特性や地域特性を活用した繁殖抑制技術の開発
 - ③ 外国産種苗等の生態系への影響調査
 - ④ 遺伝的多様性に配慮した溪流魚の管理手法の開発
 - ⑤ ウナギの人工種苗生産技術開発
- などを実施した。

さらに、内水面漁業・養殖業の振興を図っていくため、これらに携わる関係者の組織強化、地域住民や内水面利用者に対する内水面の利用に関する知識やマナー、外来魚の違法放流防止の啓発等を実施するとともに、養鰻業について、国際競争力のある持続的経営が可能となるよう構造調整の推進等を図った。

コイヘルペスウィルス病の蔓延や新潟中越地震で大きな影響を受けているコイ養殖業の振興を図るため、魚病の検査、魚病蔓延防止のための啓蒙活動、風評被害防止活動等に対する支援を行った。

表 4 16年度内水面関連予算

(単位：千円)

内水面環境活用総合対策事業費	501,882
健全な内水面生態系復元等推進事業費	332,901
内水面域振興活動推進費	44,185
養鰻業振興対策事業費	36,000
養殖コイ等流通円滑化特別対策事業費	10,000

6 水産資源保護対策事業

水産資源の保護培養を図るため、水産資源保護法に基づき、道県知事が「保護水面」として指定し、管理を行っている、

- ① まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえば等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている水面
- ② あわび、はまぐり、ほたてがい、ほっきがい等の貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している水面
- ③ さくらます等さけ・ます類、あゆ、わかさぎの産卵場・育成場となっている水面
- ④ 資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面

について、その管理、密漁の監視、資源状況の調査等に要する経費に対し助成を行った（平成15年度予算額：2,513万3千円）。

7 漁場環境及び生態系の保全

ア 内湾域に立地されている発電所の取放水による周辺海域の漁業に及ぼす影響調査等を実施した。

このほか、漁場環境監視体制の強化、漁業者による監視調査への参加、さらに廃棄物除去等による漁場環境の維持・保全等を推進するための都道府県への助成、漁場・海岸の美化運動の全国的な展開、海浜美化指導員の養成、ボランティアによる海浜生物の生息調査の実施、漁場環境保全方針の策定及び広域レベルにおける漁場環境保全のための個別・具体方針化の検討に対する助成を行った。

イ 赤潮による漁業被害防止のため、赤潮の発生予察技術や防御技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プランクトン同定研修会の開催や赤潮情報ネットワークシステムの充実を図った。また、貧酸素水塊による被害防止のため、その発生機構の解明、予察・防除技術の開発を行った。

ウ 原因者不明の漁場油濁による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため、財団法人漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等（防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等）に対し助成した。

エ ダイオキシン類等の魚介類中における蓄積状況の全国的な実態把握、魚介類中のダイオキシン類削減方策の検討等を行った。このほか、内分泌かく乱物質の魚介類への影響調査等を行ったほか、内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価手法の開発を

行った。

オ 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種について、保存方法の検討を進めるため、緊急性が高く調査可能なものから現地調査及び増殖保存試験等を実施した。

また、トドの資源に悪影響を与えることなく、トドによる漁業被害を減らすための高強度定置網等の導入について北海道等に助成を行った。

カ 豊かな漁場環境を維持する上で、森・川を含めた環境保全の取組が重要であることから、漁業者が山に木を植える活動を支援するための助成を都道府県を通じて行うとともに、この活動を幅広い市民の理解と参加を得て全国的に展開するための啓発普及等を行う民間団体にに対し助成を行った。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。昭和52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、平成7年度までに16か所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（昭和48～58年度全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（昭和55～63年度全国32か所）、拠点施設の整備（昭和60～平成15年度）、新技術導入施設の整備（平成元～15年度）、海区拠点施設の整備（平成6～15年度）及び種苗生産環境改良施設の整備（平成9～15年度）を進めている。

(1) 独立行政法人水産総合研究センターが実施する栽培漁業の推進に対する支援

平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、社団法人日本栽培漁業協会は、平成15年10月1日に独立行政法人水産総合研究センターと統合した。これにより、社団法人日本栽培漁業協会が委託事業として行っていた栽培漁業に関する技術開発の業務を、独立行政法人水産総合研究センターが実施することとなり、22億8,673万円を交付した。また、その業務に必要な栽培漁業センターの施設については、施設整備費7億9,714万円を補助した。

(2) 都道府県、漁協等が実施する栽培漁業の推進に対

する補助

ア 県営栽培漁業センターの整備

資源回復計画の対象種等の種苗生産に必要な施設整備に3億2,522万円（補助率1/2）を補助した。

イ 都道府県等が実施する技術開発・効果実証

我が国沿岸の水産資源が総じて減少傾向にある中で、水産資源の維持・増大を図るため、重要な海産魚介類について、種苗生産技術の開発、放流効果調査等を行うため、国費6億268万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高級化・多様化に対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖水産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖生産の国際化、自由貿易の進展による輸入水産物の増加など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した安全な養殖水産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

16年度は、食品の生産方法等の履歴情報の提供に対する消費者の関心が高まっていることから、生産工程における詳細な履歴情報を記録・管理できるシステムの開発等を行った。

また、持続的養殖の推進や経営の高度化を図るべく、地域の特性に即した具体的な目標と達成手法を盛り込んだブランド化推進計画を策定し、その実現に向けて、計画的な生産・出荷、経営コスト削減、飼料対策、機器のリース等による省力化、漁場環境の保全等の実施、さらに持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定・実施に対する支援等を総合的に行った。

このほか、海面養殖業から水系へ排出される汚濁負荷を可能な限りなくすための更なる知見の収集と、それに基づく実用的技術・システム開発の実施、わかめ養殖業の生産コスト削減、作業省力化等を実現するための生産システムの開発及び品質の維持・向上のための優良種苗の開発、水産養殖に使用される水産用医薬品以外の資機材の調査・検討、海域特性を勘案した養

殖漁環境の指標及び基準の策定、高品質なアコヤ貝育成のための技術開発とへい死を防止するための管理方法の開発、消費者等の視点から新たな養殖業のあり方についての検討を行うとともにパイロット地区において生産情報の発信や消費者等との意見交換、新たな魚種の養殖技術開発と産業としての定着促進、養殖生産の省力化・合理化技術の開発等を実施した。

第3節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

我が国の漁業就業者は、この10年間で27%減少し、平成15年現在23万8千人となり、また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の34%、60歳以上にあっては46%と高齢化しており、このような現状に対応するため、水産基本法及び水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 担い手育成支援事業

社団法人日本水産会及び都道府県等に設置された漁業就業者確保育成センターによる求人情報等の提供、漁業者フェアの開催、漁業現場でのオリエンテーションの実施、技術習得等の研修、水産業改良普及組織が中心となり行う後継者受入地域の合意形成、自立漁家を目指した実習、青年漁業者、漁村女性等が自発的に行う漁業技術・経営管理能力の向上等に関する活動の支援等。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者高齢福祉共済事業の推進等。

(3) 経営改善促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、中核的漁業者協業体の経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等。

2 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の

整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業専門技術員及び水産業改良普及員の配置、水産業改良普及員室等の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

3 独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革の一環として、水産に関する教育・研究を実施する機関として、農林水産省組織令に基づく水産大学校の業務を引き継ぎ、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。

業務内容として、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図っており、この業務内容を実施するために16年度は運営費交付金21億9,030万円を交付した。

第4節 水産制度金融

1 概 況

16年度の漁業金融の状況を見ると、17年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は1兆6,444億円となり、前年比7.7%の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが1兆5,206億円、大規模漁業向けが1,236億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が1兆913億円で最も大きく、一般金融機関が4,216億円、政府系金融機関が1,315億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が7.1%、一般金融機関が9.0%、政府系金融機関が9.2%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が66.4%、一般金融機関が25.6%、政府系金融機関が8.0%となっている。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

16年度における漁協貯金は、表5のとおり、17年3月末で1兆61億円となり、前年同期に比べ931億円(8.5%)の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

(2) 貸 出 金

16年度における漁協貸出金は、表5のとおり、17年

3月末で3,037億円となり、前年同期に比べ649億円(17.6%)の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ3.3%減少し、30.2%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の17年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計1兆913億円となり、対前年度828億円の減少となった。

表5 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位：億円、%)		
	15/3月末	16/3月末	17/3月末
漁 協 貯 金 (A)	11,782	10,992	10,061
漁 協 貸 出 金 (B)	4,061	3,686	3,037
漁協の貯貸率(B/A)	34.5	33.5	30.2

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表6のとおり、17年3月末で4,216億円である。

表6 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

	(単位：億円、%)		
	16/3月末	17/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	3,725	3,380	△9.3
信 託 勘 定	17	10	△41.2
信 用 金 庫	891	826	△7.3
計	4,633	4,216	△9.0

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等8資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

16年度の貸付決定額は表7のとおりで、水産業をめぐる近年の厳しい情勢の中で、152億円と前年度の7.0%増となった。

表7 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

	(単位：百万円、%)		
資 金 名	15年度	16年度	16/15
漁業経営改善支援	3,791	5,212	137.5
構造改善推進(沿構)	-	-	-
漁業経営再建整備	-	-	-
中山間地域活性化	1,994	1,583	79.4
振興山村・過疎	-	556	-
漁業基盤整備	1,239	1,759	142.0
漁 船	942	1,125	119.4
農林漁業施設	876	538	61.4
水産加工	5,197	3,803	73.2
沿岸漁業経営安定	209	671	321.1
計	14,247	15,247	107.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

16年度の融資実績は、融資枠1,250億円に対し、283億円となっており、前年度より65億円減少した。

用途別にみると、前年度に比べ漁船が37億円、養殖用施設が4億円、加工用施設が3億円、漁具等施設が13億円、水産動植物の種苗購入・育成が9億円の減少、共同利用施設が1億円の増加となった。

表8 漁業近代化資金の用途別融資額

	(単位：百万円、%)			
	金 額		構 成 比	
	15年度	16年度	15年度	16年度
都道府県承認分				
漁船(20トン以上)	1,405	582	4.0	2.1
漁船(20トン未満)	14,245	11,415	41.0	40.3
養殖用施設	1,647	1,237	4.7	4.4
加工用施設	3,641	3,344	10.5	11.8
漁具等施設	3,945	2,629	11.3	9.3
水産動植物の種苗購入・育成	9,797	8,868	28.2	31.3
共同利用施設	99	233	0.3	0.8
計	34,779	28,308	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合 計	34,779	28,308	100.0	100.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

(2) その他の制度資金

主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

16年度については8億円の融資を行っており、前年度より5億円減少した。

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、16年度に67億円の貸付を行っており、前年度より6億円減少した。

表9 その他制度資金融資・貸付状況

資 金 名	(単位：百万円)	
	15年度	16年度
漁業経営維持安定資金	1,246	768
国際規制関連経営安定資金	—	—
漁業経営再建資金	—	—
漁業経営改善促進資金（極度額）	7,272	6,688
漁業経営高度化促進支援資金	105	263

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の修得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として54年に創設された。

表10 沿岸漁業改善資金状況

	14年度	15年度	16年度
経 営 等 改 善 資 金	2,509	2,219	2,322
生 活 改 善 資 金	44	45	48
青 年 漁 業 者 等 養 成	654	616	625
確 保 資 金			
合 計	3,207	2,880	2,995
補 助 金 交 付 額	12	11	5
対 象 都 道 府 県	41県	41県	41県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

16年度の保証状況をみると、年度中の保証額は1,352億円で前年比0.8%の増加となり、年度末保証残高は2,227億円で6.2%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比47.8%増、信漁連は4.2%減、漁協は16.2%減、銀行等は3.9%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比7.4%減、一般資金は4.9%の減少となった。

なお、16年度中の代位弁済額は26億円で前年比34億円の減少となり、この結果単年度事故率は1.7%、累計事故率は3.3%となった。

第5節 水産業協同組合

1 概 要

(1) 水産業協同組合の現況

17年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が3,174(沿海地区漁協1,476、内水面漁協878、業種別漁協161、漁業生産組合520、水産加工協139)、連合会が174(漁連129、信漁連34、水産加工連10、共水連1)、うち全国段階連合会が11となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統に対しては、水産基本法の理念である「水産物の安定的供給の確保」や「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくことが期待されており、資源管理を始めとする水産業の新たな課題に的確に対応していくためには、漁協系統の組織・事業基盤強化が急務となっている。

2 漁業協同組合等特別対策事業

(1) 趣 旨

漁協系統が漁村地域における中核として期待される役割を十全に果たしていくため、その人的基盤の強化、財務面での健全化を図る事業を実施した。

(2) 内 容

認定漁協へつながる漁協合併等の円滑な推進に資するための啓発・普及活動、事業の健全化・適正化を図るための監査活動、漁協系統組織職員等の人材育成を行うための研修・教育活動、漁協系統の育成・強化を図るための近隣諸国の漁協系統組織との国際交流活動、漁協合併又は信用事業譲渡による漁協の財務状況の調査分析に要する経費に対して補助を行った。

3 地域漁業再生のための担い手定着促進事業

(1) 趣 旨

沿岸漁業の新規就業者、後継者等の担い手を、漁協自営漁業に受け入れて実務研修の場を提供したり、漁船を研修用に貸与する事業を行う際に、事業を適切に実施するための審査・指導、機器整備等に必要な経費を助成し、地域漁業の担い手の定着を推進することで、漁業生産力の維持・増大と漁村地域の活性化を図る。

(2) 内 容

資源管理等環境問題に精通した人材育成のための役職員研修、資源管理等環境問題に取り組む非営利活動
ア 審査・指導事業

県庁、融資機関、学識経験者などで組織する審査委員会を設置し、事業を希望する漁協における研修対象漁協種類等を確認するとともに、担い手の経験、資力等を考慮した研修メニュー等の審査、担い手に対する技術・安全指導及び修得状況の確認等に要する経費について補助を行った。

イ 機器整備事業

担い手に実務経験を積ませるための漁協自営漁業の効率化・高度化に必要な機器及び担い手の研修用に貸与するための中古漁船の安全で効率的な操業のために必要な機器（推進機及び漁労機械）の整備に要する経費について補助を行った。

4 漁協等経営基盤強化対策事業

(1) 趣 旨

資源管理、担い手育成等の水産業の新たな課題を担うに足る基盤を備えた漁協（認定漁協）を育成するため、合併・事業統合を促進し、財務改善を図る漁協組織・事業の再編を進める対策を実施するとともに、漁協から信漁連への信用事業譲渡を推進するために、譲渡予定漁協に対する指導、信用事業を譲り受ける信漁連に対する信用事業実施基盤の強化を実施した。

(2) 内 容

ア 漁協合併等促進対策事業

認定漁協につながる合併等を促進するため、合併等予定漁協を対象として、プロジェクトチーム派遣による経営診断、漁協役員の意識啓発のための研修、地区合併協議会の推進、経営困難漁協に対する濃密経営指導等に要する経費に対して補助を行った。

イ 漁協経営体質強化等促進事業

合併等実施漁協の経営体質の強化及び信用事業を譲り受ける信漁連等の事業運営の交率化を図るための検討会の開催及び指導、職員の資質向上のための実務研修、事務の合理化のための機器（パソコン等）等の導入等に要する経費に対して補助を行った。

ウ 利子補給事業

認定漁協につながる合併を行う漁協及び信漁連への信用事業譲渡を行う漁協が、合併等に伴い必要な借入をする際に、都道府県が行う利子補給に対して補助を行った。

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

16年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は573万3千tで、前年に比べ5.8%減少した。

魚種別には、すけそうだら、まあじ等が増加し、さんま、するめいか、かつお、かたくちいわし等が減少した。

16年の産地価格は、産地水産物卸売価格指数総合では99.1（平12＝100）で、前年に比べ4.9%上昇した。

これは、まぐろ（生）、いかなご等の価格が低下したものの、さんま、かつお（生）、するめいか（冷）等が上昇したためである。

16年の消費地価格は、消費地卸売価格指数総合では92.9（平12＝100）で、前年に比べ0.2%低下した。

これは、かつお、さんま等の価格が上昇したものの、たら（冷）、まぐろ（生）等が低下したためである。

2 水産物の流通対策

水産物産地流通加工施設高度化対策事業

ア 趣旨

多様化・高度化する流通・消費システムに的確に対応し、安全かつ高品質な水産物を安定的に供給するとともに、水産物の流通・加工分野における循環型社会への的確な対応を推進するために必要な流通・加工施設の整備を計画的、効率的に実施する。

イ 事業の概要

(ア) 産地流通機能強化型施設整備事業

産地市場の統合再編整備により、拠点化を図る地域、年間の水揚量がおおむね5千t以上の大型拠点産地等において、地域水産物の付加価値の向上を図り、鮮度・品質・規格の揃った水産物を効率的に供給する産地流通体制の強化に必要な卸売場建物、冷蔵施設等の共同利用施設の整備等を行う。

a 産地市場統合再編整備事業

都道府県が策定する産地市場の再編整備計画に即して、産地市場機能の強化を図るため、産地市場の統合を計画している拠点産地において、水産物の広域・大量流通に対応した大規模かつ先進的な産地市場に必要な施設の整備を行う。

b 大型拠点産地整備事業

産地から消費地への水産物の安定的出荷を推進し、水産物流通の合理化及び近代化を図るため、拠点産地において、当該生産圏における流通・加工機能の促進・強化に必要な施設の整備を行う。

c 大都市流通センター整備事業

水産物流通の大幅な拡大に対応し、消費地における需給調整機能の強化及び地域水産物の高付加価値を図るため、大都市又はその周辺地域において、水産物の大都市流通拠点に必要な施設の整備を行う。

(イ) 環境対策等高度化施設整備事業

「循環型社会の形成」に向けての新たな環境対策の高度化、資源の有効利用及び多様化する消費者ニーズに対応するための加工技術等の高度化、水産食品品質高度化総合対策事業の成果等を活用した水産物の品質・衛生管理の高度化を図るために必要な施設整備及び環境対策高度化等のための既存施設の改築等を行う。

a 環境対策高度化施設整備事業

水産物の流通加工過程における排水処理、水産加工残滓等のリサイクル等に必要な高度な処理機能を有する施設の整備を行う。

b 加工技術高度化施設整備事業

地方公共団体の試験研究機関による指導の下、漁業者、水産加工業者等が地域水産物の付加価値向上対策・環境対策に関する技術開発等を実施するために必要な地域開放型の試験研究施設の整備を行う。

c 品質管理高度化施設整備事業

近年の流通・加工形態及び需要者のニーズに対応した品質・衛生管理の強化のために必要な高度な品質・衛生管理機能を有する施設の整備を行う。

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業期間 : 平成13年度～17年度

(イ) 事業実施主体 : 地方公共団体、水産業協同組合等

(ウ) 補助率 : 1/3以内 (但し、(イ)のa及びbは1/2以内)

(エ) 事業内容 : 卸売場建物、製氷施設、冷凍施設、処理加工施設、品質検査施設、試験研究施設、排水・廃棄物処理施設、残滓処理施設等

エ 16年度事業実施状況

(ア) 産地流通機能強化型施設整備事業

(1件、国費 1億3,548万9千円)

(イ) 環境対策等高度化施設整備事業

(2件、国費 7億3,687万6千円)

(2) 水産物産地流通機能強化対策事業

(水産物産地流通・加工機能強化事業)

産地市場統合の促進等を通じた産地流通機能強化を図るため、県内産地市場の再編計画等についての検討会、市場動向調査、産地間の情報ネットワーク化、モデル的な共同出荷事業、市場間の集中出荷体制整備、量販店等新たな取引先の開拓、製品の改良・開発、学校給食等への地域水産物の提供、統合市場・量販店等への派遣研修等を行った。事業実施主体は都道府県・漁業協同組合等であり、補助率1/2及び1/3で実施した。

(3) 水産物サプライチェーン流通パイロット事業

現在の水産物流通は、①多段階で流通経路が長く、②その過程で荷姿が複数回変化する、③物流・商流コストがかかる、④消費動向が産地・中間流通に伝わりにくい等の問題を有しており、流通効率化への取組が特に必要となっていることから、物流、商流、情報流において、産地での水揚げから小売店での最終販売に至る最も効率的な供給の流れを構築するため、サプライチェーンマネジメントの水産物流通への適用効果について検討を行うこととし、これに必要な協議会や実証事業等に必要な経費について、財団法人魚価安定基金、全国漁業協同組合連合会等に補助を行った。

3 水産加工業対策

(1) 概 況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成16年の水産加工品生産量（生鮮冷凍水産物を除く。）は212万9,597tで前年並み、生鮮冷凍水産物の生産量は162万9,000tで、前年に比べ5%（8万800t）増加した。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は66万tで、前年に比べ1%（2,000t）増加した。このうち、かまぼこ類は44万9,800tで、前年に比べ1%（3,600t）の減少したが、やきちくわは13万9,300t、魚肉ハム・ソーセージ類は7万1,200tで前年に比べ、それぞれ2%（2,100t）、5%（3,500t）の増加した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は30万3,200tで、前年に比べ5%（1万6,300t）減少した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は16万300t、水産物調理食品は14万2,900tで、前年に比べてそれぞれ1%

(2,200t)、9 % (1万1,400t) 減少した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は33万2,900tで、前年に比べ4 % (1万3,800t) 減少した。このうち、煮干し品は6万2,900tで、前年に比べて23 % (18,700t) 減少したが、素干し品は3万5,000t、塩干品は23万5,000tで、前年に比べそれぞれ4 % (1,300t)、2 % (3,600t) 増加した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は21万8,000tで、5 % (9,400t) 増加した。このうち、さけ・ますは11万400t、たらこ・すけとうだらこは1万8,200tで、前年に比べてそれぞれ、15 % (1万4,400t)、11 % (1,800t) 増加したが、さばは3万200tで前年に比べ17 % (6,400t) 減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は1万3,000tで、前年に比べ1 % (200t) 増加した。

カ 節製品

節製品の生産量は10万9,800tで、前年に比べ1 % (900t) 減少した。このうち、節類は6万7,000tで、前年に比べ3 % (1,800t) 減少したが、削り節は4万3,000tで前年に比べ2 % (800t) 増加した。

キ その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は49万1,900tで、前年に比べ4 % (1万9,800t) 増加した。このうち、調味加工品は34万t、水産物漬物は8万1,300tで、前年に比べそれぞれ9 % (2万6,700t)、6 % (4,400t) 増加したが、塩辛類は3万2,200tで、前年に比べ5 % (1,700t) 減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は162万9,000tで、前年に比べ5 % (8万800t) 増加した。このうち、さけ・ます類は15万2,700t、さば類は22万3,200tで前年に比べそれぞれ2 % (2,400t)、7 % (1万5,500t) 増加したが、いわし類は30万9,700tで前年に比べ4 % (1万1,000t) 減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 近年の消費者の水産加工品に対する安全・高品質志向の高まり、水産加工品の輸入の増加による輸入加工品との競争の激化、周辺水産資源状態の悪化に伴う原料魚の供給の減少等の状況の下で、高品質化に向けた加工技術の開発及び地域における水産加工業の再生のための技術基盤の強化を図るため、水産物の品質・安全性向上技術の開発や水産物の未利用部位等からの機能性食品素材製造技術の開発、地域

水産物の新規需要開拓のための加工技術の開発などの技術開発課題に重点的に取り組む高品質水産加工品技術開発事業に対し助成した。

イ 最先端の精製技術や酵素発酵等を利用した生物工学的技術を活用して、水産資源（混獲魚介類、廃棄物等）を有効に利用する技術開発を行い、循環型水産業の形成に貢献する「先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発」に助成した。

ウ 水産物の品質や安全性を確保するための、評価技術、殺菌技術及び新たな加工技術等について先端的技術を導入して開発し、国民への安全・高品質な水産物の供給を確保するとともに、水産加工流通業の振興に資する「水産加工流通課通合理化技術の開発」に助成した。

エ 地域水産加工業の事業基盤強化を図るため、再生強化方針策定、再生強化支援を行う「水産加工地域再生強化促進事業」と地域水産加工品のブランド化の推進を図るためブランド検討、ブランド確立、ブランド普及推進を行う「みなとまち水産加工振興事業」に対し助成した。（水産物産地流通・加工機能強化事業）

オ 近年の水産加工業をめぐる厳しい情勢に対応して、近海水産資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進と水産加工業の体質強化を図るため、「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52年法律第93号）に基づき、水産加工資金（融資枠76億円）の融通を措置した。

カ 近海水産資源を原材料とする水産加工業者の事業強化、経営体質強化や経営の維持・安定等を図るため、水産加工経営改善促進資金（融資枠145億円）の融通を措置した。

キ 水産物の品質や安全に関する消費者ニーズに応えるため、水産業者が実施する産地市場等各流通段階における衛生管理向上のための活動を支援し、水産加工場における HACCP 方式導入の促進等を行う「水産物安全・安心推進強化事業」に対して助成した。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業（水産物調整保管事業）

近年における水産物の価格変動に対処し産地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、漁業生産者団体等が、主要水産物の調整保管事業（水揚げが集中して産地価格が低迷した際に漁業生産者団体等がこれを一定価格で買い取り、冷蔵庫等で調整保管し、価格が上昇した際に放出する事業）を実施した際、買取

代金金利、保管料等を助成するために必要な資金を鮫魚価安定基金に造成した。

(2) 水産物流通グローバル化対策事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。さらに、これらの情報収集・分析のための電子情報ネットワークを推進した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンターである。

5 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸 出

16年の水産物総輸出額は、1,482億4,154万円であり、前年に比べ、9.5%増加となった。

輸出額が増加した主な品目は、真珠、まぐろ・かじき等であり、逆に減少した品目は、貝柱調製品等である（表11）。

また、輸出先別にみると、香港（24%）が最も大きく、次いで米国（17%）、中国（14%）、韓国（14%）、タイ（5%）と続いている。

表11 16年水産物輸出実績

単位：数量はトン、〔 〕 干しのり千枚
金額は百万円、（ ）は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	[13,068]	148,242
	423,832	(1,372,587)
(1) 真 珠	49	27,529
（真珠及び真珠製品）		(254,118)
(2) まぐろ・かじき類	45,860	12,562
（生・冷・凍）		(115,922)
(3) すけそうだら	91,548	9,848
（生・冷・凍）		(91,545)
(4) さけ・ます類	61,360	9,052
（生・冷・凍）		(84,622)
(5) 貝柱調製品	1,425	6,490
		(60,443)

イ 輸 入

16年の水産物の総輸入額は、1兆6,371億3,484万円で、前年より4.3%増加した。

輸入額が増加した品目は、まぐろ・かじき類、さけ・ます類等で、逆に減少した品目は、えび、かに等である（表12）。

表12 16年水産物輸入実績

単位：数量はトン

金額は百万円、（ ）は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	3,485,492	1,637,135
		15,149,087
(1) え び	251,486	237,962
（活・生・冷・凍）		3,201,114
(2) まぐろ・かじき類	342,936	233,673
（生・冷・凍）		2,164,324
(3) さけ・ます類	239,545	103,598
（生・冷・凍）		958,491
(4) か に	109,970	80,702
（活・生・冷・凍）		748,234
(5) うなぎ・調整品	48,758	65,674
		607,307

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように輸入割当制度の対象種としている。昭和35年以降、漸次自由化され、現在の輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。

○煮干し。

○冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。

○食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表13 16年度補助金等

（単位：千円）

水産バイオマスの資源化技術開発事業	31,836
うち水産加工残滓高度リサイクル推進事業	7,959
水産物持続的利用推進対策事業	31,793
水産物流通グローバル化対策事業	43,378
水産物産地流通加工施設高度化対策事業	953,323
うち産地流通機能強化型施設整備事業	213,837
うち環境対策等高度化施設整備事業	739,486
高品質水産加工品技術開発事業	26,464
水産物産地流通・加工機能強化事業	135,054
輸出水産物衛生基準等調査事業	17,597
	150,221
水産物調整保管事業資金造成費	1,710,000
水産物サプライチェーン流通パイロット事業	102,707
水産加工経営改善促進資金	10,883
水産加工流通合理化技術の開発	9,000

先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発

17,878

水産物安全・安心推進強化事業

167,135

第7節 漁船損害等補償制度

1 概 況

漁船損害等補償制度は、漁船及び漁船積荷につき不慮の事故による損害をてん補するとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害をてん補すること等を目的とした制度であり、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険（普通保険、特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。そのうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険を行い、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については漁船保険中央会が再保険を行い、さらにその一部につき国が再々保険を行っている。

2 漁船保険等事業

(1) 漁 船 保 険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補するものであり、戦乱等によらない事故により生じた損害をてん補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害をてん補する特殊保険がある。普通保険には、これらの損害のみをてん補する普通損害保険と、これらの損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

ア 普通保険

(ア) 普通保険の加入状況

16年度において普通保険に加入した漁船は、21万2,580隻、105万7,639tである。このうち普通損害保険の加入隻数は20万7,491隻で、満期保険の加入は（継続分を含む）5,089隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では3,756隻減となっており、20t未満階層では3,647隻（1.7%）減少し、20t以上階層では109隻（5.4%）減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満が87.0%を占めてお

り以下5～9t7.5%、10～19t4.5%、20～49t0.1%、50～99t0.2%、100～999t0.6%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に15年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、63.8%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5t未満は62.9%、5～19tは87.2%、20～49tは80.6%、50～99tは75.2%、100～999tは85.0%となっており、無動力漁船は4.7%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満95.2%、5～9t93.1%、10～19t95.2%、20～49t98.4%、50～99t98.4%、100～999tは89.9%で動力漁船総数では93.7%、無動力漁船では96.0%を示しており、これらの引受保険金総額は1兆2,162億円であって、前年度に比べて419億円の減を示している。

(イ) 保険事故

16年度において保険金を支払った普通保険事故は64,025件、支払保険金額は188億6,886万円であり、前年比4.6%の減となった。

(ロ) 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

16年度において、漁具特約の引受件数は（特殊保険を含む）は566件で、保険金額は45億7,072万円であった。

なお、保険金を支払ったものは1件280万円であった。

イ 特殊保険

16年度の保険契約件数は131件で、保険金額は195億1,052万円であり、その内訳は北部漁場128件187億3,552万円、西部漁場0件、南部漁場3件7億7,500万円であった。

なお、保険金の支払いはなかった。

(2) 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

16年度の保険契約隻数は、基本損害20万9,365隻、乗

客損害 1 万8,023隻、人命損害 1 万1,461隻で、保険金額はそれぞれ16兆2,199億2,000万円、6 兆3,857億8,500万円、322億4,500万円であり、純保険料額はそれぞれ36億8,061万円、4 億6,039万円、4,732万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害2,203件24億7,668万円、乗客損害66件8,218万円、人命損害 6 件1,989万円であった。

(3) 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

16年度の保険契約隻数は 3 万233隻で、保険金額は450億7,350万円であり、純保険料額は5,557万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、31件5,782万円であった。

(4) 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

16年度の保険契約隻数は810隻で、保険金額は947億4,164万円であり、純保険料額は 1 億9,647万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、19件 1 億8,604万円であった。

(5) 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害をてん補するプレジャーボート責任保険の 2 種類がある。

16年度の保険契約隻数は、転載積荷保険86隻、プレジャーボート責任保険 1 万793隻で、保険金額はそれぞれ64億5,240万円、1 兆1,019億1,500万円であり、純保険料額はそれぞれ546万円、9,748万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険95件1,566万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

(6) 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

16年度の保険契約件数は84件で、その内訳は北部漁場84件、西部漁場0件、南部漁場 0 件であった。

なお、保険金の支払いはなかった。

3 財 政 措 置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。16年度においては、国庫負担額は68億5,106万円であった。

また、漁船保険組合及び漁船保険中央会に対し、事業実施に必要な経費について 6 億6,934万円の助成を行った。

第 8 節 漁業災害補償制度

1 概 況

漁業災害補償制度は、「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、16年度の加入状況は、加入件数 6 万656件、共済金額3,781億7,382万円、純共済掛金162億9,351万円であった。この加入実績は、前年度実績3,714億4,511万円に対し1.8%増（7億円増）となった。この内訳は、漁獲共済が前年度比0.2%増（0.4億円増）、養殖共済が前年度比6.6%増（5 億円増）、特定養殖共済が前年度比1.1%増（0.8億円増）、漁業施設共済（14年10月より、従来の漁具共済から移行）は前年度比6.7%増（0.5億円増）となっている。

なお、15年度契約分に係る支払状況は、16年 3 月末現在で支払件数2,549件、支払共済金67億7,728万円で

あった。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

16年度の契約件数は、1万5,302件と前年度の1万5,204件に比べ増加し、共済金額では、2,151億968万円と前年度2,147億2,548万円に比べ0.2%の増加となった。

なお、15年度契約分に係る支払状況は、16年3月末現在で支払件数584件、支払共済金43億6,344万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

16年度の契約件数は、5,946件と前年度の5,856件に比べ増加し、共済金額では、815億9,967万円と前年度765億1,730万円に比べ6.6%の増加となった。

なお、15年度契約分に係る支払状況は、16年3月末現在で支払件数880件、支払共済金22億5,724万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

16年度の契約件数は、7,242件と前年度の7,291件に比べ減少し、共済金額では、740億1,461万円と前年度732億1,991万円に比べ1.1%の増加となった。

なお、15年度契約分については、16年3月末現在で支払いはなかった。

(4) 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

16年度の加入件数は、3万2,166件と前年度の2万8,300件に比べ増加し、共済金額では、74億4,986万円と前年度69億8,243万円に比べ6.7%の増加となった。

なお、15年度契約分の支払状況（旧漁具共済含む）は、16年3月末現在で支払件数1,085件、支払共済金1億5,660万円であった。

3 財政措置

16年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は70億6,249万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について6億2,028万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：16年末で414隻であった。

船型：160tまで4階層に分かれるが、新40t未満階層が141隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オクタロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：15年は39万1千tで前年に比べ1万t減少した。魚種別にはすけとうだら13万8千t、ほっけ9万8千t、かれい類1万6千tとなっている。

2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中には、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の17年1月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。15年の漁獲量は約49万

7千tで前年に比べ3万2千t増加した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち34万3千tは、北海道のはたてがいである。

3 まき網漁業

総トン数40t(北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15t)以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の17年1月1日現在の許認可隻数は、213隻であった。

また5トン以上40トン未満(北部太平洋海域においては15トン未満)の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、17年1月現在で512隻となっている。15年におけるまき網漁業の漁獲量は約131万t(うち大中型まき網漁業約89万t)で、前年より約16万tの増となった。

4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船(小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。)については、大臣承認となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。16年度の承認隻数は、かご漁船18隻であった。15年のずわいがにの全国漁獲量は約5千tでは前年同となっている。

5 さんま漁業

さんま漁業を大きく2つに分けると10t以上の漁船で千葉県野島崎灯台正東の線以北の太平洋の海域において漁を営む許可漁業(指定漁業)と10t未満の小型船で漁を営む知事許可漁業がある。(このうち指定漁業については、平成14年3月31日までは承認漁業であったが、平成14年4月1日から「北太平洋さんま漁業」として指定漁業へ移行した。)

漁法として、指定漁業では棒受網のみであるが、知事許可漁業に関しては、流し網による漁も行っている。

本漁業の漁期は、さんまの回遊が索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形成される8月

から12月と限定されており、さんま漁船の多くがさけ・ます流し網漁業等との兼業船である。指定漁業における操業時期は、8月1日から12月31日までとなっている。

16年度のさんま漁業の大臣許可隻数は227隻で、前年度から1隻減少している。漁獲量については、14年の漁獲量は約17万t、15年の漁獲量は約26万tとなっている。

6 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと展開してきたが、魚価の低迷等によりいかつり専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。平成14年3月31日までは、総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いか釣り漁業」、139t以上の漁船によるものを通称「大型いか釣り漁業」と称し操業海域等を区分していた。

承認漁業だったいかつり漁業は、平成14年4月1日に指定漁業化され、平成14年8月1日の指定漁業の許可等の一斉更新時には、それまでの操業海域を変更することなく「中型いか釣り漁業」の総トン数の上限のみを139t未満から185t未満へ変更した。これにより、「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」の総トン数による区分が一部重複することとなったが、それぞれの操業海域が異なっていることで区分していくこととなった。

一方、30t未満の漁船については、農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

なお、するめいかを目的とする5トン以上30トン未満船については、平成10年から農林水産大臣の届出漁業となっている。

16年度の許可隻数は大型いかつり漁業が69隻、中型いかつり漁業が155隻である。また、5t以上30t未満船の大臣届出漁業は3,680隻である。

7 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称しており、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業である。三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出漁業とした。さらに、公海における操業

は、3年の第46回国連総会の決議により4年12月末をもって停止となった。我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の15年の漁獲量は約6千4百tであった。

8 遊漁・海面利用

近年の海洋性レクリエーションの多様化、広域化に伴い、海面の利用に関する遊漁を含む海洋レクリエーションと漁業との紛争を防止し、円滑に海面を利用する関係を確保するため、必要に応じ関係者の協議に基づく海面利用ルールの策定、ルール・マナーの普及啓発に関する講習会の実施等を行う海洋性レクリエーション活動円滑化対策事業を実施した。

遊漁船業については、平成15年4月1日から施行された遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第76号、以下「新法」という。）が施行されているが、新法の規定に基づいて各都道府県に登録した遊漁船業者数は、平成16年2月4日時点において1万5,586業者、登録された遊漁船の隻数は、1万8,229隻であった。

また、遊漁船業者等に対し、安全運行、遊漁船利用者の安全管理及び適正な漁場利用の啓発を行うとともに、遊漁船の利用者を含む遊漁者に対し、釣りのマナー等を指導する釣り指導員の育成や水産資源・漁場環境保護意識の啓発を行う遊漁船業等育成推進事業を実施した。

9 我が国200海里内における漁業取締り

(1) 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約2千隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて、我が国200海里内で操業を行うこととなった。水産庁ではこれら外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、違法設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・山陰周辺などの海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分を科すとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成16年における拿捕件数は29隻（韓国漁船14隻、中国漁船5隻、ロ

シア漁船2隻、台湾漁船7隻、カンボジア漁船1隻、前年35隻）であった。

また、平成16年における外国漁船による違法漁具の押収量は、刺網・延縄が約300km（前年約640km）、籠漁具が2万6,960個（前年1万7,675個）に達した。

(2) 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における、我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、承認漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分や船長等の乗組み禁止処分などの行政処分を実施しており、平成16年における検挙件数は21隻（沖合底びき網漁業6隻、中型まき網漁業1隻、小型機船底びき網漁業14隻、前年14隻）であった。

(3) 漁業取締体制の強化

水産庁では、我が国200海里内における漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船29隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りに当たっているところである。

しかし、外国漁船による違法操業が増加するとともに、違反を発見されると逃走したり追跡の妨害や体当たりをする悪質な漁船が増えており、これら違反漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流失により我が国の水産資源や漁場環境の悪化が懸念されている。

このため、違反漁船に対する取締捜査能力の向上を図るため、漁具・漁獲物の回収船や新型取締船への移行を計画的に実施し、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

16年度ロシア系のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第20回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において3,660tの漁獲限度量及びロシア200海里内において7,210tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。16年度の漁獲割当量は3,830tで、22隻が6月16日から7月31日まで操業し、漁獲実績

は3,270tであった。

イ 日本海海域

日本200海里内において520tの漁獲限量で4月1日から6月27日まで8隻が操業を行い、漁獲実績は517tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

85隻（10t未満）が、日本200海里内において3,140tの漁獲限量で、4月15日から7月7日まで操業を行い、漁獲実績は3,064tであった。また、19t型の26隻がロシア200海里内において3,380tの割当量を受け、6月16日から7月31日まで操業し漁獲実績は2,976tであった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の全面一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC科学委員会により、1992年に完成され、南極海ミンクジラ資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度（RMS）の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたものの、反捕鯨国による遅延策等のため、RMSの完成が遅れ、モラトリアムの見直しは依然として先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一環として南極海におけるクロミンクジラの生物学的情報収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を1987年から実施している。

また、1994年度から北西太平洋におけるミンクジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN）を開始した。更に2000年からはJARPNの調査結果を踏まえ、増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とし、捕獲対象鯨種を従来のミンクジラに資源量の多いニタリクジラ、マッコウクジラを新たに加えた

第2期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）の予備調査を開始し、2002年には対象種にイワシクジラを加えるとともに、沿岸域のミンクジラも捕獲対象に加えて、調査の拡充を行った。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンクジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリアム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種（ツチクジラ、ゴンドウクジラ等）のみを捕獲している。この沿岸小型捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリアム下であっても捕鯨が認められている）と同様の文化的・社会経済的な性格を有しており、これらの地域に対してミンクジラ及びニタリクジラの商業捕鯨捕獲枠を与えるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概 況

総トン数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許認可船の隻数は、平成16年8月1日現在総数1,014隻となっている。

また、52年以降の200海里設定によりすでに20数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、便宜置籍船等によるIUU（違法、無報告、無規制）漁業や台湾などのまき網漁船の勢力拡大による資源状況の悪化等、本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入製品との競合による魚価低迷により、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表14 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(16年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	616隻
近海かつお・まぐろ漁業	502隻
合 計	1,118隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(16年、概数、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	197千t	(203千t)
かつお一本釣り漁業	141千t	(166千t)

合 計 338千t (369千t)

4 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業の平成16年8月1日現在の許認可隻数は63隻となっている。

(1) 北方漁場

ロシア200海里水域においては、政府間交渉により、スケトウダラを主対象とした漁獲割当を確保し、操業を行っている。

また、天皇海山水域では、キンメダイ、クサカリツボダイを主対象とした操業を行っている。

(2) 南方漁場

南方漁場においては、ニュー・ジーランド水域、北西大西洋 (NAFO) 水域、南極 (CCAMLR) 水域等で操業を行っている。

ニュー・ジーランド水域での主対象魚種はホキ、ミナミダラである。

NAFO 水域での主対象魚種はカラスガレイ、アカウオである。

また、CCAMLR 水域ではナンキョクオキアミを対象として操業を行っている。

多くの外国200海里水域内については、直接入漁が困難になったことから、形式用船方式（我が国船籍）や現地法人化等による相手国船籍漁船による操業（我が国国内法の枠外）を行っている企業も少なくない。

5 海外いかつり漁業

海外いか釣り漁業（大型いか釣り漁業）は、昭和44年にそれまでの自由漁業から大臣承認漁業へ移行された。承認隻数は当初200隻を超えていたが、昭和57年から58年にかけてのいか流し網漁業への転換及び経営不振による廃業等により減少が続き、指定漁業となった平成14年8月の許可の一斉更新時で許認可隻数79隻、平成15年は80隻、平成16年においては75隻となっており、そのほとんどが専業船である。

主な操業水域は、南西大西洋水域（アルゼンチン水域及びフォークランド水域。）、ペルー水域、ニュージーランド水域及び北太平洋水域（日本、ロシア水域及び公海。）であり、これらの水域を組み合わせることにより操業を行っている。

生産状況は、最盛期には、10万tから20万t、金額で180億円から240億円の漁獲を行ったが、近年では、平成12年の18万tをピークに毎年減少を続け、平成14年は約9万tで約90億円、平成15年は約5万tで約60億円、平成16年は約6万tで約60億円となっている。

(1) 南西大西洋水域（アルゼンチンマツイカ）

ア アルゼンチン水域

当該水域は広い大陸棚を持ち、漁場価値の高い漁場であり、昭和60年から操業を行ってきたが、年々入漁料が高上げされ厳しい状況にあった。更に、アルゼンチン政府による漁業自国化政策によって外国籍漁船の200海里内操業は原則として禁止されたが、いか釣り漁業については例外的に大統領令により平成13年までチャーター方式による操業が認められてきた。また、平成14年からは、外国漁船の操業を排除した裸用船方式が採用され、日本漁船は現地企業との用船契約に基づき操業を行っている。（平成16年の操業隻数は12隻）

また当該水域は、平成14年以降、資源減少が著しく、平成16年における1隻当たりの漁獲量は平年に比べ半減している。

イ フォークランド水域

当該水域は、自治政府の定める操業条件に基づき、現地代理店を通じて、安定的に操業許可が取得でき、昭和61年から操業を行っているが、アルゼンチンマツイカの生息域の外縁に当たることから、漁獲が年によって激しく変動する。

特に、平成14年からは大不漁に見舞われ、漁期を半月残して禁漁措置が取られ、前年の4分1の漁獲量となり、平成15年は漁獲は低水準に推移し、平成16年には漁場滞在日当たり漁獲量が過去9年平均のわずか4%という大不漁になり、4ヶ月の操業期間中、1ヶ月半を残したまま、全面禁漁という厳しい状況となった。

(2) ペルー沖水域（アメリカオオアカイカ）

当該水域での操業は、平成3年から操業が開始されたが、エルニーニョ現象の影響により、平成10年以降は資源状態が悪化したため入漁を見合わせたが、平成12年から資源の回復に伴い操業を開始した。近年、資源水準は安定的に推移している。

また、近年、南西大西洋水域での操業が不安定であることから、その代替漁場として当該水域の重要性が増しており、安定的な入漁条件を確保するため、政府間協定締結交渉を開始し、平成16年1月、同年8月に入漁料等が大幅に引き下げられた。同年12月、漁業協力の実施と安定的な入漁の確保等を内容とする会議事録が作成された。

(3) ニュージーランド水域（ニュージーランドスルメイカ）

当該水域は、昭和40年代後半に漁場が開発され、最盛期には150隻を超えて操業されていたが、200海里設定以降、操業条件が厳しくなったこと及び資源の減少

により、年々入漁隻数が減少し、平成14年には入漁する船は無かった。

しかし、平成15年は1隻が出漁し、約1千トンを漁獲し、平成16年には3隻が出漁したが、前年の7割程度の漁獲であった。

(4) 北太平洋水域（アカイカ、スルメイカ）

近年の漁獲状況は概して思わしくなく、操業隻数も少ない状況にあるが、他の漁場の資源状況が不安定であること、漁獲物の商品価値が高いこと、他の漁場と比較して距離が近いことから、潜在的に重要な漁場となっている。

6 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組み（図1）を設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めるとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等

を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2～4年度に北洋さけ・ます漁業、3～5年度に北方底びき網漁業、4～6年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ縄漁業について本事業を行った。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日ロ漁業委員会第21回会議

2004年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第21回会議が、2004年11月29日から12月10日まで東京において開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第21回会議は、日本側からは衆知文水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはコレルスキーロシア連邦農業省漁業政策局長ほかが出席した。協議の中でロシア側は、日本漁船への割当の消化率が低いこと、ロシア極東水域における資源状態の悪化及び自国漁船による資源の優先利用を理由として日本漁船の漁獲枠削減等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

a 漁獲割当量は5万180トン（前年は5万5,383トン）。

b 日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

(イ) 有償操業

a 漁獲割当量は6,473トン（前年は6,473トン）。

b 日本側（民間団体）はロシア側に2.50億円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて600隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

(ア) 漁獲割当量は5万180トン（前年5万5,383トン）。

(イ) 許可隻数枠は110隻（前年110隻）。

ウ 寄港

補給及び乗務員の休養のため、前年と同様の条件で双方とも1港に限り寄港を認める。

エ 民間協力関係

両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

(2) 日ロ漁業合同委員会第21回会議

日ロ漁業合同委員会第21回会議が2005年3月16日から3月26日までの間、モスクワにおいて開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする遡河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

（協議の概要）

日ロ漁業合同委員会第21回会議は、日本側から衆知文水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはヌルトディノフロシア連邦農業省漁業政策局次長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、しろぎの資源状況が依然として低迷していること、また、さけ・ます資源の保存及び再生産にかかるコストが必要であることから、協力費の前年並の水準維持を強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

○ 2005年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を3,560tとする（前年3,660t）。

○ 日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して4.74億円を下限とし、5.33億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年4.88億円～5.48億円、支払い方法前年同）。

次にロシア200海里水域における日本漁船のさけ・ます操業に関して、ロシア側は有償その他相互に受け入れ可能な条件の下で、日本の関係団体に対して1万1千トンのさけ・ますの漁獲量を提供する用意がある旨を表明し、具体的な操業条件については、協議終了後に開催されるロシア政府と日本の民間団体との間の協議により決定されることとなった。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホーツク公海については、すけとうだら資源の問題にかかる日ロ間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスGREY操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④2005年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。また、次回会議については2006年の3月に日本で開催されることとなった。

(3) 日韓漁業協定

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけそうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国の方イガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年（平成11年）1月22日、協定は発効したもの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、平成17年の操業条件については、双方とも大幅な削減を行い、入

漁隻数は1,086隻、総漁獲割当量は6万7千tと日韓等量であり、対前年比では、入漁隻数12隻減、総漁獲割当量3千t減となった。

また、平成17年から魚種別・漁業種類別漁獲割当制度を導入し、日韓双方の排他的経済水域における資源管理に向けた取組を一層推進していくこととなった。

さらに、韓国はえ縄漁業については、漁場トラブルが多く発生していた山口県沖に期間操業禁止水域を設け、規制強化を行った。

また、日韓海洋生物資源専門家小委員会の設置要領に基づき、2004年9月に韓国釜山にて同小委員会の第1回定期会合が開催された。

平成17年の操業条件等は平成16年12月24日及び平成17年2月5日に東京において行われた第7回日韓漁業共同委員会で日韓両国政府に勧告または了承された。

現在、双方の排他的経済水域での操業は概ね円滑に行われており、国連海洋法条約の趣旨に沿って新たな漁業秩序が定着しつつあるが、暫定水域内については、有効な資源管理措置が確立されておらず大きな懸案事項となっている。

(4) 日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2005年漁期の相手国入漁のための操業条件は、2004年12月16日に東京で開催した共同委員会において、中国いか釣り漁船の入漁水域を大幅に縮小するとともに、両国の割当量を大幅に削減し、それぞれ1万2,711tとすること等を内容とする2005年漁期の操業条件が日中両国政府に勧告された。

なお、本共同委員会においては、2007年までに両国間の隻数を等しくすることも合意された。

現在、双方の排他的経済水域での操業は概ね円滑に行われており、国連海洋法条約の趣旨に沿って新たな漁業秩序が定着しつつあるが、今後は暫定措置水域等の資源管理を推進していく必要がある。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内において、我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議が行われ、その後、同委員会は毎年1回開催されてきたが、2000年8月、米国は、我が国が北西太平洋における調査捕鯨を拡大したこと（対象にニタリ鯨、マッコウ鯨を追加）に強い懸念を示して同年9月に予定されていた日米漁業協議委員会の開催の取りやめを通知したことから、これ以降、同委員会の開催が中断された。

しかしながら、近年の漁業問題の深刻化により、双方の合意で、2003年の第8回協議から再開され、第9回協議は2004年1月に東京で行われた。

(6) 日加漁業協議

トロール漁業については1999年以降、まぐろ延縄漁業については2000年以降、カナダ水域への入漁は認められていない。

2001年以降については、協議開催前にカナダ側よりトロール漁業及びまぐろ延縄漁業についての我が国の入漁を認めない旨の通知があり、協議は行われていない。

(7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきていた。96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ側は協定を不必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって失効した。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年7月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり4度にわたり決裂中断があったが（81年7月－10

月、82年11月－83年8月、93年8月－9月、97年6月－9月）、99年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5％であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については入漁協定が93年9月に発効し、現在に至っている。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが（82年10月－83年1月、99年1月－00年9月）、00年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5％であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が00年10月に発効し、現在に至っている。まき網漁船の入漁料は年間支払方式が採用されている。

(11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結され、これに基づく入漁が行われていた。しかしながら、豪州側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとり、97年度のみなみまぐろ保存委員会で資源評価をめぐり意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がみなみまぐろ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われていない。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、我が国まぐろ漁船がフランスの海外領土水域へ入漁してきたが、2001年2月をもって入漁は途絶えている。この原因は、入漁料の支払方法が一括前払い方式となっていること、さらに現在フランスの海外領土のうち唯一入漁の対象としているニューカレドニア水域には広大な操業禁止水域が設定されているため、我が国業界の関心が薄いことにある。

(13) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里的経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年

10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

(14) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があった（82年1月－4月、83年8月－84年2月）。現在の協定は97年8月10日に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5％であり、航海毎に支払う方式が採られている。但し、外地陸揚げを行なうまぐろ延縄は3ヶ月間の期間許可となっている。

(15) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろ延縄、かつお一本釣を対象とする入漁協定が発効し、その後先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定は太平洋島嶼国で唯一中断していない。入漁料は水揚げ金額の5％であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、93年9月に入漁協定が発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている（現行の協定は99年9月に発効）。まき網漁船の入漁料は年間支払方式が採用されている。

(16) 日・パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり3度にわたり決裂中断があった（82年10月－83年12月、86年7月、91年8月－92年1月）。現在の協定は92年2月に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料支払い方式は、年間支払方式もしくは航海毎支払い方式であり、前者の入漁料は水揚げ金額の4％、後者は入漁料の5％となっている。

(17) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが（88年6月－90年5月、91年6月－94年2月）、98年3月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が98年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている（現行の協定は01年3月に発効）。まき網漁船の入漁料は年間支払方式が採用されている。

(18) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。まき網漁船の入漁料は年間支払方式が採用されている。

(19) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている。

(20) 日・モロッコ漁業交渉

2005年1月にラバトにおいて漁業交渉が開催された。その結果、操業条件等は、①許可隻数枠15隻、②入漁料2千^{ドル}/隻/年、③ライセンス料6,700^{ドル}/隻/年、④科学オブザーバー乗船経費入漁3隻以上の場合1万^{ドル}、2隻以下の場合6千^{ドル}、同時最大3名まで、⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

(21) 日・ペルー非公式漁業協議

いか釣り漁業者のペルー入漁に関し、2003年からの数度に渡る政府間協議をもって、2004年7月大幅な操業条件の改善をみた。そのため、両国の漁業関係改善の機運が高まったことから、同年9月リマにおいて、漁業協議が開催され、定期的な漁業協議開催等を盛り込んだ議事録が作成された。同年12月リマにおいて、再び漁業協議が開催され、2005年上半期の操業条件等が協議された。2005年1～6月期の操業条件は、入漁料65^{ドル}/（漁船^{トナリ}数）・月、転載量15^{ドル}。

(22) 日・チリ非公式漁業協議

2004年6月にサンチャゴにおいて漁業協議が開催された。チリ側から提案されたチリ水域内のアメリカオアカイカ操業について、害魚（イカ）駆除のための日本漁船の入漁に関する具体的な条件について協議を行った。しかしながら、その後、チリ国内漁業者がイカを利用するようになり、同国水域内における外国漁船の操業は引き続き全面的に禁止となっている。

(23) 日・アルゼンチン漁業協議

近年のアルゼンチンマツイカの資源状況の悪化及びそれに伴うアルゼンチン側（以下、亜側）の外国船排除の意見もあり、その操業の難色及び漁期短縮の可能性も示していた亜側に対し、我が国漁船の安定的な操業の確保を強く要請するため、2005年1月ブエノスアイレスにおいて漁業協議を行った。これに対し、亜側は、操業期間に関し、我が国漁船を亜国漁船と同等に扱う旨回答した。また、我が国漁船の2005年の操業確保を前提とし、水産庁資源調査船によるイカ資源に関

する共同調査を同年に実施することに合意した。2006年以降の入漁条件についても、引き続き、協議を行う予定である。

(24) 日・マダガスカル民間漁業協議

2003年1月マダガスカル取り締まり当局による我が国漁船の拿捕により、我が国漁船の同国水域への入漁が途絶え、そのまま協定期限を迎え、同協定は失効した。しかし、民間団体から入漁再会に向けては、水産庁が仲立ちになってほしい旨強い要望があった。そこで、2004年9月アンタナナリボ（マダガスカル）において、水産庁を仲立ちとして、民間漁業協議が開催された。本協議により、協定案の検討を開始することが合意された。引き続き、交渉締結に向けて、協議を行っていく予定。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会（IWC）

第56回国際捕鯨委員会（IWC）年次総会が、2004年7月19日から7月22日までソレント（イタリア）において開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア 議長・副議長の選出

暫定議長にシュミッテン（米）、暫定副議長に森本（日）が選出された。日本が選出されたのはモトラリウム採択後初めて。空席の正規の副議長の選挙では、森本が1票差で残念ながら敗れ、南アが選出された。（25対26、棄権2票）

イ 鯨類捕獲調査

南極海、北西太平洋の鯨類捕獲調査結果のプレゼンテーションを行い、評価を得た。北西太平洋の調査については、新調査計画（沿岸ミンク鯨120頭（現行50頭）、イワシ鯨100頭（現行50頭）を説明した。南極海の調査については、明年の年次会合に次期調査計画を提出すること及び明年1～2月に日本で現行調査の結果レビューの会合を開催することを表明した。豪NZ米等による調査反対決議は初めて自発的に撤回された。

ウ 沿岸地域捕鯨

沿岸小型捕鯨枠については、日本の捕鯨の長い伝統と商業捕鯨モトラリウムによる沿岸地域の疲弊につき説明するとともに、RMS実証試験として要求し、24票の最大得票を得たが否決された。しかし沿岸地域の窮状の救済に積極的に努めることを確認する決議が日米のイニシアチブでコンセンサスで採択された。

エ サンクチュアリ

豪・NZ 提案の南太平洋サンクチュアリー及び、ブラジル・アルゼンチン提案の南大西洋サンクチュアリーは否決された。設立後10年の見直しに当たった南太平洋サンクチュアリーは、外部科学者より、科学的目的が不明確である等の指摘を受けた。我が国は南太平洋サンクチュアリーの撤廃と約3,000頭の捕獲枠を要求したが否決された。

オ 保護委員会

保護委員会については、日本を含む20カ国近くが欠席し開催された。内容については特段の進展はなく次年に持ち越された。

カ RMS

RMS について、デンマークの議長案を下に2005年までに現実的な解決に努めようとする国（中道欧州国、日、カリブ諸国等）と議長案に縛られず、また、期限を区切らずに検討しようとする豪・NZ・英などの反捕鯨国が対立したが、議論の幅を広げ、可能であれば次回会合で完成を目指す作業方針に合意した。

キ 先住民生存捕鯨

ホッキョク鯨については、複数系群である可能性が指摘され、2007年にレビューが行われる。

ク その他

2006年の開催地は、セントキッツ・ネービスに決定（27対25（仏）、棄権1）

（2）北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2004年については、第12回年次会議が日本の札幌において10月24日から10月29日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国（2003年加盟）の5カ国の他、オブザーバーとして PICES（北太平洋海洋科学機関）、が出席した。

主な討議内容としては、2004年において協調した取締活動の結果、条約加盟国漁船による違法操業はなかった旨の報告があり、各国の取締活動に関する情報交換の促進等のため、違反船情報等のデータベースシステムの試験的開発について、各国の合意をみた。また、取締に関する協力関係の更なる推進について、今後検討を継続することとなった。

科学的な議論としては、各国のさけ・ます資源に関する調査研究の結果及び計画について報告されたほか、BASIS（ベーリング海・アリューシャン列島さけ類国際調査）の2005年計画の策定、調整等について具体的な議論が展開された。

今回の第13回会議は、2005年の10月下旬に韓国（済州島）において開催されることが決定された。

（3）北西大西洋漁業機関（NAFO）

2004年9月にダートマス（カナダ）において、第26回年次会合が開催された。

魚種別保存管理措置については、NAFO 条約区域の区分にける30区（グランドバンク南西部）のアカウオのTACが2万トに設定され、各国配分枠（日本の漁獲枠150ト）が合意された。昨年の年次会合において採択されたカラスガレイの資源回復のための15年計画について、同計画の確実な実施についての関係国からの報告がなされ、その継続が確認された。また、共同取締監視計画やオブザーバー制度等、加盟国による保存管理措置遵守のための実施計画改正及び非加盟国の保存管理措置遵守を促進するための実施計画について議論されたが、結論が出ず、議論を継続することとなった。

（4）全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）

2004年6月10日から18日、リマ（ペルー）において、第72回年次会合が開催された。

まき網漁業の規制については、2004年8月1日から9月11日まで、あるいは同年11月20日から12月31日までのいずれかの期間を船籍国が選択し、その間東部太平洋全域を禁漁とすることが採択された。

延縄漁業の規制については、2005年及び2006年のメバチ漁獲量を、日本3万4,076t、韓国1万2,576t、台湾7,953t、中国2,639tに抑えることとなった。

また、IUU 漁業対策として、ネガティブリスト決議及び漁船視認情報の通報システムに関する決議が採択された。

（5）大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）

2004年11月にニューオーリンズ（米国）において、第14回大西洋まぐろ類保存国際委員会特別会合が開催された。

ア 魚種別の資源管理措置

（ア）メバチマグロについて、2005年から2008年の複数年のTACが設定され、漁獲能力制限として、中国、台湾、フィリピン（以上、はえ縄）及びパナマ（まき網）の24m以上の大型漁船隻数が制限され、その他の国は従来の措置（91年及び92年の平均隻数に制限）を維持することとなった。また、ギニア湾でのFADs（集魚装置）操業が11月から1

ヶ月間規制されていたが、小型魚の漁獲をさらに削減するため、この措置に替えてギニア湾でのまき網及び釣りの11月全面禁止が導入された。

- (イ) クロマグロについて、小型魚の多獲を削減するため、地中海の10kg以下の小型魚の漁獲及び陸揚げを禁止するサイズ制限勧告が採択された。
- (ウ) サメについて、完全利用（魚体とヒレ）を求めるサメ保存勧告が採択された。

イ 遵守問題

台湾の漁獲物（メバチマグロ）の漁船名付替え問題等の行為及び中国のメバチマグロ漁獲枠の超過に係る遵守問題について、我が国から問題提起を行った。

台湾については、ICCAT 措置の効果を減殺したとして、貿易規制に関する決議により特定され、次回の年次会合までに漁業管理に改善が見られない場合は、台湾を貿易制裁の対象とすることとなり、不正分を返済（2005年以降の漁獲枠から差し引く。）することとなった。

中国についても、枠超過分について台湾と同様に返済することとなった。

ウ 貿易規制措置

赤道ギニアからの大西洋メバチ及びクロマグロ、カンボジアからの大西洋メバチ、シエラレオネからの大西洋メバチ、クロマグロ、メカジキの輸入禁止解除が決定され、現在、輸入禁止措置がとられているのは、ボリビア及びグルジアのメバチのみとなった。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第23回年次会合が、2004年10月25日から11月5日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア オキアミ・メロ等の保存措置

オキアミについては、従来の漁獲枠（400万t）が維持された。さらに、締約国ではあるが委員会に加盟していないバヌアツのトロール漁船がオキアミ漁業を開始し、来漁期は6万tの漁獲を計画していることが注目された。

メロについては、今回2隻のはえ縄漁船が開発漁業の申請を行っているが、それぞれの漁船が操業を予定している水域の漁獲枠は前回水準で維持されるとともに、我が国が提案していたサウスジョージア諸島東方水域の操業期間の延長も認められた。

また、我が国メロ漁船が操業を希望しているサウ

スジョージア諸島周辺水域については、最終的には昨年の約2/3に相当する3,050tの漁獲枠が設定された。なお、これを不満とする英国と、資源の持続性を考えればこれでも過大であるとする米国、豪州、アルゼンチン等の意見が対立した。

イ IUU 対策

(ア) IUU の漁獲推定量

本年は、IUU 漁業によるメロの漁獲推定量が大幅に減少（昨年の10,070tから2,622t）していることが確認された。

(イ) VMS の事務局集中化

数年来の懸案であった VMS 情報の事務局への集中化については、その使用目的を洋上での取締りと CDS（漁獲証明制度）の確認に限った上で、条約水域内について義務化することで最終的な合意が得られた。

(ウ) CDS の電子化

CDS の早期電子化が決議された。

(エ) ブラックリスト

昨年は8隻の漁船がIUU 漁船リストに掲載された。さらに本年は、締約国船2隻及び非締約国船12隻（うち7隻については、別の名前等で昨年のリストにも掲載されていたもの）が掲載された。この結果、現時点で合計15隻の漁船がIUU 漁船リストに掲載されることとなった。

ウ 海洋保護区設定

南極条約環境議定書においては、海洋部分を含む南極特別保護地域（ASPA）の設定にあたっては、事前に CCAMLR の意見を聞くこととされている。また、CCAMLR 自身も、海洋生態系のモニタリングのために独自の保護区域を設定している。さらに、国連等における海山でのトロール漁業の禁止問題等もあり、海洋保護区（MPA）について、CCAMLR 科学委員会が将来ワークショップを開催することとなり、その準備を進めることとなった。

なお、本年は、リビングストン島周辺、及びディセプション島周辺の海洋域を含む二つの ASPs が承認されたが、遅れて提出されたイタリアの提案（エドモンソン島周辺）については、審議は来年に先送りされた。

エ 混獲問題

CCAMLR 条約水域内では海鳥の混獲はほとんどなくなっているが、周辺海域では、引き続き、条約水域内に産卵場を持つ海鳥の混獲が相当量あると推定されている。また、今次 CCAMLR 会合直後にはホバートでアホウドリ保護条約の第1回会合が予定

されている。このため、周辺関係漁業管理機関に対し、海鳥混獲回避の取組やデータ交換を含む CCAMLR との協力を進めることを求める書簡を发出することとなった。

さらに、オキアミ漁船によるミナミオットセイ混獲問題については、日本の業界が開発した混獲防止装置が評価された。

(7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

2004年10月に開催された CCSBT 第11回年次会合は、台湾が CCSBT 拡大委員会（台湾を他のメンバーと対等な立場で正式に議論に参加させる枠組）に正式参加して以来3回目の年次会合となった。

IUU 対策として、全長24m 以上の大型漁船に限定されていたポジティブリストの対象を、すべての漁船に拡大する改正決議が採択された。

また、前年に引き続き、2005年漁期の TAC 及び国別配分がコンセンサスにより合意された。

(8) 中部及び西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する条約 (WCPFC)

我が国周辺水域を含む中西部太平洋水域は、かつお・まぐろ漁業にとって重要漁場（我が国漁獲量約53万t弱）である一方、当該水域において、これまで適切な資源管理機関が存在していなかったことから、そのような機関を設立すべきとの考えの下、第1回 MHLC（ハイレベル多国間会合：1994年12月）より当該会議に参加してきた。

しかしながら、これまでの MHLC において、我が国等少数の遠洋漁業国の意向を反映しようとせず、不透明な中で交渉が進められた。このようなことから、第7回 MHLC（2000年6月）において、中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類資源の保存・管理のための条約（通称：WCPFC）が採択されたが、我が国は、関係国が排除される等条約作成交渉プロセスに問題があり、条約水域、取締制度、意思決定方式、紛争解決手段等条約自体にも問題があることから、韓国とともに反対した（中国、仏、トンガは棄権）。

その後も我が国の意向を反映させるよう働きかけを続けた結果、2004年6月に同条約が発効した後、同年12月に開催された第1回委員会において、我が国の懸念事項であった北委員会に関する手続き規則が、正式に採択されたため、我が国は批准に向けた手続きを開始した。

(9) ペーリング公海漁業問題

「中央ペーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ペーリング公海漁業条約）に基づく第9回年次会議が9月7日から10日までの

間、日本の釧路市において開催された。年次会議には加盟6カ国のうち日本、韓国、ロシア、米国、ポーランドが出席し、中国が欠席した。なお、年次会議の期間中、9月7日から8日の間、科学技術委員会が開催された。

（協議の概要）

科学技術委員会

2003/2004年は条約水域の資源量推定の基礎となる特定水域（ボゴスロフ水域）における調査が行われなかったことから、2005年の条約水域の生物学的漁獲可能量（ABC）は、2002/2003年の調査結果に基づき推定を行い、1,026～3,349トンとされた。

年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、我が国は、たとえ資源量が少なくても科学的に根拠があれば漁獲可能水準（AHL）を設定すべきであり、協定第7条第1項に従い科学技術委員会において推計したABCを基にAHLを設定するよう提案し、漁業国（韓国、ポーランド）が支持を表明した。一方、沿岸国である米国及びロシアは、協定第7条第2項に従い資源が非常に低い状況においては167万トンを超えなければAHLをゼロとするべきと主張したため、AHLの設定については、コンセンサスは得られなかった。

その結果、今年は昨年の資源量（33万トンレベル）を大きく超えるような資源の増加は見込めないことから、AHLは「ゼロ」とする以外になく、「ゼロ」とされた。しかし我が国は、現在の資源量であっても、科学的にAHLの設定は可能であり、資源量が非常に低い場合でもAHLの設定は可能である旨を強く主張した。米国は、ABCからAHLを設定するためには科学的検討を行う必要があるとし、近い将来AHLの設定を行うことを前提に来年シアトルでワークショップを開催することを提案、各国がこれを支持した。

次回年次会議については、2005年9月上旬、韓国において開催されることとなった。

(10) ストラドリング・ストック（SS）及び高度回遊性魚種（HMS）に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月、第6回会合でコンセンサスにより協

定が採択された。

本協定の目的は、国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存と合理的利用を確保することである。保存管理措置については、EEZ 内外での一貫性の確保、地域漁業機関への協力義務、地域漁業機関が定めた措置への当該機関非加盟国の遵守義務等が規定されており、取締りについては、転載の規制、旗国以外の検査官により乗船・検査制度の導入等が規定されている。本協定は、30ヶ国が批准したことから、2001年12月11日に発行した。

なお、我が国は1996年11月に署名を行ったが、種々の問題を有する WCPFC の採択など、その後の状況変化を踏まえ、本協定を締結していない。

(11) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

2005年1月に、セイシエルのマヘ島で開催される予定であった第9回年次会合は、スマトラ沖大地震及びインド洋大津波の影響で、同年5月に延期となった。

(12) 南東大西洋漁業機関 (SEAFO) 条約

1989年に東大西洋生物資源保存条約 (ICSEAF) が失効した後、アンゴラから南アフリカにかけての南西アフリカ沖合における底魚管理機関が存在しない状況にあったことから、1997年12月、ナミビア及び南アフリカにより SEAFO の設立が提案された。全8回の設立準備会合の結果、2001年4月に条約の採択・署名式会合が行われた。本条約は、1か国以上の沿岸国を含んだ3か国の批准の60日後に発効することとされており、2003年4月13日に発効した。2004年3月現在の批准国は、ナミビア、EC 及びノルウェーとなっている。2004年4月9日から13日、ナミビアにおいて第1回締約国会議が開かれた（我が国からは出席せず）。

我が国は、第1回設立準備会合から出席しており、当該条約は全体として受け入れ可能な内容となっているものの、漁獲実績及び将来の入漁の可能性などを考慮し条約への加盟について検討を要することから、第8回会合での署名は行わなかった（本条約に参加する場合には、署名手続きを経ずとも批准が可能）。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したも

ので、15年末については、表15のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条1の規定に基づく16年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表16のとおりである。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第25条の規定に基づく漁船の依頼検査の16年度実績は、総合検査8件、船体検査8件、機関関係検査12件の合計28件、検査手数料収入総額は482万円であった。

3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、経済産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。16年度における貸渡しは5カ国26隻、輸出については14カ国25隻であった。

4 漁船安全等技術開発事業

漁業生産は昭和50年代以降大幅な減少傾向に転じ、漁業経営の悪化、漁業就業者の減少・高齢化が漁業地域の活力低下を招いている状況にある。このため、沿岸及び沖合漁業では一人乗り操業や高齢者による操業が多くなり、転覆・衝突事故の他、漁ろう中の不注意・作業ミス等から海中転落事故が多発している。これら漁船による死亡事故は、漁業の活性化を阻害するだけでなく、漁業が危険であるというイメージを定着させ、他産業からの新規参入を妨げており、この克服が漁業の健全な発展のための課題となっている。

したがって、漁船の安全を確保するための資料収集、解析及びシステムの構築等により適切な漁船対策を行い、後継者や新規参入者を安定的に確保して漁業の活性化に資する。

(1) 漁船安全対策等事業

IMO（国際海事機関）等の国際取決め及び国内規制・基準が我が国の漁業環境実態に比して過重なものとならないよう、気象・海象・船型等のデータの収集・解析等を行うとともに、漁船に関する乾舷及びリサイクルについての調査検討を行った。また、国際協定に基づき提出することとされている漁船に関するデータを、効率的に収集・整備できる管理システムの開発を行った。

(2) 小型漁船救急支援システム開発

人命の安全を確保するため、操業中の事故や海中転

表15 平成15年漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総計		動力漁船		無動力漁船	
			隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
			NO.	G. T.	NO.	G. T.	NO.	G. T.
総計	S		4,356	538,118.99	4,356	538,118.99	0	0.00
	W		19,079	30,489.35	16,106	28,302.98	2,973	2,186.37
	F		313,933	791,163.91	308,559	784,847.65	5,374	6,316.26
	T		337,368	1,359,772.25	329,021	1,351,269.62	8,347	8,502.63
淡水漁業	S		26	51.13	26	51.13	0	0.00
	W		3,518	1,795.18	1,770	964.56	1,748	830.62
	F		8,414	8,709.80	7,215	8,133.63	1,199	576.17
	T		11,958	10,556.11	9,011	9,149.32	2,947	1,406.79
合計(海水漁業)	S		4,330	538,067.86	4,330	538,067.86	0	0.00
	W		15,561	28,694.17	14,336	27,338.42	1,225	1,355.75
	F		305,519	782,454.11	301,344	776,714.02	4,175	5,740.09
	T		325,410	1,349,216.14	320,010	1,342,120.30	5,400	7,095.84
内水面	S		6	11.40	6	11.40	0	0.00
	W		205	63.32	53	24.82	152	38.50
	F		610	499.88	509	476.58	101	23.30
	T		821	574.60	568	512.80	253	61.80
採介藻	S		237	3,627.54	237	3,627.54	0	0.00
	W		4,020	3,301.63	3,380	2,979.37	640	322.26
	F		88,473	123,652.86	85,378	121,539.87	3,095	2,112.99
	T		92,730	130,582.03	88,995	128,146.78	3,735	2,435.25
定置	S		387	4,991.54	387	4,991.54	0	0.00
	W		398	1,315.34	275	872.69	123	442.65
	F		10,700	45,225.96	10,150	42,228.48	550	2,997.48
	T		11,485	51,532.84	10,812	48,092.71	673	3,440.13
一本つり	S		383	33,490.71	383	33,490.71	0	0.00
	W		5,812	10,073.85	5,778	10,042.70	34	31.15
	F		98,549	218,956.91	98,459	218,884.78	90	72.13
	T		104,744	262,521.47	104,620	262,418.19	124	103.28
はえなわ	S		126	6,316.57	126	6,316.57	0	0.00
	W		339	1,082.46	336	1,077.48	3	4.98
	F		8,026	29,469.87	8,018	29,458.00	8	11.87
	T		8,491	36,868.90	8,480	36,852.05	11	16.85
刺網	S		508	21,603.57	508	21,603.57	0	0.00
	W		1,538	2,037.73	1,516	2,009.10	22	28.63
	F		48,669	106,112.54	48,592	106,026.25	77	86.29
	T		50,715	129,753.84	50,616	129,638.92	99	114.92
まき網(網船)	S		147	23,026.95	147	23,026.95	0	0.00
	W		77	443.91	62	370.50	15	73.41
	F		1,128	10,761.78	1,116	10,687.10	12	74.68
	T		1,352	34,232.64	1,325	34,084.55	27	148.09
まき網附属船	S		511	51,485.50	511	51,485.50	0	0.00
	W		45	335.90	38	333.10	7	2.80
	F		1,745	18,811.47	1,742	18,809.49	3	1.98
	T		2,301	70,632.87	2,291	70,628.09	10	4.78
敷網	S		59	3,838.42	59	3,838.42	0	0.00
	W		93	291.80	87	277.14	6	14.66
	F		1,718	11,825.43	1,717	11,823.64	1	1.79
	T		1,870	15,955.65	1,863	15,939.20	7	16.45
底びき網	S		466	27,542.42	466	27,542.42	0	0.00
	W		1,272	5,588.13	1,272	5,588.13	0	0.00
	F		14,055	72,250.86	14,055	72,250.86	0	0.00
	T		15,793	105,381.41	15,793	105,381.41	0	0.00
以西底びき網	S		39	4,733.53	39	4,733.53	0	0.00
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	F		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	T		39	4,733.53	39	4,733.53	0	0.00
遠洋底びき網	S		16	14,685.20	16	14,685.20	0	0.00
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	F		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	T		16	14,685.20	16	14,685.20	0	0.00
ひき網	S		283	2,876.72	283	2,876.72	0	0.00
	W		484	1,516.80	380	1,312.35	104	204.45
	F		7,002	38,892.76	6,913	38,798.98	89	93.78
	T		7,769	43,286.28	7,576	42,988.05	193	298.23
かつお・まぐろ	S		636	219,575.73	636	219,575.73	0	0.00
	W		5	122.06	5	122.06	0	0.00
	F		715	24,208.64	715	24,208.64	0	0.00
	T		1,356	243,906.43	1,356	243,906.43	0	0.00
捕鯨	S		8	250.65	8	250.65	0	0.00
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	F		4	36.39	4	36.39	0	0.00
	T		12	287.04	12	287.04	0	0.00
官公庁船	S		290	84,405.97	290	84,405.97	0	0.00
	W		14	78.55	14	78.55	0	0.00
	F		893	3,794.60	892	3,793.44	1	1.16
	T		1,197	88,279.12	1,196	88,277.96	1	1.16
運搬船	S		123	23,201.47	123	23,201.47	0	0.00
	W		57	401.84	48	398.49	9	3.35
	F		1,846	14,778.51	1,836	14,692.03	10	86.48
	T		2,026	38,381.82	2,007	38,291.99	19	89.83
冷凍運搬船及び母船	S		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	W		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	F		0	0.00	0	0.00	0	0.00
	T		0	0.00	0	0.00	0	0.00
雑漁業	S		105	12,403.97	105	12,403.97	0	0.00
	W		1,202	2,040.85	1,092	1,851.94	110	188.91
	F		21,386	63,175.65	21,248	62,999.49	138	176.16
	T		22,693	77,620.47	22,445	77,255.40	248	365.07

第12章 水 産 庁

表16 平成16年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

区分 漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
か つ お ・ ま ぐ ろ	3	997					1	119			2	878				
底 び き 網	2	255			1	95	1	160								
ま き 網	3	919							1	270	2	649				
官 公 庁 船	10	1,832	1	47	4	231	3	409			1	499	1	646		
計	18	4,003	1	47	5	326	5	688	1	270	5	2,026	1	646	0	0

2. FRP船

区分 漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
か つ お ・ ま ぐ ろ	3	57	3	57												
底 び き 網	4	132	3	57	1	75										
敷 網	2	38	2	38												
計	9	227	8	152	1	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1:漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。

注2:木船の建造は無し。

落等の緊急時に、漁船及び転落者から緊急事態を自動的に知らせる無線システムの開発を行った。

第13節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、26年以来漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定により行っている。その内容は表17のとおりである。

表17 指定漁港数

漁港種類	16年度 指 定	16年度 取消し	15年度 ま で	16年度 末現在
第1種漁港	—	3	2,217	2,214
第2種漁港	—	—	495	495
第3種漁港	—	—	114	114
第4種漁港	—	—	101	101
計	0	3	2,927	2,924

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港(八戸ほか12港)が含まれている。

2 漁 港 の 管 理

16年度において、漁港漁場整備法第25条第3項の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は45漁港であり、16年度末の漁港数は表18のとおりである。

表18 漁港管理者別漁港数

漁港種類	15年度 末まで	16年度末		
		総 数	都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	2,217	2,214	366	1,848
第2種漁港	495	495	308	187
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	101	101	101	—
計	2,927	2,924	883	2,041

3 漁港・漁場・漁村の整備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法に基づき、水産業の抜本的な構造改革を推進し、漁場・漁港・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施するため、施策の目的や成果に重点をおいて策定している。平成14年度から平成18年度の5年間に次の基本課題について重点的かつ総合的に取り組む。

ア 水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備

イ 水産動植物の生育環境となる漁場等の積極的な保全・創造

ウ 水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興

以上の取組を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね10年後を目途に、

(ア) 50年代初頭(200海里導入時)の漁場環境や沿岸漁業の生産の水準を念頭に、漁港漁場整備事業を通じて、沿岸域の漁場環境の回復と漁業生産量の増産を図るとともに、生産流通の機能の高度化を図る。

(イ) 漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を小都市並(概ね6割)にすることを目指し、漁港・漁場の水域環境と漁村の生活環境・労働環境の改善を図る。

計画期間における事業量は、整備する対象を重点化し、次のとおりとする。

a 水産動植物の増殖及び養殖を推進すべき拠点のうち概ね750地区、また、生産流通の効率化及び品質・衛生管理の強化を図るべき拠点のうち概ね350地区を整備。

b 概ね5千haの藻場・干潟の造成に相当する水産動植物の生育環境を新たに保全・創造。

c 漁村の活性化のための整備を概ね430地区において実施。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

この事業は、漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、171億3,923万円をもって33地区について事業が実施された。

(3) 地域水産物供給基盤整備事業

この事業は、水産資源の増大と持続的利用に資する共同漁業権の区域内等地先の漁場と、当該漁場に密接に関連する第1種漁港等で沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費978億9,100万円(国費596億6,900万円)をもって500地区について事業が実施された。

(4) 広域漁港整備事業

この事業は、第3種漁港、第4種漁港等の整備及びそれらの漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業

権の区域内等地先の漁場施設について一体的に整備する事業であって、1漁港あたりの計画事業費が3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費874億7,800万円(国費531億9,100万円)をもって288地区について事業が実施された。

(5) 広域漁場整備事業

この事業は、共同漁業権の区域外において、利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場や共同漁業権の設定されている区域外と機能上密接に関連する漁場を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費233億7,400万円(国費118億2,300万円)をもって94地区について事業が実施された。

(6) 漁港漁場機能高度化事業

この事業は、漁港・漁場施設を総合的に維持、補修若しくは改良することにより、漁港・漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生息環境の保全、品質・衛生管理強化、高齢者等への配慮、新技術を応用した施設の導入等による既存の漁港・漁場施設の機能の高度化、多機能利用を図る事業であって、計画事業費が一事業につき3億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費147億5,700万円(国費75億6,600万円)をもって通常分として、69地区、統合補助事業分として32府県について事業が実施された。

(7) 漁場環境保全創造事業

この事業は、公害等の原因により効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、漁場のたい積物除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、覆土、水路の掘削、藻場・干潟の造成等を行う事業で、計画事業費が一事業につき5千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費62億4,200万円(国費31億2,100万円)をもって56地区について事業が実施された。

(8) 漁港水域環境保全対策事業

この事業は、漁港区域内の水質の保全等水域の環境保全のため汚泥その他公害の原因となるたい積物等の除去、水質浄化施設の整備等を行う事業で、計画事業費が一事業につき3千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。16年度においては、事業費5億9,000万円(国費2億9,500万円)をもって5地区について事業が実施された。

(9) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図

り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、16年度においては、事業費21億2,000万円(国費10億7,100万円)をもって16地区について事業が実施された。

(10) 作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。16年度の経費は2,000万円であった。

(11) 漁港環境整備事業

漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する事業である。16年度においては、事業費47億1,600万円(国費23億5,800万円)をもって通常分として38地区、統合補助事業分として13道県について事業が実施された。

(12) 漁業集落環境整備事業

漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する事業である。16年度においては、事業費251億5,600万円(国費125億9,300万円)をもって150地区について事業が実施された。

(13) 漁村づくり総合整備事業

離島・辺地等の条件不利地域に立地する漁村地域において、活力ある漁村を形成するため、漁港施設の整備と漁業集落環境整備施設の整備及び漁港環境施設の整備を当該漁村の実情に合わせ、また、地域住民等の意見等を踏まえて一体的、総合的に実施し、もって、漁業及び漁村の健全な発展に資するものである。

16年度においては、事業費37億2,900万円(国費20億6,400万円)をもって12県について事業が実施された。

(14) 漁港利用調整事業

漁船と遊漁船等との漁港利用上のトラブルを防止するため、遊漁船等を分離収容する施設を整備することにより、漁業と海洋性レクリエーションの共存を図るとともに、漁港利用の秩序を保持し漁業生産活動の円滑化に資するものであり、16年度においては、事業費15億8,100万円(国費7億9,700万円)をもって11地区について事業が実施された。

(15) 水産基盤整備調査事業

水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に関し、開発手法等の確立がされていない技術的課題のうち全国的なものについて調査・解明し、新技術の開発を計るほか、漁港機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁

港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的・効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

91調査 事業費 4億9,116万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

16カ所 事業費 2億1,400万円（国費1億700万円）

(16) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（5,000万円以上のものに限る。）、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業（過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む。附帯事業を除く。）に係る補助金等について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により16年度において当該適用団体に補助率差額83億6,077万円を交付した。

(17) 漁港高度利用促進対策事業

漁港高度利用促進対策事業は、高度な漁港の利用等による漁業の振興に資するため、就労・衛生環境の改善、漁業活動とのトラブル防止、地域資源や高度情報の利活用等を推進する施設等の整備を行う事業であり、16年度においては、国費15億4,099万円をもって22都道府県において事業が実施された。

(18) 新漁村コミュニティ基盤整備事業

新漁村コミュニティ基盤整備事業は、都市と漁村が共生・対流する活力ある社会を実現するため、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりを推進するために、市町村のイニシアティブの下、地域全体の振興計画に基づき、新漁村コミュニティ基盤整備事業を核として、地域の戦略的な取組の支援等のソフト施策と水産基盤整備事業等のハード整備を一体的に展開し、住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進する事業であり、16年度においては、国費20億4,177万円をもって19道県において事業が実施された。

(19) 漁港漁村活性化支援事業

地域住民等の理解と参画を得て、都市と漁村の共生・対流を図るため、交流拠点施設の整備等と連携し、漁村における受入体制の構築、美しい日本の漁村づくり及び漁業と海洋性レクリエーションの共存しうる海面利用関係の構築を図るための取組について、都道府県及び市町村等に対し助成した。

(20) 都市漁村交流促進事業

都市漁村交流の促進を図るため、交流促進方策の検

討、交流情報の調査及び普及啓発活動等を行った。

第14節 水産経営構造改善事業

1 漁業経営構造改善事業

(1) 事業の趣旨

水産基本法の基本理念を踏まえ、効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給を図るため、①我が国周辺水域における資源管理の強化、②漁業経営の改善と担い手の育成、③流通・加工・消費対策、④漁業地域の振興の4つの課題に即して沿岸漁業を中心とした漁業において持続的な生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備を推進する。

(2) 事業の構成

本事業は次の4つの事業からなっている。

ア 持続的漁業生産環境整備事業

漁業資源の維持・増大、漁場環境の保全及び漁業の近代化を推進するための施設整備

イ 漁業経営・担い手対策事業

意欲と能力のある経営体の育成や合併による漁協の経営基盤強化、女性や高齢従事者の活躍する場の創設を推進するための施設整備

ウ 水産物流通高度化事業

産地機能の強化と品質の高い水産物の供給を推進するための施設整備

エ 漁業地域活性化事業

地域資源の活用による都市住民等にも開かれた地域社会づくりを推進するための施設整備

(3) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沿岸の海域環境及び漁業形態等においてまとまりのある全国80地域を対象として、都道府県が11年度に構造改善計画を樹立し、12年度から5年間実施する。

(4) 事業の実施

構造改善計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める漁業経営構造改善事業実施計画により実施する。

(5) 事業実施主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施する。

(6) 16年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)

漁業経営構造改善事業 153 3,266,583

2 沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業

(1) 事業の趣旨

沖縄県水産業の特殊事情にかんがみ、本土との格差是正に配慮しつつ、漁業生産の条件である漁業・増養殖場等の生産基盤施設、水産業近代化施設の設備、漁村における環境条件の改善に必要な施設の整備、漁業者の組織的な活動の促進等沖縄県水産業の構造改善に必要な事業を総合的、かつ、有機的に実施しようとするものである。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沖縄県下一円を対象として、沖縄県が10年度に新沖縄水産業構造改善計画を樹立し、11年度から7年間実施する。

(3) 事業の実施

沖縄県水産業拠点強化構造改善計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める沖縄県水産業拠点強化構造改善計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

沖縄県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、公社、漁業を営む者の組織する団体が実施する。

(5) 16年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
沖縄県水産業拠点強化 構造改善特別対策事業	3	253,586

3 高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業

(1) 事業の趣旨

近年、食品の衛生管理に関しては、O-157による食中毒事件やBSE問題により、食品の安全性に対する消費者の強い不信任から、より高度な衛生管理による安全な食品の供給が求められている。特に、水産物は生食に供されることが多いという特性を有しているにもかかわらず、漁船上、浜への陸揚、荷さばき、搬出等の各段階において食品衛生管理の徹底が不十分な状況にある。

このため、消費者の食品に対する安全性への関心の高まりに対応する観点から、漁業者自らが意識を持って衛生管理に取り組む地区をモデル地区として、公共事業と一体的な計画の下、衛生管理に対する漁業生産、水産物供給体制を構築するため、漁業生産活動を支援する高度衛生管理型の施設を整備し、品質・衛生面に

おいて差別化された水産物を普及することにより、高度衛生管理型の漁業生産関連施設整備の全国展開に資する。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、漁業者自らが意識を持って衛生管理に取り組む地区をモデル地区として、公共事業と一体的な地域水産総合衛生管理対策基本計画を樹立し、15年度から3年間実施する。

(3) 事業の実施

地域水産総合衛生管理対策基本計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業実施計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施する。

(5) 16年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
高度衛生管理型水産物 供給施設モデル整備事業	8	1,036,783

第15節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

我が国漁業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面していることから、漁業の基盤である水産資源の増大、維持・回復が重要な課題となっており、資源の回復等に向けた取組の一環として、良好な漁場環境を確保し、資源の持続的な利用を図るための研究・開発が強く求められている。

ア 漁場環境の改善を図るための技術開発

漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための技術開発として海洋深層水の汲上げ・拡散による漁場造成技術、新素材等を利用した藻場や海中林の造成技術、微生物の浄化作用等を利用した底質・水質等環境改善技術のための技術開発を実施した。

イ 遺伝子組換え魚介類に係る評価技術の開発

遺伝子組換え魚介類を効率的に識別する技術や遺伝子組換え魚介類が自然環境に与える影響を明らかにするための技術開発を実施した。

ウ 廃 FRP 漁船高度利用技術開発事業

FRP(ガラス繊維強化プラスチック)は、高強度、

高耐久性かつ軽量であることから、我が国では現在30万隻を越える小型漁船に使用されており、今後耐用年数が過ぎたFRP漁船が大量に発生することが危惧されている。このため、本事業では効果的な廃FRP漁船の処理技術を確認するため、廃FRP漁船を魚礁材、水質浄化材等として優れた特性を有するリサイクル高機能資材に変換する技術開発の実用化試験及び魚礁等への再利用効果試験を実施した。

(2) 水産業振興型技術開発事業

我が国水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面している。このような中、競争力のある水産経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営への転換を図る必要があり、これを支援するための水産技術の革新が強く求められている。このため、従来からの取組の整理・統合により、水産業の競争力強化に資する研究・開発を実施した。

ア 青色発光ダイオード集魚灯によるイカつり漁業革命事業

青色発光ダイオード(LED)を利用した低電力高効率のイカ釣り漁業の集魚灯を開発し、漁獲効率や燃料消費量等のランニングコスト、初期設備投資等の低減効果を明らかにするため、最も効率的な搭載方法や、操作手法、操業形態等について検証するための実証化実験を実施した。

イ 漁船漁業地球温暖化対策導入事業

京都議定書により我が国に課せられた二酸化炭素排出量削減目標を達成するためには、石油エネルギーに依存している漁船漁業についても実効性のある排出削減措置が必要であるが、二酸化炭素排出量を削減しつつ、漁船漁業が産業として継続していくためには、従来の化石燃料由来のエネルギー多消費を前提とした漁労技術を改める等、従来とは異なった漁船漁業体系を早急に構築する必要性に迫られている。

このため、既に他産業で導入が進められている二酸化炭素排出量の削減等に有望な技術成果の漁船漁業への導入に関する調査研究を実施した。

ウ 「ブランド・ニッポン」漁獲物生産システム開発事業

食の安全安心対策の構築の一環として、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」漁獲物を提供するため、安全・高品質等消費者ニーズの多様化に対応し、食品情報の新たな明示システムと消費を考慮した生産技術からなる我が国独自の高付加価値化、ブランド化された漁獲物の生産・供給体系技術の確立を目

的として、以下のような技術開発を実施した。

- ① まぐろの船上加工・ブランド化システムの開発
- ② 高品質漁獲物情報提供システムの開発
- ③ 魚類の品質連続測定システム技術の開発
- ④ 活魚・鮮魚用トレーサビリティシステム技術の開発

エ 先端技術を活用した有明ノリ養殖業強化対策研究事業

養殖ノリの作柄は、環境への依存が大きく成長や病気の発生には水温や栄養塩濃度が影響し、葉体の褪色には各種栄養塩が影響することが知られている。こうした養殖ノリにあって、平成12年に発生した有明海における養殖ノリの大不作は、有明海関係漁業者に大きな被害を与えるとともに、全国ノリ生産量の約4割を占める有明海的不作は消費者に大きな不安を与えたことから、高品質なノリを安定的に生産するため、ノリの色落ち等に関与する遺伝子の解析を行い、その情報を利用した遺伝育種技術の開発を行った。

オ わかめ養殖業構造調整支援技術等緊急開発調査事業

我が国ワカメ養殖業は、小規模・零細経営が多く、生産プロセスのほとんどを手作業によるなど、非効率的な生産体制となっていることから、生産体制を自動化することにより、競争力の強化等産業の構造調整を図る必要がある。このため、現在、手作業で行われているワカメの刈り取り及び塩蔵ボイルワカメの製造を自動化する機器の開発を実施した。

カ 水産バイオマスの資源化技術開発事業

我が国の漁業生産量は、昭和50年代以降減少傾向にあるものの、我が国周辺水域では、漁獲対象魚種以外に相当量の未利用生物資源が存在しているとの報告がある。漁業活動の対象となっていなかったこれらの生物資源の持つ有用成分や機能を活用した食品素材等への幅広い利用に資するための基礎技術開発は、我が国の水産業の多角的な発展を図る上で重要である。このため本事業では、バイオマス資源の有効活用を図るため、アブラソコムツ等の未利用資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用して食品等への転換を図る技術開発を実施するとともに、水産資源の有効利用と循環型社会の構築を推進するために、水産加工残滓を高鮮度で回収するシステムの開発及び魚類の加工残滓をより高度に飼料等にリサイクルする技術の開発を実施した。

(3) 水産業構造改革加速化技術開発事業

水産業の構造改革の一環として、地域独自あるいは異業種独自の創意と工夫のある技術開発を促進するため、民間企業等に対し提案公募を行う新たな方式の技術開発補助事業を実施するために必要な技術開発課題の募集・選定、各課題の実施の進行管理等の業務を委託して実施した。

また、民間企業等から課題提案を行う新たな方式を取り入れ、地域独自あるいは異業種独自の創意と工夫のある技術開発を実施することにより、技術革新による水産業の構造改革を図ることを目的として、以下のような技術開発課題を採択し実施した。

- ① 北欧漁船等の要素技術を導入した次世代型沖合底びき網漁船の開発
- ② 東海・黄海の大中型まき網漁業における中層トロール技術等を導入した新たな操業システムの開発
- ③ 次世代型遠洋まぐろはえ縄漁船の開発
- ④ 経営改革型近海カツオマグロ漁船の開発
- ⑤ 海外まき網漁業において、省人化・省力化及び漁獲物の高付加価値化を目指した新技術・漁労システムを導入した漁船の開発
- ⑥ 揚網作業等の省力、省人化技術を導入した経営改革型まき網漁船の開発
- ⑦ 未利用資源を利用する新漁業システムモデルと新型漁船（工船）の開発
- ⑧ 無動力式活魚生簀船の実用化開発
- ⑨ さんま棒受網集魚灯光源の技術開発
- ⑩ 冷凍魚の処理機及び魚卵採取機の開発
- ⑪ 水産加工排水バイオガスを用いたコージェネレーションシステムの開発
- ⑫ 大型クラゲの混獲防除機能を持つ底びき網（駆け回し、2そうびき）漁具の技術開発
- ⑬ 水産物流通の出会いを支援するエージェントのシステム化に関する技術開発とその事例評価のための産業関連分析
- ⑭ 定置網漁業における大型クラゲ対策網の開発
- ⑮ イカゴロ・ホタテウロ等の水産加工残滓有効利用技術の実用化開発

（4）水産業持続的生産・流通技術開発事業

まき網漁業は、我が国の代表的漁業であるが、近年、資源の減少、魚価の低迷、漁業労働力の不足等により、漁業経営が極めて厳しい状況にある中、資源管理とTAC制度の本格的な運用という新しい海洋秩序に対応した持続的な漁業管理体制の確立が急務となっていることから、現在のまき網漁具について、資源管理及び魚類の再生産に配慮した漁獲技術の確立を図ること

を目的として、以下のような技術開発を実施した。

- ① 資源保護型低コストまき網漁具の開発
- ② 未利用個体の有効活用技術の開発

（5）衛星広域利用精度向上技術開発事業

人工衛星のリモートセンシング技術を利用して、雲や降雨でも海面の水温や高度を観測できるマイクロ波データ利用の手法を開発するとともに、漁船からの漁獲情報や水温情報等と衛星画像との解析を行い、マイクロ波データを活用した精度の高い漁場形成の予測に関する技術開発を行った。

2 水産業振興事業調査

有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業

平成14年に有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、今後、有明海及び八代海において環境に調和した漁業の実施により漁業生産を回復し、有明海及び八代海の再生を図るための措置を講ずることは、国の重要かつ緊急な施策となっている。

このため、有明海及び八代海を対象として、総合的な調査研究体制を構築するための有明海等環境情報・研究ネットワーク構想を策定するとともに、情報の共有化を図るためのデータベースの整備、情報提供ソフトウェアの設計・開発、漁業実態等の補完調査を実施した。

3 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類（かつお・まぐろ類）、溯河性魚類（さけ・ます類）等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査、科学オブザーバーの育成、二国間協定等科学者交流及びサメ・海鳥を始めとする海洋生物の各種保存管理プログラムの作成を独立行政法人水産総合研究センター等に委託して実施した。

4 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁海況予報を作成し公表した。また、(財)漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、分析、提供を行う事業に対して助成するとともに、都道府県が地先沿岸における漁況海況情報

の収集・分析・提供を行う事業に対し助成した。

5 独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年4月1日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の事業を引き継ぐため、平成15年10月1日をもって組織の改編を行った。

また、試験研究等業務に当たっては

ア 水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与すること
イ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うこと

を目的として、試験研究等業務を行い、国際協力、成果の普及等に努めた。

また、これらの業務を実施するために16年度は運営費交付金151億9678万円を交付した。

第16節 水産業改良普及対策

担い手確保・育成漁船建造等推進事業

操業性、居住性や建造コストに優れた漁船の導入を支援し、労働環境、漁獲性能の向上を通じて、資質の高い乗組員の育成と新規就業の確保を図るため、漁船のリースを行う日本鯉鮪漁業協同組合連合会に対して、漁船の建造、取得に必要な経費の一部を助成した。

第17節 船 舶

1 水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査、漁業練習に区分されて

いる。大きさも約97tから約2,600tにまで及ぶものもある。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び船の規模等については、表19のとおりである。

2 業 務

(1) 漁 業 取 締 船

漁業取締船は水産本庁所属の東光丸他5隻の計6隻（本庁所属船4隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属船1隻、九州漁業調整事務所所属船1隻）である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

(2) 漁 業 調 査 船

水産庁漁業調査船は開洋丸及び照洋丸の計2隻である。これらの調査船は、地域漁業管理機関における資源評価等に必要な調査、漁業協定に基づいて行われる国際共同調査、国際的な議論の動向に対し迅速に対応することが必要な調査等の実施を主な目的としている。

平成16年度には、南極海（ロス海及びその周辺海域）において、日新丸調査船団の南極海鯨類捕獲調査（JARPA）と連携して、鯨類の餌生物であるナンキョクオキアミを中心とした総合的な生態系等を調べる「南極海生態系総合調査」、北東太平洋域においてかじき類の鉛直分布状況とCPUEの鉛直的な変化の関係等を調べる「東部太平洋熱帯域におけるカジキ類の生態に関する調査」他、合計8調査を実施した。

表19 行政目的別船舶

船 名	使用目的	定員	船籍（定けい港）	航行区域	船質	総トン数	主機	出力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	45	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	2,574kw×2 電気推進1,100kw
照洋丸	漁業調査	36	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,118	ディーゼル	2,206kw×2 電気推進 350kw
東光丸	漁業取締	35	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,071	ディーゼル	2,942kw×2
白竜丸	漁業取締	28	東京（東京）	日本沿岸沖合近海	鋼	1,299	ディーゼル	2,206kw×2
白萩丸	漁業取締	23	東京（博多）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2

白嶺丸	漁業取締	21	東京（東京）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
白鷗丸	漁業取締	23	東京（博多）	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	2,942kw×1
白 鷺	漁業取締	14	東京（神戸）	日本沿岸沖合近海	軽合金	149	ディーゼル	2,398kw×1
船舶予備員		31						
合 計	8 隻	256						

付 録

農 政 日 誌

4 月

4月1日(木)◇平成16年度又は平成16年度上期の関税割当公表について(大臣官房国際部貿易関税課)

◇緑資源幹線林道事業の平成16年度における期中評価実施路線について(林野庁森林整備部整備課)

◇日ロ漁業合同委員会第20回会議の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇主要食料品の小売価格等の見通し(消費・安全局消費・安全政策課)

◇「米穀安定供給確保支援機構」及び「米穀価格形成センター」の指定について(総合食料局食糧部計画課)

◇平成16生糸年度における取引指導繭価等の設定について(生産局特産振興課)

◇「全国森林計画の変更(案)」についての意見・情報の募集について(林野庁森林整備部計画課)

◇「農地法施行規則の一部を改正する省令案及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」についての意見・情報の募集結果について(農村振興局農村政策課)

2日(金)◇日・フィリピン経済連携協定第2回交渉会合開催について(大臣官房国際部国際調整課)

◇第3回林業普及指導事業の資格試験制度等に関する検討会の開催について(林野庁森林整備部研究普及課)

◇平成16年度(第5回)民間部門農林水産研究開発功績者表彰事業のご案内について(技術会議事務局研究開発企画官、(社)農林水産技術情報協会)

◇農林物資規格調査会総会の開催及び傍聴の募集について(消費・安全局表示・規格課)

◇平成16年3月第4週の国内産米穀の卸・

小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について(3月第4週分の報告)(消費・安全局衛生管理課)

◇「東シナ海・日本海のイワシ類の現在(パンフレット)」の公表について(水産庁増殖推進部漁場資源課、(独)水産総合研究センター)

◇不適正な農産物検査証明に係る調査結果等について(総合食料局食糧部消費流通課)

◇食品に関するリスクコミュニケーションの開催(栃木県宇都宮市)について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)

5日(月)◇平成16年3月第5週の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第1回需給小委員会の開催について(生産局果樹花き課)

◇国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく調達方針の公表について(大臣官房経理課、環境政策課)

◇第3回水産防疫体制に関する専門家会議の開催について(消費・安全局総務課水産防疫体制検討室)

◇日・タイ経済連携協定第2回交渉会合開催について(大臣官房国際部国際調整課)

◇森林整備保全事業計画(案)についての意見・情報の募集について(林野庁森林整備部計画課)

6日(火)◇日本・ペルー非公式漁業協議の結果について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第6回家きん疾病小委員会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

- ◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について（概要）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇スギ材需要拡大を図るための共同調査について（林野庁国有林野部業務課、九州森林管理局）
- ◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案について（消費・安全局高病原性鳥インフルエンザ緊急対策チーム）
- 7日(木)** ◇食品に関するリスクコミュニケーション（東京）－BSEに関する講演会－の開催及び傍聴について（消費・安全局消費者情報官、内閣府）
- ◇16年度「食品のトレーサビリティシステム」開発・実証事業募集要領について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇中国における日本向け加熱処理家きん肉等に関する施設の指定について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇中央食品表示ウォッチャーの公募について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇2003年木材輸入実績について（林野庁林政部木材課木材貿易対策室）
- ◇政府保有に係るベトナム産精米のカビ付着の発見について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第6回家きん疾病小委員会に関する概要について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇生産情報公表豚肉の日本農林規格の制定案等についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）
- 8日(木)** ◇水産庁漁業調査船開洋丸によるクロマグロ産卵場における海洋構造調査の実施について（水産庁増殖推進部漁場資源課、(株)水産総合研究センター遠洋水産研究所）
- ◇第2回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇第3回バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の概要について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 第2回畜産企画部会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産企画課）
- ◇農業資材審議会飼料分科会安全性部会の開催及び一般傍聴について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- 9日(金)** ◇平成16年度農林水産省インターンシップの実施について（大臣官房秘書課）
- ◇政府国内産米穀の売渡契約に係る資格審査について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について（3月第5週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第7回）の資料について（大臣官房企画評価課）
- ◇政府が販売した米国産うるち砕精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇抗菌性飼料添加物の指定取消しについての意見・情報募集結果について（消費・安全局衛生管理課）
- 10日(土)** ◇高病原性鳥インフルエンザの発生（第3、4例目）に係る搬出制限区域の解除について（消費・安全局衛生管理課）
- 12日(月)** ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第8回および第9回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第1回産地・経営小委員会の開催について（生産局果樹花き課）
- ◇平成16年4月第2週の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇水産政策審議会第5回総会及び懇談会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇水源林造成事業の平成16年度における期中評価実施地区について（林野庁森林整備部整備課）
- ◇水産政策審議会第15回資源管理分科会の開催について（水産庁漁政部漁政課）
- ◇第15回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（消費・安全局表示・規格課、厚生労働省）
- ◇図書資料月報 web 版の創刊について（大臣官房情報課図書資料室）

- ◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇第2回「野菜政策に関する研究会」の概要について（生産局野菜課）
- ◇高病原性鳥インフルエンザの発生（第3、4例目）に係る移動制限区域の解除について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇水産庁漁業取締船に対する韓国底刺網漁船の衝突事件について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- 13日(火)◇日 EC ハイレベル漁業協議について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会農業農村整備部会 平成16年度第1回技術小委員会の開催について（農村振興局計画部事業計画課）
- ◇平成15年産米の検査結果（速報値）（平成16年3月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇平成15年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成15年4月～平成16年2月）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会畜産企画部会 第1回家畜改良増殖小委員会の開催について（生産局畜産部畜産振興課）
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション（OIEにおけるBSEルールの改正に関する意見交換会）」の開催及び出席する消費者団体の募集について（消費・安全局消費者情報官）
- ◇「OIE/BSEコード改正に関する専門家会合」の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇農業資材審議会第3回種苗分科会の開催について（生産局種苗課）
- ◇第3回水産防疫体制に関する専門家会議の概要について（消費・安全局総務課水産防疫体制検討室）
- 14日(水)◇森林づくり活動についてのアンケート集計結果について（林野庁森林整備部森林保全課）
- 15日(木)◇平成16年度第1回水源林造成事業期中評価委員会の開催について（林野庁森林整備部整備課）
- ◇第3回「野菜政策に関する研究会」の開催及び傍聴について（生産局野菜課）
- ◇第9回農業資材審議会飼料分科会安全性部会の概要について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成16年3月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇第12回コーデックス連絡協議会の概要（消費・安全局消費・安全政策課、厚生労働省）
- ◇みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）特別会合の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇日 EC ハイレベル漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認・申請案件に対する意見・情報の募集（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇水産政策審議会第15回資源管理分科会の結果について（水産庁漁政部漁政課）
- 16日(金)◇福岡県の有限会社池上正人商店による量表のJAS法違反容疑に対する告発について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇韓国水域における日本漁船の拿捕事件について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）
- ◇農林水産省食堂におけるバイオマスからつくられた食器の試験的利用の結果の概要と今後の対応について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇「バイオマス」及び「バイオマスプラスチック」に関するアンケート結果について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇第26回緑化推進連絡会議の概要について（林野庁森林整備部森林保全課）
- ◇WCPFC（中西部太平洋まぐろ類条約）第6回準備会合について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について（4月第2週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇平成16年4月1日に発見した政府保有に係るベトナム産精米のカビ付着について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇政府国内産米穀の一般競争入札による売

- 渡について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇政府保有に係る米国産精米のカビ付着の発見について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇みどりの週間及び緑の募金「全国一斉強調週間」に係る主要緑化行事について(林野庁森林整備部森林保全課、(社)国土緑化推進機構)
- ◇農産物検査法に基づく登録検査機関に対する業務停止命令について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇「今後の経営構造対策のあり方について」(中間とりまとめ)についての意見・情報の募集(経営局構造改善課)
- 19日(月)◇平成16年2月10日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇平成16年3月1日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇第4回水産防疫体制に関する専門家会議の開催について(消費・安全局総務課水産防疫体制検討室)
- ◇中国底びき網漁船の拿捕及び違法設置漁具の押収について ―相次ぐ外国漁船の違反操業―(水産庁資源管理部管理課指導監督室)
- ◇植物新品種の保護に関する研究会の開催について(生産局種苗課)
- ◇「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の開催について(林野庁林政部経営課)
- ◇平成16年4月第3週(4月12日～16日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 第2回畜産企画部会の概要について(生産局畜産部畜産企画課)
- ◇肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格等の一部改正案についての意見・情報の募集結果について(消費安全局農産安全管理課)
- 20日(火)◇韓国水域における日本漁船の拿捕事件について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第1回需給小委員会の概要について(生産局果樹花き課)
- ◇バイオマス活用協議会設立総会の開催について(農村振興局農村政策課農村整備総合調整室)
- ◇「第3回林業普及指導事業の資格試験制度等に関する検討会」の概要について(林野庁森林整備部研究普及課)
- ◇NPOや消費者団体等から創意工夫に富む米消費拡大の取組を募集します!(総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室)
- ◇米の1人1か月当たりの消費量(平成16年2月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇国内産主食用米穀(うるち米)の販売数量(速報)(総合食料局食糧部計画課)
- 21日(水)◇研究基本計画検討専門委員会の設置について(技術会議事務局研究調査官)
- ◇政府が販売した米国産うるち玄米の異物混入について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第8回)の資料について(大臣官房企画評価課)
- ◇「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」の平成16年度新規採択課題の決定について(技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室)
- ◇平成16年度先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の新規採択課題の決定について(技術会議事務局地域研究課)
- ◇第1回「農林漁業金融に関する研究会」の開催について(経営局金融調整課)
- 22日(木)◇我が国漁船、再三にわたり人命救助に貢献(水産庁資源管理部遠洋課)
- ◇第9回栽培漁業のあり方検討会の開催について(水産庁増殖推進部栽培養殖課)
- ◇平成16年度病害虫発生予報第1号(消費・安全局植物防疫課)
- ◇BSEに関する日米会合について(消費・安全局衛生管理課)
- ◇食品に関するリスクコミュニケーションの実施(大分県大分市)について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)
- ◇第6回植物検疫に関する研究会の開催及び傍聴について(消費・安全局植物防疫課)
- ◇農業資材審議会第3回種苗分科会の概要について(生産局種苗課)
- ◇肥料取締法違反に対する嚴重注意につい

て（消費・安全局農産安全管理課）

◇農林物資規格調査会総会の開催について
（消費・安全局表示・規格課）

◇北海道が「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課
資源管理推進室、北海道）

23日(金)◇農産物検査証明の改ざんを行った北海道
の(有)大田口商店代表取締役の逮捕について
（総合食料局食糧部消費流通課）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜
伝染病予防法第52条の規定による報告徴求
の結果について（4月第3週分の報告）（消
費・安全局衛生管理課）

◇OECD・IUU ワークショップの結果につ
いて（水産庁資源管理部国際課、漁政部加
工流通課）

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報につ
いて（消費・安全局衛生管理課）

◇「鶏供養祭」及び「鶏肉・鶏卵の消費拡
大の集い」の開催について（生産局畜産部
食肉鶏卵課、畜産振興課）

◇食品の表示に関する一元的な相談窓口の
全国展開について（消費・安全局表示・規
格課、(有)農林水産消費技術センター、厚生
労働省）

◇普通肥料の検査結果の公表について（消
費・安全局農産安全管理課）

◇中山間地域等総合対策検討会（第13回）
の開催について（農村振興局地域振興課中
山間地域振興室）

◇平成16年度第1回水源林造成事業期中評
価委員会の議事概要について（林野庁森林
整備部整備課）

◇日韓 FTA 締結交渉第3回会合の開催に
ついて（大臣官房国際部国際調整課）

◇研究開発の評価結果について（技術会議
事務局技術政策課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科
会畜産企画部会 第1回家畜改良増殖小委
員会の概要について（生産局畜産部畜産振
興課）

◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉
の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏
卵課）

◇平成15年度水産白書について（水産庁漁
政部企画課）

26日(月)◇平成16年4月第4週（4月19日～23日）

の牛肉小売価格等の調査結果について（消
費・安全局消費・安全政策課）

◇WCPFC（中西部太平洋まぐろ類条約）
第6回準備会合の結果について（水産庁資
源管理部国際課）

◇農林物資規格調査会総会の審議の概要に
ついて（消費・安全局表示・規格課）

◇第一回農林水産環境政策提案会の開催に
ついて（大臣官房環境政策課）

◇「第21回森林の市」開催のお知らせ（林
野庁国有林野部業務課内森林の市実行委員
会事務局）

◇「適切な森林管理に向けた林業経営のあ
り方に関する検討会」（第1回会合）の概要
（林野庁林政部経営課）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会
（第9回）の資料について（生産局総務課）

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結
果の公表について（消費・安全局衛生管理
課薬事・飼料安全室）

◇コイヘルペスウイルス病に関する PCR
検査結果（4月19日～4月25日分）（消費・
安全局衛生管理課魚類安全室）

27日(火)◇平成15年産麦類のカビ毒実態調査の結果
について（消費・安全局農産安全管理課）

◇第9回栽培漁業のあり方検討会の結果概
要について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）

◇「森林整備に関する消費者団体との懇談
会」の開催について（林野庁林政部企画課）

◇亀井農林水産大臣の海外出張について
（大臣官房国際部国際政策課、国際経済課）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会
（第10回、第11回、第12回）の開催及び傍
聴について（大臣官房企画評価課）

◇平成15年特用林産物の生産量（速報）（林
野庁林政部経営課特用林産対策室）

◇「森・川・海のつながりを重視した豊か
な漁場海域環境創出方策検討調査」の結果
の取りまとめについて（水産庁漁港漁場整
備部計画課、林野庁森林整備部治山課、国
土交通省）

◇第4回水産防疫体制に関する専門家会議
の概要について（消費・安全局総務課水産
防疫体制検討室）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売

渡しの結果について(4月26日実施分)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について(総合食料局食糧部計画課)

28日(水)◇「養殖」表示に関する生鮮魚介類の表示特別調査の実施について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇「養殖」表示に関する生鮮魚介類の表示特別調査における魚肉の科学的分析の公開デモンストレーションについて(消費・安全局表示・規格課)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇第7回「JAS制度のあり方検討会」の開催及び傍聴の募集について(消費・安全局表示・規格課)

◇政府備蓄米のカビ付着の発見について(総合食料局食糧部消費流通課)

◇第1回犬等の検疫制度検討会の開催について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第1回産地・経営小委員会の概要について(生産局果樹花き課)

◇平成15年度に買い付けた外国産米麦の着地検査結果の取りまとめについて(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇第15回 APEC 漁業 WG 及び第17回海洋資源保全 WG 会合の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課、漁政部加工流通課)

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について(概要)(総合食料局食糧部計画課)

◇林業普及指導事業の資格試験制度等に関する検討会報告書について(林野庁森林整備部研究普及課)

◇～メダカやドジョウ等の身近な水域に棲む魚類等の生息環境の改善に向けて～『身近な水域における魚類等の生息環境改善のための事業連携方策の手引き』について～国土交通省と農林水産省で共同作成～(農村振興局計画部資源課、国土交通省)

30日(金)◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(H16.3.1～H16.3.31異動情報提供分)(技術会議事務局技術安全課、生産局畜

産部畜産振興課生産技術室)

◇みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)特別会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇水産物の市況について(平成16年4月及び5月)―東京都中央卸売市場における平成16年4月(3月21日～4月20日集計)の市況と、平成16年5月の市況見通し(前月との比較)―(水産庁漁政部加工流通課)

◇平成16年度第1回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の開催について(林野庁森林整備部整備課)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について(4月第4週分の報告)(消費・安全局衛生管理課)

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について(消費・安全局衛生管理課)

◇野菜に関する月間情報(4月分)の提供について(生産局野菜課)

◇瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報(5～6月)―平成16年4月27日～4月28日において開催された第35回瀬戸内海東部カタクチイワシ等漁況予報会議において、別表の水産関係機関が検討した結果を独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所がとりまとめた結果―(水産庁増殖推進部漁場資源課、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所)

◇日韓 FTA 締結交渉第3回会合の概要(大臣官房国際部貿易関税課)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成16年3月末まで)(消費・安全衛生管理課)

〈法令〉

4月5日(月)◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第38号)を公布(同日施行)

9日(金)◇独立行政法人都市再生機構法施行令(政令第160号)を公布(平成16年7月1日施行。ただし、次条から附則第4条までの規定は、同日施行。＜以下、略＞)

19日(月)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水

産省令第39号)を公布(同日施行)

21日(水)◇特定都市河川浸水被害対策法施行令(政令第168号)を公布(法の施行の日(平成16年5月15日)施行)

23日(金)◇肥料取締法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第40号)を公布(平成16年5月25日施行)

28日(水)◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第3号)を公布(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律の施行日(平成16年4月30日)施行)

◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第41号)を公布(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成16年4月30日)施行)

◇残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(条約第3号)を公布

◇農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第42号)を公布(平成16年5月1日施行)

30日(金)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産省令第43号)を公布(平成16年5月1日施行)

◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第44号)を公布(平成16年6月1日施行)

◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・経済産業省令第5号)を公布(平成16年5月1日施行)

◇受託業務保証金規則の一部を改正する省令(農林水産省・経済産業省令第6号)を公布(平成16年5月1日施行)

5 月

5月1日(土)◇亀井農林水産大臣とスポンハイム・ノルウェー農業大臣との会談概要(大臣官房国際部国際経済課)

4日(火)◇亀井農林水産大臣とフィシュラー・EU委員(農業担当)との会談概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇亀井農林水産大臣とグローサー農業委員会特別会合議長との会談概要(大臣官房国際部国際経済課)

5日(水)◇亀井農林水産大臣とスイス・ダイス経済大臣兼大統領との会談の概要(大臣官房国際部国際経済課)

6日(木)◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(4月26日～5月5日分)(群馬県・滋賀県・京都府・大阪府・大分県)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第2回牛豚等疾病小委員会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇農林物資規格調査会部会の開催及び傍聴の募集について(消費・安全局表示・規格課)

◇主要食料品の小売価格等の見通し(消費・安全局消費・安全政策課)

7日(金)◇緊急磯焼け対策モデル事業第1回全国会議の開催について(水産庁漁港漁場整備部整備課)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について(4月第5週分の報告)(消費・安全局衛生管理課)

◇林業用手持機械の振動・騒音測定値について(林野庁森林整備部研究普及課技術開発推進室)

◇平成16年度第1回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について(林野庁森林整備部整備課)

◇UNEP(国連環境計画) 漁業補助金ワークショップの結果について(水産庁漁政部加工流通課)

◇第2回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について(消費・安全局衛生管理課)

10日(月)◇「森林整備に関する消費者団体との懇談会」の概要について(林野庁林政部企画課)

◇平成16年4月第5週・5月第1週(4月26日～5月7日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇土壌サンプル粉碎篩分装置、セルトレイ苗挿し木装置の金型使用希望企業の募集について(生産局農産振興課技術対策室)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(名古屋)～BSEに関する講演会～」の

- 開催及び傍聴について（消費・安全局消費者情報官、内閣府）
- ◇ワシントン条約第13回締約国会議における附属書改正提案等（水産庁資源管理部国際課、増殖推進部漁場資源課生態系保全室）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（5月6日～5月10日分）（群馬県・神奈川県・岐阜県・滋賀県・京都府・鳥取県・岡山県・宮崎県・鹿児島県）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- 11日(火)◇平成15年度食料品消費モニター第1回定期調査結果の概要について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇政府備蓄米からのカビ菌検出について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇農林物資規格調査会部会の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇第1回「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」の開催及び傍聴について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
- 12日(水)◇りんご火傷病の植物検疫措置に関する第2回日米技術協議について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇平成16年度漁港漁場関係事業優良請負者表彰について（水産庁漁港漁場整備部整備課）
- ◇水産庁漁業調査船開洋丸によるマイワシ・マサバ等浮魚類の北上期における現存量推定調査の実施について（水産庁増殖推進部漁場資源課、(独)水産総合研究センター中央水産研究所）
- 13日(木)◇有明海等環境情報・研究ネットワークの本格運用開始について（水産庁増殖推進部研究指導課）
- ◇平成16年度病害虫発生予報第2号（消費・安全局植物防疫課）
- ◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第8回会合（現地検討会）について（お知らせ）（農村振興局地域振興課、内閣官房副長官補室）
- ◇平成16年度「ブランド・ニッポン」加工食品供給促進等技術開発事業の採択課題決定について（総合食料局食品産業企画課技術室）

- ◇第2回「農林漁業金融に関する研究会」の開催について（経営局金融調整課）
- ◇BSEに関する第1回日米ワーキンググループ会合の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇政府が販売した米国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇第3回「野菜政策に関する研究会」の概要について（生産局野菜課）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（5月11日～5月13日分）（茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・奈良県・佐賀県・宮崎県）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- 14日(金)◇平成16年度第2回緑資源幹線林道事業期中評価委員会及び地元等意見聴取の実施について（林野庁森林整備部整備課）
- ◇平成16年2月・3月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について（5月第2週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇平成16年度第1回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の開催について（生産局果樹花き課）
- ◇平成16年度山地災害防止キャンペーンの実施について（雨の降り方いつもと違う！声かけあってすばやく避難）（林野庁森林整備部治山課山地災害対策室）
- ◇平成16年度第1回日本海漁況予報「平成16年度日本海マアジ長期漁況予報」—別表の水産関係機関が検討し独立行政法人水産総合研究センター日本海区水産研究所がとりまとめた結果—（水産庁増殖推進部漁場資源課、(独)水産総合研究センター日本海区水産研究所）
- ◇「食の安全・安心のための政策大綱工程表（平成16年度）」について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇第5回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション（カドミウムに関する意見交換会（第2回））」の開催及び出席者の募集について（消

費・安全局消費者情報官)

◇平成16年度農林水産環境政策アドバイザー会議第1回会合の開催について(大臣官房環境政策課)

◇政府が所有するベトナム産精米の異物混入について(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成15年産麦の検査結果(平成16年4月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡について(総合食料局食糧部消費流通課)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第10回)の資料について(農村振興局事業計画課)

◇APEC第17回海洋資源保全ワーキング・グループ及び第15回漁業ワーキング・グループ会合の結果概要について(水産庁増殖推進部漁場資源課、漁政部加工流通課)

◇大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)第2回クロマグロ管理戦略会合の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(魚食に関する意見交換会)」の開催及び出席する消費者団体の募集について(消費・安全局消費者情報官)

17日(月)◇平成16年5月第2週(5月10日～5月14日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇生物多様性影響評価検討会総合検討会の開催及び傍聴について(技術会議事務局技術安全課)

◇日・マレーシア経済連携協定第3回交渉会合開催について(大臣官房国際部国際調整課)

◇「まぐろの需給情報」—平成16年度第1回まぐろ需給協議会及び第1回同予測部会合同会議の協議結果—(水産庁漁政部加工流通課)

◇第7回環太平洋漁業会議の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(5月14日～5月16日分)(群馬県・大阪府)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇平成16年4月7日に混入を確認した米国産うるち砕精米の異物について(総合食料局食糧部計画課)

18日(火)◇平成15年度食料・農業・農村白書の公表について(大臣官房情報課情報分析室)

◇「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第3編)(案)

『ほ場整備(水田・畑)』についての意見・情報の募集結果及び食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会報告「環境上の調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第3編)『ほ場整備(水田・畑)』について」(農村振興局計画部事業計画課)

◇第16回「食品の表示に関する共同会議」の開催について(消費・安全局表示・規格課、厚生労働省)

◇国連森林フォーラム第4回会合(UNFF4)の結果概要について(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第11回)の資料について(経営局農地制度改革検討室)

◇第5回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

19日(水)◇コミュニケーション推進研修(バイオテクノロジー体験研修)の開催について(技術会議事務局技術安全課)

◇助すこやか食生活協会創立20周年記念事業「高齢者・障害者の食生活自立実践体験コンクール」審査結果について(消費・安全局消費者情報官)

◇水産庁漁業調査船照洋丸による北太平洋における海洋表層水塊の構造調査の実施について(水産庁増殖推進部漁場資源課、佃水産総合研究センター遠洋水産研究所)

◇第15回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について(消費・安全局表示・規格課、厚生労働省)

◇平成16年4月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 第1回麦政策検討小委員会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇全国森林計画の変更(案)についての意見の募集結果について(林野庁森林整備部

計画課)

- 20日(木)◇第3回地域水産加工技術セミナーの開催について 探求～地域に愛される水産加工品～(水産庁増殖推進部研究指導課、(独)水産総合研究センター)
- ◇平成16年度バイオマス利活用優良表彰募集について(農村振興局農村政策課農村整備総合調整室)
- ◇全国農業協同組合連合会に対する農業協同組合法に基づく処分の発出について(経営局協同組織課)
- ◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(5月17日～5月20日分)(群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・山梨県・岐阜県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・佐賀県・大分県・宮崎県・鹿児島県)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)
- ◇しょうゆの日本農林規格等の改正案等についての意見・情報の募集結果について(消費・安全局表示・規格課)
- 21日(金)◇亀井大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際調整課、国際政策課)
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(H16.4.1～H16.4.30異動情報提供分)(生産局畜産部畜産振興課生産技術室、技術会議事務局技術安全課)
- ◇家畜クローン研究の現状について(生産局畜産部畜産振興課生産技術室、技術会議事務局技術安全課)
- ◇平成16年度大型クラゲ対策担当者会議の開催について(水産庁増殖推進部研究指導課)
- ◇林政審議会の開催及び一般傍聴について(林野庁林政部林政課)
- ◇国内産主食用米穀(うるち米)の販売数量の公表について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇食品中の汚染物質対策の16年度の行動計画について(消費・安全局総務課)
- ◇第3回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)
- ◇麦製品等の取引価格の推移(平成16年4月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇第2回「独立行政法人農業者大学の将来

来方向に関する検討会」の開催について(経営局女性・就農課、(独)農業者大学校)

- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について(5月第3週分の報告)(消費・安全局衛生管理課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第2回需給小委員会の開催について(生産局果樹花き課)
- ◇土壌サンプル粉碎篩分装置、セルトレイ苗挿し木装置の金型使用者決定について(生産局農産振興課技術対策室)
- ◇植物検疫に関する研究会報告書の公表について(消費・安全局植物防疫課)
- ◇平成15年度農村女性による起業活動実態調査の概要(経営局女性・就農課女性・高齢者対策推進室)
- ◇中山間地域等総合対策検討会(第14回)の開催について(農村振興局地域振興課中山間地域振興室)
- ◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇平成16年度第1回輸入米に係る特別売買(SBS)の結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション(食品中に残留する農薬、動物用医薬品等のポジティブリスト制導入の取組に関する意見交換会)」の開催について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)
- ◇個人情報の保護に関する取組について(大臣官房情報課)
- 22日(土)◇亀井農林水産大臣と許祥萬(ホ・サンマン)・韓国農林部長官との会談概要(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇亀井農林水産大臣と杜青林(トウ・チンリン)・中国農業部長との会談概要(大臣官房国際部国際経済課)
- 24日(月)◇棚田オーナー制度のホームページによる情報提供について(農村振興局整備部農村整備課)
- ◇平成16年5月第3週(5月17日～5月21日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇日・マレーシアEPA締結交渉第3回会

合の概要（大臣官房国際部国際調整課）

◇平成15年度肥料中に含まれるダイオキシン類の含有量に関する調査結果について（消費・安全局農産安全管理課）

◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第12回）の資料について（大臣官房企画評価課）

◇大西 洋 ま ぐ ろ 類 保 存 国 際 委 員 会（ICCAT）第2回クロマグロ管理戦略会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇第1回アジア協力対話（ACD）農林大臣会合の概要（大臣官房国際部国際調整課）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（5月20日～5月24日分）（茨城県・栃木県・東京都・神奈川県・京都府・大阪府）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

25日(火)◇米の1人1ヶ月当たり消費量（平成16年3月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第3回畜産企画部会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産企画課）

◇平成15年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成15年4月～平成16年3月）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇平成15年度MA一般輸入米の種類別、産地（型）銘柄別及び検査項目別平均値（総合食料局食糧部消費流通課）

◇第13回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇「平成16年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し」及び「平成16年産りんご適正生産出荷見通し」について（生産局果樹花き課）

◇第7回環太平洋漁業会議の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇平成16年度第2回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）

◇国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会の開催について（林野庁国有林野部業務課）

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について（概要）（5月24日実施）（総合食料局食糧部計画課）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（5月24日～5月25日分）（群馬県・神奈川県・福井県・滋賀県・兵庫県・佐賀県）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

26日(水)◇平成15年度原料用りんご果汁のパツリン汚染実態調査結果について（生産局果樹花き課、消費・安全局農産安全管理課）

◇「食品に関するリスクコミュニケーション（仙台）～BSEに関する意見交換会～」の開催及び参加申込みについて（消費・安全局消費者情報官、内閣府）

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 第1回麦政策検討小委員会資料一覧（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇WTO 農業交渉等における今後の対応方針について（大臣官房国際部対外政策調整室）

◇農林物資規格調査会部会の開催について（消費・安全局表示・規格課）

◇平成16年度第1回 食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の概要について（生産局果樹花き課）

◇第5回高病原性鳥インフルエンザ対策本部の概要について（消費・安全局高病原性鳥インフルエンザ緊急対策チーム）

◇加工食品の原料原産地表示及び畜産物の原産地表示の見直しに対するパブリック・コメントの募集等について（1）加工食品品質表示基準等の一部改正等に対する意見の募集（2）加工食品の原料原産地表示に関する説明会の開催（消費・安全局表示・規格課）

◇第1回森林国営保険に関する検討会の開催について（林野庁森林整備部森林保全課）

27日(木)◇台湾刺し網漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇豊かな東京湾再生検討委員会 第1回食文化分科会の開催について（水産庁増殖推

進部漁場資源課)

◇農林水産政策研究所 研究成果報告会の開催について(農林水産政策研究所)

◇日本中央競馬会運営審議会委員の発令について(生産局畜産部競馬監督課)

◇平成16年4月26日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について(総合食料局食糧部計画課)

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について(5月26日実施分)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇亀井農林水産大臣の国内出張について(大臣官房地方課)

◇「高病原性鳥インフルエンザ対策に関する緊急調査研究」の研究成果について(技術会議事務局地域研究課)

◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第8回会合(現地検討会)の開催延期について(農村振興局地域振興課)

28日(金)◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について(5月第4週分の報告)(消費・安全局衛生管理課)

◇浦島海苔株式会社が製造販売した「乾しいたけ」における不正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇乾しいたけの産地表示に係る追跡確認調査の実施結果について(消費・安全局表示・規格課)

◇旭食品株式会社が販売した「乾しいたけ」における不正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇きのこ総合センター株式会社が輸入した「乾しいたけ」における不正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇第4回「野菜政策に関する研究会」の開催及び傍聴について(生産局野菜課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第2回産地・経営小委員会の開催について(生産局果樹花き課)

◇農林水産省独立行政法人評価委員会第16回林野分科会の開催について(林野庁森林

整備部整備課)

◇第6回(2004年)「日本水大賞」表彰式について(農村振興局土地改良企画課計画調整室)

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第2回プリオン病小委員会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇小・中学校における農業体験学習の実施状況(経営局女性・就農課)

31日(月)◇平成16年5月第4週(5月24日～5月28日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇農林物資規格調査会部会の開催について(消費・安全局表示・規格課)

◇農薬危害防止運動の実施について(消費・安全局農産安全管理課)

◇肥料生産に係る肥料取締法の違反について(消費・安全局農産安全管理課)

◇野菜に関する月間情報(5月分)の提供について(生産局野菜課)

◇第2回植物新品種の保護に関する研究会の開催について(生産局種苗課)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成16年4月末まで)(消費・安全局衛生管理課)

◇第4回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇第2回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の開催について(林野庁林政部経営課)

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(5月25日～5月31日分)(栃木県・群馬県・埼玉県・東京都・岐阜県・愛知県・滋賀県・京都府・大阪府・福岡県・佐賀県・宮崎県)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇水産物の市況について(平成16年5月及び6月)―東京都中央卸売市場における平成16年5月(4月21日～5月20日集計)の市況と、平成16年6月の市況見通し(前月との比較)―(水産庁漁政部加工流通課)

〈法令〉

5月12日(水)◇商品取引所法の一部を改正する法律(法律第43号)を公布(公布の日から起算して

1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行。＜以下、略＞）

◇特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（法律第44号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

13日(木)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第45号）を公布（同日施行）

17日(月)◇農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第4号）を公布（同日施行）

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第46号）を公布（同日施行）

20日(木)◇農林業センサス規則の一部を改正する省令（農林水産省令第47号）を公布

26日(水)◇農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律（法律第52号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇農業改良助長法の一部を改正する法律（法律第53号）を公布（平成17年4月1日施行。ただし、次条、附則第3条及び附則第5条の規定は、同日施行）

◇青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第54号）を公布（公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇地方自治法の一部を改正する法律（法律第57号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、第6条第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第7項及び第9条の3第6項の改正規定、第90条に5項を加える改正規定、第91条第7項、第252条の26の2、第252条の26の7、第255条、第259条第4項及び第281条の5の改正規定並びに次条から附則第8

条までの規定は、平成17年4月1日施行）

◇沿岸漁業改善資金助成法施行令の一部を改正する政令（政令179号）を公布（同日施行）

28日(金)◇構造改革特別区域法の一部を改正する法律（法律第60号）を公布（平成16年10月1日施行。ただし、次条の規定は、公布の日から施行）

◇文化財保護法の一部を改正する法律（法律第61号）を公布（平成17年4月1日施行）

6 月

6月1日(火)◇平成16年4月8日に発見した政府備蓄米のカビ付着について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇中山間地域等総合対策検討会（第15回）の開催について（農村振興局地域振興課中山間地域振興室）

◇『市場取引110番』の開設について（総合食料局流通課卸売市場室）

◇鹿児島県屋久町におけるイモゾウムシの緊急防除の終了について（消費・安全局植物防疫課）

◇森林整備保全事業計画（案）についての意見・情報の募集結果について（林野庁森林整備部計画課）

◇第2回犬等の検疫制度検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件について（消費・安全局農産安全管理課）

◇林政審議会の概要について（林野庁林政部林政課、森林整備部計画課）

◇平成16年度「田園自然再生活動コンクール」への応募について（農村振興局計画部資源課農村環境保全室）

◇主要食料品の小売価格等の見通し（消費・安全局消費・安全政策課）

◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）

◇農業資材審議会農業機械化分科会基本方針部会の開催及び一般傍聴について（生産局農産振興課）

◇第3回「農林漁業金融に関する研究会」の開催について（経営局金融調整課）

- ◇ 量表卸問屋社員による量表の JAS 法違反容疑に対する告発について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- 2 日(水) ◇ 農林物資規格調査会部会の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）
 - ◇ 政府国内産米穀の一般競争入札による売渡の結果について（5 月 26 日、6 月 1 日（再度入札）実施分）（総合食料局食糧部消費流通課）
 - ◇ 農業農村整備事業等における公共事業（補助事業分）の事前評価結果について（農村振興局整備部農村整備課、計画部事業計画課）
 - ◇ 食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第 3 回畜産企画部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）
 - ◇ G10 共同ペーパーの概要（大臣官房国際部国際経済課）
- 3 日(木) ◇ 平成 16 年度第 2 回水源林造成事業期中評価委員会の開催及び地元等意見聴取の実施について（林野庁森林整備部整備課）
 - ◇ 平成 16 年度病害虫発生予報第 3 号（消費・安全局植物防疫課）
 - ◇ 「冷凍水産物需給情報（平成 16 年 5 月）」ー平成 16 年度第 1 回冷凍水産物需給情報検討会の結果ー（水産庁漁政部加工流通課）
 - ◇ 「知床」の世界遺産一覧表への記載のための国際自然保護協会（IUCN）による調査について（第一報）（林野庁森林整備部森林保全課）
 - ◇ チルドミートボールの日本農林規格等の改正についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）
 - ◇ 第 1 回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の開催及び傍聴について（生産局農産振興課）
 - ◇ 食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第 2 回プリオン病小委員会の概要について（消費・安全局衛生管理課）
 - ◇ 第 3 回地域水産加工技術セミナーの開催結果について 探求～地域に愛される水産加工品～（水産庁増殖推進部研究指導課、(株)水産総合研究センター）
- 4 日(金) ◇ 第 12 回優良フードサービス事業者等表彰の実施について（総合食料局食品産業振興

- 課外食産業室）
- ◇ 種苗法による品種登録について（生産局種苗課）
- ◇ 加工食品の表示実施状況調査の結果概要（15 年度）（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇ 高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第 52 条の規定による報告徴求の結果について（5 月第 5 週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇ 生鮮食品の小売店舗における表示実施状況調査等の結果概要（15 年度）（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇ 第 16 回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について（消費・安全局表示・規格課、厚生労働省）
- ◇ 食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第 13 回、第 14 回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇ 商品取引員に対する行政処分について（総合食料局商品取引管理官付）
- ◇ 商品取引員に対する行政処分について（総合食料局商品取引管理官付）
- ◇ 第 2 回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の概要（林野庁林政部経営課）
- ◇ コイヘルペスウイルス病に関する PCR 検査結果（5 月 31 日～6 月 4 日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇ 国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会（第 1 回会合）の概要（林野庁国有林野部業務課）
- 7 日(月) ◇ 平成 16 年度全国飼料増産戦略会議、国産稲わら緊急確保対策協議会及び全国稲醗酵粗飼料推進協議会の開催について（生産局畜産部畜産振興課）
 - ◇ 平成 16 年 6 月第 1 週（5 月 31 日～6 月 4 日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
 - ◇ 飼料の有害物質の指導基準に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
 - ◇ 食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第 2 回需給小委員会の概要について（生産局果樹花き課）
 - ◇ コイヘルペスウイルス病に関する PCR

- 検査結果（6月4日～6月7日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
◇韓国はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部業務課指導監督室）
- 8日(火)◇100万人のキャンドルナイト特別企画「身近な食で地球をさませ！キャンペーン」について（生産局総務課生産振興推進室）
◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第7回家きん疾病小委員会の開催について（消費・安全局衛生管理課）
◇第5回水産防疫体制に関する専門家会議の開催について（消費・安全局水産防疫体制検討室）
◇IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）第72回本会合等の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇第8回「JAS制度のあり方検討会」の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局局表示・規格課）
◇第3回森の“聞き書き甲子園”の実施について（林野庁森林整備部森林保全課）
◇第1回森林国営保険に関する検討会の概要について（林野庁森林整備部森林保全課）
◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（6月7日～6月8日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- 9日(水)◇第17回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（消費・安全局表示・規格課、厚生労働省）
◇米国からの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の一部解除について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
◇平成15年度食料品消費モニター第1回定期調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
◇平成16年5月11日に混入を確認した米国産うるち精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）
◇指定漁業の許可及び取締りに関する省令の一部を改正する省令案についてのパブリックコメントの実施について（水産庁漁政部企画課）
◇第2期北西太平洋鯨類補獲調査（沖合域）船団の出港について（水産庁資源管理部遠洋課）
- 10日(木)◇平成16年度緑資源幹線林道事業期中評価委員会地元等意見聴取の実施について（林野庁森林整備部整備課）
◇亀井農林水産大臣の国内出張について（林野庁林政部木材課、生産局果樹花き課）
◇農林水産政策研究所 研究成果報告会の開催について（農林水産政策研究所）
◇第2回「乳用種に係る肉用子牛生産者補助金制度の運用のあり方に関する研究会」の開催及び傍聴について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
◇第3回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課）
◇日韓水産当局間ハイレベル協議の開催について（水産庁資源管理部国際課）
◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第2回衛生管理小委員会の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- 11日(金)◇平成16年度農林水産航空事業の実施計画について（消費・安全局植物防疫課）
◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について（5月第6週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）
◇平成16年度水資源機構営事業事後評価（筑後川下流用水事業）第三者委員会現地調査の実施について（農村振興局総務課）
◇中山間地域等総合対策検討会（第16回）の開催について（農村振興局地域振興課中山間地域振興室）
◇第3回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について（消費・安全局衛生管理課）
◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（6月8日～6月11日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- 14日(月)◇平成16年度農林水産環境政策提案会の開催について（大臣官房環境政策課）
◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡について（総合食料局食糧部消費流通課）
◇平成16年6月第2週（6月7日～6月11日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
◇平成15年度中央表示ウォッチャー食品表

示状況モニタリング報告について（消費・安全局表示・規格課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第2回産地・経営小委員会の概要について（生産局果樹花き課）

◇林政審議会施策部会の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）

◇農林水産省政策評価会林野庁専門部会の開催及び傍聴のお知らせ（林野庁林政部企画課）

◇WTO・ルール6月会合の結果概要（漁業補助金関係）について（水産庁漁政部加工流通課）

◇日韓漁業取締実務者協議の開催について — 新日韓漁業協定発効以降、7回目の開催 — （水産庁資源管理部業務課指導監督室）

◇日韓水産当局間ハイレベル協議の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第13回）の資料について（大臣官房企画評価課）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（6月11日～6月14日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

◇『立ち上がる農山漁村』第1回有識者会議の会議資料について（農村振興局農村政策課）

◇承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案についてのパブリックコメントの実施について（水産庁資源管理部遠洋課）

15日(火)◇平成16年度第1回「消費者等との定例懇談会」の開催について（消費・安全局消費者情報官）

◇生物多様性影響評価検討会総合検討会の開催及び傍聴について（技術会議事務局技術安全課）

◇りんご火傷病の植物検疫措置に関する第3回日米技術協議について（消費・安全局植物防疫課）

◇第5回水産防疫体制に関する専門家会議の概要について（消費・安全局総務課水産防疫体制検討室）

◇米の1人1ヶ月当たり消費量（平成16年4月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇農業資材審議会農業機械化分科会基本方針部会の概要について（生産局農産振興課技術対策室）

◇水産庁漁業調査船海洋丸によるさけ・ます資源調査の実施について（水産庁増殖推進部漁場資源課、(独)水産総合研究センター北海道区水産研究所）

16日(水)◇地域再生計画の認定について（農村振興局農村政策課）

◇肥料取締法違反に対する嚴重注意について（消費・安全局農産安全管理課）

◇第7回日韓漁業取締実務者協議の結果について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇りんご火傷病の植物検疫措置に関する第3回日米技術協議について（消費・安全局植物防疫課）

◇コイヘルペス病に関するPCR検査結果（6月14日～6月16日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

◇アメリカ合衆国りんご生果実に係る火傷病検疫措置の改正案についての意見の募集（消費・安全局植物防疫課）

17日(木)◇かび毒のリスク管理検討会（第1回）の開催について（消費・安全局農産安全管理課）

◇平成16年5月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）

◇第13回コーデックス連絡協議会の概要（消費・安全局消費・安全政策課、厚生労働省）

◇平成15年度チーズの需給表について（生産局畜産部牛乳乳製品課）

◇第4回「農林漁業金融に関する研究会」の開催について（経営局金融調整課）

18日(金)◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について（6月第2週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H16.5.1～H16.5.31異動情報提供分）（技術会議事務局技術安全課、生産局特産部畜産振興課）

- ◇飼料安全法の基準・規格等に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成16年5月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇地方ブロックの社会資本整備の重点整備方針について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成16年4月）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇次世代農業機械等緊急開発事業における開発課題の共同研究企業について（生産局農産振興課、畑農業・生物系特定産業技術研究機構）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第4回畜産企画部会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産企画課）
- ◇平成16年産麦の検査結果（平成16年5月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇第18回海区漁業調整委員会委員選挙の実施について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）
- ◇平成16年5月18日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇第11回日中農産物貿易協議会の開催について（大臣官房国際部貿易関税課、生産局特産振興課）
- ◇平成16年度第1回MA一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇平成16年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰について（林野庁森林整備部森林保全課、生産局果樹花き課花き対策室）
- 21日(月)◇平成16年6月第3週（6月14日～6月18日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（6月16日～6月20日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇平成16年産水稻の作柄表示地帯別10a当たり平年収量について（大臣官房統計部生産流通消費統計課）
- ◇平成15砂糖年度7月～9月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し（生産局特産振興課）
- ◇平成15～16年度緑資源機構事業事後評価第三者委員会（第1回）議事概要（生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室、農村振興局総務課、畑緑資源機構）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇日チリ漁業協議の結果について（水産庁資源管理部遠洋課）
- 22日(火)◇オランダからの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇平成15年加工米飯生産動向（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇飼料の有害物質の指導基準に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇亀井農林水産大臣とラミー EU 委員（貿易担当）との会談概要（大臣官房国際部国際経済課）
- ◇「地域に根ざした食育コンクール2004」募集を始めました（消費・安全局消費者情報官）
- ◇第6回水産防疫体制に関する専門家会議の開催について（消費・安全局水産防疫体制検討室）
- ◇第3回植物新品種の保護に関する研究会の開催について（生産局種苗課）
- ◇「和牛」表示に係る特別調査の実施結果について（消費・安全局表示・企画課）
- ◇有限会社ゆう美における牛肉の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇西山寛商事株式会社における牛肉の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇第4回「ライフジャケット着用推進会議」の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室、海上保安庁、国土交通省）
- ◇全米熱帯まぐろ類保存委員会（IATTC）第72回本会合等の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇農林水産省独立行政法人評価委員会第17回林野分科会の開催について（林野庁森林

整備部研究普及課)

◇日本産かき生果実の豪州向け輸出の解禁について(消費・安全局植物防疫課)

◇第6回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の開催について(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇女性農業者と亀井農林水産大臣との意見交換会の開催について(経営局女性・就農課女性・高齢者対策推進室)

◇日韓 FTA 締結交渉第4回会合の開催について(大臣官房国際部貿易関税課)

◇日・タイ経済連携協定(EPA)交渉第3回会合の概要(大臣官房国際部国際調整課)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(東京)～食品安全の新たな取組みの1年とこれから～」の開催及び参加申込みについて(消費・安全局消費者情報官、内閣府)

◇BSEに関する第2回日米ワーキンググループ会合の開催について(消費・安全局衛生管理課)

23日(水)◇組み換え体利用飼料の検査結果について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇漁獲能力及びIUU漁業に関する政府間技術会合の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇平成16年度バイオマス利活用優良表彰募集について(農村振興局農村政策課農村整備総合調整室)

◇コーラルコミュニケーションズ株式会社が販売した「アロエジュース」における不正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇第1回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の概要について(生産局農産振興課)

24日(木)◇日清オイリオグループ株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の変更認定について(総合食料局食品産業振興課)

◇株式会社Jーオイルミルズ、株式会社ホーネンコーポレーション、味の素製油株式会社、吉原製油株式会社及び日本大豆製油

株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について(総合食料局食品産業振興課)

◇バイオマスプラスチック製造コスト低減に向けた技術開発事業の実施(大臣官房環境政策課資源循環室、技術会議事務局研究開発課)

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について(消費・安全局衛生管理課)

◇普通肥料の検査結果の公表について(消費・安全局農産安全管理課)

◇第6回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇第11回日中農産物貿易協議会(豊表)の結果について(大臣官房国際部貿易関税課、生産局特産振興課)

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について(概要)(総合食料局食糧部計画課)

◇中国商務部の利調査団の来日について(水産庁漁政部加工流通課)

◇台湾はえ縄漁船の拿捕について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)

◇平成16年度機構営事業再評価第三者委員会(第1回)水資源機構豊川用水二期事業現地調査及び現地検討会議事概要(農村振興局総務課)

25日(金)◇生産情報公表豚肉の日本農林規格の制定について(消費・安全局表示・規格課)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について(6月第3週分の報告)(消費・安全局衛生管理課)

◇全国草地畜産コンクールの概要について(生産局畜産部畜産振興課)

◇第2回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の開催及び傍聴について(生産局農産振興課)

◇G10閣僚会議の開催について(大臣官房国際部国際経済課)

◇『観光カリスマ百選』選定結果について(第6回委員会の結果)(農村振興局地域振興課)

◇家畜及び鶏の改良増殖目標についての研究会(鶏、豚、乳用牛、肉用牛)の開催に

について（生産局畜産部畜産振興課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第3回産地・経営小委員会の開催について（生産局果樹花き課）

◇第5回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）

◇農林水産省政策評価会林野庁専門部会の概要（林野庁林政部企画課）

28日(月)◇音声テープ「平成15年度食料・農業・農村白書のあらまし」の作成・配布について（大臣官房情報課情報分析室）

◇平成16年度食品トレーサビリティシステム開発・実証試験の採択について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成16年6月第4週（6月21日～6月25日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇日韓 FTA 締結交渉第4回会合の概要（大臣官房国際部貿易関税課）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡の結果について（6月分・速報値）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇第4回「野菜政策に関する研究会」の概要について（生産局野菜課）

◇コイヘルペスウイルス病に関する PCR 検査結果（6月21日～6月28日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

◇韓国はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇第3回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の開催について（林野庁林政部経営課）

◇林政審議会施策部会の概要について（林野庁林政部企画課）

◇「主要木材の短期需給見通し（平成16年第3四半期及び第4四半期）」について（林野庁林政部木材課）

◇気候変動枠組条約第20回補助機関会合（SBSTA20）における小規模吸収源 CDM の議論の概要 ―小規模吸収源 CDM の手続の簡素化―（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第14回）の資料について（大臣官房企画評価課）

◇水産政策審議会第16回資源管理分科会の

開催について（水産庁漁政部漁政課）

29日(火)◇第4回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課）

◇「無農薬」等農業・化学肥料に係る農産物の表示特別調査における残留農薬分析の公開デモンストレーションについて（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇「無農薬」等農業・化学肥料に係る農産物の表示特別調査の実施について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇原材料用輸入セイヨウナタネのこぼれ落ち実態調査について（技術会議事務局技術安全課）

◇平成15～16年度緑資源機構事業事後評価第三者委員会（第1回）議事録（生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室、農村振興局総務課、(株)緑資源機構）

◇第5回「農林漁業金融に関する研究会」の開催について（経営局金融調整課）

◇日・フィリピン経済連携協定交渉第3回会合の開催について（大臣官房国際部国際調整課）

◇第6回水産防疫体制に関する専門家会議の概要について（消費・安全局総務課水産防疫体制検討室）

30日(水)◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成16年5月末まで）（消費・安全局衛生管理課）

◇第2回森林国営保険に関する検討会の開催について（林野庁森林整備部森林保全課）

◇水産物の市況について（平成16年6月及び7月）―東京都中央卸売市場における平成16年6月（5月21日～6月20日集計）の市況と、平成16年7月の市況見通し（前月との比較）―（水産庁漁政部加工流通課）

◇『国際漁業資源の現況』の公表について（水産庁増殖推進部漁場資源課、(株)水産総合研究センター）

◇平成15年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について（農村振興局地域振興課中山間地域振興室）

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇野菜に関する月間情報（6月分）の提供について（生産局野菜課）

◇アメリカ合衆国産りんご生果実に係る火傷病検疫措置の改正について（消費・安全局植物防疫課）

◇「あさがおプロジェクト」について（大臣官房環境政策課資源循環室、(社)日本有機資源協会）

◇中山間地域等総合対策検討会（第17回）の開催について（農村振興局地域振興課中山間地域振興室）

◇平成16年度機構営事業再評価第三者委員会（第2回）独立行政法人緑資源機構南丹区域現地調査及び現地検討会議事概要（農村振興局総務課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第4回畜産企画部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）

◇平成16年度第1回日本海海況予報 一別表の水産関係機関が検討し独立行政法人水産総合センター日本海区水産研究所がとりまとめた結果一（水産庁増殖推進部漁場資源課、(独)水産総合研究センター日本海区水産研究所）

◇第4回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について（消費・安全局衛生管理課）

◇アメリカ合衆国産りんご生果実に係る火傷病検疫措置の改正案についての意見の募集結果について（消費・安全局植物防疫課）

〈法令〉

6月1日(火)◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第7号）を公布（平成16年7月1日施行）

2日(水)◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（法律第68号）を公布（同日施行。ただし、第63条及び第64条の改正規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行）
◇破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第76号）を公布（破産法（平成16年法律第75号。次条第8項並びに附則第3条第8項、第5条第8項、第16項及び第21項、第8条第3項並びに第13条において「新破産法」という。）の施行の日から施行。ただし、第48条の規定は行政書士法

の一部を改正する法律（平成15年法律第131号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行）

◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（法律第77号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（法律第78号）を公布（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次条、附則第3条及び附則第5条の規定は、同日施行）

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第188号）を公布（同日施行）

◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第48号）を公布（同日施行）

4日(金)◇農薬取締法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第49号）を公布（平成16年6月11日施行）

◇農薬取締法第13条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省・環境省令第1号）を公布（平成16年6月11日施行）

9日(水)◇行政事件訴訟法の一部を改正する法律（法律第84号）を公布（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行。〈以下、略〉）

◇競馬法の一部を改正する法律（法律第86号）を公布（平成17年1月1日施行）

◇電子広告制度の導入のための一部を改正する法律（法律第87号）を公布（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（法律第88号）を公布（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、〈以下、略〉）

◇特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（法律第93号）を公布（同日施行）

◇鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（法律第94号）を公布（平成17年4月1日施行。ただし、附則第7条及び第28条の規定は公布の日から、附則第4条第1項から第5項まで及び第9項から第11項まで、第5条並びに第6条の規定は平成16年10月1日施行）

◇工業標準化法の一部を改正する法律（法律第95号）を公布（平成17年10月1日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 1 附則第17条の規定 公布の日 2 第1条、次条及び附則第16条の規定 平成16年10月1日 3 附則第3条の規定 平成17年4月1日）

◇卸売市場法の一部を改正する法律（法律96号）を公布（同日施行。ただし、第41条の改正規定は、平成21年4月1日施行）

◇証券取引法等の一部を改正する法律（法律第97号）を公布（平成17年4月1日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行。＜以下、略＞）

◇卸売市場法の施行令の一部を改正する政令（政令第196号）を公布（同日施行）

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付け機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第50号）を公布（同日施行）

◇卸売市場法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第51号）を公布（同日施行。ただし、第2条の前に1条を加える改正規定（第1条第2号及び第3号に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日施行）

11日(金)◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第52号）を公布（同日施行）

◇国民年金法等の一部を改正する法律（法律第104号）を公布（平成16年10月1日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行。＜以下、略＞）

18日(金)◇農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律（法律第107号）を公布（平成17年4月1日施行。ただし、附則第24条及び附則第27条の規定は同日施行）

◇景観法（法律第110号）を公布（公布の日

から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第3章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第111号）を公布（景観法（平成16年法律第110号）の施行の日から施行。ただし、第1条中都市計画法第8条、第9条、第12条の5及び第13条の改正規定、第3条、第5条、第7条から第10条まで、第12条、第16条中都市緑地法第35条の改正規定、第17条、次条並びに附則第4条、第5条及び第7条の規定は、景観法附則ただし書きに規定する日から施行）

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（法律第112号）を公布（公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（法律第113号）を公布（日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行。ただし、第13条、第14条第1項第2号、第15条、第17条及び附則第4条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（法律第114号）を公布（公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇公益通報者保護法（法律第122号）を公布（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後にされた公益通報について適用する）

◇不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第124号）を公布（新不動産登記法の施行の日から施行。ただし、第3条のうち非訟事件手続法第125条第1項の改正規定及び第13条のうち抵当証券法第41条の改正規定中新不動産登記法第127

条の準用に係る部分は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の施行の日（平成17年4月1日）又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行）

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律（法律第128号）を公布（公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（条約第4号）を公布

◇農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産省令53号）を公布（同日施行）

21日(月)◇農薬取締法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第54号）を公布（公布の日から起算して1年を経過した日から施行）

◇農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省・環境省令第2号）を公布（公布の日から起算して1年を経過した日から施行）

23日(水)◇国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（法律第130号）を公布（平成16年10月1日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行。1 第1条中国家公務員共済組合法附則第20条の3の改正規定 公布の日 2 第2条、第7条、第10条、第13条及び第18条並びに附則第9条から第15条まで、第28条から第36条まで及び第38条から第76条までの規定 平成17年4月1日 3 第3条、第11条及び第15条の規定 平成18年4月1日 4 第4条の規定 平成18年7月1日 5 第5条、第8条、第12条、第16条、第19条及び第20条並びに附則第16条から第21条まで、第37条、第77条及び第78条の規定 平成19年4月1日 6 第6条並びに附則第22条及び第23条の規定 平成20年4月1日）

25日(金)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第55号）を公布（公布の日から起算して30日を経過した日から施

行）

7 月

7月1日(木)◇農林水産省「消費者の部屋」の平成16年後期特別展示スケジュールについて（消費・安全局消費者情報官消費者の部屋）

◇BSEに関する第2回専門家及び実務担当者会合（WG）の概要について（消費・安全局衛生管理課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第3回需給小委員会の開催について（生産局果樹花き課）

◇「消費・安全局設置から1年間のとりくみ」について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇韓国はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇主要食料品の小売価格等の見通し（消費・安全局消費・安全政策課）

◇食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称）の発行について（技術会議事務局先端技術研究課）

◇JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対するパブリック・コメントの募集等について（(1) JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見の募集 (2) JAS制度のあり方検討会中間取りまとめの説明会の開催）（消費・安全局表示・規格課）

◇平成16年度「国際共同研究人材育成推進事業」募集開始（技術会議事務局国際研究課）

2日(金)◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）

◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について（6月第4週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）

◇国連食糧農業機関（FAO）漁獲能力及びIUU漁業に関する政府間技術会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」（第2回会合）の概要（林野庁林政部経営課）

- ◇商品取引員に対する行政処分について
(総合食料局商品取引管理官付)
- ◇第17回「食品の表示に関する共同会議」
の議事概要について(消費・安全局表示・規格課、厚生労働省)
- ◇亀井農林水産大臣の海外出張について
(大臣官房国際部国際政策課、国際経済課)
- 5日(月)◇平成16年6月第5週(6月28日～7月2日)の牛肉小売価格等の調査結果について
(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡の結果について(6月分・確定値)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇第4回植物新品種の保護に関する研究会の開催について(生産局種苗課)
- ◇第36回国際熱帯木材期間(ITTO)理事会等の開催について(林野庁林政部木材課木材貿易対策室)
- ◇コーデックス委員会総会における食品中のカドミウムの国際基準値の検討結果について(消費・安全局農産安全管理課、厚生労働省)
- ◇提案公募型の「ごはん食推進活動支援事業」に係る採択の決定について(総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室)
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(6月28日～7月5日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)
- ◇口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針案についての意見・情報の募集について(消費・安全局衛生管理課)
- 6日(火)◇G10閣僚会合の結果概要(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇平成16年度第1回農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会の開催について(農村振興局計画部事業計画課、整備部設計課、水利整備課施設管理室)
- ◇農林水産政策研究所参与会議の開催について(農林水産政策研究所、大臣官房企画評価課)
- 7日(水)◇鶏の改良増殖目標についての研究会の概要について(生産局畜産部畜産振興課)
- ◇亀井農林水産大臣とグローサー議長との会談結果概要(大臣官房国際部国際経済課)
- ◇平成16年度上期のとうもろこしの関税割当て公表(第2次)について(大臣官房国際部貿易関税課)
- ◇第18回「食品の表示に関する共同会議」の開催について(消費・安全局表示・規格課、厚生労働省)
- ◇森と湖に親しむ旬間の実施について(林野庁森林整備部治山課水源林地産対策室)
- ◇瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報(7～8月)(水産庁増殖推進部漁場資源課)
- 8日(木)◇特定外来生物被害防止基本方針(案)に係る意見の募集(パブリックコメント)及び説明・意見交換会の開催について(大臣官房環境政策課)
- ◇平成16年度病害虫発生予報第4号の発表について(消費・安全局植物防疫課)
- ◇日本農林規格等の一部改正に係る農林物資規格調査会部会の開催及び傍聴の募集について(消費・安全局表示・規格課)
- ◇日本農林規格等の一部改正に係る農林物資規格調査会部会の開催及び傍聴の募集について(消費・安全局表示・規格課)
- ◇平成16年度バイオマス利活用優良表彰(応募結果)について(農村振興局農村政策課農村整備総合調整室)
- ◇信濃興農株式会社が製造した「果実飲料」におけるJAS格付け検査の不正受験に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇夏休み期間中に開催される漁村体験イベント情報(水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)
- ◇公開シンポジウム「トドが来る海ートドと漁業の共存をさぐる」開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課、(独)水産総合研究センター北海道区水産研究所)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇農業資材審議会飼料分科会の開催及び一般傍聴について(消費・安全局衛生管理課)
- ◇家畜の改良増殖目標についての研究会(豚)の概要について(生産局畜産部畜産振興課)
- 9日(金)◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第3回産地・経営小委員会の

概要について（生産局果樹花き課）

◇アイルランド産めん羊肉の不適切な輸入
検疫事案について（消費・安全局衛生管理
課国際衛生対策室）

◇平成16年4月13日に発見した政府所有に
係る米国産精米のカビ付着について（総合
食料局食糧部消費流通課）

◇平成16年度第3回緑資源幹線林道事業期
中評価委員会の開催について（林野庁森林
整備部整備課）

◇アイルランド産めん羊肉の不適切な輸入
検疫事案について（第2報）（消費・安全局
衛生管理課国際衛生対策室）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜
伝染病予防法第52条の規定による報告徴求
の結果について（6月第5週分の報告）（消
費・安全局衛生管理課）

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料
分科会 第9回食料需給予測部会の開催及
び傍聴について（総合食料局食料企画課）

◇日中民間緑化協力委員会第5回会合の開
催について（林野庁森林整備部計画課海外
林業協力室）

◇WCPFC 決議遵守会合の開催について
（水産庁資源管理部国際課）

◇家畜の改良増殖目標についての研究会
（乳用牛）の概要について（生産局畜産部
畜産振興課）

◇平成16年度機構営事業再評価第三者委員
会（第2回）独立行政法人緑資源機構南丹
区域現地調査及び現地検討会議事録（農村
振興局総務課）

◇日本農林規格の廃止案についての意見・
情報（パブリックコメント）の募集につい
て（消費・安全局表示・規格課）

◇日本農林規格の制定及び改正案につい
ての意見・情報（パブリックコメント）の募
集について（消費・安全局表示・規格課）

12日(月)◇第2回森林国営保険に関する検討会の概
要について（林野庁森林整備部森林保全課）

◇平成16年7月第1週（7月5日～7月9
日）の牛肉小売価格等の調査結果について
（消費・安全局消費・安全政策課）

◇東京及び海外主要5都市における食料品
の小売価格調査結果のポイント（消費・安
全局消費・安全政策課）

◇「森林整備に関するボランティア団体と
の懇談会」の開催について（林野庁林政部
企画課）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売
渡について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会
（第15回）の開催及び傍聴について（大臣
官房企画評価課）

◇日・フィリピン経済連携協定（EPA）交
渉第3回会合の概要（大臣官房国際部国際
調整課）

◇食品に関するリスクコミュニケーション
（リスク分析の概念を踏まえた食品安全行
政の取組や健康食品についての意見交換
会）の開催（愛媛県松山市）について（消
費・安全局消費者情報官、厚生労働省）

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安
全分科会家畜衛生部会 第8回家きん疾病
小委員会の開催について（消費・安全局衛
生管理課）

◇コイヘルペスウイルス病に関する PCR
検査結果（7月5日～7月11日分）（消費・
安全局衛生管理課魚類安全室）

◇生物多様性影響評価検討会総合検討会の
開催及び傍聴について（技術会議事務局技
術安全課）

◇韓国はえ縄漁船の拿捕について（水産庁
資源管理部管理課指導監督室）

◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関
する法律に基づく飼料及び飼料添加物の成
分規格等関する省令の一部改正案につい
ての意見・情報について（消費・安全局衛
生管理課）

◇子ども向け白書「ジュニア農林水産白書」
の作成・配布について（大臣官房情報課情
報分析室）

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の
承認申請案件に対する意見・情報の募集（消
費・安全局農産安全管理課）

13日(火)◇平成16年度機構営事業事後評価（筑後川
下流用水事業）第三者委員会（第1回）議
事概要（農村振興局総務課）

◇平成16年度機構営事業再評価第三者委員
会（第3回）水資源機構香川用水施設緊急
改築事業現地調査及び現地検討会議事概要
（農村振興局総務課）

◇平成16年4月・5月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第3回需給小委員会の概要について（生産局果樹花き課）

◇株式会社アルタックフーズが販売した「食肉加工品」における不正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成16年4月～5月）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇平成16年産米の検査結果（速報値）（平成16年6月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇第3回犬等の検疫制度検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）

◇「魚食と健康について」のホームページへの掲載について（消費・安全局衛生管理課）

◇金田農林水産副大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課、水産庁資源管理部国際課）

◇「知床」の世界遺産一覧表への記載のための国際自然保護連合（IUCN）による調査について（第二報）（林野庁森林整備部森林保全課）

◇第17回農業生産資材問題検討会の開催について（生産局農産振興課技術対策室、消費・安全局農産安全管理課）

◇国連公海漁業協定第3回非公式協議の結果について（水産庁資源管理部国際課）

14日(水)◇水産政策審議会第15回施策部会の開催について（水産庁漁政部企画課）

◇米の1人1ヶ月当たり消費量（平成16年5月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇畳表のJAS法違反に対する告発について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇第3回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の開催及び傍聴について（生産局農産振興課）

◇第9回農業資材審議会飼料分科会の概要について（消費・安全局精製管理課）

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会の開催について（総合食料局食料企画課）

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会第2回家畜衛生部会の開催について（消費・安全局衛生管理課）

◇日中農業科学技術交流グループ第23回会議について（大臣官房国際部国際協力課海外技術協力室）

15日(木)◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇新・北海道農業人フェア'04の開催について（経営局女性・就農課）

◇亀井農林水産大臣の国内出張について（林野庁国有林野部管理課）

◇『津波に備えよう！～あなたのところの海岸は大丈夫？～』ホームページ公表について（農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省）

◇平成16年6月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）

◇水産政策審議会・第5回漁港漁場整備分科会の開催について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

◇第56回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合本会合の開催について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇「森林整備に関するボランティア団体との懇談会」の概要について（林野庁林政部企画課）

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇日・マレーシア経済連携協定の第4回交渉会合について（大臣官房国際部国際調整課）

◇飼養衛生管理基準案についての意見・情報募集について（消費・安全局衛生管理課）

◇木村農林水産大臣政務官の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇平成16年度第1回太平洋スルメイカ長期漁況予報 ―別表の水産関係機関が検討し独立行政法人水産総合研究センター北海道区水産研究所がとりまとめた結果―（水産

庁増殖推進部漁場資源課、(鮎)水産総合研究センター北海道区水産研究所)

- 16日(金)◇平成15年度農林水産省政策評価(実績評価)の結果について(大臣官房企画評価課)
 ◇日中民間緑化協力委員会・第5回会合の開催(結果概要)(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室)
 ◇麦製品等の取引価格の推移(平成16年6月分)(総合食料局食糧部計画課)
 ◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について(7月第2週分の報告)(消費・安全局衛生管理課)
 ◇BSEに関する第3回日米ワーキンググループ会合の開催について(消費・安全局衛生管理課)
 ◇第7回水産防疫体制に関する専門家会議の開催について(消費・安全局水産防疫体制検討室)
 ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(7月12日～7月16日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)
 ◇第2回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の概要について(生産局農産振興課)
 ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(H16.6.1～H16.6.30異動情報提供分)(技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)
 ◇平成15年度LL牛乳生産量について(生産局畜産部牛乳乳製品課)
 ◇子ども霞が関見学デーのお知らせ(大臣官房情報課)
 ◇平成16年産麦の検査結果(平成16年6月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
 ◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について(消費・安全局農産安全管理課)
 ◇平成15～16年度緑資源機構事業事後評価第三者委員会(第2回)議事概要(生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室、農村振興局総務課、(鮎)緑資源機構)
 ◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会(第3回)の開催及び傍聴について(消費・安全局消費・安全政策課)
 20日(火)◇第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の開催及び傍聴のお知らせ

- ◇平成16年7月第2週(7月12日～7月16日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)
 ◇第3回「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用のあり方に関する研究会」の開催及び現地視察について(生産局畜産部食肉鶏卵課)
 ◇普通肥料の検査結果の公表について(消費・安全局農産安全管理課)
 ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(7月16日～7月20日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)
 ◇第3回犬等の検疫制度検討会の概要について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)
 ◇幼齢犬及び幼齢猫の輸入自粛要請について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)
 ◇平成16年度第1回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁海況予報 一別表の水産関係機関が検討し、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所がとりまとめた結果一(水産庁増殖推進部漁場資源課、(鮎)水産総合研究センター中央水産研究所)
 ◇WCPFC 決議遵守会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)
 ◇水産制度金融ホームページの開設について(水産庁漁政部水産経営課)
 ◇水産政策審議会・第5回漁港漁場整備分科会の結果について(水産庁漁港漁場整備部計画課)
 ◇平成16年度第3回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の議事概要について(林野庁森林整備部整備課)
 ◇「平成16年度農林水産航空事業の実施計画について」の一部修正について(消費・安全局植物防疫課)

- 21日(水)◇鹿児島県における豚コレラを疑う事例について(消費・安全局衛生管理課)
 ◇平成16年産水稻うるち米品種別作付見込面積について(総合食料局食糧部計画課)
 ◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会資料一覧(総合食料局食糧部計画課、食糧貿易課)
 ◇第17回農業生産資材問題検討会の概要について(生産局農産振興課、消費・安全局

農産安全管理課)

◇政府所有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について(総合食料局食糧部計画課)

◇豊かな東京湾再生検討委員会第2回食文化分科会の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇シンポジウム『食卓から農場まで』顔の見える仕組み ～生産情報公表牛肉について～」の開催について(消費・安全局表示・規格課)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第15回)の資料について(大臣官房企画評価課)

◇政府保有に係るアメリカ産うるち玄米の異物混入について(総合食料局食糧部消費流通課)

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(7月20日～7月21日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇「福井豪雨災害」に係る市川農林水産副大臣の現地調査について(経営局経営政策課)

22日(木)◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第16回)の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第5回畜産企画部会の開催及び傍聴について(生産局畜産部畜産企画課)

◇食料・農業・農村政策審議会企画部会地方公聴会における意見陳述人の公募について(大臣官房企画評価課)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇第12回豚コレラ撲滅技術検討会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会第9回食糧需給予測部会資料一覧(総合食料局食料企画課)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇平成16年度第3回水源林造成事業期中評価委員会の開催について(林野庁森林整備部整備課)

◇日・マレーシアEPA締結交渉第4回会合の概要(大臣官房国際部国際調整課)

◇「水産防疫体制に関する専門家会議」報告書について(消費・安全局総務課水産防疫体制検討室)

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について(概要)(7月21日実施)(総合食料局食糧部計画課)

◇第6回「農林漁業金融に関する研究会」の開催について(経営局金融調整課)

◇犬等の輸出入検疫則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について(消費・安全局衛生管理課国際衛生室)

◇第12回豚コレラ撲滅技術検討会の概要について(消費・安全局衛生管理課)

23日(金)◇中山間地域等総合対策検討会(第18回)の開催について(農村振興局地域振興課中山間地域振興室)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について(7月第3週分の報告)(消費・安全局衛生管理課)

◇平成16年度第2回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の開催について(生産局果樹花き課)

◇家畜の改良増殖目標についての研究会(肉用牛)の概要について(生産局畜産部畜産振興課)

◇第56回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合本会合の結果について(水産庁資源管理部遠洋課)

◇ワシントン条約(CITES)アジア地域会合の結果概要(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇平成16年度日本海スルメイカ長期漁況予報 一別表の水産関係機関が検討し独立行政法人水産総合研究センター日本海区水産研究所がとりまとめた結果一(水産庁増殖推進部漁場資源課、㈱水産総合研究センター)

◇水産政策審議会第15回施策部会の結果について(水産庁漁政部企画課)

◇亀井農林水産大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課、国際経済課)

◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉

の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

26日(月)◇第6回文部科学省・農林水産省連携協議

会の開催について（経営局女性・就農課）

◇平成16年7月第3週（7月20日～7月23日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成15年度松くい虫被害について（林野庁森林整備部森林保全課森林保護対策室）

◇第10回栽培漁業のあり方検討会の開催について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）

◇平成15～16年度緑資源機構事業事後評価第三者委員会（第2回）議事録（生産局畜産部畜産振興課、農村振興局総務課、緑資源機構）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について（7月分・速報値）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇政府が販売した豪州産うるち砕精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）

◇第1回「花き産業振興方針検討会」の開催及び傍聴について（生産局果樹花き課花き対策室）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（7月21日～7月26日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

27日(火)◇集荷円滑化対策に係る加入契約状況について（総合食料局食糧部計画課）

◇「海外食料需給レポート2004」の公表について（総合食料局食料企画課）

◇農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（案）についての意見・情報の募集について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（7月26日～7月27日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

28日(水)◇農林物資規格調査会部会の開催について（消費・安全局表示・規格課）

◇グルジア船籍を有するまぐろ延縄漁業に従事する船舶の我が国港への寄港不許可措置について（水産庁資源管理部管理課）

◇政府が販売した米国産うるち砕精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）

◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）

◇政府が販売したタイ国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）

◇政府が販売した国内産米の異物混入について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇第5回植物新品種の保護に関する研究会の開催について（生産局種苗課）

◇「消費者団体との懇談会」の開催について（消費・安全局消費者情報官）

◇グローサー議長とG10閣僚との会談の概要（大臣官房国際部国際経済課）

◇亀井農林水産大臣とダイス・スイス大統領兼経済大臣との会談の結果概要（大臣官房国際部国際経済課）

29日(木)◇バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ第4回会合の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）

◇平成16年度病害虫発生予報第5号の発表について（消費・安全局植物防疫課）

◇平成16年度第4回緑資源幹線林道事業期中評価委員会の開催について（林野庁森林整備部整備課）

◇豚肉等に係る関税の緊急措置の発動について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇第10回栽培漁業のあり方検討会の結果概要について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇株式会社日本レストランエンタプライズが製造販売した「調理食品（おにぎり）」における不正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇第4回むらの伝統文化顕彰の募集について（農村振興局農村政策課）

◇亀井農林水産大臣とミッチェル加農大臣との会談の結果概要（大臣官房国際部国際経済課）

◇亀井農林水産大臣とキム韓国農林部副長官との会談の結果概要（大臣官房国際部国際経済課）

◇「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の公表について（総合食料局食糧部計画課）

30日(金)◇農林水産省国際コメ年推進本部の開催について（大臣官房国際部国際協力課）

◇水産物の市況について（平成16年7月及び8月）－東京都中央卸売市場における平成16年7月（6月21日～7月20日集計）の市況と、平成16年8月の市況見通し（前月との比較）－（水産庁漁政部加工流通課）

◇農薬の容器又は包装に係る表示の欠落について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成16年6月末まで）（消費・安全局衛生管理課）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について（7月第4週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）

◇日本農林規格の一部改正等に係る農林物資規格調査会部会の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）

◇日本農林規格の制定に係る農林物資規格調査会部会の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）

◇平成15年度環境物品等の調達実績の概要について（大臣官房環境政策課、経理課）

◇野菜に関する月間情報（7月分）の提供について（生産局野菜課）

◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇平成16年産麦の検査結果（平成16年7月15日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第5回畜産企画部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）

◇りんご火傷病の植物検疫措置に関する再パネルの設置について（消費・安全局植物防疫課）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第17回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）

◇第5回「野菜政策に関する研究会」の開催及び傍聴について（生産局野菜課）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第16回）の資料について（大臣官房企画評価課）

◇平成16年度第3回水源林造成事業期中評価委員会の議事概要について（林野庁森林整備部整備課）

◇「水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価」に関する日本学術会議からの答申について（水産庁漁政部企画課）

〈法令〉

7月1日(木)◇農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第56号）を公布（同日施行）

2日(金)◇青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第220号）を公布（平成16年8月1日施行）

◇青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第221号）を公布（青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成16年8月1日）から施行）

6日(火)◇承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第57号）を公布（公布の日から起算して20日を経過した日から施行）

9日(金)◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第232号）を公布（平成16年7月30日施行）

12日(月)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第58号）を公布（同日施行）

14日(水)◇農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第6号）を公布（同日施行）

◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第59号）を公布（同日施行）

16日(金)◇家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令（政令第234号）を公布（平成16年8月1日施行。ただし、「新島本村」を「新島村」に改める部分は、同日施行）

◇海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令（政令第235号）を公布（平成16年8月1日施行。ただし、別表遠州灘・志摩沖海域の項及び熊野灘海域の項の改正規定は、同年10月1日から施行）

◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第60号）を公布（同日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行）

ら施行。1 別表第2沖合底びき網漁業の項第1号ロ(9)から(13)まで及び同号リ並びに同表以西底びき網漁業の項の改正規定 平成16年8月1日 2 別表第二沖合底びき網漁業の項第1号ロ(145)から(147)まで並びに同(170)及び(171)の改正規定 平成16年10月1日)

23日(金)◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行期日を定める政令(政令第239号)を公布(平成16年8月1日施行)

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令(政令第240号)を公布(法の施行の日(平成16年8月1日)施行)

◇預金保険機構債券令及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第242号)を公布(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行の日(平成16年8月1日)施行)

26日(月)◇中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を公布(金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)の施行の日(平成16年8月1日)施行)

◇農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令(内閣府・農林水産省令第7号)を公布(法の施行の日(平成16年8月1日)施行)

◇農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第8号)を公布(金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)の施行の日(平成16年8月1日)施行)

27日(火)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第61号)を公布(同日施行)

29日(木)◇青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第62号)を公布(青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成16年8月1日)施行)

30日(金)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省

令(農林水産省令第63号)を公布(平成16年8月1日施行。ただし、第286条の4第2項の改正規定は公布の日から、別表第3関東農政局の項の改正規定は同年9月1日から、同表中国四国農政局の項の改正規定は同年9月21日施行)

◇地中海漁業一般委員会に関する協定の改正(条約第9号)を公布

8 月

8月1日(日)◇WTO交渉の枠組み合意に対する亀井農林水産大臣談話

2日(月)◇平成16年7月第4週(7月26日～7月30日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇第18回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について(消費・安全局表示・規格課、厚生労働省)

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡の結果について(7月分・確定値)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇主要食料品の小売価格等の見通し(消費・安全局消費・安全政策課)

◇コイヘルペスウイルス病に関する検査結果(7月27日～8月2日分)(消費・安全局消費・安全政策課魚類安全室)

◇第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の概要(林野庁林政部企画課)

◇地中海漁業一般委員会(GFCM)の改正協定の受諾について(水産庁資源管理部国際課)

◇平成16年度第1回農林水産省政策評価会水産庁専門部会の開催及び傍聴について(水産庁漁政部漁政課)

3日(火)◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第6回畜産企画部会の開催及び傍聴について(生産局畜産部畜産企画課)

◇鹿児島県における豚コレラを疑う事例について(消費・安全局衛生管理課)

◇第13回豚コレラ撲滅技術検討会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇「水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価」に関する日本学術会議からの答申について(農林水産大臣談話)(水産庁漁政部企画課)

◇「まぐろの需給情報」—平成16年度第2回

まぐろ需給協議会予測部会の協議結果—
(水産庁漁政部加工流通課)

◇WTO交渉の枠組み合意について(大臣
官房国際部国際経済課)

◇第18回海区漁業調整委員会委員選挙の実
施について(水産庁沿岸沖合課)

4日(水)◇第4回「国産大豆の安定供給に関する懇
談会」の開催及び傍聴について(生産局農
産振興課)

◇大分市中央米穀協業組合の不適正な各付
けの表示に対する措置について(消費・安
全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料
分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の開
催及び傍聴について(総合食料局食糧部食
糧貿易課)

◇成田国際空港における動物検疫キャンペ
ーンについて(消費・安全局衛生管理課国
際衛生対策室、動物検疫所)

◇第16回全国農業青年交換大会について
(経営局女性・就農課)

◇第13回豚コレラ撲滅技術検討会の概要に
ついて(消費・安全局衛生管理課)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会
地方公聴会の開催及び傍聴について(大臣
官房企画評価課)

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の
承認案件に対する意見・情報の募集(消費・
安全局農産安全管理課)

5日(木)◇平成16年度上期のとうもろこしの関税割
当公表(コーンスタッチ用第2次)につい
て(大臣官房国際部貿易関税課)

◇第1回「山菜文化産業懇話会」の開催に
ついて(林野庁林政部経営課特用林産対策
室)

◇平成15年の特用林産物の生産動向につい
て(林野庁経営課特用林産対策室)

◇農林水産省国際コメ年推進本部会合の結
果概要について(大臣官房国際部国際協力
課)

◇平成16年度第2回食料・農業・農村政策
審議会 生産分科会果樹部会の概要につい
て(生産局果樹花き課)

◇食品に関するリスクコミュニケーション
(リスク分析の概念を踏まえた食品安全行
政の取組や健康食品についての意見交換

会)の開催(岩手県盛岡市)(消費・安全局
消費者情報官、厚生労働省)

◇平成16年度第4回緑資源幹線林道事業期
中評価委員会の議事概要について(林野庁
森林整備部整備課)

◇マレーシアからの家きん等の一時輸入停
止措置について(消費・安全局衛生管理課
国際衛生対策室)

6日(金)◇平成15年度食料需給表について(総合食
料局食料企画課)

◇第3回豊かな東京湾再生検討委員会の開
催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション
(牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意
見交換会)」の開催及び出席者の募集につ
いて(消費・安全局消費者情報官、厚生労働
省)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜
伝染病予防法第52条の規定による報告徴求
の結果について(7月第5週分の報告)(消
費・安全局衛生管理課)

◇平成16年度北西太平洋サンマ長期漁況海
況予報 一別表の水産関係機関が検討し独
立行政法人水産総合研究センター東北区水
産研究所がとりまとめた結果—(水産庁増
殖推進部漁場資源課、舩水産総合研究セン
ター東北区水産研究所)

◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異
物混入について(総合食料局食糧部計画課)

◇農林水産省木材利用拡大行動計画の平成
15年度の実施状況について(林野庁林政部
木材課)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会
(第18回)について(大臣官房企画評価課)

◇アイルランド産めん羊肉の不適切な輸入
検疫事業について(第3報)(消費・安全局
衛生管理課国際衛生対策室)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会
(第17回)の資料について(大臣官房企画
評価課)

9日(月)◇平成16年8月第1週(8月2日～8月6
日)の牛肉小売価格等の調査結果にいて(消
費・安全局消費・安全政策課)

◇日・タイ経済連携協定(EPA)交渉実務
者レベル会合の概要(大臣官房国際部国際
調整課)

- ◇コイヘルペスウイルス病に関する PCR 検査結果（8月2日～8月9日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇南アフリカ共和国からの家きん等の一時輸入停止措置について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇平成16年7月13日に混入を確認したアメリカ産うるち玄米の異物について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇農林水産省独立行政法人評価委員会第18回林野分科会の開催について（林野庁研究普及課）
- ◇第3回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の概要について（生産局農産振興課）
- 10日(火)◇米の1人1ヶ月当たり消費量（平成16年6月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇中山間地域等総合対策検討会（第19回）の開催について（農村振興局地域振興課中山間地域振興室）
- ◇農事組合法人に関する照会について（経営局協同組織課経営・組織対策室）
- ◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成16年4月～6月）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の実施について（平成16年9月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第6回畜産企画部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会（第8回）の資料について（大臣官房企画評価課）
- 11日(水)◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇鶏卵の包装者及び賞味期限表示の偽装に係る福印青果(株)への対応について（総合食料局流通課卸売市場室）
- ◇平成15年度食料品消費モニター第2回定期調査結果の概要について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇「果樹農業振興基本方針の策定に当たっての中間論点整理」について（生産局果樹花き課）
- ◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異

- 物混入について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課菓事・飼料安全室）
- ◇平成16年度水稻作況委員会（第1回）の意見について（大臣官房統計部生産流通消費統計課）
- 12日(木)◇遺伝子組換えとうもろこしの隔離ほ場試験栽培における混入について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会）」の開催（熊本県熊本市）及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官、厚生労働省）
- ◇平成15年度食料品消費モニター第3回定期調査結果の概要について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇麦政策の再構築に向けた中間論点整理について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇観光地域活性化の秘訣を伝授 ～『観光カリスマ塾』受講生募集開始～（農村振興局地域振興課、国土交通省）
- ◇第1回「山菜文化産業懇話会」の概要（林野庁林政部経営課特用林産対策室）
- ◇第3回国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会の開催について（林野庁国有林野部業務課）
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション（大阪）－日本における牛海綿状脳症（BSE）対策の検証に関する意見交換会－」の開催と傍聴者の募集について（お知らせ）（消費・安全局消費者情報官、内閣府）
- ◇第6回植物新品種の保護に関する研究会の開催について（生産局種苗課）
- ◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正（案）に係る意見・情報について（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- 13日(金)◇農林物資規格調査会総会の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇政府が販売した国内産米の異物混入について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめにつ

- いて（H16.7.1～H16.7.31異動情報提供分）（技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課）
- ◇福本農林水産大臣政務官の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）
- ◇第18回海区漁業調整委員会委員選挙の結果について（速報）（水産庁沿岸沖合課）
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について（8月第2週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇平成16年産麦の検査結果（平成16年7月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇平成16年産米の検査結果（速報値）（平成16年7月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- 16日(月)◇平成16年度機構営事業事後評価（筑後川下流用水事業）第三者委員会（第1回）議事録（農村振興局総務課）
- ◇平成16年8月第2週（8月9日～8月13日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（8月9日～8月16日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- 17日(火)◇肥料取締法違反に対する嚴重注意について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇魚介類中の水銀濃度調査結果について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- 18日(水)◇食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会農業農村整備部会 平成16年度第1回国際小委員会の開催について（農村振興局事業計画課）
- ◇種苗法による品種登録について（生産局種苗課）
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会）」の開催（北海道札幌市）及び参加者の募集について（消費・安全局消費者情報官、厚生労働省）
- ◇第1回養豚問題懇談会及び第1回養鶏問題懇談会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産振興課）
- ◇平成16年7月20日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇平成16年7月20日に混入を確認した豪州産うるち碎精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）
- 19日(木)◇平成16年度病害虫発生予報第6号の発表について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇「中山間地域等直接支払制度の検証と課題の整理」について（農村振興局地域振興課中山間地域振興室）
- ◇平成16年7月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇麦製品の取引価格の推移（平成16年7月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション（水銀を有する魚介類等の摂取に関する注意事項の見直しについての意見交換会）」の開催について（消費・安全局消費者情報官、厚生労働省）
- ◇牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針案についての意見・情報の募集について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針案についての意見・情報の募集について（消費・安全局衛生管理課）
- 20日(金)◇山眞産業株式会社が販売した「粉類（道明寺粉）」における不正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について（8月第3週分の報告）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇平成15年度末の污水处理人口普及状況について（農村振興局整備部農村整備課）
- ◇污水处理施設連携整備事業の実施状況等について（農村振興局整備部農村整備課、国土交通省、環境省）
- ◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について（概要）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇日韓 FTA 締結交渉第5回会合の開催について（大臣官房国際部貿易関税課）
- ◇平成16年度農林水産情報交流ネットワーク

ク事業全国アンケート調査 野菜の生産流通情報に関する意識・意向調査結果（大臣官房情報課）

◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

23日(月)◇平成16年8月第3週（8月16日～8月20日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇全国資源評価会議の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）

◇第36回国際熱帯木材機関（ITTO）理事会等の結果について（林野庁木材課木材貿易対策室）

◇農林水産政策研究所研究成果報告会の開催について（農林水産政策研究所）

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（8月16日～8月22日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

◇第1回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の開催について（生産局特産振興課）

◇市川農林水産副大臣の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇第1回「花き産業振興方針検討会」の概要について（生産局果樹花き課）

◇我が国周辺水域における主要魚種の資源評価（案）に関する意見・情報の募集（水産庁増殖推進部漁場資源課）

24日(火)◇第7回「農林漁業金融に関する研究会」の開催について（経営局金融調整課）

◇日本農林規格の制定案についての意見・情報（パブリックコメント）の募集について（消費・安全局表示・規格課）

◇日本農林規格等の一部改正案についての意見・情報（パブリックコメント）の募集について（消費・安全局表示・規格課）

25日(水)◇加工食品品質表示基準等の一部改正等に対する意見募集の結果について（消費・安全局表示・規格課）

◇平成16年7月26日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売

渡しについて（総合食料局食糧部消費流通課）

◇第4回「国産大豆の安定供給に関する懇談会」の概要及び「中間取りまとめ」について（生産局農産振興課）

◇第5回「野菜政策に関する研究会」の概要について（生産局野菜課）

◇野菜政策の基本的方向「野菜政策に関する研究会」中間報告書について（生産局野菜課）

◇平成16年度第1回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会甘味資源部会の開催について（生産局特産振興課）

◇都市と農山漁村の共生・対流表彰事業「第2回オーライ！ニッポン大賞」の募集について（農村振興局地域振興課グリーン・ツーリズム推進室）

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく農林水産大臣の不利益処分に係る処分基準の公表について（消費・安全局表示・規格課）

◇国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会（第3回）の概要（林野庁国有林野部業務課）

◇水産庁漁業調査船照洋丸による東部太平洋熱帯域におけるカジキ類資源生態調査の実施について（水産庁増殖推進部漁場資源課、(独)水産総合研究センター遠洋水産研究所）

◇水稻作況委員会（第2回）の意見（大臣官房統計部生産流通消費統計課）

26日(木)◇食料・農業・農村政策審議会 第12回施策部会の開催及び一般傍聴について（大臣官房情報課情報分析室）

◇第5回日韓FTA交渉会合の概要（大臣官房国際部貿易関税課）

27日(金)◇第4回「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」の開催及び傍聴について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置現地検討会の開催について（生産局農産振興課、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構）

◇農協系統金融機関の平成15事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について

(経営局金融調整課)

◇平成16年度第2回輸入米に係る特別売買(SBS)の結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇高病原性鳥インフルエンザに関する家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求の結果について(8月第4週分の報告)(消費・安全局衛生管理課)

◇鹿児島県における豚コレラを疑う事例について(消費・安全局衛生管理課)

◇日・キリバス漁業協議の開催について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)

30日(月)◇バイオマスタウン構想の募集について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇平成16年8月第4週(8月23日～8月27日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇鹿児島県における豚コレラを疑う事例について(消費・安全局衛生管理課)

◇2003年(第11次)漁業センサス結果概要(要約)(大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室)

◇県立宮古農林高等学校の農林水産大臣訪問について(農村振興局計画部土地改良企画課)

◇平成15年度食料品消費モニター第4回定期調査結果の概要について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇台湾からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(8月23日～8月29日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

31日(火)◇平成17年度農林水産予算概算要求の概要

◇平成17年度組織・定員要求の概要について

◇野菜に関する月間情報(8月分)の提供について(生産局野菜課)

◇諫早湾干拓・仮処分命令に対する異議申立てについて(農村振興局整備部設計課)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成16年7月末まで)(消費・安全局衛生管理課)

◇第6回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇平成16年産米の検査結果(速報値)(平成16年8月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成16年産麦の検査結果(平成16年7月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成16年度国営土地改良事業等の事前評価結果について(農村振興局計画部事業計画課、整備部水利整備課、防災課、総務課)

◇平成16年度国営土地改良事業等の期中の評価結果について(農村振興局整備部水利整備課、防災課、総務課)

◇平成16年度国営土地改良事業等の完了後の評価結果について(農村振興局計画部土地改良企画課計画調整室)

◇市川農林水産副大臣とサラギ・インドネシア農業大臣との会談の概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇平成15年度食料品消費モニター第2回定期調査結果及び第3回定期調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇研究開発の評価結果について(技術会議事務局技術政策課)

◇「世界イネ研究会議—科学技術が拓くコメと人の未来—」の開催と参加の募集のご案内(技術会議事務局国際研究課、国際農林水産業研究センター)

◇平成16年度林野公共事業の事業評価の結果について(林野庁国有林野部業務課、森林整備部整備課、森林整備部計画課)

〈法令〉

8月25日(水)◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・経済産業省令第8号)を公布(平成16年9月1日施行)

27日(金)◇商品取引所法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第258号)を公布(平成17年5月1日施行)

◇商品取引所法施行令の一部を改正する政令(政令第259号)を公布(商品取引所法の一部を改正する法律の施行の日(平成17年5月1日)から施行。ただし、次条から附則第4条までの規定は、同日施行)

◇特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第260号)を公布(平成16年11月11日施行)

◇特定商取引に関する法律施行令及び割賦販売法施行令の一部を改正する政令（政令第261号）を公布（特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成16年11月11日）施行）

30日(月)◇農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第64号）を公布（平成16年10月1日施行）
◇農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第65号）を公布（平成16年10月1日施行）

9 月

9月1日(水)◇主要食料品の小売価格等の見通し（消費・安全局消費・安全政策課）

◇2004食育実証研究発表会の開催及び参加者募集について（消費・安全局消費者情報官）

◇日・フィリピン経済連携協定交渉第4回会合の開催について（大臣官房国際部国際調整課）

◇平成16年7月23日に混入を確認した国内産米の異物について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇「食を考える国民フォーラム」の開催について（消費・安全局消費者情報官）

◇第1回養豚問題懇談会の概要について（生産局畜産部畜産振興課）

◇第4回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の開催について（林野庁林政部経営課）

◇ペーリング公海漁業条約第9回年次会議の開催について（水産庁資源管理部国際課、増殖推進部漁場資源課）

◇水産物の市況について（平成16年8月及び9月）（水産庁漁政部加工流通課）

2日(木)◇農林水産政策研究所研究成果報告会の開催について（農林水産政策研究所農林水産情勢分析センター）

◇平成16年度第1回畜産環境対策担当者等全国会議の概要について（生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室）

◇農林物資規格調査会総会の開催について（消費・安全局表示・規格課）

◇平成16年度飼料増産重点地区の概要について（生産局畜産部畜産振興課）

◇石原農林水産事務次官の海外出張について（大臣官房国際部国際政策課）

◇平成16年7月26日に混入を確認した米国産うるち砕精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）

◇平成16年7月27日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について（9月分・速報値）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇林業用手持機械の振動・騒音測定値について（林野庁森林整備部研究普及課技術開発推進室）

3日(金)◇平成16年度農業農村整備事業等補助事業の事前評価結果について（農村振興局計画部事業計画課、整備部農地整備課、農村整備課、生産局畜産部畜産振興課）

◇化学合成農薬が検出されたクララの抽出物が主成分とみられる資材について（消費・安全局農産安全管理課）

◇「台風等災害」に係る福本農林水産大臣政務官の現地調査について（経営局経営政策課）

◇株式会社ローヤルにおける青果物の原産地の不正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇日本通運株式会社における「パイナップル」の原産地の不正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇農業資材審議会飼料分科会の開催及び一般傍聴について（消費・安全局衛生管理課）

◇平成16年8月12日に混入を確認した国内産米の異物について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇食料・農業・農村政策審議会企画部会（第18回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）

◇「生産情報公表豚肉のJAS規格」説明会の開催について（消費・安全局表示・規格課、(財)食品産業センター）

◇第1回林業普及指導運営方針の策定に関する懇談会の開催について（林野庁森林整備部研究普及課）

- ◇林政審議会の開催及び一般傍聴について
(林野庁林政部林政課)
- ◇日・キリバス漁業協議の結果について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)
- 6日(月)◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会
地方公聴会(岡山会場)の中止について(大臣官房企画評価課)
- ◇平成16年9月第1週(8月30日～9月3日)の牛肉小売価格等の調査結果について
(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇農林物資規格調査会総会の審議の概要について
(消費・安全局表示・規格課)
- ◇第1回養鶏問題懇談会の概要について
(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇政府国内産米穀(需要拡大製品用途)の一般競争入札による売渡しについて(総合食料局食糧部計画課)
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(8月30日～9月5日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)
- ◇木の文化を支える森づくり活動について
(林野庁国有林野部業務課国有林野総合利用推進室)
- ◇アジア森林パートナーシップ(AFP)の強化を図るための地域ワークショップの結果概要について(林野庁森林整備部計画課海外林業協力室、林政部木材課木材貿易対策室)
- ◇平成16年度第2回冷凍水産物需給情報検討会の協議結果(水産庁漁政部加工流通課)
- 7日(火)◇政府保有に係るアメリカ産精米のカビ付着の発見について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 第9回総合食料分科会の開催及び傍聴について(総合食料局食料企画課)
- ◇平成14年度農業・食料関連産業の経済計算(速報)概要(大臣官房情報課情報分析室)
- ◇「美の里づくりガイドライン」の作成について(農村振興局農村政策課)
- ◇第4回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の議事概要について(林野庁林政部経営課)
- ◇豊かな東京湾再生検討委員会第3回食文化分科会の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)
- 8日(水)◇地方農政局長等会議の開催について(大臣官房地方課)
- ◇普通肥料の検査結果の公表について(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇第2回養鶏問題懇談会及び第2回養豚問題懇談会の開催及び傍聴について(生産局畜産部畜産振興課)
- ◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について(9月分・確定値)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇第12回日中農産物貿易協議会の開催について(生産局野菜課、林野庁林政部経営課特用林産対策室、大臣官房国際部貿易関税課)
- ◇漁船海難防止強化旬間の実施について(水産庁漁政部企画課)
- 9日(木)◇政府保有に係るオーストラリア産精米の変質米混入について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇日・タイ経済連携協定交渉第4回会合の開催について(大臣官房国際部国際調整課、国際協力課)
- 10日(金)◇「立ち上がる農山漁村」シンポジウムの開催について(農村振興局農村政策課、財農学会)
- ◇米の1人1ヵ月当たり消費量(平成16年7月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇平成16年度下期の関税割当公表について(大臣官房国際部貿易関税課)
- ◇第7回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の開催について(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)
- ◇食品に関するリスクコミュニケーション(リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品についての意見交換会)の開催(沖縄県那覇市)について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)
- ◇日・フィリピン経済連携協定(EPA)交渉第4回会合の概要(大臣官房国際部国際調整課)
- ◇全国資源評価会議の結果について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案についてのパブリック・コメントの実施について（水産庁漁政部企画課）

- 13日(月)◇平成16年9月第2週（9月6日～9月10日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇全国家畜衛生担当者会議の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇平成20砂糖年度国内産糖の目標生産費について（生産局特産振興課）
- ◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（9月6日～9月12日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇牛海綿状脳症（BSE）の確定診断の結果について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇第3回森林国営保険に関する検討会の開催について（林野庁森林整備部森林保全課）
- ◇ベーリング公海漁業条約第9回年次会議の結果について（水産庁資源管理部国際課、増殖推進部漁場資源課）
- ◇「栽培漁業のあり方について～報告書～」について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）
- ◇平成16年度北西太平洋アカイカ漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、(株)水産総合研究センター北海道区水産研究所）
- ◇北西大西洋漁業機関（NAFO）第26回年次会合の開催について（水産庁資源管理部国際課）

- 14日(火)◇「食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会）」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官、厚生労働省）
- ◇平成16年6月・7月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）
- ◇平成16年度機構営事業事後評価（筑後川下流用水事業）第三者委員会（第2回）議事概要及び議事録（農村振興局総務課）
- ◇第5回「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」

の開催及び傍聴について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

- ◇平成16年産麦の検査結果（速報値）（平成16年8月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇平成16年産米の検査結果（速報値）（平成16年8月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の実施について（平成16年10月分）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇第7回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇第10回農業資材審議会飼料分科会の概要について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇第12回日中農産物貿易協議会の結果について（生産局野菜課、林野庁林政部経営課特用林産対策室、大臣官房国際部貿易関税課）
- ◇林政審議会の概要について（林野庁国有林野部管理課、経営企画課、林政部林政課）
- ◇平成16年紀伊半島沖、東海道沖地震による被害漁業者等に対する経営資金等の融通及び既貸付金の償還猶予等について（水産庁漁政部水産経営課）
- ◇平成16年7月梅雨前線豪雨、台風第15号、台風第16号、台風第17号及び台風第18号による被害漁業者等に対する経営資金等の融通及び既貸付金の償還猶予等について（水産庁漁政部水産経営課）
- 15日(水)◇第4回犬等の検疫制度検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇第19回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（消費・安全局表示・規格課、厚生労働省）
- ◇政府保有に係るアメリカ産精米の異物混入について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇第7回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H16.8.1～H16.8.31異動情報提供分）（技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）

- ◇「第1回林業普及指導運営方針の策定に関する懇談会」の概要について（林野庁森林整備部研究普及課）
- ◇第4回豊かな東京湾再生検討委員会の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- 16日(木)◇平成16年8月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 第9回総合食料分科会資料一覧（総合食料局流通課卸売市場室、食品産業企画課食品環境対策室）
- ◇牛海綿状脳症（BSE）の調査状況等について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇家畜及び鶏の改良増殖目標についての研究会（馬、鶏）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）
- ◇茨城県神栖町において農業用井戸水及び産米から有機ヒ素化合物が検出されたという発表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇鹿児島県における豚コレラを疑う事例について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第18回）の資料について（大臣官房企画評価課）
- ◇平成15年木材需給表（丸太換算）の概要（林野庁林政部企画課）
- ◇NPAFC（北太平洋瀬河性魚類委員会）公開市民講座の開催について（水産庁漁場資源課、舩さけ・ます資源管理センター）
- 17日(金)◇株式会社丸和が販売した「あさり」における不適正表示に対する措置について肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格等の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇肥料取締法に基づく特殊肥料の品質表示基準等の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇特殊包装かまぼこ類の日本農林規格等の廃止案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第8回会合の概要（農村振興局地域振興課）
- ◇カナダからの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇第2回「花き産業振興方針検討会」の開催及び傍聴について（生産局果樹花き課花き対策室）
- ◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第4回産地・経営小委員会の開催について（生産局果樹花き課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成16年8月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会農業農村整備部会 平成16年度第1回企画小委員会の開催について（農村振興局計画部事業計画課）
- ◇第14回豚コレラ撲滅技術検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇政府が販売した米国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第19回及び第20回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇「果実の輸出に関する情報交換会」の開催及び傍聴について（生産局果樹花き課）
- ◇政府国内産米穀（需要拡大製品用途）の一般競争入札による売渡しの結果について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇犬等の新しい検疫制度説明会の開催について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室、動物検疫所）
- ◇市販輸入野菜等の買い上げ検査の結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇日・タイ経済連携協定（EPA）交渉第4回会合の概要（大臣官房国際部国際調整課）
- ◇日・ソロモン漁業協議の開催について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- ◇肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格等の一部改正案についての意見・情報の募集について（消費・安全局農産安全管理課）
- 18日(土)◇第14回豚コレラ撲滅技術検討会の概要について（消費・安全局衛生管理課）
- 21日(火)◇平成16年9月第3週（9月13日～9月17日）の牛肉小売価格等の調査結果について

- (消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇「食品等の地理的表示の保護に関する専門家会合(第1回)」の開催及び傍聴について(総合食料局食品産業企画課)
- ◇農林物資規格調査会専門委員の募集について(消費・安全局表示・規格課)
- ◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成16年4月～7月)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(9月13日～9月20日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)
- ◇第三回「森の“聞き書き甲子園”」参加高校生と森の名手・名人の組み合わせの決定について(林野庁森林整備部森林保全課、文部科学省)
- ◇第3回森林国営保険に関する検討会の概要について(林野庁森林整備部森林保全課)
- ◇北西大西洋漁業機関(NAFO)第26回年次会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇日韓海洋生物資源専門家小委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- 22日(水)◇「植物新品種の保護に関する研究会中間とりまとめ」に対する意見の募集について(生産局種苗課)
- ◇平成16年産国内産米穀の政府買入契約に係る資格審査について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇平成16砂糖年度10月～12月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し(生産局特産振興課)
- ◇平成16年8月31日に発見した政府所有に係る米国産精米のカビ付着について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について(概要)(9月21日実施)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇平成15年度食料品消費モニター第4回定期調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇第2回養鶏問題懇談会の概要について(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇日・マレーシア経済連携協定交渉第5回

会合の開催について(大臣官房国際部国際協力課、国際調整課)

◇水稲作況委員会(第3回)の意見(大臣官房統計部生産流通消費統計課)

◇第2期北西太平洋鯨類捕獲調査(沖合調査)の終了及び調査船団の入港について(水産庁資源管理部遠洋課)

◇水産政策審議会第17回資源管理分科会の結果について(水産庁漁政部漁政課)

23日(木)◇牛海綿状脳症(BSE)の確定診断の結果について(消費・安全局衛生管理課)

24日(金)◇平成16年度の落花生の関税割当公表(第2次)について(大臣官房国際部貿易関税課)

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しについて(総合食料局食糧部消費流通課)

◇家畜改良増殖目標についての研究会(肉用牛、乳用牛)の開催について(生産局畜産部畜産振興課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第4回需給小委員会の開催について(生産局果樹花き課)

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について(消費・安全局衛生管理課)

◇都市と農山漁村の共生・対流に関わるNPO法人との懇談会の概要(農村振興局地域振興課)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会)」の開催及び出席者の募集について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇諫早湾干拓・仮処分命令に対する異議申立理由書等の提出について(農村振興局整備部設計課)

◇「知床世界自然遺産候補地地域連絡会議」における国際自然保護連合(IUCN)からの書簡内容の説明について(林野庁森林整備部森林保全課)

◇生物多様性影響評価検討会総合検討会の開催及び傍聴について(技術会議事務局技術安全課)

◇平成16年度「農林研究の歳時記」の配布について（技術会議事務局筑波事務所）

27日(月)◇平成16年9月第4週（9月21日～9月24日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成16年産銘柄米の特別調査の実施について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第7回畜産企画部会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産企画課）

◇第2回養豚問題懇談会の概要について（生産局畜産部畜産振興課）

◇「植物新品種の保護に関する研究会」自家増殖に関する分科会の開催について（生産局種苗課）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（9月21日～9月26日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

◇平成16年度第2回MA一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇BSE患者（第12例目）に関する情報（消費・安全局衛生管理課）

◇日・ソロモン漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

◇WTOルール交渉に対する漁業補助金に関する提案の提出について（水産庁漁政部加工流通課）

28日(火)◇第6回「野菜政策に関する研究会」の開催及び傍聴について（生産局野菜課）

◇政府保有に係るアメリカ産碎精米の異物混入について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇米国からの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の一部解除について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）

◇飼料の有害物質の指導基準に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇中国の木炭輸出禁止措置に伴う対応について（林野庁林政部経営課特用林産対策室）

◇ワシントン条約（CITES）第13回締約国会議の概要等（水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室）

◇平成16年度第2回太平洋スルメイカ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、

（水産総合研究センター北海道区水産研究所）

29日(水)◇ブラジル連邦共和国産マンゴウ生果実の輸入解禁について（消費・安全局植物防疫課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第4回産地・経営小委員会の概要について（生産局果樹花き課）

◇次世代農業機械等緊急開発事業開発機公開行事の開催について（生産局農産振興課、（水産）農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センター）

◇「食品に関するリスクコミュニケーション（農業に関する意見交換会）」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官）

◇「高病原性鳥インフルエンザに関する意見交換会」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官）

◇平成15年度農畜水産物に係るダイオキシン類の実態調査の結果について（水産庁増殖推進部漁場資源課、消費・安全局衛生管理課、農産安全管理課）

◇日・マレーシア経済連携協定締結交渉第5回会合の概要について（大臣官房国際部国際協力課、国際調整課）

30日(木)◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成16年8月末まで）（消費・安全局衛生管理課）

◇家畜改良増殖目標についての研究会（豚、めん羊・山羊）の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇野菜に関する月間情報（9月分）の提供について（生産局野菜課）

◇平成16年度「木の日」を中心とした行事一覧について（林野庁林政部木材課）

◇「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」の変更についての意見・情報の募集について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）

◇水産物の市況について（平成16年9月及び10月）（水産庁漁政部加工流通課）

◇平成16年度農林水産省農作物新品種命名登録（第1回）について（技術会議事務局地域研究課）

〈法令〉

- 9月3日(金)◇平成16年7月8日から同月21日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第264号）を公布（同日施行）
 ◇農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第66号）を公布（平成16年10月1日施行）
- 7日(火)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第67号）を公布（同日施行）
- 8日(水)◇種苗法施行令の一部を改正する政令（政令第267号）を公布（同日施行）
- 9日(木)◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第68号）を公布（同日施行。ただし、第20条を削り、第21条を第20条とし、同条の次に1条を加える改正規定並びに別記様式第14号及び第14号の2の改正規定は、平成16年12月1日施行）
- 15日(水)◇工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令（政令第272号）を公布（平成16年10月1日施行）
 ◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行期日を定める政令（政令第274号）を公布（平成16年9月17日施行）
 ◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（政令第275号）を公布（法の施行の日（平成16年9月17日）施行）
 ◇武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第277号）を公布（平成16年9月17日施行）
 ◇武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の施行期日を定める政令（政令第279号）を公布（平成16年9月17日施行）
- 22日(水)◇工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令等の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（平成16年10月1日施行）

24日(金)◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）を公布（同日施行）

29日(水)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第71号）を公布（同日施行）

◇独立行政法人緑資源機構法施行令の一部を改正する政令（政令第285号）を公布（平成16年10月1日施行。ただし、別表第1岐阜県の項の改正規定、同表広島県の項の改正規定（「戸河内町、芸北町」を「芸北町、安芸太田町」に改める部分を除く。）及び同表愛媛県の項の改正規定（「南宇和郡のうち内海村、城辺町、一本松町」を「南宇和郡愛南町」に改める部分を除く。）は、同日施行）

◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第291号）を公布（平成16年10月1日施行）

◇海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第293号）を公布（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行。ただし、＜以下、略＞）

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する等の政令（政令第299号）を公布（平成16年10月1日施行）

◇国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令（政令第300号）を公布（平成16年10月1日施行）

30日(木)◇農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第72号）を公布（平成16年10月1日施行）

◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第73号）を公布（平成16年10月1日施行。ただし、次の各号に掲げ

る改正規定は、当該各号に定める日から施行。＜以下、略＞）

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第74号）を公布（同日施行）

◇人材認定等事業に係る登録に関する省令（文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）を公布（平成16年10月1日施行）

10 月

10月1日(金)◇主要食料品の小売価格等の見通し（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成16年度下期の関税割当公表について（大臣官房国際部貿易関税課）

◇第1回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」の開催及び傍聴について（生産局農産振興課環境保全型農業対策室）

◇農林水産公共事業のコスト縮減対策の概要（大臣官房予算課、農村振興局整備部設計課、林野庁森林整備部計画課、水産庁漁港漁場整備部整備課）

◇第14回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について（消費・安全局消費・安全政策課、厚生労働省）

◇BSE 患畜（第13例目）に関する情報（消費・安全局衛生管理課）

◇家畜改良増殖目標についての研究会（馬）の概要について（生産局畜産部畜産振興課）

◇平成16年産米の検査結果（速報値）（平成16年9月15日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇平成16年産麦の検査結果（速報値）（平成16年9月15日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会の開催について（総合食料局食料企画課）

◇INWEPF「国際水田・水環境ネットワーク」設立記念シンポジウム一般参加者の募集について（農村振興局整備部水利整備課）

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部食

糧貿易課）

◇政府国内産米穀（酒類（清酒）用途）の一般競争入札による売渡しについて（総合食料局食糧部計画課）

◇平成17年産畑作物価格等について（総合食料局食糧部食糧貿易課、生産局農産振興課、特産振興課）

◇BSEに係る日米専門家会合について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第19回）の資料について（大臣官房企画評価課）

◇間伐推進強化期間の取組について林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室）

◇漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の告示案についてのパブリックコメントの実施について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇第11回栽培漁業のあり方検討会の開催について（水産庁資源管理部栽培養殖課）

◇平成16年度東北海区サバ長期漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、佃水産総合研究センター東北水産研究所）

◇平成16年度第2回日本海漁況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、佃水産総合研究センター日本海区水産研究所）

4日(月)◇平成16年度農林水産省政策評価（実績評価）に対する意見・情報の募集について（大臣官房企画評価課）

◇平成16年9月第5週（9月27日～10月1日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇株式会社タカチホが販売した「菓子（グミ）」における不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇第2回鶏の改良増殖目標についての研究会の概要について（生産局畜産部畜産振興課）

◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（9月27日～10月3日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

- ◇「主要木材の短期需給見通し（平成16年第4四半期及び平成17年第1四半期）」について（林野庁林政部木材課）
- ◇「平成16年木材（用材）需給見通しの見直し」について（林野庁林政部木材課）
- ◇第3回全国漁港漁場整備技術研究発表会の開催について（水産庁漁港漁場整備部整備課）
- 5日(火)◇農林水産省の平成14年度財務書類の公表について（大臣官房経理課）
 - ◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会資料一覧（総合食料局食糧部食糧貿易課）
 - ◇平成16年9月6日に発見したオーストラリア産うるち精米の変質米について（総合食料局食糧部消費流通課）
 - ◇カルフル・ジャパン株式会社に対する措置（厳重注意）について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
 - ◇犬等の新しい検疫制度について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- 6日(水)◇犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
 - ◇平成16年度機構営事業再評価第三者委員会（第1回）水資源機構豊川用水二期事業現地調査及び現地検討会 議事録（農村振興局総務課）
 - ◇平成16年度機構営事業再評価第三者委員会（第3回）水資源機構香川用水施設緊急改築事業現地調査及び現地検討会 議事録（農村振興局総務課）
 - ◇第9回「JAS制度のあり方検討会」の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）
 - ◇平成16年度機構営事業再評価第三者委員会（第4回）議事録（農村振興局総務課）
 - ◇政府保有に係る豪州産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）
 - ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第21回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
 - ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第7回畜産企画部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）
- ◇第11回栽培漁業のあり方検討会の結果概要について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）
- 7日(木)◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
 - ◇細断型ロールベアによるとうもろこしラップサイレージの効率的作業及び給与技術等現地検討会の開催について（生産局農産振興課、東北農政局）
 - ◇「植物新品種の保護に関する研究会」加工品に関する分科会（第1回）の開催について（生産局種苗課）
 - ◇平成16年度病害虫発生予報第7号の発表について（消費・安全局植物防疫課）
 - ◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）
 - ◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について（10月分・速報値）（総合食料局食糧部消費流通課）
- 8日(金)◇牛海綿状脳症（BSE）の調査状況等について（消費・安全局衛生管理課）
 - ◇第18回農業生産資材問題検討会の概要及び中間報告書について（生産局農産振興課技術対策室、消費・安全局農産安全管理課）
 - ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第4回需給小委員会の概要について（生産局果樹花き課）
 - ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第20回）の資料について（大臣官房企画評価課）
 - ◇第2回家畜改良増殖目標についての研究会（乳用牛）の概要について（生産局畜産部畜産振興課）
 - ◇第2回家畜改良増殖目標についての研究会（肉用牛）の概要について（生産局畜産部畜産振興課）
 - ◇日中海洋生物資源専門家小委員会の開催について（水産庁資源管理部国際課）
 - ◇日本海・九州西広域漁業調整委員会及び各部会の開催について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）
- 12日(火)◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（総合食料局食糧部消費流通課）
 - ◇平成16年10月第1週（10月4日～10月8日）の牛肉小売価格等の調査結果について

(消費・安全局消費・安全政策課)

◇第6回「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」の開催及び傍聴について(生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第9回家きん疾病小委員会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第1回砂糖分科会の開催について(生産局特産振興課)

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(10月4日～10月11日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇林政審議会施策部会の開催及び一般傍聴について(林野庁林政部企画課)

◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集結果について(水産庁漁政部企画課、資源管理部遠洋課)

◇太平洋広域漁業調整委員会及び各部会の開催について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)

◇日・パラオ漁業協議の開催について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)

13日(水)◇平成16年度全国資源管理推進会議の開催について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)

◇牛海綿状脳症(BSE)の調査状況等について(消費・安全局衛生管理課)

◇WTO 農業委員会特別会合(技術会合)の結果概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇米国からの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の一部解除について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇大韓民国のからの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会の開催について(総合食料局食料企画課)

◇第1回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の概要について(生産局特産振興課)

◇第2回家畜改良増殖目標についての研究会(豚)の概要について(生産局畜産部畜

産振興課)

◇米の1人1ヶ月当たり消費量(平成16年8月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇平成16年度農林水産省男女共同参画推進本部「農村女性との意見交換会」の開催について(経営局女性・就農課女性・高齢者対策室)

◇第3回「花き産業振興方針検討会」の開催及び傍聴について(生産局果樹花き課)

14日(木)◇第2回「山菜文化産業懇話会」の開催について(林野庁林政部経営課特用林産対策室)

◇第4回国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会の開催について(林野庁国有林野部業務課)

◇平成16年9月16日に混入を確認した米国産うるち精米の異物について(総合食料局食糧部計画課)

◇家畜改良増殖目標についての研究会(めん羊・山羊)の概要について(生産局畜産部畜産振興課)

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第1回でん粉分科会の開催について(生産局特産振興課)

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成16年9月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)

◇平成17・18年度競争参加資格審査申請について(大臣官房地方課)

◇牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について(消費・安全局衛生管理課)

◇農林物資規格調査会部会の開催及び傍聴の募集について(消費・安全局表示・規格課)

15日(金)◇第4回日本海・九州西広域漁業調整委員会等の結果(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)

◇みなみまぐろ保存委員会第11回年次会合(CCSBT11)の開催について(水産庁資源管理部国際課)

◇北太平洋海洋科学機関(PICES)第13回年次会議の開催について(水産庁増殖推進部研究指導課)

- ◇日中海洋生物資源専門家小委員会の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇10月中旬までの大型クラゲの出現状況について（水産庁増殖推進部研究指導課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会企画部会（第21回）の資料について（大臣官房企画評価課）
- ◇政府国内産米穀（需要拡大製品用途）の一般競争入札による売渡について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇政府国内産米穀（酒類（清酒）用途）の一般競争入札による売渡について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇政府国内産米穀（酒類（清酒）用途）の一般競争入札による売渡しの結果について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について（消費・安全局衛生管理課、厚生労働省）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会第9回家きん疾病小委員会に関する概要について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇平成16年産米の検査結果（速報値）（平成16年9月30日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇平成16年産麦の検査結果（速報値）（平成16年9月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇平成16年度中央食品表示ウォッチャー食品表示状況モニタリング報告について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第5回産地・経営小委員会の開催について（生産局果樹花き課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成16年9月分）（総合食料局食糧部計画課）
- 18日(月)◇「我が国周辺水域における主要魚種の資源評価（案）」に関する意見・情報の募集結果について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- ◇ワシントン条約（CITES）第13回締約国会議の結果概要（水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室）
- ◇豊かな東京湾再生検討委員会第4回食文

- 化分科会及び第1回親水機能分科会の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- ◇第4回森林国営保険に関する検討会の開催について（林野庁森林整備部森林保全課）
- ◇第2回「花き産業振興方針検討会」の概要について（生産局果樹花き課）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（10月12日～10月17日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の実施について（平成16年11月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第22回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇平成16年10月第2週（10月12日～10月15日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇日中韓3カ国の農業政策研究所による合同セミナーの結果について（農林水産政策研究所）
- 19日(火)◇平成15年度末の漁村における汚水処理人口普及率について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇韓国はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- ◇日中韓水産当局間ハイレベル協議の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇日・パラオ漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- ◇海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第2条第3項の漁獲努力量の指標の指定についての意見・情報の募集について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）
- ◇第2回「山菜文化産業懇話会」の概要（林野庁林政部経営課特用林産対策室）
- ◇BSEに関する第4回日米会合の開催について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の開

催及び傍聴について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇政府保有に係るアメリカ産うるち玄米の異物混入について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇平成16年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰の結果発表について（総合食料局食品産業企画課食品環境対策室）

◇エム・ヴィ・エム商事株式会社におけるベビーリーフの不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇平成16年産水稻の品種別作付状況（速報）（総合食料局食糧部計画課）

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会資料一覧（総合食料局食糧部計画課）

20日(水)◇第4回太平洋広域漁業調整委員会等の結果（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）

◇水産政策審議会第16回施策部会の開催について（水産庁漁政部企画課）

◇12例目の牛海綿状脳症（BSE）に係る調査状況等について（消費・安全局衛生管理課）

◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇14例目の牛海綿状脳症（BSE）の確定診断の結果について（消費・安全局衛生管理課）

21日(木)◇日中韓水産当局間ハイレベル協議の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会畜産企画部会 第2回家畜改良増殖小委員会の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇アサヒフードアンドヘルスケア株式会社が製造販売した「ビタミンC含有錠剤型食品」における不正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇「ため池のある風景」写真コンテスト（第6回）の結果について（農村振興局整備部防災課）

◇「JAS制度のあり方検討会中間取りまとめ」に対する意見募集の結果について（消費・安全局表示・規格課）

◇肥料取締法に基づく特殊肥料の品質表示基準等の一部改正案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局農産安全管理課）

22日(金)◇南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）第23回年次会合の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇「のり」輸入割当制度に関する中国の調査中止について（水産庁漁政部加工流通課）

◇国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会（第4回）の概要（林野庁国有林野部業務課）

◇アグリビジネス創出産学官連携シンポジウムの開催について（技術会議事務局先端産業技術研究課）

◇单身世帯等食育推進事業におけるコンビニエンスストアでの実証調査についてーコンビニエンスストアを通じた食育の推進ー（消費・安全局消費者情報官）

◇日・タイ経済連携協定交渉少人数会合の開催について（大臣官房国際部国際調整課、国際協力課）

◇平成16年度第3回MA一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について（概要）（10月21日実施）（総合食料局食糧部計画課）

◇日・フィリピン経済連携協定交渉第5回会合の開催について（大臣官房国際部国際調整課）

◇全国農業協同組合連合会子会社の輸入豚肉取引に関する調査結果について（経営局協同組織課）

◇第19回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について（消費・安全局表示・規格課、厚生労働省）

◇平成16年9月10日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇株式会社なかのにおける生鮮魚介類の不

適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇株式会社阪急オアシス高槻川西店及び株式会社光洋住吉店における生鮮魚介類の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇株式会社ヤスサキグルメ館パリオ店における生鮮魚介類の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇株式会社ヨークマート深谷西店、株式会社コモディイイダ新所沢店、株式会社ヤオー船橋美咲店及び株式会社三和子供の国店における生鮮魚介類の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇リオン・ドール鎌田店における生鮮魚介類の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇株式会社魚喜三方原店における生鮮魚介類の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇株式会社イトーヨーカ堂千歳店における生鮮魚介類の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇「養殖」表示に関する生鮮魚介類の特別調査の実施結果について（消費・安全局表示・規格課）

◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第10回食料需給予測部会の開催及び傍聴について（総合食料局食料企画課）

◇平成16年度（第43回）農林水産祭天皇杯等の選賞について（大臣官房総務課、財日本農林漁業振興会）

25日(月)◇みなみまぐろ保存委員会第11回年次会合（CCSBT11）の結果について（水産庁資源管理部国際課）

◇瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）

◇第5回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の開催について（林野庁林政部経営課）

◇間伐・間伐材利用コンクールについて（林野庁森林整備部整備課造林間伐推進室）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（10月18日～10月24日分）（消費・

安全局衛生管理課魚類安全室）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する意見交換会の開催について（関係事業者間の顔の見える関係づくり）

◇平成16年度第3回農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会の開催について（農村振興局計画部事業計画課、整備部設計課、水利整備課）

◇「植物新品種の保護に関する研究会」自家増殖に関する分科会（第2回）の開催について（生産局種苗課）

◇「植物新品種の保護に関する研究会」加工品に関する分科会（第2回）の開催について（生産局種苗課）

◇平成16年度農林水産省政策評価（実績評価）についての意見・情報の募集結果について（大臣官房企画評価課）

◇観光地域活性化の秘訣を伝授 ～第Ⅱ期『観光カリスマ塾』受講生募集開始～（農村振興局地域振興課、国土交通省）

◇食料・農業・農村政策審議会第13回施策部会の開催及び一般傍聴について（大臣官房情報課情報分析室）

◇「農林水産省新潟県中越地震災害対策本部」の設置について（経営局経営政策課）

◇平成16年10月第3週（10月18日～10月22日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇農林物資規格調査会部会の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）

26日(火)◇ロシア大型冷凍トロール漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇スギヒラタケについて（林野庁林政部経営課特用林産対策室）

◇無登録農薬の取締りの実施状況について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

◇新潟県中越地震に伴う食料の供給（総合食料局総務課）

◇第6回「野菜政策に関する研究会」の概要について（生産局野菜課）

◇平成16年8月10日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）

◇第14回コーデックス連絡協議会の概要（消費・安全局消費・安全政策課国際室）

- ◇緊急野菜供給対策等について（生産局野菜課、大臣官房統計部消費統計室、植物防疫課、経営局経営政策課）
- ◇しょうゆの認定製造業者に対する認定の取消処分に伴う聴聞の実施について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会麦政策検討小委員会の資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案に係る意見・情報募集の結果について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- 27日(水)◇日中漁業共同委員会準備会合の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇第4回森林国営保険に関する検討会の概要について（林野庁森林整備部森林保全課）
- ◇林政審議会施策部会の開催について（林野庁林政部企画課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会企画部会（第23回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
- ◇平成16年9月14日に混入を確認したアメリカ産うるち精米の異物について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第5回産地・経営小委員会の概要について（生産局果樹花き課）
- ◇INWEPF「国際水田・水環境ネットワーク」第1回運営会議及び設立記念シンポジウムの開催について（農村振興局整備部水利整備課）
- ◇第1回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」の概要について（生産局農産振興課環境保全型農業対策室）
- 28日(木)◇平成16年台風第21号、台風22号及び台風第23号による被害漁業者等に対する経営資金等の融通及び既貸付金の償還猶予等について（水産庁漁政部水産経営課）
- ◇食料品関係団体等による食料品等の供給（新潟県中越地震関連）（総合食料局総務課）
- ◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇りんご火傷病の植物検疫措置に関するWTO再パネル会合について（生産局植物防疫課）
- 29日(金)◇水産物の市況について（平成16年10月及び11月）（水産庁漁政部加工流通課）
- ◇平成16年度第1回東シナ海漁況海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、佃水産総合研究センター西海区水産研究所）
- ◇北太平洋科学機関（PICES）第13回年次会議の結果について（水産庁増殖推進部研究指導課）
- ◇水産政策審議会第16回施策部会の結果について（水産庁漁政部企画課）
- ◇BSE患者（第14例目）に関する情報（消費・安全局衛生管理課）
- ◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成16年9月末まで）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会企画部会（第22回）の資料について（大臣官房企画評価課）
- ◇獣医師法第8条第2項の規定に基づく獣医師の処分について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇全国農業協同組合連合会に対する農業協同組合法に基づく処分の発出について（経営局協同組織課）
- ◇政府国内産米穀（酒類（清酒）用途）の一般競争入札による売渡の結果について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇政府国内産米穀（需要拡大製品用途）の一般競争入札による売渡の結果について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇食品に関するリスクコミュニケーション（リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品、牛海綿状脳症（BSE）対策についての意見交換会）の開催（岡山県岡山市）について
- ◇平成16年度上期に確認された米穀の不適正な農産物検査照明について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇都道府県の病虫害等の防除基準等の適正化措置の推進状況等について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇遺伝子組換えトウモロコシの隔離ほ場試験における混入に関する注意について（生

産局農産安全管理課)

◇平成16年産米の検査結果(速報値)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成16年産麦の検査結果(速報値)(平成16年10月15日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇「JAS 制度のあり方検討会最終報告」について(消費・安全局表示・規格課)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等(オーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実の輸入解禁)についての意見・情報の募集(消費・安全課植物防疫課)

〈法令〉

10月6日(水)◇海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令(政令第301号)を公布(同日施行)

◇犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令(農林水産省令第75号)を公布(平成16年11月6日施行)

7日(木)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第76号)を公布(同日施行)

8日(金)◇平成16年7月29日から8月6日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第308号)を公布(同日施行)

12日(火)◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第77号)を公布(同日施行)

◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第78号)を公布(同日施行)

◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第79号)を公布(同日施行)

15日(金)◇行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第311号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第313号)を施行(平成16年11月1日施行)

◇農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第314号)を公布(平

成16年11月1日施行)

◇自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令(政令第315号)を公布(同日施行。改正後の自動車損害賠償保障法施行令の規定は、平成16年7月1日以後に発生した自動車の運行による事故について適用)

19日(火)◇農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第80号)を公布(平成16年11月1日施行)

20日(水)◇破産法及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第318号)を公布(破産法の施行の日(平成17年1月1日)施行)

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(政令第321号)を公布(同日施行)

◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第81号)を公布(平成16年11月1日施行)

27日(水)◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第327号)を公布(平成17年2月1日施行)

◇鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第328号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第82号)を公布(平成17年2月1日施行)

29日(金)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産省令第83号)を公布(平成16年11月1日施行。ただし、別表第7関東の項の改正規定中「田方郡天城湯ヶ島町」を「伊豆市」に改める部分は、同日施行)

11 月

11月1日(月)◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第5回需給小委員会の開催について(生産局果樹花き課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 第8回畜産企画部会の開催について(生産局畜産部畜産企画課)

◇主要食料品の小売価格等の見通し(消費・安全局消費・安全政策課)

- ◇平成16年10月第4週（10月25日～10月29日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇主要野菜の卸売価格及び輸入量の状況について（生産局野菜課、大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室、消費・安全局植物防疫課）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（10月25日～10月31日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇死亡牛 BSE 検査で感染が確認された牛における異常プリオンたん白質の蓄積に関する調査研究結果について（消費・安全局衛生管理課、厚生労働省）
- ◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（技術会議事務局技術安全課）
- ◇日中漁業共同委員会準備会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇第5回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の議事概要について（林野庁林政部経営課）
- ◇国有林野事業における「応募型による技術開発」の取組について（林野庁国有林野部業務課）
- ◇第4回地域水産加工技術セミナーの開催について（水産庁増殖推進部研究指導課、（独）水産総合研究センター）
- 2日(火)◇島村農林水産大臣の「世界お茶まつり2004」への出席について（生産局特産振興課、静岡県農業水産部お茶室）
- ◇農林物資規格調査会部会の開催について（消費・安全局表示・規格課）
- ◇第15回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について（消費・安全局消費・安全政策課、厚生労働省）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇平成16年10月4日に混入を確認した豪州産うるち精米の異物について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇「2004ため池フォーラム in おかやま」の開催について（農村振興局整備部防災課）
- ◇「知床世界自然遺産候補地地域連絡会議」

における国際自然保護連合 (IUCN) からの書簡に対する回答の説明について（林野庁森林整備部森林保全課）

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H16.9.1～H16.9.30日異動情報提供分）（技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）

◇2004年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）沿岸域調査（釧路沖鯨類捕獲調査）の終了について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇平成16年新潟県中越地震による被害漁業者等に対する経営資金等の融通及び既貸付金の償還猶予等について（依頼）（水産庁漁政部水産経営課）

4日(木)◇平成15年度農産物安全対策業務調査点検結果の概要について（消費・安全局農産安全管理課）

◇BSE 患畜（第14例目）に関する情報（消費・安全局衛生管理課）

◇「農林水産省災害対策本部（第2回）及び農林水産省新潟県中越地震災害対策本部（第2回）」の開催について（経営局経営政策課）

◇平成16年8月17日から9月8日までの間の天災に係る天災融資法の発動等について（経営局経営政策課）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について（11月分・速報値）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇新潟県中越地震に係る岩永農林水産副大臣・大口農林水産大臣政務官の現地調査について（経営局経営政策課）

◇第20回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（消費・安全局表示・規格課、厚生労働省）

◇ブナ等の結実状況に関する緊急調査について（林野庁森林整備部森林保全課森林保護対策室）

◇中型まき網漁業につき漁業法第66条第1項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度を定める告示の一部改正案についてのパブリックコメントの実施について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）

◇「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復

計画」の公表について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）

◇津波・高潮ハザードマップ研究会事例集検討会（第1回）の開催について（農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、内閣府、国土交通省）

◇第9回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所）

◇水産庁漁業調査船開洋丸の南極海生態系総合調査の実施について（水産庁増殖推進部漁場資源課、㈱水産総合研究センター遠洋水産研究所）

5日(金)◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食料需給予測部会（第10回）の資料について（総合食料局食料企画課）

◇平成16年度バイオマス利活用優良表彰の選賞について（農村振興局農村政策課農村整備総合調整室、㈱日本有機資源協会）

◇農林物資規格調査会部会の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）

◇野菜に関する月間情報（10月分）の提供について（生産局野菜課）

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第2回砂糖分科会及び第2回でん粉分科会の開催について（生産局特産振興課）

◇第1回牛の月齢判別に関する検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課、厚生労働省）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会畜産企画部会 第2回家畜改良増殖小委員会の概要について（生産局畜産部畜産振興課）

◇メキシコ合衆国バハ・カリフォルニア州におけるチチュウカイミバエの発生について（消費・安全局植物防疫課）

◇平成16年9月22日に混入を確認したアメリカ産碎精米の異物について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇台湾大型トロール漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇日ロ漁業委員会第20回会議に係る追加漁獲枠について（水産庁資源管理部国際課）

◇水産政策審議会第18回資源管理分科会の開催について（水産庁漁政部漁政課）

8日(月)◇農林物資規格調査会部会の開催及び傍聴

の募集について（消費・安全局表示・規格課）

◇平成16年11月第1週（11月1日～11月5日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇第3回養豚問題懇談会及び第3回養鶏問題懇談会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産振興課）

◇種苗法による品種登録について（生産局種苗課）

◇主要野菜の価格・輸入動向及び対策の実施状況について（生産局野菜課、大臣官房統計部消費統計室、消費・安全局消費・安全政策課、植物防疫課）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第24回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）

◇第1回「総合的病害虫管理（IPM）検討会」の開催及び傍聴について（消費・安全局植物防疫課）

◇農林物資規格調査会部会の開催の延期について（消費・安全局表示・規格課）

◇「植物新品種の保護に関する研究会」自家増殖に関する分科会（第3回）の開催について（生産局種苗課）

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（11月1日～11月7日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）

◇日・カナダBSE実務担当者会合の概要について（消費・安全局衛生管理課、厚生労働省）

◇高病原性鳥インフルエンザに関する意見交換会（関係事業者間の顔の見える関係づくり）の概要について（生産局畜産部食肉鶏卵課、消費・安全局衛生管理課）

◇カンボジア王国運搬船及び中国イカ釣り漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

9日(火)◇「世界の穀物等の需給動向」の公表について（総合食料局食料企画課）

◇「個人情報 の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン」の制定について（大臣官房情報課）

◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部消費流

通課)

◇農業資材審議会第4回種苗分科会の開催について(生産局種苗課)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第23回)の資料について(大臣官房企画評価課)

◇台風及び地震等被災地域における農業農村整備事業等の執行について(農村振興局整備部設計課)

◇南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)第23回年次会合の結果について(水産庁資源管理部国際課)

10日(水)◇第20回日米植物検疫定期協議の結果について(消費・安全局植物防疫課)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の資料について(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第1回砂糖分科会の概要について(生産局特産振興課)

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について(11月分・確定値)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第8回畜産企画部会の概要について(生産局畜産部畜産企画課)

◇水産政策審議会第18回資源管理分科会の結果について(水産庁漁政部漁政課)

◇豊かな東京湾を再生するための事業の検討状況について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

11日(木)◇第3回「花き産業振興方針検討会」の概要について(生産局果樹花き課)

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の実施について(平成16年12月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇2004/2005年南氷洋鯨類捕獲調査船団の出港について(水産庁資源管理部遠洋課)

12日(金)◇沖縄県で発生しているナスミバエの防除対策について(消費・安全局植物防疫課)

◇米の1人1ヵ月当たり消費量(平成16年9月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇農林水産省EPA/FTA本部(第5回)の資料について(大臣官房国際部国際政策課対外政策調整室)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科

会果樹部会 第6回産地・経営小委員会の開催について(生産局果樹花き課)

◇普通肥料の検査結果の公表について(消費・安全局農産安全管理課)

◇平成16年8月・9月度の蚕糸業需給・価格動向(生産局特産振興課)

◇新潟県中越地震に係る被害状況について(経営局経営政策課)

◇平成16年度第3回輸入米に係る特別売買(SBS)の結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇平成16年度民間部門農林水産研究開発功績者表彰の受賞者の決定等について(技術会議事務局研究開発企画官、(社)農林水産技術情報協会)

◇平成16年度第2回日本海漁況予報(水産庁増殖推進部漁場資源課、(独)水産総合研究センター日本海区水産研究所)

◇北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議及び民間交渉の開催について(水産庁資源管理部国際課)

15日(月)◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について(消費・安全局衛生管理課)

◇平成16年11月第2週(11月8日～11月12日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項の規定に基づき農林水産大臣が行なう確認について(消費・安全局農産安全管理課、技術会議事務局技術安全課)

◇主要野菜の価格・輸入動向及び対策の実施状況について(生産局野菜課、大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室、消費・安全局消費・安全政策課、植物防疫課)

◇「植物新品種の保護に関する研究会」加工品に関する分科会(第3回)の開催について(生産局種苗課)

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(11月8日～11月14日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇平成17年度提案公募型研究開発事業の公募説明会について(技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室)

- ◇平成16年度「国有林野事業業務研究発表会」(第37回)の開催について(林野庁国有林野部業務課)
- ◇松くい虫被害対策に関する有識者との意見交換会の開催について(林野庁森林整備部森林保全課)
- ◇「四国の森づくりシンポジウム」について(林野庁国有林野部経営企画課)
- ◇平成16年度第2回まぐろ需給協議会及び第3回同予測部会の協議結果(水産庁漁政部加工流通課)
- 16日(火)◇平成16年10月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会(第4回)の開催について(消費・安全局農産安全管理課農薬対策室、環境省)
- ◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成16年4月～9月)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇政府所有に係るアメリカ産うるち玄米の異物混入について(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇平成16年産麦の検査結果(速報値)(平成16年10月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇平成16年産米の検査結果(速報値)(平成16年10月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全性確保に関する意見交換会)の開催(神奈川県横浜市)について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第5回需給小委員会の概要について(生産局果樹花き課)
- 17日(水)◇新潟県中越地震に係る島村農林水産大臣の現地調査の行程一部訂正について(経営局経営政策課)
- ◇麦製品等の取引価格の推移(平成16年10月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇株式会社社長登屋が販売した「乾しいたけ」における不適正表示に対する措置について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇第3回養豚問題懇談会の概要について(生産局畜産部畜産振興課)
- ◇平成16年度第4回MA一般輸入米入札結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第24回)の資料について(大臣官房企画評価課)
- ◇「京都議定書に基づく森林吸収量算定・報告・検証体制」に関する専門家会合の概要(林野庁森林整備部研究普及課)
- ◇第7回日韓漁業共同委員会第1回小委員会の開催について(水産庁資源管理部国際課)
- 18日(木)◇日本農林規格及び品質表示基準の改正案についての意見・情報(パブリックコメント)の募集について(消費・安全局表示・規格課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会の開催について(総合食料局食料企画課)
- ◇有限会社塚原食品本舗に対する認定の取消し処分について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇平成16年10月6日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について(総合食料局食糧部計画課)
- ◇米国産豚肉の輸入コンテナに米国産牛肉の箱が混載されていた事例について(消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(H16.10.1～H16.10.31異動情報提供分)(技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)
- ◇家畜クローン研究の現状について(技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)
- ◇新潟県中越地震に伴う山地災害に関する緊急調査及び山地災害危険地区等の緊急点検について(林野庁森林整備部治山課)
- ◇第59回国連総会漁業関係決議について(水産庁資源管理部国際課)
- ◇北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく協議の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- 19日(金)◇マイナー作物に係る農薬取締法上の経過措置の取扱いについて(消費・安全局農産

安全管理課農薬対策室)

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第1回でん粉分科会の概要について(生産局特産振興課)

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しについて(総合食料局食糧部消費流通課)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の開催及び傍聴について(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について(概要)(11月18日実施)(総合食料局食糧部計画課)

◇農業資材審議会第4回種苗分科会の概要について(生産局種苗課)

◇第3回養鶏問題懇談会の概要について(生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について(生産局畜産部食肉鶏卵課)

◇林政審議会の開催及び一般傍聴について(林野庁林政部林政課)

◇「周防灘小型機船底びき網漁業対象種(カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ)資源回復計画」の公表について(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所)

22日(月)◇平成16年11月第3週(11月15日～11月19日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会資料一覧(総合食料局食糧部計画課)

◇「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の公表について(総合食料局食糧部計画課)

◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果(11月15日～11月21日分)(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第25回)の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局衛生管理

課薬事・飼料安全室)

◇輸入粗飼料への異物混入について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇WTO 農業委員会特別会合(技術会合)の結果概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇農林水産研究開発レポート「食品の品質保証のための研究開発」の発行について(技術会議事務局技術政策課技術情報室)

◇第7回日韓漁業共同委員会第1回小委員会の結果について(水産庁資源管理部国際課)

◇中国イカ釣り漁船の拿捕について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)

◇日中漁業共同委員会準備会合の開催について(水産庁資源管理部国際課)

24日(水)◇平成16年度バイオマス利活用優良表彰農林水産大臣賞表彰式の開催について(農村振興局農村政策課農村整備総合調整室)

◇農林水産省食堂におけるバイオマスからつくられた装飾(彩色)食器の導入等について(大臣官房環境政策課資源循環室)

◇主要野菜の価格・輸入動向及び対策の実施状況について(生産局野菜課、大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室、消費・安全局消費・安全政策課、植物防疫課)

◇「平成16年度田園自然再生活動コンクール」審査結果について(農村振興局計画部資源課)

◇食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会農業農村整備部会 平成16年度第2回企画小委員会の開催について(農村振興局計画部事業計画課)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(アクリルアミドに関する意見交換会)」の開催及び出席する消費者団体の募集について(消費・安全局消費者情報官)

◇第2回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の開催について(生産局特産振興課)

◇肥料取締法に基づき実施した立入検査において、し尿汚泥肥料から許容基準を超えるカドミウムを検出(消費・安全局農産安全管理課)

◇林業用手持機械の振動・騒音測定値について(林野庁森林整備部研究普及課技術開発推進室)

◇大西洋まぐろ類保存国際委員会

(ICCAT) 年次会合 (第14回特別会合) の結果について (水産庁資源管理部国際課)

◇「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」の変更に関する意見・情報の募集結果について (水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)

◇中国イカ釣り漁船及び台湾大型トロール漁船の拿捕について (水産庁資源管理部管理課指導監督室)

25日(木)◇第3回「農林水産省災害対策本部」及び第3回「農林水産省新潟県中越地震災害対策本部」合同会議の開催について (経営局経営政策課)

◇平成16年度 (第1回) エコプロダクツ大賞の結果について (大臣官房環境政策課資源循環室)

◇『観光カリスマ百選』選定結果について (第7回委員会の結果) (農村振興局地域振興課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会第6回産地・経営小委員会の概要について (生産局果樹花き課)

◇松くい虫被害対策に関する有識者との意見交換会の概要について (林野庁森林整備部森林保全課森林保護対策室)

◇常田農林水産副大臣及び加治屋農林水産大臣政務官の現地調査について (林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室)

◇第4回地域水産加工技術セミナーの開催結果について (水産庁増殖推進部研究指導課、舩水産総合研究センター)

26日(金)◇問題農事組合法人に関する注意喚起について (経営局協同組織課経営・組織対策室)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の資料について (総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇農林物資規格調査会部会 (林産物) の開催について (消費・安全局表示・規格課)

◇「そば (加工品)」の表示に関する特別調査の実施について (消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇「そば (加工品)」の表示に関する特別調査におけるそば含有量の科学的分析の公開デモンストレーションについて (消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇株式会社北辰水産が販売した「生鮮水産

物」及び「水産物加工品」における不正表示に対する措置について (消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇第2回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」の開催及び傍聴について (生産局農産振興課環境保全型農業対策室)

◇日韓農林水産技術協力委員会第37次会议の概要 (大臣官房国際部国際協力課)

◇BSEに係る米国及びカナダ現地調査について (消費・安全局衛生管理課)

◇平成16年度第5回 MA 一般輸入米入札結果の概要 (総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇第3回「山菜文化産業懇話会」の開催について (林野庁林政部経営課特用林産対策室)

◇日本海・九州西広域漁業調整委員会九州西部会の開催について (水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、九州漁業調整事務所)

◇「日ソ地先沖合漁業協定」に基づく日ロ漁業委員会第21回会議の開催について (水産庁資源管理部国際課)

◇FAO 海亀の保存と漁業に関する政府間技術会合の開催について (水産庁資源管理部国際課)

29日(月)◇平成16年11月第4週 (11月22日～11月26日) の牛肉小売価格等の調査結果について (消費・安全局消費・安全政策課)

◇農薬取締法に基づく行政処分等の実施について (消費・安全局農産安全管理課農薬対策室)

◇主要野菜の価格・輸入動向及び対策の実施状況について (生産局野菜課、大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室、消費・安全局消費・安全政策課、植物防疫課)

◇コイヘルペスウイルス病に関する PCR 検査結果 (11月22日～11月28日分) (消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇日・フィリピン経済連携協定に関する大筋合意について (大臣官房国際部国際調整課)

◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について (技術会議事務局技術安全課)

◇第6回「適切な森林管理に向けた林業経

営のあり方に関する検討会」の開催について（林野庁林政部経営課）

◇新潟県中越地震に係る山地災害危険地区等の緊急点検の結果について（林野庁森林整備部治山課）

◇林政審議会の概要について（林野庁林政部企画課、林政課）

30日(火)◇「鶏卵トレーサビリティ導入ガイドライン」の公表について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇野菜に関する月間情報（11月分）の提供について（生産局野菜課）

◇農林物資規格調査会部会（果実飲料等）の開催及び傍聴の募集について（消費・安全局表示・規格課）

◇農林物資規格調査会部会（林産物）の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）

◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部消費流通課）

◇平成16年産米の検査結果（速報値）（平成16年11月15日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の開催及び傍聴について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成16年10月末まで）（消費・安全局衛生管理課）

◇食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会農業農村整備部会 平成16年度第2回技術小委員会の開催について（農村振興局計画部事業計画課）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第25回）の資料について（大臣官房企画評価課）

◇水産物の市況について（平成16年11月及び12月）（水産庁漁政部加工流通課）

◇アジア森林パートナーシップ（AFP）第4回実施促進会合の開催について（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）

◇第37回国際熱帯木材機関（ITTO）理事会の開催について（林野庁林政部木材課木材貿易対策室）

〈法令〉

11月1日(月)◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第84号）を公布（同日施行）

8日(月)◇地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第343号）を公布（平成16年11月10日施行）

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第344号）を公布（地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成16年11月10日）施行。ただし、第92条第5項及び第6項の改正規定、第178条第4項の改正規定並びに次条から附則第4条まで並びに附則第6条及び第7条の規定は、平成17年4月1日施行）

10日(水)◇平成16年8月27日から同月31日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第348号）を公布（同日施行）

◇平成16年9月4日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第349号）を公布（同日施行）

◇平成16年8月17日から9月8日までの間の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令（政令第350号）を公布（同日施行）

◇平成16年8月17日から9月8日までの間の天災による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第351号）を公布（同日施行）

11日(木)◇特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（同日施行）

15日(月)◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第9号）を公布（平成16年12月31日施行）

17日(水)◇独立行政法人医薬基盤研究所法施行令（政令第356号）を公布（同日施行。ただし、附則第7条から第23条までの規定は、平成

17年4月1日施行)

25日(木)◇海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第85号)を公布(同日施行)

◇競馬法施行令の一部を改正する政令(政令第361号)を公布(平成17年1月1日施行)

◇農業協同組合法施行令の一部を改正する政令(政令第363号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第364号)を公布(同日施行)

◇平成16年9月26日から同月30日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第365号)を公布(同日施行)

26日(金)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第86号)を公布(同日施行)

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省令第9号)を公布(平成16年12月1日施行)

◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第87号)を公布(平成16年12月26日施行)

29日(月)◇産業活力再生特別措置法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を公布(平成16年12月1日施行)

30日(火)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産省令第88号)を公布(平成16年12月1日施行)

12 月

12月1日(水)◇「主要食料品の小売価格等の見通し」及び「食料品消費モニター特別調査結果」について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇台湾産台農二号種のパパイヤ生果実の輸入解禁について(消費・安全局植物防疫課)

◇第9回農業資材審議会農薬分科会の開催について(消費・安全局農産安全管理課)

◇食料・農業・農村政策審議会企画部会(第

26回、第27回)の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇農林物資規格調査会部会(有機農産物等)の開催及び傍聴の募集について(消費・安全局表示・規格課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会畜産企画部会・畜産物価格等部会 合同部会の開催及び傍聴について(生産局畜産部畜産企画課)

◇第4回「花き産業振興方針検討会」の開催及び傍聴について(生産局果樹花き課花き対策室)

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第10回家きん疾病小委員会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇株式会社サカタのタネに対する措置(厳重注意)について(生産局種苗課)

◇日本海・九州西広域漁業調整委員会第7回九州西部会の結果～資源回復計画の16年度作成に向けて努力～(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、九州漁業調整事務所)

2日(木)◇「男女共同参画でいいことあったまち・むらコンクール」表彰者の決定について(経営局女性・就農課女性・高齢者対策推進室)

◇地域再生計画(第2回)の認定について(農村振興局農村政策課)

◇第15回コーデックス連絡協議会の概要(消費・安全局消費・安全政策課国際室、厚生労働省)

◇平成16年度第2回「消費者等との定例懇談会」の開催について(消費・安全局消費者情報官)

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について(12月分・速報値)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇構造改革特区計画の第6回認定について(大臣官房企画評価課)

◇第6回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の議事概要について(林野庁林政部経営課)

◇「栄養塩類に着目した森・川・海の土砂移動に関する検討会」の開催について(林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部計画課、国土交通省)

- ◇水産政策審議会第17回施策部会の開催について（水産庁漁政部企画課）
- ◇韓国水域における日本漁船の拿捕事件について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）
- 3 日(金)◇第7回「野菜政策に関する研究会」の開催及び傍聴について（生産局野菜課）
- ◇政府保有に係る米国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会第10回家さん疾病小委員会に関する概要について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇日・タイ経済連携協定交渉第5回会合の開催について（大臣官房国際部国際調整課）
- ◇「山菜文化産業懇話会報告書」について（林野庁林政部経営課特用林産対策室）
- ◇南極海生態系総合調査のための水産庁漁業調査船開洋丸の出港について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- ◇WCPFC（中西部太平洋まぐろ類条約）第7回準備会合及び第1回委員会会合の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇韓国水域における日本漁船の拿捕事件について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）
- 6 日(月)◇1月は「食を考える月間」です～毎日のことだから、ちょっと考えてみませんか？～（消費・安全局消費者情報官）
- ◇平成16年12月第1週（11月29日～12月3日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会の資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇主要野菜の価格・輸入動向及び対策の実施状況について（生産局野菜課、大臣官房統計部消費統計室、消費・安全局消費・安全政策課、植物防疫課）
- ◇平成16年度第3回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の開催について（生産局果樹花き課）
- ◇農業資材審議会農業機械化分科会検査部会の概要について（生産局農産振興課）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（11月29日～12月5日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇平成16年度土地改良事業地区営農推進優良事例表彰（式）について（農村振興局計画部資源課）
- ◇FAO 海亀の保存と漁業に関する政府間技術会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- ◇韓国水域における日本漁船の拿捕事件の続報について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）
- 7 日(火)◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会 麦政策検討小委員会における追加資料について（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇「平成16年度食品トレーサビリティシステム開発・実証事業」成果報告会の開催について（消費・安全局消費・安全政策課、(独)食品需給研究センター）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第26回）の資料について（大臣官房企画評価課）
- ◇北海道農政事務所による「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく告発について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇「水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」についての意見・情報の募集（水産庁漁政部水産経営課指導室）
- ◇韓国水域における日本漁船の拿捕事件について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）
- 8 日(水)◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会の開催について（総合食料局食料企画課）
- ◇第7回植物新品種の保護に関する研究会の開催について（生産局種苗課）
- ◇種苗法による品種登録について（生産局種苗課）
- ◇福岡県の田中徳次郎商店による量表のJAS 法違反容疑に対する告発について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について（12月分・確定値）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）

- ◇平成16年度第6回MA一般輸入米入札結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇第5回国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会の開催について(林野庁国有林野部業務課)
- ◇豊かな東京湾再生検討委員会第3回アオギス再生特別委員会、第5回食文化分科会及び第2回親水機能分科会の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)
- ◇韓国水域における日本漁船の拿捕事件の続報について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)
- ◇中型まき網漁業につき漁業法第66条第1項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度を定める告示の一部改正案についてのパブリックコメントの実施結果について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)
- 9日(木)◇平成16年度農村アメニティ・コンクールの選賞について(農村振興局農村政策課、勸農村開発企画委員会)
- ◇「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」報告書の公表について(生産局畜産部食肉鶏卵課)
- ◇平成16年度病虫害発生予報第8号(消費・安全局植物防疫課)
- ◇「男女共同参画でいいことあったまち・むらコンクール」表彰式及び受賞市町村との懇談会について(経営局女性・就農課女性・高齢者対策推進室)
- ◇第8回「農林漁業金融に関する研究会」の開催について(経営局金融調整課)
- ◇第3回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の開催について(生産局特産振興課)
- ◇第8回日韓漁業取締実務者協議の結果について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)
- 10日(金)◇平成16年度の「その他の乳製品」の関税割当公表(第2次)について(大臣官房国際部貿易関税課)
- ◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集(消費・安全局農産安全管理課)
- ◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の実施について(平成17年1月分)(総合食料局食糧部計画課)
- ◇岩永農林水産副大臣の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)
- ◇商品取引員に対する行政処分について(総合食料局商品取引監理官、経済産業省)
- ◇「安全・安心モニター」の追加募集について(消費・安全局消費者情報官)
- ◇生鮮食品の小売店舗及び中間流通業者における表示実施状況調査等の結果概要(平成16年度上半期)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇加工食品の表示実施状況調査の結果概要(平成16年度上半期)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)
- ◇平成15年度林業機械保有状況調査結果の概要について(林野庁森林整備部研究普及課技術開発推進室)
- ◇日ロ漁業委員会第21回会議の結果について(水産庁資源管理部国際課)
- 13日(月)◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会の資料について(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇平成16年12月第2週(12月6日～12月10日)の牛肉小売価格等の調査結果について(消費・安全局消費・安全政策課)
- ◇「食を考える国民フォーラム」の開催について(消費・安全局消費者情報官)
- ◇平成16年産国内産米穀の政府買入に係る一般競争入札の結果について(12月10日実施)(総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第2回でん粉分科会の概要について(生産局特産振興課)
- ◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第2回砂糖分科会の概要について(生産局特産振興課)
- ◇主要野菜の価格・輸入動向及び対策の実施状況について(生産局野菜課、大臣官房統計部消費統計室、消費・安全局消費・安全政策課、植物防疫課)
- ◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について(消費・安全局衛生管理課)
- ◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会の答申について(総合食料局食糧部食糧貿易課)
- ◇「ニッポン食育フェア」の開催及び「地域に根ざした食育コンクール2004」審査結

- 果について（消費・安全局消費者情報官）
◇平成16年度第2回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、㈱水産総合研究センター中央水産研究所）
- 14日(火)◇「わかりやすい表示方法について 報告書」に対する意見の募集について（消費・安全局表示・規格課）
◇米の1人1か月当たり消費量（平成16年10月分）（総合食料局食糧部計画課）
◇平成16年産麦の検査結果（速報値）（平成16年11月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
◇平成16年産米の検査結果（速報値）（平成16年11月末日現在）（総合食料局食糧部消費流通課）
◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成16年4月～10月）（総合食料局食糧部消費流通課）
◇商品取引員に対する行政処分について（総合食料局商品取引監理官、経済産業省）
◇商品取引員に対する行政処分について（総合食料局商品取引監理官、経済産業省）
◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第27回）の資料について（大臣官房企画評価課）
◇アジア森林パートナーシップ（AFP）第4回実施促進会合の結果概要について（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）
◇平成16年度「国有林野事業業務研究発表会」（第37回）の開催結果について（林野庁国有林野部業務課）
◇WCPFC（中西部太平洋まぐろ類条約）第7回準備会合及び第1回委員会の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- 15日(水)◇農林水産省本省「消費者の部屋」の平成17年前期特別展示スケジュールについて（消費・安全局消費者情報官消費者の部屋）
◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会畜産企画部会・畜産物価格等部会合同部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）
◇清水種苗株式会社に対する措置（嚴重注意）について（生産局種苗課）
◇米国産牛肉の貿易再開に関する米側専門家との意見交換について（消費・安全局衛生管理課）
◇平成17年度農林水産関係税制改正予定事項について（経営局総務課調整室）
◇冷凍水産物需給情報（平成16年12月）－平成16年度第3回冷凍水産物需給情報検討会の協議結果－（水産庁漁政部加工流通課）
◇日本・ペルー非公式漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- 16日(木)◇加工食品中のアクリルアミド分析結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
◇平成16年11月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
◇「景観法施行規則案」についての意見・情報の募集結果について（農村振興局農村政策課）
◇平成16年国内産米穀のカドミウム含有状況の調査結果について（消費・安全局農産安全管理課）
◇2004年10大研究成果について（技術会議事務局技術政策課技術情報室）
◇第6回日中漁業共同委員会の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- 17日(金)◇農林物資規格調査会部会の開催について（消費・安全局表示・規格課）
◇ムソー株式会社における小豆の原産地等の不正表示及び有利誤認表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）
◇九州椎茸株式会社が製造した「乾しいたけ」における不正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
◇麦製品等の取引価格の推移（平成16年11月分）（総合食料局食糧部計画課）
◇第1回フードガイド（仮称）検討会の開催について（消費・安全局消費者情報官、厚生労働省）
◇横浜商品取引所における野菜の上場について（総合食料局商品取引監理官）
◇平成16年産国内産米穀の政府買入に係る一般競争入札の結果について（12月10日・16日実施）（総合食料局食糧部消費流通課）
◇特定農薬（特定防除資材）に該当しない

こととする資材の取扱い（案）に関する意見・情報の募集について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

◇農業資材審議会飼料分科会、同分科会安全性部会及び同分科会家畜栄養部会の開催並びに一般傍聴について（消費・安全局衛生管理課）

◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について（概要）（12月16日実施）（総合食料局食糧部計画課）

◇民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業における平成17年度新規課題の募集について（技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室）

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H16.11.1～H16.11.30異動情報提供分）（技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）

◇国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会（第5回）の概要（林野庁国有林野部業務課）

◇水産政策審議会第17回施策部会の結果について（水産庁漁政部企画課）

20日(月)◇農林物資規格調査会部会（果実飲料等）の開催について（消費・安全局表示・規格課）

◇平成16年12月第3週（12月13日～12月17日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成17年度農業農村整備事業予算一次内示の概要（農村振興局整備部設計課）

◇平成16砂糖年度1月～3月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し（生産局特産振興課）

◇主要野菜の価格・輸入動向及び対策の実施状況について（生産局野菜課、大臣官房統計部消費統計室、消費・安全局消費・安全政策課、植物防疫課）

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇米国産牛肉の貿易再開に関する米側専門

家との意見交換の概要について（消費・安全局衛生管理課、厚生労働省）

◇第13回ふるさと山村フォトコンテスト審査結果について（農村振興局農村政策課）

◇WTO 農業委員会特別会合（技術会合）の結果概要（大臣官房国際部国際貿易機関室）

◇平成16年度農林水産省農作物新品種命名登録（第2回）について（技術会議事務局地域研究課）

◇「主要木材の短期需給見通し（平成17年第1四半期及び第2四半期）」について（林野庁林政部木材課）

◇第37回国際熱帯木材機関（ITTO）理事会の結果について（林野庁林政部木材課木材貿易対策室）

21日(火)◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇農林物資規格調査会部会（有機農産物及び有機農産物加工食品）の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）

◇当面の政府国内産米穀の販売について（総合食料局食糧部計画課）

◇「植物新品種の保護に関する研究会報告」について（生産局種苗課）

◇平成16年度第4回輸入米に係る特別売買（SBS）の結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇気候変動枠組条約第10回締約国会合（COP10）等における小規模CDM植林のルール等に関する決定の概要（林野庁森林整備部計画課海外林業協力室）

22日(水)◇農林物資規格調査会部会（果実飲料等）の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）

◇平成16年度中央食品表示ウォッチャー食品表示状況モニタリング報告について（消費・安全局表示・規格課）

◇肥料取締法に基づき実施した立入検査において、し尿汚泥肥料から許容基準を超える水銀を検出（消費・安全局農産安全管理課）

◇平成16年度第3回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の概要について（生産局果樹花き課）

- ◇韓国からの家きん等の一時輸入停止措置について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇「高病原性鳥インフルエンザ発生対応の防疫作業従事者における血清抗体検査」に係る調査結果及び防疫対応の徹底について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇今後における「レクリエーションの森」の展開方向について骨子（案）の意見・情報の募集について（林野庁国有林野部業務課）
- ◇ワシントン条約（CITES）第13回締約国会議における附属書Ⅰ及びⅡの改正に伴う留保について（水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室）
- 24日(金)** ◇農業法人設立に関する不正な勧誘に対する注意喚起について（経営局経営政策課）
- ◇独立行政法人の中期目標期間終了時の事務・事業の見直しについて（大臣官房文書課）
- ◇平成17年度農業農村整備事業予算概算決定の概要（農村振興局整備部設計課）
- ◇農業農村整備事業等における公共事業（補助事業分）の事業評価結果について（農村振興局計画部事業計画課、整備部水利整備課）
- ◇信用事業を行う漁協の平成15事業年度末におけるリスク管理債権等の状況について（水産庁漁政部水産経営課）
- ◇「都市漁村交流を考えるシンポジウム」の開催について（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）
- ◇第7回日韓漁業共同委員会の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- 27日(月)** ◇再就職状況の公表について（大臣官房秘書課）
- ◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等（検疫有害動植物、施行規則別表1及び別表2）についての意見・情報の募集（消費・安全局植物防疫課）
- ◇平成16年12月第4週（12月20日～12月24日）の牛肉小売価格等の調査結果について（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇株式会社鳥芳における生鮮畜産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しについて（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成16年11月末まで）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇コイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果（12月20日～12月26日分）（消費・安全局衛生管理課魚類安全室）
- ◇第10回農業資材審議会飼料分科会安全性部会の概要について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇第4回農業資材審議会飼料分科会家畜栄養部会の概要について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇第11回農業資材審議会飼料分科会の概要について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇農林水産研究開発レポート「食料・環境問題の解決を目指した国際農林水産業研究」の発行について（技術会議事務局技術政策課技術情報室）
- ◇「森林（もり）づくり」シンポジウムの開催について（林野庁森林整備部森林保全課）
- 28日(火)** ◇平成16年産国内産米穀の政府買入に係る一般競争入札・随意契約の結果について（12月実施）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇主要野菜の価格・輸入動向及び対策の実施状況について（生産局野菜課、大臣官房統計部消費統計室、消費・安全局消費・安全政策課、植物防疫課）
- ◇岩永農林水産副大臣の東京都中央卸売市場築地市場の視察について（総合食料局流通課）
- ◇平成17年度における先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の研究課題の公募について（技術会議事務局地域研究課）
- ◇水産物の市況について（平成16年12月及び平成17年1月）－東京都中央卸売市場における平成16年12月（11月21日～12月20日集計）の市況と、平成17年1月の市況見通し（前月との比較）－（水産庁漁政部加工流通課）

〈法令〉

12月1日(水)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第89号）を公布（同日施行）

◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第90号）を公布（同日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行。1 別表第2大中型まき網漁業の項第1号ヌ及びルの改正規定 平成17年1月1日 2 別表第2沖合底びき網漁業の項第1号ロ(9)及び(10)、同表大中型まき網漁業の項第1号ワ並びに同表いか釣り漁業の項第1号ロ(1)及び(2)の改正規定 平成17年1月4日 3 別表第2大中型まき網漁業の項第1号カ及びタの改正規定 平成17年1月15日）

◇承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第91号）を公布（同日施行。ただし、第1条第1項第4号及び別表第3沿岸まぐろはえ縄漁業の項の改正規定は、平成17年1月4日から施行）

◇民法の一部を改正する法律（法律第147号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第150号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇平成16年10月18日から同月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第376号）を公布（同日施行）

◇平成16年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第377号）を公布（同日施行）

◇外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）を公布（平成

17年1月4日施行。ただし、第6条、第7条第2項及び第3項並びに第3章の規定は同年7月19日から、第4条及び第4章の規定は同日施行）

2日(木)◇海岸法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第2号）を公布（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第36号）の施行の日から施行）

3日(金)◇民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（法律第152号）を公布（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行。〈以下、略〉）
◇信託業法（法律第154号）を公布（公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

◇電子広告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第384号）を公布（電子広告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成17年2月1日）

7日(火)◇森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第92号）を公布（同日施行）

8日(水)◇金融先物取引法の一部を改正する法律（法律第159号）を公布（平成17年7月1日施行）

10日(金)◇種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第93号）を公布（同日施行）

◇競馬法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第94号）を公布（同日施行）

13日(月)◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第95号）を公布（同日施行）

15日(水)◇景観法の施行期日を定める政令（政令第397号）を公布（景観法の施行期日は、平成16年12月17日）

◇景観法施行令（政令第398号）を公布（法の施行の日（平成16年12月17日）施行）

◇景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第399号）を

公布（景観法の施行の日（平成16年12月17日）施行）

◇ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）を公布（都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成16年12月17日）施行）

◇独立行政法人緑資源機構が行う独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第1号に規定する林道の開設又は改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第96号）を公布（平成16年12月17日施行）

◇景観農業振興地域整備計画に関する省令（農林水産省令第97号）を公布（法の施行の日（平成16年12月17日）施行）

◇集落地域整備法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第98号）を公布（平成16年12月17日施行）

◇公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第3号）を公布（都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成16年12月17日）施行）

◇都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（農林水産省・国土交通省令第4号）を公布（法の施行の日（平成16年12月17日）施行）

◇景観行政団体及び景観計画に関する省令（農林水産省・国土交通省・環境省令第1号）を公布（法の施行の日（平成16年12月

17日）施行）

16日(木)◇動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第99号）を公布（同日施行）

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第2号）を公布（平成17年4月1日施行）

17日(金)◇品種登録規則の一部を改正する省令（農林水産省令第100号）を公布（平成17年1月1日施行）

◇家畜商法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第101号）を公布（平成17年1月1日施行）

◇農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第102号）を公布（同日施行）

21日(火)◇競馬法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第103号）を公布（平成17年1月1日施行）

22日(水)◇日本中央競馬会の平成17事業年度における日本中央競馬会法第29条の2第3項の割合を定める政令（政令第405号）を公布（同日施行）

◇工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令（政令第411号）を公布（平成17年10月1日施行）

◇農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第104号）を公布（同日施行）

24日(金)◇動物用医薬品等取締規則（農林水産省令第107号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）施行）

◇産業活力再生特別措置法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（平成17年1月1日施行）

◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第105号）を公布（平成17年1月1日施行。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行。＜以下、略＞）

◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第106号）を公布（同日施行）

27日(月)◇農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第108号）を公布（同日施行）

◇民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第418号）を公布（民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成17年4月1日）

◇民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第419号）を公布（民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）施行）

◇文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第422号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇商品取引所法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第424号）を公布（商品取引所法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日は、平成16年12月31日）

◇金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行規則及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第8条第1項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成16年12月30日）施行）

◇商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省・経済産業省令第2号）を公布（平成17年1月1日施行）

◇商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令（農林水産

省・経済産業省令第10号）を公布（平成17年1月1日施行）

28日(火)◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第109号）を公布（同日施行）

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第10号）を公布（信託業法の施行の日（平成16年12月30日）施行）

◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第11号）を公布（平成17年1月1日施行）

◇農業災害補償法施行規則等の一部を改正する省令（農林水産省令第110号）を公布（信託業法の施行の日（平成16年12月30日）施行。ただし、第5条中独立行政法人農業者年金基金法施行規則第60条第2項第1号イの改正規定は、同日施行）

◇農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第111号）を公布（平成16年12月30日施行）

◇水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第112号）を公布（信託業法の施行の日（平成16年12月30日）施行）

◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第11号）を公布（信託業法の施行の日（平成16年12月30日）施行）

◇受託業務保証金規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第12号）を公布（信託業法の施行の日（平成16年12月30日）施行）

◇信託業法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第429号）を公布（法の施行の日（平成16年12月30日）施行）

1 月

1月4日(火)◇チリ共和国から発送されるピング種のサクランボの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正について（生産局植物防疫課）

5日(水)◇主要食料品の小売価格の見通し（消費・

- 安全局消費・安全政策課)
◇コイヘルペスウイルス病に関する PCR 検査結果 (12月27日～1月4日分) (消費・安全局衛生管理課魚類安全室)
◇インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波被害への支援に関する農林水産省連絡会議の設置について (大臣官房国際部国際協力課)
- 6日(木)◇「植物新品種の保護に関する研究会中間取りまとめ」についての意見・情報の募集結果について (生産局種苗課)
- 7日(金)◇日本農林規格及び品質表示基準の改正案及び廃止案についての意見・情報 (パブリックコメント) の募集について (消費・安全局表示・規格課)
◇島村農林水産大臣の海外出張について (大臣官房国際部国際政策課)
◇常田農林水産副大臣の海外出張について (大臣官房国際部国際政策課)
◇野菜に関する月刊情報 (12月分) の提供について (生産局野菜課)
◇バイオマス・アジアワークショップ2005の開催について (大臣官房環境政策課、国際部国際調整課、(株)産業技術総合研究所)
◇第6回豊かな東京湾再生検討委員会の開催について (水産庁増殖推進部漁場資源課)
◇瀬戸内海以外の海面を操業区域とする小型機船底引き網漁業につき許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める告示の一部改正案についてのパブリックコメントの実施について (水産庁資源管理部沿岸沖合課)
◇マサバ太平洋系群資源回復計画に基づく臨時系船休漁の実施について (水産庁資源管理部管理課資源管理推進室)
- 11日(火)◇2005年農林業センサスの実施についてー調査体系等を抜本的に見直しー (大臣官房統計部センサス統計室)
◇平成16年12月第5週・平成17年1月第1週 (16年12月27日～17年1月7日) の牛肉小売価格等の調査結果について (消費・安全局消費・安全政策課)
◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地 (型) 銘柄別、検査項目別平均値 (平成16年4月～11月) (総合食料局食糧部消費流通課)
- ◇第2回「総合的病虫害管理 (IPM) 検討会」の開催及び傍聴について (生産局植物防疫課)
◇コイヘルペスウイルス病に関する PCR 検査結果 (1月5日～1月10日分) (消費・安全局衛生管理課魚類安全室)
◇「食品に関するリスクコミュニケーション (農業に関する意見交換会)」の開催及び出席者の募集について (消費・安全局消費者情報官)
◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の実施について (総合食料局食糧部計画課)
◇平成16年12月7日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について (総合食料局食糧部計画課)
◇食料・農業・農村政策審議会経営分科会の開催について (経営局保険課)
- 12日(水)◇りんご火傷病の植物検疫措置に関する WTO 再パネル会合について (生産局植物防疫課)
- 13日(木)◇農林物資規格調査会総会の開催及び傍聴の募集について (消費・安全表示・規格課)
◇第2回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の概要について (生産局特産振興課)
◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡の結果について (1月12日実施分) (総合食料局食糧部消費流通課)
◇第2回牛の月齢判別に関する検討会の開催について (消費・安全局衛生管理課、厚生労働省)
◇農業・農村に関する意見交換会「水土里 (みどり) のカレッジミーティング」の開催について (農村振興局整備部設計課)
◇島村農林水産大臣とスパチャイ WTO 事務局長との会談の概要 (大臣官房国際部国際経済課)
◇加治屋農林水産大臣政務官の海外出張について (大臣官房国際部国際政策課)
◇水産庁漁業調査船照洋丸による黒潮統流・南側再循環流域における国際重要資源加入過程調査の実施について (水産庁増殖推進部漁場資源課、(株)水産総合研究センター)
- 14日(金)◇平成16年度下期のとうもろこしの関税割当公表 (第2次) について (大臣官房国際

部貿易関税課)

◇オーストラリア連邦内の指定地域で生産される柑橘属植物の生果実に係る輸入解禁手続について(生産局植物防疫課)

◇米の1人1ヶ月当たり消費量(平成16年11月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇平成16年10月・11月度の蚕糸業需給・価格動向(生産局特産振興課)

◇第7回「野菜政策に関する研究会」の概要について(生産局野菜課)

◇常田農林水産副大臣とブーリヤ・インド農業閣外大臣との会談の概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業における平成17年度新規課題の募集について(技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室)

◇林政審議会の開催及び一般傍聴について(林野庁林政部林政課)

◇瀬戸内海機船船引き網漁業の許可をすることが出来る府県別の船舶の隻数の最高限度額を定める告示の一部改正案についてのパブリックコメントの実施について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)

15日(土)◇島村農林水産大臣とスイス・ダイス経済大臣との会談の概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇島村農林水産大臣とEU ボエル農業担当委員との会談の概要(大臣官房国際部国際経済課)

17日(月)◇麦製品等の取引価格の推移(平成16年12月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇牛肉小売価格等の調査結果平成17年1月第2週(1月11日～1月14日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇平成16年度「ブランド・ニッポン」加工食品供給促進等技術開発事業公開成果発表会の開催について(総合食料局食品産業企画課技術室)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇平成16年度全国食料品消費モニター懇談会の開催について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇島村農林水産大臣とグローサー・WTO

農業交渉議長との意見交換について(大臣官房国際部国際政策課)

◇平成16年度第2回畜産環境対策担当者等全国会議の開催について(生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室)

◇林政審議会施策部会の開催及び一般傍聴について(林野庁林政部企画課)

18日(火)◇食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会農業農村整備部会 平成16年度第2回国際小委員会の開催について(農村振興局計画部事業計画課)

◇平成16年12月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について(総合食料局食糧部計画課)

◇平成16年産麦の検査結果(速報値)(平成16年12月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成16年産米の検査結果(速報値)(平成16年12月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇国連防災世界会議におけるシンポジウムの開催等について(経営局経営政策課)

◇平成16年11月24日に混入を確認したタイ国産うるち精米の異物について(総合食料局食糧部消費流通課)

◇第1回小動物獣医療に関する検討会の開催について(消費・安全局衛生管理課)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第28回)の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて(H16.12.1～H16.12.31日異動情報提供分)(技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室)

◇第19回日・モロッコ政府間漁業協議の開催について(水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室)

◇韓国はえ縄漁船の拿捕について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)

19日(水)◇家畜排せつ物法の施行状況調査結果について(生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室)

◇平成16年度第2回畜産環境対策担当者等全国会議の概要について(生産局畜産部畜産企画課畜産環境対策室)

◇平成16年度第4回農業農村整備事業の効

- 率的実施に係る検討会の開催について（農村振興局計画部事業計画課、整備部設計課、水利整備課施設管理室）
- ◇平成16年度米加工品需要開発技術推進発表会の開催について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇第4回バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について（概要）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇種苗法による品種登録について（生産局種苗課）
- ◇家畜排せつ物たい肥の利用に関する意識・意向調査結果（モニター調査）（大臣官房情報課）
- ◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正案についてのパブリックコメントの実施について（水産庁資源管理部遠洋課）
- ◇平成16年の水産庁による外国漁船取締実績について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- 20日(木)◇第21回「食品の表示に関する共同会議」の開催について（消費・安全局表示・規格課、厚生労働省）
- ◇平成16年度第7回MA一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- 21日(金)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等（オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実及びイタリア共和国産タロコ種スウィートオレンジの生果実の輸入解禁）の意見・情報の募集について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇薬事法関係手数料令（動物用医薬品等）の一部改正（案）についての意見・情報の募集について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇第9回農業資材審議会農薬分科会（議事要旨）（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）
- ◇インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波被害に対する関係企業・団体からの援助物資について（大臣官房国際部国際協力課）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇「森林（もり）づくり」シンポジウムについて（結果報告）（林野庁森林整備部森林保全課）
- 24日(月)◇平成15年度農業農村整備事業の優良工事等表彰について（農村振興局整備部設計課）
- ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年1月第3週（1月17日～1月21日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（技術会議事務局技術安全課）
- ◇韓国はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- 25日(火)◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第10回畜産企画部会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産企画課）
- ◇第3回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の概要について（生産局特産振興課）
- ◇飼料問題懇談会の開催について（生産局畜産部畜産振興課）
- ◇日本・インドネシア経済連携共同検討グループ第1回会合の開催（大臣官房国際部国際協力課、国際調整課）
- ◇日本・チリ EPA/FTA 共同研究会第1回会合の開催（大臣官房国際部国際調整課）
- ◇全国農業協同組合連合会の輸入黒豚肉取引に関する調査結果について（経営局協同組織課）
- ◇第2回林業普及指導運営方針の策定に関する懇談会の開催について（林野庁森林整備部研究普及課）
- ◇第7回日韓漁業共同委員会第4回小委員会の開催について（水産庁資源管理部国際課）
- 26日(水)◇平成16年度トレーサビリティシステム開発事業の実証試験「ユビキタスID技術を用いた統合型食品トレーサビリティシステムの開発実証」の実施について（消費・安

全局消費・安全政策課)

◇諫早湾干拓・仮処分命令に対する保全抗告申立てについて(農村振興局整備部設計課)

◇INWEPF「国際水田・水環境ネットワーク」設立記念シンポジウム及び第1回運営会議開催結果について(農村振興局整備部水利整備課)

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇全国米粉食品普及推進会議の発足について(総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室)

◇林政審議会の概要について(林野庁森林整備部治山課、林政部企画課、林政課)

27日(木)◇一女性でひろげる地産地消ー平成16年度食アメニティ・コンテスト審査会の開催について(農村振興局農村政策課、(財)農村開発企画委員会)

◇平成16年度病害虫発生予報第9号(消費・安全局植物防疫課)

◇「第2回オーライ!ニッポン全国大会」の開催について(農村振興局地域振興課グリーン・ツーリズム推進室)

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について(1月分)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波被害に対する関係企業・団体からの援助物資の輸送について(大臣官房国際部国際協力課)

28日(金)◇食料・農業・農村政策審議会委員の改選について(大臣官房企画評価課)

◇食品リスクと消費者行動に関する心理学専門家によるセミナーのお知らせ(農林水産政策研究所)

◇平成16年度第4回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の開催について(生産局果樹花き課)

◇インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波被害に対する支援について(総合食料局食糧部食糧貿易課、大臣官房国際部国際協力課)

◇「食品に関するリスクコミュニケーション(食品に残留する農薬、動物用医薬品等

のポジティブリスト制導入の取組に関する意見交換会)」の開催について(消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)

◇平成16年度第8回MA一般輸入米入札結果の概要(総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇WTO 貿易政策検討制度・対日審査の結果概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第28回)の資料について(大臣官房企画評価課)

◇林野庁ホームページにおける「スギ・ヒノキ花粉に関する情報」の掲載について(林野庁森林整備部森林保全課)

◇マグロ類、鯨類、サケ等の国際漁業資源評価会議の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇第2回「栄養塩類に着目した森・川・海の土砂移動に関する検討会」の開催について(林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部計画課、国土交通省)

31日(月)◇野菜に関する月間情報(1月分)の提供について(生産局野菜課)

◇牛肉小売価格等の調査結果平成17年1月第4週(1月24日～1月28日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇食料・農業・農村政策審議会の会長等の選出について(大臣官房企画評価課)

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第3回砂糖分科会及び第3回でん粉分科会の開催について(生産局特産振興課)

◇牛海綿状脳症(BSE)サーベイランスの結果について(平成16年12月末まで)(消費・安全局衛生管理課)

◇違法伐採対策の検討について(林野庁林政部木材課違法伐採対策検討室)

◇水産政策審議会第19回資源管理分科会の開催について(水産庁漁政部漁政課)

◇漁船の省エネルギー対策の推進について(水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室)

◇第2回緊急磯焼け対策モデル事業全国会議の開催について(水産庁漁港漁場整備部整備課)

◇水産物の市況について(平成17年1月及び2月)(水産庁漁政部加工流通課)

〈法令〉

- 1月12日(水)◇森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第1号）を公布（平成17年4月1日施行）
 ◇農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第2号）を公布（平成17年4月1日施行）
- 14日(金)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第3号）を公布（同日施行）
- 26日(水)◇農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（政令第9号）を公布（平成17年4月1日施行）
 ◇森林施行令の一部を改正する政令（政令第10号）を公布（平成17年4月1日施行）
 ◇農業改良助長法施行規則（農林水産省令第4号）を公布（平成17年4月1日施行）
 ◇森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第5号）を公布（平成17年4月1日施行）
- 31日(月)◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産省令第6号）を公布（平成17年2月1日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。〈以下、略〉）
 ◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第1号）を公布（平成17年2月1日施行）
 ◇受託業務保証金規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第2号）を公布（平成17年2月1日施行）

2 月

- 2月1日(火)◇農業を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（案）についての意見・情報の募集（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）
 ◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
 ◇主要食料品の小売価格等の見通し（消費・安全局消費・安全政策課）
 ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第29回）の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）
 ◇「種苗法施行規則の一部を改正する省令

案」及び「種苗法の規定に基づき指定種苗を定める等の件を改正する告示案」についての意見・情報の募集（生産局種苗課）

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第3回プリオン病小委員会の開催について（消費・安全局衛生管理課）

◇インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波被害への支援に関する農林水産省連絡会議（第2回）の開催結果概要について（大臣官房国際部国際協力課）

◇第7回日韓漁業共同委員会第5回小委員会の開催について（水産庁資源管理部国際課）

◇第19回日・モロッコ政府間漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

2日(水)◇農林物資規格調査会総会の開催について（消費・安全局表示・規格課）

◇第3回牛の月齢判別に関する検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課、厚生労働省）

◇林政審議会施策部会の概要について（林野庁林政部企画課）

3日(木)◇特定外来生物等の選定に係る意見の募集（パブリックコメント）について（大臣官房環境政策課）

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会 第3回プリオン病小委員会の概要について（消費・安全局衛生管理課）

◇食品に関するリスクコミュニケーション（リスク分析の概念を踏まえた食品安全行政の取組や健康食品についての意見交換会）の開催（富山県富山市）について（消費・安全局消費者情報官、厚生労働省）

◇第2回緊急磯焼け対策モデル事業全国会議の議事概要について（水産庁漁港漁場整備部整備課）

4日(金)◇担い手育成・確保のための全国運動（行政・農業団体一体）の展開について（経営局経営政策課）

◇バイオマス・ニッポン総合戦略推進アド

バイザリーグループ第5回会合の開催について（大臣官房環境政策課資源循環室）

◇農林物資規格調査会総会の審議の概要について（消費・安全局表示・規格課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第6回需給小委員会の開催について（生産局果樹花き課）

◇株式会社ドールにおける生鮮農産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇株式会社セイソーにおける生鮮農産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇株式会社ポロロッカ五条店における生鮮農産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇株式会社クイーンズ伊勢丹静岡伊勢丹店における生鮮農産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇不二商事株式会社における生鮮農産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇協同組合丸合及び株式会社キョーエイにおける生鮮農産物の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）

◇『「無農薬」等農薬・化学肥料に係る農産物の表示特別調査』の実施結果について（消費・安全局表示・規格課）

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会（第4回）の開催及び傍聴について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業における平成17年度新規課題の応募状況について（技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室）

◇「第2回林業普及指導運営方針の策定に関する懇談会」の概要について（林野庁森林整備部研究普及課）

7日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果平成17年2月第1週（1月31日～2月4日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇平成16年度下期のとうもろこしの関税割当て（コーンスターチ用第2次）について（大臣官房国際部貿易関税課）

◇種苗法による品種登録について（生産局種苗課）

◇第8回「野菜政策に関する研究会」の開催及び傍聴について（生産局野菜課）

◇まぐろの需給情報（水産庁漁政部加工流通課）

◇韓国あなご筒漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

◇第7回日韓漁業共同委員会第2回会合の結果について（水産庁資源管理部国際課）

8日(火)◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 第10回畜産企画部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）

◇農業資材審議会農業分科会特定農薬小委員会（第5回）の開催について（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

◇第16回コーデックス連絡協議会の開催及び一般傍聴の募集について（消費・安全局消費・安全政策課、厚生労働省）

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）

9日(水)◇政府保有に係るタイ国産うるち精米の異物混入について（総合食料局食糧部計画課）

◇平成16年産国内産米穀の政府買入に係る一般競争入札の結果について（2月8日実施）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇水産政策審議会第19回資源管理分科会の結果について（水産庁漁政部漁政課）

10日(木)◇明治屋商事株式会社の産業活力再生特別措置法に基づく経営資源再活用計画の認定について（総合食料局流通課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第7回産地・経営小委員会の開催について（生産局果樹花き課）

◇バイオマスタウン構想の公表（第1回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）

◇第4回むらの伝統文化顕彰の選賞結果について（農村振興局農村政策課）

◇平成16年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）について（農村振興局地域振興課中山間地域振興室）

◇平成16年度第4回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の概要について（生産局果樹花き課）

◇「平成16年度優良ふるさと食品中央コンクール」について（総合食料局食品産業企

画課、(財)食品産業センター)

◇飼料問題懇談会の概要について(生産局畜産部畜産振興課)

◇商品取引員に対する行政処分について(総合食料局商品取引監理官)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第29回)の資料について(大臣官房企画評価課)

◇水産物養殖経営の展開に関する意向調査結果(大臣官房情報課)

◇地域農業・社会における高齢者の役割に関する意向調査結果(大臣官房情報課)

◇豊かな東京湾再生検討委員会第3回親水機能分科会及び第4回アオギス再生特別委員会の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇瀬戸内海以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める告示の一部改正案についてのパブリックコメントの実施結果について(水産庁資源管理部沿岸沖合課)

◇「水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令案」についての意見・情報の募集(水産庁漁政部水産経営課指導室)

◇「水産業協同組合の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令の一部を改正する省令案」についての意見・情報の募集(水産庁漁政部水産経営課指導室)

14日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年2月第2週(2月7日～2月10日)(消費・安全局消費・安全政策課)

◇ごはん食推進のための広告貸切電車の運行及び駅掲示ポスターについて(総合食料局食糧部消費流通課流通加工対策室)

◇第21回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について(消費・安全局表示・規格課、厚生労働省)

◇飼料安全法に基づく収去飼料等の試験結果の公表について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇WTO 農業委員会特別会合(技術会合)の結果概要(大臣官房国際部国際経済課)

◇日・中まぐろ漁業協議の結果について(水産庁資源管理部国際課、遠洋課)

15日(火)◇酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(骨子案)についての意見・情報の募集(生産局畜産部畜産企画課)

◇家畜改良増殖目標(案)及び鶏の改良増殖目標(案)についての意見・情報の募集(生産局畜産部畜産振興課)

◇果樹農業の振興を図るための基本方針(骨子案)についての意見・情報の募集(生産局果樹花き課)

◇米の1人1か月当たり消費量(平成16年12月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇研究成果報告会「中国食糧政策の動向」の開催について(農林水産政策研究所農林水産情勢分析センター)

◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地(型)銘柄別、検査項目別平均値(平成16年4月～12月)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 平成16年度第1回畜産物価格等部会の開催及び傍聴について(生産局畜産部畜産企画課)

◇平成16年産麦の検査結果(速報値)(平成17年1月末日現在)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇平成16年産米の検査結果(速報値)(総合食料局食糧部消費流通課)

◇政府所有国内産米穀の売渡契約に係る資格審査(バイオマス用途)について(総合食料局食糧部消費流通課)

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の実施について(平成17年3月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会(第30回及び第31回)の開催及び傍聴について(大臣官房企画評価課)

◇食料・農業・農村政策審議会 第4回消費・安全分科会の結果について(消費・安全局消費・安全政策課)

◇農村の地域資源(農地、農業用水等)の維持管理に関する農家の意向調査結果(大臣官房情報課)

◇平成16年度農林水産省農作物新品種命名登録(第3回)について(技術会議事務局地域研究課)

◇第6回国有林の「レクリエーションの森」

に関する検討会の開催について（林野庁国有林野部業務課）

◇第3回アサリ資源全国協議会の開催について（水産庁増殖推進部研究指導課）

16日(水)◇平成16年産国内産米穀の政府買入に係る一般競争入札の結果について（2月8日・15日実施）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇アサリの実産地表示の根拠確認状況について（1月下期分（中間報告））（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集（消費・安全局農産安全管理課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会畜産企画部会 第3回家畜改良増殖小委員会の開催について（生産局畜産部畜産振興課）

◇第2回オーライ！ニッポン大賞の選賞について（農村振興局地域振興課グリーン・ツーリズム推進室）

◇都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム第9回会合の概要（農村振興局地域振興課）

◇平成16年度トレーサビリティシステム開発事業の実証試験「ユビキタスID技術を用いた統合型食品トレーサビリティシステムの開発実証」の実施について（消費・安全局消費・安全政策課）

◇産学官連携ウェブサイトの提供について（技術会議事務局先端産業技術研究課民間研究推進室）

◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H17.1.1～H17.1.31日異動情報提供分）（技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）

◇「水と森林パートナーシップ」シンポジウム及びスタディーツアーの開催について（林野庁森林整備部治山課水源地治山対策室）

◇水産政策審議会第18回施策部会の開催について（水産庁漁政部企画課）

◇水産政策審議会第8回企画部会の開催について（水産庁増殖推進部栽培増殖課）

◇韓国あなご筒漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）

17日(木)◇平成17年1月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）

◇平成16年度第5回農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会の開催について（農村振興局計画部事業計画課、整備部設計課、水利整備課施設管理室）

◇小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する告示の一部改正案についてのパブリックコメントの実施について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）

18日(金)◇麦製品等の取引価格の推移（平成17年1月分）（総合食料局食糧部計画課）

◇「植物防疫に関する意見交換会」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官）

◇平成16年度農林水産環境政策アドバイザー会議第2回会合の開催について（大臣官房環境政策課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 第11回畜産企画部会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産企画課）

◇第3回健康で快適な給食施設等表彰について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）

◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏卵課）

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について（概要）（2月17日実施）（総合食料局食糧部計画課）

◇平成16年発生災害に係る農林水産業関係被害状況（速報）について（経営局経営政策課）

◇日・ツバル漁業協議の開催について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）

21日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年2月第3週（2月14日～2月18日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇第1回農林水産省政策評価会の開催及び傍聴について（大臣官房企画評価課）

◇「21世紀の農林水産技術を展望するシンポジウム」の開催について（技術会議事務局技術政策課技術情報室）

- ◇林政審議会施策部会の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部企画課）
- ◇第3回農林水産省政策評価会林野庁専門部会の開催及び傍聴のお知らせ（林野庁林政部企画課）
- ◇瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所）
- 22日(火)◇株式会社明治屋が販売した農産物缶詰における不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇平成16年度トレーサビリティシステム開発事業の実証試験「ユビキタスIDと連携する多様な品目と生産から消費者に至る多様な流通形態に対応した食品トレーサビリティ・システムの実証」の実施について（消費・安全局消費・安全政策課、農林水産食品産業トレーサビリティシステム協議会）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第6回需給小委員会の概要について（生産局果樹花き課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会農業農村整備部会 平成16年度第3回技術小委員会の開催について（農村振興局計画部事業計画課）
- ◇平成16年度第5回輸入米に係る特別売買（SBS）の結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇日・タイ経済連携協定交渉第6回会合の開催について（大臣官房国際部国際調整課）
- 23日(水)◇平成16年度食アメニティ・コンテストの選賞について（農村振興局農村政策課、財農村開発企画委員会）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会農業農村整備部会 平成16年度第3回企画小委員会の開催について（農村振興局計画部事業計画課）
- ◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第4回砂糖分科会及び第4回でん粉分科会の開催について（生産局特産振興課）
- ◇第4回「花き産業振興方針検討会」の概要について（生産局果樹花き課）
- ◇台湾はえ縄漁船の拿捕について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- ◇豊かな東京湾再生検討委員会第6回食文化分科会の開催について（水産庁増殖推進部漁場資源課）
- 24日(木)◇平成16年産国内産米穀の政府買入に係る一般競争入札・随意契約の結果について（2月実施）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇平成16年度(畑)農業・生物系特定産業技術研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター研究報告会の開催について（生産局農産振興課、(畑)農業・生物系特定産業技術研究機構生物系特定産業技術研究支援センター）
- ◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について（2月分）（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇今後における「レクリエーションの森」の展開方向について 骨子（案）の意見・情報の募集結果について（林野庁国有林野部業務課）
- ◇平成16年度第9回MA一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会（第30回）の資料について（大臣官房企画評価課）
- ◇中国産加熱処理肉の違反事例の摘発について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会報告について（第6回検討会概要及び報告書）（林野庁国有林野部業務課）
- ◇日・ツバル漁業協議の結果について（水産庁資源管理部国際課海外漁業協力室）
- ◇水産政策審議会第8回企画部会の結果について（水産庁増殖推進部栽培養殖課）
- ◇赤道ギニア、カンボジア、シエラレオネ船籍を有するまぐろ延縄漁業に従事する船舶の我が国港への寄港不許可措置の解除について（水産庁資源管理部管理課）
- ◇水産政策審議会第18回施策部会の結果について（水産庁漁政部企画課）
- 25日(金)◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会平成16年度第1回畜産物価格等部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課）
- ◇全農改革の対応方向に関する申し入れに

について（経営局協同組織課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会畜産企画部会 第3回家畜改良増殖小委員会の概要について（生産局畜産部畜産振興課）

◇平成17年全国山火事予防運動の実施について（林野庁森林保全課森林保護対策室）

◇林業用手持機械の振動・騒音測定値について（林野庁森林整備部研究普及課技術開発推進室）

26日(土)◇牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について（消費・安全局衛生管理課）

28日(月)◇マイナー作物に係る農薬取締法上の経過措置の取扱いについて（統報）（消費・安全局農産安全管理課農薬対策室）

◇平成16年度第5回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の開催について（生産局果樹花き課）

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会 第7回産地・経営小委員会の概要について（生産局果樹花き課）

◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年2月第4週（2月21日～2月25日）（消費・安全局消費・安全政策課）

◇バイオマスマーク（試験運用）について（大臣官房環境政策課、総合食料局食品産業企画課食品環境対策室、(株)日本有機資源協会バイオマスマーク事務局）

◇有限会社ゆうきの不適正な格付に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成17年1月末まで）（消費・安全局衛生管理課）

◇農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格等の一部改正案についての意見・情報の募集結果について（消費・安全局表示・規格課）

◇第2回フードガイド（仮称）検討会の開催について（消費・安全局消費者情報官、厚生労働省）

◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）

◇野菜に関する月間情報（2月分）の提供について（生産局野菜課）

◇獣医師法第8条第2項の規定に基づく獣医師の処分について（消費・安全局衛生管理課）

◇冷凍水産物需給情報（平成17年2月）－平成16年度第3回冷凍水産物需給情報検討会の協議結果－（水産庁漁政部加工流通課）

◇水産物の市況について（平成17年2月及び3月）－東京都中央卸売市場における平成17年2月（1月21日～2月20日集計）の市況と、平成17年3月の市況見通し（前月との比較）－（水産庁漁政部加工流通課）

〈法令〉

2月2日(水)◇農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第7号）を公布（同日施行）

10日(木)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第8号）を公布（平成17年2月17日施行）

◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第9号）を公布（平成17年2月17日施行）

◇家畜商営業保証金規則の一部を改正する省令（法務省・農林水産省令第1号）を公布（平成17年3月7日施行）

18日(金)◇不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第24号）を公布（不動産登記法の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇農業用動産抵当登記令（政令第25号）を公布（不動産登記法の施行の日（平成17年3月7日）から施行。ただし、第18条の規定（同法第127条の規定を準用する部分に限る。）は、行政機関の保存する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令（農林水産省令第10号）を公布（不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

21日(月)◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第11号）を公布（同日施行）

22日(火)◇商品取引所法施行規則（農林水産省・経

済産業省令第3号)を公布(商品取引所法の一部を改正する法律の施行の日(平成17年5月1日)から施行。ただし、第79条第4号の規定は、改正法による改正後の商品取引所法第293条の登録のうち最初のものの効力が生じた日から施行)

23日(水)◇漁業法施行令の一部を改正する政令(政令第26号)を公布(平成17年3月14日施行)

25日(金)◇経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(政令第35条)を公布(関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成16年法律第142号)の施行の日から施行)

◇経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(農林水産省令第12条)を公布(関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成16年法律第142号)の施行の日から施行)

28日(月)◇商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産省・経済産業省令第1号)を公布(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成17年3月7日)から施行)

◇森林法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第13号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産省令第14号)を公布(平成17年3月1日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。<以下、略>)

◇商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省・経済産業省令第4号)を公布(不動産登録法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成17年3月7日)から施行)

◇金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第

1号)を公布(平成17年3月7日から施行)

◇飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産省令第15号)を公布(平成17年4月1日施行)

3 月

3月1日(火)◇研究成果報告会「中山間地域における農業集落の存続要件」の開催について(農林水産政策研究所農林水産情勢分析センター)

◇主要食料品の小売価格等の見通し(消費・安全局消費・安全政策課)

◇第3回「総合的病害虫管理(IPM)検討会」の開催及び傍聴について(消費・安全局植物防疫課)

◇食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 第6回農業農村整備部会の開催について(農村振興局計画部事業計画課)

◇平成16年産米穀の品種別作付状況(総合食料局食糧部計画課)

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第3回砂糖分科会の概要について(生産局特産振興課)

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第3回でん粉分科会の概要について(生産局特産振興課)

◇林政審議会治山事業部会(第1回)の開催及び一般傍聴について(林野庁国有林野部管理課)

◇「森林整備ワークショップ2005」の開催について(林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室)

2日(水)◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について(消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇平成14年の農作業死亡事故は384件—平成15年度農作業事故調査(死亡小票調査)—(生産局農産振興課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 第11回畜産企画部会の概要について(生産局畜産部畜産企画課)

◇農産物缶詰の認定製造業者に対する認定の取消しに係る聴聞の実施について(その1)(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇農産物缶詰の認定製造業者に対する認定

の取消しに係る聴聞の実施について（その
2）（消費・安全局表示・規格課食品表示・
規格監視室）

◇「森林の仕事を語るシンポジウム」の第
5 回開催について（林野庁森林整備部研究
普及課）

3 日(木)◇国際専門家会議（JECFA）におけるカド
ミウムの評価結果について（消費・安全局
農産安全管理課、厚生労働省）

◇第16回コーデックス連絡協議会の概要
（消費・安全局消費・安全政策課国際室、
厚生労働省）

◇食料・農業・農村政策審議会 企画部会
（第31回）の資料について（大臣官房企画
評価課）

◇第26回 FAO 水産委員会、公海タスクフ
ォース関連会合及び漁業大臣会合の開催に
ついて（水産庁資源管理部国際課）

4 日(金)◇「アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎ
わら及びかもしぐさ属植物の茎葉に係る農
林水産大臣が定める基準」の一部改正案に
ついての意見・情報の募集（消費・安全局
植物防疫課）

◇地方農政局長等会議の開催について（大
臣官房地方課）

◇「農林水産省政策評価基本計画」の変更
及び「平成17年度農林水産省政策評価実施
計画」の策定についての意見・情報の募集
について（大臣官房企画評価課）

◇第5回「花き産業振興方針検討会」の開
催及び傍聴について（生産局果樹花き課花
き対策室）

◇食料・農業・農村政策審議会（第10回）
の開催及び傍聴について（大臣官房企画評
価課）

◇構造用集成材に生じたはく離に関する情
報提供について（消費・安全局表示・規格
課食品表示・規格監視室）

◇第7回「適切な森林管理に向けた林業経
営のあり方に関する検討会」の開催につい
て（林野庁林政部経営課）

◇瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果につ
いて（水産庁資源管理部管理課資源管理推
進室、瀬戸内海漁業調整事務所）

◇めろを輸入する場合の「水産庁の確認書」
発行手続きについて（水産庁資源管理部遠

洋課）

◇「水産業・漁村の多面的機能」の普及啓
発にかかる会議の開催について（水産庁漁
政部企画課）

◇豊かな東京湾の再生を目指して アオギ
ス再生特別委員会報告書（案）について（水
産庁増殖推進部漁場資源課）

7 日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果平成17年3月
第1週（2月28日～3月4日）（消費・安全
局消費・安全政策課）

◇農林水産省政策評価会農村振興局専門部
会及び経営局専門部会の開催及び傍聴につ
いて（農村振興局農村政策課、経営局経営
政策課）

◇第8回「野菜政策に関する研究会」の概
要について（生産局野菜課）

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報につい
て（消費・安全局衛生管理課）

◇第8回コイヘルペスウイルス病に関する
技術検討会の開催について（消費・安全局
衛生管理課魚類安全室）

◇第3回農林水産省政策評価会林野庁専門
部会の概要（林野庁林政部企画課）

◇第5回森林国営保険に関する検討会の開
催について（林野庁森林整備部森林保全課）

◇第3回「森の“聞き書き甲子園”」フォー
ラム（林野庁森林整備部森林保全課、文部
科学省）

◇第7回「適切な森林管理に向けた林業経
営のあり方に関する検討会」の開催につい
て（林野庁林政部経営課）

◇地域食料産業等再生のための研究開発等
支援事業における平成17年度新規課題の応
募状況について（技術会議事務局先端産業
技術研究課民間研究推進室）

◇平成16年度第2回農林水産省政策評価会
水産庁専門部会の開催及び傍聴について
（水産庁漁政部漁政課）

8 日(火)◇農薬の容器又は包装に係る表示の欠落に
ついて（消費・安全局農産安全管理課農薬
対策室）

◇第17回コーデックス連絡協議会の開催及
び一般傍聴の募集について（消費・安全局
消費・安全政策課、厚生労働省）

◇有機農産物等の登録認定機関に対する登
録の取消しに係る聴聞の実施について（消

費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇果樹農業の振興を図るための基本方針(骨子案)についての意見・情報の募集結果について(生産局果樹花き課)

◇酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(骨子案)についての意見・情報の募集結果について(生産局畜産部畜産企画課)

◇家畜改良増殖目標(案)及び鶏の改良増殖目標(案)についての意見・情報の募集結果について(生産局畜産部畜産振興課)

◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の実施について(平成17年4月分)(総合食料局食糧部計画課)

◇第4回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の開催について(生産局特産振興課)

9日(水)◇第22回「食品の表示に関する共同会議」の開催について(消費・安全局表示・規格課、厚生労働省)

◇第6回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議の開催について(農村振興局総務課)

◇食料・農業・農村政策審議会(第10回)の資料について(大臣官房企画評価課)

◇環境と調和のとれた農業生産活動規範(仮称)案についての意見・情報の募集(生産局農産振興課環境保全型農業対策室)

◇第8回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について(消費・安全局衛生管理課魚類安全室)

◇大口農林水産大臣政務官の海外出張について(大臣官房国際部国際政策課)

◇「子ども農業体験活動実践フォーラム」の開催について(経営局女性・就農課、全国農業協同組合中央会、(社)農山漁村文化協会)

◇森林セラピー基地候補・全国ネットワーク会議(準備会)の開催について(林野庁森林整備部研究普及課、(社)国土緑化推進機構)

◇第3回「栄養塩類に着目した森・川・海の土砂移動に関する検討会」の開催について(水産庁漁港漁場整備部計画課、林野庁森林整備部治山課、国土交通省)

10日(木)◇オーストラリアのタスマニア産さくらん

ぼの生果実及びイタリア共和国産タロッコ種のスイートオレンジの生果実の輸入解禁について(消費・安全局植物防疫課)

◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 平成16年度第2回畜産物価格等部会の開催及び傍聴について(生産局畜産部畜産企画課)

◇第2回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」の概要について(生産局農産振興課環境保全型農業対策室)

◇第3回「環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会」の開催及び傍聴について(生産局農産振興課環境保全型農業対策室)

◇食料・農業・農村政策審議会 第14回施策部会の開催及び一般傍聴について(大臣官房情報課情報分析室)

◇第9回「野菜政策に関する研究会」の開催及び傍聴について(生産局野菜課)

◇富山県の株式会社いづもやによる豊表のJAS法違反容疑に対する告発について(消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇かび毒のリスク管理検討会(第2回)の開催について(消費・安全局農産安全管理課)

◇食料・農業・農村政策審議会 第10回総合食料分科会の開催及び傍聴について(総合食料局食料企画課)

◇地方農政局長等会議の概要について(大臣官房地方課)

◇林政審議会施策部会の概要について(林野庁林政部企画課)

◇第7回豊かな東京湾再生検討委員会及び第7回食文化分科会の開催について(水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇北海道が「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」を作成(水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、北海道水産林務部漁業管理課)

◇第3回アサリ資源全国協議会の開催結果について(水産庁増殖推進部研究指導課)

◇韓国はえ縄漁船の拿捕について(水産庁資源管理部管理課指導監督室)

11日(金)◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会第12回畜産企画部会の開催及び傍聴につ

いて（生産局畜産部畜産企画課）
 ◇有限会社おその江における精米の不正表示に対する措置（命令）について（消費・安全局表示・規格課）
 ◇株式会社山運が販売した「精米」における不適正表示等に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）
 ◇株式会社ライズが販売した「精米」における不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課）
 ◇株式会社ユーストアにおける畜産物加工品の不適正表示に対する措置について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
 ◇米の1人1か月当たり消費量（平成17年1月分）（総合食料局食糧部計画課）
 ◇第6回農林水産省政策評価会総合食料局専門部会の開催及び傍聴について（総合食料局食料企画課）
 ◇熊本県の有限会社立石市場による量表のJAS法違反容疑に対する告発について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
 ◇遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集（消費・安全局 農産安全管理課）
 ◇林政審議会の開催及び一般傍聴について（林野庁林政部林政課）

14日(月)◇平成17年度又は平成17年度上期の関税割当公表について（大臣官房国際部貿易関税課）
 ◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年3月第2週（3月7日～3月11日）（消費・安全局消費・安全政策課）
 ◇平成16年12月・17年1月度の蚕糸業需給・価格動向（生産局特産振興課）
 ◇種苗法による品種登録について（生産局種苗課）
 ◇第1回外食における原産地等の表示に関する検討会の開催について（総合食料局食品産業振興課外食産業室）
 ◇平成16年度第5回食料・農業・農村政策審議会 生産分科会果樹部会の概要について（生産局果樹花き課）
 ◇BSE患者（15例目）に関する情報（消費・安全局衛生管理課）

◇「生物多様性影響評価検討会総合検討会」の開催及び傍聴について（技術会議事務局技術安全課）
 ◇第7回「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会」の議事概要について（林野庁林政部経営課）
 ◇日本海・九州西広域漁業調整委員会等の開催について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）
 ◇太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会の開催について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室）
 ◇日ロ漁業合同委員会第21回会議の開催について（水産庁資源管理部国際課）

15日(火)◇平成16年度外国産麦類検査実績の産地（型）銘柄別、検査項目別平均値（平成16年4月～17年1月）（総合食料局食糧部消費流通課）
 ◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会の開催及び傍聴について（総合食料局食料企画課）
 ◇国際連合食糧農業機関（FAO）漁業閣僚会合及び森林閣僚会合の結果について（大臣官房国際部国際政策課、林野庁森林整備部計画課、水産庁資源管理部国際課）
 ◇第2回農林水産省政策評価会消費・安全局専門部会の開催及び傍聴について（消費・安全局総務課）
 ◇第4回養鶏問題懇談会及び第4回養豚問題懇談会の開催及び傍聴について（生産局畜産部畜産振興課）
 ◇島村農林水産大臣とEUボエル農業担当委員との電話会談の概要（大臣官房国際部国際経済課）
 ◇林政審議会治山事業部会の概要について（林野庁国有林野部管理課）
 ◇第5回森林国営保険に関する検討会の概要について（林野庁森林整備部森林保全課）
 ◇津波・高潮ハザードマップ研究会事例集検討会（第2回）の開催について（農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、内閣府、国土交通省）
 16日(水)◇株式会社ニチレイの産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について（総合食料局食品産業振興課）
 ◇カネボウフーズ株式会社の産業活力再生

- 特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について（総合食料局食品産業振興課）
- ◇平成16年度国内産麦類の残留農薬の調査結果について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇第1回疏水百選選定委員会の開催について（農村振興局計画部事業計画課）
- ◇加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の結果について（概要）（3月15日実施）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇北朝鮮からの家きん等の一時輸入停止措置について（消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室）
- ◇森林（もり）づくりに関する企業との懇談会の開催について（林野庁森林整備部森林保全課）
- 17日(木)◇特別研究会「中国の農業政策と食糧需給の新動向」の開催について（農林水産政策研究所農林水産情勢分析センター、(独)国際農林水産業研究センター）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 第10回総合食料分科会資料一覧（総合食料局流通課、食品産業企画課）
- ◇第56回獣医師国家試験の結果について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇平成17年2月の国内産米穀の卸・小売価格の概況について（総合食料局食糧部計画課）
- ◇平成16年産麦類のかび毒実態調査の結果について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇第7回（2005年）「日本水大賞」各賞の決定について（農村振興局計画部土地改良企画課計画調整室）
- ◇第5回日本海・九州西広域漁業調整委員会等の結果（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、新潟漁業調整事務所、境港漁業調整事務所、九州漁業調整事務所）
- 18日(金)◇『観光カリスマ百選』選定結果について（農村振興局地域振興課）
- ◇第5回食料・農業・農村政策審議会 統計部会等の開催のお知らせ（大臣官房統計部統計企画課）
- ◇平成17年度畜産物価格関連対策の概要（生産局畜産部畜産企画課）
- ◇米国産牛肉等の輸入停止措置に伴う牛肉の需給動向について（生産局畜産部食肉鶏卵課）
- ◇地域再生計画（第3回）の認定について（農村振興局農村政策課）
- ◇麦製品等の取引価格の推移（平成17年2月分）（総合食料局食糧部計画課）
- ◇BSE 患畜（第15例目）に関する情報（消費・安全局衛生管理課）
- ◇構造改革特区計画の第7回認定について（大臣官房企画評価課）
- ◇アサリの出産地表示の根拠確認状況について（第2回中間報告）（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇平成16砂糖年度4月～6月期における砂糖及び異性化糖の需給見通し（生産局特産振興課）
- ◇平成16年度農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会「基幹的な農業水利施設の管理体制支援」の報告書について（農村振興局整備部設計課、水利整備課施設管理室、計画部事業計画課）
- ◇わたみ油かす及びその粉末肥料及び混合有機質肥料への異物の混入及び許容基準を超えるカドミウムの検出について（第1報）（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇カルビーポテト株式会社等が植物防疫法に違反して種馬鈴しょを譲渡したことに對する措置について（消費・安全局植物防疫課）
- ◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（案）に関する意見の募集（パブリックコメント）のお知らせについて（大臣官房環境政策課）
- ◇食料・農業・農村政策審議会 生産分科会平成16年度第2回畜産物価格等部会の概要について（生産局畜産部畜産企画課、牛乳乳製品課、食肉鶏卵課）
- ◇平成16年度第10回 MA 一般輸入米入札結果の概要（総合食料局食糧部食糧貿易課）
- ◇クローン牛の異動報告のとりまとめについて（H17.2.1～H17.2.28異動情報提供分）（技術会議事務局技術安全課、生産局畜産部畜産振興課生産技術室）
- ◇太平洋広域漁業調整委員会各部会の結果（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、仙台漁業調整事務所）

◇第26回 FAO 水産委員会 (COFI) の結果について (水産庁資源管理部国際課)

◇「アオギス再生特別委員会報告書 (案)」に対する意見・情報の募集結果について (水産庁増殖推進部漁場資源課)

22日(火)◇牛肉小売価格等の調査結果平成17年3月第3週 (3月14日～3月18日) (消費・安全局消費・安全政策課)

◇食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会食糧部会資料一覧 (総合食料局食糧部計画課、計画課需給調整対策室)

◇「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の公表について (総合食料局食糧部計画課)

◇WTO 農業委員会特別会合 (技術会合) の結果概要 (大臣官房国際部国際経済課)

◇農林水産研究開発レポートNo.12「病害虫の総合的管理技術—化学農薬だけに依存しない病害虫の防除—」の発行について (技術会議事務局技術政策課技術情報室)

◇有明海・八代海再生特措法に基づく促進協議会幹事会について (水産庁増殖推進部漁場資源課)

◇平成17年福岡県西方沖地震による被害漁業者等に対する経営資金等の融通及び既貸付金の償還猶予等について (水産庁漁政部水産経営課)

23日(水)◇第3回フードガイド (仮称) 検討会の開催について (消費・安全局消費者情報官、厚生労働省)

◇「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」の開催について (総合食料局食品産業企画課食品環境対策室)

◇種苗法による品種登録について (生産局種苗課)

◇食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会 第3回家畜衛生部会の開催について (消費・安全局衛生管理課)

◇島村農林水産大臣、岩永農林水産副大臣及び大口農林水産大臣政務官の国内出張について (大臣官房企画評価課)

◇米国における安全性未確認の遺伝子組換えトウモロコシの栽培について (消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室)

◇水産政策審議会第19回施策部会の開催について (水産庁漁政部企画課)

24日(木)◇食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号) 及び遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準 (平成12年農林水産省告示第517号) の一部改正案に対する意見の募集 (消費・安全局表示・規格課、厚生労働省)

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第4回砂糖分科会の概要について (生産局特産振興課)

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」第4回でん粉分科会の概要について (生産局特産振興課)

◇第5回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の開催について (生産局特産振興課)

◇大韓民国からの家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について (消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室)

◇平成16年度第11回 MA 一般輸入米入札結果の概要 (総合食料局食糧部食糧貿易課)

◇農家における男女共同参画に関する意向調査結果 (大臣官房情報課)

◇森林づくりに関する企業との懇談会の概要について (林野庁森林整備部森林保全課)

◇林政審議会の概要について (林野庁林政部企画課、林政課)

25日(金)◇平成16年産銘柄米の特別調査の実施結果について (消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室)

◇有機農産物の認定生産行程管理者調査結果について (消費・安全局表示・規格課)

◇農林水産省と環境省の連携による「田んぼの生きもの調査2004」の結果について (農村振興局土地改良企画課計画調整室)

◇平成16年4月1日に発見した政府所有に係るベトナム産精米のカビ付着について (総合食料局食糧部消費流通課)

◇「貝類 (カキ・ホタテ) トレーサビリティ導入ガイドライン」の公表について (消費・安全局消費・安全政策課)

◇国際漁業に係る経営・労働問題に関する労使官懇談会の設置について (水産庁漁政部企画課)

◇瀬戸内海機船船びき網漁業の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限

- 度を定める告示の一部改正についてのパブリックコメントの実施結果について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）
- ◇小型機船底びき網漁業取締規則第4条第2項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する告示の一部改正案についてのパブリック・コメントの募集結果について（水産庁資源管理部沿岸沖合課）
- ◇水産庁高速型漁業取締船「白鷺」の竣工について（水産庁資源管理部管理課指導監督室）
- ◇特定公益信託農林中金80周年森林再生基金について（林野庁森林整備部森林保全課）
- ◇平成16年度第3回太平洋イワシ・アジ・サバ等長期漁海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、㈱水産総合研究センター中央水産研究所）
- ◇平成16年度第2回東シナ海漁況海況予報（水産庁増殖推進部漁場資源課、㈱水産総合研究センター西海区水産研究所）
- 27日(日)◇牛海綿状脳症（BSE）の確定診断の結果について（消費・安全局衛生管理課）
- ◇日ロ漁業合同委員会第21回会議の結果について（水産庁資源管理部国際課）
- 28日(月)◇牛肉小売価格等の調査結果 平成17年3月第4週（3月22日～3月25日）（消費・安全局消費・安全政策課）
- ◇政府所有国内産米穀の一般競争入札（バイオマス用途）による売渡しの結果について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇平成17年産水稻10a当たり平年収量について（大臣官房統計部生産流通消費統計課）
- 水産関係公共事業の平成17年度予算の概要について（水産庁漁港漁場整備部計画課、防災漁村課）
- 29日(火)◇環境と調和のとれた農業生産活動規範（仮称）案についての意見・情報の募集結果について（生産局農産振興課環境保全型農業対策室）
- ◇普通肥料の検査結果の公表について（消費・安全局農産安全管理課）
- ◇「平成17年木材（用材）需給見通し」について（林野庁林政部木材課）
- ◇「主要木材の短期需給見通し（平成17年第2四半期及び第3四半期）」について（林野庁林政部木材課）
- 30日(水)◇農林水産省食堂におけるバイオマスからつくられた食器の試験的利用の終了について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇農業農村整備事業等における公共事業（補助事業分）の事業評価結果について（生産局畜産部畜産振興課）
- バイオマスタウン構想の公表（第2回）について（大臣官房環境政策課資源循環室）
- ◇「種苗法施行規則の一部を改正する省令案」及び「種苗法の規定に基づき指定種苗を定める等の件を改正する告示案」についての意見・情報の募集結果について（生産局種苗課）
- ◇牛海綿状脳症（BSE）サーベイランスの結果について（平成17年2月末まで）（消費・安全局衛生管理課）
- ◇飼料安全法の基準・規格に違反する事例について（消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室）
- ◇食料・農業・農村政策審議会（第11回）の開催及び一般傍聴について（大臣官房情報課情報分析室）
- ◇「果樹農業振興基本方針」の公表について（生産局果樹花き課）
- ◇平成16年3月9日に発見した政府備蓄米のカビ付着について（総合食料局食糧部消費流通課）
- ◇第4回「砂糖及びでん粉に関する検討会」の概要について（生産局特産振興課）
- ◇「食品に関するリスクコミュニケーション（OIEにおけるBSEルールの改正に関する意見交換会（第2回）」の開催及び出席者の募集について（消費・安全局消費者情報官）
- ◇明光食品株式会社に対する認定の取消し処分について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇佐竹商事株式会社に対する認定の取消し処分について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）
- ◇養豚問題懇談会報告書及び養鶏問題懇談会報告書について（生産局畜産部畜産振興課）
- ◇品種保護対策官（通称：品種保護Gメン）の設置について（生産局種苗課）
- ◇「OIE/BSEコード改正に関する専門家

会合」の開催について（消費・安全局衛生管理課、厚生労働省）

◇污水处理施設連携整備事業の認定について（農村振興局整備部農村整備課、国土交通省、環境省）

◇豚コレラ関係の定期報告関連情報について（消費・安全局衛生管理課）

◇第2回小動物獣医療に関する検討会の開催について（消費・安全局衛生管理課）

◇2004/2005年南極海鯨類捕獲調査船団の入港について（水産庁資源管理部遠洋課）

◇熊本県が「熊本県アサリ資源回復計画」を作成（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、熊本県）

31日(木)◇混合有機質肥料からの許容基準を超えるカドミウムの検出について（第2報）（消費・安全局農産安全管理課）

◇平成17～18年度における米麦の輸入業者の資格審査結果について（総合食料局食糧部食糧貿易課）

◇農業農村整備事業に関する新たな技術開発五カ年計画について（農村振興局整備部設計課施工企画調整室）

◇第9回「野菜政策に関する研究会」の概要について（生産局野菜課）

◇平成16年度事業評価（農業農村整備事業等補助事業）の結果について（農村振興局計画部事業計画課、整備部農地整備課、水利整備課、計画部土地改良企画課）

◇有機農産物等の登録認定機関の認定業務の廃止について（消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室）

◇「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の公表について（生産局農産振興課環境保全型農業対策室）

◇「花き産業振興方針」の策定・公表について（生産局果樹花き課）

◇政府国内産米穀の一般競争入札による売渡しの結果について（3月分）（総合食料局食糧部消費流通課）

◇17年度の政府国内産米穀の販売について（総合食料局食糧部計画課）

◇組換え DNA 技術応用飼料の確認申請案件に係る意見・情報について（消費・安全局衛生管理課）

◇野菜政策の基本的方向「野菜政策に関す

る研究会」報告書について（生産局野菜課）

◇「砂糖及びでん粉に関する検討会」とりまとめの公表について（生産局特産振興課）

◇污水处理施設連携整備事業の認定について（農村振興局整備部農村整備課、国土交通省、環境省）

◇農林水産研究基本計画の策定について（技術会議事務局研究調査官）

◇研究開発の事業評価の結果について（技術会議事務局技術政策課）

◇水産物の市況について（平成17年3月及び4月）水産物の市況について－東京都中央卸売市場における平成17年3月（2月21日～3月20日集計）の市況と、平成17年4月の市況見通し（前月との比較）－（水産庁漁政部加工流通課）

◇「カタクチイワシ瀬戸内海系群燧灘（ひうちなだ）資源回復計画」の作成について（水産庁資源管理部管理課資源管理推進室、瀬戸内海漁業調整事務所）

◇平成16年度林野公共事業の事業評価の結果について（林野庁国有林野部業務課、森林整備部整備課、治山課、計画課）

◇平成16年度水産関係公共事業の事業評価結果について（水産庁漁港漁場整備部計画課）

〈法令〉

3月1日(火)◇指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第16号）を公布（同日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。＜以下、略＞）

◇承認漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第17号）を公布（平成17年4月1日施行）

2日(水)◇中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（不動産登記法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

- 3 日(木)◇小売商業調整特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第2条第6項の特定対内投資事業者に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第5号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

- 4 日(金)◇特定商取引に関する法律第61条第1項に規定する指定法人を指定する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（平成17年3月7日施行）

◇特定商取引適正化業務を行う者に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇人材認定等事業に係る登録に関する省令の一部を改正する省令（文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇水産業協同組合法及び森林組合法による

倉庫証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

- 7 日(月)◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇産業活力再生特別措置法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部を改正する省令（総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇山村振興法施行規則の一部を改正する省令（総務省・農林水産省・国土交通省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

◇食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）

- ◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）を公布（平成18年4月1日施行。ただし、第5条第2号ただし書の改正規定、第8条の次に1条を加える改正規定及び様式第2の改正規定は平成17年4月1日から、第10条の2第2項第3号の改正規定及び第19条第2項第1号の改正規定は公布の日から施行）
- ◇食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）
- ◇林業労働力の確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省令第2号）を公布（不動産登記法の施行の日（平成17年3月7日）から施行）
- ◇工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）
- ◇不動産登記法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産省令第18号）を公布（不動産登記法の施行の日（平成17年3月7日）から施行）
- ◇食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）を公布（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成17年3月7日）から施行）
- 9日(水)◇民法の一部を改正する法律の施行期日定める政令（政令第36号）を公布（平成17年4月1日施行）
- ◇民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第37号）を公布（民法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行）
- ◇動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の品質管理の基準に関する省令（農林水産省令第19号）を公布（平成17年4月1日施行）
- ◇動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令（農林水産省令第20号）を公布（平成17年4月1日施行）
- 10日(木)◇植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第21号）を公布（同日施行）
- 11日(金)◇農業改良助長法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第22号）を公布（平成17年4月1日施行）
- ◇青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第23号）を公布（平成17年4月1日施行）
- ◇森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第24号）を公布（平成17年4月1日施行）
- 15日(火)◇海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第25号）を公布（平成17年4月1日施行）
- 16日(水)◇農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産省令第26号）を公布（同日施行）
- 17日(木)◇水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令（政令第50号）を公布（平成17年4月1日施行）
- 22日(火)◇農業協同組合法施行規則（農林水産省令第27号）を公布（平成17年4月1日施行）
- ◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）を公布（平成17年4月1日施行）
- 23日(水)◇家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第28号）を公布（平成17年4月1日施行）
- ◇農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金公布規則の一部を改正する省令（農林水産省令第29号）を公布（同日施行）

24日(木)◇平成12年から平成15年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第61号）を公布（同日施行）

◇平成16年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第69号）を公布（同日施行）

◇協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（内閣府・厚生労働省・農林水産省令第1号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第30号）を公布（平成17年4月1日施行）

25日(金)◇環境影響評価法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第1号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇商品取引所法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・経済産業省令第6号）を公布（平成17年4月1日施行）

28日(月)◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第2号）を公布（民法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（財務省・厚生労働省・農林水産省・経

済産業省・環境省令第3号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇商品取引所法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（農林水産省・経済産業省令第7号）を公布（平成17年4月1日施行）

29日(火)◇農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第2号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（内閣府・農林水産省令第3号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇農業信用保証保険法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第4号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇中小漁業融資保証法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産省令第5号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）を公布（文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇動物用医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（農林水産省令第31号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇動物用医療機器の臨床試験の実施の基準

に関する省令（農林水産省令第32号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇動物用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（農林水産省令第33号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（農林水産省令第34号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行し、同日以後に実施される使用成績調査又は製造販売後臨床試験から適用する）

◇動物用医薬品製造所等構造設備規則（農林水産省令第35号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第36号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産省令第37号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第38号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第39号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全の

ための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第2号）を公布（文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（農林水産省・国土交通省令第3号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇農住組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省・国土交通省令第4号）を公布（平成17年4月1日施行）

30日(水) ◇行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第13条第3項第1号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第18条第3項第1号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続きに関する省令（厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号）を公布（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇半島振興法の一部を改正する法律（法律第7号）を公布（平成17年4月1日施行。ただし、附則第2項の改正規定及び附則第3条から第5条までの規定は、同日施行）

◇山村振興法の一部を改正する法律（法律第8号）を公布（平成17年4月1日施行。ただし、附則第2項の改正規定並びに附則第4条及び第5条の規定は、同日施行）

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第78号）を公布（同日施行）

◇薬事法関係手数料令（政令第91号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行。ただし、次条の規定は、同日施行。＜以下、略＞）

◇動物用医薬品等手数料規則（農林水産省令第40号）を公布（令の施行の日（平成17

年4月1日)から施行。ただし、次条の規定は、同日施行。 <以下、略>)

◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定による環境報告書の作成及び公表の方法を定める命令(内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇中小企業等協同組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇農水産業協同組合貯金保険法施行規則及び農業協同組合法第94条の2第4項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・財務省・農林水産省令第1号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇石油需給適正化法に基づく石油の使用の制限に関する省令の一部を改正する省令(総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇鉱工業技術研究組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇鉱工業技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令(財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号)を公布(平成17

年4月1日施行)

◇中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第4号)を公布(平成17年4月1日施行)

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第54条第1号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働省・農林水産省令第3号)を公布(平成17年7月1日施行)

◇工業標準化法に基づく外国製造業者等に係る表示認定申請手数料の額の計算等に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第5号)を公布(平成17年10月1日施行。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。1 第1条の規定 平成17年4月1日 2 第2条の規定 平成17年7月1日)

◇日本工業規格への適合性の認証に関する省令(厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第6号)を公布(平成17年10月1日施行)

◇工業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第7号)を公布(平成17年10月1日施行)

◇感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部を改正する省令(農林水産省令第41号)を公布(平成17年7月1日から施行)

◇動物用医療用具の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第42号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第43号）を公布（薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）の施行の日（平成17年4月1日）から施行）

◇水産業協同組合の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令の一部を改正する省令（農林水産省令第44号）を公布（同日施行）

◇独立行政法人緑資源機構が行う独立行政法人緑資源機構法第11条第1項目第1号に規定する林道の開設又は改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（農林水産省令第45号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第46号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第47号）を公布（平成17年4月1日施行）

31日(木)◇国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（法律第16号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇公共工事の品質確保の促進に関する法律（法律第18号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第96号）を公布（国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成17年4月1日から施行）

◇漁業経営の改善及び再建整備に関する特

別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第48号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第49号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇自動車損害賠償保障法第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する省令（内閣府・農林水産省令第6号）を公布（平成17年4月1日から施行し、同日に開始する事業年度から適用する。）

◇日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第50号）を公布（同日施行）

◇農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第51号）を公布（平成17年4月1日施行）

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第105号）を公布（平成17年4月1日施行。ただし、＜以下、略＞）

◇鉱工業技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）を公布（平成17年4月1日施行）

農林水産省幹部職員名簿

(＊氏名は全て常用漢字等を使用しています)

職 名	平成16年4月1日現在	平成17年3月31日現在
農 林 水 産 大 臣	亀 井 善 之	島 村 宜 伸 (16. 9.27 ～)
農 林 水 産 副 大 臣	金 田 英 行	岩 永 峯 一 (16. 9.29 ～)
農 林 水 産 副 大 臣	市 川 一 朗	常 田 享 詳 (16. 9.29 ～)
農 林 水 産 大 臣 政 務 官	木 村 太 郎	大 口 善 徳 (16. 9.30 ～)
農 林 水 産 大 臣 政 務 官	福 本 潤 一	加 治 屋 義 人 (16. 9.30 ～)
農 林 水 産 事 務 次 官	石 原 葵	石 原 葵 (16. 1.13 ～)
農 林 水 産 審 議 官	木 下 寛 之	木 下 寛 之 (15. 7. 4 ～)
農 林 水 産 大 臣 秘 書 官	大 泉 充 彦	福 留 靖 浩 (16.10. 5 ～)
農林水産大臣秘書官事務取扱	山 口 英 彰	大 角 亨 (16. 9.27 ～)
○ 大 臣 官 房		
官 房 長	小 林 芳 雄	小 林 芳 雄 (15. 7. 4 ～)
総 括 審 議 官	松 本 有 幸	井 出 道 雄 (16. 7. 2 ～)
総 括 審 議 官 (国 際)	村 上 秀 徳	伊 藤 健 一 (16. 7. 2 ～)
技 術 総 括 審 議 官	坂 野 雅 敏	坂 野 雅 敏 (15. 7. 1 ～)
政策評価審議官(兼経営局)	山 田 修 路	佐 藤 正 典 (16. 7. 2 ～)
審議官(国際)	内 藤 邦 男	吉 村 馨 (16. 8. 9 ～)
審議官(兼総合食料局)	田 中 孝 文	佐 久 間 隆 (17. 1.11 ～)
審議官(兼消費・安全局)	岡 島 敦 子	高 橋 直 人 (16. 7. 2 ～)
審議官(兼消費・安全局兼生産局)	町 田 勝 弘	皆 川 芳 嗣 (16. 7. 2 ～)
審議官(環境兼生産局)	染 英 昭	染 英 昭 (15. 7. 1 ～)
審議官(兼林野庁)	宮 坂 亘	宮 坂 亘 (16. 7. 2 ～)
参事官(環境)	宮 崎 正 義	菊 地 弘 美 (16. 7. 2 ～)
参事官(兼消費・安全局)	齊 藤 登	伊 地 知 俊 一 (16. 7. 2 ～)
政 策 報 道 官	佐 藤 正 典	長 清 (16. 7. 2 ～)
総 務 課 長	石 島 一 郎	石 島 一 郎 (15. 7. 1 ～)
報 道 室 長	長 田 朋 二	長 田 朋 二 (16. 1.13 ～)
企 画 評 価 課 長	皆 川 芳 嗣	今 井 敏 (16. 7. 2 ～)
政 策 調 整 室 長	佐々木康雄	佐々木康雄 (15.10. 1 ～)
秘 書 課 長	高 橋 博	奥 原 正 明 (16. 5.11 ～)
文 書 課 長	吉 村 馨	中 尾 昭 弘 (16. 7. 2 ～)
予 算 課 長	本 川 一 善	本 川 一 善 (16. 1.13 ～)
経 理 課 長	茅 沼 茂 實	小 林 裕 幸 (16. 7. 2 ～)
会 計 監 査 室 長	山 石 正	山 石 正 (15. 1. 1 ～)
厚 生 課 長	市 毛 光 三	古 山 大 助 (17. 1.11 ～)
地方課長(事務取扱)	宮 崎 正 義	佐 藤 和 彦 (16. 7. 2 ～)
情 報 課 長	涌 野 佐 斗 司	涌 野 佐 斗 司 (15. 7. 1 ～)
情 報 分 析 室 長	西 岡 篤 彦	西 岡 篤 彦 (15. 7. 1 ～)
図 書 資 料 室 長	篠 崎 一 彦	北 村 公 二 (16.10. 1 ～)
環 境 政 策 課 長	菊 地 弘 美	塚 本 和 男 (16. 7. 2 ～)
資 源 循 環 室 長	藤 本 潔	藤 本 潔 (15. 7. 1 ～)

国 際 部 長
 国 際 政 策 課 長
 対 外 政 策 調 整 室 長
 国 際 経 済 課 長
 国 際 貿 易 機 関 室 長
 国 際 調 整 課 長
 地 域 調 整 室 長
 貿 易 関 税 課 長
 輸 出 促 進 室 長
 国 際 協 力 課 長
 海 外 技 術 協 力 室 長
 協 同 組 合 検 査 部 長
 調 整 課 長
 検 査 課 長
 参 事 官
 参 事 官
 参 事 官
 参 事 官 (兼大臣官房国際部)
 参 事 官 (兼消費・安全局)

小 西 孝 藏
 平 島 和 男
 大 内 秀 彦
 實 重 重 実
 大 杉 武 博
 豊 田 育 郎
 梶 島 達 也
 沖 浩 幸
 百 崎 賢 之
 後 藤 健
 松 本 隆 平
 船 本 博 昭
 小 林 裕 幸
 湊 原 明
 櫻 庭 英 悦
 馬 場 一 洋
 大 角 亨
 高 橋 洋
 嘉 多 山 茂
 参 事 官
 参 事 官
 参 事 官 (兼消費・安全局)
 参 事 官
 国 際 部 長
 国 際 政 策 課 長
 対 外 政 策 調 整 室 長
 国 際 経 済 課 長
 国 際 貿 易 機 関 室 長
 国 際 調 整 課 長
 地 域 調 整 室 長
 貿 易 関 税 課 長
 輸 出 促 進 室 長
 国 際 協 力 課 長
 海 外 技 術 協 力 室 長
 参 事 官 (兼大臣官房国際部)
 協 同 組 合 検 査 部 長
 調 整 課 長
 検 査 課 長

櫻 庭 英 悦 (15. 7. 1 ～)
 小 風 茂 (16. 4.26 ～)
 須 藤 徳 之 (17. 1.11 ～)
 嘉 多 山 茂 (15. 7. 2 ～)
 内 藤 邦 男 (16. 8. 9 ～)
 紺 野 邦 昭 (16. 7. 2 ～)
 玉 井 哲 也 (16. 7. 2 ～)
 榎 本 雅 仁 (16. 8. 2 ～)
 大 杉 武 博 (16. 1.13 ～)
 豊 田 育 郎 (16. 1.13 ～)
 大 浦 久 宜 (16. 7. 2 ～)
 酒 匂 宗 二 (16. 7. 2 ～)
 和 泉 真 理 (16. 9. 6 ～)
 後 藤 健 (16. 4. 1 ～)
 石 場 裕 (16. 7. 2 ～)
 沖 浩 幸 (16. 7. 2 ～)
 朝 比 奈 清 (16. 7. 2 ～)
 宮 原 章 人 (16. 7. 2 ～)
 湊 原 明 (16. 4. 1 ～)

○ 統計部

部 長
 管 理 課 長
 統 計 企 画 課 長
 システム管理室長
 経 営 ・ 構 造 統 計 課 長
 センサス統計室長
 生 産 流 通 消 費 統 計 課 長
 消 費 統 計 室 長

山 本 領
 長 清
 河 崎 厚 夫
 須 賀 原 公 泰
 岩 本 隼 人
 黒 木 弘 盛
 佐 本 和 男
 小 林 強 平

小 西 孝 藏 (16. 8. 9 ～)
 篠 田 幸 昌 (16. 7. 2 ～)
 河 崎 厚 夫 (15. 7. 1 ～)
 須 賀 原 公 泰 (15. 10. 1 ～)
 岩 本 隼 人 (16. 4. 1 ～)
 黒 木 弘 盛 (15. 7. 1 ～)
 澤 田 清 (17. 3.18 ～)
 篠 崎 一 彦 (16.10. 1 ～)

○ 総合食料局

局 長
次 長
総務課 長
経理室 長
情報管理室 長
食料企画課 長
流通課 長
卸売市場室 長
食品産業企画課 長
技術室 長
食品環境対策室 長
食品産業振興課 長
外食産業室 長
商品取引監理官
食糧部長
計画課 長
需給調整対策室 長
消費流通課 長
流通加工対策室 長
食糧貿易課 長

須賀口 菊 仁
伊 藤 健 一
塚 本 和 男
藤 川 満
中 西 茂 佐
中 村 英 男
齊 藤 昭
川 合 靖 洋
小 風 茂
小 平 均
山 本 景 一
成 田 喜 一
牧 元 幸 司
田 辺 義 貴
武 本 俊 彦
今 城 健 晴
太 田 豊 彦
紺 野 邦 昭
大 澤 慶 幸
高 本 正 樹

村 上 秀 徳 (16. 7. 2 ～)
山 田 修 路 (16. 7. 2 ～)
山 下 正 行 (16. 7. 2 ～)
藤 川 満 (15. 7. 1 ～)
長 岡 洋 (16.10. 1 ～)
林 徹 (16. 7. 2 ～)
齊 藤 昭 (15. 7. 1 ～)
山 下 容 浩 (16. 7. 2 ～)
曾 根 則 人 (16. 4.26 ～)
小 平 均 (16. 4. 1 ～)
山 本 景 一 (15. 7. 1 ～)
成 田 喜 一 (15.10. 1 ～)
石 井 俊 道 (16. 7. 2 ～)
田 辺 義 貴 (15. 1.10 ～)
高 橋 博 (16. 5.11 ～)
高 橋 洋 (16. 7. 2 ～)
吉 井 巧 (17. 1.11 ～)
島 田 純 (16. 7. 2 ～)
松 尾 元 (16. 7. 2 ～)
太 田 豊 彦 (17. 1.11 ～)

○ 消費・安全局

局 長
総務課 長
消費・安全政策課 長
国際室 長
表示・規格課 長
食品表示・規格監視室 長
農産安全管理課 長
農薬対策室 長
衛生管理課 長
国際衛生対策室 長
薬事・飼料安全室 長
魚類安全室 長
植物防疫課 長
検疫対策室 長
消費者情報官

中 川 坦
奥 原 正 明
坂 井 眞 樹
大 山 誠 一 郎
柄 澤 彰
皆 川 文 雄
細 田 久
横 田 敏 恭
栗 本 ま さ 子
釘 田 博 文
境 政 人
木 實 谷 浩 史
福 田 豊 治
大 村 克 己
姫 田 尚

中 川 坦 (15. 7. 1 ～)
平 尾 豊 徳 (17. 1.11 ～)
山 田 友 紀 子 (17. 1.11 ～)
小 川 良 介 (16. 7. 2 ～)
水 田 正 和 (16. 7. 2 ～)
皆 川 文 雄 (15. 7. 1 ～)
細 田 久 (15. 7. 1 ～)
横 田 敏 恭 (15.10. 1 ～)
栗 本 ま さ 子 (15. 7. 1 ～)
釘 田 博 文 (16. 1.13 ～)
境 政 人 (15. 7. 1 ～)
木 實 谷 浩 史 (15. 7. 1 ～)
福 田 豊 治 (15. 7. 1 ～)
大 村 克 己 (15.10. 1 ～)
姫 田 尚 (15. 7. 1 ～)

○ 生産局

局 長
 総務課 長
 生産政策室 長
 生産振興推進室 長
 農産振興課 長
 技術対策室 長
 環境保全型農業対策室 長
 野菜課 長
 流通加工対策室 長
 果樹花き課 長
 花き対策室 長
 特産振興課 長
 種苗課 長
 審査室 長
 畜産部 長
 畜産企画課 長
 畜産総合推進室 長
 畜産環境対策室 長
 畜産振興課 長
 生産技術室 長
 需給対策室 長
 草地整備推進室 長
 牛乳乳製品課 長
 食肉鶏卵課 長
 競馬監督課 長

白須敏朗
 高島 泉
 佐南谷英龍
 別所智博
 小栗邦夫
 佐藤 洋
 天野雅猛
 石田 寿
 近藤秀樹
 竹原敏郎
 横田一利
 三浦 進
 竹森三治
 永田 明
 井出道雄
 伊地知俊一
 水田正和
 大野高志
 塩田 忠
 引地和明
 徳田正一
 原田英男
 松島浩道
 佐藤一雄
 稲田 光

白須敏朗 (15. 7. 1 ～)
 實重重実 (17. 1.11 ～)
 塩谷和正 (16.12. 1 ～)
 別所智博 (16. 1.13 ～)
 小栗邦夫 (15. 7. 4 ～)
 川本憲一 (17. 1.11 ～)
 天野雅猛 (15. 7. 1 ～)
 竹森三治 (16. 7. 2 ～)
 近藤秀樹 (16. 4. 1 ～)
 竹原敏郎 (15. 7. 4 ～)
 吉田泰彦 (16. 7. 2 ～)
 佐藤憲雄 (16. 7. 2 ～)
 寺沢計二 (16. 7. 2 ～)
 永田 明 (15. 8. 1 ～)
 町田勝弘 (16. 7. 2 ～)
 清家英貴 (16. 7. 2 ～)
 川合靖洋 (16. 7. 2 ～)
 大野高志 (15. 1.22 ～)
 塩田 忠 (15. 7. 1 ～)
 廣川 治 (16. 7. 2 ～)
 山本徹弥 (16.12. 1 ～)
 原田英男 (15. 7. 1 ～)
 松島浩道 (15.10.1 ～)
 佐藤一雄 (16.1.13 ～)
 稲田 光 (14. 7. 3 ～)

○ 経営局

局 長
 総務課 長
 調整室 長
 経営政策課 長
 構造改善課 長
 経営構造対策室 長
 農地業務室 長
 普及課 長
 女性・就農課 長
 女性・高齢者対策推進室 長
 協同組織課 長
 経営・組織対策室 長
 金融調整課 長
 保険課 長
 保険数理室 長
 保険監理官

川村秀三郎
 小山信温
 和田善次
 今井 敏
 飯高 悟
 袴田泰三
 市村泰一
 伊藤英明
 野村文昭
 和泉真理
 山下正行
 天羽 隆
 平尾豊徳
 曾根則人
 池田泰雄
 柴田 寛

須賀田菊仁 (16. 7. 2 ～)
 江口洋一郎 (16. 7. 2 ～)
 和田善次 (13. 1. 6 ～)
 柄澤 彰 (16. 7. 2 ～)
 今城健晴 (16. 7. 2 ～)
 袴田泰三 (16. 4. 1 ～)
 市村泰一 (16. 4. 1 ～)
 伊藤英明 (15.10.1 ～)
 吉本明子 (16. 7. 2 ～)
 牛谷勝則 (16. 9. 6 ～)
 今井良伸 (16. 7. 2 ～)
 天羽 隆 (15. 5.16 ～)
 山口英彰 (17. 1.11 ～)
 馬場一洋 (16. 4.26 ～)
 池田泰雄 (16. 4. 1 ～)
 柴田 寛 (13. 1. 6 ～)

○ 農村振興局

局 長
次 長
総 務 課 長
農 村 政 策 課 長
農村整備総合調整室長
地 域 振 興 課 長
中山間地域振興室長
グリーン・ツーリズム推進室長
計 画 部 長
土地改良企画課長
計 画 調 整 室 長
資 源 課 長
農村環境保全室長
事 業 計 画 課 長
事業総合調整室長
整 備 部 長
設 計 課 長
施工企画調整室長
海外土地改良技術室長
水 利 整 備 課 長
農業用水対策室長
施 設 管 理 室 長
農 地 整 備 課 長
経営体育成基盤整備推進室長
農 村 整 備 課 長
集落排水・地域資源循環室長
総合整備事業推進室長
防 災 課 長
災 害 対 策 室 長

太 田 信 介
中 條 康 朗
中 尾 昭 弘
佐 藤 憲 雄
雑 賀 幸 哉
永 杉 伸 彦
水 間 史 人
木 村 治 和
宮 本 敏 久
井 上 明
中 野 拓 治
澤 田 清
富 田 友 幸
角 田 豊
植 田 勉
南 部 明 弘
齋 藤 晴 美
石 川 佳 市
國 安 法 夫
美 濃 眞一郎
中 安 正 晃
齊 藤 政 満
関 岡 英 明
中 里 良 一
高 嶺 彰
仲 家 修 一
松 原 明 紀
武 田 真 甲 子
森 繁

川 村 秀 二 郎 (16. 7. 2 ～)
中 條 康 朗 (16. 4. 1 ～)
森 多 可 志 (16. 7. 2 ～)
飯 高 悟 (16. 7. 2 ～)
雑 賀 幸 哉 (16. 4. 1 ～)
大 原 知 夫 (16. 7. 2 ～)
水 間 史 人 (15. 5. 1 ～)
木 村 治 和 (15.10. 1 ～)
宮 本 敏 久 (16. 1.13 ～)
井 上 明 (16. 1.13 ～)
中 野 拓 治 (16. 4. 1 ～)
富 田 友 幸 (17. 3.18 ～)
欠 (～)
角 田 豊 (16. 4. 1 ～)
尾 藤 勇 (16. 7. 2 ～)
南 部 明 弘 (16. 4. 1 ～)
齋 藤 晴 美 (14. 7.23 ～)
石 川 佳 市 (14. 4. 1 ～)
國 安 法 夫 (15. 7. 1 ～)
美 濃 眞一郎 (15. 7. 1 ～)
中 安 正 晃 (15. 8. 1 ～)
齊 藤 政 満 (16. 4. 1 ～)
関 岡 英 明 (16. 1.13 ～)
中 里 良 一 (16. 4. 1 ～)
高 嶺 彰 (16. 4. 1 ～)
仲 家 修 一 (16. 4. 1 ～)
植 田 勉 (16. 7. 2 ～)
片 桐 正 彦 (16. 7. 2 ～)
尾 崎 明 久 (16. 7. 2 ～)

○ 技術会議

会 務 局 長
研 究 総 務 官
研 究 総 務 官
総 務 課 長
施 設 室 長
技 術 政 策 課 長
技 術 情 報 室 長
技 術 安 全 課 長
研 究 開 発 課 長
先端産業技術研究課長
民間研究推進室長
地 域 研 究 課 長
国 際 研 究 課 長
首席研究開発企画官
研 究 開 発 企 画 官
研 究 開 発 企 画 官 (兼大臣官房)
研 究 開 発 企 画 官
研 究 開 発 企 画 官
研 究 開 発 企 画 官

薨 滋
石 原 一 郎
吉 田 岳 志
石 毛 光 雄
臼 杵 徳 一
片 山 信 浩
長 谷 川 裕
大 同 久 明
齋 藤 京 子
大 川 安 信
清 家 英 貴
福 盛 田 共 義
月 山 光 夫
勝 山 達 郎
佐 々 木 昭 博
氣 多 正
角 谷 徳 道
寺 島 一 男
村 上 ゆ り 子
林 清

薨 滋 (13. 1. 6 ～)
西 川 孝 一 (16. 7. 2 ～)
宮 崎 正 義 (16. 7. 2 ～)
欠 (～)
飯 田 道 夫 (16. 7. 2 ～)
片 山 信 浩 (16. 4. 1 ～)
長 谷 川 裕 (15. 7. 1 ～)
大 同 久 明 (15. 8. 1 ～)
齋 藤 京 子 (15. 7. 1 ～)
大 川 安 信 (16. 4. 1 ～)
牧 元 幸 司 (16. 7. 2 ～)
福 盛 田 共 義 (16. 4. 1 ～)
月 山 光 夫 (15. 7. 1 ～)
勝 山 達 郎 (16. 4. 1 ～)
佐 々 木 昭 博 (15. 7. 1 ～)
氣 多 正 (16. 4. 1 ～)
角 谷 徳 道 (15. 7. 1 ～)
寺 島 一 男 (15. 7. 1 ～)
村 上 ゆ り 子 (16. 4. 1 ～)
林 清 (16. 4. 1 ～)

○ 林 野 庁

長 官
次 長
林 政 部 長
林 政 課 長
企 画 課 長
経 営 課 長
林業労働対策室長
特用林産対策室長
木 材 課 長
木材貿易対策室長
参事官(兼大臣官房環境政策課)
森 林 整 備 部 長
計 画 課 長
森林総合利用・山村振興室長
海外林業協力室長
施工企画調整室長
整 備 課 長
造林間伐対策室長
治 山 課 長
山地災害対策室長
水源地治山対策室長
森 林 保 全 課 長
森林保護対策室長
研 究 普 及 課 長
技術開発推進室長
国 有 林 野 部 長
管 理 課 長
監 査 室 長
経 営 企 画 課 長
情 報 管 理 室 長
業 務 課 長
国有林野管理室長
国有林野総合利用推進室長
職 員 ・ 厚 生 課 長
福 利 厚 生 室 長

前 田 直 登
黒 木 幾 雄
岡 島 正 明
朝 比 奈 清
岡 田 憲 和
金 丸 康 夫
篠 原 宏
鈴 木 信 哉
河 野 元 信
森 田 一 行
島 田 純
梶 谷 辰 哉
山 田 壽 夫
今 井 良 伸
永 目 伊 知 郎
亀 下 英 次 郎
沼 田 正 俊
古 久 保 英 嗣
上 河 潔
安 楽 勝 彦
花 岡 千 草
篠 田 幸 昌
井 上 達 也
平 野 秀 樹
長 江 恭 博
辻 健 治
青 木 庸 三
山 口 正 三
島 田 泰 助
小 林 忠 秋
福 田 隆 政
富 澤 多 美 男
平 之 山 俊 作
津 元 頼 光
山 本 一 美

参 事 官

前 田 直 登 (16. 1.13 ～)
黒 木 幾 雄 (16. 1.13 ～)
岡 島 正 明 (16. 1.13 ～)
原 口 和 夫 (16. 7. 2 ～)
岡 田 憲 和 (16. 4. 1 ～)
金 丸 康 夫 (16. 4. 1 ～)
篠 原 宏 (14. 8. 1 ～)
鈴 木 信 哉 (16. 4. 1 ～)
河 野 元 信 (15. 7. 1 ～)
森 田 一 行 (16. 1.13 ～)
青 木 勉 (16. 7. 2 ～)
梶 谷 辰 哉 (15. 7. 1 ～)
山 田 壽 夫 (15. 7. 1 ～)
新 井 ゆ た か (16. 7. 2 ～)
永 目 伊 知 郎 (16. 4. 1 ～)
亀 下 英 次 郎 (16. 4. 1 ～)
沼 田 正 俊 (15. 7. 1 ～)
古 久 保 英 嗣 (15. 7. 1 ～)
上 河 潔 (15. 4. 1 ～)
安 楽 勝 彦 (15. 7. 1 ～)
花 岡 千 草 (15. 8. 1 ～)
佐 南 谷 英 龍 (16. 7. 2 ～)
佐 古 田 睦 美 (16.10. 1 ～)
平 野 秀 樹 (15. 4. 1 ～)
長 江 恭 博 (15. 8. 1 ～)
辻 健 治 (15. 7. 1 ～)
青 木 庸 三 (16. 1.13 ～)
欠 (～)
福 田 隆 政 (16. 7. 2 ～)
小 林 忠 秋 (16. 4. 1 ～)
沖 修 司 (16. 7. 2 ～)
富 澤 多 美 男 (15. 4. 1 ～)
平 之 山 俊 作 (15. 4. 1 ～)
津 元 頼 光 (16. 4. 1 ～)
山 本 一 美 (16. 4. 1 ～)

○ 森林管理局

北海道森林管理局長
東北森林管理局長
関東森林管理局長
中部森林管理局長
近畿中国森林管理局長
四国森林管理局長
九州森林管理局長

石 島 操
岸 純 夫
荒 木 喜 一 郎
関 厚
横 山 光 弘
織 田 哲 雄
亀 井 俊 水

亀 井 俊 水 (16. 7. 2 ～)
岸 純 夫 (16. 4. 1 ～)
荒 木 喜 一 郎 (15.10. 1 ～)
関 厚 (15. 7. 1 ～)
船 本 博 昭 (16. 7. 2 ～)
山 根 祥 生 (16. 7. 2 ～)
島 田 泰 助 (16. 7. 2 ～)

○ 水 産 庁

長 官
次 長
漁 政 部 長
漁 政 課 長
船 舶 管 理 室 長
企 画 課 長
水 産 経 営 課 長
指 導 室 長
加 工 流 通 課 長
漁 業 保 険 課 長
保 険 業 務 室 長
参 事 官
資 源 管 理 部 長
審 議 官
管 理 課 長
資源管理推進室長
指 導 監 督 室 長
沿 岸 沖 合 課 長
遊 漁・海 面 利 用 室 長
遠 洋 課 長
国 際 課 長
海 外 漁 業 協 力 室 長
参 事 官
増 殖 推 進 部 長
研 究 指 導 課 長
海 洋 技 術 室 長
漁 場 資 源 課 長
生 態 系 保 全 室 長
栽 培 養 殖 課 長
参 事 官
漁 港 漁 場 整 備 部 長
計 画 課 長
整 備 課 長
防 災 漁 村 課 長
国 際 顧 問 (水 産)

田 原 文 夫
弓 削 志 郎
山 本 晶 三
五 十 嵐 太 乙
高 橋 高 美
須 藤 徳 之
江 口 洋 一 郎
佐 藤 力 生
石 川 裕
濱 田 研 一
山 田 清 武
奥 野 勝
竹 谷 廣 之
糸 知 文
高 柳 充 宏
長 谷 成 人
淀 江 哲 也
重 義 行
鈴 木 眞 太 郎
山 下 潤
森 多 可 志
成 子 隆 英
宮 原 正 典
中 前 明
井 貫 晴 介
松 本 憲 二
小 松 正 之
長 畠 大 四 郎
長 尾 一 彦
石 塚 吉 生
田 中 潤 兒
鹿 田 正 一
橋 本 牧
影 山 智 将
後 藤 曉

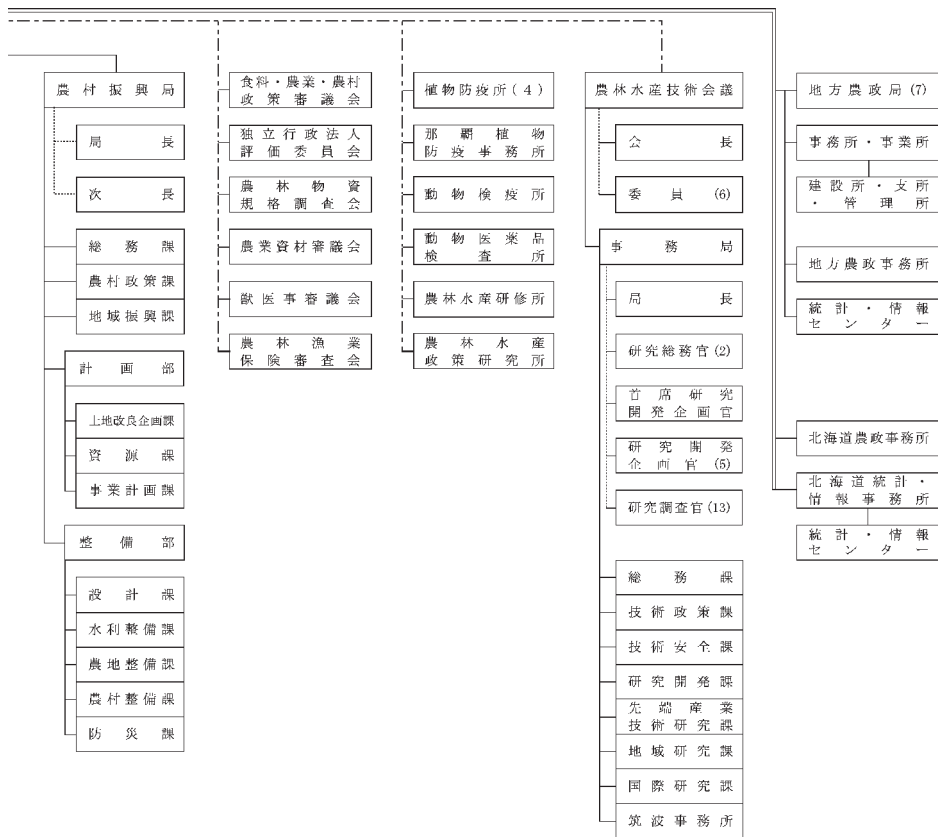
田 原 文 夫 (15. 7. 4 ～)
弓 削 志 郎 (16. 1. 13 ～)
武 本 俊 彦 (16. 5. 11 ～)
五 十 嵐 太 乙 (15. 7. 1 ～)
寺 島 由 成 (16. 7. 2 ～)
坂 井 眞 樹 (17. 1. 11 ～)
三 浦 正 充 (16. 7. 2 ～)
佐 藤 力 生 (16. 4. 1 ～)
大 内 秀 彦 (16. 7. 2 ～)
濱 田 研 一 (15. 10. 1 ～)
中 田 秀 幸 (16. 10. 1 ～)
奥 野 勝 (16. 1. 13 ～)
竹 谷 廣 之 (16. 1. 13 ～)
糸 知 文 (16. 1. 13 ～)
武 田 眞 甲 子 (16. 7. 2 ～)
長 谷 成 人 (16. 4. 1 ～)
淀 江 哲 也 (14. 4. 1 ～)
重 義 行 (15. 10. 1 ～)
鈴 木 眞 太 郎 (15. 10. 1 ～)
山 下 潤 (16. 1. 13 ～)
三 浦 進 (16. 7. 2 ～)
成 子 隆 英 (16. 4. 1 ～)
宮 原 正 典 (14. 8. 1 ～)
中 前 明 (16. 1. 13 ～)
井 貫 晴 介 (15. 10. 1 ～)
松 本 憲 二 (16. 4. 1 ～)
小 松 正 之 (14. 8. 1 ～)
長 畠 大 四 郎 (14. 8. 1 ～)
長 尾 一 彦 (16. 1. 13 ～)
和 田 時 夫 (16. 10. 1 ～)
田 中 潤 兒 (15. 4. 1 ～)
鹿 田 正 一 (15. 4. 1 ～)
橋 本 牧 (15. 4. 1 ～)
影 山 智 将 (14. 8. 1 ～)
後 藤 曉 (14. 9. 16 ～)

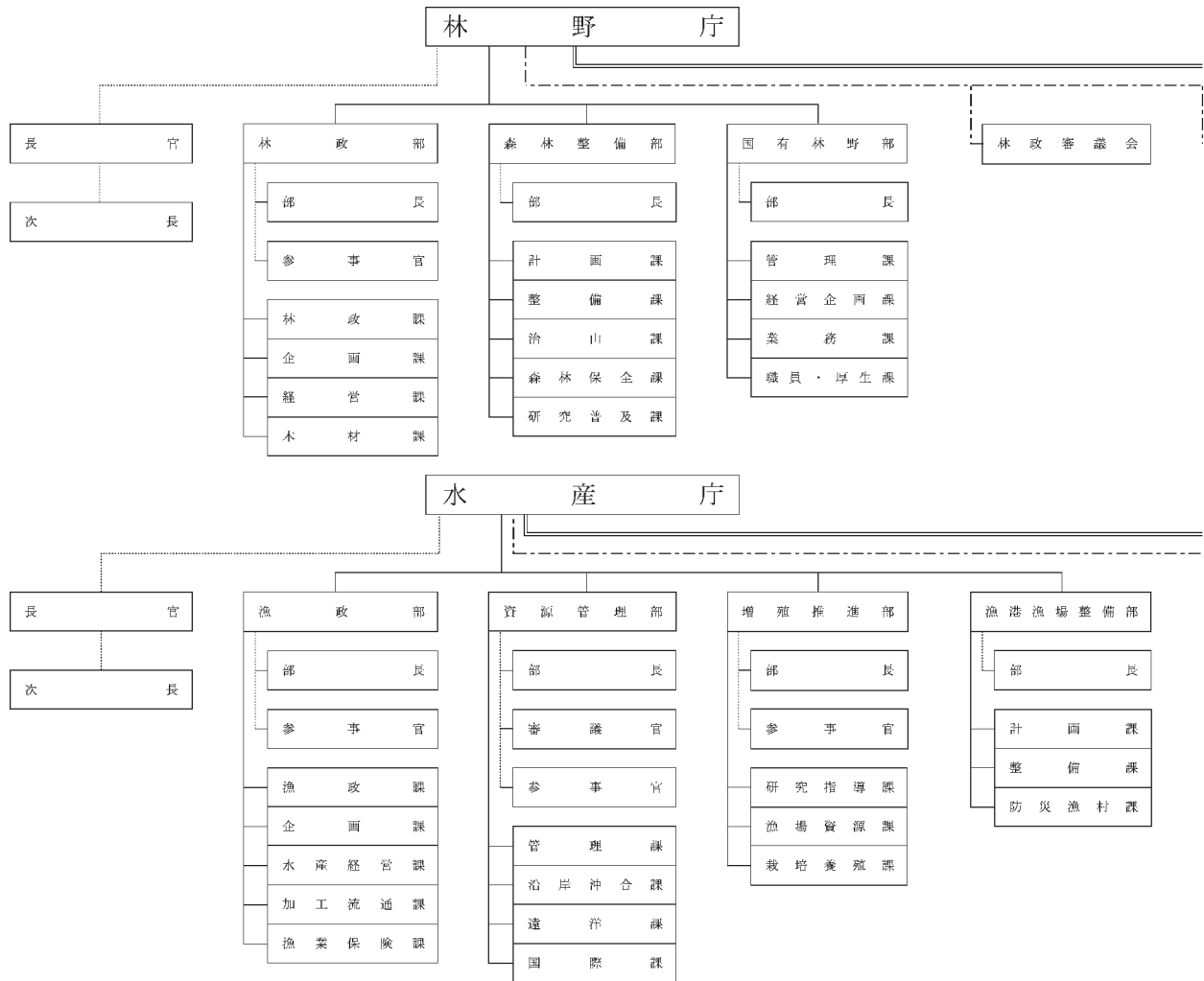
○ 地 方 農 政 局

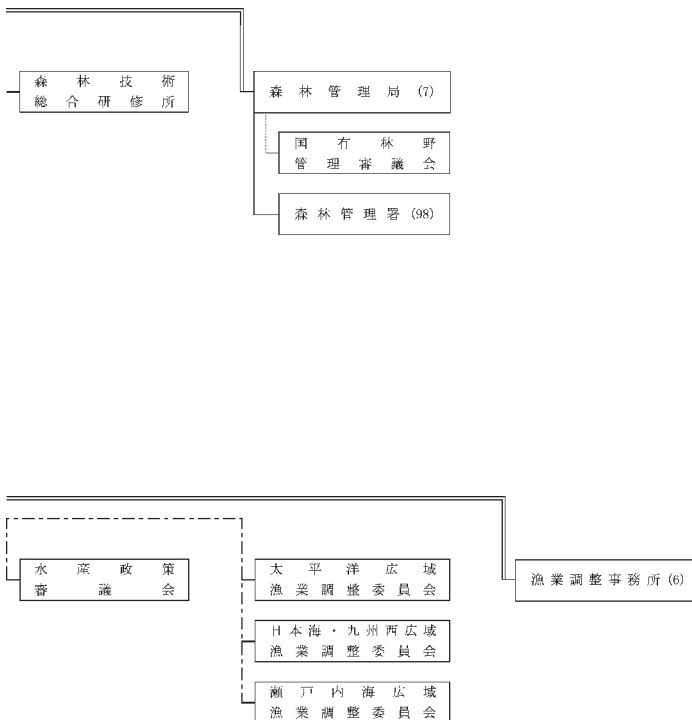
東 北 農 政 局 長
関 東 農 政 局 長
北 陸 農 政 局 長
東 海 農 政 局 長
近 畿 農 政 局 長
中 国 四 国 農 政 局 長
九 州 農 政 局 長

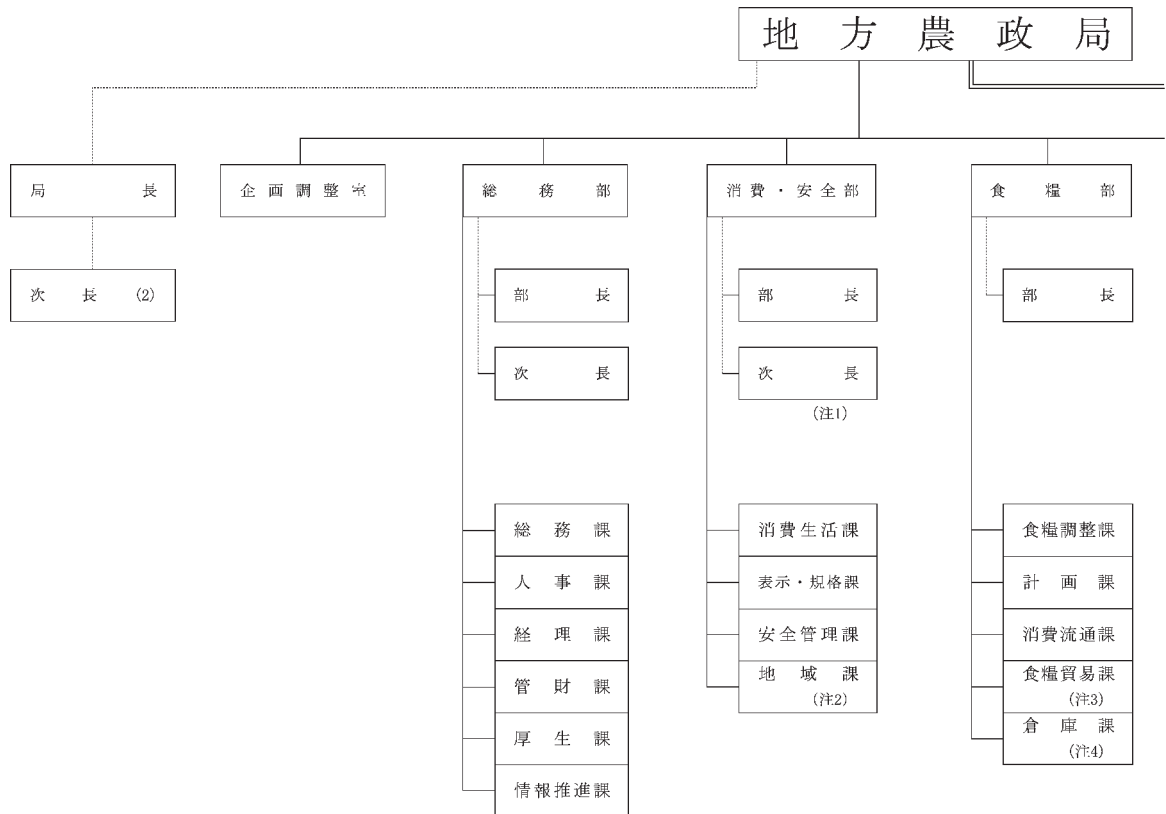
海 野 洋
山 野 昭 二
門 田 正 昭
西 川 孝 一
山 川 雅 典
松 本 政 嗣
大 串 和 紀

海 野 洋 (16. 1. 13 ～)
松 本 有 幸 (16. 7. 2 ～)
門 田 正 昭 (15. 7. 1 ～)
吉 田 岳 志 (16. 7. 2 ～)
山 川 雅 典 (15. 7. 1 ～)
松 本 政 嗣 (15. 7. 1 ～)
伊 丹 光 則 (16. 5. 1 ～)









注1:消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置

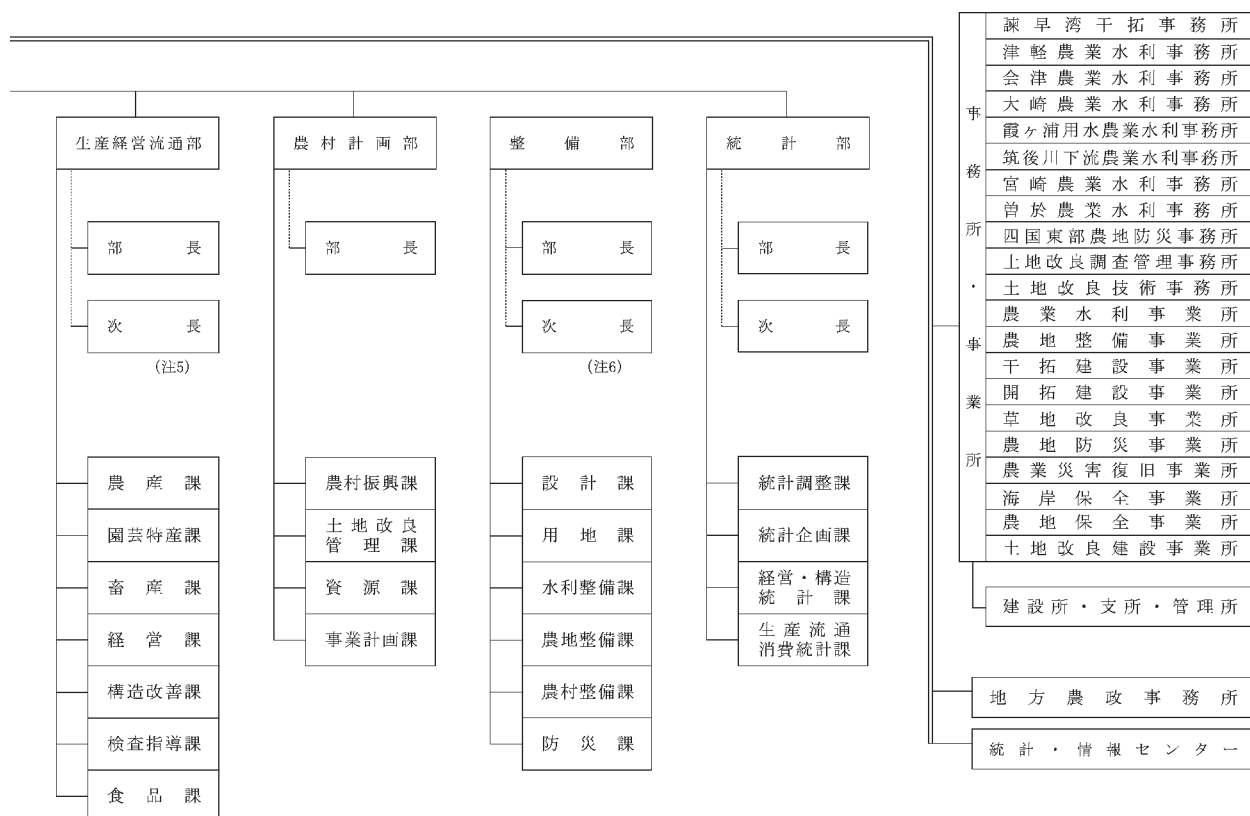
注2:地域課は25箇所（東北4、関東3、北陸3、東海4、近畿3、中国四国4、九州4）

注3:食糧貿易課は2局（東北、東海）に設置

注4:倉庫課は1局（東海）に設置

注5:生産経営流通部次長は6局（東北、関東、近畿、中国四国、九州）に設置

注6:整備部次長は九州にあっては2人設置



平成16年度

農 林 水 産 省 年 報

平成18年1月発行

編 集 農林水産省大臣官房情報課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1の2の1

電話 03-3502-8111
